

早稲田大学審査学位論文（博士）

「ビジネスと人権」に関する国際法の課題と発展
—国境を越える企業活動による人権侵害の防止と救済を中心に—

早稲田大学大学院法学研究科

伊 藤 和 子

目 次

序章	1
第1節 問題の所在	2
1 問題の背景	2
2 指導原則	4
第2節 先行研究	6
1 非国家主体と国際法主体性	6
2 ビジネスと人権に関する海外における先行研究	8
3 日本における先行研究	9
4 ガバナンス論	10
第3節 本研究の目的と視座	11
1 本研究の目的	11
2 本研究の視座	14
第4節 論文の構成	16
第5節 本研究の射程範囲	18
第6節 本論文での用語	19
第1部 予備的考察	23
第1章 国境を越えるビジネスがもたらす人権侵害と法	24
第1節 グローバル化がもたらす人権侵害とその特徴	24
1 経済のグローバル化の現代的特徴	24
2 新自由主義的グローバリゼーションの人権に対する影響	26
3 分析と課題	29
第2節 国際法の規範構造	30
1 個人の国際法主体性	30
2 非国家主体	31
3 私人の行為に対する国家の責任とその限界	32
4 小括	34
第3節 ソフトローを通じた多国籍企業統制の試み	35
1 ソフトローとは何か	35

2	国連による「多国籍企業行動規範」の取り組み	36
3	国際機関によるソフトローに基づく企業規制の試み	37
4	企業の自発的アプローチ—CSRの展開	38
5	グローバル・コンパクト	38
6	批判と限界	39
7	小括	40
第2章 国際人権法のアプローチ		41
第1節 国際人権法上の権利保障		41
1	国際法の一分野として発展した国際人権法	41
2	国際人権法が保障する権利	42
3	国家の義務	47
第2節 域外的保護義務の展開と限界		48
1	人権条約の適用範囲と解釈の発展	48
2	域外的義務の限界	49
3	受入国の義務履行の限界	53
4	考察	54
第3節 国際人権法による多国籍企業規制の提案		56
1	学説	56
2	企業に直接の義務を課す「規範（案）」の提案	56
3	「規範（案）」に対する国際社会の反応と批判	59
4	小括	60
第1部のまとめ		62
第2部 国連ビジネスと人権指導原則とその実施		64
第3章 国連ビジネスと人権に関する指導原則		65
第1節 指導原則の内容		65
1	国家の「保護」する義務（第1の柱）	65
2	企業の責任（第2の柱）	67
3	救済（第3の柱）	70

第2節 指導原則のフォローアップ	70
1 国連作業部会の設置	70
2 指導原則の普及	71
第3節 指導原則に対する学説の評価	72
1 指導原則の意義	72
2 国家の義務	72
3 企業の責任	73
4 救済	75
5 その他の批判	75
第4節 小括	75
第4章 指導原則の実施	77
第1節 国家による指導原則の実施	77
1 ラナプラザ事故から国家の関与へ	77
2 EUと指導原則	78
3 EUによる加盟国への規制	80
4 開示法制の効果	83
第2節 企業の責任	84
1 はじめに	84
2 指導原則の受容と基準設定	85
3 多様なアクターによる指導原則の実施	85
4 指導原則を活用した現場からの告発	87
5 実効性の欠如を示す分析	88
6 国連作業部会、EUによる評価	91
7 小括	93
第5章 国境を越える企業の人権侵害に関する救済へのアクセス-米国の動向を中心に-	94
第1節 ATCA 訴訟	94
1 ATCA 訴訟の展開	94
2 米国連邦最高裁における域外適用否定とその後	96

3 争点	98
第2節 米国企業が関わる人権侵害の救済の否定	100
1 問題の所在	100
2 ボパール事件	101
3 対 Chevron 石油訴訟	101
4 小括	103
第3節 考察	104
1 被害者の救済の否定	104
2 域外管轄権問題	104
3 小括	108
第2部のまとめ	110
第3部 ビジネスと人権に関する国際法の発展の可能性	111
第6章 国境を越える企業活動と国家の義務	114
第1節 非国家主体による越境損害に関する国家の義務	114
1 国家責任—領域使用の管理責任に関する判例の発展	114
2 国際環境法の発展	115
3 越境損害防止義務の拡大と義務の内容	117
第2節 領域外の非国家主体による有害行為に関する規範の展開	118
1 領域外の非国家主体に対する国家の義務の拡大	119
2 領域外の非国家主体の人権侵害行為に関する国家責任の展開	124
第3節 人権条約の域外的義務に関する考察	126
1 国際法上の域外的義務の拡大の動向	126
2 国際人権法に関する考察	127
3 国際協力義務および対世的義務の視点からの考察	129
4 学説の動向	131
5 小括	132

第7章 企業の人権に関する義務と被害賠償	134
第1節 非国家主体の人権に対する義務	135
1 非国家主体に対する国際法上の直接的義務	135
2 条約による法人責任と企業の間接的義務	139
3 小括	141
第2節 越境環境被害に対する救済・賠償	141
1 ソフトローの展開	141
2 高度に危険性のある私人の越境活動による損害	142
3 国連海洋法条約	143
4 油濁汚染に関する条約	144
5 企業に対応・是正義務を課す条約	145
6 ILC 諸原則	145
7 小括 越境環境損害の被害賠償に関する概要	146
第3節 考察	148
1 企業に直接・間接的に人権条約上の義務を課す国際法の発展可能性	148
2 企業の賠償責任と実効的な被害救済を確保する国際法の発展	150
3 小括	154
第8章 国際人権条約機関による解釈の発展	
–域外的義務の拡張の動き–	155
第1節 はじめに	155
1 人権条約機関における発展的解釈	155
2 検討対象	156
3 人権条約機関の動向	157
第2節 人種差別撤廃委員会	157
1 総括所見	157
2 背景および意義	159
第3節 子どもの権利委員会	159
1 一般的意見	160
2 総括所見	162

第4節 社会権規約委員会	162
1 一般的意見	163
2 総括所見	165
3 小括	168
第5節 女性差別撤廃条約	169
1 一般的勧告	169
2 総括所見	170
第6節 自由権規約	171
1 一般的意見	172
2 総括所見	172
3 個人通報	173
第7節 人権条約機関の解釈の動態的变化	175
1 人権条約機関の解釈の傾向	175
2 人権保障システム間で浸透し、促進される解釈の発展	176
第8節 発展的解釈の意義と効果	177
1 人権条約機関の解釈の位置づけ	177
2 発展的解釈の正当性	178
3 発展的解釈の効果（国家実行と企業への影響）	180
4 地域人権条約機関への影響	181
5 小括	183
第3部のまとめ	185
第4部 ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動的展開	186
第9章 欧州における人権デュー・ディリジェンスを義務付ける立法の潮流	188
第1節 デュー・ディリジェンスを義務付ける国内立法	188
1 フランス「企業の注意義務法」	188
2 オランダの児童労働デュー・ディリジェンス法	191
3 ドイツにおけるサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法	193
4 加速する動き	195
5 法制化の評価と課題	196

第2節 EUの人権・環境デュー・ディリジェンス指令	197
1 デュー・ディリジェンス規制を求める動きと背景	198
2 EU指令案	200
3 指令案に対する評価	202
4 EU指令の展望	205
5 小括	207
第10章 欧州における越境的人権侵害の被害救済	209
第1節 EUにおける民事裁判管轄の展開	210
1 Brussel規則の意義	210
2 フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に関する欧州司法裁判所の動き	212
第2節 英国における多国籍企業訴訟の展開	213
1 はじめに	213
2 親会社の責任原則	213
3 Vedanta Resources PLC 最高裁判決	215
4 英国における対 Shell 訴訟	216
5 小括	218
第3節 オランダにおける不法行為訴訟の進展	219
1 オランダにおける不法行為法と不法行為訴訟	219
2 Akpan et al. v. Royal Dutch Shell	220
3 対 Shell 気候変動訴訟	221
第4節 到達点と課題	224
第11章 さらなる国際法の発展に向けて	227
第1節 拘束力のある国際文書の議論	227
1 交渉の経緯	227
2 草案の内容	229
3 草案の限界と懸念	232
4 国際社会の反応	234
5 小括	235

第2節 企業のアカウンタビリティを求める国連人権メカニズムの動き	236
1 はじめに	236
2 人権理事会を舞台とする取り組み	236
3 小括	237
第3節 ライツホルダーを中心とする「下からのグローバリゼーション」	240
1 1980年代からの動き	242
2 サプライチェーンにおける人権侵害の告発	243
3 人権訴訟の原告となる当事者たち	244
4 国連の人権メカニズムとの協働	245
5 世論によって直接企業のアカウンタビリティを追及する動き	246
6 ハードロー化の動きを促進する社会運動	248
7 小括	249
第4部のまとめ	251
終章	253
既発表の論文等の業績	259
参考文献	260

Abbreviation

ATCA	Alien Tort Claim Act
COE	Council of Europe
CSR	Corporate Social Responsibility
ESG	Environment, Social and Governance
EU	European Union
FRA	Agency for Fundamental Rights
ICC	International Criminal Court
ICJ	International Court of Justice
ILA	International Law Association
ILC	International Law Commission
ILO	International Labor Organization
ITLOS	International Tribunal for the Law of the Sea
LBI	Legally Binding Instrument
NAP	National Action Plan
NGO	Non Governmental Organization
NSA	Non State Actor
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development
OHCHR	Office of High Commissioner for Human Rights
OEIGWG	The open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights
PRI	Principles for Responsible Investment
RDS	Royal Dutch Shell
SPDC	The Shell Petroleum Development Company of Nigeria
SRSR	Special Representative of the Secretary-General
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development
UNEP	United Nations Environment Programme

序章

経済のグローバル化が進むなか、国境を越えて人々の人権を危険に晒す企業活動を国際法はいかにして実効的に規制し、影響を受ける人々を人権侵害から保護・救済することができるだろうか。

本研究は、グローバリゼーションを背景に、グローバル展開する企業が越境して事業活動を行う結果、人々の人権を侵害するという極めて現代的な課題に対し¹、国際社会と国際法がいかなる対応をしてきたのか、現在の国際法及びソフトロー秩序の到達点は、果たして国境を越える人権侵害によって影響を受ける人々の人権を実効的に保障するものといえるのかを分析する。そのうえで、企業の越境的活動がもたらす人権侵害によって影響を受ける人々の人権を実効的に保護するための国際法の発展方向を考察し、今後の課題と展望を明らかにすることを目的とする²。

2000年代に入り、グローバリゼーションの負の側面への対応が喫緊の課題として認識されて以降、ビジネスと人権に関する国際法の発展は真剣に模索されてきた。

2011年には、ソフトロー規範である国連「ビジネスと人権に関する指導原則：『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」³（以下「ビジネスと人権に関する指導原則」又は「指導原則」という）が採択された。

本研究では、指導原則の意義と効果を、企業活動によって人権に影響を受ける人々の視点に立って検討したうえで、越境的な企業行動によって発生する人権侵害の実効

¹ グローバリゼーションの定義は諸説あるが、本研究では、冷戦崩壊後の経済的グローバル化に着目し、スティグリッツの定義に従い、「自由貿易の障壁を取り払い世界各国の経済をより緊密に統合すること」と定義する。ジョセフ・E・スティグリッツ（鈴木主税訳）『世界を不幸にしたグローバリゼーションの正体』（徳間書店、2002年）27頁。第1章で改めて詳述する。

² 本研究の主な検討対象は国際法の一分野である国際人権法であるが、国際人権法は国際法の一部であること、一般国際法に関する支配的な見解や言説が、国際人権法の解釈や発展に大きく影響を与えていること、ビジネスと人権に関する国際条約の構想が、これまでの国際人権法の枠にとどまらないことを考慮し、国際法の課題と発展、と問題設定して議論を進める。一般国際法と国際人権法の関係については第2章に詳述する。国際法上のソフトローの定義については、法的拘束力を有する国際法であるハードローと異なり、国際法上の法的拘束力を持たず、国際法の形式的法源に該当しない文書として整理する(岩沢雄司『国際法』44、45頁（東京大学出版会、2020年）。第1章で、国際法と対比してソフトローについて詳述する。

³ Human Rights Council, Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect Respect and Remedy” Framework, in the “Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, A/HRC/17/31, Annex, 21 March 2011 (hereinafter, referred to as “Guiding Principles”).

性ある解決のために、より根本的には何が求められているかを検討し、被害防止と救済のための国際法の発展の方向性を具体的に明らかにする。同時に、現に進行しているビジネスと人権に関する国際法の動的発展過程を分析し、被害者及び当事者の視点から課題と展望を明らかにする⁴。

第1節 問題の所在

1 問題の背景

冷戦崩壊後、経済のグローバル化が進むなか、企業による国境を越えた事業活動が、領域外の国、特に開発途上国の人々の人権に負の影響を与えるケースが増加した。多国籍企業等の企業が豊富な天然資源と安い人件費を求めて開発途上国に進出し⁵、自ら、または海外現地子会社や現地取引先を通じて、現地の人々の人権や環境に深刻な影響を及ぼしたのである⁶。受入国の事業の現場では、土地の権利を奪い、環境を破壊する資源開発、先住民の権利侵害、反対する住民への強権的弾圧、鉱山産業における児童労働・強制労働、労働法の整備が十分でないアジア諸国等のサプライチェーンの末端での労働問題等が報告された⁷。これらは、世界人権宣言、国際人権諸条約等、国際的に確立された人権基準に対する侵害に該当しうる事象と言える⁸。

⁴ 本研究では被害者と並列して、人権侵害の影響を受ける可能性があるが、人権侵害を受けるに至っていない個人や集団を「当事者」と呼ぶ。企業の活動のバリューチェーンに関連し、その人権が危機にさらされる可能性のある人々であり、調達先工場の従業員や開発事業地の周辺住民、多国籍企業の操業地における住民、とりわけ先住民が想定される典型的な当事者である。被害者と当事者を総称し、ライツホルダー (Rights Holder) とも呼ぶ。ライツホルダーとは、ビジネスと人権の文脈で、人権の保護、尊重を享受すべ人権享有主体である。)。

⁵ マンフレッド・B・スティーガー著(櫻井公人他訳)『新版 グローバリゼーション』(岩波書店、2010年) 10-17頁。開発途上国、先進国についても様々な定義があるが、さしあたり、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development (hereinafter, referred to as the “OECD”)) 加盟国を先進国、が公表する政府開発援助 (Official Development Assistance, referred to as the ODA) 受け取り国を途上国として議論を進める。最新の ODA 受け取り国リストは以下のとおりである。OECD, “DAC List of ODA Recipients”, available at <https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-finance-standards/DAC_List_ODA_Recipients2018to2020_flows_En.pdf> last accessed on 30 January 2023. 本研究の文脈では、多国籍企業の送り出し国の多くが先進国であり、受入国の多くが途上国であることが重要となる。

⁶ スティグリッツ『前掲書』(注1)、サスキア・サッセン (伊藤茂訳)『グローバル資本主義と〈放逐〉の論理—不可視化されゆく人々と空間』(明石書店、2017年)、ナオミ・クライン (松島聖子訳)『ブランドなんかいららない—搾取で巨大化する大企業の非情』(大月書店、2009年)。

⁷ Lise Smit, et al., *Study on due diligence requirements through the supply chain: Final Report* (Brussels: European Commission, 2020), pp. 214-218 (2020), (hereinafter, referred to as “European Commission Final Report (2020)”). 多国籍企業について明確な定義はなく、OECDによれば「2以上の国において設立される会社又はその他の事業体から成り、様々な方法で活動を調整できるように結び付いている。これらの事業体の1又は2以上のものは、他の事業体の活動に対して重要な影響力を行使し得るが、企業内における事業体の自治の程度は、多国籍企業毎に大きく異なり得る」(OECD 多国籍企業行動指)(2011年版日本語仮訳) 14)。

⁸ 「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights, proclaimed by the United Nations General Assembly

しかし、グローバル展開する企業の人権侵害から影響を受ける人々の人権を守るために、実効的に人権侵害を防止・是正・救済する方向での国際法の発展は阻まれてきた⁹。

多くの人権条約において、国家は「領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人」(自由権規約2条)に対する条約上の義務を負うと理解されており、国家は越境する企業による人権侵害の被害を受けた領域外の個人に対する人権条約上の義務を負うことも、司法管轄権を行使して被害者を救済する義務を負うこともない、と理解されてきた¹⁰。

また、非国家主体である企業は国家と同等の国際法主体とみなされないため、企業が国際人権法上の義務を負うことも想定されてこなかった¹¹。

このため、多国籍企業に国際人権法上の義務を課し、アカウントビリティを確保し

Resolution 217AIII (1948) と国際人権諸条約については、第2章に詳述する。国連で採択された主要な人権諸条約のうち、本研究では主に、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(以下「自由権規約」という)(International Civil and Political Rights, adopted 16 December 1966, entered into force 23 March 1976 (hereinafter, referred to as, “ICCPR”))、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(以下「社会権規約」という)(International Covenant of Economic, Social and Cultural Rights, adopted 16 December 1966, entered into force January 3 1976, UNTS 3 (hereinafter, referred to as, “ICESCR”))、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(以下「人種差別撤廃条約」という)(International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination, adopted 7 March 1966, entered into force January 4 1969, 660 UNTS 195 (hereinafter, referred to as, “CERD”))、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女性差別撤廃条約」という)(Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, adopted 18 November 1979, entered into force 3 September 1981, 1249 UNTS 13 (hereinafter, referred to as, “CEDAW”))、「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」)(Convention on the Rights of the Child, 20 November 1989, entered into force 2 September 1990, 1577 UNTS 3 (hereinafter, referred to as, “CRC”))を検討対象とする。

⁹ Jennifer A. Zerk, *Multinationals and Corporate Social Responsibility, Limitations and opportunities in International Law*, pp. 76-142 (Cambridge University Press, 2006).

¹⁰ 自由権規約2条1項。子どもの権利条約は2条に「その管轄の下にある」子どもの権利の尊重・確保を締約国の義務とする。「人権と基本的自由の保護のための欧州条約」(以下「欧州人権条約」という)(European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, adopted 4 November 1950, entered into force 3 September 1953, ETS5, as amended by Protocols Nos.11 and 14, (hereinafter, referred to as, “ECHR”) supplemented by Protocols Nos.1,4,6,7,12 and 16)も、1条は「締約国は、その管轄内にあるすべての者に対し、この条約の第1節に定義する権利および自由を保障する」と規定する。「人権に関する米州条約」(以下「米州人権条約」という)(American Convention of Human Rights, adopted 22 November 1969, entered into force 18 July 1978, 1114 UNTS 123)1条も、「その管轄下にある全ての個人に対し」人権を保障する締約国の義務を規定する。

¹¹ *Ibid.*, 国際人権法の定義は諸説あるが、申は「人権保障に関する国際的な規範、及びそれを実施するための法制度や手続の体系」であるとし、人権保障を目的とした多数国間条約のほか、世界人権宣言等のように、「人権保障に関する国際基準となることを意図して国連総会等で採択された宣言や決議、並びに、これらの条約・宣言等を背景として形成されている慣習国際法の規範を含む」と広く定義する(申恵丰『国際人権法〔第2版〕』34頁(信山社、2016年2022年))。本研究も同様の定義に基づき、議論を進める。国際人権基準とは、世界人権宣言や各国が批准した国際人権条約にとどまらず、人権条約機関の解釈や国連決議等によって、動的に更新されている。(国際連合広報センター「その他の人権基準」available at <<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/other-standards/>> last accessed on 30 January 2023) が、全ての国際人権基準を網羅するものではない。国際人権法については第2章に詳述する。

ようとする取り組みは頓挫してきた¹²。

2 指導原則

(1) こうしたなか、ソフトロー規範を通じて企業の責任を国際法上位置づける模索が国連を中心として進められ、2011年、国連人権理事会は、「ビジネスと人権に関する指導原則」を全会一致で採択した¹³。指導原則は、ビジネスに関連した人権侵害への対応として、人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスを3つの柱（「保護」「責任」「救済」）とするフレームワークを提示し、この土台の上に国家の義務と企業の責任を列挙し、企業を名宛人とする人権に対する責任を国連文書として初めて明記した¹⁴。

ここで定められた企業の人権尊重責任は、すべての人権に及び（指導原則12）、自社だけでなく海外を含む子会社、取引先、バリューチェーンに及ぶと規定され（指導原則13）、企業の負う責任の具体的内容は人権デュー・ディリジェンス（指導原則17以降）として詳細に規定された¹⁵。指導原則は、グローバルに展開する企業が、自社だけでなく子会社、取引先を通じて海外で人権を侵害するという現代的状況に対応し、企業はバリューチェーン全体における人権への負の影響に対し責任を負う、という規範を打ち出した点で画期的と言える。

しかし、指導原則には、以下のような限界があるとの指摘がある。第1に、企業

¹² 第2章に詳述する。

¹³ Guiding Principles, *supra* note 3, Human Rights Council Resolution, *Human rights and transnational corporations and other business enterprises*, U.N. Doc. A/HRC/RES/17/4, 6 July 2011, paras. 1 and 2.

¹⁴ *Ibid.* 日本語訳は、サステナビリティ日本フォーラムとアジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）翻訳、国連広報センター校閲による「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために A/HRC/17/31」を参照した（国際連合広報センター「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために（A/HRC/17/31）」 available at <https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/> last accessed on 30 January 2023）。

¹⁵ *Ibid.*, Principle 12, 13 and 17. 指導原則 13b は、「たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止又は軽減するように努める」とし、解説は、同原則の「取引関係」には、取引先企業、バリューチェーン上の組織、及び企業の事業、製品またはサービスと直接関係のある非国家または国家組織を含む、と規定する（Principle 13, Commentary）。国連人権高等弁務官事務所（Office of High Commissioner for Human Rights, hereinafter, referred to as “OHCHR”）はバリューチェーンを、“A business enterprise’s value chain encompasses the activities that convert input into output by adding value. It includes entities with which it has a direct or indirect business relationship and which either (a) supply products or services that contribute to the enterprise’s own products or services, or (b) receive products or services from the enterprise.”と定義する（OHCHR, *Frequently Asked Questions about the Guiding Principle on Business and Human Rights*, 45 (2014), hereinafter, referred to as “OHCHR, FAQ 2014”）。

の人権に対する国際法上の義務を明記するかわりに、企業は人権を尊重する社会的責任を負う（Responsibility to respect human rights）という法的位置づけにとどまった点、第2に企業による越境的活動によって生じる人権侵害に対する国家の域外的義務（extraterritorial obligation of human rights）、すなわち企業の越境的活動による人権侵害を防止し、被害を救済する国家の義務について明確に規定していない点、第3に、人権侵害に対する被害者の救済やアカウントビリティのメカニズムが欠落している点である。このため、単なる企業による自主的アプローチを定めた文書と変わらないとの批判を受けた¹⁶。

(2) 採択から約10年、指導原則は、保護、責任及び救済の分野で、第1に国家実行として、第2に非国家主体を含む多様な主体による「ガバナンス」と称される意思決定やメカニズム¹⁷を通じて普及し、実施されてきた。

第1に、国家実行としては、先進国に分類される国々で、指導原則の国内行動計画（以下「NAP」という）が策定され、欧州では英国の現代奴隷法を始め、グローバル・サプライチェーンも含めた人権の負の影響に対処する企業の責任を一定程度具体化する法整備が進んだ¹⁸。第2に、OECD等が策定したソフトロー規範が指導原則を受容するとともに¹⁹、企業と非政府組織（以下「NGO」という）が関与した多様なマルチ・ステークホルダー・プロセスが形成され、指導原則を実施する仕組みが構築された²⁰。

¹⁶ 代表的な批判として、Surya Deva and David Bilchitz (eds.), *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (Cambridge University Press, 2013), hereinafter, referred to as “*Human Rights Obligations of Business*”.

¹⁷ John Gerard Ruggie, “Global Governance and “New Governance Theory”: Lessons from Business and Human Rights,” *Global Governance*, Vol. 20 (2014), pp. 5-17. 山田 高敬「公共空間におけるプライベート・ガバナンスの可能性 — 多様化する国際秩序形成（国際政治の構造変動）」『国際問題』586号（2009年）49-61頁。三浦聡「持続可能な開発のトランスナショナル・ガバナンス — 権威の多元化と新たなガバナンス・モード」『国際法外交雑誌』116巻2号（2017年）158-188頁。三浦は、「非国家主体が独自に、ないしは国家や国際機関と共に、国境を越えて権威を行使することにより、2か国以上にわたる所与の共同体の成員を共通の目標に導く実践」をトランスナショナル・ガバナンスと定義する。

¹⁸ 菅原絵美「国連ビジネスと人権に関する指導原則の登場と展開」『法の支配』204号（2022年）37-39頁。

¹⁹ 同上39頁、OECD Guidelines for Multinational Enterprises, <https://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf> (last accessed on 30 January 2023). 2011年改訂等多くのソフトロー文書が指導原則を受容している。第4章に詳述する。

²⁰ 同上、菅原絵美「ビジネスと人権に関する指導原則の国内の実施 — マルチステークホルダー・アプローチを通じた実効的実施と課題」『法律時報』94巻4号（2022年）46-49頁。マルチ・ステークホルダー・プロセスとは、多様なステークホルダーが対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスとされる。第4章に詳述する。

しかし、指導原則の現場レベルでの実施は、被害者や影響を受ける人々の保護という観点から見ると、著しく不十分であると指摘されている²¹。国連人権理事会のビジネスと人権に関する作業部会（以下、国連作業部会という）は、指導原則の現場レベルでの実施には大きな課題が残り、影響を受けるライツホルダーが保護されていないと指摘する²²。国家による強制メカニズムがない状況下で、国境を越える企業行動による人権侵害の被害者の救済は、私的なアクターを主体とする「ガバナンス」に委ねられたが、結果として、国境を越える人権侵害について実効的に被害を防止し、救済するに至っていないとされ、作業部会は最も周辺化された脆弱な人々（the most marginalized and vulnerable）への注目と、救済へのアクセスを確保することが10年を経た指導原則の重要な課題であると強調する²³。脆弱な立場に置かれた人々に対する人権侵害を防止し、被害者を救済するために、国際法には、いかなる発展が求められるのか、それをいかにして実現できるのか、という模索が続いており、本研究はこの課題を研究する。

第2節 先行研究

1 非国家主体と国際法主体性

²¹ Dante Pesce et.al, UN Guiding Principles on Business and Human Rights 10th anniversary, UN human rights standards for business reach 10-year milestone: time to gear up for new decade of action (16 June 2021). この声明は、国連ビジネスと人権作業部会(The Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises.)の5人の専門家の連名で出された。作業部会は、国連人権理事会決議17/4 (2011, *supra* note 13)で設置され、同決議26/22 (2014)、同決議35/7 (2017)、44/15 (2020)で任務継続が決議された (hereinafter, referred to as “Working Group on Business and Human Rights”,または、国連作業部会という)。同様の評価は、欧州委員会(European Commission Final Report (2020), *supra* note 7)等、多方面から出されている。

²² Pesce et.al., *supra* note 21. 声明は、指導原則の達成状況に関して以下のとおり評価した。“However, major gaps and challenges remain. Business-related abuses persist across all sectors and regions, leaving workers and communities, including indigenous peoples, at risk and with little prospect of protection or remedy for the harm caused. When harms happen, significant barriers for rights holders to achieve access to remedy and hold those responsible to account remain a significant challenge. Human rights defenders who resist and speak out against business-related abuses continue to face stigmatization, threats and deadly attacks.” available at <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2021/06/un-guiding-principles-business-and-human-rights-10th-anniversary-16-june>, last accessed on 30 January 2023.

²³ *Ibid.* Working Group on Business and Human Rights, “UNGPs 10+ A Roadmap for the Next Decade of Business and Human Rights”, November 2021(available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/2021-12/ungps10plusroadmap.pdf> last accessed on 30 January 2023) states “Yet, considerable challenges remain when it comes to coherent implementation with respect to ensuring better protection and prevention of adverse human rights impacts, with particular attention to the most marginalized and vulnerable, and to ensuring access to remedy for harms that occur”(p.3), “A range of underlying, systemic challenges drive many of the most severe business-related human rights impacts, with disproportionate impacts for the most vulnerable and marginalized”(p.19).第4章、第5章においても詳述する。

ビジネスと人権をめぐる問題は、そもそもこの問題が国際法の規律対象であるかが問題とされる。

伝統的な国際法学の理解では、国際法は国際社会の法であり、主に国家間の関係を規律する法であって、その法源は本質的に国家間の合意に基づくとされる。国際法は、国際司法裁判所規程第 38 条 1 項が規定する通り、国家が明示または黙示の合意を通じて作り上げる条約と慣習法を法源として発現する国家間の権利義務を規律する法体系として想定されてきた²⁴。

国家のみが国際法主体であるとの伝統的な見解が第二次世界大戦後に修正され、個人や非国家主体の国際法主体性を部分的に肯定する議論が進んできたものの、個人や非国家主体に国家と同等の国際法主体性を肯定するものではない²⁵。

国境を越える私人とりわけ私企業の活動を国際法が規制する必要性については、第二次世界大戦直後に活発に議論され、フリードマンは 1950 年代の多国籍企業のパワーの巨大さを根拠に、国際法による私企業の規制の必要性を指摘したが、この主張は十分に顧みられずにきたし、同時期にジョサップは非国家主体が国境を越えて活発に活動するようになったことをとらえ、「国境を越える活動や事象を規律するあらゆる法」を意味する「トランスナショナル・ロー」の概念を唱えたが、その後の国際法理論において十分に継承されていないうえ、人権に関連した理論構築はされてこなかった²⁶。

²⁴ International Court of Justice (hereinafter, referred to as "ICJ"), Article 38, Statute of the International Court of Justice, 阿部浩己「国家責任のポリティクス — 国際法の視座」『法社会学』56号(2002年)67-68、74頁。阿部は、国際法が連綿と再生産してきた政治的価値は、(1) 国家中心主義(政府中心主義あるいは支配エリート中心主義ともいえる)、(2) 欧米中心主義 (3) 男性中心主義及び(4) 現在中心主義をあげ、国際法学は、日々の実践を通じ、こうした価値を再生産し、非欧米、非エリート、女性等のマイノリティ等を周辺化されてきたと批判する。

²⁵ Robert Jennings QC (ed.), *Oppenheim's International Law* (9th ed. Longman, 1992), p.16. 杉原は、個人に包括的法主体性はなく、個人はあくまで二次的主体であるとされる(杉原高嶺『国際法〔第3版〕』(有斐閣、2011年)14-17頁。ところで、本研究において、個人は、人間を意味するものとする。そして、非国家主体とは、人間(個人)を除く、国家以外の主体と定義して議論を進める。

²⁶ Wolfgang Friedmann, *The Changing Structure of International Law*, Stevens & Sons, 1964, pp. 213-231; Philip C. Jessup, *Transnational Law* (Yale University Press, 1956). 小畑郁「世界公共圏の構築としての『国際法の重層化』 — 後期ウォルフガング・フリードマンの法プロジェクト」『世界法年報』20号(2000年)151-176頁。Jessup, *Transnational Law*, 1956, 中川淳司「トランスナショナル・ロー」国際法学会(編)『国際関係法辞典』(1995年)592頁。薬師寺公夫「トランスナショナル・ローの現代的意義 — 非国家主体と国際法の課題」『世界法年報』21号3-37頁(2001年)。

阿部は、国際法は国家中心主義を前提とし、人間/市民は国家中心的規範システムに強く拘束され、「個人は国家の許可を得てせいぜい局部的に法主体性を享受できるに過ぎない」という言説が再生産されてきた」と批判する²⁷。

2 ビジネスと人権に関する海外における先行研究

ビジネスと人権に関する海外における先行研究としては、1990年代以降、立場を異にする様々な理論研究が展開されてきた²⁸。

2000年代初頭までは、多国籍企業の国際法主体性を認め、国際人権条約上の直接的な義務を企業が負うとする見解が有力に展開され²⁹、こうした研究成果は、デイビッド・ワイスプロットが国連の人権促進保護小委員会（以下、国連人権小委員会）の委員として起草し、2003年に採択された「人権に関する多国籍企業及びほかの企業の責任に関する規範」（以下「規範（案）」という）に結実した³⁰。同文書には、多国籍企業が国際人権条約等に基づき人権保障の義務を負うことが明記された。

しかし、2005年に国連事務総長特別代表³¹となったジョン・ラギーは、戦争犯罪、人道に対する罪等の例外を除き、企業に拘束力のある義務を課す国際法上の原則はないと明言して批判し、「規範（案）」を葬り去った³²。そして、ラギーが起草した「国連ビジネスと人権指導原則」（2011年）が採択され、企業に対するバリューチェーンを含む広範な人権尊重責任が規定されたが、一方で、指導原則は国家の域外的な人権の義務に言及せず、企業の人権に関する責任を社会的責任の範囲にとどめたことは前述したとおりである³³。

²⁷ 阿部浩己『国際法の暴力を越えて』（岩波書店、2010年）200頁。

²⁸ 代表的なものとして、Steven R. Ratner, “Corporations and Human Rights, A Theory of Legal Responsibility”, *The Yale Law Journal* vol 111 (2001), pp. 443-545; Olivier De Schutter (ed.), *Transnational Corporations and Human Rights* (Hart Publishing, 2006) (hereinafter, referred to as “*Transnational Corporations and Human Rights*”) 等がある。

²⁹ Andrew Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (Oxford University Press, 2006); David Kinley and Junko Tadaki, “From Talk to Walk: The Emergence of Human Rights Responsibilities for Corporations at International Law”, *Virginia Journal of International Law*, vol 44, (2004) pp.931-1023.

³⁰ UN Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights, *Draft Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises with Regard to Human Rights*, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2(26 August 2003), hereinafter, referred to as “Draft Norm”, 日本語訳は、「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範についての注釈」（日本弁護士連合会仮訳）『法律時報』77巻1号（2005年）27-38頁を参考にした。

³¹ Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises. 以下、脚注において任務中のレポートの著者をSRSGと記載する。

³² SRSG, “Interim report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises” U.N. Doc. E/CN.4/2006/97, 22 February 2006 (hereinafter, referred to as “*Interim Report*”).

³³ Guiding Principles, *supra* note 3. ジョン・ジェラルド・ラギー（東澤靖訳）『正しいビジネス』（岩波書店、2014年）。

指導原則採択後の研究としては、指導原則の限界を指摘し、新たな理論構築を求め
る先行研究が精力的に展開された³⁴。デ・シュッターやサラ・セックらは、国際人権法
の枠組みを発展させ、越境する企業活動に伴う人権侵害に関して国家の義務を拡張す
べきだと主張する³⁵。この見解は国連人権条約機関の解釈やEUの実行に多大な影響を
及ぼしつつある。しかし、欧州人権裁判所は必ずしもこうした動きを支持しておら
ず、この議論ははまだ国際人権法の発展方向を決定づけるに至ってはいないようにも
見られる³⁶。一方で、企業に国際人権法上の義務を課す条約の議論も国連において進め
られている³⁷。

3 日本における先行研究

日本においては、近年、ビジネスと人権に関する指導原則とその展開を詳細に紹介
する論考が相次いで発表されている³⁸。総じて指導原則に対して肯定的な議論が展開さ
れており、指導原則の実施状況を批判的に検討したり、指導原則の限界に挑戦する論
考は少ない³⁹。

³⁴ 代表的な研究は以下の書籍にまとめられている。Surya Deva and David Bilchitz, (eds.), *Human Rights Obligations of Business*, *supra* note 16.

³⁵ Sara L. Seck, “Home State Responsibility and Local Communities: The Case of Global Mining”, *Yale Human Rights and Development Law Journal*, vol.11 (2008), pp.177-206; Olivier De Schutter, “Towards a New Treaty on Business and Human Rights” *Business and Human Rights Journal*, vol.1 (2016), pp. 41-67.

³⁶ Claire Methven O’Brien, The Home State Duty to Regulate the Human Rights Impacts of TNCs Abroad: A Rebuttal, *Business and Human Rights Journal*, vol.3 (2018), pp. 47-73.

³⁷ Human Rights Council Resolution, *Elaboration of an international legally binding instrument on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights*, U.N. Doc. A/HRC/RES/26/9(14 July 2014).

³⁸ 日本における先行研究として、以下のものがある。吾郷眞一「ビジネスと人権——ソフトローの役割」『法律時報』91巻10号(2019年)57頁-62頁、梅田徹「『保護・尊重・救済フレームワーク』に関する一考察」国際法外交雑誌110巻1号(2011年)1-29頁、梅田徹「国連における『ビジネスと人権問題』をめぐる議論の展開——条約化構想と『指導原則』の両立可能性を中心に」宮崎繁樹追悼『国際法のフロンティア』(日本評論社、2019年)49頁-75頁、江島晶子「ビジネスと人権——国家・国際機関・非国家主体による循環型システム」『ジュリスト』1566号(2022年)21頁-28頁、大窪敦子「グローバルガバナンス・ギャップと国際秩序形成に関する一考察——国連『人権の保護、尊重、救済のフレームワーク』と国家管轄権の域外適用に対する視座を中心に」『普遍的国際社会への法の挑戦』芹田健太郎先生古希記念(信山社、2013年)769-797頁、菅原絵美「『企業の人権保障義務』とその実現——国際的人権保障におけるモニタリングとパートナーシップによるアプローチ(1)」『国際公共政策研究』12巻2号(2008年)177-190頁、菅原絵美「『企業の人権保障義務』とその実現——国際的人権保障におけるモニタリングとパートナーシップによるアプローチ(2)」13巻2号(2009年)113-126頁、菅原絵美「『企業の人権保障義務』とその実現——国際的人権保障におけるモニタリングとパートナーシップによるアプローチ(3・完)」14巻2号(2010年)63-76頁、東澤靖「ビジネスと人権——国連指導原則は何を目指しているのか。」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』22号(2015年)23-40頁、日本弁護士連合会国際人権問題委員会『詳説ビジネスと人権』(現代人文社、2022年)。

³⁹ 人権侵害の現場の視点に立った考察として、齋藤百合子「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の意義と課題——侵害された人権の救済」の再検討』『明治学院大学国際学研究』54号(2019年)135-151頁がある。

一方、本研究が注目するのは、領域外の私人による越境環境損害等の越境損害に対応する実定国際法とその発展を詳細に分析した研究の豊富な蓄積である⁴⁰。

ただし、一連の研究は国家責任の枠にとどまり、個人の被害救済について検討するものではない。また、越境環境損害について、非国家主体の賠償責任や国家による確保義務を定めた多数の条約が制定されている⁴¹が、国際人権法分野でこうした国際環境法の成果を参照し、越境する企業の人権侵害の救済のために応用するような研究は見られない⁴²。

4 ガバナンス論

ビジネスと人権をめぐるのは、アボットらの提唱する「新しいガバナンス理論」も主張される⁴³。この見解は、国家中心の古いガバナンスよりも国家の規制的役割を温的なものにした方が現代国際社会の要請に適切に対応できるとするものであり、私的な主体の関与やソフトローによる柔軟なガバナンスを重視する議論である。ラギーはこの見解に依拠し、指導原則の実施を私的な主体を中心に実現していくことを構想した⁴⁴。しかし、指導原則の実行において最も影響を受ける被害者の多くが、私的な

⁴⁰ 田畑茂二郎「私人行為に依る国家の国際責任（一）」『京大法学論叢』39巻5号（1938年）745-776頁、田畑茂二郎「私人行為に依る国家の国際責任（二・完）」『京大法学論叢』39巻6号（1938年）940-979頁、齊藤功高「領域外の私人活動と国家責任」『明治大学大学院紀要 法学篇』20巻（1983年）91-104頁、葉師寺公夫「越境損害と国家の国際適法行為責任」『国際法外交雑誌』93巻3・4合併号（1994年）363-417頁、兼原敦子「非国家実体の国際有害行為に対する国家責任法の対応」小寺彰先生追悼『国際法のダイナミズム』（2019年）265-292頁、萬歳寛之「国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題」（成文堂、2015年）、村瀬信也「国際環境レジームの法的側面」同『国際立法—国際法の法源論』（東信堂、2002年）343-364頁、松井芳郎『国際環境法の基本原則』（東信堂・2010年）。

⁴¹ 「1992年油汚染民事賠償責任条約」（International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992, adopted 27 November 1992, entered into force 30 May 1996, LEG/CONF.9/15）、燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「バンカー条約」という）（International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage (BUNKER), adopted 23 March 2001, entered into force 21 November 2008, 973 UNTS 3、「海洋法に関する国際連合条約」（以下「国連海洋法条約」という）（United Nations Convention on the Law of the Sea, adopted 10 December 1982, entered into force 16 November 1994, 1833 UNTS 3）付属書 III 22 条、「原子力損害の民事賠償責任に関するウィーン条約」（Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage, adopted 29 May 1963, entered into force 12 November 1977, 1063 UNTS 265）等。1 先行研究として、安藤仁介「領域外の私人行為に関する国家責任」『神戸法学雑誌』30巻2号（1980年）313-349頁、山本草二『国際法における危険責任主義』（東京大学出版会、1982年）がある。

⁴² 国際環境法については様々な定義があるが、サンズは、「環境保護を主要な目的とする実体的、手続的、制度的規則から構成される国際法」と定義しており、本研究ではこれを前提として議論を進める(Philippe Sands, *Principles of International Environmental Law*, 13(3rd ed, Cambridge University Press, 2012), 松井『前掲書』(注40)8頁。

⁴³ Kenneth W. Abbott and Duncan Snidal, “Strengthening International Regulation Through Transnational New Governance”, *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, vol 42 (2009), pp. 501-578.

⁴⁴ Ruggie, *supra* note 17, pp. 5-17, 日本でこの議論を紹介し、分析した研究として、山田高敬『『企業と人権』をめぐる多中心的なガバナンスの試み—ステークホルダー間の知識共有と人権デュー・ディリジェンス規

ガバナンスに包摂されず、その救済が置き去りにされている実情が指摘されていること⁴⁵に鑑みれば、「新しいガバナンス」が最も脆弱な人々の人権保護にとって果たして有効な解決と言えるのか疑問を呈さざるを得ない。

第3節 本研究の目的と視座

1 本研究の目的

本研究は、ビジネスと人権の分野における国際法及びソフトローの到達点は、果たして企業活動の影響を受ける人々（とりわけ周辺化された人々）の権利保護と被害救済を実効的に確保できるものなのかを分析する。そして、被害者等のライツホルダーの視点から、越境する企業活動による人権侵害について、より効果的な防止と被害救済を実現するために、あるべき国際法の発展方向を提示し、今後の課題を明らかにする。

本研究では、第1に、国際法、特に国際人権法のこれまでの枠組みが、国境を越える企業の人権侵害に対して、被害者や当事者の課題を解決するために有効な回答を示しているか否かを分析する。同時に、指導原則の内容、影響力と限界を検証し、ソフトロー・アプローチの実効性について検討する。この検討を通じ、さらなる国際法の発展によって問題を解決する必要性を考察する。

第2に、上記の認識に立脚した上で、ライツホルダーを実効的に保護し、被害救済しうる国際法、特に国際人権法の発展可能性を理論的に模索する。

理論的には、非国家主体である企業の人権侵害に対応して、次の2点を検討する。

- ① 国際人権法のこれまでの適用範囲を拡張し、国家に対し、域外的な義務として、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向での国際法の発展が可能か⁴⁶。
- ② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害に対し、企業に直接的または間接的

範の形成」西谷眞規子編『国際規範はどう実現されるか 一複合化するグローバル・ガバナンスの動態』（ミネルヴァ書房、2017年）23-58頁がある。

⁴⁵ Dante Pesce et.al, *supra* note 21, Working Group on Business and Human Rights, *supra* note 23.

⁴⁶ 本研究では、国際人権法上の人権保障の義務を構成する「尊重」「保護」「充足」義務(第2章で詳述する)のうち、非国家主体の人権侵害から個人の人権を守る「保護」義務を主な検討対象とする。国家が企業行動に関与をしている場合は「尊重」義務の問題も発生するが、本研究では「保護」義務に焦点を当てる。域外的な「充足」義務の議論は、本研究では取り扱わない。「領域及び管轄」については脚注10参照。「自国の管轄又は管理下」は国際環境法で確立した越境損害防止義務の適用範囲を画する概念であり、第6章で詳述する。

な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展が可能か⁴⁷。

この点、国際環境法等の分野では、自国の「管轄または管理下」にある非国家主体の越境的活動に伴う領域外の損害に対する国家の義務を明確に認めるソフトローや条約がみられる。国際環境法のいくつかの条約体制においては、越境損害の防止に関する企業の義務や損害に対する法的責任が明記され、さらに国家が確保義務を負うなどして、越境した損害に対する賠償を実現しようとする展開がみられる⁴⁸。

そして、国連の人権条約機関は近年、こうした国際環境法等の規範に学び、国家は企業の越境的活動によって生じる人権侵害に対し、立法、執行及び司法管轄権を行使して人権保護を図る義務があるとする発展的解釈を進めつつある⁴⁹。

国際人権法、国際環境法はそれぞれ、国際法の一分野として独自の発展を遂げ、国際法体系全体の変容に影響を与えてきたが、今日、両者の関係は分断された自己完結的体系ではないと考えられている⁵⁰。実際、両法体系は相互に影響を与えあって発展してきたのであり、その要請は現代において一層高まっている⁵¹。

そこで、本研究では、国際環境法等の国際法の他分野の発展動向を分析、参照し、同様の規範の発展を国際人権法においても実現する理論的根拠があるかを検討するこ

⁴⁷ 主に第7章で検討する。国際法の発展への道のりは、国家間合意による条約制定、国際慣習法の形成とともに、法典化作業、判例法の形成、人権諸条約の発展的解釈等がある。Alan Boyle and Christine Chinkin, *The Making of International Law* (Oxford University Press 2006). 村瀬信也『前掲書』(注40)、松井芳郎「動態的プロセスとしての国際慣習法」浅田正彦ほか編『現代国際法の潮流I』(東信堂、2020年)124頁。

⁴⁸ 第6章、第7章に詳述する。

⁴⁹ 第8章に詳述するが、社会権規約委員会一般的意見24(General Comment No. 24. Committee on Economic, Social and Cultural Rights, U.N. Doc. E/C.12/GC/24 (2017), 自由権規約委員会一般的意見36(General Comment No. 36, Human Rights Committee, U.N. Doc. CCPR/C/GC/36(2018))22パラグラフ等がある。本研究では人権条約機関として主に、自由権規約委員会(Human Rights Committee, hereinafter, referred to as “HR Committee”)、社会権規約委員会(Committee on Economic, Social and Cultural Rights, hereinafter, referred to as “CESCR”)、人種差別委員会(Committee on the Elimination of Racial Discrimination, hereinafter, referred to as “CERD”)、女性差別撤廃委員会(Committee on the Elimination of Discrimination against Women, hereinafter, referred to as “CEDAW”), 子どもの権利委員会(Committee on the Rights of the Child, hereinafter, referred to as, “CRC”)の動向を検討する。

⁵⁰ ILCの断片化に関する最終報告書において、特別報告者のコスケニアミは、いかなるレジームも自己完結的ではないとする。そして、高度に発展したレジームにおいても一般国際法は少なくとも2つの点で機能を果たすという。第1に、レジームの実行にあたり明確な定めがない規範的土台を提供するという点、第2に、レジームが正常に機能しなくなった場合に一般国際法が適用されるとする。さらに、コスケニアミはいかなるレジームも一般国際法から完全に孤立することは不可能であり、強行規範や条約法条約(とりわけ42条)の影響を受けるとする。Marti Koskeniemi, *Fragmentation of International Law, Difficulties arising from the diversification and expansion of international law, Report of the Study Group of the International Law Commission, A/CN.4/L.682 and Add.1(2006)*, paras. 191, 192 and 193.

⁵¹ John Knox and Ramin Pejan, “Introduction,” in John Knox and Ramin Pejan (eds.), *The Human Right to a Healthy Environment* (Cambridge University Press, 2021), pp. 16-20. 同様の指摘が国際法の多くの論者からなされている。第6章で詳しく論じる。

とを通じて、上記①②の方向での国際法の発展の可能性を検討する。具体的には、国家はその管轄・管理下にある企業の越境的人権侵害に対し、立法、司法及び執行の各レベルで防止と救済の義務を負うと同時に、企業の人権に対する義務と賠償責任を明確に定める方向での国際立法の可能性を探求する。併せて、こうした方向に向けた学説の展開や、人権条約機関の解釈の発展の動向を確認する。

第3に、指導原則の採択以降、国境を越えて活動する企業による人権侵害に対する実効的な被害防止・救済を実現するために、グローバルな法形成がどのように、どこまで進んできたのかを分析するとともに、課題を明らかにする。

ここでグローバルな法形成とは、国際法のハードローだけでなく、ソフトローの実施、人権条約機関の各種見解、国内法と国家実行、EUのような地域的な機関の立法や実行等を含み、国際社会における様々な規範が相互に影響を受け、発展している動的な法形成の総体を意味する⁵²。特に、EU およびその加盟国においては、一方で人権デュー・ディリジェンスを法的義務として企業に課す立法制定の動きが活性化し、他方で国境を越えた人権侵害の被害者の救済を多国籍企業の本国の裁判所が実現する事例が出てきている⁵³。このようなハードロー化に向かう規範の展開は、上述の人権条約による近年の勧告が示した方向性とも関連している⁵⁴。本研究ではこうした規範の展開を上記①②の問いとの関係で分析する。

本研究は最後に、今後の課題と展望を考察する。

まず、国連レベルにおけるビジネスと人権に関する国際条約制定の動きである⁵⁵。この動きが、本研究が模索・検討する国際法の発展方向と合致するか、その実現可能性や限界を検討する。加えて、国家を中心とする条約交渉とは異なるレベルで、国際法の形成に影響を与える動きに着目する。特に、国際法の形成プロセスからは排除されている被害者や当事者及び彼らと国境を越えて連携した市民の行動が、ビジネスと人権に関するグローバルな規範の発展にいかなる影響を与えているかを把握し、研究の締めくくりとする。

⁵² 須網隆夫「グローバル法秩序の形成と抵触法 —抵触法アプローチの可能性」『早稲田法学』95巻3号(2020年)62頁。

⁵³ 詳しくは、第9章、第10章で論じる。

⁵⁴ 本研究では、国家及び企業に対し、法的拘束力のある義務を課す国際立法とともに、国内規制やEUによる企業に対する法規制を「ハードロー」としてとらえる。

⁵⁵ 詳しくは、第11章で論じる。

2 本研究の視座

本研究ではビジネスと人権をめぐる法現象を、企業や国際機関の視点からではなく、ビジネスによってその権利をはく奪・侵害される、またはその可能性のある当事者及び被害者の視点から分析し、国際法とソフトローのそれぞれの限界と問題点を検証し、国際法の周辺に置かれた人々の人権を保護する法の発展を模索しようという視座に立つ。さらに、本研究では、ビジネスと人権に関する法現象を把握・分析するにあたり、被害者や当事者は、単に人権侵害や救済の客体であるだけでなく、現象を変革するためのグローバルな法の発展の主要な担い手、すなわち主体である、との認識に立つ⁵⁶。以下、このような視点に立つ理由に触れ、本研究の立ち位置を明らかにしておきたい。

2000年以降のビジネスと人権をめぐる法現象を見ると、国家中心の伝統的国際法モデルも、ソフトローによる「新しいガバナンス」モデルも、影響を受ける被害者や当事者の視点に立てば、人権保護、救済のための十分な役割を果たしているとは言い難い。国家中心の伝統的国際法モデルは、越境する企業の被害者の救済に有効な答えを出さず、排除していると言えるが⁵⁷、その一方で、ソフトローを起点としたガバナンスも結局十分に被害救済を実現しているとは言えない。

ソフトローは、国家中心の国際法パラダイムに対し、これにあらがい、あるいは補完することで、旧来の国際法秩序に影響を与えてきた⁵⁸。しかし、現代社会ではビジネスの領域で多用され、新自由主義的な文脈においてむしろ脆弱な立場に立つ人々を排除するとの指摘が寄せられている⁵⁹。酒井は、非国家主体も含む多様なアクターが参加するガバナンスの構想に対し、「力の強い参加者が場を支配し、あるいはそこでのある種のムードが議論を支配することになりかねず、いわゆる強者の論理が法規範として

⁵⁶ B. S. Chimni, “Customary International Law: A Third World Perspective,” *American Journal of International Law*, Vol. 112 (2018), pp. 42,43 and 46.

⁵⁷ James Crawford, *Chance, Order, Change: The Course of International Law: General Course On Public International Law (Hague Academy of International Law, Vol. 21)* (Martinus Nijhoff, 2014), p. 211.阿部『前掲書』(注27) 201頁。

⁵⁸ Christine Chinkin, “The Challenge of Soft Law: Development and Change in International Law,” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 38 (1989), pp. 850-866.

⁵⁹ Joe Wills, “The World Turned Upside Down: Neo-Liberalism, Socioeconomic Rights, and Hegemony,” *Leiden Journal of International Law*, Vol. 27 no. 1 (2014), pp. 22-23; Nico Krisch, “International Law in Times of Hegemony: Unequal Power and the Shaping of the International Legal Order,” *European Journal of International Law*, Vol. 16 (2005), pp. 369-408.

成立するおそれがないとはいえない」と述べる⁶⁰。ビジネスと人権に関わるソフトローをめぐる言説や実践も、一定の価値観を共有する欧米のエリートがトップダウンで決める構造が固定化し、非欧米の脆弱な立場に置かれた人々の救済を拒絶してきた実情がみられる⁶¹。

こうして、伝統的な国家中心的モデルと、これを批判して登場した新しいガバナンス・モデルは、前者を優位に置く二項対立であるように見えるが、それぞれに抑圧構造を抱えており、そこで抑圧されるのは、周辺化された人々、すなわち、本研究の文脈でいえば、多国籍企業の事業活動によって生起する人権侵害の犠牲となる被害者や当事者ではないか、と思われる⁶²。本研究においては、ビジネスと人権に関する国際法の議論の出発点であるべき、被害者や当事者の視点にたち、あるべき国際的な法規制の方向性を明らかにしようとするものである。

もとより、指導原則や関連するイニシアティブは、企業の人権に対する責任を前に進めようとする建設的なプロジェクトであって、本研究はそれを否定するものではない。必要なのは、「他者」⁶³の視点からそれを検証し、実効性のある規範に発展させようという視座である⁶⁴。

同時に、本研究では、被害者や当事者が「客体」ではなく、「主体」として、国際法を形成する力を持ちうるという観点に立つ。ビジネスと人権に関する規範の発展において、最も影響を受ける人々を排除した規範形成にはその妥当性に重大な疑問があり、Nothing about us without us という理念が貫かれる必要がある⁶⁵。また、声を上げる

⁶⁰酒井啓亘「批判法学の国際法ディスクールー—現代国際法の『近代性』への挑戦とその意義」『世界法年報』22号(2003年)121頁。国際関係論の立場からも同様の指摘がある。奥迫元「国際関係論とグローバル・ガバナンス論」山本武彦編『国際関係論のニューフロンティア』(成文堂、2010年)112-113頁。批評対象となるガバナンスの構想を示すものとして、Anne-Marie Slaughter, “The Real New World Order”, *Foreign Affairs*, Vol. 76 (1997), pp. 183-197.

⁶¹ ビジネスと文脈における実情は、第4章において詳述する。

⁶² セックは、国際法の「帝国主義的性格」を分析し、同様の指摘を行う。Sara L Seck, “Unilateral Home State Regulation: Imperialism or Tool for Subaltern Resistance?”, *Osgoode Hall Law Journal Comparative Constitutionalism and Transnational Law*, Vol. 46 no.3 (2008), p.565 and p.585.

⁶³ 阿部は、「国際法の他者とは、国際法の保護から排除される者であり、それゆえ、この法のもつ暴力性を最もよく実感できるものである」とし、他者の声を聴いて閉ざされた国際法の境界を引き直すことが重要だという(阿部『前掲書』(注27)15頁)。

⁶⁴ 阿部、同上15頁。酒井は、「絶えざる『他者性の回収』こそがメインストリームやネオリベリズムの強力な主張に反省的省察を促し、それらとの間における実践的議論の成立を可能とさせる条件を提供することにあるように思われる」(酒井「前掲論文」(注60)122-123頁)という。

⁶⁵ 「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というスローガン。1966年の国際人権規約に規定された人民自決権にルーツを置き、障がい者権利条約その他様々な人権に関する意思決定において提起された当事者中心主義である。

被害者や当事者、さらにそれに呼応する市民社会の声は、国際法の形成に実際に重要な影響をもたらしていると考えられ⁶⁶、本研究が対象とするビジネスと人権の文脈においても、この視点から国際法の動的な把握を行いたい⁶⁷。

第4節 論文の構成

1 第1部 予備的考察

本論文はまず、第1部において予備的考察を行う。主として指導原則が採択される前の、国際法の対応状況を分析する。

第1章は、国境を越える人権侵害の実情とその特徴を概観し、なぜ伝統的国際法理論が企業の人権侵害に無力なのか、ソフトローは国際法に代わって人権侵害の被害者を救済できるのかを分析する。

第2章は、国際人権法は、企業の国境を越える人権侵害という課題にいかなるアプローチで取り組み、いかなる限界に直面したのかを考察する。

2 第2部 国連ビジネスと人権指導原則とその実施

第2部では、第1部で検討した課題を解決する使命を背負って採択された「ビジネス

⁶⁶ Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How we use It*(Clarendon Press,1994), p.50.本研究では、市民社会とは NGOのみを意味するのではなく、広範な社会運動を包含する用語として使用し、特に「国境を越えた社会運動の連帯のネットワーク」に注目する（川村暁雄「グローバル市場と人権一問題の所在と解決の潜在力」『法律時報』77巻1号（2005年）22頁）。フォークは、現代の世界が、多国籍企業と金融市場に信を置く「上からのグローバリゼーション」と草の根の民衆の社会運動による「下からのグローバリゼーション」の緊張関係が起こっていると捉え、「下からのグローバリゼーション」が国際法を構築する力に注目する。リチャード・フォーク著(川崎孝子訳)『21世紀の国際法秩序——ポストウエストファリアへの展望』230-231頁、278頁(東信堂、2011年)、Richard Falk, *Nuclear Weapons Advisory Opinion and the New Jurisprudence of Global Civil Society, Transnational Law & Contemporary Problems*, Vol.7 (1997), pp. 333-352; Richard Falk, “Interpreting the Interaction of Global Markets and Human Rights” in Alison Brysk (ed.), *Globalization and Human Rights* University of California Press, 2002) pp. 61-76.

⁶⁷ この点、国連国際法委員会（以下「ILC」という）は個人の国際法創造における役割に肯定的な評価をしていない（「慣習国際法認定に関する結論草案条文」The report of International Law Commission A/73/10(2018), draft conclusion 4, pp 130-132）。これに対し、個人の役割の視点からの代表的批判として、B. S. Chimni, *supra* note 56, pp. 42,43 and 46. 国際慣習法の形成の源泉に個人の声を包摂することを示唆する見解として、このほか、Isabelle R. Gunning, “Modernizing Customary International Law”, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 31, (1991), p.213; John Tasioulas, *Customary International Law and the Quest for Global Justice*, in Amanda Perreau-Saussine and James Bernard Murphy (eds.), *The Nature of Customary Law: Legal, Historical and Philosophical perspective*, (2009), pp. 307-335. 松井は、個人と国際法をつなぐ国家の役割を前提に、市民社会についてはそれぞれの国家を変革する役割を示唆される（松井「前掲論文」（注47）、松井芳郎「誰がどのように国際法を創るのか？」『世界法年報』39号19-22頁（2020年））が、そうした側面の重要性がある一方で、国境を越えて連携する市民社会の活動は領域によって分断されず、直接国際法に影響を与えうると考える(Susan Marks, *The Riddle of All Constitutions: International Law, Democracy, and the Critique of Ideology*, (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 101-120)。本研究では領域に分断されずにつながりあう人々の行動がビジネスと人権に関する国際法の形成にもたらす影響を検討する（第11章）。

スと人権に関する指導原則」の意義と限界を明らかにする。

第3章では、指導原則の内容を分析し、その発展的性格とともに限界を明らかにする。第4章では、指導原則が国家実行として、また私的なガバナンスのなかで、どのように実行されたのかを分析し、ライツホルダーの保護や被害回復という課題を解決する実効的な実施が行われてきたのか、を検証する。

第5章では、米国における司法判断に焦点を当て、指導原則採択後も、司法救済の現場で被害者の救済が否定されている状況と論理を分析する。

以上の検討から、指導原則の限界を明らかにし、さらなる規範の発展・強化の必要性について考察する。

3 第3部 ビジネスと人権に関する国際法の発展の可能性

第3部では、以上の考察を前提に、国家の義務をより強化し、企業の義務を明らかにする方向で、ビジネスと人権に関する国際法を発展させる可能性を検討する。

第6章と第7章では、国際環境法や越境犯罪等、国際法の他分野における規範の発展を概観し、越境的事態に対応するために、自国の「管轄または管理下」にある私人の活動による領域外の損害に対する国家の義務と責任を明確に認めた判例・条約の展開を確認するとともに、越境損害に対する企業の法的責任や国家の確保義務を規定した条約等の展開を確認する。そして、こうした国際法の他分野の発展と同様の規範の発展が国際人権法においても可能かを検討する。

第8章では、指導原則採択後の、ビジネスと人権に関連した人権条約の発展的解釈の動向を、越境する企業による人権侵害に対応する国家の義務の拡張に主な焦点を当てて分析する。

4 第4部 ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動的展開

第4部では、第3部の検討を踏まえ、ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動向を分析し、「あるべき法」と「ある法」のギャップを埋める動的な規範の発展を把握する。

第9章は、欧州における立法動向を分析する。

第10章は、国家による領域外の被害者の司法救済をめぐる動向について、欧州における多国籍企業訴訟の進展を分析する。

第 11 章では、拘束力あるビジネスと人権に関する条約案の意義と課題、その実現を阻むものを把握する。最後に、国際法の「他者」としてシステムから締め出されてきた当事者や被害者、そして彼らと連帯したグローバルな市民の行動がビジネスと人権に関する国際法の発展にいかなる影響を与えているかを確認する。

第 5 節 本研究の射程範囲

本研究は、企業による国境を越える人権侵害という課題に関する国際法の直面する課題と発展を把握しようとするものであり、その探求の中心は国際法、特に国際法の一分野を形成する国際人権法である。

もとより、一国の領域内における企業の人権侵害は日々発生しており、先進国と言われる国々においても産業の空洞化や搾取、貧困が広がっている⁶⁸。本研究はこうした問題の存在を看過するものではない。しかし、本論文第 1 部でみる通り、国境を越える企業行動による人権侵害は、一国の立法、行政及び司法によって対応が可能な国内人権問題とは異なる特別な困難を被害者や当事者に与えていると思われる⁶⁹。

越境する企業活動がもたらす領域外の人権侵害を効果的に防止し救済するためには、専ら一国による規制（属地主義に基づき、越境する企業の受入国によるそれぞれ分断された国内法規制に委ねることになる）では不十分である。

非国家主体である企業が国際的に活動する結果として生起する人権侵害について、国際法は伝統的な法規制の枠組みを超えて対応することが求められるのであり、本研究ではこうした国際法の変容やその可能性、課題を模索する⁷⁰。

ただし、国際法の国内での実施は国際法の実現にとって「最も基本的かつ重要な方法」である⁷¹。国際人権法上の権利は、国内実施によって最もよく実現される場合が多く、また国内実施は国際法のさらなる動態的發展を促進する側面がある。

そこで、本研究においてはグローバルな法形成の一環として、主として国境を越え

⁶⁸ サッセン『前掲書』（注 6）29-101 頁。

⁶⁹ 第 5 章に詳述するとおり、多国籍企業の現地子会社が関与した人権侵害の被害者は、本国における司法救済の道を閉ざされ、困難に直面している。石橋可奈美「環境保護と投資 — 『投資』が有する人権法アプローチとしての機能」東京外国語大学論集 89 号 70-74 頁（2014 年）。

⁷⁰ 法規範の定立、執行、紛争解決という政策実現過程が一国内で完結しなくなる現象は「法秩序のグローバル化」と言われる（須網「前掲論文」（注 52）56 頁）が、ビジネスと人権に関しても一国における完結に限界がある。

⁷¹ 岩沢『前掲書』（注 2）512 頁。

る企業の本国における立法・司法の動向も第9章及び第10章において検討を行う⁷²。

第6節 本論文での用語

本論文は、この分野における国連の主要文書である国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、用語を使用する。具体的には以下のとおりである。

1 人権

人権とは、人であれば誰でも、国籍、人種、宗教、言語、文化、性別等に関わりなく、生まれながらにして平等に認められる権利であり、国際的には世界人権宣言、国際人権条約等によって承認されている⁷³。

ビジネスと人権に関する指導原則の第12原則は、「人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠る」とする。本論文では、指導原則を基点に国際法を発展させる議論を前に進めるものであり、本論文が取り扱う「人権」は国際的に認められた人権基準を意味するものとして使用する⁷⁴。

2 企業の「責任」

企業の「責任」という用語は、指導原則で使われている企業の人権尊重責任（Responsibility to respect）をさすものとして使う。一方、企業が法的に負う民事、刑事、行政上の責任（条約ないし国際文書では Liability との用語が使われる場合）については、「法的責任」と訳し、このうち民事上の賠償責任のみを意味する場合には、条約等文書の公定訳を参照しつつ、「賠償責任」または「法的責任」と訳することとする⁷⁵。国家の「責任」については、国家が国際違法行為を行った場合または、相当注意義務を怠った場合の責任を意味するものとして使用する。

3 デュー・ディリジェンス／相当注意義務

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」は、原則17で「人権デュー・ディリジ

⁷² 第9章、第10章等。

⁷³ 横田洋三編『国際人権入門〔第2版〕』（法律文化社、2012年）1頁、申『前掲書』（注11）4頁。

⁷⁴ 詳細は第2章に説明する。

⁷⁵ 松井『前掲書』（注40）286頁が同様の用語を用いている。松井は、賠償責任（Liability）はILCによって、違法行為責任ではない越境環境損害に関する被害賠償も含む概念として用いられてきたと指摘する。

エンス」を規定する。指導原則の起草者のラギーは、人権デュー・ディリジェンスと、一般国際法上の相当注意義務（Due Diligence）は全く違うものであるとする⁷⁶。そこで、本論文では「人権デュー・ディリジェンス」「デュー・ディリジェンス」は指導原則の用語に基づくものとして使用し、一般国際法上の相当注意義務は「相当注意義務」ないし相当注意義務（Due Diligence）として記載する。

4 アカウンタビリティ

アカウンタビリティは多義的な概念であるが、本研究では、人権侵害に関与した企業が、民事、刑事、行政上の法的な責任が課され、相応な制裁等を受けることと定義する⁷⁷。

5 管轄および管轄権

管轄は多義的な概念であるが、本研究における「管轄」とは第一義的に、自由権規約等の人権条約の適用範囲を画する概念を意味するものとして進める⁷⁸。一方、国際法上の国家管轄権については、学説、先例の積み重ねを踏まえ、管轄権の分類を、対象による分類（空間的・場所的基準および人的・事項的基準）と作用による管轄権分類（立法、執行、司法管轄権）により整理する⁷⁹。人権条約の適用される「管轄」と締約国が国家管轄権を行使できる範囲は、重なるものの同一ではない⁸⁰。

6 当事者、被害者、ライツホルダー

本研究では、企業の事業活動によって影響を受けた結果、人権侵害の被害にあった

⁷⁶ John Gerard Ruggie and John F. Sherman, “The Concept of ‘Due Diligence’ in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights: A Reply to Jonathan Bonnitcha and Robert McCorquodale”, *European Journal of International Law*, Vol. 28 (2017), pp. 921-928. 一方、International Law Associationの最近の報告は、指導原則の「人権デュー・ディリジェンス」も国際法上の相当注意義務の射程の範囲内の規範として考察対象とし、“The Study Group has found due diligence to be an expansive, spectrally-specific yet overarching concept of increasingly relevance in international law,” (International Law Association, *ILA Study Group on Due Diligence in International Law, Second Report* (2016), p. 47) と結論付けており、両者の関係は今後も論争の対象となるであろう。

⁷⁷ Human Rights Council, Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights, Improving accountability and access to remedy for victims of business-related human rights abuse, U.N. Doc. A/HRC/32/19, 10 May 2016.

⁷⁸ 申『前掲書』(注11) 114-118頁。

⁷⁹ 広部和也「国家管轄権の配分と競合」山本草二先生古稀『国家管轄権——国際法と国内法』(勁草書房、1998年) 146-155頁。

⁸⁰ 申『前掲書』(注11) 116頁。

人々を被害者と呼ぶが、人権侵害の影響を受ける可能性があるが未だ人権侵害を受けるに至っていない個人や集団を当事者と呼ぶ。後者は、企業の活動のバリューチェーンに関連し、その人権が危機にさらされる可能性のある人々、調達先工場の従業員や開発事業地の周辺住民、多国籍企業の操業地における住民、とりわけ先住民等である。また、ビジネスと人権の文脈で尊重・保護されるべき人権享有主体を総称して「ライツホルダー」(Rights Holder) と呼ぶ。被害者及び当事者はいずれもこれに含まれ、先住民、少数者、移民、女性、子ども、障がい者、社会的マイノリティ、貧困状態にある人々、武力紛争下の人々等特に周辺化されやすい人々の実情に即した人権の保障が求められる。近年の指導原則の実施に関する国連の議論においては、ライツホルダーの視点から評価することが重視されており、特に近年の政策文書には、ライツホルダーを中心に指導原則を評価し、実施すべきとの言及が多くなされている⁸¹。

7 バリューチェーン、サプライチェーン

本研究では、商品やサービスの調達先あるいは供給先を含む直接的ないし間接的な企業の取引関係の総体をバリューチェーンと呼ぶ⁸²。このうちの一部を構成する、商品やサービスの原材料調達から商品・サービスの完成までのプロセスにおける取引関係を「サプライチェーン」と呼ぶ。

8 グローバルな法形成

本研究においてグローバルという言葉は、本研究の問題の所在である経済のグローバル化(第1章で定義する)に基づく現象、課題あるいはこれに対する対処、抵抗という文脈で使用する。

本研究で、グローバルな法形成とは、グローバル化が生み出した課題にこたえるべく「国際法と国内法・非国家法の協同により、動的に事態が発展する国際社会」において、「法秩序間の相互的影響」の中で発展する法形成の総体を表すものとして使用する

⁸¹ 例えば、2022年に開催された国連ビジネスと人権フォーラムは「ライツホルダーを中心に一次の10年における人と地球を大切にすビジネスの促進のための責任の強化」をテーマに実施され、コンセプトノートにおいてライツホルダーを中心に置くことが強調されている。See, United Nations High Commissioner for Human Rights, “Concept Note, 11th United Nations Forum on Business and Human Rights, 28 – 30 November 2022, Rights holders at the centre: Strengthening accountability to advance business respect for people and planet in the next decade,” available at < <https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-06/2022-Forum-ConceptNote-final-EN.pdf> > last accessed on 29 January 2023.

⁸² Guiding Principles, *supra* note 3, Principle 13 and Commentary.

83。これらの異なる法秩序は、それぞれ自律的でありながら、相互に影響を与えあうなかで絶えず発展しているとの視点に立つものである⁸⁴。

本研究においては、国境を越える企業活動と人権という課題に関連する国際法、ソフトローに加え、国内法と国内実行、EU法とその実施も含めた規範の形成と相互影響による発展を把握する。

9 国境を越える、越境的活動、トランスナショナル

本研究で「国境を越える」「越境的活動」は、事実行為として国境を越える事象を表す概念として使用する。国境を越える企業の活動、あるいは企業の「越境的活動」という表現は、企業が自ら国境を越えて活動する場合に限らず、子会社や取引関係を通して国境を越えたビジネス活動に従事・展開する場合も含む概念として使用する。

また、トランスナショナルという言葉を使用する文献をいくつか脚注に引用するが、この用語は論者によって異なる文脈で使われているため、本研究においては規範的概念としては使用しない。

⁸³ 須網「前掲論文」(注52) 56、62、66頁。Neil Walker, *Intimation of Global Law* (Cambridge University Press, 2014), pp. 15-18 も同様の見解に立つと解される。

⁸⁴ 須網隆夫「EU法秩序の位置」『国際秩序とグローバル経済』間宮勇先生追悼(信山社、2021年) 550頁。国際法やソフトローの規範が国内やEUで実施される場合もあれば、こうした実行がソフトローや国際法に影響を与えることも、ソフトローの実施や援用が国際慣習法に影響を与えることもありうる。

第1部 予備的考察

第1部ではビジネスと人権に関する問題状況を把握するための予備的考察を行う。

まず、第1章で、国境を越える企業活動によって発生する人権侵害の深刻な実情とその特徴を概観し、伝統的な国際法およびソフトローが、こうした人権侵害に適切に対応できなかった理由を分析する。続く第2章においては、国境を越える企業活動によって発生する人権侵害に対する国際人権法のアプローチ及び限界を確認する。

以上の検討を通じて、本研究が明らかにすべき課題を確認する。

第1章 国境を越えるビジネスがもたらす人権侵害と法

国境を越える企業活動はどのような人権侵害をもたらすのか、そして、それが適切に規制されず、被害救済が困難に直面するのはなぜなのか。

本章では、第1に、先行研究をもとに、経済のグローバル化及びそれによってもたらされる国境を越える企業による人権侵害の実相と特徴を明らかにする。第2に、国際法による規制の限界と課題を把握する。第3に、ソフトローによる規制の展開とその限界を明らかにする。

第1節 グローバル化がもたらす人権侵害とその特徴

1 経済のグローバル化の現代的特徴

いわゆるグローバリゼーションには様々な定義がある⁸⁵が、本研究では、冷戦崩壊後の経済的グローバル化に着目し、「自由貿易の障壁を取り払い世界各国の経済をより緊密に統合すること」⁸⁶と定義する。

1990年代以降の経済のグローバル化は、規制緩和、貿易と金融の自由化等を推進する新自由主義的特色を強く有している⁸⁷。新自由主義的規制緩和のもと、力を増したのが多国籍企業のパワーである⁸⁸。多国籍企業は、本国以外の国、とりわけ「南」の開発途上国等に進出し、「安価な労働力、資源、有利な生産条件を獲得」し、利益を最大化するかつてない機会を得た⁸⁹。スティーガーは、多国籍企業が「その経済的パワーで国民国家と拮抗する存在になり、世界の資本投資、テクノロジー、国際市場へのアク

⁸⁵ スティーガー『前掲書』(注5) 10-17頁。

⁸⁶ スティグリッツ『前掲書』(注1) 27頁。

⁸⁷ 同上。1980年代、米英を中心に、市場経済を重視し、市場への国家の介入の最小化を唱える新自由主義が提唱されたが、1990年代には、規制緩和、貿易と金融の自由化、「小さな政府」と民営化等の経済政策が、世界銀行や国際通貨基金の融資政策に採用された結果(ワシントン・コンセンサス)、全世界に拡大した。自由競争の促進によって富が増大し発展が進むとの喧伝により広く受け入れられた一方、国際金融機関の圧力により、主権国家が自主的な判断を奪われて半ば強制的に政策の採用に至った国も少なくない(スティーガー『前掲書』(注5) 45-48頁、スティグリッツ『前掲書』(注1) 29-44頁、松下冽「新自由主義型グローバル化と岐路に立つ民主主義—新自由主義の暴力的表層と深層」(上) 立命館国際研究 31巻3号(2019年) 521-549頁及び同(下) 32巻1号(2019年) 115-144頁。

⁸⁸ スティーガー『前掲書』(注5) 56-58頁、このほか、伊豫谷登志翁『グローバリゼーション—移動から現代を読みとく』(筑摩書房、2021年) 83-91頁。

⁸⁹ スティーガー『前掲書』(注5) 58頁。

セスのほとんどを手中に収め」たと指摘する⁹⁰。2006年までの間に飛躍的に増大した多国籍企業の本社のほとんどは欧米や日本等「北」（いわゆる富裕国とされてきた）に偏っており⁹¹、南北間に現存する非対称な力関係を反映している⁹²。多国籍企業の進出先の国では、国家が人々を守る主権的な意思決定をすることが困難になり、人々の人権や周辺環境に深刻な影響が及ぶ⁹³。

グローバル経済のもう一つの特筆すべき点は、原材料調達から生産までのプロセスに関わる子会社、フランチャイズ、サプライヤー、下請け、孫請け等、法人格も国籍も異なる多様なアクターが関わる複雑で多層的なネットワークが形成され、ビジネス活動が展開されることである⁹⁴。グローバルなバリューチェーンの頂点に君臨する支配的アクターとなる企業は、発注先の事実上の生殺与奪の権利を握るかたちでバリューチェーン全体にはかりしれないパワーを及ぼし⁹⁵、より安価で競争力のある発注先を自由に決定しうるため、受注を受ける「南」の国では「底辺への競争」が発生する。その末端で不均衡な負の影響を被るのが「南」の労働者や周辺住民の人権である⁹⁶。

こうした経済のグローバル化は自然発生的なものではなく、国際法、とりわけ国際経済法が積極的に推進したことを多くの論者が指摘している⁹⁷。スティーガーはグローバルな経済相互連結の強化は、貿易自由化、規制緩和、民営化等の政策の政治的決定によって推進されてきたことを強調し、チムニはその実行のために法体系が不可欠の役割を果たすと指摘する⁹⁸。中川は現代の経済のグローバル化の特徴である供給網のグ

⁹⁰ 同上 57 頁。

⁹¹ 国連貿易開発会議の 2006 年の報告によれば、7 万 7000 にのぼる多国籍企業と 77 万を超える子会社と数百万に及ぶサプライヤーがいるとされる。UNCTAD, *World Investment Report 2006*(Geneva: UN, 2006), p. 10, Annex A.1.6, 大窪「前掲論文」(注 38) 778 頁。

⁹² スティーガー『前掲書』(注 5) 57 頁。日本、北米、西欧の少数の豊かな諸国（北・富裕国）と、多数の貧困な諸国（南・発展途上国・途上国）との関係に関する諸問題は南北問題と言われてきた(鳥居千代香「南北問題とジェンダー—インド・エジプト・他のアラブ・イスラーム諸国の結婚を通しての一考察」帝京大学短期大学紀要 25 号 (2005 年) 116-119 頁)。

⁹³ スーザン・ストレンジ著(櫻井公人訳)『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち』(岩波書店、1998 年)。サッセン『前掲書』(注 6) 181-251 頁。

⁹⁴ 中川淳司「グローバル化と国際経済法の変容」『世界法年報』37 号 (2018 年) 3-37 頁。

⁹⁵ Mark P. Dallas et al., “Power in global value chains. *Review of International Political Economy*”, Vol.26 no.4(2019), pp.666-694.

⁹⁶ B.S. Chimni, “Third World Approaches to International Law: A Manifesto”, *International Community Law Review*, Vol. 8 (2006), pp. 3-27, Chimni は以下の通り指摘する。“The growing competition between third world countries to bring in foreign investment has further led to easing of labor standards and a “race to the bottom. In the year 2000, nearly 93 developing countries had export processing zones (EPZs), compared with 24 in 1976” (p. 11).

⁹⁷ 阿部『前掲書』(注 27) 200 頁、201 頁。山本は、現在の経済のグローバル化の土台というべき経済自由化について、国際法に基づく国家の直接かつ積極的な関与と介入を肯定する経済自由化が 1950 年代に推進されたと指摘する(山本『前掲書』(注 41) 9 頁)。

⁹⁸ スティーガー『前掲書』(注 5) 61-65 頁。チムニは以下の通り指摘する。“Globalisation is not an

ローバル化及び金融のグローバル化は、自然発生的なものではなく国際経済法が推進してきたと指摘する⁹⁹

2 新自由主義的グローバリゼーションの人権に対する影響

国境を越えるビジネス、特に多国籍企業の活動は、グローバル・バリューチェーンを通して、多くの人に影響を与え、人権侵害が発生したことについては、先行研究¹⁰⁰、国際機関や地域機関等の調査報告が数多くある¹⁰¹。典型的な事例としては以下のような事象を確認することができる。

(1) サプライチェーンで発生する労働者の人権侵害

ILO(国際労働機関)は、2002年から2011年までの統計調査から、世界では約2090万人が、人身取引、強制労働、児童労働による「現代的奴隷」の状態に置かれ、そのうち約550万人が児童労働であるとし¹⁰²、さらにそのうち5ないし15パーセントがサプライチェーンに組み込まれていると推計している¹⁰³。

1990年代にはナイキの製造工場における児童労働や搾取的労働が問題となるなど、縫製・スポーツウェア産業におけるサプライチェーン上の労働者の奴隷的慣行が告発されるようになった¹⁰⁴。近年、とりわけ衝撃的な事例が2013年4月24日にバングラデシュで起きたラナプラザビル倒壊事故であるが、この事故は、氷山の一角に過ぎない¹⁰⁵。服の製造過程をさらにたどると、綿花生産現場における児童労働、環境汚染な

autonomous phenomenon. It is greatly facilitated by the actions of States, in particular dominant States. The adoption of appropriate legal regimes plays a critical role in this process." (Chimni, *supra* note 96, p. 7).

⁹⁹ 中川「前掲論文」(注94)4-10頁。

¹⁰⁰ Manfred Nowak, *Human Rights or Global Capitalism, The Limits of Privatization* (University of Pennsylvania Press, 2017). Nowakは、規制緩和、民営化、人権を保障する国家の役割の最小化という新自由主義的な過激なアジェンダの追及により、経済的、政治的、社会的に壊滅的な影響をもたらされたという(p.174)。

¹⁰¹ European Commission Final Report(2020), *supra* note 7. 欧州委員会は、欧州の企業がかかわる人権問題として、本文に掲げた例に加え、採取・エネルギー産業による環境破壊と産業廃棄物の排出による先住民の権利侵害、環境・健康悪化、生計手段の喪失、森林伐採による森林破壊がもたらす生態系と生物多様性の悪化による食糧安全保障、気候変動の助長、先住民に対する土地のほく奪等の経済的社会的権利の侵害を指摘する(pp. 214-217)。

¹⁰² ILO "Global Estimate of Forced Labour: Results and methodology" (Geneva: ILO, 2012), pp.13- 14.

¹⁰³ Urmila Bhoola, "Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of slavery, including its causes and consequences", U.N. Doc. A/HRC/30/35, 30 July 2015, p.7, para. 22.

¹⁰⁴ クライン『前掲書』(注6)311-320頁、ラギー『前掲書』(注33)43-46頁。

¹⁰⁵ 縫製工場のビルが崩れ落ち1000人以上の労働者の命が奪われ、数千人が重軽傷を負った。工場に生産を委託していたのは世界的に著名なファッション・ブランドばかりで、その後の調査では建物の危険性だけでなく、著しい低賃金、児童労働、長時間労働、妊産婦への深夜残業等、過酷な労働環境が発覚した。ILO, "The Rana Plaza Accident and its aftermath", available at

どの人権問題に行き着く。さらに、農業、漁業、鉱物産業などにおいて現代奴隷の慣行が広がっているとの調査が国際的に広く共有されている¹⁰⁶。

(2) 資源開発に関わる現地住民の人権状況の悪化

多国籍企業等による開発途上国での資源開発が紛争を助長し、深刻な人権侵害を引き起こす例は多数報告されてきた。OECDは、石油、天然ガスなどの資源開発が深刻な人権侵害に関連していると指摘し、典型例として、軍事政権下のミャンマーにおけるガスパイプライン建設において、現地の少数民族に対する超法規的殺害、拷問、レイプ、強制労働が助長された問題をあげる¹⁰⁷。

また、石油採掘や森林伐採などの資源開発の結果、土壌の深刻な汚染や森林の破壊により住民の生活基盤が根本的に破壊される例は後を絶たない¹⁰⁸。こうした開発事業への反対運動を展開する現地住民や人権・環境活動家の殺害・拷問などの深刻な人権侵害も多発した¹⁰⁹。例えば、世界の主要な石油産業が資源開発を競った結果、ナイジェリアのニジェール・デルタの土壌は回復不可能なほどに汚染され、人々は先祖伝来の生き方と生活環境を奪われた。国連環境計画は、同地域の環境汚染は極めて深刻であるとの調査報告を公表している¹¹⁰。こうした多国籍企業の操業に対し、ナイジェリアの現地住民は大規模な反対運動を展開して国際的な注目を集めたものの、当時の軍事独裁政権によって反対運動のリーダーが恣意的に拘禁され、拷問の末に処刑された

<https://www.ilo.org/global/topics/geip/WCMS_614394/lang-en/index.htm> last accessed on 30 January 2023. 伊藤和子『ファストファッションはなぜ安い』（コモンズ、2017年）16-75頁。

¹⁰⁶ Bhoola, *supra* note 103, p. 7, paras. 22, 23.

¹⁰⁷ OECD, “Multinational Enterprises in Situations of Violent Conflict and Widespread Human Rights Abuses”, OECD Working Papers on International Investment, OECD Publishing. (2002), pp. 3-29.

¹⁰⁸ European Parliament Report, *Indigenous peoples, extractive industries and human rights* EXPO/B/DROI/2013/23 (2014), pp. 5-19.

¹⁰⁹ European Commission Final Report (2020), *supra* note 7.

¹¹⁰ United Nations Environment Programme (hereinafter, referred to as “UNEP”), “Environmental Assessment of Ogoniland” (Nairobi: 2011).

¹¹¹。一連の人権弾圧に多国籍企業の子会社も関与したとの指摘がある¹¹²。

一方、アフリカでは、1990年代以降、鉱物資源が紛争の原因となることが指摘され、紛争を助長する鉱物は「紛争鉱物」と呼ばれている。鉱物資源の輸出先は先進国であり、多くの場合多国籍企業が関与して製品加工され、鉱物の取引で得られた収益は紛争継続の資金源となる¹¹³。

(3) グローバル・バリューチェーン全体に広がる人権侵害

ビジネス活動によって国境を越えて人権に深刻な影響が発生する事態は、原材料調達や製造過程にとどまらず、流通、広報、販売、役務提供、投融資など、バリューチェーンの各プロセスで起きている¹¹⁴。企業が提供する商品・サービスは人権侵害の手段になりうる¹¹⁵。例えば、企業による各種監視技術を含む製品の権威主義体制国家への納入や¹¹⁶、インターネット事業者が得た、利用者の通信の秘密に関わる情報を国家当局に提供すること等があげられる¹¹⁷。兵器産業に関しては、核兵器、クラスター爆弾、対人地雷、AI兵器など、その使用が結果的に民間人に対する無差別攻撃による人

¹¹¹ 企業がかかわる人権侵害においては、国家の人権侵害に企業が加担する類型が多く問題視されてきた。国際法上、国家責任を個人が問えない一方、私人行為を根拠とする国家への責任追及には限界がある(私人の行為が国家帰属要件を満たす場合も同様である)。国家と企業が「共犯関係」にありながら、いずれの責任も問われないことが問題視されてきた(例えば、Ines Tofalo, “Overt and Hidden Accomplices: Transnational Corporations’ Range of Complicity for Human Rights Violations”, in *Transnational Corporations and Human Rights*, *supra* note.28, pp. 335-358, Anita Ramasastry, “Corporate Complicity: From Nuremberg to Rangoon – A Examination of Forced Labor Cases and Their Impact on the Liability of Multinational Corporations”, *Berkeley Journal of International Law*, Vol. 20 (2002), pp. 91-159. 後に検討する指導原則 13 は企業が「取引関係」の人権侵害にも責任を負うとし、これには、「企業の事業、製品またはサービスと直接関係のある非国家または国家組織を含む」(原則 13 の解説)として、国家の人権侵害に企業が加担するような事例も企業の人権尊重責任が及ぶ範囲に取り入れた。

¹¹² ラギー『前掲書』(注 33) 50-55 頁。白土圭一『資源大陸アフリカ ―暴力が結ぶ貧困と繁栄』(東洋経済新報社、2009 年) 92-116 頁。

¹¹³ 華井和代「コンゴ民主共和国における紛争鉱物問題の現状と課題」『国際問題』682 号 (2019 年) 17-28 頁。

¹¹⁴ OHCHR, FAQ 2014, *supra* note 15.

¹¹⁵ 役務提供の例としては、9.11 テロ事件以降進んだ「戦争の民営化」により、政府が民間軍事会社に警備等を委託した結果として発生する人権侵害が拡大しているとの指摘がされている。The UN Working Group on the use of mercenaries as a means of violating human rights and impeding the exercise of the right of peoples to self-determination, “Mercenarism and private Military and Security Companies”, U.N. Doc. HRC/NONE/2018/40, April 2018.

¹¹⁶ David Kaye, Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression, “Report on the adverse effect of the surveillance industry on freedom of expression”, U.N. Doc. A/HRC/41/35, 28 May 2019.

¹¹⁷ ラギー『前掲書』(注 33) 55 頁。

権侵害を生む兵器の製造及びこれに対する投融資も、人権侵害と関連するビジネスといえる¹¹⁸。

さらに、原材料調達からエンドユーザーに至るまでのバリューチェーン全体で発生する温室効果ガスによる気候変動の影響が、広範な人々の人権を侵害する結果をもたらすことが指摘されている¹¹⁹。

3 分析と課題

以上の例示は氷山の一角にすぎないが、グローバル経済の下で、国境を越えて活動するビジネス・アクターが、世界各地における人権状況に負の影響をもたらしている事例である。こうした人権侵害には、共通する特徴がある。

第1に、事業活動が越境的性格を有していることである。「北」に所在する多国籍企業の本国(Host State)と「南」に所在する受入国(Home State)が対置され、事業の決定は「北」で行われ、事業活動に伴う人権侵害は「南」の国、特に、紛争や、抑圧体制下の国、あるいはガバナンスが弱い国で発生するという構図がみられる¹²⁰。

第2に、企業と人権侵害の関連性は、直接的に人権侵害を行っている場合だけでなく、人権侵害の意図的な助長・加担者である場合、意図はしないが資金提供や事業を通じて結果的に人権侵害に関与している場合がある。仮に間接的であっても、意図がないとしても、ビジネスは人権侵害を可能にし、助長しうる。

第3に、多国籍企業と現地子会社の例にみられるように、本拠地も法人格も異なるビジネス主体が関与するため、人権侵害が発生しても民事上、刑事上の責任追及や司法救済の実現が困難に直面するという問題がある¹²¹。越境的なビジネスの多くがグロ

¹¹⁸ Working Group on Business and Human Rights, “Informal Note: Responsible business conduct in the arms sector: Ensuring business practice in line with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, 30 August 2022, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-08/BHR-Arms-sector-info-note.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

¹¹⁹ セルジュ・ラトゥーシュ著（中野佳裕訳）『脱成長』（白水社、2020年）65-66頁。

¹²⁰ Anita Ramasastry, “Corporate Social Responsibility Versus Business and Human Rights: Bridging the Gap Between Responsibility and Accountability”, *Journal of Human Rights*, Vol. 14 no.2 (2015), pp.237 and 242.

¹²¹ バルセロナ・トラクション事件判決(第2段階)(Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (1970.2.5) Judgment, I.C.J. Reports 1970, p. 3)は、国際法における企業の国籍について、申請結合理論を排除して、形式的な設立準拠主義を採用し、法人格のヴェールを剥がすのは特別な場合に限定されると判断した(*Ibid.* paras.55-58, 69-72)、村瀬信也「国際環境法における国家の管理責任—多国籍企業の活動とその管理をめぐる」『前掲書』(注40)406-432頁)。村瀬は、国際的な環境問題の多くが多国籍企業の活動に起因するとし、その共通点は「各国に配置された子会社が、親会社の資本上・経営上の一体的な支配のもとに置かれる企業形態」であり、「子会社は法律的には、それぞれ独立の現地法人として設立されているため、環境損害の原因となった行為が直接的には子会社によって行われたものであっても、親会社に対し

ーバルなバリューチェーンを構成し、司令塔となる多国籍企業や、頂点に立つバイヤーなど、必ず支配的なアクターが存在する¹²²が、末端で人権侵害が発生しても親会社や支配的なアクターの責任が問われることは稀である。

第4に、被害者と被害の実相である。人権侵害の被害を受けるのは、グローバルなバリューチェーンの支配的なアクターである多国籍企業等の本国の住民ではなく、領域外の人々であることが圧倒的であり、こうした人々は、本国の領域内ではおよそ発生しないであろう深刻な被害を受けることが多く見られ、加えて実効的な救済を受ける権利も十分に保障されていない¹²³。

経済のグローバル化が促進され、企業が国境を越えて事業活動をした結果、人権や環境に深刻な負の影響が起きているのに、企業に対する有効な規制が実現できず、被害を是正、回復する有効なシステムも確立できない現実がある¹²⁴。

次節以降では、その法的要因を考察する。

第2節 国際法の規範構造

国際法はグローバル化を推進してきたとされるが、結果として企業が国境を越えて人権侵害に関わる事態が顕在化した今、国際法によって企業を規制し、人々の人権を守れないのはなぜであろうか。国際法の伝統的な規範の枠組みに基づき、問題を考察する。

1 個人の国際法主体性

国際法は伝統的に、主権国家を規律する法であり、個人を規律する法ではないとされ、非国家主体である企業は国際法の規制の枠外に置かれてきた。

第二次世界大戦後、国際法の主体（国際法上の権利義務が帰属する主体）は国家のみではないとの議論が展開されるようになり¹²⁵、個人の国際法上の地位は、「限られた

での責任を追及していくことは、多国籍企業の得意なヴェールを剥ぎ取って行かない限り困難である」（407頁）と指摘する。

¹²² Dallas et al, *supra* note 95.

¹²³ 上記のナイジェリアにおける弾圧と処刑事案はその典型である。先進国と言われる国々の貧困や搾取も深刻であるが、先進国の法執行やメディア等の監視が届きにくいところで深刻な人権侵害は発生しやすく、被害救済は特別の困難に直面する。

¹²⁴ SRSG Report, “Protect, Respect and Remedy :a Framework for Business and Human Rights”, U.N. Doc. A/HRC/8/5, 7 April 2008 (hereinafter, referred to as “SRSG 2008 Report”) p. 3, para.3.

¹²⁵ Jennings QC (ed.) *Oppenheim’s International Law*, *supra* note 25, pp. 846-847. 個人の国際法主体性に関する研究として、Anne Peters, *Beyond Human Rights: The Legal Status of the Individual in International Law*(Cambridge

範囲で国際法の受動的主体である」と位置付けられている¹²⁶。

ただし、国際人権法の発展により、国際法によって個人の権利を創設できることは、現在では争いがない¹²⁷。また、第二次世界大戦後の国際戦犯法廷は、個人が国際人道法違反の責任主体として刑事責任を負うことを明確にし、これは旧ユーゴ、ルワンダ戦犯法廷、そして国際刑事裁判所に引き継がれている。このように、国際法が一定の場合に個人の義務を創設できることにも争いはない¹²⁸。

2 非国家主体

一方、非国家主体の国際法上の地位は、個人と比較しても判然としない。国際法協会(ILA)は 2007 年以降、「国際法における非国家主体の権利義務の研究」を行ったが、2016 年の最終報告書は、一部の非国家主体が国際法主体性を獲得し、権利義務を有する一方、そのような地位を獲得していない非国家主体もいるとし、すべての非国家主体に共通する法的性質は確認できないと結論付けた¹²⁹。特に企業については、投資仲裁などの申立権は認められるのに対し、国際法上の義務を負うかが明らかでない¹³⁰。

世界人権宣言の前文は、「社会の各個人及び各機関(organ of society)」に努力を呼び

University Press, 2016)、大沼保昭『『保護する責任』と『保護される権利』——法主体論から国際法体系のあり方を考える』『世界法年報』31号(2012年)7-41頁を参照した。大沼は、個人の国際法主体性に關する歴史的変遷を分析している。

¹²⁶ 岩沢『前掲書』(注2)26頁、34-39頁。杉原『前掲書』(注25)14-17頁。個人は国際法の能動的な主体ではないとされるが、国際法の参加者、関与者として積極的に位置づけようとする学説が有力であり、本研究もそうした国際法の動態把握を支持する。Higgins, *supra* note 66, pp. 49-50.

¹²⁷ Antonio Cassese, *International Law*, pp.77-85 (Oxford University Press, 2001), 常設国際司法裁判所 (PCIJ) のダンチヒ事件判決(1928,3.3 PCIJ Ser B.No.13)は、「国家が個人に権利を付与する意図が明確であれば個人に権利を付与することができる」と判示し、同判決を契機に、個人が国際法上直接権利・義務を有することがあるとの見解は国際法の通説となった。ラグラン事件 ICJ 判決(LaGrand (Germany v. United States of America), Judgement, I. C. J. Reports 2001, p. 466) は、PCIJ を一歩進め、条約の目的が個人の権利を設定するものでなく、個人の権利を実現する手続保障を定めた規定がない場合でも条約で個人に権利を付与することができるとする。小畑郁「国家の合意による個人への権利付与——ダンチヒ裁判所への管轄権事件」『国際法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年)92-93頁、北村泰三「領事保護権の法的性質——ラグラン事件」『国際法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年)94-95頁。

¹²⁸ Cassese, *supra* note 127, pp. 79-80, ジェノサイド、人道に対する罪、重大な戦争犯罪等、国際法違反の犯罪を犯した個人は、国内刑法を介することなく国際刑事裁判所等の国際法廷で処罰できる。カッセーゼは、個人はこうした慣習法規則を犯さない義務を負うという。ペータースも同様の指摘をする(Peters, *supra* note 125, p.60)。

¹²⁹ International Law Association(hereinafter, referred to as the “ILA”), Committee on Non-State Actors (NSAs), *Final Report*(2016)、佐藤哲夫「グローバル化する国際社会における国際法秩序と非国家アクター——国際法協会での取り組み経験を主な素材として」小和田恆国際司法裁判所裁判官退官記念『国際関係と法の支配』(信山社、2021年)779-815頁。

¹³⁰ ILA, *Ibid.*, para.80; Crawford, *supra* note 57, pp. 203-211. 酒井は、「原則として企業が国際法主体として扱われることはなかった」とする(酒井啓亘ほか『国際法』(有斐閣、2011年)71頁)。

掛けており、さらに 30 条の規定から、個人だけでなく集団たる非国家主体にも人権侵害を許さない法的な義務を課しているとの解釈も成り立ちうる¹³¹。しかし、第二次世界大戦後に発効した国際人権条約はいずれも、締約国のみを義務の名宛人として規定している¹³²。一方、国際人道法、国際刑事法の実務と理論が発展する中、個人の国際法上の刑事責任は拡大したが、あくまで国際犯罪の刑事責任を負うのは自然人とされ、企業等の法人に刑事責任が及ぶとのコンセンサスはない¹³³。国際刑事裁判所（ICC）の設立の際、ローマ規程において法人が刑事責任を負うことが議論されたが、最終的な条約案からは落とされた¹³⁴。

以上のとおり、企業が国際人権法上の義務を負うとの国家間のコンセンサスは確立していない¹³⁵。

3 私人の行為に対する国家の責任とその限界

(1) 私人の行為の国家帰属

国際法上、私人の行為については、私人の行為の結果として国家がいかなる責任を

¹³¹ 世界人権宣言 30 条は「この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団または個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、またはそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない」と規定する。

¹³² 自由権規約、社会権規約の共通 5 条 1 項は世界人権宣言 30 条と同趣旨の規定を置く。ただ、人権条約上抽象的な確認を超えた個人の具体的・直接的な義務を規定していない。地域人権機構では、アフリカ人権憲章が例外的に詳細な個人の義務を定めるが、義務規定の濫用も懸念される（戸田修司「アフリカ人権憲章における個人の義務——国際人権法上の義務的側面」間宮勇先生追悼『国際秩序とグローバル経済』（信山社・2021 年）191-213 頁）。Ruggie は 2007 年の国連人権理事会報告で以下のとおり結論付けた。“*In conclusion, it does not seem that the international human rights instruments discussed here currently impose direct legal responsibilities on corporations*” (SRSG Report Mapping International Standards of Responsibility and Accountability for Corporate Acts. A/HRC/4/035, p. 15, para. 44 (2007)).

¹³³ 古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意義——国家責任法との関係を中心として」『世界法年報』21 号（2002 年）82-109 頁。ニュルンベルグ法廷は、国際法上の犯罪は個人によってなし得るのであって抽象的な組織（企業を含む）によってなし得るのではない、こうした犯罪を犯した個人に対する処罰によってのみ国際法規定は執行しうる、と判断した（“*Crimes against international law are committed by men, not by abstract entities, and only by punishing individuals who commit such crimes can the provisions of international law be enforced.*” The Nurnberg Trial, 6 F. R. D. 69, 110 (1946)）。この判断は継承されている。

¹³⁴ Ramasastry, *supra* note 111; Andrew Clapham, *The Question of Jurisdiction Under International Criminal Law Over Legal Persons: Lessons from the Rome Conference on an International Criminal Court, Liability of Multinational Corporations under International Law, The Hague: Kluwer Law International*(2000), なお、このことは企業がおよそ刑事上のみならず民事上も国際法違反の責任を負わないとの言説を生んだ。その端的な例は米連邦最高裁 *Jesner v Arab Bank* 138 S Ct 1386, 1399 (2018) の判断である。多数意見は、ニュルンベルグ、旧ユーゴ、ルワンダ戦犯法廷では自然人のみが被告とされたこと、ICC 起草過程でも法人を被告とする提案があったが採用されなかったことを援用し、人権侵害に伴う民事、刑事上の責任を企業に負わせるとの国際法の原則は確立していないと結論付けた。

¹³⁵ Philip Alston, “The ‘Not-a-Cat’ Syndrome: Can the international human rights regime accommodate non-state actors?” in Philip Alston(ed.), *Non-State Actors and Human Rights*, (Oxford University Press, 2005) pp. 35-36.

負うか、という国家責任の文脈で議論されてきた。2001年に国連総会決議で確認された「国家責任条文」¹³⁶は、私人の行為が国家に帰属すると認められる場合には、国家が私人行為の結果に責任を負うことを確認した。しかし、兼原が指摘する通り、国際司法裁判所(以下、ICJ)等の判断に照らしても、非国家主体の行為の国家への帰属を認める基準は極めて厳しい¹³⁷。加えて、国家責任は国家間の責任を問うものであって、個人が被害を受けた場合に個人が被害救済を実現できる救済の仕組みは用意されていない¹³⁸。

(2) 相当注意義務違反

国際法上、私人行為が国に帰属しない場合でも、国家が私人の行為に関して相当の注意(Due Diligence)義務に違反する場合は国家の責任があるとされる¹³⁹。

国家が自国領域に対して排他的な権能を持つコローリーとして、自国領域において外国および外国人の利益を保護する国際法上の義務を負うという法理が古くから判例によって認められている(領域使用の管理責任)¹⁴⁰。この領域使用の管理責任原則は伝統

¹³⁶Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts with commentaries U.N. Doc. A/56/10 (2001). 個人の行為が国家に帰属する場合として、政府権限を行使する個人・構成体の行為(5条)、私人が事実上、国家の命令、指揮、管理により行動している場合(8条)、私人が、役人権威者の不在や怠慢の中で、及び、事実上、政府権限を行使する場合(9条)、反乱または他の運動の行為(10条)を規定する。

¹³⁷兼原は、ICJの実効的 Control 基準が厳しいことを指摘し、非国家実体の国際有害行為の量的増大という現代の特徴への対応に限界があるとする(兼原「前掲論文」(注40) 276-279頁)。

¹³⁸常設国際司法裁判所(PCIJ)のマヴロマトイス・パレスティン特許事件先決的抗弁判決(Mavrommatis Palestine Concessions, Greece v United Kingdom, Objection to the Jurisdiction of the Court, Judgment of 30th August 1924, PCIJ Series A no 2.)は私人と国家の紛争をひとたび国家が自国民の事件を取り上げて国際司法手続に訴えたと、国家は実際には国家自身の権利を主張しているものであり、国家が唯一の請求者であると判示した。これには被害者保護の観点から批判がある(加藤信行『外交保護の性格—マヴロマトイス・パレスティン特許事件』『国際法判例百選』(有斐閣・2001年) 128-129頁、松井『前掲書』(注40) 8頁 288-290頁)。一方、ディアロ事件でICJは、外交的保護権侵害に関する提訴で個人への人権侵害を認定し、個人の損害に関する賠償額を算定した(Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Compensation, Judgment, I.C.J. Reports 2012, p. 324., pp. 344-345, para. 61(1))。この判断は画期的であるが、それでもICJに対し個人が出訴権を持つわけではなく、国家が国家責任を追及しない限り個人が救済されない構造となっている。国家責任条文は、第33条において、国際違法行為に伴う国家間の責任であると明確にし、国際違法行為の結果発生した個人への賠償責任について何ら規定しない。こうした規定に対し個人を軽視するとの批判がある(阿部「前掲論文」(注24) 68頁、69頁、Alston, *supra* note 135 pp. 23-25.

¹³⁹岩沢『前掲書』(注2) 572頁、田畑「前掲論文」(注40) (一)749,750、薬師寺公夫「国家責任法典化作業における私人行為と国家の注意義務——伝統的アプローチの軌跡」『立命館法学』286号(2002年) 700-728頁、Jennings QC (ed.) Oppenheim's International Law, *supra* note 25, pp. 549-550 (Longman, 1992). 国家機関の不作为による懈怠の責任が認められた判例として在テヘラン米国大使館員人質事件に関するICJ判決がある(United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran, Judgment, I. C. J. Reports 1980, p. 3.).

¹⁴⁰兼原敦子「国際違法行為責任における過失の機能」『国際法外交雑誌』96巻6号(1998年) 884-887頁。

的に、国家の領域主権の排他性に立脚したものであるから、私人の行為が領域外で行われた場合には、国家の国際責任は発生しないとの見解が伝統的に有力である¹⁴¹。領域内の私人行為が国境を越える結果をもたらした場合については、第6章で検討する通り、国家責任が拡張的に認められる判例も形成されてきたが、企業の本国が、領域外における企業行動によって発生した人権侵害に関連して国家責任を問われた事案はない。

4 小括

以上のとおり、現状の国際法には限界があり、国境を越えた企業が関与する人権侵害に対し、国際法による規制はなされておらず、人権侵害に対する被害救済やアカウントビリティを確保する仕組みも欠如している。

国家中心主義的な国際法のもと、企業を含む非国家主体の国際法上の地位が明らかでないため、国境を越えて活動する企業に対し人権保障を義務付けたり、アカウントビリティを問う国際メカニズムを確立できていない。また、国家が領域内における私人の活動に関して行為帰属や相当注意義務違反が認められ責任を負う判例がみられるものの、こうした事例は限定されており、企業の領域外の活動に関して、企業の本国である国家に対し、行為帰属や相当注意義務違反が認められた事例は見当たらない。

そして、私人行為に関連性のある国家の国際違法責任が仮に肯定されても、個人が被害救済を実現できる救済の仕組みは国際法上用意されていない。こうして、伝統的な国家中心主義的な国際法体系は、越境する企業による国際的な人権侵害行為に対応することができず、被害者は法的保護から締め出されている。

アルストンは2005年の著書で、非国家主体に関する国際法上の位置づけに関する国際法学の議論状況を以下のとおり批判的に総括した。すなわち、第1に、国際法の規範枠組みは本質的に国家中心であり、今後もそうあり続けるであろう、第2に、国際的な意思決定の場に、国家以外の国際的なアクターが参加することは望ましい場合が多いが、その役割は非常に限定されている、第3に、多国籍企業はたぶん、幾分かの道徳的義務を受諾すべきだ、第4に、しかしながら、多国籍企業は操業する特定国の現地法の順守を除けば、人権に関する明確な法的義務は課されていないという状

¹⁴¹ 田畑「前掲論文」(注40)(二)958頁。

況にあるとの見解が支配的であるというのである。アルストンはこれでは企業による人権侵害という今日の最も喫緊の人権課題を解決し、企業のアカウンタビリティを確保することができないとして、以上の支配的見解を超える新しいアプローチ不可欠であると主張した¹⁴²。

第3節 ソフトローを通じた多国籍企業統制の試み

それでは、拘束力ある国際法規範に依拠せずに、ソフトローによるアプローチで、国境を越える企業活動による人権侵害を防止したり、被害救済をすることはできないのか。

本節ではまずソフトローの概念を定義したうえで、ビジネスと人権の文脈でのソフトロー・アプローチ（指導原則以前のもの）を概観し、その限界を確認していく。

1 ソフトローとは何か

ソフトローとは、多義的な概念であるが¹⁴³、国際法上は、条約や慣習法といった国際法としての地位、形式を持たない国際文書や、形成途上にある法と整理され、国際法上の法的拘束力を持たず、形式的法源に該当しないと言われる¹⁴⁴。村瀬はその特徴を、①具体的な権利義務関係の確定に関わるものではなく、むしろ一般的・抽象的な原則・指針を内容とする、②法規範としては未成熟で規範内容の正確性に欠ける、③法的拘束力を持たないか希薄であり、緩やかな行動規範にとどまって、その履行は当事者の善意に依拠する部分が多い、と整理する¹⁴⁵。

ソフトローは、ハードローにより各国一律の規制が現実的でない場面において各

¹⁴² Alston, *supra* note 135, pp. 35 and 36. デ・シュッターも同様の見解を表明する (Olivier De Schutter, “The Challenge of Imposing Human Rights Norms on Corporate Actors”, in *Transnational Corporations and Human Rights*, *supra* note 28, pp. 1-3).

¹⁴³ ソフトローに関して、Chinkin, *supra* note 58; Kenneth W. Abbott and Duncan Snidal, *Hard and Soft Law in International Governance, International Organization*, Vol.54, (2000) pp. 421-456. 村瀬信也「現代国際法における法源論の動揺 — 国際立法論の前提的考察として」『前掲書』(注40) 5-41頁、小寺彰「現代国際法学と『ソフトロー』 — 特色と課題」中山信弘ほか編『国際社会とソフトロー』9-22頁(有斐閣、2008年)、齋藤民徒「国際法と国際規範 — 「ソフト・ロー」をめぐる学際研究の現状と課題」『社会科学研究』54巻5号(2003年) 41-80頁、齋藤民徒「ソフトロー論の系譜 — 国際法学の立場から」『法律時報』77巻7号(2005年) 106-113頁等の先行研究を参照した。

¹⁴⁴ 岩沢『前掲書』(注2) 45頁。ICJ規程38条は、紛争解決にあたり、一般国際法、特別の国際条約、国際慣習法、法の一般原則、補助手段としての国際法学者の学説を適用するとし、ソフトローや「あるべき法」を適用しない。但し、岩沢が指摘する通り、ソフトローが事実上の拘束力を持つ場合、実質的法源になりうる。

¹⁴⁵ 村瀬「前掲論文」(注143) 23頁。

国の特殊性に対応した柔軟な規制を可能にする意義が指摘される¹⁴⁶。また、ソフトローの積極的な意義として、支配的な国際法秩序からこぼれ落ちた課題、例えば南北問題や環境・人権問題に関する対抗言論としてその可能性に期待し、国際法の動態的發展の一過程として積極的にとらえるべきであるとの見解がある¹⁴⁷。

一方、ソフトローの実効性には常に疑問が寄せられてきた¹⁴⁸。また、1990年代以降の経済分野のソフトロー現象については、私的権威によるものが多く、多数の規則が乱立し、国際的なルールの分断化と民営化、欧米エリートによる力の強化を生んでいるとの指摘もある¹⁴⁹。ビジネスと人権の文脈におけるソフトローは「対抗言説」としての系譜と、経済分野のソフトローの系譜が交錯することから、その実効性や権力構造等に特段の注意を払って分析していく必要がある。

以上を踏まえ、国連、国際機関、企業などによるソフトローの取り組みを概観し、その実効性を検証する。

2 国連による「多国籍企業行動規範」の取り組み

多国籍企業をソフトローによって規律しようとする試みは1970年代に始まった。当時、国連の経済社会理事会は、国連事務総長に対し、多国籍企業の開発プロセス及び国際関係に関するインパクトについて研究する専門家グループの結成を要請し、これに答えて結成された専門家グループは、多国籍企業を規律する行動規範を国連が採択するよう勧告した¹⁵⁰。

1977年には、多国籍企業に関する国連行動規範（code of conduct）の制定を主な任務とする国連多国籍企業センターが創設され、10年以上にわたる検討を受け、1990年に行動規範の草案が採択された。しかし、先進国と途上国の間の見解の不一致によって

¹⁴⁶ 小寺は1990年代以降にソフトローが隆盛した理由を、グローバリゼーション下で、企業の越境的活動等による環境、人権に関する問題等、グローバルな公共課題への対応の必要性が認識されたにもかかわらず、世界は主権国家によって分断され、国境を越えた問題解決には各国の合意が求められ、条約制定には長いプロセスを要することから、ソフトローによって国際社会の規範不足に対処した結果であるといえと指摘した（小寺「前掲論文」（注143））。とりわけ国際環境法分野ではソフトローが有効な役割を果たしており、SDGs（持続可能な開発目標）は影響力の大きなソフトローといえる。

¹⁴⁷ Chinkin, *supra* note 58, 齋藤「前掲論文」（注143）（2005年）。

¹⁴⁸ Prosper Weil, “Towards Relative Normativity in International Law?”, *The American Journal of International Law*, Vol. 77 no.2 (1983), pp.413-442; 村瀬「前掲論文」（注143） 27-29頁。

¹⁴⁹ Wills, *supra* note 59; Krisch, *supra* note 59, Anne Peters, “Compensatory Constitutionalism: The Function and Potential of Fundamental International Norms and Structures”, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 19 no.3 (2006), pp. 603-604.

¹⁵⁰ 小島清「国連での『多国籍企業行動規範』作り — 新国際経済秩序の「宣言」にとどまるか」『世界経済評論』21巻8号（1977年）4-17頁。

最終的に採択されることはなかった¹⁵¹。

3 国際機関によるソフトローに基づく企業規制の試み

1970年代以降、国際機関においても、ソフトローを通じて、多国籍企業その他越境する企業行動を規制しようとする動きが進んだ。

経済協力開発機構(以下 OECD)は、1970年代に途上国で展開された多国籍企業への批判に対応する形で、1976年に多国籍企業行動指針を採択した¹⁵²。

これは、OECD参加国政府とそれ以外の政府が共同で多国籍企業に対して行った勧告であり、多国籍企業の世界経済における役割の大きさを踏まえ、責任ある行動をとるよう求めるものである¹⁵³。この指針は、法的拘束力のないソフトローであるが、OECD諸国の企業に対しては一定の影響力を有する¹⁵⁴。ただし、2011年の改定まで、人権に対する位置づけは十分なものではなく、人権に関する独立した項目は存在しなかった¹⁵⁵。

一方、国際労働機関(ILO)は、グローバル化のもと、多国籍企業に対して公正な労働条件と労働環境を促すために「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(1997年)を採択し、順次改定を進めた¹⁵⁶。1998年には、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を採択し、「結社の自由及び団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業における差別の排除」の4分野の8条約の内容を「中核的労働基準」として定式化し、世界のどこにおいても最低限、普遍的に遵守されるべき基準として企業に遵守を求めた¹⁵⁷。この「宣言」は企業に対し

¹⁵¹De Schutter, *supra* note 142, pp. 1-3.

¹⁵² *OECD Guidelines for Multinational Enterprises* (OECD Publishing 2011) available at <<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/48004323.pdf>> last accessed on 30 January 2023. 指針は、1976年策定、1979年、1984年、1991年、2000年、2011年に改訂された。

¹⁵³ *Ibid.*

¹⁵⁴ 湯山智之「非国家主体の国際法上の地位に関する覚書(一)」立命館法学 383号(2019年)405-411頁。2000年の改訂では、行動指針の普及や指針に反するとみられる苦情申立に対応するために、各国に「連絡窓口」(NCP: National Contact Point)が設置された。

¹⁵⁵ 同改定は指導原則の影響を大きく受けたものである。

¹⁵⁶ International Labour Organization (hereinafter, referred to as “ILO”), ILO, *Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy* (MNE Declaration), 329th Sess. (5th edn, March 2017). 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言(204会期採択(1977年)、279会期(2000年)、295会期(2006年)及び329回会期(2017年)に改訂された)。日本語訳はILO駐日事務所による第5版日本語訳(2017年) available at <https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf> last accessed on 30 January 2023)を参照した。

¹⁵⁷ ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work (労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言)1998年採択、2022年改訂。

て法的拘束力を伴わず、履行強制のメカニズムも存在しないが、実質的に企業行動に大きな影響を有すると評される¹⁵⁸。

4 企業の自発的アプローチ—CSRの展開

1990年代には、市民社会からの告発や批判を受けた多国籍企業を中心に、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility, CSR)を果たそうという動きも進んだ。CSRの定義は論者によってさまざまであるが、企業が社会的責任を果たす自主的なアプローチであり、法的規制に服さず、外部機関の監督も受けない取り組みである¹⁵⁹。企業の主要な活動は、自主的な行動規範(code of conduct)を採択し、自社の事業が人権、環境等をおさないよう自主ルールを定めるとともに、取引先にもその遵守を求めるものである¹⁶⁰。企業は自社の行動規範の遵守をサプライヤーにも求め、サプライヤーによる遵守状況を監視するために、内部監査、第三者監査を行うようになった¹⁶¹。

5 グローバル・コンパクト

さらに、1999年、国連が経済界とパートナーシップを組むイニシアティブである「グローバル・コンパクト」が誕生し、世界の有力な企業の幅広いサポートを受け、広がった¹⁶²。「グローバル・コンパクト」は、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野に

¹⁵⁸ILOは、宣言、行動規範 (code of practice)、ガイドライン等のソフトローを、「法的拘束力を伴わない点で条約と異なり、また採択手続が簡潔で、迅速な対応が可能である点で勧告とも異なっている」としつつ、「労働分野の重要な変化に対して時宜を得た指針を与える重要な役割を果たしている」と評価する(ILO駐日事務所『国際労働基準ILO条約・勧告の手引き』2022-2023年版)。

¹⁵⁹企業の自発的イニシアティブの始まりは、アパルトヘイト下の南アフリカでビジネスをする企業に対しガイドラインを提供した1977年サリバン原則であった。ラギー『前掲書』(注33) 114頁, Ramasastry, *supra* note 120, pp. 237-250.

¹⁶⁰Code of Conductに関しては、Ralph G. Steinhardt, “Corporate Responsibility and the International Law of Human Rights: the New Lex mercatoria”, in *Non State Actors and Human Rights*, *supra* note 135, pp. 177-226; Fiona McLeay, “Corporate Codes of Conduct and the Human Rights Accountability of Transnational Corporations: A Small Piece of a Larger Puzzle”, in *Transnational Corporations and Human Rights*, *supra* note 28, pp. 219-240. リーバイ・ストラウス社は1991年に多国籍企業として最初に、調達先を含む包括的な行動規範を策定した。以降、ナイキ、ロイヤル・ダッチ・シェル、エクソンモービル等がこれに続いた(Steinhardt, p.183)。2001年5月、OECDは、246の行動規範をレビューしたが、このレビューはすべての行動規範を網羅したものではないという(OECD, “Codes of Corporate Conduct: Expanded Review of their Contents”, *OECD Working Papers on International Investment*, 2001/06(OECD Publishing, 2001))。クラインが指摘する通り、この動きの多くは、多国籍企業の国境を越える企業活動が人権侵害に関与したことに対するNGOや現地コミュニティからの厳しい批判を受け、信頼を回復する対応を迫られたものである(クライン『前掲書』(注6) 398-399頁)。

¹⁶¹Steinhardt, *Ibid.*, p. 184, 行動規範は多国籍企業のウェブサイトに取り上げられ、多国籍企業の年次報告には財務情報と並んでCSR活動、社会環境問題に関する活動が取り上げられるようになった。

¹⁶²Global Compact website, available at < <https://www.unglobalcompact.org/> > last accessed on 30 January 2023.

1999年の世界経済フォーラムにおいて当時のアナン国連事務総長が提唱したイニシアティブである。

ついて企業が社会的責任を負うべき 10 の原則を定め、参加企業に対してこの原則を支持し、実施するようコミットメントを求めている。

10 の原則の筆頭は人権尊重であり、原則 1 は、「国際的に宣言されている 人権の保護を支持、尊重する」、原則 2 は、「自らが人権侵害に加担しないよう確保する」と規定する。原則 4 は結社の自由と団体交渉権、原則 5 は強制労働の撤廃、原則 6 は児童労働の廃止を支持する旨規定されている¹⁶³。

6 批判と限界

以上のとおり、ソフトローによる取り組みを概観したが、多くの研究は、ILO 等の部分的な成果を除き、総じてソフトローが現実の事態を改善する役割を果たしたとは評価しがたいと指摘する¹⁶⁴。企業や産業単位の自主的イニシアティブは拡大したが、「自主的基準は断片化しており、国際的に確立された人権基準に依拠しておらず、何より限られた問題領域をカバーするだけで、ビジネスに関わる人権侵害に苦しむ多くの地域の人々の人権に対応するものになっていない」(ラギー)と評される¹⁶⁵。

ライニシュは、行動規範の監督や実施が弱いことを指摘し、実施のメカニズムが存在しない行動規範に効果がないことは驚くに値しないという¹⁶⁶。

一方、グローバル・コンパクトも、企業が任意に署名するものであって、企業が国際人権法上の義務を認識・受諾するものではない。かかげられた原則はきわめて抽象的であり、加盟企業は定期的な報告を求められるに過ぎず、履行を担保したり、モニタリングする機関は存在せず、企業行動に現実のインパクトを与えるものではなかったと評価されている¹⁶⁷。

このように、ソフトロー・イニシアティブは、国家中心の国際法が射程範囲外とし

¹⁶³ *Ten Principles of the UN Global Compact*, available at <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁶⁴ 吾郷眞一『労働 CSR 入門』(講談社・2007年)。

¹⁶⁵ SRSG, *Interim report* (2006), *supra* note 32, pp. 13-14, para.53.

¹⁶⁶ Reinisch は、結局のところ、消費者のボイコット、訴訟、メディアのネガティブな報道による経済損失等の制裁の脅威にさらされたときのみ多国籍企業は人権基準を守ることに意欲を示すと指摘する (August Reinisch, “The Changing International Legal Framework for Dealing with Non-State Actors” in *Non State Actors and Human Rights*, *supra* note 135, p. 53)。クラインは、「行動規範(Code of Conduct)はひどく曖昧な存在である。法律とは違い、違反しても罰則はない。そして組合との協約のように、労働者の要求に応じて、工場の責任者と協議の上でつくられたものでもない」とし、「何層にも広がる下請け孫請けのシステムの中で誰がこの規定を監視するのか、誰が違反を取り締まるのか、違反した際の罰則はどうなっているのか」と批判した (クライン『前掲書』(注 6) 398-399 頁)。

¹⁶⁷ Ramasastry, *supra* note 120, p. 243. *Global Compact*, *supra* note 162, 定期的な報告をしない企業がメンバーシップから除外されるという制裁はあるものの、企業に悪評判というリスクをもたらすに過ぎない。

てきた多国籍企業による国境を越えた人権侵害について、規範の隙間を埋めようとしたものの、実効性が欠如し、強制力を伴う監督・執行機関もないため、影響を受ける個人の人権を十分に保護しうるものとは評価し難い。

7 小括

以上のおり、国際法は国境を越える企業活動によって生じる人権侵害の被害者に対応する有効な合意を形成しておらず、ソフトローによるアプローチはこれに応えようとするものの、実効性に重大な問題を抱えている。

国境を越える企業活動による人権侵害の被害者は、国家中心主義的な国際法によって救済されない一方、ソフトローに基づくガバナンスからも結局のところ救済されず、いずれのプロセスからも排除されているといえる。

第2章 国際人権法のアプローチ

第1章では、国境を越えるビジネスによって生じる人権侵害に、伝統的な国際法の国家中心的な枠組みも、ソフトローも、明確な応答ができない状況を概観した。本章では、人権保障に関する国際法規範である国際人権法が果たしてこの問題にどう対応しうるのか、いかなる限界があるのかについて検討する。

本章では第1に国際人権法の一般国際法との関係及びその特徴、国際人権法上の国家の義務について概観し、第2に、国家の義務を域外に拡張する方向での問題解決の試みとその限界、第3に、企業に国際人権法上の義務を課す試みとその限界を確認する。

第1節 国際人権法上の権利保障

1 国際法の一分野として発展した国際人権法

まず、国際法の中での国際人権法の位置づけを整理する。岩沢は、国際人権法は上記第二次世界大戦後に急速に発展し、「国際法の一分野としての体系性」を有するに至ったと述べており¹⁶⁸、国際人権法は国際法の特別な法分野として位置付けられる¹⁶⁹。

一般国際法と国際人権法の関係についてはかねて論争があるが¹⁷⁰、コスケニエミが特別報告者となった「国際法のフラグメンテーション」に関する2006年の国連国際法委員会（以下「ILC」という）の報告書では、国際法のいずれの特別分野も、分断された自己完結的体系ではなく、調和することが望ましいとの結論が示されている¹⁷¹。また、2008年のILA報告作成委員会も全員一致で、国際法体系からの国際人権法の自律を推進する断片化アプローチではなく、国際人権法を国際法の一部に位置づけ、可能な限り調和させようとする調和アプローチを支持した¹⁷²。しかしそのことは、国際人

¹⁶⁸ 岩沢『前掲書』（注2）360頁。

¹⁶⁹ 阿部浩己『国際法の人権化』（信山社、2014年）7頁。

¹⁷⁰ 同上、6-8頁。阿部は、一般国際法の伝統的概念の枠内に国際人権法を収めようとする伝統主義、伝統的な国際法からの自律を推進する自律主義、一般国際法と国際人権法の相互補完性を説き、一般国際法に基づく国際人権法の適用を求める一方で人権の観点から国際法の再解釈を求める穏健な発展主義の学派があるとされる。本研究は、この第3のアプローチによる。

¹⁷¹ Koskeniemi, *supra* note 50.

¹⁷² ILA, *Final Report on the Impact of International Human Rights Law on General International Law, Report of the 73d Conference of the International Law Association* (2008), p.663.

権法が伝統的な国際法の枠内から発展しえないことを意味しない。国際人権法は、国際環境法と並んで、人類の公共的利益の実現のために伝統的な国際法の枠組みを乗り越えて発展してきた¹⁷³。

とりわけ、国際人権法は、国家中心の国際法体系において顧みられなかった個人の権利という分野を体系化した点で特別な重要性和特質がある。

自由権規約委員会や米州人権裁判所が明らかにする通り、国際人権条約は、「締約国の互いの利益のために権利の相互交換を達成する目的で締結される」伝統的多国間条約とは異なり、締約国に「個人との関係において義務の遵守を求める」規範であると確認されている¹⁷⁴。この特質に基づき国際人権法は伝統的な国際法の枠組みを超える独自の発展を遂げたのであり、こうした国際人権法の発展は国際法全体の変容にも貢献した¹⁷⁵。国際法を巨視的に人類共同体の法と捉えるなら、人権はその中核に位置付けられる¹⁷⁶。

2 国際人権法が保障する権利

(1) 国際的な人権保障

本研究が取り扱う「人権」は、ビジネスと人権に関する指導原則の第 12 原則に立脚し、国際人権法上保障される人権を指すものとして、検討を進めていく¹⁷⁷。

序章で示した通り、人権とは、人であれば誰でも、生まれながらにして平等に認められる権利である。人権の淵源が、「人間固有の尊厳に由来する」ことは国際法のみな

¹⁷³ 阿部『前掲書』(注 169) 6-8 頁。

¹⁷⁴ Inter-American Court of Human Rights (hereinafter, referred to as “I/A Court H.R.”), The Effect of Reservations on the Entry into Force of the American Convention on Human Rights (Arts. 74 and 75). Advisory Opinion OC-2/82 of September 24, 1982. Series A No. 2; 自由権規約委員会一般的意見 24((General Comment No. 24, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.6 (1994)). 後者は、人権条約は国家間相互の義務の交換の網の目ではなく、個人の権利の承認に関するものであると指摘する(para.17)。阿部『前掲書』(注 143) 11-12 頁。Higgins, *supra* note 66, p. 95.

¹⁷⁵ 阿部、同上 6-28 頁。寺谷浩司「国際人権の基礎——国際人権はいかにして可能か」『ジュリスト』1244 号 (2003 年)。

¹⁷⁶ この点で、国連憲章 103 条は、加盟国の憲章に基づく義務と他のいずれかの国際協定に基づく義務とが抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先すると規定し、憲章の目的の一つが「人権及び基本的自由」の尊重(憲章 1 条 3 項)であることも留意されるべきである。

¹⁷⁷ 原則 12 の解説は、その内容として、「国際人権章典(世界人権宣言、及びこれを条約化した主要文書である市民的及び政治的権利に関する国際規約ならびに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)とともに、労働における基本的原則及び権利に関する宣言に挙げられた ILO 中核 8 条約上の基本権」を含むとし、さらに追加的基準として、女性や子ども、障害者、少数者、先住民の権利保護を挙げている(Principle 12, Commentary).

らず日本の憲法学説も認めるところである¹⁷⁸。世界人権宣言、国際人権条約等によって構成される国際人権法は、このように個人の尊厳に根ざし、誰もが人であるがゆえに普遍的に保障される人権を保障する規範である。

第二次世界大戦後設立された国連は、「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長・奨励」することを目的の一つとして憲章 1 条に明記し¹⁷⁹、加盟国が守るべき人権の内実として、1948 年の国連総会で世界人権宣言を採択した¹⁸⁰。

宣言には、生命に対する固有の権利のほか、市民的政治的権利、経済的社会的権利が網羅され、現在ではその多くが国際慣習法の地位を獲得したと言われている¹⁸¹。

世界人権宣言および、同宣言に規定された人権カタログを条約化した自由権規約、社会権規約をあわせた 3 文書は国際人権章典 (International Bill of Human Rights) と称され、国際人権法上の基本文書と位置付けられている¹⁸²。

国際人権法はこれら 3 文書の中核として発展し、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約などの主要条約が発効し、広範な締約国を獲得した。このように、世界人権宣言および国際人権諸条約に基づく普遍的な人権保障体制が形成された¹⁸³。同時に、世界人権宣言は、地域的な人権条約にも広く影響を与え、欧州人権条約、米州人権条約、人と人民の権利に関するアフリカ憲章はいずれ

¹⁷⁸ 申『前掲書』(注 11) 32 頁、芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法 [第 7 版]』(岩波書店、2019 年) 82 頁。芦部が、国際人権規約(社会権規約と自由権規約)の前文を援用してこのように述べていることが注目される。

¹⁷⁹ 第二次世界大戦の惨禍を体験した国際社会は普遍的な人権尊重の重要性を痛感し、国連憲章 1 条に国連の目的の一つとして人権を掲げ、国際協力に関する 55 条は「人種、性、言語または宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を明記する (United Nation Charter, adopted in 1945)。田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』(岩波書店、1988 年) 22-29 頁。

¹⁸⁰ Universal Declaration of Human Rights, proclaimed by the United Nations General Assembly in Paris on 10 December 1948 (General Assembly resolution 217 A, adopted in 1948)。国連経済社会理事会の下に設置された国連人権委員会 (UN Commission on Human Rights, 2005 年に国連人権理事会 (Human Rights Council) に改組された) が中心になって起草した。世界人権宣言は棄権 8 か国を除く全加盟国が賛成して採択された。田畑同上 31-49 頁。

¹⁸¹ 岩沢『前掲書』(注 2) 366 頁、Bruno Simma and Philip Alston, “The sources of human rights law : custom, jus cogens and general principles”, *Faculty of Law, The Australian National University Canberra* (1992) pp.82-108; William A. Schabas, *The Customary International Law of Human Rights* (Oxford University Press, 2021)。シンマとアルストンは、世界人権宣言が一般国際法の地位にあることを論証する。シャバスは詳細な検討をもとに、自由権のみならず、社会権、環境に対する権利も国際慣習法によって保護されると結論付ける。

¹⁸² OHCHR, *International Bill of Human Rights A brief history, and the two International Covenants*, available at <<https://www.ohchr.org/en/what-are-human-rights/international-bill-human-rights>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁸³ 申『前掲書』(注 11) 34-54 頁。人権概念の歴史的展開、とりわけ市民的政治的権利と社会的経済的権利の発展について以下の文献を参照した。Richard Falk, *Human Rights Horizons: The Pursuit of Justice in a Globalizing World* (Routledge, 2000), Nowak *supra* note 100.

も前文で世界人権宣言に留意し、それぞれの条約・憲章に世界人権宣言の内容が浸透している¹⁸⁴。

(2) 普遍的な承認

さらに、1993年に国連がウィーンで開催した世界人権会議でコンセンサス採択された宣言および行動計画は、「すべての人権は人間に固有の尊厳と価値に由来する」(前文)、「すべての人権は普遍的かつ不可分であり、相互に依存しかつ関連している」とし(5項)、「人権に関する文書と国際法に従った人権と基本的自由に関する国家の義務を確認した」(1項)。また、「動的及び発展プロセスである人権文書法典化の動きを歓迎し、人権条約の普遍的な批准を求める」とし、国連が採択した人権文書を国際人権基準として実現していくことで合意した(26項)¹⁸⁵。冷戦終結後に、世界170か国の政府と広範なNGOが参加した会議で、国際人権文書が普遍的な人権保障の基礎として全会一致で確認されたことは非常に重要な意義を持つ¹⁸⁶。そして、1993年の宣言が確認する通り、国際人権基準に関しては時代に合わせて規範の発展的解釈が日々進められ、新しい基準が生み出されている¹⁸⁷。

(3) 対世的義務

¹⁸⁴滝澤美佐子「発題1 国際人権法の今日的意味」横田洋三ほか監修『世界人権宣言の今日的意義』(国際書院、2019年)21頁。

¹⁸⁵Vienna Declaration and Programme of Action, adapted 25 June 1993, 日本語訳は国際連合広報センター訳「世界人権会議 ウィーン宣言及び行動計画 1993年6月」(1997年) available at <<https://www.unicef.org/files/Vienna.pdf>> last accessed, on 30 January 2023)を参照した。

¹⁸⁶ それまで西側諸国が主張する自由権(第一世代の人権)と社会主義諸国等が主張する社会権(第二世代の人権)の間のイデオロギー的対立を乗り越え、相互依存性を確認した点で重要である。さらに宣言は第三世代の人権(発展の権利等)についても確認した。大沼は、ほとんどすべての世界の国によってコンセンサスが得られたこの文書が最も重要な人権に関する国際合意文書だとして、その意義を高く評価する(Yasuaki Onuma, "A Transcivilizational Perspective on International Law : Questioning Prevalent Cognitive Frameworks in the Emerging Multi-Polar and Multi-Civilizational World of the Twenty-First Century", *The Pocket Books of The Hague Academy of International Law* (Martinus Nijhoff, 2010), pp. 432-447)。

¹⁸⁷ 例えば、本論文でしばしば言及する環境に対する権利は自由権規約上の生命に対する権利の一環として保障されるとの解釈が定着しつつある(自由権規約一般的意見36 (HR Committee, General Comment No.36, *supra* note 49, para. 22等参照)。また、先住民の権利宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, adopted by the Un General Assembly in 2007 (A/RES/61/295)) も新しい国際人権基準として重要である。

ICJは、バルセロナ・トラクション事件で、ジェノサイド・侵略の禁止と並んで基本的人権保護について、対応する権利の重要性に鑑みて「あらゆる国家がその権利保障に法的利益を持つ」対世的(*erga omnes*)な義務であると判断した¹⁸⁸。

対世的義務は、二国間関係の相互的義務ではなく、国際社会全体(International Community as a whole)の共通利益に対する義務であり、その義務の履行にすべての国家が法的利益を有する性質の義務と理解されている¹⁸⁹。

国際人権規範はすべて対世的義務に属する規範であるとするのが主要な学説の見解である¹⁹⁰。

(4) 国内法との関係

一方、人権条約の実施は、各締約国の国内法システムを通じて実施されることから、国内実施の重要性は論を俟たない。国際人権法の国内法体系における受容形式や効力は各国によって異なり¹⁹¹、その関係性を巡っては既に豊富な先行研究があるが

¹⁸⁸ I.C.J. Reports 1970, p.3., *supra* note 121, paras. 33 and 34. 位田隆一「株主の国籍国による外交的保護 — バルセロナ・トラクション会社事件」『国際法判例百選』(有斐閣、2001年)130-131頁。*erga omnes*はラテン語で、“towards everyone”と訳される(Koskenniemi, *supra* note 50, p.80, para. 387)。この対世的義務の概念は国家責任条草案(*supra* note 137)48条1(b)にも取り入れられた。

¹⁸⁹ ICJ, Reports (1970) p.3, *Ibid*; Koskenniemi, *supra* note 50, pp.78-84, paras. 380-408; B. Simma, “From bilateralism to community interest in international law”, (Volume 250) in *Collected Courses of the Hague Academy of International Law*(Brill, 1994), pp. 230-301; 河野真理子「国際社会の共通利益の実現のための規範と国際裁判手続」『世界法年報』28号(2009年)109-112頁。

¹⁹⁰ 岩沢『前掲書』(注2)20-23頁及び78-80頁。岩沢は、国際人権規範はすべて対世的義務とみなすことができるという(同22頁)。対世的義務と、強行規範(条約法条約53条、ユス・コーゲンス)との関係が問題となるが、ユス・コーゲンスは対世的義務と重なるものの、ユス・コーゲンスより狭い概念と把握されている(Koskenniemi, *supra* note 50, p. 84, para. 408, “From the fact that all States have an interest in the fulfilment of an obligation it does not necessarily follow that those norms are peremptory—that is to say, they do not necessarily render conflicting obligations null and void”)。なお、2019年のILCの暫定結論(Report of the International Law Commission(2019), A/74/10,141-208)によれば、ジェノサイド、人道に対する罪、国際人道法の基本原則、人種差別、拷問の禁止等が特定されているが、これですべてが網羅されたわけではないとされる(岩沢『前掲書』(注2)79-80頁)。

¹⁹¹ 国際法と国内法の関係については古くから一元論(国際法優位)、二元論の対立があるが、現在はその対立を回避し、調整理論、すなわち「国際法と国内法とが相互に与えている実質的影響を強調し、国際法義務と国内法義務が矛盾する場合の重要性を説く」理論が支持を集めているとされる(濱本正太郎「国内法秩序における国際法の適用」酒井ほか『前掲書』(注130)384頁)。これを前提に国内法秩序における国際法の適用・実施が課題となるが、日本のように条約の一般的受容方式を採用する国、ドイツのように授権法を必要とする国、イギリスやコモンウェルス諸国のように個別立法を必要とする国がある(濱本、同上388-395頁)。

192、多くの国の憲法等国内法は、多層的な国際人権保障体制と連動して国際人権法を受容し、少なくとも協調的な対応を取っていることが確認できる¹⁹³。

ヒギンズは、人権がいかなる国内法システムによっても奪うことが許されない諸権利であることを根拠に、国際人権法はいかなる国内法体制下においても共通する、普遍的な人権保障の法源であると明確に主張する¹⁹⁴。ただし、国際人権法と各国国内憲法の淵源はいずれも「人間固有の尊厳」にあるのであり、国際人権諸条約と国内憲法は、超実定法的な人権を実効的に確保するためにそれぞれ実定法化された規範とみるべきだとの見解も説得力を持って主張されている¹⁹⁵。阿部が指摘するとおり、普遍的な人権保障という目的達成のために「国内法と国際法を二項対立的に分け隔てる必要はなく、両者は本来相互に補完しあうべき」¹⁹⁶であると考えられる。

¹⁹² 日本においても、憲法学と国際人権法の関係を巡って諸説が展開されている、高橋和之「国際人権の論理と国内人権の論理」『ジュリスト』1244号（2003年）、山元一「『国憲的思惟』vs『トランスナショナル人権法源論』」『法律時報』87巻4号（2015年）76頁、江島晶子「グローバル化社会と『国際人権』—グローバル人権法に向けて」『法律時報』87巻13号（2015年）348-353頁、山田哲史「国内法の国際法適合的解釈と権力分立—米国における Charming Betsy Canon の紹介を中心に」『岡山大学法学会雑誌』65巻3・4号（2016年）400-492頁、松田浩道『国際法と憲法秩序—国際規範の実施権限』（東京大学出版会、2020年）、齊藤正彰「条約の国内適用論の読解」『北大法学論集』71巻6号（2021年）1-56頁等を参照した。

¹⁹³ 薬師寺公夫「国際人権法から見た憲法規範の『限界』と可能性」『法律時報』84巻5号（2012年）17-24頁。欧州人権条約を国内法秩序に受容するために、英国では1998年人権法制定、ドイツでは基本法における「国際法調和性の原則」に基づく欧州人権条約適合的解釈等が進められ、欧州では、人権条約の規定は、「国を拘束するものとして、『行政法の主要な法源』とみなされている」（申『前掲書』（注11）509頁）、また、日本では憲法98条2項に基づき、国内法秩序における順位は憲法—条約—法律の順であり、人権条約は国内法的効力を有し、裁判において直接適用、間接適用が認める判例がある（申、同上512-533頁）。

¹⁹⁴ Higgins, *supra* note 66, pp. 95 and 96. ただし Higgins は国際人権法のみが法源であり国内法は法源たりえないとするが、各国国内憲法も国際人権法と並んで法源とみることが相当であろう。

¹⁹⁵ この点、日本の憲法学においても、高橋は「実定法の様々な形式の中で人権が保障されていて、それら全部を支えている超実体的な人権があるのではないか、それが個々の実定法の中で取り入れられるときに、その実定法の性質によって特殊な性質を与えられているのではないか。」とされる（高橋和之「発題2 今日及び将来の国際社会、国内社会において世界人権宣言が持つ意義と役割」『世界人権宣言の今日的意義』『前掲書』（注184）93頁）。また、山元は「重要なことは、人間人格の尊厳が、たまたま国内憲法規範という経路によって保障されているという認識を持つことである。」（山元「前掲論文」（注192）77頁）と指摘する。

¹⁹⁶ 阿部浩己『国際人権を生きる』（信山社、2014年）26頁。江島は、「憲法学や国際法学のそれぞれが持つ固有の体系、作法、用語がもしも『人権法』の生成を妨げているとすれば、早急に取り組むべき課題である」（江島「前掲論文」（注192）353頁）と指摘する。なお、国際法と国内法の補完性に関連して、「裁判官間の対話」が提唱される（濱本正太郎「国内法秩序における国際法の適用」酒井ほか『前掲書』（注130）385頁、須網隆夫「裁判官対話とは何か—概念の概括的検討」『法律時報』89巻2号（2017年）57-62頁）。重要な議論であるが、本研究では、当事者を排除した法律エリートのみによる閉鎖的な対話では人権保障という目的を適切に達成することは困難であるとの前提に立ち、当事者や市民社会が関与する動的なプロセスとして国際法と国内法の相互参照をとらえていく。

3 国家の義務

以上を踏まえて、具体的に国際人権法上の義務について検討を進めたい。

国際人権法上、国家は人権を尊重する義務 (Obligation to Respect) (以下「尊重義務」という)、人権を保護する義務 (Obligation to Protect) (以下「保護義務」という)、人権を充足する義務 (Obligation to Fulfil) (以下「充足義務」という) という、人権に対する3つの異なる義務を負うと解されている¹⁹⁷。この分類は国連人権機関によって整理され、学説もこれを踏襲する¹⁹⁸。

このうち、企業等の私的な主体による人権侵害から個人の人権を守るために国家が講じべき積極的な義務は、「保護義務」に位置づけられる。国家は、企業等の私的な非国家主体による人権侵害を防止・排除して個人を保護するために、相当の注意 (due diligence) をもって、取りうるあらゆる合理的な措置を取ること、及び、ひとたび人権侵害が発生した場合はこれを調査し、加害者を処罰し、被害者の救済を確保することを「保護義務」として義務付けられている¹⁹⁹。

このような保護義務は主要人権条約において、確認されている²⁰⁰。例えば、自由権規約委員会は、2004年の一般的意見31で、保護義務に関して、締約国が私的な主体による加害を許容した場合や、防止、処罰、調査、是正・救済等の適切な措置を講じず、あるいはそのための相当注意義務 (due diligence) を怠った場合、第2条の義務への違反が認められることを明らかにしている²⁰¹。

¹⁹⁷ 申『前掲書』(注11) 165-180頁。申は、尊重義務とは、締約国が、その国家権力行使にあたって自ら人権を侵害しないこと (181頁)、保護する義務とは個人の権利が国家機関はもちろん私人や私企業等の第三者によっても侵害されることから保護するための積極的措置を講じること (218頁)、充足する義務とは権利を実現するためにあらゆる適切な立法、行政その他の措置を取ることと整理される (294頁)。

¹⁹⁸ Olivier De Schutter, *International Human Rights Law*, (3rded. Cambridge University Press, 2019).

¹⁹⁹ 申『前掲書』(注11) 220頁、申「人権保障のための積極的義務としての手続的義務」『国際法外交雑誌』112巻4号26-52頁 (2014年)。リーディングケースである米州人権裁判所のヴェラスケス・ロドリゲス事件判決本案判決(I/A Court H.R., Case of Velásquez Rodríguez v. Honduras. Merits. Judgment of July 29, 1988. Series C No. 4.) は、国家は私人による人権侵害を防止しまたは対応する相当の注意(due diligence)を怠った場合責任を問われるとし(para.172)、その内容について「国家は保護する義務の一環として、人権侵害の防止のための義務を負う。同時に、その管轄下で行われた人権侵害に対しては、真摯な調査を行い、責任者を特定し、適切な処罰をし、被害者が適切な賠償を受けるように確保すべきである」(para.174)とした。この義務内容は国際人権法の規範として定着している。

²⁰⁰自由権規約2条は、「締約国は(中略)この規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束」と規定するが、「確保義務」には、保護義務と充足義務を含む。自由権規約委員会は一般的意見31(General Comment No. 31, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/74/CPR.4/Rev.6(2004), para.8, 社会権規約委員会は、健康に対する権利に関する一般的意見14(General Comment No. 14, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/2000/4 (2000)、労働の権利に関する一般的意見18(General Comment 18, E/C.12/GC/18, 6 February 2006)等において、尊重、保護、充足義務に分けて義務内容を特定している。このほか、女性差別撤廃条約2条1、女性に対する暴力撤廃宣言(1993年国連総会採択)4条c等も保護義務に位置づけられる。

²⁰¹HR Committee, General comment No. 31, *Ibid.*日本語訳は、滝澤美佐子・富田麻里訳を参照した。available

そして、非国家主体から個人が人権侵害を受けた場合、被害者に実効的救済を受ける権利が保障されるべきことも争いがない。世界人権宣言第 8 条、自由権規約 2 条 3 項は実効的救済を受ける権利を明記しており、自由権規約一般的意見 31 はその内容として、損害賠償、リハビリ、および、満足の措置（謝罪、再発防止の保証等を含む）が含まれることを明らかにしている²⁰²。社会権規約に実効的救済を定めた明文規定はないが、一般的意見 9 は社会権の侵害に対する国内的な救済措置が基本的に求められるとする²⁰³。そして、国連総会は、重大な国際人権・人道法違反の被害に対する実効的救済を詳細に定めた基本原則 (Basic Principle) を採択している²⁰⁴。

以上のとおり、企業など、私的な主体による人権侵害から個人を保護するため、国家は事前の防止、事後の調査、加害者の処罰、被害者の実効的救済をすべき積極的義務（保護義務）を負う。

第 2 節 域外的保護義務の展開と限界

それでは、非国家主体による人権侵害が領域外で発生した場合、国家はいかなる義務を負うのか。国家の人権条約上の義務が域外で発生した事態についても適用されるかが問題となる。

1 人権条約の適用範囲と解釈の発展

自由権規約 2 条 1 項の明文規定は、締約国が「その領域内にあり、かつ、その管轄の下にあるすべての個人に対し（略）」、規約上の権利を尊重し及び確保する義務を負うとし、規約が適用される地理的範囲を限定する。近年、自由権規約委員会は、領域内でなくても管轄下の事態であれば国家が義務を負うとの解釈を積み重ねてきた²⁰⁵。自由権規約一般的意見 31 は、規約上の国家の義務の対象について、「領域内のすべての個人及び管轄下にあるすべての個人の規約上の権利」（下線は筆者による）だと再定

at < https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/HRC_GC_31j.pdf > last accessed, on 30 January 2023.

²⁰² *Ibid.*

²⁰³ General Comment No. 9, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/1998/24(1998). 規約の個人通報に関する選択議定書も、国内の実効的救済措置を前提としている。

²⁰⁴ United Nations, Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, Adopted and proclaimed by General Assembly resolution, U.N. Doc. A/RES/ 60/147 (December 16 2005).

²⁰⁵ 坂元茂樹『人権条約の解釈と適用』（信山社、2017年）46-51 頁、申惠丰「人権条約の域外適用」森肇志・岩月直樹編『サブテキスト国際法』（日本評論社、2020年）160-172 頁を参考にした。

義し、締約国の権力または実効的支配の下にあれば、個人がその締約国の領域外にいる場合でも規約上の権利を尊重し、確保しなければならないとの解釈を明らかにした²⁰⁶。

条文の文理解釈を超えた発展的な解釈であるが、委員会は、この規約解釈を定着させている²⁰⁷。これを前提にすれば、米国の領域外にあるグアタナモ基地での拷問や、イスラエルによるパレスチナ占領地での人権侵害について、米国やイスラエルに規約上の人権義務違反を問うることになる。米国もイスラエルもこの解釈を認めていない²⁰⁸が、ICJは2004年のパレスチナ「壁」事件勧告的意見²⁰⁹で、自由権規約委員会の上記発展的解釈を承認し、領域外であっても管轄権を行使している国家には自由権規約が適用されるとした²¹⁰。一方、社会権規約は領域に関する規定を置いていないところ、上記ICJ勧告的意見はイスラエルの領域外であるパレスチナに関しても、イスラエルは社会権規約上の義務を負うとした²¹¹。

2 域外的義務の限界

では、企業が国境を越えて活動し、進出先で人権侵害に関与することが想定される場合、企業の本国はいかなる義務を負うのか、国家の人権条約上の域外的な保護義務の有無や範囲が問題となる²¹²。国家が領域外の一定の場所を実効的に支配していないとしても、国家が領域外の人権侵害行為を行う非国家主体と深く関係する場合、人権条約上の適用範囲を拡張し、領域外の個人に対する国家の保護義務(以下、域外的保護義務という)を認めることができないか。この点、人権条約の発展的解釈を先端的に行ってきた欧州人権裁判所では、条約の適用範囲を画する概念である「管轄」を解釈に

²⁰⁶ 坂元、同上 40-46 頁。HR Committee, General comment No. 31, *supra* note 200, para.10.

²⁰⁷ Lopez Burgos v. Uruguay, Human Rights Committee (hereinafter, referred to as, "HR Committee"), communication number 052/1979, U.N.Doc. CCPR/C/OP/1 at 88, Views adopted on 29 Jul 1981; Montero v. Uruguay, HR Committee, communication number 106/1981, U.N.Doc. CCPR/C/18/D/106/1981, Views adopted on 31 March 1983. 域外的義務に関する文言解釈と目的論的解釈の矛盾は、自由権規約において最も大きいですが、自由権規約委員会が人権条約の適用範囲をめぐって発展的解釈を重ねてきた。

²⁰⁸ 坂元『前掲書』(注 205) 51-58 頁。

²⁰⁹ Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, I. C. J. Reports 2004, p. 136.

²¹⁰ *Ibid.*, para.111.

²¹¹ *Ibid.*, para.112.

²¹² Jennifer Zerk, "Extraterritorial Jurisdiction: Business and Human Rights Sphere from Six Regulatory Areas", *Working paper 59, Corporate Social Responsibility Initiative at the Harvard Kennedy School of Government* (2010). 日本における先行研究として、菅原「前掲論文」(注 38) (2) および(3・完)を参照した。

より広げてきた。その先例に照らし、域外的義務の拡張と限界を分析する²¹³。

(1) Loizidou v. Turkey 事件大法廷判決(先決的抗弁及び本案)²¹⁴

本件は欧州人権条約の発展的解釈として、条約1条の「管轄」を領域外に認めた判例である。裁判所は先決的抗弁に対する判決において、人権条約の意義と目的に照らせば、締約国が軍事行動の結果として、領域外の地域に対し、軍隊や現地の従属的行政機関を通じて実効的な支配(effective control)を行使する場合、その支配の合法性の有無に関わらず、締約国は欧州人権条約上の義務を負うと判示した²¹⁵。

また、本案判決は、トルコは北キプロスの一部に対し、実効的な全般的支配(effective overall control)を及ぼしており、領域外の非国家主体であるTRNCの政策や行動に対する責任があると判断した²¹⁶。

(2) Bankovic 事件大法廷決定²¹⁷

本件は旧ユーゴスラビアに対するいわゆる「人道的介入」として行われた NATO による空爆で家族を失った遺族が、NATO を構成する諸国による欧州人権条約違反を訴えた事件である。欧州人権裁判所大法廷は、条約1条に規定される「管轄」の意味を検討し、「国の管轄に関する権原は、国際公法に立脚し、主として領域的なものである」

²¹³ 欧州人権裁判所(European Court of Human Rights, hereinafter, referred to as “ECtHR”)の関連判例に関する先行研究として Olivier De Schutter, “Globalization and jurisdiction Lessons from the European Convention on Human Rights”, *Baltic Yearbook of International Law*, Vol. 6 (2006) pp. 185-247; Marko Milanovic, *Extraterritorial Application of Human Rights Treaties: Law, Principles, and Policy* (Oxford University Press, 2011); 杉木 志帆「欧州人権条約の適用範囲を定める『管轄』概念 — その定義と『管轄の連関』構築要因」『世界人権問題研究センター研究紀要』23号(2018年)43-174頁、中尾元紀「人権条約の領域外適用 — 積極的義務と国家の義務履行能力の関係に着目して(一)」『阪大法学』69巻6号(2020年)255-285頁、中尾元紀「人権条約の領域外適用 — 積極的義務と国家の義務履行能力の関係に着目して(二・完)」『阪大法学』70巻1号(2020年)97-125頁等を参照した。

²¹⁴ 本件は、トルコによる北キプロス軍事占領後樹立された「北キプロストルコ共和国 (TRNC)」による財産権侵害について、欧州人権条約違反が問われた事案である。Loizidou v. Turkey (Preliminary Objections), ECtHR (Chamber), Application no. 15318/89, Judgment of 23 March 1995; Loizidou v. Turkey, ECtHR (Grand Chamber), App. no. 15318/89, Judgment of 18 December 1996.

²¹⁵ Loizidou v. Turkey (1995), *Ibid.*, paras. 62.

²¹⁶ Loizidou v. Turkey (1996), *supra* note 214, para. 54.

²¹⁷ Bankovic v. Belgium and Others (Admissibility), Application no.52207/99, Decision of 12 December 2001, para. 59 states, “As to the “ordinary meaning” of the relevant term in Article 1 of the Convention, the Court is satisfied that, from the standpoint of public international law, the jurisdictional competence of a State is primarily territorial. While international law does not exclude a State’s exercise of jurisdiction extra-territorially, the suggested bases of such jurisdiction (including nationality, flag, diplomatic and consular relations, effect, protection, passive personality and universality) are, as a general rule, generally entails some form of structured relationship normally existing over a period of time.”

とし²¹⁸、域外管轄権の行使は、関連する領域への実効的支配や、領域国の同意、侵略または駐留に基づく占拠などの例外的な場合以外認められないとした²¹⁹。諸国による越境的な空爆行為によって、領域外の個人の生命が奪われており、原因たる国家等の行為と結果の因果関係が明らかであるにもかかわらず、領土に対する実効的支配がないことを理由に、人権条約の適用を限定する判断に強い疑問が提起された²²⁰。

(3) Al-Skeini 事件判決²²¹

本件で大法廷は、欧州人権条約の「管轄」は国家領域すべてに及ぶことを原則とし、域外適用に関しては、国が領域外において行う行為に関し、例外的に認められるとの判断を示した。大法廷は、その例外を 2 つのカテゴリー、すなわち、第 1 に、国家が、そのエージェントを通じて支配と権威を個人に及ぼす場合（いわば「人への支配」）であり²²²、第 2 に、領域への実効的支配（effective control over an area）の場合（いわば「地域への支配」）²²³であると明らかにした²²⁴。同判決は、占領のような事案においては欧州人権裁判所の規範の及ぶ法的空間が必ずしも欧州に限定されないとした点²²⁵で重要である。本判決は、Bankovic 事件判決を修正し、領域外の実効的支配に該当しない場合であっても欧州人権条約の域外適用を広げたものといえるが、それでも例外的に域外適用が認められる場合は厳しく限定され、国家のエージェントでない非国家主体が個人の人権を侵害する場合は対象外とされている²²⁶。

(4) その他の関連する先例

Bankovic 判決以降、Al-Skeini 事件以外にも領域外の事態に対する欧州人権条約の域

²¹⁸ *Ibid.*, para. 59.

²¹⁹ *Ibid.*, para. 71.

²²⁰ Milanovic, *supra* note 213, De Schutter, *supra* note 213, pp. 193-198.

²²¹ Al-Skeini and Others v. United Kingdom, ECtHR (Grand Chamber), Application no. 55721/07, Judgment of 7 July 2011, 2003 年のイラク戦争の結果、バスラ地方に占領軍として駐留していた英国軍の作戦の結果発生した現地民間人の殺害に関して、英国の責任が問われた事案である。大法廷は、本件は欧州人権条約の適用があると結論付けた。

²²² *Ibid.*, para.137 states, “through its agents, exercises control and authority over an individual”.

²²³ *Ibid.*, para.138 states, “consequence of lawful or unlawful military action, a Contracting State exercises effective control of an area outside that national territory”.

²²⁴ 中尾「前掲論文」(一) (注 213)。

²²⁵ Al-Skeini v. United Kingdom, *supra* note 221, para.142.

²²⁶ 和仁健太郎「アル・スケイニ対英国事件（欧州人権裁判所（大法廷）判決、2011 年 7 月 7 日）」『阪大法学』62 巻 5 号（2013 年）363-394 頁。

外適用に関する判断は積み重ねられている²²⁷が、域外への占領に伴い実効的支配を行っている、または国家のエージェントが域外に展開している事例が多い²²⁸。

2004年の *Ilascu* 事件判決²²⁹は、モルドバ領域内を事実上支配していた非国家主体(以下、MRT という)による原告らへの拘禁、拷問、死刑判決などの人権侵害について、ロシアに欧州人権条約上の義務違反を認めた判決である²³⁰。

非国家主体である MRT の結成を支援し、軍事・資金・政治的サポートを行ったロシアについて、「MRT に対する実効的支配または決定的影響力」を有するがゆえに、原告らの運命に関する「継続的かつ途切れのない責任のリンク」があるとして、域外的な人権義務を認めたのである²³¹。非国家主体と国家の結びつきを根拠として「管轄」を認める論理は、ビジネスと人権の文脈で今後同様の域外的な義務を拡張する萌芽ともいえ、注目に値する。ただし、学説上は、事案の特殊性に鑑み一般化できないと評されており²³²、同様の文脈で、領域外の企業に「実効的支配または決定的影響力」を有する国家の条約上の義務違反が認められた事例は未だない。

(5) 小括

²²⁷ Daniel Augenstein and Lukasz Dziedzic, “State Obligations to Regulate and Adjudicate Corporate Activities under the European Convention on Human Rights”, *EUI Working Paper LAW*, 1-37 (2017).

²²⁸ *Al-Jedda v. the United Kingdom* 事件判決 (*Al-Jedda v. the United Kingdom*, ECtHR (Grand Chamber), Application no.27021/08, Judgement of 7 July 2011) 等、イラク戦争に伴う占領・駐留に関連する欧州人権条約の域外適用に関する判例も出されているが、本研究の焦点とは異なるので割愛する。

²²⁹ *Ilascu & Others v. Moldova & Russia*, ECtHR (Grand Chamber), Application no. 48787/99, Judgement of 8 July 2004.

²³⁰ *Ibid.* MRT とは「トランスドニエストリア地域モルドバ共和国」とされ、分離独立派によって宣言されたが、国家承認を受けていない。

²³¹ *Ibid.* ロシアは、支配地域を実効的に支配しないにもかかわらず、MRT への決定的影響欲を根拠に、自国の「管轄」下にあるとされた。一方、モルドバは、MRT 支配地域への実効的支配を失っているものの、自国領域は「管轄」下にあるとされた。 *Ilascu & Others v. Moldova & Russia*, *supra* note 229, paras. 392-394.

²³² De Schutter, *supra* note 213, pp. 245-246, 非国家主体といっても国家承認を受けずに地域を支配している自称政府と企業の間ではその性質に違いがある。本件については、原告らの保護法益を侵害する先行行為があったことを領域外における積極義務を基礎づける根拠として重視する見解もある(中尾「前掲論文」(注213)(二・完))。確かに *Ilascu* 事件では、ロシアは MRT 結成を支援し、かつ原告らを MRT の警察に引き渡したという先行行為があるが、いずれも欧州人権条約発効前である。一方、欧州人権裁判所は、*Catan* 事件判決(*Catan and Others v. Moldova & Russia*, ECtHR (Grand Chamber), Application no.43370/04, 8252/05 and 18454/06, Judgement of 19 October 2012)で、MRT 支配地域における教育を受ける権利侵害の訴えに対し、同様に両国の義務違反を認定したが、この件では *Ilascu* 事件と異なり具体的先行行為はない。*Catan* 事件判決は、MRT はロシアの支援なしに存続は不可能であるとして、ロシアによる「実効的支配」を根拠として侵害が認定されており(para.150、同項には「決定的影響力」への言及はない)、この域外管轄権に関して *Al-Skeini* 事件判決が定立した「人に対する支配」「地域に対する支配」のいずれの場合なのか判然としない。*Milanovic* は、理論的整理がつかない判例が積み重ねられているとして欧州人権裁判所を批判した(Marko Milanovic, “Grand Chamber Judgment in *Catan and Others*”, *EJIL Talk !*, (2012)).

欧州人権裁判所の判例は、人権条約の域外適用が認められる場合を拡張してきたものの、いまだ管轄の基本は領域であるとされ、域外適用がごく例外的に認められるに過ぎない。Al-Skeini 事件で整理された「管轄」に関する判断枠組みを前提とすれば、ビジネスと人権に関わる事案、すなわち、企業などの非国家主体が領域内から越境して領域外で人権侵害を行う事案や、領域外で人権侵害をする非国家主体を国家がコントロールしうる事案であっても、当該国家が、非国家主体による人権侵害から領域外の個人を保護する積極的な義務（域外的保護義務）を負うとの結論を直ちに導き出すことは困難である。Ilascu 事件等の先例に照らしても、領域外の非国家主体に対する国家の実効的支配を根拠に、当該国家に域外的保護義務が認められる場合は極めて例外的なものに限定されるであろう。

3 受入国の義務履行の限界

一方、国境を越えた人権侵害の結果、受入国において人権侵害が発生するのであれば、受入国こそが非国家主体から住民を保護する第一義的な義務を負い、実効的救済を確保すべきである、という議論が当然成り立ちうる。確かに、領域国は人権に関する第一次的な義務を負うが、その義務履行が困難な場合が少なくない。

第1に、前章で見た通り、バリューチェーンの頂点に立つ多国籍企業は利潤追求を最大化するために、自国より人件費が安く、事業活動にあたって障壁となる規制が緩やかな国を選ぶ傾向がある。本国と比べて労働法、環境法その他の規制が厳しくなく、国家による監視メカニズムも厳しくない国が選ばれやすい²³³。また、事業地や原材料調達の現場は、紛争国家や、権威主義体制国家など、住民の人権を保護する意思も能力もない国家も少なくないとされる²³⁴。投資受入れによって得られる利益を確実にするために、国家が反対運動を抑制し、被害者・告発者、人権活動家を弾圧する事例もある。

第2に、ラギーが国連人権理事会報告で指摘したとおり、投資受け入れ国はあらか

²³³ 多国籍企業やバリューチェーンの頂点に立つ企業はガバナンスの強い本国を回避してガバナンスの弱い国で操業、生産委託をし、いわばガバナンスのギャップを利用して利益を得る傾向がある。委託先の所在国の人件費コストが高くなったり、規制が強化されれば、いつでも発注を止めて他国の企業に発注を委託することが可能である。ヒューマンライツ・ナウ(以下、HRN)【声明】バングラデシュ 『『ラナプラザ』後も続く低価格競争のなか、縫製工場の搾取的労働が今も続いている』(2014年) available at <<https://hrn.or.jp/news/3036/>> last accessed on 30 January 2023.

²³⁴ SRSR, *Interim Report*, *supra* note 32, p. 6, para. 16.

じめ締結している投資協定に基づき、投資の障壁となる規制の撤廃・緩和を約束させられていることが多い。その結果、受入国は、投資仲裁に提訴されるリスクを恐れることなく人権を保護する国内基準や規制を導入することが困難となる。投資受入国のなかには多国籍企業との合意において、投資の期間を通じて、受入国に対する規制を変更しないと約束させられている国もあり、長期にわたり、主権国家として人々を守る法規制の権限を事実上縛られるケースも少なくない²³⁵。

第3に、受入国(被害発生国)における司法救済が抱える課題である。まず、受入国における司法の腐敗や遅延、独立性・公正性の欠如、一般的な人権状況への懸念から自由な訴訟活動に懸念がある場合が考えられるが、問題はその先にもある。

受入国で被害者が企業を訴え、勝訴したとして、実効的な救済は困難に直面する。子会社の資産がほとんどなく、親会社の資産のほとんどが親会社の本国にある場合、親会社が判決を任意に履行せず、判決の承認・執行手続を争えば、現実的に救済を確保することが困難となる。後の章で詳細に検討するが、現実には、判決を得ても被害者が救済されない事例がみられる²³⁶。

4 考察

一連の検討の結果、欧州人権裁判所の一連の判例は、国家が実効的支配をしていない領域外の場所における個人に対する域外的義務を限定する傾向を示している。

その基点となった *Bankovic* 事件判決は、国際公法の見地から「管轄」を解釈し、原則として領域内であるとの見解を出しているが、このような見解は国際法上争いのない見解なのだろうか。デ・シュッターは、欧州人権条約の適用範囲を画する概念である「管轄」と、国家管轄権とは異なる概念であると指摘し、にもかかわらず判決が両者を混同した結果、誤った判断をしたとして厳しく批判する²³⁷。デ・シュッターは、裁判所の論理では、国家が国家管轄権の範囲を越えて他国で人権侵害行為を行ったとしても、人権侵害の責任を負わないことが正当化されてしまうと指摘した²³⁸。欧州人

²³⁵SRSR 2008 Report, *supra* note 124, para.34-35; Jose E. Alvarez, "Are Corporations Subjects of International Law", *Santa Clara Journal of International Law*, Vol. 9 (2011), pp. 1-36. Alvarez は投資仲裁が投資受入国にとって不公平であり、受入国の人々の権利擁護に逆行すると詳細に指摘している。

²³⁶ 第5章参照。

²³⁷De Schutter, *supra* note 213, pp.195-197. 積極的属人管轄権、受動的属人管轄権を行使しうる事例であっても直ちに人権条約上の義務を負うわけではない。二つの観念に重なり合いはあっても同一ではない。

²³⁸ *Ibid.*

権裁判所はこうした批判を受けてか、その後の判断において、Bankovic 事件判決を修正し、条約の適用概念を拡大してきた。それでも、非国家主体の域外活動に基づく人権侵害について、国家の域外的義務を認める判例は極めて限定される。

ミラノビッチらは、域外的義務に関して、「消極的／積極的義務二分論」すなわち人権に関する消極的義務の領域外適用を広く認める一方、積極的義務に関しては、国家が空間的・地域的に支配する領域に限られるとの見解を有力に主張している²³⁹。二分論の論拠は、国家が加害行為を行わないとの消極的義務の履行はいかなる場所を対象としても可能だが、積極義務の履行は、支配領域でなければ難しいとの理由によるものだという。しかし、この見解に対しては、国家の履行能力に鑑みても、消極義務・積極義務を単純に二分割することには合理性を欠くとの批判があるうえ、国境を越える企業による人権侵害については問題を放置するものだと批判されている²⁴⁰。

以上のとおり、欧州人権裁判所の先例や学説を見る限り、越境的活動を行う企業の本国が、企業活動によって影響を受ける領域外の個人に対して人権条約上の義務（域外的保護義務）を負うという結論を導き出すことは直ちには難しい。その一方で、企業の進出先である受入国は、領域内の個人の人権を保護する主たる義務を負うが、その実施は困難に直面する。結果として、法的な保護を受けられずに犠牲になるのは影響を受ける個人である。

そこで、以上のような議論を乗り越えて、多国籍企業の本国等に対して域外的保護義務を認める理論構築が研究者の間で活発に展開されるようになる²⁴¹。本研究においても後の章で詳しく検討する。

²³⁹ Milanovic, *supra* note 213, pp.209-222, 中尾「前掲論文」(注 213) (一) 1454 頁。

²⁴⁰ Yuval Shany, “The Extraterritorial Application of International Human Rights Law”, *Recueil des cours*, Vol. 409, *The Hague Academy of International Law* (Brill Nijhoff, 2020), pp.88-92, 杉木「前掲論文」(注 213)。ビジネスと人権の課題にも対応しうよう、国家が域外的保護義務を負う範囲について、もっときめ細かな理論を構築することが必要である。

²⁴¹ 特に適用範囲に関する明文規定を置かない社会権規約の解釈を中心に議論が進んだ。代表的なものとして、Robert McCorquodale and Penelope Simons, “Responsibility beyond Borders: State Responsibility for Extraterritorial Violations by Corporations of International Human Rights Law”, *Modern Law Review*, Vol.70 (2007), pp. 598-625; Zerk, *supra* note 212; Sigrun I. Skogly, *Beyond National Borders: States’ Human Rights Obligation in International Cooperation* (Intersentia, 2006) 等を参照した。スコグリーの著作は、国際協力義務という分析視角による先駆的な研究である。

第3節 国際人権法による多国籍企業規制の提案

第2節で検討した通り、国境を越える企業による人権侵害について、国家の義務を領域外に拡張する方向での問題解決には壁がある。そこで、検討する必要が出てくるのが、企業に国際人権法上の義務を課すアプローチである。

すでに見てきた通り、国際人権法は企業に直接の義務を課していないため、新しい国際法の合意形成が必要となる。学説上、こうした国際法の発展を後押しする議論が検討され、国連人権小委員会を舞台に、新たな規範形成の議論も行われた。第3節では、こうした議論の状況及び帰趨を検討する。

1 学説

企業による国境を越えた人権侵害に対する解決策として、1990年代以降、企業を国際法上のアクターとして明確に位置づけ、国際法上の義務を課す見解が、学説上活発に議論されるようになった。

ラトナーは、国連の制裁決議、EU、ILOなどの様々な規範を丹念に検討し、企業に国際人権法上の義務を課す理論を提案した。具体的には、①企業は国家等の人権侵害に加担しない義務、②自社や取引先を通じて人権侵害行為を直接行わない義務があるとする²⁴²。クラップムは、様々な非国家主体に人権に対する義務があることを論証し、企業も例外ではないと主張した²⁴³。キンリーらは、権利ごとに分類分けを行い、直接的な義務を認めようと試みた²⁴⁴。

2 企業に直接の義務を課す「規範（案）」の提案

企業に直接義務を課すアプローチは、1990年代後半から2000年代前半に、国連人権機関を舞台として活発に議論された。

1998年8月、国連の人権小委員会は、5人の専門家による作業部会を結成して多国籍企業の行動に関する調査研究を行うこととし、翌年、小委員会の委員であるデイビッド・ワイスプロットが多国籍企業に関する行動規範の起草を委託された²⁴⁵。

²⁴² Ratner, *supra* note 28, pp.525-526.

²⁴³ Clapham, *supra* note 29.

²⁴⁴ Kinley and Tadaki, *supra* note 29.

²⁴⁵ 「規範（案）」の起草作業においては、国際法研究者、NGO、労働組合関係者等、幅広いステークホルダーへのコンサルテーションを経てドラフトの更新が重ねられた(David Weissbrodt and Muria Kruger, “The Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises With Regard to

2003年、ワイスプロットが起草した「多国籍企業その他のビジネス活動の人権に関する規範（案）」（以下、「規範（案）」という）が人権小委員会に提案され、同委員会で採択された²⁴⁶。以下に、その内容を分析する。

(1) 企業の義務

「規範（案）」は、1項で、国家が人権に対する第一次的な義務を負うことを確認しつつ、多国籍企業その他の企業体も人権に関する義務を負うと明確に規定した。1項は、企業が、国際法及び国内法で認められる人権と、先住民を含む脆弱なグループの利益を「促進し、充足を保障し、尊重し、その尊重を確保し、保護する」義務があると規定した。ただし、企業は国家と異なり、いかなる場合も人権の義務を負うのではなく、「それぞれの活動と影響力の範囲において（their respective spheres of activity and influence）」義務を負うとの限定が付された²⁴⁷。

「規範（案）」の2項以下には、企業が義務を負うべき人権カタログを列挙された。その内容は、差別禁止²⁴⁸、人身の保護(戦争犯罪、人道に対する罪、拷問、強制労働及び最も深刻な国際犯罪への関与等の禁止)²⁴⁹、労働者の権利²⁵⁰、国家主権と人権の尊重等²⁵¹、消費者保護²⁵²、環境保護²⁵³からなる。

以上の義務を果たすために、多国籍企業を含む企業は、この「規範（案）」に基づく内部規則を制定、公表し、その規則を実施し、さらに実施状況を定期的に報告すべきだという。さらに企業は、契約関係にある法人・個人との取引関係²⁵⁴において、契約書の中に「規範（案）」の内容を挿入し、規範に基づく人権に関する活動の影響(impact)について定期的な評価を行うべきだとする²⁵⁵。

Human Rights”, in *Non State Actors and Human Rights*, *supra* note 135, pp.315-350)。

²⁴⁶ Draft Norm, *supra* note 30. 解説として、横田洋三「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範（案）の紹介」『法律時報』77巻1号（2005年）25-26頁がある。

²⁴⁷ 1項。

²⁴⁸ 2項。

²⁴⁹ 3-4項。

²⁵⁰ 5-9項。

²⁵¹ 10-12項。

²⁵² 13項。

²⁵³ 14項。

²⁵⁴ 15項によれば、委託先、下請け、サプライヤー、ライセンス所有者、販売業者その他を含むとされる。

²⁵⁵ 15項。2011年に採択されたビジネスと人権指導原則の、方針のコミットメント（原則16）、適切な措置（原則19）、追跡調査（原則20）、公表（原則21）の原型となる提案である。

以上のとおり、企業には人権に対する義務があると明記したことに、「規範（案）」の重要な意義がある²⁵⁶。ワイスブロットは、企業の国際法上の義務が認められる論拠として、まず、世界人権宣言が前文で、宣言に規定された普遍的な人権の承認・遵守を「社会の各個人及び各機関(organ of society)」に呼びかけ、30条で、宣言の規定する自由と権利を破壊することをいかなる集団にも認めないと規定していること、同宣言が国際慣習法上の地位を獲得していることをあげ、併せて、国際法上、法人の法的責任や賠償責任を定めた OECD 外国公務員贈賄防止条約やバンカー条約が存在すること等を主張した²⁵⁷。

(2) 履行メカニズム

次に「規範（案）」は、企業による履行を確保し、救済を実現するためのメカニズムについて定める。第1に、多国籍企業その他の企業は、既存のあるいは今後創設される国連、その他の国際的、国内的なメカニズムにより定期的なモニタリングを受けるとする。注目すべきは、モニタリングは透明性と独立性を備えたものであり、NGOを含むステークホルダーからのインプットを考慮に入れ、規範に対する違反を主張する申立に対応するとの点である²⁵⁸。第2に、国家は「規範（案）」を実施するために適切な立法・行政その他の枠組みを導入すべきとする。第3に、企業は「規範（案）」の実施を怠った結果として人権に対する負の影響を受けた人・機関・コミュニティに対し、速やかで効果的で適切な賠償を行うべきとする。そして、被害救済に関して「規範（案）」は国内裁判所、国際裁判所において適用されるという²⁵⁹。

(3) 「規範（案）」の意義

「規範（案）」の意義は、何よりも、2000年代初頭の国際人権法学における多国籍企業責任追及への取り組みと議論を反映し、国連史上初めて、非国家主体である企業に対し、国際法上認められた人権に関する義務があると規定したことにあると評価され

²⁵⁶ 当時、小委員会委員であった横田は、人権や環境分野等の多くの国際条約や国際機構で採択された行動基準を再確認するもので、特別に新しい規範として提示されているものはほとんどないとする(横田「前掲論文」(注246)25-26頁)。

²⁵⁷ 企業に人権に対する義務があると規定した根拠は、「規範（案）」そのものには触れられておらず、Weissbrodtらの公表論文(Weissbrodt and Kruger, *supra* note 245, pp. 328-335)に理由づけが記載されている。

²⁵⁸ 16項。

²⁵⁹ *Ibid.*

ている²⁶⁰。

ワイスブロットは、ソフトローである「規範（案）」に企業の義務を規定する法的意義について、企業を拘束する国際条約が直ちにできる状況ではないことを前提にしつつ、「ハードローは、法的拘束力のある義務を明確に創設するが、ソフトローは勧告の形から始まる。それは時を経て、条約の解釈基準とみなされ、慣習を確立することを助け、将来的な条約起草の基礎になるだろう」と強調した²⁶¹。

加えて、「規範（案）」において特筆すべき点は、企業による人権侵害について被害当事者からの苦情申立を受け付けるモニタリング・メカニズム設置の提案がなされたことである。国際人権条約の下では履行確保のために人権条約機関が設置され、個人通報制度による救済システムが構築されているが、申立の名宛人は当然のことながら国家に限られてきた。被害者が企業を名宛人として人権侵害の救済申立を行い、効果的な救済を得ることができる国連メカニズムの創設は、国境を越えた企業による人権侵害の解決として画期的な意義がある。

3 「規範（案）」に対する国際社会の反応と批判

(1) 国際社会の反応

国際人権法によって多国籍企業を規制する国連文書を長年待ち望んできた人権 NGO や国際人権法学者は、「規範（案）」の提案を歓迎し、強い期待を表明した。一方、「規範（案）」は法的な拘束力のないソフトローとして提示されたが、「多国籍企業経営者側からの強い反対があり、先進国政府代表を中心に慎重論が出された」とされる²⁶²。結果的に、「規範（案）」は、国連人権委員会で採択されず、いわば廃案にされた²⁶³。

²⁶⁰ Alston, *supra* note 135, pp. 32–33.

²⁶¹ Weissbrodt and Kruger, *supra* note 245, p. 339.

²⁶² 横田は、「既存の国際条約や行動基準の再確認であるとするれば、このような反対論や慎重論には根拠がない」とし、経営者や先進国政府の不満は16項に規定された国連等による定期的監視や検証にあるとの見方を示した（横田「前掲論文」（注246）26頁）。

²⁶³ 人権理事会の前進である国連人権委員会は「『規範案』は委員会から委託されたものではなく、法的根拠がなく、小委員会はいかなる監視機能も果たしてはならない」と決定し(Commission on Human Rights, Decision 2004/116: *Responsibilities of transnational corporations and related business enterprises with regard to human rights*, U.N. Doc. E/CN.4/2004/116, pp. 14-15, 20 April 2004)、経済社会理事会も同様のことを確認した(Economic and Social Council, Decision, *Responsibilities of transnational corporations and related business enterprises with regard to human rights*, U.N. Doc. 2004/279 (22 July 2004)(吾郷「前掲論文」（注38）60頁）。

(2) ラギーによる「規範（案）」の批判

2006年、人権と多国籍企業及びその他のビジネス活動の問題に関する国連事務総長特別代表（SRSG）²⁶⁴に就任したラギーは、2006年の第4回人権理事会で、「規範（案）」を全面的に批判し、その後のビジネスと人権に関する国際社会の合意形成では「規範（案）」を前提としないことを明確にした²⁶⁵。ラギーによる批判の要点は以下のとおりである。

ラギーは第1に、「戦争犯罪、人道に対する罪など可能性のある例外を除き、企業に対して拘束力のある義務を課す国際法上の原則はない」とし、企業に国際人権法の義務を課す「規範（案）」の大前提は採用し難いと指摘した²⁶⁶。第2に、1次的な義務保持者である国家の義務と、2次的な保持者である企業の義務の区別が十分に定義されておらず、企業の義務の射程と適用要件が明確でないと指摘する。ラギーは関連して、企業は国家と異なり、限られた役割を果たす特別の団体であることを強調した²⁶⁷。第3に、「規範（案）」が企業に義務を課す基準として提案した「影響を及ぼす範囲」は、法的裏付けを欠くものであり、その射程が明確に特定されていないと批判した²⁶⁸。

4 小括

以上のとおり、企業に国際人権法上の義務を課す「規範（案）」の挑戦は頓挫し、国際社会はこのアプローチを採用しないこととなった。

確かに当時、企業を国際人権法上の義務履行主体として位置付ける国際慣習法が成立しているとは言えなかったし、「規範（案）」が企業の義務として提示した内容はさらなる議論が必要だっただろう。しかし、「規範（案）」が全面的に否定された結果、

²⁶⁴ 国連人権委員会は、「規範（案）」を採択する代わりに、新たな調査研究を行うこととし、SRSGを任命することを決議した(Commission on Human Rights, Resolution 2005/69: *Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises*, U.N. Doc. E/CN.4/RES/2005/69(20 April 2005).

²⁶⁵ SRSG, *Interim Report* (2006), *supra* note 32, p.17, para.69.

²⁶⁶ *Ibid.*, p. 15, para.60, “with the possible exception of certain war crimes and crimes against humanity, there are no generally accepted international legal principles that do so”.

²⁶⁷ *Ibid.*, para. 68, “they are specialized organs that perform specialized functions. They are not a microcosm of the entire social body” (para.66), “corporations are not democratic public interest institutions”.

²⁶⁸ *Ibid.*, p. 17, para. 67; ラギー『前掲書』(注33)。「企業の影響力を及ぼす範囲」という概念はラギーが起草に携わったグローバル・コンパクトで用いられている。しかし、ラギーは自発的に人権を支援するように求めるのと、法的な義務を企業に課すことは全く別のことであると批判した。

企業に国際人権法上の義務を課す方向での国際法の発展の機運は妨げられ、国際社会は人権侵害に対する実効的な救済メカニズムを構築する好機を逸した²⁶⁹。

規範の提案した内容は、今後のビジネスと人権に関する国際法の発展に関する重要な問題提起であり、その実現のための理論構築の努力は続けられるべきであると考え

²⁶⁹ 「規範（案）」16項の提起したモニタリング・メカニズムである。

第1部のまとめ

以上のとおり、第1部では、国境を越えたビジネスがもたらす人権侵害を概観し、これに対する国際的な法規制の現状について概観してきた。

国境を越える企業のもたらす人権侵害という課題に対し、国際法の伝統的な枠組みも、また国際法の規範の欠缺を埋めようとしたソフトローの枠組みも、十分な対応ができず、影響を受ける人々の人権を十分に保護できない状況が明らかになった。

また、こうした枠組みを乗り越えようとする国際人権法の様々な試みは、人権条約の適用範囲の拡大というアプローチにおいても、企業への人権条約上の義務の確認というアプローチにおいても、壁に直面したことが明らかになった。その際に登場したのが伝統的な国際法の言説であった²⁷⁰。

一方、国際法がその出現に貢献した経済のグローバル化の結果、法規範の定立、執行、紛争解決という政策実現過程が一国内で完結しえない現実が生じていることは広く認識されている²⁷¹。本研究が対象とする国境を越える企業の人権侵害の課題に関しては、「ガバナンス・ギャップ」すなわち、一国家領域を越える企業行動が生み出す人権侵害とこれに対処・是正すべき主権国家の対応能力の間に深刻なギャップが生じ、「企業がいかなる違法行為をしても適切な制裁も受けず、賠償もしないまま行うことを許容する」国際的な規制環境が出現していると指摘されている²⁷²。その影響を受けて犠牲となるのは脆弱な立場に立つ個人である。

フォークは「ウェストファリア体制」、すなわち領域主権国家間の水平的な相互作用に依拠する国家中心主義な世界秩序を前提とする領域性に根差した国家中心主義的な国際法の伝統的な秩序構想を維持したままでは、現代のグローバリゼーションのもと

²⁷⁰ SRSI Interim Report, *supra* note 32, *Bankovic v. Belgium and Others*, *supra* note 217.

²⁷¹ 中川「前掲論文」(注94)4-10頁、藤谷武史「グローバル化と公法・司法の再編」浅野有紀ほか編『グローバル化と公法・司法関係の再編』(光文堂、2015年)336-346頁、浅野有紀・原田大樹・藤谷武史・横溝大「序論グローバル化と法学の課題」『同書』1頁、須網「前掲論文」(注52)56頁。

²⁷² SRSI 2008 report, *supra* note 124, p. 3, para.3. ラギーは、「ガバナンス・ギャップ」によって「企業がいかなる違法行為をしても適切な制裁も受けず、賠償もしないまま行うことを許容する」国際的な規制環境が醸成されたと問題状況を指摘する指導原則はこのギャップを埋めようとして策定されたが、本論文第2部で詳述するように十分に埋められていない。

で人類の福利が脅かされる危機に対応できないとし、その克服の必要性を指摘している²⁷³。

デ・シュッターは、ビジネスと人権の文脈において、「国際法は国家間のみを規律する法である、という時代遅れの国際法の理解の人質になってはならない」として、今日的要請に基づく新たな国際法の解釈の必要性を強調する²⁷⁴。

経済のグローバル化の下で生じる、国境を越える企業の人権侵害から影響を受ける人々の人権を保護するために、伝統的な国際法のアプローチの限界を超えた、ビジネスと人権に関する国際法の発展が求められていることが明らかになった。そこで、次章以降で、企業の越境的活動がもたらす人権侵害によって影響を受ける人々の人権を実効的に保護し、企業のアカウンタビリティを確立するための国際法、特に国際人権法の発展方向について検討を進めていく。

²⁷³ フォークは「ウェストファリア体制」を、非西洋の資源の搾取を通じて文明的支配を確立した近代の産物であり、領域主権国家間の水平的な相互作用に依拠する世界秩序だとし、物質的な諸条件の不平等に起因するグローバルな階層性によって行動を方向づける垂直的相互作用から注意をそらす限りにおいて、常に欺瞞的であったと批判する(リチャード・フォー著(前田幸男他訳)『パワーシフト—新しい世界秩序に向かって』(岩波書店・2020年) vii-xii 頁。

²⁷⁴ De Schutter, *supra* note 142, p.33.

第2部 国連ビジネスと人権指導原則とその実施

2011年、国連人権理事会は、国連事務総長特別代表に任命したラギーの提案に基づき、国連「ビジネスと人権に関する指導原則 — 『保護、尊重及び救済』 枠組実施のために」（以下、指導原則）をコンセンサスで採択した²⁷⁵。歴史上はじめて、国連でビジネスと人権に関する国家の義務と企業の責任が定義され、国際的な承認を得たのである。指導原則は以後、ビジネスと人権に関する世界的なルールの中心的位置を占めるようになり、多くの国際機関やソフトロー規範に参照され、大きな影響力を獲得した²⁷⁶。

しかし、指導原則は果たして、第1部で見てきたような企業による深刻な人権侵害を解決しうる規範なのだろうか。第2部ではその問いを、被害者及び当事者の視点に立って検討する。まず第3章で、指導原則の意義および内容を分析し、その発展的性格とともに限界を明らかにする。そして、第4章、第5章では、指導原則の実施状況と被害救済の現状を検証する。検討を通じ、指導原則が国境を越えるビジネスによる人権侵害を防止・救済するための実効性ある規範として機能しているのかを分析し、課題を明らかにする。

²⁷⁵ Guiding Principles, *supra* note 3.

²⁷⁶ Nico Krisch, “Order at the margins: The legal construction of interface conflicts over time”, *Global Constitutionalism*, Vol.9 no.2 (2020), pp. 343 and 356.

第3章 国連ビジネスと人権に関する指導原則

2011年に採択された指導原則は、ソフトローであるが、ビジネスと人権に関する国家の義務と企業の責任を整理して具体的な原則を明確にした初めての国連文書であり、本研究の重要な検討対象である。本章では、まず、指導原則の内容を分析し、その普及のための取り組みを概観した後、学説の評価をもとに、人権侵害の被害者や当事者の視点からみた指導原則の意義と限界について分析し、暫定的な評価を行う。

第1節 指導原則の内容

第1節では、指導原則の内容を概観する。指導原則は、ビジネス活動による人権侵害への対応として、第1に、人権を保護する国家の義務（第1の柱）、第2に、人権を尊重する企業の責任(第2の柱)、第3に、救済へのアクセス(第3の柱)という3つの柱からなるフレームワーク(「保護」「責任」「救済」)を提示し、柱ごとに具体的な定めを置いている²⁷⁷。以下、それぞれの柱ごとに規範内容を概観していく。

1 国家の「保護」する義務（第1の柱）

第1の柱である国家の義務は7つの原則からなる。指導原則はまず、原則1で「国家は、その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある」と規定する²⁷⁸。ここでの国家の「保護する義務」(Duty to Protect)は、国際人権法がこれまで積み上げてきた自国領域・管轄下での保護義務をそのまま踏襲したものである²⁷⁹。

次に、原則2は、「国家は、その領域及び／または管轄内に住所を定めるすべての企

²⁷⁷ *Ibid.* 指導原則採択に先立ち2008年、国連人権理事会はRuggieの提案により、「ビジネスと人権に関する『保護・責任・救済』フレームワーク」(SRSR 2008 Report, *supra* note 124)を全会一致で採択しており、指導原則はこれを土台として起草された。

²⁷⁸ Principle 2, *supra* note 3, 原文は” States must protect against human rights abuse...”と規定され、保護の対象が省略されているが、個人を人権侵害から保護するとの趣旨である。

²⁷⁹ 指導原則はソフトローであるため、同原則に「国家の義務」として記載された内容は直ちに国際法上の国家の義務にはならない。ただし、原則1の内容は国際人権法上、すでに締約国の義務として広く承認されている内容であり、*must*が使用される。原則1を除く各原則は、国家を名宛人する原則も企業を名宛人にする原則も*should*が使用されている。

業がその活動を通じて人権を尊重するという期待を、明確に表明すべきである」と述べ、属人的管轄権を行使しうる企業に対する国家の義務を「期待表明」にとどめた²⁸⁰。

原則 3 は、国家の取るべき政策として、企業に人権の尊重を求めることを目的とする法律を制定すべき(should)²⁸¹等と列挙する。原則 3 の解説は、「国家は、企業が常に国家の不作為を好み、または国家の不作為から利益を得ると推定すべきではなく、企業の人権尊重を助長するため、国内的及び国際的措置、強制的及び自発的な措置といった措置を上手に組み合わせること (smart mix) を考えるべきである」²⁸²と指摘するが、国家に対し、多国籍企業その他の企業に対する具体的な法規制を義務付けるものではない。

原則 4 ないし 6 は、国が所有、連携、取引する企業に対する域外的な性質も含む措置について規定する²⁸³が、いかなる政策を講じるかは国家の広範な立法・政策裁量にゆだねている²⁸⁴。企業の域外的な活動への国家の義務をより具体的に規定するのは、紛争影響地域における企業の活動に関する原則 7 であるが、この原則においても、国家は、「できるだけ早い段階で企業に関わる」「適切な支援を企業に提供する」「協力を拒否する企業に対して、公的な支援やサービスへのアクセスを拒否する」「重大な人権侵害に企業が関与するリスクに対処するため、政策、法令、規則及び執行措置が有効であることを確保」すべきだと規定するにとどまる²⁸⁵。

このように、指導原則は、国家が自国企業の領域外の活動に対して域外的な人権義務を負うか、という問題に踏み込まなかった。

²⁸⁰ Principle 2, *supra* note 3.

²⁸¹ Principle 3. 原則 3 は、「a. 企業に人権の尊重を求めることを目的とし、またはそうした効果を有する法律を実施し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあれば対処する」、「b. 会社法等、企業の設立及び事業活動を規律するその他の法律及び政策が、企業に対し人権の尊重を強制するのではなく、できるようにする」、「c. その事業を通じて人権をどのように尊重するかについて企業に対し、実効的な指導を提供する」、「d. 企業の人権への影響について、企業がどのように取り組んでいるかについての情報提供を奨励し、また場合によっては、要求する」とする。

²⁸² Principle 3, commentary.

²⁸³ Principle 4-6. 原則 4 は、国家は、「国家が所有または支配している企業」あるいは「輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関等、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業」による人権侵害に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求める等の追加的処置をとるべきとする。原則 5 は、国家が、人権の享受に影響を及ぼす可能性のあるサービスを提供する企業と契約を結ぶか、あるいはそのための法を制定している場合、国際人権法上の義務を果たすために、しかるべき監督をすべきだとし、原則 6 は、国家は、国家が商取引をする相手企業による人権の尊重を促進すべきだとする。

²⁸⁴ Principle 4, commentary. 原則 4 の解説は「企業が国家によって支配される場合や、さもなければその行為が国家によると考えられる場合、企業による人権の侵害は、国家自体の国際法上の義務違反となりうる」とするが、国営企業についても域外的な人権の義務を明確に定義していない。

²⁸⁵ Principle 7.

2 企業の責任（第2の柱）

指導原則の第2の柱は企業の責任であり、「責任」は、DutyでもObligationでもなくResponsibilityとして規定され、企業は人権を尊重する責任（Responsibility to respect）を負うと規定された²⁸⁶。

(1) 企業の責任の基本的内容

指導原則11は、企業の責任を「企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他人の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する」と定義した。この企業の「責任」とは、人権に対する国際法上の義務ではなく、社会規範に基づく社会的責任だとされる²⁸⁷（下線は筆者による）。ラギーは著書で、「『責任』という用語を用いるのは、それが法的義務とは異なっていることを表現しようとするためだ」と述べている²⁸⁸。

(2) 広範囲に及ぶ企業の責任範囲

指導原則は、企業の人権尊重責任の範囲を広く定義しており、この点は重要な進歩として注目に値する。

まず、原則12は、企業が責任を負う人権とは何か、という点で、「国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される」とする²⁸⁹。そして、国内法と国際法が異なる場合は国際人権基準に従

²⁸⁶ Principle 11 and its commentary. 解説は、「人権を尊重する責任は、事業を行う地域にかかわらず、すべての企業に期待されるグローバル行動基準である」と表現する。

²⁸⁷ ラギー『前掲書』（注33）136-142頁。2008年のSRSG報告には、「国家間合意が法的な遵守の範囲を定義するのに対し、ここでの『尊重する責任』はより広い範囲を含み、それは社会の期待によって定義されるという。社会の期待は、企業が事業活動をする上での社会的なライセンスと呼ばれるものの一部を構成する」旨が記載されている（SRSG 2008 Report, *supra* 124, pp. 16-17, para.54）。Ruggieの2006年の国連人権理事会への報告は、「戦争犯罪、人道に対する罪等の可能性のある例外を除き、企業が拘束力のある義務を課す国際法上の原則はない」（SRSG, *Interim Report* (2006), *supra* note 32, p. 15, para.60）としていたが、指導原則では、戦争犯罪、人道に対する罪等重大な人権侵害との関係でも、企業が負うのは義務ではなく「責任」とであるとされた。

²⁸⁸ ラギー『前掲書』（注33）137-138頁。

²⁸⁹ Principle 12 and its Commentary. 指導原則が「規範（案）」（第2章）より広範な人権カタログに対応していることは前進と評価できる。また、解説には、「武力紛争状況では、企業は国際人道法の基準を尊重すべきである」と記載されている。

うべきだという(原則 23)²⁹⁰。

次に、原則 13 は、企業が「自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する」「たとえその影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止または軽減するように努める」とする²⁹¹。企業の責任の範囲が、自社だけでなくすべてのバリューチェーンに及び、そのどこかで発生した人権侵害についても防止、対応の責任を負うとのルールであり、画期的である。

(3) 企業の責任の内容

以上のように定義された責任を果たすために企業に求められる行動として、原則 15 は、「a.人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント」(その内容は原則 16 に詳しく規定された)、「b.人権デュー・ディリジェンス・プロセス」(その内容は原則 17~21 に詳しく規定された)、「c. 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とするプロセス」(その内容は原則 22 に詳しく規定された)がかかげられた。

なかでも、指導原則における第 2 の柱、企業の責任において中核的な概念となったのは「人権デュー・ディリジェンス」である。

原則 17 は、企業は、人権への影響を特定し、防止し、軽減し、どのように対処するかに責任をもつために「人権デュー・ディリジェンス」を実施すべきであるとし、「人権デュー・ディリジェンス」を、①企業が自らの活動を通じて引き起こし、助長する、あるいは取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている、人権に対する現実または潜在的な負の影響を特定し評価すること(原則 18)、②人権への負の影響を防止し、また軽減するために、影響評価の結論を関連する全社内部門及びプロセスに組み入れ、適切な措置(take appropriate action)をとること(原則 19)、③講じられたプロセスの効果を検証・追跡評価すること(原則 20)、④負の影響に対して

²⁹⁰ Principle 23.

²⁹¹ Principle 13. ここでいう企業の「活動」は、作為及び不作為の双方を含み、「取引関係」は、取引先企業及び、自社の事業、製品またはサービスと直接関係のあるバリューチェーン上の私企業や国家を含むと理解されている(Principle 13, Commentary)。

どのように対処したかを対外的に示し、ステークホルダーに開示すること(原則 21)を含むプロセスであると定義する²⁹²。

ラギーは、この「人権デュー・ディリジェンス」を、国際法上これまで語られてきた相当注意義務とは全く異なるものであるという²⁹³。すなわち、企業が合併等の際のリスク管理や内部統制の手法として 1990 年代以降確立してきた「デュー・ディリジェンス」のプロセスを参考に、企業がバリューチェーン全般で責任を実現するための実務的なガイダンスを「創設」したものであるという²⁹⁴。

では、企業はこのプロセスを通じ具体的にいかなる行動をとるべきか。原則 19 の解説は、潜在的または現実の人権に対する負の影響が特定され、かつ企業がその人権への負の影響を引き起こし、または助長している場合(原則 13 a 前段)には、その影響ないし助長を止め、または防止するために「必要な手段をとるべき」であり、「残存するどんな影響をも軽減するため、可能な限りその影響力を活用すべき」だとする²⁹⁵。

一方、企業が人権に対する負の影響を助長してもいないが、取引関係によって企業の事業、製品またはサービスと直接的につながっている場合(原則 13 b)は、①負の影響を防止または軽減する影響力をもつ場合にそれを行すべきであり、②企業が影響力を欠く場合はそれを強めることが推奨され、③影響力を強めることもできなければ、取引関係の終了を考慮すべきだという²⁹⁶。

そして、追跡評価(原則 20)、対外的な情報提供(原則 21)においては、事業によって影響を受けるステークホルダーとの協議が示唆されている²⁹⁷。

(4) 是正

原則 22 は、企業が負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになった場合に、企業は「正当なプロセスを通じてその是正の途を備えるか、

²⁹² Principle 17-21.

²⁹³ 指導原則の解説文書である OHCHR, *An Interpretive Guide The Corporate Responsibility to Respect Human Rights*(2012)によれば、指導原則における人権デュー・ディリジェンスとは、「合理的かつ思慮分別ある企業が、その状況(分野、事業活動の状況、規模及びこれらに類似する要素を含む)に照らして、人権に関する自身の責任を果たすために実行しなければならない持続的な管理プロセスで構成される」とされる(同文書の日本語訳は、公益財団法人国際民商事法センターの訳を参考にした)。

²⁹⁴ ラギー『前掲書』(注 33) 123 頁。

²⁹⁵ Principle 19, commentary.

²⁹⁶ *Ibid.*

²⁹⁷ Principle 20 and 21.

それに協力すべきだ」²⁹⁸、とする。企業は「自らまたは他のアクターとの協力を通じて、その是正に積極的に取り組むこと」が求められる²⁹⁹。

3 救済（第3の柱）

第3の柱は被害の救済について定める。指導原則25は「ビジネスに関連した人権侵害から保護する義務として、国家は、その領域及び／または管轄内において侵害が生じた場合に、司法、行政、立法またはその他のしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるように、適切な措置を取らなければならない」とし、国家基盤型の司法的メカニズム（原則26）、国家基盤型の非司法的苦情処理メカニズム(原則27)、非国家基盤型の苦情処理メカニズム(原則28)それぞれの対応について規定する³⁰⁰。非司法的苦情処理メカニズムとして、国内人権機関、OECDのナショナル・コンタクト・ポイントなどが挙げられている。

ただし、領域外、管轄外で起きた人権侵害に関する言及はない。

注目すべき点は、企業に対し、「苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように」事業活動の影響を受けた個人やコミュニティのために「実効的な事業レベルの苦情処理メカニズム」を確立し、あるいは参加するよう求めたことであり(原則29)、産業団体、マルチ・ステークホルダー等の協働型のイニシアティブに対しても、実効的な苦情処理メカニズムを備えるよう求めている(原則30)³⁰¹。

第2節 指導原則のフォローアップ

1 国連作業部会の設置

2011年6月、国連人権理事会は指導原則の採択と併せて、国連多国籍企業その他のビジネスと人権に関する作業部会(以下、「作業部会」)の設置を決議した³⁰²。作業部会は5人の独立専門家で構成され、3年の任期で指導原則の実施の促進、キャンペーンビルディング、国家への助言と勧告、国別訪問、政府との対話などの任務を行うとさ

²⁹⁸ Principle 22. 「正当なプロセス」の原文は、*legitimate processes* とされている。解説によれば、その詳細は、第3の柱である救済に記載された各種プロセスだとされる(Principle 22, commentary).

²⁹⁹ *Ibid.*

³⁰⁰ Principle 26-28.

³⁰¹ Principle 29-30.

³⁰² Human Rights Council Resolution 17/4, *supra* note 13, Working Group on Business and Human Rights, *supra* note 22.

れ³⁰³、任期とメンバーが更新されて現在に至っている³⁰⁴。一方、作業部会には、NGO などから情報を受け付け、企業による人権侵害についての調査や救済を行ったり緊急アピールを出したり、調査に基づく勧告を出すような機能は、設定されなかった³⁰⁵。

2 指導原則の普及

指導原則は採択後、国際的な影響力のあるソフトローのイニシアティブに支持され、取り入れられた。

まず、2011年に改定されたOECD多国籍企業指針には新たに「人権」の章が新設され、指導原則を取り入れた内容に改訂された。多国籍企業指針に違反して人権に悪影響を受けたと主張する当事者は、OECDのナショナル・コンタクト・ポイントを通じて苦情申立ができることになった³⁰⁶。同様に、指導原則の中核的な規範内容は、金融機関の融資基準やISO26000に取り入れられた³⁰⁷。ILOも2017年、「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」を改訂し、指導原則を大幅に取り込み、企業の人権デュー・ディリジェンス責任を明記した³⁰⁸。さらに、欧州委員会も指導原則を受容し、2011年から2014年までのCSR戦略文書「2011-2014年EUのCSRのための新戦略」に指導原則を実行することを盛り込んだ³⁰⁹。こうした結果は、指導原則を

³⁰³ *Ibid.*

³⁰⁴ Human Rights Council Resolution, 26/22(2014), Resolution 35/7(2017), Resolution 44/15(2020).一方、決議には作業部会が年に一度開催する「ビジネスと人権フォーラム」を導くとの規定があり、同フォーラムは開催されている。同フォーラムは、企業や市民社会が多数参加し、指導原則の実施を促進する国際的なプラットフォームとなったと評される(山田高敬「多中心的グローバル・ガバナンスにおけるオーケストレーションと政策革新—企業と人権をめぐる実験」『年報政治学』68巻1号(2017年)122-125頁)。

³⁰⁵ 国連人権理事会の特別手続である恣意的拘禁作業部会と対比すると違いが明らかである(恣意的拘禁作業部会ウェブサイト、available at < <https://www.ohchr.org/en/issues/detention/pages/wgadindex.aspx> > last accessed on 30 January 2023)。同作業部会は、NGOや被害者からの情報を受け、国家や非国家主体による恣意的拘禁について調査し、政府に緊急アピールを送り、国家訪問をし、勧告を出すこと等を任務としている。恣意的拘禁作業部会

³⁰⁶ OECD, *supra* note 152, pp.71-74.

³⁰⁷ 世界銀行グループである国際金融公社(IFC)は、2012年に環境・社会配慮環境と社会的持続可能性に関するパフォーマンス・スタンダードを改訂し、実施基準1においてリスクや負の影響の特定に関して指導原則を参照した(ラギー『前掲書』(注33)216-218頁)、これを受けて、金融機関の融資基準を定める赤道原則について2013年に第3版の改定がされ、指導原則の内容が反映された。同原則に基づく環境・社会アセスメント文書に記載すべき潜在的な環境・社会問題についてのリストに、新たに人権が全面的に導入され、プロジェクト融資において指導原則遵守が求められるようになった(available at < <https://equator-principles.com/> > last accessed on 30 January 2023)。また、ISO(国際標準化機構, International Organization for Standardization)は、国家間の製品やサービスの交換を助けるために、標準化活動の発展を促進すること等を目的として設立された165か国の機関によって構成される非営利組織である。ISO 26000(available at < <https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html> > last accessed on 30 January 2023)は、組織の社会的責任に関するガイドライン規格であり、この規格に指導原則が反映された。

³⁰⁸ ILO, *supra* note 156.

³⁰⁹ European Commission, A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility (2011),

あらゆる関連領域に受容させ、基準の収斂を達成することによって指導原則の影響力を強化しようとしたラギーの努力によるものである³¹⁰。

第3節 指導原則に対する学説の評価

指導原則は、国連人権理事会でコンセンサス採択をされたものの、多国籍企業の国際人権法による規制を求めてきた国際人権法の研究者や人権 NGO からは厳しい批判が相次ぎ³¹¹、その評価は大きな論争となった。そこで、その主要な論点を確認する。

1 指導原則の意義

まず、国連のレベルで初めて、企業の人権に関する責任を規定した成果文書として指導原則がコンセンサスで採択された意義、すべてのステークホルダーが一致する共通規範が創設された意義は概ね高く評価されている³¹²。ラギーが指導原則採択に向けて様々なステークホルダーの期待を一つの規範に収斂させたこと、指導原則を他のソフトロー諸原則やイニシアティブにも受容させて主流化したことも高く評価されている³¹³。

2 国家の義務

一方、国家の「保護する義務」が極めて弱い規範にとどまったことには、学説から批判がある。指導原則が、法的義務を示唆する用語を避け³¹⁴、さらに人権条約に関す

COM/2011/0681.

³¹⁰ ラギー『前掲書』(注 33) 214-221 頁。ラギーは、競合する基準を減らすことでビジネスと他の利害関係者の両方にとってより大きな明快さと予測可能性を提供すること、OECD、IFC、EU 等の基準設定機関が国連の持っていない実務能力を備えていることから、基準の収斂が望ましいと判断したという(同上、214 頁)。

³¹¹ 代表的な批判として、Surya Deva and David Bilchitz, (eds.), *Human Rights Obligations of Business*, *supra* note 16 に以下の論文等が収録されている。Olivier De Schutter, “Foreword: Beyond the guiding principles” (pp. Xv-Xxii); Surya Deva and David Bilchitz, “The human rights obligations of business: A critical framework for the future” (pp.1-26); Carlos Lopez, “The ‘Ruggie process’: from legal obligations to corporate social responsibility?” (pp.58-77); Surya Deva, “Treating human rights lightly: a critique of the consensus rhetoric and the language employed by the Guiding Principles” (pp.78-104); Justine Nolan, “The corporate responsibility to respect human rights: soft law or not law?” (pp.138-161); Anita Ramasastry, “Closing the governance gap in the business and human rights arena: lessons from the anti-corruption movement” (pp.162-190); Daniel Augenstein and David Kinley, “When human rights ‘responsibilities’ become ‘duties’: the extra-territorial obligations of states that bind corporations” (pp.271-295)。

³¹² De Schutter, *supra* note 311; Nadia Bernaz, *Business and Human Rights, History, Law and Policy, Bridging the accountability gap* (Routledge, 2017), p195, 江島「前掲論文」(注 38) 24-25 頁。

³¹³ 山田「前掲論文」(注 44) 50-52 頁。

³¹⁴ Augenstein and Kinley, *supra* note 311, pp. 273-274.

る国家の域外的義務について明確に規定しなかったことが批判されている³¹⁵。

国際人権法上の国家の義務は、領域外で発生した企業の活動に影響を受けた個人に対しても及ぶのか、という域外適用の課題は、国際人権法学者と実務家の間で長らく議論され、ラギーも 2007 年にこの問題について精力的な研究に着手したが、指導原則には結局結実しなかった³¹⁶。指導原則は結局、「現在、国家は、国際人権法の下では、その領域及び／または管轄内にある企業の域外活動を規制することを一般的には求められていない。また、認知された管轄的根拠がある場合、そうすることを一般的に禁止されてもいない」（原則 2 解説）とするにとどめた³¹⁷。

デ・シュッターは国際人権法上、国家は影響力を有する企業に対しては、国家領域の外であっても規制する義務があるとする解釈を発展させてきたのに、指導原則が、国家の域外的な義務について、国際人権基準より基準を引き下げてしまったと指摘する³¹⁸。

3 企業の責任

指導原則は、企業に対し、国際人権法上の法的義務を課すのではなく、「人権を尊重する企業の責任」³¹⁹、すなわち社会の期待に基づく社会規範としての社会的責任を求める（下線は筆者による）という法的性格にとどまる³²⁰。これは、多国籍企業やその他の企業に対し、国際人権法上の義務を課すことを追求した「規範（案）」（第 2 章参照）や学説の到達点からの後退であり、企業が長らく求めてきた自発的アプローチを採用

³¹⁵ デーヴァらは多国籍企業の本国は、特に受入国が実効的に領域内の企業を規制する意思や能力がない場合に義務を果たすべきだとし(Bilchitz and Deva, *supra* note 311 p. 14)、キンリーらはラギーが国家の域外的な人権義務に関する考察が乏しく、重要な機会を逸したと批判する(Augenstein and David Kinley, *supra* note 311, p. 274)。

³¹⁶ Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other enterprises business, “Corporate responsibility under international law and issues in extraterritorial regulation: summary of legal workshops”, U.N. Doc. A/HRC/4/35/Add.2, 15 February 2007; De Schutter, “Extraterritorial Jurisdiction as a tool for improving the Human Rights Accountability of Transnational Corporations”, *Report Prepared for SRSR* (2006)。

³¹⁷ 解説は、これに続いて「これに沿って、人権条約機関のいくつかは、国家が管轄内にある企業による国外での侵害を防止する手段を講ずることを勧告している」と紹介するものの、勧告に対する評価や推奨を行っていない(Principle 2, commentary)。

³¹⁸ De Schutter, *supra* note 311. デ・シュッターは国際基準の例として、社会権規約委員会の 2011 年 5 月の声明(Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Statement on the obligations of States parties regarding the corporate sector and economic, social and cultural rights, U.N. Doc. E/C.12/2011/1 (2011)) や、人種差別撤廃委員会の総括所見（第 8 章参照）を指摘する。

³¹⁹ Principle 11.

³²⁰ SRSR 2008 Report, *supra* note 124, pp.16-17, para.54. ラギー『前掲書』（注 33） 136-142 頁。

したものだとして、NGOや研究者から批判を受けた³²¹。

デーヴァらは、「社会の期待」を根拠とした人権の「責任」論は結局、ソフトな自発性に任せるということで、明らかに限界があると指摘する³²²。また、企業の責任が「人権侵害をしない」という消極的な責任に限定され、保護・充足という積極的な責任に踏み込まなかった点も批判を受けた³²³。

さらに、人権デュー・ディリジェンス概念に対しては、まず、曖昧な観念であること³²⁴、違反しても制裁が伴わないことに批判がある³²⁵。

また、企業法務におけるデュー・ディリジェンス概念を使用することの問題も指摘される³²⁶。人権を保護する国家の相当注意義務(第2章参照)と異なり、企業法務におけるデュー・ディリジェンスが自社の利益を守ることを目的とするからである。ラギーは「人権デュー・ディリジェンス」概念を、国際人権法上の解釈に即して理解しなおす解釈を明確に批判して拒絶し、国際法学者を困惑させた³²⁷。

その一方で、指導原則において、企業の人権に対する極めて広範な責任が確認されたことの意義は概ね肯定的にとらえられている³²⁸。「人権への負の影響」が、人権侵

³²¹David Weissbrodt, “Keynote Address: International Standard-Setting on the Human Rights Responsibilities of Business”, *Berkeley Journal of International Law*, Vol. 26 (2008), p. 373, pp.373-391. ラマサストリーは、結局企業の自発的アプローチが採用されたと指摘する(Ramasastri, *supra* note 311, p.162).

³²² Bilchitz and Deva, *supra* note 311, p. 13. 人権とは、責任を負うか否かを企業が選択できるという性質のものではなく、「人権の規範に従うべきことはビジネスを行うにあたって交渉の余地がない前提条件であるはず」だとデーヴァらは主張する。

³²³ Bilchitz and Deva, *supra* note 311, pp. 15-16. ただし、ラギーは国連人権理事会における報告で、指導原則の企業の人権に対する「尊重」責任は、国際人権法の伝統的な「尊重」概念を踏襲しているのではないとし、単に Do No Harm という消極的な責任にとどまらず、影響に対処するという積極的責任を含むと強調している(SRSG 2008 Report, *supra* note 124, p. 17, para. 55).

³²⁴ Ingrid Landau, “Human Rights Due Diligence and the Risk of Cosmetic Compliance”, *Melbourne Journal of International Law*, Vol.20 no.1 (2019), pp. 235-236.

³²⁵ 企業が人権尊重責任を果たさなかった際の制裁は指導原則にはなく、ラギーは「責任を果たさない企業は、労働者、地域社会、消費者、市民社会、投資家等によって構成される公的な世論という裁判所で裁かれるし、場合によっては実際の裁判所でも裁かれるだろう」(SRSG 2008 Report, *supra* note 124, p.16, para. 54)と述べるだけである。ノランは、法的拘束力のない企業の社会的責任は「ソフトロー」でなく「非法」であり、それこそが企業の賛成を得られた理由であると指摘する(Nolan, *supra* note 311, p.156-158)。Steven R. Ratner, “Introduction to the symposium on soft law and hard law on business and human rights”, 114 *AJIL UNBOUND* Vol. 114 5 (2020), p.163, pp. 164-16. Ratner は、デュー・ディリジェンスの実施が企業の裁量に委ねられ、法的拘束力の欠如、不正確な規定、規制機関の欠如のいずれの点でも「ソフト」であると指摘し、それは指導原則がステークホルダーからの多大な支持を得た理由でもあると述べる。

³²⁶ Deva, *supra* note 311, pp. 98-101.

³²⁷ Jonathan Bonnitcha and Robert McCorquodale, “The Concept of ‘Due Diligence’ in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, *The European Journal of International Law*, Vol. 28 (2017), pp. 899-919. これに対する Ruggie らの批判は、John Gerard Ruggie and John F. Sherman, *supra* note 76. Ruggie を擁護する論として、Tara Van Ho, “Defining the Relationships: “Cause, Contribute, and Directly Linked to” in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, *Human Rights Quarterly*, Vol. 43 (2021), pp.625-658 がある。

³²⁸ De Schutter, *supra* note 311.

害より広範な責任を含みうる可能性が指摘される³²⁹。またデ・シュッターは、デュー・ディリジェンスという言葉の曖昧さはチャンスにもなりうるとし、「様々なビジネスセクターや市民社会組織、さらに裁判所も、次第にこの言葉に対する期待を明確にし、また概念を確立するであろう。それはトップダウンや命令によるものではなく、ボトムアップに加速度的に進むであろう」と期待を表明した³³⁰。

4 救済

第3の柱である「救済」については、指導原則が非司法的なメカニズムに特別な注目を払う一方、司法的救済手段の障壁として議論されてきた問題、すなわち国境を越える企業活動による人権侵害にあった被害者に、企業の本国の司法への救済のアクセスを認めるか、という問題に沈黙したことが批判された³³¹。

5 その他の批判

デーヴァはさらに、指導原則に、環境汚染に関する言及がないこと、脆弱なグループである女性、子ども、先住民などへの十分な言及がないことを指摘する。ラギーが2005年以降のプロセスにおいて膨大なコンサルテーションを行う一方、被害当事者には一貫して会うことなく、ビジネスロイヤーなどとの会合に時間を費やしてきたことも批判された³³²。

第4節 小括

指導原則は、ソフトロー文書ではあるものの、長年にわたる企業と人権をめぐる対立に終止符を打ち、争いのない国際社会の規範を確立した点で大きな成果を生み出したことは間違いない。そして、指導原則に掲げられた企業の責任が広範囲に及ぶこと

³²⁹この表現には、「曖昧で婉曲的」との批判もあるが、例えば気候変動による人権への負の影響等、それ自体は特定個人に対する人権侵害を構成しない企業行動が結果的に個人の人権に負の影響をもたらすような場合も含むと解釈され、発展的解釈の余地を含む弾力的な概念だと指摘される。David Birchall, “Any Act, Any Harm, To Anyone: The Transformative Potential of “Human Rights Impacts” Under the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, *University of Oxford Human Rights Hub Journal*, Vol.2019 (2019), pp. 120-146.

³³⁰ De Schutter, *supra* note 311.

³³¹ Bilchitz and Deva, *supra* note 311, pp.16-18; Lopez, *supra* note 311, pp.72-76, ロペズは米国連邦最高裁がKiobel事件で2012年、Shell石油による開発に反対した結果投獄、処刑されたナイジェリアの人権活動家の遺族の訴訟で司法救済の道を閉ざす結果となったこと（第5章参照）をあげ、指導原則は被害救済を実現するためにもっと強い規範であるべきだったとする。

³³² Bilchitz and Deva, *supra* note 311, pp. 9-11 and 18, Lopez, *supra* note 311, pp. 68-72.

も重要な前進である。

しかし、学説が指摘する通り、指導原則には重大な限界があることも明らかである。第 1 に、国家の保護する義務として規定された内容が極めて具体性に乏しく、企業の越境する人権侵害に対する国家の域外的義務(extraterritorial obligation of human rights)について沈黙していること、第 2 に、企業の人権に対する国際法上の義務を確認せず、「社会的な責任」を規定するにとどまり、規定された責任の内容も曖昧であること、第 3 に、人権侵害の被害救済やアカウントビリティのメカニズムの欠落である。

国家に対しても企業に対しても規範性が乏しく、違反しても何らサンクションがなければ、遵守を確保するのは難しい。そして域外的な国家の人権保護義務に踏み込まなかったことで、国境を越える企業の人権侵害に関して、ラギー自身が埋めようとしてきたガバナンス・ギャップは埋められず、被害防止と救済という課題への有効な解決策は示されなかった。これらの限界は、人権侵害の現場で起きている現実を変えるために指導原則が果たしてどれほど有効なのか、という深刻な疑問を生じさせる。コンセンサスを優先して、結局被害の防止や救済にとって実効的な規範でなければ、意味はない³³³。

本研究は被害者及び当事者の視点に立つものであることから、指導原則そのものの意義とともに限界を率直に直視する。以上の暫定的な評価を踏まえ、次章以降において、指導原則が国境を越える企業の人権侵害という問題を現場レベルで解決しているのかを検討していく。

³³³ デーヴァは、コンセンサスを得ることへの盲目的な固執が企業の人権責任に関する弱い規範の採択に帰結したと評する(Deva, *supra* note 311, p. 91)。

第4章 指導原則の実施

本章では、指導原則によって、国境を越えたビジネスによる人権侵害の防止と救済がどのように進展したのか、その限界はどこにあるかを確認する。

第1に、指導原則の第1の柱である国家の義務について、欧州における指導原則採択後の初期対応を概観し、第2に、第2の柱である企業の責任に関しては、ソフトロー、マルチ・ステークホルダー等のアプローチを概観し、第3に、これらに対する国連作業部会やEUなどによる評価を確認する。

第1節 国家による指導原則の実施

1 ラナプラザ事故から国家の関与へ

2013年4月、バングラデシュ、ダッカ郊外のビルが突然倒壊し、世界的に有数のアパレル企業のサプライチェーンの末端で働く1000人以上の労働者が命を奪われた。サプライチェーン上の人権問題が人の生き死にに関わることが示された例であるが、著名なファッション・ブランドを擁する多国籍企業が、指導原則13が示す企業の責任を自覚し、人権リスクを特定し、防止・軽減する人権デュー・ディリジェンスを実施していれば、犠牲は防げたかもしれなかった³³⁴。事故は、採択から2年近くがたった段階でも、指導原則が国境を越えるビジネスによって最も影響を受ける脆弱な人々や被害者の状況を決定的に改善できていないことを示した。

それまで、指導原則においては企業による実施こそが中心であり、国家のイニシアティブは後見的と考えられていたが、転換点が訪れた。国連人権理事会は、2014年、指導原則の効果的な実施のために、各国に国内行動計画の策定を求める決議を採択した³³⁵。2015年6月、ドイツで開催されたG7エルマウサミット首脳宣言は、ラナプラザ事故を踏まえ「責任あるサプライチェーン」という項目を掲げ、国連ビジネスと人権指導原則へのコミットメントを明らかにした³³⁶。首脳宣言採択はG7諸国がこの問題

³³⁴ 伊藤『前掲書』（注105）。

³³⁵ Human Rights Council Resolution, *Human rights and transnational corporations and other business enterprises*, U.N. Doc. A/HRC/RES/26/22, 15 July 2014.

³³⁶ 「G7諸国には世界的なサプライチェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件および環境保護を促進する重要な役割がある」「我々は国連ビジネスと人権に関する指導原則を強く支持し、実質的な国

に真剣に取り組む契機となり、以後、G7 諸国を中心として、ビジネスと人権指導原則の国内実施が進むことになった。

2 EU と指導原則

(1) はじめに

指導原則の実施に向けて積極的な施策を推進したのが EU とその加盟国である³³⁷。EU は 27 カ国、4 億 5000 万人の市場を持ち、GDP の規模で米国に次ぐ経済力を持つ共同体であり、EU 圏内にはグローバル展開する多国籍企業が多数存在する。その一方、EU は人権尊重等を理念に掲げ（欧州連合条約 2 条）この基本的価値を共有する国だけが EU に参加できる（29 条）³³⁸。人権に対する強いコミットメントを持ち、かつ経済力を背景にそのルールが域外にも無視できない影響力を持つことから、EU の姿勢はグローバルな法形成の発展にとって注目に値する³³⁹。2000 年代から CSR に取り組んできた EU は³⁴⁰、指導原則採択を受けて、ビジネスと人権の規範を発展させる重要な役割を果たすことになる。

別行動計画を策定する努力を歓迎する。我々は国連の指導原則に沿って民間部門が人権に関するデュー・ディリジェンスを履行することを要請する」等と明記した(日本語訳は、外務省仮訳「G7 エルマウサミット首脳宣言」(available at <https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html> last accessed on 30 January 2023)を参照した)。

³³⁷ 木下 由香子「ビジネスと人権に関する EU 政策からの考察 —日本の行動計画策定にあたって」『アジア研ワールドトレンド』263 巻 (2017 年) 8-11 頁。

³³⁸ 須網隆夫「危機の中の EU 法」『日本 EU 学会年報』(2018 年) 73 頁。

³³⁹ グローバルな市場を規制する EU の一方的な能力は「ブリュッセル効果」と呼ばれ、注目を集めている(アニュ・ブラッドフォード著(庄司克宏監訳)『ブリュッセル効果—EU の覇権戦略いかにして世界を支配しているのか』(白水社、2022 年) 23 頁。「ブリュッセル効果」については第 9 章で詳しく分析する。

³⁴⁰ EU は指導原則に先立ち、企業の CSR に長年取り組んできた。EU の CSR に関する議論は、2000 年 3 月のリスボン欧州理事会において優先課題として位置付けられた(Presidency Conclusions, Lisbon European Council, 23 and 24 March 2000, paras. 5 and 39, Annex 1 European Social Agenda attached to Presidency Conclusions, Nice European Council Meeting, 7, 8 and 9 December 2000)。2010 年までに EU の競争力を強化するという戦略目標を達成するためにも企業の社会的責任が重要との認識が示された。2001 年 7 月 18 日、欧州委員会は企業の社会的責任に関するヨーロッパ枠組みの促進に関する Green paper 「欧州における CSR 枠組みの促進」(Green paper 366: Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility, COM/2001/366 (2001)) を発表した。同文書で、CSR は「企業が自発的に、社会、環境上の関心事を業務遂行に統合させ、かつ、様々な利害関係者との相互作用において統合させる概念」と定義され、企業の自発的取り組みと位置づけられた。2002 年 7 月に EU は CSR 戦略に関する政策文書「CSR — 持続的発展に向けた企業の貢献」を発表し、グローバル経済における社会、環境分野での新しい役割を企業に呼びかけた (Commission of the European Communities, *Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development*, COM/2002/347(2002))。以上について、神作裕之「企業の社会的責任：そのソフト・ロー化? — EU の現状」『ソフトロー研究』2 号 (2005 年) 91-112 頁、須網隆夫「企業の社会的責任 (CSR) と環境保護 — EU 環境政策を素材にして」『日本国際経済法学会年報』18 号 (2009 年) 39-41 頁を参照した。

(2) EUによる指導原則の受容

指導原則の採択を受けて、欧州委員会のCSR戦略は指導原則を積極的に推進する方向に発展した。2011年10月、欧州委員会は2011年から2014年までのCSR戦略文書「2011—2014年EUのCSRのための新戦略」を発表した³⁴¹。同文書には、新しい戦略が、OECD多国籍企業ガイドライン、国連グローバル・コンパクト、ISO26000、ILO多国籍企業三者宣言とともに指導原則に即したものであると明記されている³⁴²。この文書で、CSRは「企業の社会に対する影響への責任」と新しく定義され、第1に、共有価値の創造を企業所有者/株主、その他の利害関係者、社会全体のために最大化すること、第2に、起こりうる負の影響を特定し、防止し、軽減することが目的とされた³⁴³。後者は明らかに指導原則を取り入れたものである。

(3) 国内行動計画—加盟国への波及

上記新戦略は、すべての企業に対し、指導原則に即して人権尊重の責任を果たすよう期待を表明するとともに、すべての加盟国に2012年末までに指導原則を国内実施する国内行動計画(NAP)を作成するよう求めた。

これを受けて欧州各国では、指導原則の国内行動計画が次々と策定された³⁴⁴。しかし、国内行動計画そのものは行政府による取り組みに集中し、立法や司法の分野に踏み込むものではなかったため、限界があり、法規制や司法救済をどう進めるかが課題として残ることとなった³⁴⁵。

(4) 基準設定

欧州委員会はさらに、企業に向けた指導原則の啓発や基準設定にも取り組んだ。欧州委員会は、2013年に情報通信技術、石油・ガス、および人材派遣の3業種³⁴⁶および中

³⁴¹ European Commission, *supra* note 309.

³⁴² *Ibid.*, p.6.

³⁴³ *Ibid.*

³⁴⁴ 世界で最も早く国内行動計画を策定したのは英国であり、2013年に最初の行動計画が策定された(2016年改定)。その後それにオランダ(2013年)、デンマーク(2014年)、スペイン(2014年)、フィンランド(2014年)と続き、2017年までに国内行動計画を発表した14カ国のうち10カ国はEU加盟国(さらにノルウェーとスイスを入れれば12カ国)であったとされる(木下「前掲論文」(注337)9頁)。Daniel Augenstein, et al, “The UNGPs in the European Union: The Open Coordination of Business and Human Rights?”. *Business and Human Rights Journal*, Vol. 3 (2017), pp. 1-22.

³⁴⁵ Humberto Cantu Rivera, “National Action Plans on Business and Human Rights: Progress or Mirage?”. *Business and Human Rights Journal*, Vol. 4 (2019), pp. 213-235.

³⁴⁶ Shift, *European Commission Human Rights Sector Guides*, available at <<https://shiftproject.org/resource/european->

小企業向けのガイドランスを作成した³⁴⁷。これらは、域内での指導原則の理解を進めるとともに、EU域外の企業に対して指導原則の履行を促すものとなっている。

3 EUによる加盟国への規制

(1) EUの規範構造とアプローチ

EUの規範構造として重要なのは、EU法の優位が確立されていること³⁴⁸、そして、EU法の効果が直接的に個人、法人に及ぶことである³⁴⁹。

EUは、「規則」を通じて企業などの私的アクターを直接規制し³⁵⁰、「指令」を通じて加盟国に対して企業に対する規制を含む国内法制定・国内実施を義務付けるかたちで³⁵¹、間接的に企業に対する規制を促進することができる。

この点で「国際法は企業に義務を課すことができるか」を巡って「規範（案）」(第2章参照)が直面した障害は、EUにはあてはまらない。そこで、EU立法により、企業の人権責任を強化することが期待された。

指導原則採択後の2012年、デ・シュッターら研究者と国際NGOらは、指導原則の実施における国家の役割の強化を求める提言を行った。彼らは、指導原則が定める企業による人権デュー・ディリジェンスを国家の規制権限を使って実施させる方策を研究し、国家の役割の選択肢として、①人権デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法令上の制度の導入(実施企業にのみ事業展開や商取引のライセンスや許認可を付与

commission-human-rights-sector-guides/ > last accessed on 30 January 2023.

³⁴⁷ European Commission, *My business and Human Rights, A guide to human rights for small and medium-sized enterprises* (1 October 2013).

³⁴⁸ 欧州司法裁判所は *Costa v. E.N.E.L* 事件先決裁定で、EU法は通常国際条約と異なり、独自の法制度であって、いかなる国内法規定もこれに対抗することはできずとし、EU法の優位を確立した(Case 6/64, *Costa v. ENEL* [1964] ECR 585, ECR1, 15 July 1964, ECLI:EU:C:1964:66)。

³⁴⁹ 欧州司法裁判所は *Van Gen den Loos* 事件先決裁定で、「共同体は国際法の新しい法秩序を構築するものであり、加盟国はその主権を、限られた分野ながら、共同体との関係で制限したがゆえに、共同体の統治は、加盟国のみならずその国民にも及ぶ」とし「加盟国の立法とは独立に、個々人に義務を課し権利を付与する」として、EU条約の私人への直接効果を肯定し、個人や私的アクターをEU法秩序の主体として位置付けた(Case 26/62, *van Gen den Loos v. Nederlandse Administratie de Belastingen* [1963] 5 February 1963, ECLI:EU:C:1963:1)。須網隆夫「ECにおける国際条約の直接効果—『条約の自動執行性』と『EC法の直接効果』」早稲田法学 76巻3号(2001年) 66-67頁。

³⁵⁰ 「規則」には垂直的・水平的な直接効果が認められている。須網隆夫『ヨーロッパ経済法』(新世社、1997年) 27-33頁。

³⁵¹ 指令は達成されるべき結果について加盟国を拘束するが、結果達成の形式・方法の選択は加盟国に裁量の余地が認められる法形式とされる。加盟国が立法を通じて私人を規制することを求めるが、国内立法が制定されない場合には私人に直接効果を及ぼす場合がある。中西優美子『EU法』(新世社、2012年) 115-117頁、146-152頁。

する規制方法を含む)、②人権デュー・ディリジェンスを奨励するために、実施企業に公共調達等のインセンティブや利益を与える方法、③透明性確保や開示のルールに基づいて人権デュー・ディリジェンス方針の公開を通じて取り組みを奨励する方法、④①から③の手段の併用の4つの選択肢を示し、その実施を提案した³⁵²。

上記専門家らの提案のなかで、EUがまず採用したのは、最も慎重な③のアプローチ、すなわち開示法制による規制であった³⁵³。そこで以下、EU及び加盟国における開示法制の展開と効果を確認する。

(2) EU 非財務情報開示指令

EUは2014年、非財務情報開示指令を発し、加盟国に対し、2016年12月までの国内法整備を求めた³⁵⁴。

この指令は、従業員500名以上の企業に対し、環境、社会及び従業員、人権の尊重、腐敗防止・贈収賄に関する事項に関連した情報を、当該企業の発展、業績、位置づけ及び事業活動の影響を理解する上で必要となる範囲で、毎年の経営報告書に含める法制の制定を加盟国に求めている³⁵⁵。

³⁵² Olivier De Schutter et al, “Human Rights Due Diligence: The Role of States”, for Human Rights Due Diligence Project (2012), pp. 59-63. この報告書は、International Corporate Accountability Roundtable (ICAR)、European Coalition for Corporate Justice (ECCJ)、Canadian Network on Corporate Accountability (CNCA)の三団体共同プロジェクトの成果である。

³⁵³ EUが、①を採用しなかったのは、指導原則で人権デュー・ディリジェンスが法的拘束力を伴わないソフトローとして位置付けられたこと、2003年の「規範(案)」に対する反発に見る通り、企業が人権に関する義務を課されることに強い抵抗を示している実情に対応した判断とみられる (Gabriela Quijano and Carlos Lopez, “Rise of Mandatory Human Rights Due Diligence- a Beacon of Hope or a Double-edged Sword?”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 no.2 (2021), pp. 243-246)。なお、木材を対象とする取引についてはEU木材規則(Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market. Document 32010R0995, *OJL 295*, 12.11.2010, pp. 23-34)。紛争鉱物を対象とする取引はEU紛争鉱物規則

(Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas, Document 32017R0821, *OJL 130*, 19.5.2017, pp. 1-20) が制定され、いずれもデュー・ディリジェンス実施を企業に義務付ける規則であり、本文の①のアプローチが採用されたが、必ずしも指導原則に連動したものではない。

³⁵⁴ Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups, Document 32014L0095, *OJL 330*, 15.11.2014, p. 1-9. HRN 「非財務情報 (ESG) 開示をめぐる国際的動向と提言」33-36頁 (2018年)も参照した。

³⁵⁵ HRN、同上35頁。開示すべき事項には、①環境、社会及び従業員、人権の尊重、腐敗防止・贈収賄に関する事項についての方針及びデュー・ディリジェンス・プロセス、②当該方針・プロセスの結果、③主要なリスクをどう管理するか(悪影響を及ぼす可能性のある取引関係、製品またはサービスを含む)等がある。ただし記載を求めるのが主要なリスクと限定されているため、曖昧さを残す規定となっている。

開示指令は、人権デュー・ディリジェンス実施を企業に義務付けるものではなく、開示または説明を通じて透明性を確保し、市場や社会の評価を通じて間接的に人権デュー・ディリジェンスを促進しようとするものである³⁵⁶。また、この指令は開示を義務付けるわけでもなく、いわゆる“Comply or Explain”（「遵守せよ、もしくは説明せよ」）のアプローチが採用され、開示をしない企業はその理由を説明すればよいとされる³⁵⁷。この指令を受けて、すべての EU 加盟国で非財務情報開示に関する法制が実現した。

(3) 英国現代奴隷法

欧州の開示法制のなかで、特に注目を集めたのが 2015 年に制定された英国現代奴隷法³⁵⁸である。同法は、企業の事業活動を通じて現代奴隷制や強制労働が行われることを防止し、企業活動の透明性を向上させることを目的として、一定の対象企業に対して、「奴隷と人身取引に関する声明」を公表することを求める³⁵⁹。なお、現代奴隷法は、「現代奴隷」に特化した開示法制であるため、英国における EU 開示指令が求める包括的な非財務情報開示に関する国内実施は 2016 年の会社法改正によって別途対応された³⁶⁰。

現代奴隷法は、英国で事業を営み、商品またはサービスを提供する企業で、3600 万ポンド以上の年間売り上げ（多国籍企業の場合は海外子会社の売上高も含む）を有する企業であれば、英国で設立されたと否とを問わず、規制対象となる³⁶¹。但し、“Comply or Explain”（「遵守せよ、もしくは説明せよ」）のアプローチが採用され、開示は義務ではなく、開示を行わない場合はその理由を公表すればよいとされ、現代奴隷

³⁵⁶ 同上。EU 指令に先立ち、2012 年に米カリフォルニア州で制定された「サプライチェーン透明化法」は同様の内容の開示規制で、サプライチェーン上の奴隷や人身取引に対する取り組みの開示が求められるが、取り組みを行わない場合はその旨開示をすればよいとする（説明の開示は求められていない）、HRN「前掲文書」（注 354）30-31 頁。

³⁵⁷ 同上、35-36 頁。人権や環境その他広く方針の策定、デュー・ディリジェンスの実施及びその実施方針や結果を開示することが求められるが、実施・開示しなければその理由を開示させるという形の規制である。

³⁵⁸ Modern Slavery Act 2015(2015 c.30)。

³⁵⁹ Slavery and human trafficking statement (Modern Slavery Act, 2015)。現代奴隷については、Bhoola, *supra* note 103 を参照した。

³⁶⁰ HRN「前掲文書」（注 354）46-51 頁。英国は、EU を離脱したが、当時は EU 加盟国であったことから、ここで取り扱う。以下同様とする。

³⁶¹ 佐藤暁子「人権デュー・ディリジェンスの欧州での展開 一人権リスクに対する実効性ある取り組みへの模索」『法の支配』204 号（2022 年）79-81 頁。

根絶の取り組みそのものを義務付けるものでもない³⁶²。

英国企業以外にも開示が要求されることから、世界的な透明化の流れを生み、各国の立法や企業慣行に影響を与えた。オーストラリアでも、英国と類似した現代奴隷法(法律第 153 号)が 2018 年 12 月に成立・施行され³⁶³、アジア地域等の証券取引所などでも非財務情報開示に関する自主規制が進んだ³⁶⁴。

4 開示法制の効果

EU 開示指令は企業の透明化を促進するうえで、重要なステップとして注目を集め、デュー・ディリジェンスの実施が促進されると期待された。

しかし、欧州委員会が専門家に委託した 2020 年の調査によれば、開示、報告が企業に義務付けられたことで、サプライチェーンを含むデュー・ディリジェンスが進んだとは評価できず、開示内容自体が実質を伴っていないことが明らかになった³⁶⁵。また、NGO や識者からも開示指令の限界が指摘されている³⁶⁶。2019 年に NGO が共同で実施した欧州企業 1000 社の EU 開示法制に基づく非財務情報開示の分析評価によれば、環境問題に比較しても人権デュー・ディリジェンスに関する開示は低調であるとされ、サプライヤーの開示は極めて低いとされる³⁶⁷。英国現代奴隷法も、現代奴隷問題への対処を怠っても何らペナルティーが課されないため、現代奴隷根絶への企業行動を促

³⁶² 同上。

³⁶³ Amy Sinclair and Justine Nolan, “Modern Slavery Laws in Australia: Steps in the Right Direction?”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.5 (2020), p.162, pp. 164-170. ここでは“Comply or Explain”形式は採用されず、開示は義務付けられた。

³⁶⁴ HRN「前掲文書」(注 354) 52-64 頁。

³⁶⁵ European Commission Final Report (2020), *supra* note 7, p. 50.

³⁶⁶ Buhmann は、開示は人権侵害を防止するべく、人権デュー・ディリジェンスを実施するための有効な手段であるにもかかわらず、現実には必ずしも人権デュー・ディリジェンスを促進しないことを懸念する(Karin Buhmann, “Neglecting the Proactive Aspect of Human Rights Due Diligence? A Critical Appraisal of the EU’s Non-Financial Reporting Directive as a Pillar One Avenue for Promoting Pillar Two Action”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.3 (2018), p.23, pp. 23-45)。NYU Stern のビジネスと人権センターは 2019 年、英国現代奴隷法、カリフォルニア透明化法、オーストラリア現代奴隷法の実施状況を評価した結果、企業の説明責任を確保する条件としては不十分であるとし、評判を動機とする柔軟性のある規制の在り方は、企業から期待する結果を引き出すことができないと結論付けた(NYU Stern Center for Business and Human Rights, *Research Brief: Assessing Legislation on Human Rights in Supply Chains: Varied Designs but Limited Compliance* (2019))。

³⁶⁷ Alliance for Corporate Transparency, *2019 Research Report: An analysis of the sustainability reports of 1000 companies pursuant to the EU Non-Financial Reporting Directive*, (2020) available at <https://www.sustentia.com/wp-content/uploads/2020/07/2019-Research-Report-Alliance-for-Corporate-Transparency_compressed.pdf> last accessed on 30 January 2023, Alliance for Corporate Transparency, *Report on sustainability Reporting*, (2020) available at <<https://www.iasplus.com/en/news/2020/02/allianceforcorporatetransparency>> last accessed on 30 January 2023.

最も透明性の高いアパレルセクターでも 14%以下にとどまる。リスクの特定や活動を記載しているレポートでも、デュー・ディリジェンスの結果が記載されているレポートは 4%に過ぎないという。

進する内容となっていないと批判されている³⁶⁸。開示法制が企業による指導原則の実施を十分に確保する規制手段として機能していないことを受け、EU や英国では開示法制を見直す動きが進んでいる³⁶⁹。

一方、欧州の市民社会の間では、EU 指令が求める開示内容が明確でないこと、違反に対するペナルティーがないこと、企業の現実と開示の間に乖離があること等を理由に、開示法制では十分に問題が解決しないとして、開示法制を超えて人権デュー・ディリジェンスそのものの実施を企業に義務付ける EU レベルの法制を求める動きが強まった³⁷⁰。欧州各国においても、国内法制定過程で、市民社会を含めてより実効性のある規制を目指す動きが活性化した³⁷¹。

第 2 節 企業の責任

1 はじめに

指導原則の第 2 の柱である企業の責任に関しては、前章で見た通り、その履行を確保したり、監視する法的枠組みが存在しない。

ラギーは、2007 年の国連人権理事会報告で、企業の責任に関わるソフトローを実効的なものとするために、政府間機関による基準設定、政府間機関によるアカウンタビリティ・メカニズム、企業、国家、市民社会組織の関与するマルチ・ステークホルダーによるプロセスを活用することが期待できるとした³⁷²。

³⁶⁸ 佐藤「前掲論文」(注 361) 80-83 頁。

³⁶⁹ UK Parliament, Modern Slavery (Amendment) Bill [HL] (2021), Council of the EU, 'Europe. New rules on corporate sustainability reporting: provisional political agreement between the Council and the European Parliament', Press release, 21 June 2022, updated 30 June 2022 available at <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/06/21/new-rules-on-sustainability-disclosure-provisional-agreement-between-council-and-european-parliament/>>

³⁷⁰ European Coalition for Corporate Justice(ECCJ), *European Coalition for Corporate Justice, A Human Rights Review of the EU Non-Financial Reporting Directive*, (2019), available at <http://corporatejustice.org/wp-content/uploads/2021/04/eccj_ccc_nfrd_report_2019_final.pdf> last accessed on 30 January 2023. 欧州の市民社会組織である ECCJ は、EU 指令が求める開示内容が明確でないことや、違反に対するペナルティーがないこと等の問題を指摘し、EU 企業の現実と開示の間に乖離があることをケーススタディから明らかにした。そして、EU 開示指令は、事業活動による環境・社会への影響に関する意味のある開示を実現するのではなく、批判にさらされる可能性を低減させるために利用されていると警告し、人権デュー・ディリジェンスの法的義務を課すことが必要だと述べる。

³⁷¹ フランスの人権デュー・ディリジェンス法やスイスの国民投票等を目指す動きが (HRN「前掲文書」(注 354) 40-41 頁)。ただ、スイスでは市民主導で約 10 年にわたり人権デュー・ディリジェンスの義務化を求める動きから国民投票が実施されたが、企業側の反対が大きく、結局限られた開示法制が制定されるに至った(Quijano and Lopez, *supra* note 353, pp. 243-246)。

³⁷² SRSG report, A/HRC/4/035 (2007), *supra* note 132, paras. 46 and 62. 梅田「前掲論文」(注 38) (2011 年)22 頁。

こうした政府間機関の基準設定やメカニズム、マルチ・ステークホルダーによる自主的な取り組みによって、指導原則の実施は進んだのかを検討する。

2 指導原則の受容と基準設定

まず、指導原則が定める企業の「人権デュー・ディリジェンス」責任について、ラギーが指摘した通り、政府間組織等の中で基準設定が相次いで行われるようになった。中心的役割を担ったのは OECD であり、人権侵害がとりわけ深刻であったり、影響の大きいセクター別のガイダンスを多数策定・公表し³⁷³、2018 年には、「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」を発表した³⁷⁴。国連グローバル・コンパクトも子どもの権利³⁷⁵、先住民の権利³⁷⁶などの分野で基準設定を進めた。

3 多様なアクターによる指導原則の実施

(1) マルチ・ステークホルダーによる指導原則の促進

ラギーが指摘する通り、2000 年代初め以降、政府機関、国家間組織や NGO などの多様なステークホルダーが対等な立場で参加する「マルチ・ステークホルダー・イニシアティブ」が企業の CSR の取り組みに活用され³⁷⁷、基準設定や監査、認証、評価に

³⁷³ OECD *Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas* (3rd edn, Paris, OECD Publishing, 2011), *OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains*, OECD Publishing, Paris: OECD (2017), OECD, *OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector*, (Paris: OECD Publishing, 2017), OECD, *Responsible business conduct for institutional investors: Key considerations for due diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises* (2017), *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains in the Garment & Footwear Sector*, (Paris: OECD Publishing, 2018), OECD, *Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting: Key considerations for banks implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises* (2018), all available at <<https://mneguidelines.oecd.org/duediligence/>> last accessed on 30 January 2023.

³⁷⁴ *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct* (2018). 脚注 373 のリンクからアクセス可能。日本語訳は、日本語版「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(available at <<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>> last accessed on 30 January 2023)を参照した。

³⁷⁵ UNICEF, *Save the Children and Global Compact, Children's rights and business principles* (2012), available at <https://d306pr3pise04h.cloudfront.net/docs/issues_doc%2Fhuman_rights%2FCRBP%2FChildrens_Rights_and_Business_Principles.pdf> last accessed on 30 January 2023. ユニセフらと共同で策定・公表した文書で、子どもの権利の尊重と支援、児童労働の根絶への貢献、商品、サービス、マーケティング、宣伝が子どもの権利に合致していること等を求めた。

³⁷⁶ *United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, *supra* note 187.

³⁷⁷ マルチ・ステークホルダー・プロセスは、多様なステークホルダーが対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスとされる(脚注 20)。1990 年代以降、国際機関の意思決定プロセスや様々な基準やルールづくり等、国際社会の多種多様な場面で活用されるようになった。人権分野では、紛争ダイヤモンドの流れを止める目的で、国連決議から始まった「キンバリープロセス」、採取産業での警備による人権侵害を防ぐ「警備保障と人権に関する自発的諸原則」、資源開発事業に伴う資金の流れの透明性を求めるための

関与するようになった³⁷⁸。労働環境の基準設定に関しては、英国の倫理的貿易イニシアティブ(Ethical Trading Initiative)が大きな影響力を有し³⁷⁹、監査に関しては、米国の公正労働協会(Fair Labour Association(FLA))等が企業の委託を受けて著名製造業企業の労働環境に関する監査を担うようになった³⁸⁰。CSR 活動に関する報告・認証を行う NGO も大きな影響力を持つに至った³⁸¹。指導原則採択後、これらマルチ・ステークホルダーのイニシアティブの多くが同原則を受容し、自らの内部規範に取り入れて実施するようになり³⁸²、その後も、業界、製品ごとに様々なイニシアティブが立ち上げられ、運用されるようになった³⁸³。

(2) 投資家の役割と NGO との共同

これに加えて、非常に重要なのが、機関投資家の役割である。指導原則に先立ち、2006 年に国連主導で ESG 投資の世界的なプラットフォームである国連責任投資原則 (PRI という) が発足した³⁸⁴。PRI は、署名機関である機関投資家に対し、受益者のために長期的視点に立ち、最大限の利益を最大限追求する義務があるとして、この受託

採取産業透明化イニシアティブ (hereinafter, referred to as “EITI”)、電子機器業界のサプライチェーンにおいて、労働環境の安全、環境への責任等の統一的な行動倫理的基準を定めた Responsible Business Alliance(hereinafter, referred to as “RBA”)等がある。ラギー『前掲書』(注 33) 115 頁。

³⁷⁸ Steinhart, *supra* note 160, pp. 185-186. OECD の 2001 年の 246 件の行動規範のレビューによると、個社が定めた行動規範は 118 と最多であるが、産業横断の行動規範が 92、NGO や労働組合とのパートナーシップにより作られた行動規範は 32、政府間機関が参加するものが 4 あったという (OECD, *supra* note 160, p. 4)。

³⁷⁹ Ethical Trading Initiative, worker rights scheme (hereinafter, referred to as “ETI”), website available at <<https://www.ethicaltrade.org/>> (last accessed on 30 January 2023). 企業や労働組合、NGO 団体から構成され、ILO 基準に基づき、公正な労働のための基本規範(Base Code)を定め、これを採択する企業の加盟を募り、国内外の有力企業が賛同し、ロンドン以降のオリンピック調達基準策定にあたり参照され、普遍化したとされる。

³⁸⁰ Fair Labour Association (hereinafter, referred to as “FLA”), website available at <<https://www.fairlabor.org/>> (last accessed on 30 January 2023).

³⁸¹ Social Accountability International, *About SAI*, available at <<https://sa-intl.org/about/>> (last accessed on 30 January 2023); Global Reporting Initiative standards for social, environmental reports (hereinafter, referred to as “GRI”) website available at <https://www.globalreporting.org/> (last accessed on 30 January 2023)等がある。

³⁸² FLA は、2011 年に指導原則が採択されると指導原則に基づいてその業務を見直し、指導原則に即した活動を行うよう勧告を行い、監査に取り入れた(Shift, “Implications of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights for the Fair Labor Association” (July 2012)available at <https://shiftproject.org/wp-content/uploads/2012/07/Shift_FLAreport2012.pdf> (last accessed on 30 January 2023)。RBA は行動規範において、指導原則への遵守を確認し、紛争鉱物に関する各種規制の遵守と業界横断の取り組みを進めるとする。Responsible Business Alliance, Code of Conduct 「バージョン 6.0」 (2018 年) available at <https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct6.0_Japanese.pdf> (last accessed on 30 January 2023)。

³⁸³ 日本弁護士連合会国際人権問題委員会『前掲書』(注 38) 217-233 頁。

³⁸⁴ Principle for Responsible Investment, (hereinafter, referred to as “PRI”) available at <<https://www.unpri.org/>> last accessed on 30 January 2023.

者としての役割を果たす上で、環境（Environment）、社会（Social）および企業統治（Governance）（ESG）が重要であるとして、ESG 要素を投資プロセスに取り入れること、投資対象企業に対して ESG の課題について適切な開示をすることを求めている³⁸⁵。S の中核をなすのは人権である³⁸⁶。世界の主要な機関投資家が PRI の署名機関になり、投資における ESG の考慮は主流化した。さらにこの流れを受け、欧州の機関投資家と国際 NGO が 2016 年、国際的なイニシアティブである「企業人権ベンチマーク(CHRB)」³⁸⁷を結成、2018 年以降、世界的な企業の人権に対する取組を評価・採点し、その結果を公表している。指導原則に基づき、人権デュー・ディリジェンスの実施などが評価指標として審査され、その評価結果は公表されるため、世界の機関投資家の投資判断に影響を与えることとなった³⁸⁸。

それまで、NGO やメディア、国連などから指摘を受けても黙殺するなどしてきた企業も、機関投資家からの改善要求を無視すれば、株価の低下・投資引きあげなどの現実的な脅威にさらされることになる³⁸⁹。投資判断に人権を重視する投資家の動きは、企業に責任ある行動を強く促す圧力となった³⁹⁰。

4 指導原則を活用した現場からの告発

一方、NGO 等が指導原則を活用する動きも増えた。指導原則採択後、国際人権

³⁸⁵ *Ibid.*, 内記香子・三浦聡「グローバルな経済秩序と持続可能な開発目標」『法律時報』91 巻 10 号（2019 年）46 頁-51 頁。

³⁸⁶ 日本弁護士連合会国際人権問題委員会『前掲書』（注 38）104-106 頁。

³⁸⁷ Corporate Human Rights Benchmark（hereinafter, referred to as CHRB）. NGO と投資家協同のイニシアティブである。詳細は、以下のウェブサイトから参照可能である。available at <<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/corporate-human-rights-benchmark/>> last accessed on 30 January 2023.

³⁸⁸ 投資家が ESG を重視するのは、リーマンショックによって短期的な利益の追求が資本市場に深刻なリスクとなることが明らかになったこと、SDGs（持続可能な開発目標）に象徴される通り、持続可能な発展を志向する国際社会の流れによる。長期的な視点に立って、環境、社会、企業統治に取り組んでいる企業こそが持続的に成長することが意識されるようになった。人権はその重要な一部を構成すると考えられたのである。水口剛『責任ある投資 資金の流れで未来を変える』（岩波書店、2013 年）。

³⁸⁹ 機関投資家らは、2018 年、Investor Alliance for Human Rights(website available at <<https://investorsforhumanrights.org/>> last accessed on 30 January 2023) という NGO を結成、合計 5 兆ドル規模の資産を有する世界 18 か国 170 の機関投資家らがメンバーとなり、CHRB のスコアの低い企業に改善を促し、集団エンゲージメントを行う等の活動をしている

³⁹⁰ 夫馬堅治『ESG 思考 ― 激変資本主義 1990-2020、経営者も投資家もここまで変わった』（講談社、2020 年）。

NGO、メディアが指導原則を援用して、サプライチェーン上の人権侵害を積極的に調査するようになる³⁹¹。それまでもスウェットショップ(搾取工場)等に関する報道がなされると、CSR 上好ましくないことであるなどと批判はされてきたが、道義的な責任にとどまっていた。いまやサプライチェーン上の人権問題を放置する企業は、国連の定めた指導原則に違反したとして社会的批判の対象となる。そのため、企業は対応に追われるようになった³⁹²。加えて、ビジネスと人権に特化した NGO やその連合体が新しく誕生し、相互に連携して活動するようになる³⁹³。

5 実効性の欠如を示す分析

指導原則はこうして、一見非常に活発な実践が行われているように見える。しかし、一連の研究では、企業による人権デュー・ディリジェンスの取り組みが表面的なものにとどまるとの指摘がなされている³⁹⁴。そこで、以下に各種研究結果を分析する。

(1) 表面的な取り組み

指導原則を起点として様々な基準設定が進んだが、あまりにも多くの基準が乱立し、矛盾することもしばしばで、真摯な企業であっても混乱するという³⁹⁵。

人権デュー・ディリジェンスを行わない企業が多く³⁹⁶、実施する企業においても、多くの場合、コンサルタントなど外部者に業務委託され³⁹⁷、調達先にアンケートを送

³⁹¹ 英国を拠点とする NGO である Business and Human Rights Resource Centre のウェブサイトには、世界の NGO による告発と企業の応答が掲載されている。Business and Human Rights Resource Centre Website, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/>> last accessed on 30 January 2023.

³⁹² 伊藤和子「ビジネスと人権」『世界』2021年9月号(2021年)118-128頁。

³⁹³ Business and Human Rights Resource Centre(*supra* note 391)や、ラギーが参加して、基準設定等に協力する Shift 等多数の団体がある。企業に対するコンサルティングサービスを行う団体も NGO として活躍するため、一口に NGO と言っても、真に人権侵害の現場の声に込んでいるのか、人権侵害の現場から遊離した活動になっていないか、吟味される必要がある。

³⁹⁴ Landau, *supra* note 324, p. 232.

³⁹⁵ *Ibid.*, pp. 236 and 237.

³⁹⁶ Robert McCorquodale et al., “Human Rights Due Diligence in Law and Practice: Good Practices and Challenges for Business Enterprises”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.2 no.2 (2017), p.217.

³⁹⁷ Lise Smit et al., “Human rights due diligence in global supply chains: evidence of corporate practices to inform a legal standard”, *The International Journal of Human Rights*, Vol.25 no.6 (2021), pp.945-973, 第三者機関の監査が監査法人に委託されているが、監査法人の不正も発覚している。Spotlight on Corruption, *Cleaning up the audit sector: why the government should consider banning Ernst & Young from public contracts*, available at <<https://www.spotlightcorruption.org/cleaning-up-the-audit-sector-why-the-government-should-consider-banning-ernst-young-ey-from-public-contracts-for-three-years/>> last accessed on 30 January 2023.

り付け、回答を得る表面的な作業(tick box exercise)に堕していると評される³⁹⁸。

指導原則 24 は人権の負の影響への対応に優先順位をつける必要がある場合、最も深刻な課題から取り組むべきだとしているが³⁹⁹、これが実務では必ずしも適切に実施されていない。マッコーコデールらが 2017 年に企業に送ったアンケート調査結果によれば、最も深刻な人権課題でない事項を優先順位として選択した企業が無視できない割合で存在する⁴⁰⁰。優先順位付けが企業の裁量に委ねられる結果、最も深刻な人権問題が看過されたまま、表面的にはなにがしかのプロセスが続き、デュー・ディリジェンスが偽装される危険性がある。人権デュー・ディリジェンスを行っている多国籍企業では、バリューチェーン全体の人権影響を防止・軽減する意識が欠如し⁴⁰¹、「リスク」をライツホルダーのリスクではなく企業のリスクとして取り扱う傾向⁴⁰²や、企業外の被害者・ライツホルダーが利用できる苦情申立手続がなく⁴⁰³、実効性のない監査に頼る傾向が指摘される⁴⁰⁴。また、前述した CHRБ 等のランキングも、企業からの公開情報によって評価されるため、現場での人権侵害の実情を反映したものになっていないとの批判がある⁴⁰⁵。

(2) マルチ・ステークホルダーの取り組みから排除される当事者

次に、マルチ・ステークホルダーの取り組み (Multistakeholder Initiative, 以下、MSI) に関しても問題が指摘される。

³⁹⁸ Landau, *supra* note 324, p. 234.

³⁹⁹ さらに、OECD のデュー・ディリジェンス・ガイダンス (2018 年) は、取り組むリスクの「優先順位付け」を早い段階で行うことを提唱している。

⁴⁰⁰ McCorquodale et al., *supra* note 396, pp. 211, 17.86% の回答企業が最も深刻でないリスクを優先的課題として選択したことをマッコーコデールらは人権デュー・ディリジェンスの危険性として指摘する。

⁴⁰¹ *Ibid.*, p. 210.

⁴⁰² *Ibid.*, p. 222.

⁴⁰³ *Ibid.*, p. 211.

⁴⁰⁴ Smit et al., *supra* note 397, pp. 13-14.

⁴⁰⁵ Rajiv Maher, “De-contextualized Corporate Human Rights Benchmarks: Whose Perspective Counts? See Disclaimer”, *Business and Human Rights Journal*, Vol. 5 (2020), pp.156-163, マハーは、CHRБ で上位のランキングにある採掘産業の企業が、現実には中南米でコミュニティの声を全く尊重せずに操業を続けていると指摘し、事業によって負の影響を受けるコミュニティの声の詳細が、評価指標に取り入れられるべきだという。

第1に、MSIが導入されているのは一部の業種に限られているうえ⁴⁰⁶、産業がフォーカスする人権問題は選択的であり、都合の悪い分野は避けられる傾向がある⁴⁰⁷。

第2に、現存するMSIは知見の共有、学習、基準設定が中心であり、アカウントビリティのためのメカニズムを備えていないMSIが多い。独立機関であるMSI Integrity⁴⁰⁸とDuke Human Rights Centerらの2017年の調査結果⁴⁰⁹によれば、調査したMSIのうち、何らかの苦情申立プロセスを備えているのは40%に過ぎず、約20%は違反企業に対して何らのサンクションも用意していないという⁴¹⁰。

第3に、MSIは、表面上は企業と市民社会が対等な立場で参加するプロセスとされるが、最も考慮されなければならないはずの被害者の声が排除される傾向があるという。

前述の調査の結果、圧倒的多数のMSIが、参加企業の事業活動によって影響を受けるコミュニティとの意味のあるエンゲージメントを怠っていることがわかったという⁴¹¹。意思決定と実施において最も周縁化されているのは、労働者や影響を受けるコミュニティのメンバー等、最も事業活動において影響を受ける人々であるとされる⁴¹²。MSIがエリートによって構成され、現場の声を反映せず、最も声を聴くべき現場の人々を排除するプロセスになっているのではないか、真剣に問われるべき結果だといえる⁴¹³。

⁴⁰⁶ 日本弁護士連合会国際人権問題委員会『前掲書』（注38）217-233頁参照。主に消費者から見えやすい分野に限られ、軍需産業、セキュリティー産業等重大な人権侵害に関与しやすい産業は十分にカバーされていない。

⁴⁰⁷ 例えば、EITIが人権、環境をスタンダードに取り込んだのは2019年であるが、包括的な人権デュー・ディリジェンスには程遠い内容である(The EITI Standard 2019, available at <<https://www.securityhumanrightshub.org/node/408>> last accessed on 30 January 2023).

⁴⁰⁸ 団体の正式名称は、Institute for Multi Stakeholder Initiative Integrity (<https://www.msi-integrity.org/>) (last accessed on 30 January 2023)。マルチ・ステークホルダーが人権保護に貢献しているかを調査している。

⁴⁰⁹ MSI Integrity and the Duke Human Rights Center at the Kenan Institute for Ethics, “The New Regulators?

Assessing the landscape of Multi-Stakeholder Initiative (June 2017), available at <<https://msi-database.org/report>> last accessed on 30 January 2023. 6大陸、170か国が参加する45のマルチ・ステークホルダー・イニシアティブ(MSI)を調査したとされる。

⁴¹⁰ *Ibid.*

⁴¹¹ *Ibid.*, 調査によればMSIの主要な意思決定機関が参加企業の事業活動によって影響を受けるコミュニティ・メンバーや住民と何らかの関係を持ったのはわずか14%に過ぎず、活動実施においてこれらの人々と何らかの関係を持ったのは49%である。そもそも半数に上るMSIでは企業またはNGOのいずれかに偏り、企業が多数を占めるプロセスでは市民社会が影響を及ぼしにくいとされる。

⁴¹² *Ibid.*, MSI Integrityの2020年の報告書も、MSIの多くがライツホルダーを中心に置かず、人権侵害の救済のメカニズムを備えていないと指摘する。MSI Integrity, *Not Fit-for-Purpose* (2020), available at <<https://www.msi-integrity.org/not-fit-for-purpose/>>

⁴¹³ この現象は特段驚くことではない。クリシュは、環境や人権に関する行動規範を企業のアクターとNGOが協力して設定する場合、中心的役割を果たすアクターはNGOも含め最も経済力のある国出身者で

(3) 人権活動家の状況

指導原則採択後も、ビジネスと人権の現場では、声を上げる人権活動家、環境活動家に対する投獄、ハラスメント、そして殺害が相次いでいる。例えば、グローバル・ウィットネスによれば、2016年に殺害され、または物理的な攻撃を受けた土地や環境の権利のために活動する活動家が全世界で200人以上に上るという⁴¹⁴。国連人権活動家に関する特別報告者はこうした事態に警告を発し、とりわけ女性の人権活動家が標的になっていると強調した⁴¹⁵。

6 国連作業部会、EUによる評価

(1) 国連作業部会による評価

2018年、多国籍企業その他のビジネス人権に関する作業部会は人権デュー・ディリジェンスの実施状況に関する調査報告書を発表した⁴¹⁶。作業部会は、多数の企業が指導原則の要求を満たしていないと指摘し、その結果、労働者やコミュニティがリスクにさらされていると懸念を表明した⁴¹⁷。作業部会は極めて多くの問題点を指摘しているが、以下に主要な問題と思われる点を指摘する。

第1に、少数の例外を除き、多くの企業(多くは西欧を拠点とする)は人権尊重責任に関する一般的な理解を欠き、とりわけ中小企業は責任の実施に消極的であるとされる⁴¹⁸。企業が自社に関するリスクを中心に取り組みを行っており、影響を受ける労働者、コミュニティ、消費者等のライツホルダーのリスクに焦点を当てていない⁴¹⁹。人権デュー・ディリ

あると指摘し、覇権国の影響力が圧倒的であるという(Krisch, *supra* note 59, p.406)。

⁴¹⁴ Global Witness, *Defenders of the Earth: Global killings and environmental defenders in 2016* (2017). available at < <https://www.globalwitness.org/en/campaigns/environmental-activists/defenders-earth/> > last accessed on 30 January 2023.

⁴¹⁵ Michel Forst, “Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights defenders”, U.N. Doc. A/72/170, 19 July 2017. しかし、Global Witnessの年次調査の結果を見れば、その後も活動家殺害は続いている。活動家の殺害やハラスメントに関連する多国籍企業は「直接的につながっている人権への負の影響」(指導原則13)に対処し、防止措置や調査、再発防止策の策定等に関与すべきであるが、適切な措置が講じられていないとは認めがたい。

⁴¹⁶ Working Group on Business and Human Rights, “The report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises”, U.N. Doc. A/73/163, 16 July 2018. 報告書は専門家へのインタビュー、バンコク、北京、ブエノスアイレス、ジュネーブ、ロンドン、パリ、サンチアゴ、ワシントンDC、チューリッヒでのビジネス組織と市民社会組織、国家その他のステークホルダーに対するコンサルテーションを行った結果をまとめたものである。

⁴¹⁷ *Ibid.*

⁴¹⁸ *Ibid.*, p. 8, para.25.

⁴¹⁹ *Ibid.*, p. 8, para.25(a). 最も深刻なまたは発生しそうなリスクに取り組むのではなく、現代奴隷やダイバーシティ等、比較的容易であったり、注目の集まりやすい課題に対処する傾向があるという(p.8, para. 25b)。さ

ジェンスは多くの場合、バリューチェーン全体ではなく、第1次委託先との関係に限定される傾向があり、メディアやNGOから問題を指摘された時によりや第1次委託先を超えた取り組みが行われている⁴²⁰。第2に、人権デュー・ディリジェンス・プロセスと、実際に起きている被害救済が結びついていない⁴²¹。第3に、人権デュー・ディリジェンスに関する開示の大多数が適切ではない。企業が公表する報告書は、人権に関するリスクの焦点が当てられておらず、人権デュー・ディリジェンスに関する十分な理解の欠如が露呈されるものが多い⁴²²。

作業部会は、こうした人権デュー・ディリジェンスの不遵守の背景にある国家の人権に関する役割の欠如を指摘する。多くの国で政府が人権デュー・ディリジェンスのためのリーダーシップを取らず、人権デュー・ディリジェンスに関する法制化の努力はいまだ少数にとどまり、自国企業に対するガイダンスや情報提供等の支援も行なっていないという⁴²³。

(2) 欧州委員会による調査

欧州委員会も、専門家に委託したEU域内の人権デュー・ディリジェンス実施状況に関する調査結果を2020年に公表した。その結果、人権・環境に関するデュー・ディリジェンスを実施している企業の割合が極めて低いことが判明した⁴²⁴。

人権デュー・ディリジェンスを行っている企業でも、その実態は十分でなく、単に開示をしているだけに過ぎない、問題を抱えているのに専門家の監査証明に依拠するだけになっている、法規制がないため、不十分な理解のまま全く効果的でないプロセスを実施しているに過ぎない、現実へのインパクトのないプロセスを実施しているだけである、デュ

らに、あまりにも多くの人権に関するアセスメントや評価があり、アンケートを埋める作業に追われて、最も重視すべきステークホルダーとのエンゲージメント、特に最も脆弱またはリスクの高い人々、人権活動家のように批判的な声に耳を傾けることができていないという(p. 8, para. 25c)。

⁴²⁰ *Ibid.*, p. 9, para.29.

⁴²¹ *Ibid.*, p. 9, para.28. 社員に対する人権教育やアンケートに答えること等が中心に置かれている。

⁴²² *Ibid.*, 企業にも投資家等のステークホルダーにも、人権デュー・ディリジェンスを評価する前提としての共通理解が欠けているため、企業が表面的な情報を公表し、これをもとに不十分で不適切な企業行動が賞賛される一方、重要な取り組みが認識されず支援もされない。加えて、多くの企業が訴訟等を恐れて、人権に関するリスクや実際の努力に関する情報公開を怠っていると指摘する (para. 36, c, d)。

⁴²³ *Ibid.*, p. 9, para. 28. 社員に対する人権教育やアンケートに答えること等が中心に置かれている。

⁴²⁴ *Ibid.*, p. 9-10, paras. 31-34.

⁴²⁴ European Commission Final Report (2020), *supra* note 7, p. 48. 実施していると回答した企業は約37%、そのうちすべてのバリューチェーンをカバーしているのは16%だという。約33%が特定の分野に限って実施しているとし、約7%が気候変動と環境のみのデュー・ディリジェンスを実施していると回答したとされる。

一・ディリジェンスは事業全体やバリューチェーンのすべてに導入されず、多くの場合、当事者との意味ある協議もない、等の批判的な評価が企業内部から寄せられた⁴²⁵。

7 小括

以上の検討から、企業による指導原則の実施は十分とは到底言えず、被害者や当事者の人権保護・救済という点では極めて深刻な状況が明らかになった。

まず、国家による指導原則の実施として、国内行動計画の策定や、開示規制のみでは、企業による指導原則の実効的な実施を確保するのに明らかに不十分である。国家による法規制や強制的メカニズムが欠如したまま、私的なアクターにソフトローとしての指導原則の実施を委ねるだけでは、企業の自主的アプローチと顕著な差がみられず、表面的な指導原則の実施にしかなりえない。さらに重大なのは、公的な監視・救済・アカウンタビリティのメカニズムを伴わないマルチ・ステークホルダーのプロセスにおいて被害者が排除されている現実であり、こうした自主的なプロセスによってはビジネスによる人権侵害の防止と救済という目的を達成できないことが明らかになった⁴²⁶。全体を通して、特徴的なのは、最も重視されるべきライツホルダーが指導原則の実施のプロセスの中で尊重されていないことである。

⁴²⁵ *Ibid.*, pp. 92-93. その他、事業活動の意思決定から切り離され、コンサルタントによって行われた不十分な分析をつまみ食いしている、開示と監査に焦点が当たりすぎており、バリューチェーン全体を通じた関与と実施ができていない、等の率直な意見が寄せられた。

⁴²⁶ ランダウは、規範の曖昧性と基準の乱立、開示法制の不徹底による透明性の欠如、結果でなくプロセスへの固執が「表面的」な実務の原因であるとし(Landau, *supra* note 324, pp. 235-239)、ロペズらは、違反に対するアカウンタビリティや被害者に対する民事責任の確立が欠如したままであることが原因であると指摘する(Quijano and Lopez, *supra* note 353, pp.253-254)。

第5章 国境を越える企業の人権侵害に関する救済へのアクセス -米国の動向を中心に-

指導原則は、「救済」を3つの柱の1つとして掲げる一方、第3章で検討した通り、国家の域外的な人権義務について明確な規定を置かず、国境を越える企業による人権侵害の司法救済についての規定も置かなかつた。その結果、国境を越える企業の人権侵害の被害救済はどうなったのか。

本研究は、被害者及び当事者の視点に立って指導原則の意義・限界を検証し、あるべき国際法の発展を検討するものであるから、指導原則が明確な基準を示さなかつた結果、被害救済の現状がどうなっているかは重要な関心事である。

米国では、多国籍企業が関与する人権侵害の救済を求めて米国外の人権侵害の被害者が様々な訴訟を提起し、攻防が繰り広げられてきた。そこで本章では、米国における司法的救済の動向を中心に、国境を越える企業の人権侵害の被害救済の実情と課題を検討する。第1章では、外国人不法行為法を活用した訴訟、第2章では米国で訴訟が門前払いされた事案の救済について、被害者の視点から問題点を概観し、第3章で錯綜する論点について考察を行う。

第1節 ATCA 訴訟

1 ATCA 訴訟の展開

米国においては、多国籍企業による国境を越える人権侵害の司法救済について、1789年に制定された外国人不法行為法(Alien Tort Claim Act, ATCA)⁴²⁷を活用した訴訟が多く提起され、その動向に国際的な注目が集まった。同法は「諸国の法に反する外国人の不法行為に関してアメリカの連邦地裁は民事訴訟の裁判管轄権を行使することができる」という1条からなり、制定当初は海賊行為等による被害救済を目的とした。

⁴²⁷ Alien's action for tort, 28 U.S.C. § 1350 (1948). 制定当時は、米国が悩まされていた海賊行為や外交官に対する不法行為等をアメリカ国内の裁判所で裁くための規定として考えられていた。Alien Tort Statute と称されることもある。ATCA 訴訟に関する論考として Harold Hongju Koh, "Transnational Public Law Litigation", *Yale Law Journal* Vol.100(1991), pp. 2347-2402, 稲角光恵「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」『法政論集』245号(2012年)561-583頁、高杉直「国際不法行為訴訟によるグローバル・ガバナンス—米国の外国人不法行為法を素材として」『国際法外交雑誌』115巻1号(2016年)1-19頁、阿部『前掲書』(注27)200-222頁。

1980年に *Filartiga* 事件判決⁴²⁸で、米連邦第2巡回区控訴裁判所は、ATCAの「諸国の法」を法制定当時の国際法に限定せず、現在の発展した国際法に基づいて解釈すべきとし、拷問を「諸国の法」に反すると判断し、ATCAに基づく連邦地裁の管轄権を認めるという画期的な判断を下した⁴²⁹。これを契機に同法の現代的展開が始まった。

ATCAはその後、個人による不法行為だけでなく、多国籍企業のように外国で人権侵害に関与する法人による不法行為にも拡張される⁴³⁰。

2002年、*Unocal* 事件(*Doe v. Unocal Corp*)について、連邦第9巡回区控訴裁判所は、米国の石油会社 *Unocal* 社が、フランス石油会社トータルとともに参加した、軍事独裁政権下のミャンマーにおけるパイプライン建設事業にあたって、少数民族住民に行われた拷問、殺人、奴隷労働、強制労働、レイプに責任があるとする原告住民の訴えについて、ATCAの適用を認め、連邦地裁の管轄権を肯定した⁴³¹。裁判所は、上記犯罪はユス・コーゲンス (*jus cogens*) に違反し、ATCAの要件である「諸国の法」に対する違反が認められるとし、企業は犯罪の実行者に実質的な影響を与える援助、奨励行為を行ったと認められれば援助・幫助責任⁴³²が認められ、*Unocal* 社の行為は、ATCAが要求する強制労働、殺人、レ

⁴²⁸ 中米パラグアイで、政府の方針に反対していた医師 *Filartiga* が1976年、当時、17歳の息子を秘密警察によって略奪され、拷問の上殺害されたことの責任を問うたものである。*Filartiga* は、拷問と殺害の実行を指揮した秘密警察長官を刑事告訴するが、パラグアイ国内の司法制度でこの人権侵害が裁かれなかったが、同長官が米国ニューヨーク在住と判明、元長官に対する損害賠償請求訴訟をアメリカ連邦地裁に提訴し、連邦地裁の管轄権の根拠としてATCAを援用した。山崎公士「拷問禁止の慣習法化」『国際法判例百選』(有斐閣、2001年) 6-7頁。

⁴²⁹ *Filártiga v. Peña-Irala*, 2d Cir. 630 F.2d 876 (1980). 判決は、第二次世界大戦後の国際人権法の発展に言及し、政府関係者による拷問は国際法に違反するのであって、ATCAの「諸国の法」に違反するとして、ATCAによる管轄権を認めた。この判決は拷問のような重大な国際人権法の違反が外国人によって行われた場合、発生地や被害者・加害者の国籍、住所に関わりなく人権侵害からの回復のための裁判管轄権をATCAに基づいて行使できるということを鮮明にした初めての判決である。

⁴³⁰ *Filartiga* 事件後を受け、米国は1991年には先駆的な国内法である拷問被害者保護法 (*Torture Victim Protection Act, TVPA*) を制定した。この法律は*フィラティガ*判決を立法化したものであり、拷問と超法規的殺害は世界のどこで起きても米国の裁判所が損害賠償請求の管轄権を持つとする。

⁴³¹ *Doe v. Unocal Corp*, 9th Cir. 395 F. 3d 932 (2002), p. 14208. 原告らはパイプラインが建設される地区の住人で、ミャンマー軍によって、何の補償もなく居住地から強制的に追い出されて土地を奪われ、パイプライン建設にかかわるインフラ整備のための運搬人としての強制労働をさせられ、従わない者は拷問、処刑、レイプという甚だしい人権侵害を受けたと主張し、ATCAに基づいて米連邦地裁に提訴した。第一審連邦地裁は、1997年、原告らによる立証不十分等を理由に管轄権が認められないとして、訴えを決定で却下していた (*Doe v. Unocal Corp*, C. D. Cal. 963 F. Supp. 880 (1997). 石橋「前掲論文」(注69))。

⁴³² *Ibid.*, *Aiding and Abetting Liability* について、控訴審は、旧ユーゴ、ルワンダ国際法廷の先例を参照して判断した。控訴審は、主観的責任要素 (*Mens Rea*) についても国際刑事裁判に依拠し、自らの加担行為が実行者の犯罪を援助することに関する現実的ないしは推定的(すなわち合理的)な認識があればよいとした。

イプに関する援助・幫助責任の要件を満たすと判断したのである⁴³³。同判決は、企業が国境を越えて関与する人権侵害の被害者が、米国連邦裁判所での司法救済を得られる道を切り開いた判例として一躍知られるようになり、同様に多国籍企業のアカウンタビリティを問う訴訟が米国連邦裁判所に提起されるようになる⁴³⁴。そして、ATCAの企業への適用は、企業が国際人権法上の義務を負うとの学説上の議論にも有力な論拠を与えた⁴³⁵。

2 米国連邦最高裁における域外適用否定とその後

ところが、Unocal事件以降、ATCA訴訟の展開を押しとどめる動きが強まった。連邦最高裁は2004年、Sosa事件(Sosa. V. Alvarez-Machain)で、ATCAの「諸国の法違反」は、制定当時の国際法違反(安導券の侵害、大使の特権の侵害、海賊行為)であるとし、それ以外の国際法違反については、具体的で、普遍的で、義務的な(specific, universal, and obligatory)国際慣習法違反があるか否かを吟味しなければならないとして、ATCAの適用範囲を著しく限定した⁴³⁶。そのうえで、本件で問われた拉致、監禁等は確かに自由権規約に違反する行為ではあるものの、ATCA上の「諸国の法違反」には該当しないと判断した。Filartiga事件やUnocal事件における判断からの大きな後退である。

Sosa事件の後に問われたのが、Kiobel事件(Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.)であった。ナイジェリアでロイヤル・ダッチ・シェル(Royal Dutch Shell、以下RDS)の子会社(The Shell Petroleum Development Company of Nigeria (以下SPDC))による原油採掘等の結果、発生した深刻な環境汚染等に抗議したKiobel氏ら現地活動家らが、当時の独裁政権に恣意的に拘禁され、拷問された末に処刑されたという、世界に衝撃を与えた事件⁴³⁷について、遺族はRDSと子会社が軍と連携して弾圧に関与したとして、

⁴³³ 本ケースは結局、原告が賠償支払いを受ける勝利和解に終わったとされる。International Network for Economic, Social and Cultural Rights(hereinafter, referred to as “ESCR-Net”), *John Doe I, et al., v. UNOCAL Corp., et al.*, 395 F.3d 932 (9 Cir. 2002), available at <<https://www.escr-net.org/caselaw/2009/john-doe-i-et-al-v-unocal-corp-et-al-395-f3d-932-9-cir-2002>> last accessed on 30 January 2023.

⁴³⁴ Andrew J. Wilson, “Beyond Unocal: Conceptual Problems In Using International Norms To Hold Transnational Corporations Liable Under The Alien Tort Claims Act” in *Transnational Corporations and Human Rights*, supra note 28, pp.43-72.

⁴³⁵ Clapham, supra note 29, pp. 5926-6158.

⁴³⁶ Sosa. V. Alvarez-Machain, 124 S. Ct. 2739(2004). 最高裁は、制定当時の英国法のコメントリーを援用し、諸国の法を限定的に解釈した。宮川 成雄 「外国人不法行為法の裁判権 — Sosa. V. Alvarez-Machain, 124 S. Ct. 2739(2004) 」 『比較法学』 39 卷 1 号 (2005 年) 272-277 頁、古賀智久 「外国人不法行為法を巡る議論 — アメリカ連邦最高裁ソーサ事件判決を契機として」 『法政論叢』 43 卷 1 号 (2006 年) 158-174 頁。

⁴³⁷ ラギー 『前掲書』 (注 33)。1958 年に RDS が原油採掘、石油生産を開始して以降、原油流出や事故等により、石油開発対象地域に深刻な環境問題が発生していた。2011 年、国連環境計画はオゴニランドの環境

ATCA に基づき両社を提訴した⁴³⁸。

連邦最高裁は2013年4月17日、原告の訴えを却下した原審の判断⁴³⁹を結論として支持する判断を下し、ATCA の適用を否定した⁴⁴⁰。

最高裁は、本件の争点は法人の国際法違反であるか否かではなく、外国の主権国家の領土で発生した行為について訴えを認め得るかであると設定した⁴⁴¹。最高裁は、Sosa 事件連邦最高裁の基準を援用し⁴⁴²、ATCA 適用にあたっては「域外管轄権否定の推定則」があるとして⁴⁴³、この推定則を覆すには、訴えが米国の領土と接点や関連があるだけでは足りず、推定を覆すに足る十分な影響力(sufficient force)を有していることが示される必要があるとした⁴⁴⁴。

つまり、原告が域外管轄権否定の推定を覆すためには、国際法違反が具体的、普遍的、義務的であることに加え、不法行為が米国の領土に十分な影響力があることが求められると判示したのである。原告の訴えを退けたこの判断により、多国籍企業の国境を越える人権侵害に関する ATCA に基づく司法救済の可能性は大きく後退した⁴⁴⁵。

汚染を調査分析し、報告書を作成した。報告書によればオゴニランドには石油会社が撤退したのちもパイプラインからの石油の流出が続いており、人々の健康や農作物、漁業、水環境等を深刻に害している。最も深刻な懸念として、オゴニランドの一部地域で飲料水を供給する井戸から世界保健機関の基準値の900倍の発がん性物質ベンゼンが検出されたことであり、国連開発計画は早急の対策が必要だと指摘する。国連環境計画はこの地域を浄化するには世界最大規模の石油洗浄計画が必要であり、その費用に少なくとも10億ドルがかかり、期間は最大30年に及ぶだろうと指摘、ロイヤル・ダッチ・シェルとナイジェリア政府は汚染に責任を負うと批判した(UNEP, “Environmental Assessment of Ogoniland” (2011), *supra* note 110)。

⁴³⁸ なお、同様に処刑された Ken Saro-Wiwa の遺族が提起した訴訟は併合されていたが、その後分離され、2009年7月、陪審裁判が開始する直前に、被告側が遺族らに賠償を支払うことで和解に至った。Center for Constitutional Rights, *Wiwa et al v. Royal Dutch Petroleum et al.* available at <<https://ccrjustice.org/home/what-we-do/our-cases/wiwa-et-al-v-royal-dutch-petroleum-et-al>> last accessed on 30 January 2023.

なお、RDS と SPDC の環境汚染に対する責任を追及する訴訟は、英国、オランダでも提起されたが、2012年時点で難航を極めていた(Tineke Lambooy et al., “An analysis and practical application of the Guiding Principles on providing remedies with special reference to case studies related to oil companies”, in *Human Rights Obligations of Business*, *supra* note 16, pp. 337-341)。近年の発展は第10章に記載する。

⁴³⁹ *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 2d Cir. 621 F. 3d 111 (2010). 2010年9月、第二巡回区連邦控訴裁判所はATCAの「諸国の法違反」すなわち慣習国際法はおおよそ企業による国際法違反を含まないとして、すべての訴えを却下した。

⁴⁴⁰ *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108 (2013).

⁴⁴¹ *Ibid.*, p. 4.

⁴⁴² *Ibid.*, p. 6.

⁴⁴³ *Ibid.*, p. 12.

⁴⁴⁴ *Ibid.*, p.14.

⁴⁴⁵ 日本における解説として、水島朋則「米国の外国人不法行為法の域外適用について—キオバル事件連邦最高裁判決を素材として」村瀬信也先生古稀記念『国際法学の諸相』(信山社、2015年)227-243頁。小沼史彦「外国人不法行為法と域外適用否定の推定則」『比較法学』47巻3号(2014年)336-345頁。小沼は、本判決の訴訟原因の限定は、Sosa判決を踏襲するものと考えられ、「仮に域外適用否定の推定則を覆すほどの、合衆国と違反行為との結びつきが立証できたとしても、海賊等に匹敵するような慣習国際法違反を立証することは至難の業」とし、米連邦裁判所はATCA訴訟の門戸を閉じつつあると評価する(上記345頁)。

そして、米連邦最高裁は2018年のJesner v. Arab Bank事件判決で、域外管轄権否定の推定をさらに進め、外国企業はおよそすべてATCAの適用対象外であると判断し、衝撃を与えた⁴⁴⁶。それでも、同判決は、国内企業の被告適格を否定するものではなかった⁴⁴⁷。

しかし、Nestlé USAおよびCargill 事件最高裁判決（2021年）⁴⁴⁸では、域外管轄権の推定を覆す基準が一段と厳しくなる⁴⁴⁹。同事件は、米国企業等のサプライチェーン上の奴隷労働（コートジボワールのカカオ農園で過酷な児童労働）について、多国籍企業の援助・補助者の責任を問う訴訟である。最高裁は、米国企業であっても、域外管轄権否定の推定則が働くとし、これを打ち破るためには、不法行為に関連性のある実行行為が米国で行われている必要があると、援助・幫助行為では足りないとした。本件では、原告の主張する不法行為のすべてが海外で発生しており、原告の主張する被告らの援助・補助行為が事実だとしても、それら行為がコートジボワールで行われている以上、ATCAによる管轄権行使は認められないとした⁴⁵⁰。この判断は、Unocal事件で米国企業の援助・幫助行為責任についてATCAの管轄権が認められたことからすれば極めて大きな後退である。

3 争点

以上のとおり、連邦最高裁は ATCA による救済の門戸を年々厳しくし、多国籍企業の越境的な人権侵害の被害者の救済を概ね拒絶するに至った。

⁴⁴⁶Jesner v Arab Bank, 138 S Ct 1386, 1399 (2018). 本件は、ハマスに関連するテロ行為によって肉親の命を奪われた遺族が、ヨルダンの銀行でニューヨークに支店のあるアラブ銀行を ATCA に基づき、提訴したもので、取引決済等を通じてハマスの資金集めを援助することで、テロ行為に共謀したとし、これら一部の決済等がニューヨーク支店を通じておこなわれたと主張した。判例評釈として以下を参照した。William S. Dodge, “Developments in the Field~Corporate Liability Under the US Alien Tort Statute: A Comment on Jesner v Arab Bank”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.4 (2019), pp. 131-137.

⁴⁴⁷ *Ibid.*, 多数意見は、国際法違反に基づき ATCA に基づく責任を負うことは自然であるとした。

⁴⁴⁸ 本件の被告は Nestlé の米国法人と米国企業である Cargill であるが、原告らはマリ共和国で誘拐されコートジボワールのカカオ農園で過酷な児童労働を強いられ、長時間労働、虐待、勤務時間外の監禁をされたと主張。同カカオ農園は Nestlé と Cargill の調達先であった。

⁴⁴⁹ Nestlé USA, Inc. v. Doe, 141 S. Ct. 1931, 1935 (2021). 連邦最高裁は、ATCA による管轄権を認めた第9巡回区控訴裁判所決定を覆した。

⁴⁵⁰ *Ibid.*, pp. 3,4. “plaintiffs must establish that the conduct relevant to the statute’s focus occurred in the United States”. Desiree LeClercq, “Nestlé United States, Inc. v. Doe. 141 S. Ct. 1931”, *American Journal of International Law*, Vol. 115 no. 4(2021), pp. 694-700. 阿部博友「企業による人権侵害への関与と法的責任 — アメリカ外国人不法行為請求権法の再検討」『国際商事法務』50巻6号(2022年) 686-689頁。

ATCAによる被害救済を狭める言説は、Kiobel事件最高裁判決に先立ち、Shellの登記簿上の本社である英国と本拠地のあるオランダが、Shellを支持する共同のアミカス・ブリーフを最高裁に提出し、管轄権行使に反対した論理に端的に示されている⁴⁵¹。両国は、第1に、国際人権法上の義務を負うのは国家だけである、第2に、国際法は企業に対し直接的な賠償責任を課しておらず、指導原則はこれを変更するものではない⁴⁵²、第3に、人権保護は管轄国の国内法と国際的なコンセンサスによって対応すべきであり、両国は指導原則に十分に対応している⁴⁵³、第4に、能動的属人主義にも効果理論にも裏付けられない米国による民事司法権の域外的な司法管轄権の行使は管轄の競合をもたらすもので国際法に反する、と主張した。それでは、両国が、Shellに関連する人権侵害の被害救済にいかなる責任を果たすか、ということ、そのような言及はなく、両国が依拠しているとする「指導原則」にもこの点に関する規定はない。

両国と同様に米国における ATCA の適用範囲を狭める主張は、米国政府と米国ビジネス界からも繰り返されていた⁴⁵⁴。コーはこうした言説を「神話」だとし、国際条約が、船舶による油濁汚染、原子力事故、汚職などについて企業の責任を認めていることを指摘し、「企業が油濁汚染の共謀をすれば国際法上の責任を問われるのに、ジェノサイドの共謀をしても国際法の責任を問えないとどうして言えるのか」と正当に批判した⁴⁵⁵。

しかし、連邦最高裁は、ATCAによる救済を狭める言説の側に立った。

Jesner 最高裁判決多数意見はそのことを明瞭に示している。最高裁は、外国企業を一律に ATCA から排除する理由として、第1に、ニュルンベルグ、旧ユーゴ、ルワンダ戦犯法廷では自然人のみが被告とされ、ICCでも法人を被告とする提案は採用されて

⁴⁵¹ *Brief of the Governments of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Kingdom of the Netherlands as Amici Curiae in Support of the Respondents.*

⁴⁵² *Ibid.*, p. 24.

⁴⁵³ *Ibid.*, p. 26.

⁴⁵⁴ Harold Hongju Koh, "Separating Myth From Reality About Corporate Responsibility Litigation", *Journal of International Economics*, Vol. 7 (2004), pp. 263-274. コーは ATCA を否定する論調は、米国ビジネス界と米国ブッシュ政権によって強まったとし、その論理は4つの「神話」に基づくと説明する。第1の神話は、国内裁判所は国際法違反に関する不法行為の責任について企業の責任を問うことができないというものであり、第2の神話は、問題の多い国で単に操業しているだけの企業が ATCA によって提訴されることで、連邦裁判所に ATCA 訴訟で溢れかえるという神話、第3の神話は、ATCA の限界を画するのは議会の仕事であるとの神話、第4の神話は、国内訴訟は人権や環境に関するより高い企業の行動基準を促進するためには良い方法とは言えないというものである。コーはいずれの論点も論破したが、判事構成を年々変化した最高裁が、「神話」に影響を受けて判例を変更していったといえる。なお、第4の点について、コーは最もよい解決は多国間条約の制定であると述べた。

⁴⁵⁵ *Ibid.*, p. 265. 上記第1の「神話」への批判である。

ならず、人権侵害に伴う民事、刑事上の責任を企業に負わせるとの国際法の原則は確立していないこと⁴⁵⁶、第2に、司法でなく議会こそが、外国企業による人権侵害の賠償責任を国際法に基づいて課すか否かの政策判断を公正に行えることを指摘したのである⁴⁵⁷。

以上のとおり、ATCA 訴訟の推移は、被害救済の道を閉ざす方向性を年々強化した。その背景にはコーが指摘する通り米国国内の事情があるにせよ、指導原則が域外管轄権の行使に関し、明確な国際規範を確立しなかった結果、米国における司法救済の否定に歯止めをかける役割を果たす機会を逸したといえることができる。

第2節 米国企業が関わる人権侵害の救済の否定

第1節では、ATCA 訴訟の後退によって、米国以外の企業の人権侵害の責任を米国の法廷で問う門戸が徐々に閉ざされてきた経緯と論点を概観した。第2節では、米国企業が被告となる場合、米国の領域外で被害にあった人々が米国で司法救済を受けられるのか、救済を阻むものが何であるかを確認する。

1 問題の所在

ATCA の解釈と並ぶ司法アクセスの障壁として、コモンロー法理によるフォーラム・ノン・コンビニエンス法理がある。同法理は、訴えの提起を受けた裁判所が、裁判管轄権を有する場合でも、訴訟当事者の便宜や正義の実現のために、裁判管轄権を有する他の法域の裁判所で審理を行うほうが妥当であると考えた場合、裁量により裁判管轄権の行使をせず、訴えを却下することを認める法理とされる⁴⁵⁸。多国籍企業に関連する訴訟では、多くの場合、事業地の司法制度の尊重や証拠への近接性、フォーラム・ショッピングの弊害等の理由で、同法理に基づき、被害者の訴えを却下する事

⁴⁵⁶ Jesner v Arab Bank, *supra* note 446, pp. 14, 15 and 23.

⁴⁵⁷ *Ibid.*, pp. 24-25. 多数意見はさらに外国企業に対する訴訟に管轄権を認めることで、世界中に従業員と子会社を置く米国企業の人権侵害の責任を問う訴訟が外国裁判所によって判断される弊害も指摘したが、ビジネス界の意向が反映されている (p.24)。少数意見でソトマイヨール判事は、裁判所が外国企業のいかなる非人道行為に対しても司法判断を行わないとすることは、人権侵害を免責し、違法な人権侵害にお墨付きを与えると批判した。

⁴⁵⁸ 田中英夫編『英米法辞典』（東大出版会、1991年）359-360頁。

案が多い⁴⁵⁹。しかし、その結果として、実効性ある被害回復が実現するのであろうか。以下では事例に基づき、問題を分析する。

2 ボパール事件

1984年、ユニオンカーバイド・インディア株式会社がインドのボパール市に有していた化学工場から大規模な毒性ガスが漏洩し、2000人以上が死亡し、20万人以上が健康等に被害を被ったとされる。事故後、被害者らが上記企業の親会社であるユニオンカーバイド社に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を米国の裁判所に提起したが、インド政府が国内法に基づき、被害者を代表して訴訟を行った⁴⁶⁰。本件は、米国企業を訴える訴訟であり、ATCAを援用する訴訟ではない。しかし裁判所は、米国で訴訟を続けることは「帝国主義的」だとして、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理により原告らの訴えを退けた⁴⁶¹。ところが、その後インド国内においては被害者が十分な救済や被害回復を得られないまま今日に至っているという⁴⁶²。

3 対 Chevron 石油訴訟

本件は、米大手石油会社 Texaco とその 100%子会社である Texpet がエクアドルにおける油田掘削に当たって行った有害廃棄物投棄により、エクアドルとペルーの森林、河川等の周辺環境を深刻に汚染し、周辺住民の農業、環境、生活、健康に被害を与えたことの原因を問う一連の法的手続である⁴⁶³。

1993年、約3万人からなる汚染地域の住民らが Texaco に対して、環境及び人に対する被害の賠償、懲罰賠償、その他回復措置を求めて、ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に

⁴⁵⁹ Zerk, *supra* note 212, pp. 158-159.

⁴⁶⁰ 石橋「前掲論文」(注 69) 5頁。

⁴⁶¹ *In Re Union Carbide Corp. Gas Plant Disaster*, S.D.N.Y., 634 F. Supp. 842 (1986). 判決は結論部分で以下の理由を示した。“In the Court’s view, to retain the litigation in this forum, as plaintiffs request, would be yet another example of imperialism, another situation in which an established sovereign inflicted its rules, its standards and values on a developing nation. This Court declines to play such a role.”しかし、実態としては自国企業を助ける判断だったと批判される。この点については松井『前掲書』(注 40) 8頁 302頁。井原宏「フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理における実質的正義」『明治学院大学法学研究』86号 (2009年) 22頁

⁴⁶² Upendra Baxi, “Human Rights Responsibility of Multinational Corporations, Political Ecology of Injustice: Learning from Bhopal Thirty Plus”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp.28-33, Amnesty International, *The Bhopal tragedy: 30 years of injustice for victims and survivors*, 17 February 2014, available at <<https://www.refworld.org/pdfid/530353204.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

⁴⁶³ Lambooy et.al., *supra* note 438, pp. 337-341; Fernanda Frizzo Bragato et al., “The Colonial Limits of Transnational Corporations’ Accountability for Human Rights Violations”, *Third World Approaches to International Law Review*, Vol.2 (2021), pp.34-58; 石橋「前掲論文」(注 69) 70-74頁、日本弁護士連合会国際人権問題委員会『前掲書』(注 38) 54頁。

訴えを提起した。Texaco は、フォーラム・ノン・コンビニエンスを主張し、管轄を巡る攻防があったが、第 2 巡回連邦控訴裁判所は 2002 年 8 月、フォーラム・ノン・コンビニエンスによって訴えを却下した⁴⁶⁴。当時、Texaco は、エクアドルを管轄地とし、いかなる判決にも服すると約束したとされる⁴⁶⁵。

2001 年、米国大手石油会社 Chevron Corporation(Chevron)が Texaco を買収したことを受け、2003 年、現地住民はエクアドルで Chevron・Texaco に対し汚染除去などを求める集団訴訟を提訴した⁴⁶⁶。2013 年にエクアドル最高裁にあたる国家司法裁判所は、95 億ドルの賠償を命ずる判決を下し⁴⁶⁷、2018 年、同憲法裁判所は、本件の司法判断に憲法違反はないとし、判決は確定した⁴⁶⁸。ところが、訴訟が長引く中、Chevron が執行可能な財産をエクアドルから移転した。エクアドル政府と原告らは、米国に所在する Chevron の財産の執行手続や訴訟を進めたが、米連邦裁判所は Chevron が申し立てた強制執行の停止を認めた⁴⁶⁹。

一方、Chevron は米国とエクアドルの二国間協定に基づき、ハーグの常設国際仲裁裁判所に訴えを提起し、常設国際仲裁裁判所は Chevron に有利な判断を続け⁴⁷⁰、2018 年 8 月には、エクアドル政府が Chevron に対し適正な司法手続を保障しなかったとして、上記憲法裁判所で確定した判決は世界のどこの国でも強制執行ができないと結論付け

⁴⁶⁴ Aguinda v. Texaco, Inc., 303 F.3d 470, 473 (2d Cir. 2002).

⁴⁶⁵ Judith Kimerling, “Lesson from the Chevron Ecuador Litigation: The Proposed Interveners’ Perspective”, *Stanford Journal of Complex Litigation*, Vol. 1 no.2 (2013), pp. 241-294.

⁴⁶⁶ Texaco は 2001 年から 2005 年まで操業を続け、Chevron はエクアドルにおいてブランド名として ChevronTexaco を名乗り、2005 年に ChevronTexaco は Chevron となった。本件に関する Chevron 側の主張と司法判断が同社ウェブサイト (available at < <https://www.chevron.com/ecuador> > last accessed on 30 January 2023) に時系列で掲載されている。

⁴⁶⁷ 2011 年の一審判決は Chevron に対し、86 億ドルの賠償金支払い及び 15 日以内に Chevron が公的な謝罪をしない場合には懲罰的賠償により総額 182 億ドルの支払いを命じた。Chevron の控訴により、エクアドル高裁は 2012 年、一審判決を支持し、Chevron に対し総額 182 億ドルの支払いを命じ、Chevron はこれを不服としてエクアドル民事訴訟の最上位裁判所であるエクアドル国家司法裁判所に事件を上告した。

Bragato et al., *supra* note 463, pp. 37-38.

⁴⁶⁸ Chevron は判決がエクアドル憲法に反すると訴えていた。Amazon Defense Coalition, *Chevron Suffers Major 8-0 Defeat in Ecuador’s Constitutional Court Over Landmark Pollution Judgment* (11, July 2018), available at <http://s3.amazonaws.com/fcmd/documents/documents/000/004/827/original/ChevronTexaco_-_Aguinda_July_2018_update_ADCPR.pdf?1532349655 > last accessed on 30 January 2023.

⁴⁶⁹ 米連邦裁判所の手続で、Chevron はエクアドルでの判決は不正に得られたものであるとの主張を展開した。エクアドル政府と原告らは、カナダ、ブラジル、アルゼンチンにおける Chevron の財産の強制執行を求め、それぞれの国の裁判所に提訴したが、いずれの裁判所も最終的にエクアドル政府と原告らの申立てを拒絶した。Bragato et al., *supra* note 463, pp. 39-41.

⁴⁷⁰ 2011 年 2 月、常設国際仲裁裁判所は、中間判決を出し、エクアドル政府に対し、エクアドルにおける判決の執行を停止するすべての措置をとるよう命じ、2011 年 8 月にはエクアドル政府に対し Chevron に対する 9.6 億ドルの賠償金支払いを命じた。加藤格「二国間投資協定に基づくシェブロン対エクアドル共和国仲裁、及びエクアドルにおける対シェブロン裁判等に関する一考察」『国際商事法務』47 巻 9 号 (2019 年) 1121-1124 頁。

た⁴⁷¹。被害者は長年の法的手続を経てようやく賠償命令が確定されたにもかかわらず、被害回復に必要な執行が行えない状況に陥っている。

本件の争点は多岐にわたる⁴⁷²が、Texacoによる現地操業の結果、地域が深刻な環境汚染に見舞われ、先住民の生活が深刻な被害を被ったこと自体は否定しえない事実である。エクアドル住民が米国での最初の訴訟を提起してから既に28年以上が経過しているが、被害救済は実現せず、影響地域の汚染は回復していないという。被害者らは、一方で米国での司法救済を求めても司法へのアクセスを否定され、他方で、エクアドルで勝訴判決を得たにも関わらず、判決が当該企業の本国や財産所在地で承認されず、実効的救済を得ることができないのである⁴⁷³。

4 小括

国際人権法上、個人の人権を保障する主要な義務を負うのは、個人を領域・管轄下に置く国家であるとされる（自由権規約2条1項）から、受入国であるエクアドルこそが被害者に対し、実効的な救済への権利（同条3項）を保障すべきとされる。しかし、受入国の裁判所が多国籍企業を被告とする訴訟で被害住民を勝訴させたところで、結局のところ、多国籍企業及び本国が一切協力しなければ、被害救済やアカウンタビリティの確保はできない。エクアドルの事案は、国境を越えた企業による人権侵害について受入国に義務を負わせるだけでは被害者の実効的救済を実現できない現実、そして企業の本国がその影響力や企業との結びつきに応じた義務を負い、その義務を実現することの決定的重要性を明らかにした。

⁴⁷¹ PCA case No. 2009-23 Second Partial Award on Track II dated 30 August 2018. PCA は、エクアドルの判決が被害者個人々の権利侵害ではなく、エクアドル法に基づく独自の権利を理由とするものであったことが、二国間投資協定に違反するとした。

⁴⁷² 例えば、Chevron は、エクアドルでのいかなる判決もエクアドルと Texaco が 1995 年に締結した合意に反すると主張した。同合意は、Texaco が行った汚染除去を前提とするが、現実には汚染除去は全く不完全で住民は被害に苦しみ、提訴に至ったものである。

⁴⁷³ なお、本件は特殊事案ではなく、多国籍企業の事業活動によって損害を被った被害者が操業地を管轄する裁判所に訴えを提起し、司法が住民に勝訴判決を下しても、多国籍企業がこれを不服として投資仲裁等の手続に持ち込み、救済を長引かせる事案は本件に限らない。シェル石油もナイジェリアの事案で責任を否定し、ISDS での手続を活用した。SOMO, *Shell pressured Nigeria with ISDS process to obtain oil field OPL 245*, (2, February 2021), available at <<https://www.somo.nl/shell-put-nigeria-under-pressure-with-isds-process-to-obtain-oil-field-opl-245/>>last accessed on 30 January 2023.

第3節 考察

1 被害者の救済の否定

ATCA 訴訟は、域外的な司法管轄権行使を拡張しようとしたが、連邦最高裁の判断は後退を重ね、Nestléのように米国に本拠地や重要な拠点のある企業の事案ですら、司法権行使を制限するに至った。一方、Bopal やエクアドルの事案では、多国籍企業が国境を越えて関与した人権侵害の結果、被害を受けた人々は、本国では被害救済の訴えを門前払いされる一方、受入国で出された判決は承認・執行ができない。現実が発生しているのは、国境を越える企業の人権侵害による被害者の救済の拒絶である⁴⁷⁴。

2 域外管轄権問題

ATCA 訴訟では、米国による司法管轄権行使が、国家管轄権との関係で問われた。主権国家は、領域主権の至高性を相互に承認し、領域内で、立法管轄権、裁判管轄権、執行管轄権を行使する権限が承認される(属地主義)。国が領域外の自国民の行為や財産に対して、管轄権を持つこと(能動的属人主義)も広く認められるが、領域主権は対人主権に優越すると考えられ⁴⁷⁵、保護主義、効果理論、普遍主義等に基づく管轄権行使を巡っては「域外管轄権行使」として許容性が問題とされてきた⁴⁷⁶。

国家管轄権を巡っては、国家管轄権行使は国際法規範によって許容されている場合以外禁止されるとする禁止アプローチと、国家は国際法規範に反しない限り管轄権を行使できるとする許容的アプローチが対立するが⁴⁷⁷、ローチュス号事件判決は、域外国の執行管轄権行使は許されないとする一方、立法・司法管轄権の海外での行使について国際法上禁止されないと判断した⁴⁷⁸。同判決は、執行管轄権以外の域外管轄権行

⁴⁷⁴ Bopal 事件で米国裁判所が、被害者の求める救済を拒絶するにあたり、「原告の要請に基づいて訴訟を続けることは、別の形態での帝国主義の例となりうる」とした論理は一見正当かに見えるが、Bopal やエクアドルの事案では結果として被害者の実効的な救済が実現していない。Daria Palombo, “Rejecting Jurisdiction to Avoid Imperialism— That Simple?” *Opiniojuris* (25 June 2021)

⁴⁷⁵ 岩沢『前掲書』(注2) 174-178頁、大沼保昭『はじめて学ぶ人のための国際法』(東信堂、2008年) 21頁。

⁴⁷⁶ 大窪「前掲論文」(注38) 779-786頁。

⁴⁷⁷ 王志安「国際法における国家管轄権原理—その重層的構造についての断想」『駒澤法学』5巻3号(2006年) 28-31頁、森田章夫「国家管轄権作用分類の再検討—二分論の機能的特徴と基盤」柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎編『国際法秩序とグローバル経済—間宮勇先生追悼』(信山社、2021年) 158頁。

⁴⁷⁸ *The Case of the S.S. Lotus (France v. Turkey)*, Judgment No. 9 of 7 September 1927, P.C.I.J. Reports 1928, Series A, No. 10, 竹内真理「国家管轄権の適用基準—ローチュス号事件」『国際法判例百選 [第2版]』(有斐閣、2011年) 42-43頁、薬師寺公夫「国家管轄権の適用基準—ローチュス号事件」『国際法判例百選 [第3版]』(有斐閣、2021年) 40-41頁。

使について許容的アプローチを認めたが、これによって管轄権競合が発生し、米国など強国の域外管轄権行使が横行するという禍根を残すことになったとの指摘がある⁴⁷⁹。特に、米国が自国の利益を保護するために一方的に行う域外管轄権行使は多くの批判を招いてきた⁴⁸⁰。近年、立法管轄権の域外適用について修正する国際海洋法裁判所（以下 ITLOS）のノースター号事件の判断もあり、管轄権を巡るローチュス号事件に基づく理解に動揺が生じている⁴⁸¹。

しかし、本研究の課題が示す通り、属地主義を絶対視することでは現在の国際社会の問題は十分に解決しない。大沼は ATCA に基づく司法管轄権行使について、「領域性に基づく主権国家の併存という国際社会の根本原則を無視するもので、個別国家による人道的干渉の司法版とも言うべきもの」と批判する⁴⁸²。しかし、被害者の視点に立てば、一連の訴訟で問われたのは米国の一方的介入ではなく、被害者による救済へのアクセスと人権の回復を求める要求への米国司法の応答である⁴⁸³。

そこで、人権の観点から有力に主張されるのが普遍主義である⁴⁸⁴。Kiobel 事件最高裁判決に先立ち、国連人権高等弁務官であったナヴィ・ピレイや拷問に関する特別報告者であったジュアン・メンデズ（いずれも当時）は、アミカス・ブリーフを提出し、拷問その他の深刻な人権侵害に関しては、普遍主義に基づき、刑事事件で認めら

⁴⁷⁹ 奥脇直也「国家管轄権概念の形成と変容」村瀬信也・奥脇直也編集代表『国家管轄権—国際法と国内法 山本草二先生古稀記念』（勁草書房、1998年）15-20頁。

⁴⁸⁰ 大窪「前掲論文」（注38）782-786頁。米国が競争法等経済法分野を中心に、自国中心の国際的なガバナンスを確立する道具として、国益に基づき域外管轄権行使を積極的に進めてきたことへの批判としては、以下の文献がある。Chimni, *supra* note 96, p. 12, Krisch, *supra* note 59, pp. 403.

⁴⁸¹ M/V “Norstar” (Panama v. Italy), Judgment, ITLOS Reports 2018–2019, p. 10, p.75, para. 225. ノースター号事件は、立法管轄権、司法管轄権についてのローチュス号事件の判断を覆したとして研究者の間で批判的な見解が多い。薬師寺公夫「公海航行の自由原則と船舶に対する旗国以外の国の刑事裁判権—ノースター号事件 ITLOS 判決を契機として」岩沢雄司・岡野正敬（編集代表）小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念『国際関係と法の支配』（信山社、2021年）513-536頁、吉田靖之「判例研究ノースター号事件国際海洋法裁判所 M/V Norstar 事件(パナマ対イタリア)」『高岡法学』39号（2020年）97-134頁、來田真依子「ノースター号事件 ITLOS 本案判決における旗国の排他的管轄権原則—IUU 漁業に対する非旗国の規律管轄権行使の動向を手がかりに」『京女法学』21号（2022年）1-28頁。

⁴⁸² 大沼保昭『人権、国家、文明第〔第2版〕』（筑摩書房、1999年）310-311頁。

⁴⁸³ なぜ被害者が米国に救いを求めたかと言えば、そもそも、国家が関与する極めて深刻な人権侵害の発生した地（上記事例にみる軍事独裁政権下のミャンマーやナイジェリア）が不法行為地であり、司法救済を受けることが困難であったからである。またエクアドルの事案で起きたようなことを回避する必要があることも想像に難くない。

⁴⁸⁴ ジェノサイド、拷問、人道に対する罪、ジュネーブ条約の重大な違反等、人類の共同する利益を蹂躪する国際犯罪に相当する人権侵害に対しては、普遍主義が妥当し、普遍的管轄権を行使できるとの見解は有力である。Schutter は、それが関係国の人権条約上の義務であるとする(De Schutter, *supra* note 316, pp. 11-18)。

れるように民事事件においても普遍的管轄権行使が認められるべきだと主張した⁴⁸⁵。ただし、こうした普遍的管轄権に基づく議論に対しては、国際社会の合意が十分に成立しているとまでは言い難いとの指摘もある⁴⁸⁶一方で、その射程範囲が人道に対する罪やジェノサイドなどに狭く限定される場合、本章で見た Bopal やエクアドルの事案等は対象にならない可能性がある。属地主義か、一握りの普遍主義かという極端な二者択一ではなく、解はその中間にあるのではないか⁴⁸⁷。以下のとおり、近年の国際法の実行はそのことを裏付けている。

まず、民事分野の立法・司法管轄権について、岩沢は、「民事分野では立法管轄権に関する国際法の制限はない」⁴⁸⁸とし、民事裁判管轄権についても、被告の住所や財産が自国にある場合は属地主義に基づく管轄権行使は可能であり、少なくとも「実質的な連関」がある事案について、民事裁判管轄権を行使することは妨げられないとする⁴⁸⁹。一方、刑事分野の立法管轄権については争いがあるものの、薬師寺は「犯罪の構成要件の一部が領域内で実行された場合又は領域と十分な関係を有する場合には、国は、領域外の行為に対して刑事規律管轄権を及ぼすことができるというのが実定国際法規則に近い理解だ」と主張する⁴⁹⁰。そして、山本は、国際法上許容される域外管轄権行使の基準として、①事案と管轄権の実質的かつ善意の関連、他国の専属的立法権を侵害しないこと、②相手国の国内法・管轄権との調整、相互性、均衡性の維持等を条件とすること(管轄権が競合する場合、主権国家の内政干渉等に該当する管轄権行使

⁴⁸⁵ Navi Pillay, the UN High Commissioner for Human Rights, Supplemental Amicus Brief in Support of Petitioners-Kiobel, et al. v. Royal Dutch Petroleum (U.S. Supreme Court) (2013), Juan E. Mendez, U. N. Special Rapporteur on Torture, Amicus Brief in Support of Petitioners, Kiobel, et al. v. Royal Dutch Petroleum (U.S. Supreme Court) (2013).

⁴⁸⁶ 最上敏樹「普遍的管轄権論序説 — 錯綜と革新の構図」坂元茂樹編 藤田久一先生古稀記念『国際立法の最前線』(有信堂、2009年) 25-28頁。最上の主張は、濫用の危険を危惧するところにその合意があると考えられる。ただし、昨今では、普遍的な刑事管轄権の行使に関する合意形成が進んできたといえる(Mr. Charles Chernor Jalloh, Universal Jurisdiction, in the Report of the International Law Commission (2018) A/73/10, pp. 307-325.)

⁴⁸⁷ 阿部『前掲書』(注27) 207頁。阿部は、ユス・コーゲンス規範に反する人権侵害は、人権法全体からいえばごく一握りの自由権規範に限られていると問題提起している。管轄権に関しては、王は、管轄権に対する許容的アプローチを否定することが現実的ではなく、むしろその適用における公正性と妥当性を強化することが重要であるとする(王「前掲論文」(注477) 39頁)。

⁴⁸⁸ 民事法の効力が他国の領域に及んでいるだけでは、他国の主権を侵害しない干渉にならないとされる(岩沢『前掲書』(注2) 184-185頁)。

⁴⁸⁹ 同上。

⁴⁹⁰ ノースター号事件の合同反対意見は、犯罪の構成要件の一部が領域で実効された場合または領域と十分な関係性を有する場合は、国は領域外の行為に対して刑事規律管轄権を及ぼすことができることは広く承認されている(para.31)とする。薬師寺は、この見解を支持し、公海上の船舶の行為について旗国の排他的な刑事規律管轄権の下に置くことに疑問を呈している(薬師寺「前掲論文」(注481) 555頁及び559頁)。

は許されない)をあげている⁴⁹¹。以上によれば、少なくとも自国と実質的関連がある人権侵害への対応については、国家管轄権としての域外管轄権行使が国際法上禁止される場合はごく例外的な事例に限られるだろう。

さらに奥脇は、今日、国際法の各分野で管轄権の配分・調整・協力が進み、国際社会の目的達成のために管轄権に関する調整と合意を図る等、動的な発展が進んでいると指摘する⁴⁹²。この点で人権に対する国家の義務は、国際社会の共通利益に関わる対世的義務と位置付けられることに鑑みれば、立法・司法管轄権について属地主義から一歩も拡大できないととらえるべきではなく、むしろ人権の保護という国際社会の共通利益のために管轄権の競合を許容し、協力・調整を進める必要があるのではないか⁴⁹³。

そこで検討が求められるのが、デ・シュッターが指摘する通り、域外管轄権の行使の許容性とは異なる視点、国家の人権条約上の域外的義務の拡張という視点からとらえ、理論構築することである⁴⁹⁴。ビジネスと人権の文脈において、人権条約の域外的義務を拡大し、少なくとも多国籍企業の本国などのように、国境を越える企業に対して一定の「実質的な連関」のある国家は、企業活動の影響を受ける個人に対しても人権条約上の域外的義務を負い、具体的には被害防止と実効的な被害救済を確保するた

⁴⁹¹ 山本草二「国家管轄権の機能とその限界」別冊法学教室『国際法の基本問題』(有斐閣、1986年)122頁、123頁。

⁴⁹² 奥脇「前掲論文」(注479)20-25頁。例えば、例えば、諸国の共通利益を保護する条約群であるテロ対策条約は、属地主義及び能動的属人主義が一貫して義務的管轄権として設定され、保護主義、受動的属人主義による管轄権も許容されている。さらに、拷問禁止条約と同様、「引き渡すか訴追するか」原則に基づく容疑者所在国の裁判管轄権規定が認められている。容疑者所在国の管轄権は、「絶対的な」普遍的管轄権に対し、「制限的な」普遍的管轄権として位置付ける見解もある。安藤貴世『国際テロリズムに対する法的規制の構造—テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の検討』(国際書院、2020年)166頁。旗国主義を補完する寄港国管轄権については、管轄権の根拠を海洋環境保護という普遍主義に求める見解が主張される。船舶起因汚染及びその不処罰が国際共同体の利益を侵害するか学説の見解は分かれる。海洋環境はジェノサイド防止と同等の価値でないとの見解もあるが、瀬田は船舶起因汚染が「海洋環境という実利的な利益を侵害する」として普遍的管轄権としての位置づけを肯定する(瀬田真「船舶起因汚染に対する寄港国管轄権の適用基準—近年の米国とEUの実行を素材として」『比較法学』48巻1号(2014年)183頁)。薬師寺は、普遍的管轄権と評価しえないまでも、旗国による実効的な管轄権行使が十分期待できない状況下で、国際社会の共通目的達成のために、諸国間の合意で新設された従来の根拠を超える管轄権と位置付ける(薬師寺「前掲論文」(注481))。

⁴⁹³ De Schutter は対世的義務という人権の性質は域外管轄権行使を正当化しようと主張する。De Schutter, *supra* note 316, pp. 11-18; Olivier De Schutter, *The "Zero Draft" for a legally binding instrument to regulate, in international human rights law, the activities of transnational corporations and other business enterprises: A Comment* (12 October 2018).

⁴⁹⁴ 国家管轄権と人権条約の適用範囲である「管轄」が重なり合うが、概念として異なることは、第2章で整理した(De Schutter, *supra* note 213, pp. 195-197)。米国における域外管轄権行使に関わる訴訟においては、人権に対する義務という視座が十分に深められなかった。それが Kiobel 以降の判例実務の動向にも影響していると思われる。

めに立法管轄権、司法管轄権を行使する義務を負う、という視点で、この問題をとらえなおし、理論構築を進める方向性である。望ましい方向性は、一国による一方的な域外管轄権行使ではなく、人権に対する国家の域外的義務に関する国際的な共通理解を醸成し、これに立脚した国際規範を構築することである⁴⁹⁵。後述のとおり、こうした動きはその後、学説上も、国連人権機関の解釈上も進んでいくことになる⁴⁹⁶。

3 小括

米国の判例動向を分析した結果、国境を越える企業による人権侵害の被害にあった領域外の被害者の司法救済は、指導原則採択後も依然として進んでおらず、国際社会はこの問題を解決するためのコンセンサスに達していないことが明らかになった。

指導原則の策定に当たって、この問題に関する新しい規範構築が強く期待されていたが、指導原則によってコンセンサスが得られたのは、「国家は、国際人権法の下では、その領域及び／または管轄内にある企業の域外活動を規制することを一般的には求められていない」「一般的に禁止されてもいない」（原則2の解説）、そして「国家は、その領域及び／または管轄内において侵害が生じた場合」被害者に対する司法救済の道を用意すべきということにとどまる。これだけでは、本章で提起した国境を越える企業による人権侵害を受けた領域外の被害者の救済の問題は解決しない。

実効的な救済は人権にとって不可欠なものであり⁴⁹⁷、領域外の被害者に対する被害救済の仕組みがないことは指導原則の最も大きな問題点といえる。

指導原則の限界を超え、領域外の被害者が、企業の本国の司法手続に裁判を起こして救済を求める門戸を開く規範形成が求められる⁴⁹⁸。国境を越えて活動する企業に一定の「実質的連関」を有する国家に対し、領域外の被害者に対する実効性ある司法救済へのアクセスを確保することを義務付ける方向での、規範の形成・確立を検討することが必要となる⁴⁹⁹。

⁴⁹⁵ 多国間による合意を推進する立場として、De Schutter, *supra* note 35, Koh, *supra* note 454; Zerk, *supra* note 212, 大窪「前掲論文」(注38) 795-797頁がある。

⁴⁹⁶ 詳細は第6章、第8章に紹介する。

⁴⁹⁷ Mendez, *supra* note 485.

⁴⁹⁸ ラギーもこの問題について国際法基準を発展させる必要性を認め、国連作業部会に課題を引き継いだ(ラギー『前掲書』(注33) 250-260頁)。

⁴⁹⁹ 「実質的な連関」については、岩沢『前掲書』(注2) 184-185頁、山本「前掲論文」(注491) 参照。その範囲については、第3部で検討する。

同時に、多国籍企業の本国等が、領域外の被害者に対する司法救済を拒絶しないことはあくまで出発点に過ぎない。欧州においても領域外の被害者は、実効的な救済のために多くの厳しいハードルを課されている。司法救済のアクセスを確保したうえで、いかに領域外の被害者の救済に関する現実の障害を軽減し、実効的な救済を確保するかの議論に進むことが必要であろう⁵⁰⁰。

⁵⁰⁰ 欧州人権裁判所は、域外的保護義務について限定的な見解を示しているため(第2章参照)、領域外の被害者に対する司法救済のアクセスを確保しないこと自体を条約違反とした判断はない。一方、第10章で検討するようにEUは加盟国に拠点を置く企業を被告とする域外からの訴訟の民事管轄権を構成する等の対応をしているものの、いまだ、被害者にとっての障害は大きい。2017年4月10日にEU基本権庁(FRA)が公表した報告書は、ビジネスと人権に関するEUレベルでの救済の向上を目指すために多くの勧告を行っている。European Union Agency for Fundamental Rights (hereinafter, referred to as “FRA”), *Improving access to remedy in the area of business and human rights at the EU level* (10 April 2017).

第2部のまとめ

指導原則は、史上初めて国連が採択したビジネスと人権に関する文書として、重要な意義と大きな影響力を有する。企業が国際的に認められた人権規範に関わるすべての人権について尊重する責任を負うとされ(原則 11)、自社のみならず、バリューチェーンすべてにまで人権尊重の責任を負うことが明確に確認された(原則 13)ことは大きな前進である。そして多くの企業は、少なくとも指導原則に掲げられた人権尊重責任があることを受け入れているとされる⁵⁰¹。しかし、第2部の検討から、人権デュー・ディリジェンスの実効的な実施はなされず⁵⁰²、ソフトローのガバナンスはライツホルダーを排除し、国境を越えた人権侵害の被害者の救済は依然として否定され続けていることが明らかになった。指導原則は、そのままではライツホルダーの人権を保護する実効性のある規範とは評価しえない。その要因は、第3章に述べた通り、ソフトローであることの限界に加え、第1に、国家の義務が最低限しか規定されず、国家の域外的保護義務について何ら規定しなかったこと、第2に、企業の人権尊重責任が結局のところ法的義務を伴わない社会的責任にとどまったこと、第3に、国境を越える企業活動がもたらす人権侵害に対し、国際的にも国内的にも司法救済やアカウントビリティのメカニズムが設置されなかったことにある。

国境を越える企業活動による人権侵害の被害を防止・救済するために、指導原則を手掛かりとしつつ、国家の義務を強化し、企業の義務を明確化する、より実効性のあるハードロー規範の発展を探求することが課題となる。

⁵⁰¹Peter Muchlinski, “The Impact of the UN Guiding Principles on Business Attitudes to Observing Human Right”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6(2021), p. 225.当初の懐疑があった人権デュー・ディリジェンス概念をほとんどの関係者が受け入れ、その業務に取り入れるようになったとされる (Quijano and Lopez, *supra* note 353, p. 242).

⁵⁰² Muchlinski, *supra* note 501. Muchlinski は、多くの企業は人権侵害に対する法的責任を受け入れるには程遠いという。

第3部 ビジネスと人権に関する国際法の発展の可能性

第2部までの検討の結果、国境を越える企業活動によって生じる人権侵害を防止し、被害を救済するため、より実効性のある国際法の発展が必要であることが明らかになった。

そこで、第3部では、ビジネスと人権に関する国際法を発展させる可能性を検討する。具体的には、以下のような国際法の発展の可能性を探求する。

- ① 国際人権法上のこれまでの適用範囲を拡張し、国家が人権に関する域外的義務、すなわち自国の管轄または管理下にある企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を負う国際法の発展が可能か、
- ② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害に関して企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展が可能か、である。

このような国際立法、国際慣習法の形成、あるいは、既存の条約の発展的な解釈による動的な国際法の発展はあり得るだろうか。

その探求に当たって、非国家主体の活動の結果生じる領域外の損害や国際有害行為に対し、国際法の他の分野でどのようなアプローチがとられ、規範を形成・発展させてきたかを検討することは有益である。

越境する非国家主体による国際有害行為は、1990年代の経済のグローバル化以前から存在し、国際法はこれに対応してきた。特に、国際環境法は越境環境損害の問題にいち早く取り組み、国家の域外的な義務を確立、精緻化するとともに、非国家主体の義務や賠償責任を定めてきた⁵⁰³。そこで、第6章では上記①の点について、第7章では②の点について、国際環境法を中心に、国際法の他の分野の規範形成や実施状況を把握する。第8章では、こうした規範的發展を参照しながら、国際人権法がどのような解釈の発展を進めているのか、国連人権機関の実行を確認する。

以上のとおり、第3部では、ビジネスと人権に関する国際人権法の発展のために、

⁵⁰³ 第3部6章、7章は、村瀬『前掲書』(注40)、山本『前掲書』(注41)、安藤「前掲論文」(注41)を主に参照した。

国際法の他分野の規範を分析するという方法をとるものであるが、本部の冒頭にこのような分析視角について述べておきたい。

そもそも、国際法の中において特別分野を形成するそれぞれの法体系が、相互に影響を受けあうのは自然な現象であり、相互参照は有益であって何ら忌避されるべきことではない⁵⁰⁴。特に、第3部で中心的に参照する国際環境法体系と国際人権法体系は、それぞれ独自の発展を遂げた国際法の特別法と位置付けられるが、いずれも自己完結的体系でないことは、コスケニアミがILC報告で解明した通りである⁵⁰⁵。

松井は、国際環境法を「国際法の他の分野から隔絶された独自の小宇宙を構成する」との理解は正当化できないとし、国際環境法は一般国際法の適用を受けるとともに、国際人権法等の国際法の他の分野とも重なり合い相互に影響を与え合っていることに留意すべきだという⁵⁰⁶。サンズは国際法の様々な分野の相互影響プロセスを「Cross Fertilization(相互交配)」と呼び⁵⁰⁷、特に国際環境法、国際人権法、国際人道法は、相互に関連しながら発展してきたとする⁵⁰⁸。

気候変動問題に象徴される通り、国際人権法と国際環境法の相互補完的な関係性は近年ますます意識され、広く承認されている⁵⁰⁹。国際環境法の側からは、環境を人権と位置付ける人権アプローチが多年にわたり営まれてきた⁵¹⁰。その根拠は、ウィーラーマントリー元ICJ判事が「環境の保護は健康への権利、生命への権利など多数の人権にとって必須の条件であり、人権理論の不可欠の部分である」(ガブチコボ・ナジョマロシュ計画事件判決個別意見)と述べるとおり、良好な環境が人権にとって不可欠であるとの本質的な認識によるものである⁵¹¹。

⁵⁰⁴ 須網「前掲論文」(注84)550頁。

⁵⁰⁵ Koskeniemi, *supra* note 50.

⁵⁰⁶ 松井『前掲書』(注40)10頁。

⁵⁰⁷ Philippe Sands, “Treaty, Custom and the Cross-fertilization of International Law”, *Yale Human Rights & Development Law Journal*, Vol.1(1999), pp.85-106

⁵⁰⁸ Philippe Sands, *supra* note 42, pp.811-813

⁵⁰⁹ ジョン・ノックスらは端的に以下のとおりその関係を指摘する。“A healthy environment is necessary for the full enjoyment of human rights and, conversely, the exercise of rights (including rights to information, participation, and remedy) is critical to environmental protection.” Knox and Pejan, *supra* note 51, pp.16 and 17.

⁵¹⁰ そもそも国際環境法の起点とされるストックホルム人間環境宣言1-1は、環境が「人間の福祉、基本的人権および声明に対する権利そのものの享受のために基本的に重要である」としている。人権アプローチ、あるいは人権法アプローチについては、松井『前掲書』(注40)8頁195-235頁、石橋可奈美「国際環境保護の実現と人権法アプローチ—手続的権利の成熟と環境紛争処理におけるその活用」『東京外国語大学論集』87号(2013)33-62頁を参照した。

⁵¹¹ GabCikovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgment, I. C. J. Reports 1997, p. 7, Vice President Weeramantry stated “The protection of the environment is likewise a vital part of contemporary human rights doctrine, for it is a *sine qua non* for numerous human rights such as the right to health and the right to life itself”, (Vice President Weeramantry, Separate Opinion, pp.91-92). 松井『前掲書』(注40)195頁。

環境を人権の一部と位置付ける国際人権法の展開は近年目覚ましく、自由権規約委員会の一般的意見 36 は環境破壊を生命権侵害として位置づけ⁵¹²、国連人権理事会では 2018 年には環境に関する国家の人権義務を明らかにした「環境と人権に関する枠組み原則」⁵¹³が確認された。こうした説明は国際社会全体の合意形成にも影響を与え、2021 年の国連人権理事会⁵¹⁴、2022 年の国連総会⁵¹⁵は、歴史上はじめて、衛生的で健康的な持続的環境の享受は人権であると認識する決議を採択し、環境が人権の不可欠の一部であることを確認した。こうした両規範体系の密接不可分性に鑑みれば、両規範が分断したまま相互参照し合わないことは、両規範が目指す国際社会の公共的利益の実現をむしろ損なう⁵¹⁶。両規範の更なる発展に当たって互いに参照しあうことが有益である。

国際環境法は「かなり短期間のうちに、国際法の一分野として独自の発展を遂げると同時に、一般国際法に対していくつかの重要なインパクトを与えてきた」⁵¹⁷と評され、すでに国際法の各分野に影響を与え、その発展を促進してきた⁵¹⁸のであり、国際人権法もその規範的發展を参照することに開かれた姿勢であることが自らの発展に資するといえる⁵¹⁹。以上の分析視角に基づき、以下、検討を進めていく。

⁵¹²HR Committee, General Comment No.36, *supra* note 49.社会権規約も一般的意見 14 において、健康に対する権利等との関連で良好な環境の必要性を指摘している(General Comment No. 14, *supra* note 200)。

⁵¹³ Framework Principles on Human Rights and the Environment, Annex, Report of the Special Rapporteur on the issue of human rights obligations relating to the enjoyment of a safe, clean, healthy and sustainable environment, U.N. Doc. HRC/37/59(24 January 2018) の付属文書である。

⁵¹⁴ UN Human Rights Council Resolution, The human right to a clean, healthy and sustainable environment, U.N. Doc. A/HRC/RES/48/13 (8 October 2021).

⁵¹⁵ UN General Assembly Resolution, The human right to a clean, healthy and sustainable environment, U.N. Doc. A/76/L.75(28 July 2022).

⁵¹⁶松井は、「人権法」や「環境法」が国際法の一部をなすことを忘れ当該の個別分野に安住することにより、国際法の断片化を助長する危険があると警鐘を鳴らしている。松井『前掲書』(注 40) 235 頁。同様の指摘は村瀬「前掲論文」(注 40) 358 頁。

⁵¹⁷村瀬「前掲論文」(注 40) 358 頁。

⁵¹⁸第 6 章に詳述する。

⁵¹⁹第 3 部の検討は、こうした開かれたアプローチをとる海外の研究、特に、採取産業に関する環境・人権侵害に関するセックの問題提起(Seck, *supra* note 35)、ビジネスと人権に関する条約構想において、深海底レジームを比較検討したら先行研究も参照した。Nadia Bernaz and Irene Pietropaoli, “Developing a Business and Human Rights Treaty: Lessons from the Deep Seabed Mining Regime under the United Nations Convention on the Law of the Sea”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.5(2020), p.1, pp.1-21.

第6章 国境を越える企業活動と国家の義務

本章では、「国家に対し、自国の管轄又は管理下にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人を保護する義務を課す方向で国際法を発展させること」ができるか、について、主に国際環境法を中心とする国際法の他分野の展開を概観し、ビジネスと人権の分野への参照可能性を検討する。

村瀬によれば、国際環境条約、とりわけ地球環境条約の近年の発展の重要な特徴は、「国家管轄権における領域性原理から非領域的機能性原理への転換」であり⁵²⁰、越境被害防止や地球環境保護のために、自国の管轄・管理下にある活動（私人・私企業の活動を含む）を規制・防止する義務を含む、国際法上「新しい種類」の「厳しい義務」を国家に義務付けたことにある⁵²¹。こうした展開は国際法の他の分野にも影響を与え、同様の発展がみられる。グローバル化で生じる企業の越境的人権侵害という課題に直面する国際人権法にとって注目に値する展開である。

そこで、本章では、第1節では非国家主体による越境損害に関する国際法の発展を概観し、第2節ではさらに領域外の非国家主体による有害行為に対する国家の義務についての規範の展開をとらえ、第3節ではこれを踏まえ、域外的な人権義務に関する考察を行う。

第1節 非国家主体による越境損害に関する国家の義務

非国家主体の活動に伴う越境損害に対し、国家はいかなる場合に義務・責任を負うか。国際法においては伝統的な領域使用の管理責任原則が発展して国際環境法の原則が形成され⁵²²、それが国際環境法以外の分野にも波及した。本節ではその発展過程を概観する。

1 国家責任—領域使用の管理責任に関する判例の発展

国家は、領域主権の排他性のコロラリーとして、領域使用にあたり、他国の権利を侵害しない義務を負い、私人・非国家主体に使用を許可する場合においても他国の権利侵害を生じさせないよう相当の注意（Due Diligence）を払う義務を負う⁵²³。そして、これに違反

⁵²⁰ 村瀬「前掲論文」（注40）346-359頁。

⁵²¹ 村瀬「地球環境保護に関する国際立法過程の諸問題」『前掲書』（注40）382頁。

⁵²² 薬師寺「前掲論文」（注40）78-86頁。

⁵²³ 田畑「前掲論文」（注40）（二）749頁、750頁。

した場合には、国家責任が生じる(領域使用の管理責任)⁵²⁴。この責任はアラバマ号事件⁵²⁵、パルマス島事件⁵²⁶で確認されてきたが、越境環境損害の文脈で領域外に拡張したのが、トレイル熔鋳所事件(米国カナダ仲裁裁判所)判決である⁵²⁷。同判決は「事件が深刻(serious)な結果をもたらすものであり、また損害が明白かつ確固とした証拠によって明らかにされる場合」には、「国際法上、いかなる国家も、他国の領域やその領域にいる人や財産に対して損害を生じさせるような方法で、その領域を使用させる権利を有しない」と判示し⁵²⁸、カナダには熔鋳所の行為が国際法上の義務と合致するよう確保する責任があるとした。本判決は、領域内の民間企業の行為によって領域外で発生した越境環境損害について領域国が国際責任を負うことを認めた初めてのケースとして、その後の国際環境法の形成・発展に大きな影響を与えた⁵²⁹。

2 国際環境法の発展

トレイル熔鋳所事件判決を起点として、国家の越境環境損害防止義務が明確に定義され、確立していく。はじめにソフトローとしてその規範内容は発展し、国際判例としても確認される。

(1) ソフトローの進展

国際的な環境問題への高まりを背景に、1972年に採択された「ストックホルム人間環境宣言」⁵³⁰の原則21は、環境に対する国の権利と責任として、各国の資源開発に関する主権を確認する一方、各国には「自国の管轄下または管理下 (jurisdiction or control)」における活動が他国の環境または国家の管轄権の範囲を越えた地域の環境に損害を与

⁵²⁴ 岩沢『前掲書』(注2)221、222頁。

⁵²⁵ 領域使用の管理責任が初めて認められたのは、アラバマ号事件判決(The Alabama Arbitration, Arbitral Award, in J.B. Moore. History and Digest of the international Arbitration to which the United States has been a Party, Vol.1(1898), p.495)である。この事件では、私人行為の結果、領域外で発生した損害に関し、英国の責任が認められたことが重要である。山本草二「国際法上の義務の優越—国内法の援用禁止—アラバマ号事件」『国際法判例百選』(有斐閣、2001年)16-17頁。

⁵²⁶ Island of Palmas Case, Award (1928), RIAA. Vol. li. p 829. 兼原敦子「領域主権の機能—パルマス島事件判決」『国際法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年)52-53頁。

⁵²⁷ Trail Smelter Arbitration, Arbitral Tribunal Decision (1941), RIAA, Vol.3. p.1616 (1941.3.11).

⁵²⁸ *Ibid.*, pp. 1965-1966.

⁵²⁹ 石橋可奈美「領域使用の管理責任」『国際法判例百選〔第2版〕』(有斐閣、2011年)164-165頁。

⁵³⁰ Declaration of the United Nations Conference in the Human Environment, U.N. Doc. A/CONF.48/14/Rev.1, 16 June 1972. 1972年にストックホルムで開催された、地球環境問題への対策を協議する国連主催の初めての国際会議で採択された宣言である。

えないよう確保する責任を負う」(下線は筆者による)とする。ここで重要なのはトレイル溶鉱所事件判決が依拠した「領域」ではなく、「管轄」さらに「管理」が登場したことである⁵³¹。ルイス・ブルーノ・ゾーンは、ストックホルム原則 21 の「管理下」の活動に対する責任は拡張されたものであり、国民、国の旗を掲げる船舶に及ぶことは明らかで、当該国で設立された企業にもおそらく及ぶであろうという⁵³²。

もう一点、重要なのが、国家の確保責任が他国にとどまらず、「管轄権の範囲を越えた地域の環境」すなわち国際公域にも拡張されたことである⁵³³。

1992 年の「環境と発展に関するリオ宣言」も、第 2 原則で上記宣言を発展させ、「各国は、国連憲章及び国際法の原則に則り、自国の環境及び開発政策に従って、自国の資源を開発する主権的権利及びその管轄または管理下における活動が他の国、または自国の管轄権の限界を越えた地域の環境に損害を与えないようにする責任を有する」(下線は筆者による)と確認した⁵³⁴。

(2) ICJ 勧告的意見

ICJ は核兵器使用の合法性をめぐる 1996 年の勧告的意見で、環境を「将来世代を含む人類の生活空間、生活の質、健康そのものに他ならない」とした上で「自国の管轄内及び管理下の活動が他国の環境または国家の管轄の範囲外の地域の環境に損害を与えないように確保」(下線は筆者による)するよう責任を負う「国家の一般的義務」は、「国際法体系の一部として存在する」と判示した⁵³⁵。ICJ 勧告のこの言及は、ストックホルム宣言、リオ宣言で確認された、越境環境損害の未然防止原則を発展させ、環境に対する国際法上の一般的な義務として明示的に確認したという点で、重要な意義を持つ⁵³⁶。

⁵³¹ 山本『前掲書』(注 41) 22-28 頁。

⁵³² Louis B. Sohn, “The Stockholm Declaration on the Human Environment”, *The Harvard International Law Journal*, Vol.14 (1973), p. 493.

⁵³³ 松井『前掲書』(注 40) 75 頁、76 頁。隣国同士の越境損害防止という二国間関係を超越する地球規模の課題であるという位置づけとして重要である。

⁵³⁴ Rio Declaration on Environment and Development, U.N. Doc. A/CONF.151/26/Rev.1(Vol.1), Annex I, 12 August 1992. リオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議が採択した。「ストックホルム宣言」を再確認し、発展させた、国際環境法分野で極めて影響力のあるソフトロー規範である。

⁵³⁵ *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion*, 1. C. J. Reports 1996, p. 226.

⁵³⁶ 石橋「前掲論文」(注 529) 165 頁。但し「管轄内及び管理下」としているため、ストックホルム宣言より狭いことに注意を要する。

3 越境損害防止義務の拡大と義務の内容

以上のとおり確認された「管轄・管理下」にある活動による領域外の損害を防止する義務は、多くの国際環境条約にも明記された(オゾン層保護条約 2 条、気候変動枠組み条約前文、生物多様性条約等)。

国家の越境環境損害防止義務の性質は、相当注意義務であるとされる⁵³⁷。相当注意義務は明確性を欠くという問題が指摘されてきたが⁵³⁸、国家の越境環境損害を防止する義務は、条約、ソフトロー⁵³⁹、国際判例が相互に影響しあい、具体的に確立され、高度化している⁵⁴⁰。

第 1 に、非国家主体による越境環境損害等を防止するために、必要な国内法の制定とその適切な執行(監視を含む)を行うことが、防止義務の中核となっている。環境条約の多くは、枠組み条約によって国家に対し、越境環境損害を防止するための包括的な義務を課し、その後、議定書等において詳細かつ具体的な規制手段について合意し、国家は非国家主体を拘束する規制を制定・実施する義務を負う⁵⁴¹。

第 2 に、条約上の実体的義務と相互補完関係に立つ、越境環境損害防止の手続的義務があるとされている。手続的義務は、広く、他国や国際広域の環境に相当な影響を与える危険がある場合に、事前通報し、協議する義務⁵⁴²、越境環境影響評価 (EIA) を

⁵³⁷ 国際法上の国家の義務は、行為の義務と結果の義務に区別され、一部の例外を除き、国際法は行為の義務を採用してきた。行為の義務を基礎づける行為基準(standard of care)が相当の注意(Due Diligence)義務とされる(岩沢『前掲書』(注 2) 321 頁)。

⁵³⁸ 葉師寺「前掲論文」(注 40) 106 頁。松井『前掲書』(注 40) 67 頁、68 頁。

⁵³⁹ ソフトローが果たした影響も大きい。1992 年のリオ宣言(*supra note*, 534)は、公衆への情報と意思決定過程への参加、司法及び行政手続への効果的なアクセス (10 原則)、効果的な環境法の制定と環境基準の設定・管理 (11 原則)、深刻な環境悪化を引き起こす活動及び物質の移転・移動の禁止。防止のための協力 (14 原則)、予防的アプローチ (15 原則)、環境影響評価 (17 原則)、事前通告と情報提供 (19 原則) 等を掲げ、これらの多くが国際環境法上の防止義務として条約に具体化され、越境損害防止条文案にも反映された。

⁵⁴⁰ 兼原「前掲論文」(注 40) 265 頁、280 頁。

⁵⁴¹ 岩沢『前掲書』(注 2) 317-319 頁、村瀬「前掲論文」(注 40) 372-375 頁。例えば、オゾン層保護のためのウィーン条約(Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer, adopted 22 March 1985, entered into force, 22 September 1988, 1513*UNITS* 293)は、国家は「自国の管轄又は管理の下における人の活動」のオゾン層への悪影響を防止・軽減する立法・行政措置等を締約国に義務付け、議定書で詳細な義務を定めて企業等を拘束する。バーゼル条約 (Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal, adopted 22 March 1989, entered into force 5 May 1992, 1673*UNITS* 57) は、有害廃棄物の越境異動について、輸入国は事前の書面の通告を行い、これに対する輸出国の書面での同意がない限り越境移動を許可してはならないとし、自国の管轄下の輸出業者が手続を遵守することを確保する義務を負い (4 条、6 条)、この条約を実施するための適切な立法、行政措置を講じ、違反行為を防止し処罰する義務を負う (4 条 4 項)。また、不法な有害廃棄物取引を防止・処罰する国内法制定の義務を負う (9 条)。

⁵⁴² 見野マリ「環境保護のための事前通報・協議義務」『国際法判例百選 [第 3 版] (有斐閣、2021 年) 164-165 頁。

実施する義務⁵⁴³、事故が発生した際に緊急通報を行う等の義務等であるととらえられ、多くの国際環境条約に取り入れられた⁵⁴⁴。

2011年にILCが採択した「越境環境損害防止条約草案」は国家の防止義務の一環として、手続義務を詳細に規定する⁵⁴⁵。同草案によれば、国家は、相当な越境損害の危険のある活動を事前許可制とする義務を負い（第6条）、許可決定に先立ち、越境環境影響評価を行う義務を負うとともに（第7条）、越境損害が予想される国に事前通告し（第8条）、防止措置について協議し（第9条）、活動開始後も情報交換する（12条）等の義務を負う⁵⁴⁶。

第2節 領域外の非国家主体による有害行為に関する規範の展開

以上に概観した、国家の越境環境損害防止に関する国際法の展開は、重要な発展と評価できる。ただし、前記の ILC 草案は、主に二国間の相隣関係を規律する原則とされており⁵⁴⁷、その規律だけでは多国籍企業が関わるような、国境を越える環境被害には十分に対応できない⁵⁴⁸。

⁵⁴³ 2010年パルプ工場事件判決でICJは、相当注意義務について、「適当な規則を制定し適当な措置を講じるだけでなく」「自国の管轄下にある公的・私的事業者に関する関連規則を実施するためのすべての適当な措置」を取ることだと判示した(Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Judgment, I.C.J. Reports 2010, p. 14)。越境 EIA の義務は、ニカラグア・コスタリカの道路建設事件 ICJ 判決 (Certain Activities Carried Out by Nicaragua in the Border Area (Costa Rica v. Nicaragua) and Construction of a Road in Costa Rica along the San Juan River (Nicaragua v. Costa Rica), Judgment, I.C.J. Reports 2015, p. 665)においても確認された(堀口健夫「環境影響評価」『国際法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2021年) 166-167頁)。

⁵⁴⁴ 児矢野マリ「国際環境法における手続的義務の意義：国家主権に対する『緩やかなコントロール』の基礎として」『新世代法政策学研究』20号(2013年) 201-226頁。児矢野マリ「国際環境法における手続的義務」西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』(有信堂、2020年) 47頁。児矢野は、実体的義務には環境危険活動の制限・禁止、原因物質の使用制限や排出制限の義務等があるとするが、その設定が困難・不適切な場合は手続的義務がとりわけ有用であるとする。

⁵⁴⁵ ILC, Draft articles on Prevention of Transboundary Harm from Hazardous Activities, with commentaries U.N. Doc. A/56/10 (2001), 加藤信行「ILC 越境損害防止条約草案とその特徴点」『国際法外交雑誌』104 卷3号, 263-277 頁 (2005 年)。Nilüfer Oral, *The International Law Commission and the Progressive Development and Codification of Principles of International Environmental Law*, FIU L. Rev. Vol. 13 (2019), pp. 1087-1090

⁵⁴⁶ *Ibid.*, さらに、影響を受ける危険性のある一般公衆に対しても情報提供を義務付けられる(13条)。さらに緊急時には通報義務を負う(18条)。

⁵⁴⁷ 同草案は、結果的に、起源国は「自国の領域または管轄もしくは管理の下で1条の活動が計画されまたは実施される国(2条d)とされる。解説では「管轄」として旗国、「管理」として領土に対する事実上の支配の場合が例示されるものの、領域管轄権を基本に置いている。加藤によれば、領域管轄権が最も基本的なものであることを強調する趣旨で、明示的に領域的リンクを加えており、条文草案は伝統的なバイラテラルの関係、主として隣国相互間の関係を規律しようとするものだという。加藤「前掲論文」(注545) 270-271頁。

⁵⁴⁸ 非国家主体が越境した場合は、新たに領域国となった国(多国籍企業であれば受入国)のみが相当注意義務を負うことになり、本国は責任を免れることになるからである。村瀬「前掲論文」(注121) 414頁、415頁。

そこで学説上、ストックホルム、リオの原則が示した「管轄または管理」のうち「管理」概念を広く「機能的リンク」ととらえ、多国籍企業の本国に、子会社による環境汚染を防止する義務を課することができるか否かが問われてきた⁵⁴⁹。本節では、こうした問題意識を踏まえ、非国家主体の領域外での活動についての国家の義務に関する規範の展開を、国際環境法分野以外も視野に入れて検討する。

1 領域外の非国家主体に対する国家の義務の拡大

領域外の非国家主体の越境損害に関する国家の義務は、国際環境条約の枠を超えて国際法その他領域にも広がり、条約や判例が注目すべき発展を遂げている。ストックホルム、リオ原則を踏まえ、国家が越境損害防止義務を負うべき「管轄・管理下」の私人活動は、国家領域内の活動にとどまらず、国家が属人的管轄権を行使する場合⁵⁵⁰や、事実上の規制・管理権限を有する場合の領域外活動にも及んでいる⁵⁵¹。以下に一連の規範の展開を概観する。

(1) 宇宙開発に関連する越境損害

宇宙関連条約における国家の義務は極めて先進的である。ストックホルム原則以前に採択された条約であり、「自国の管轄若しくは管理」という規定を採用していないものの、私人が行う宇宙開発活動に対する強力な国家の義務と責任を定めている。条約は、締約国に対し「宇宙空間における自国の活動」（私人によって行われる場合も含む）が条約に従うよう確保する義務を課し、宇宙における活動を継続的に監督する義務があるとする（6条）⁵⁵²。そして、国家は宇宙開発で発生した損害について責任を負

⁵⁴⁹ 村瀬「前掲論文」（注121）416-417頁、420頁。

⁵⁵⁰ ここで「属人的管轄権」とは、例えば企業の登録国だけでなく、本国（本店所在地）を含む概念として使用する。

⁵⁵¹ 湯山は、「この義務は領域に限定されるものではなく、国家が自国民の国外の行為（属人主義管轄権）並びに当該国で登録された船舶及び航空機（旗国主義及び登録国主義管轄権）を規制する立法管轄権を有する限りにおいて、また他国の領域を軍事占領その他の形で事実上支配している限りにおいて領域外にも拡張される」とする。湯山智之「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）（判決2007年2月26日）（3完）」『立命館法学』2012年2号（3）2号）1316頁。兼原はさらに広く、「管轄国」には、領域国、国籍国、沿岸国、旗国、国際河川国、「管理」には、多国籍企業の親会社本国が、海外における活動に及ぼす管理が注目されていると整理する（兼原「前掲論文」（注141）855頁）。山本は「管理」概念に関し、学説は属人的管轄権に服する活動に限るとする説と、許可、認可、監督、規制等「事実上の支配」も含まれるとする説が対立しているとし、「被害者の実効的な救済を確保するという観点から後説を妥当とせざるを得ない」と述べる（山本『前掲書』（注41）24頁）。

⁵⁵² 「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（略称宇宙条約）Treaty on principles governing the activities of States in the exploration and use of outer space, including

うとする（7条）⁵⁵³。私人でなく国家の賠償責任を明確に規定した点は被害者保護にとって画期的である。

(2) 海洋汚染防止

国連海洋法条約は、第12部に海洋環境の保護および保全に関する詳細な規定を置き、194条は「自国の管轄または管理下における活動」が他国とその環境に汚染損害を生じさせないよう確保するために必要なすべての措置をとるよう締約国に義務付ける⁵⁵⁴。他国領域や公海上の活動でも、自国の管理下の私人の活動であれば国家は汚染防止義務を負い、義務の具体的内容は、監視と環境影響評価⁵⁵⁵、海洋環境の汚染防止軽減のための国内法整備⁵⁵⁶、執行⁵⁵⁷、責任と被害救済等である⁵⁵⁸。235条2項は、締約国に、「自国の管轄の下にある自然人・法人による」海洋環境汚染損害について、迅速かつ適正な補償その他の救済手段を法制度上確保する義務を課している。

(3) 深海底

海洋法条約139条は、締約国に対し、深海底における活動が条約の規定に適合して行われることを確保する義務を課し、義務の不履行によって生ずる損害について責任を負うと規定する。ここで、国家の義務を基礎づける国家と契約者(多くは私企業)とのつながりは、①保証および②人的な関係(国籍の保有または自国民による企業の実効的支配)である⁵⁵⁹。この「実効的支配」の基準は、国籍のリンクのない外国籍又は多国籍の企業に対する資本・経営面での実質的な支配をいうものとされ、属人的管轄権の

the moon and other celestial bodies, released 27 January 1967, entered into force 10 October 1969, 610 UNTS 205).

⁵⁵³ 宇宙空間において発生した損害には7条で国家責任が課されるとされ、地上で発生した損害については無過失責任が後述の条約で規定される。

⁵⁵⁴ United Nations Convention on the Law of the Sea, *supra* note 41, 村瀬信也「海洋環境の保全と国際法」『前掲書』(注40)393-401頁、林司・島田征夫・古賀衛『国際海洋法〔第2版〕』(有信堂、2016年)161-166頁。

⁵⁵⁵ *Ibid.*, article 204-206.

⁵⁵⁶ *Ibid.*, article 207-212. 村瀬「前掲論文」(注554)394頁。

⁵⁵⁷ *Ibid.*, article 207-222. 村瀬、同上。

⁵⁵⁸ *Ibid.*, article 235.

⁵⁵⁹ *Ibid.*, article 153. 深海底の鉱物資源は人類の共同財産に当たることから、探査・開発は国際海底機構の事業体が直接実施するか、または「締約国、国営企業又は締約国の国籍を有し若しくは締約国若しくはその国民によって実効的に支配されている自然人若しくは法人であって当該締約国に保証されているもの」が旗国と提携して実施できるとする(153条2項(b))。同条項の保証(sponsor)を行う国は保証国と称され、以下そのように使用する(林司ほか『前掲書』(注554)114-120頁)。

範囲を超えて広範に設定されたことが注目される⁵⁶⁰。

2011年、ITLOS 海底紛争裁判部は、深海底に関する勧告的意見で、保証国が負う義務の性質について詳細に明らかにした⁵⁶¹。

勧告的意見は、保証国の義務には、①契約者による条約規定等の遵守を確保する義務と②直接義務があるとし、前者は、保証国が遵守を確保するために合理的に適切な、法令及び行政上の措置を講じる義務とする一方⁵⁶²、後者は、予防的アプローチおよび「最良の慣行」を適用する義務、救済手段の利用を提供する義務、環境影響評価を行う義務を含むとした⁵⁶³。このように ITLOS は、深海底において領域国でない保証国に極めて高度な義務があることを明らかにしている。そして、保証国の義務の性質を対世的(*erga omnes*)義務であると明確に示した点も重要である⁵⁶⁴。

(4) 旗国義務の強化と多元的管轄権

海洋で発生する船舶の有害行為に関しては、船舶に関する旗国主義の下での便宜置籍船の横行が問題となり、旗国による義務の履行確保が深刻に問われる事態となっている⁵⁶⁵。これに対応する国際法規範の展開としては、一方で、海洋法条約や SOLAS 条約⁵⁶⁶等多くの条約が、旗国の義務を強化するとともに、他方で、沿岸国や寄港国の管

⁵⁶⁰ 山本『前掲書』(注41)315頁。山本は、法人の国籍を、法人の設立根拠法又は経営の統括地のいずれかを基準とするものと把握したうえで、139条の実効的支配の基準について「私人・私企業の深海底活動に対する国家の属人的な管理に基づく保証責任の範囲が拡大されたもの」(同上)として注意すべきだと指摘する。

⁵⁶¹ Responsibilities and obligations of States with respect to activities in the Area, Advisory Opinion, 1 February 2011, ITLOS Reports 2011, p. 10. 訳文は、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『深海底活動責任事件』2011年2月1日勧告的意見(一)」『商学討究』66巻1号(2015年)367-406頁及び、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『深海底活動責任事件』2011年2月1日勧告的意見(二・完)」66巻2・3号『商学討究』(2015年)303-328頁を参照した。

⁵⁶² ITLOS, *Ibid.*, para.242.

⁵⁶³ 薬師寺公夫「深海底活動に起因する環境汚染損害に対する契約者と保証国の義務と賠償責任」松井芳郎ほか編『21世紀の国際法と海洋法の課題』(東信堂、2016年)338-375頁、柳井俊二「海洋法の漸進的発達に対する国際海洋法裁判所の貢献」岩沢雄司、岡野正敬編集代表 小和田恆国際司法裁判所裁判官退官記念『国際関係と法の支配』(信山社、2021年)303-307頁、中田達也「国際海底機構の開発規則策定状況と日本の課題」『海の論考 OPR Perspectives』12号(2020年)。

⁵⁶⁴ ITLOS, *supra* note 561, para.180. 人類共同の遺産と言われる深海底資源と環境の保護を ITLOS は対世的な義務と認識した。薬師寺、同上。

⁵⁶⁵ 松井『前掲書』(注40)69-70頁。

⁵⁶⁶ 海上人命安全条約(International Convention for the Safety of Life at Sea, adopted 1 November 1974, entered into force 25 May 1980, UNTS 1184 and 1185)の1994年改正は、条約附属書に国際安全管理規則(ISMコード)に関するIX章を導入し、その遵守を締約国(旗国等)の義務とした。海上人命安全条約(SOLAS条約)の1994年改正は、船舶を運行する企業に対し、ISMに適合する安全管理システムを策定し、管理責任体制を構築することを条約上義務付けている。富岡仁『船舶汚染規制の国際法』(信山社、2018年)170-177頁。

轄権を重疊的に設定して旗国による管轄権行使を補い、多元的管轄権制度を確立して対応している⁵⁶⁷。特に、寄港国管轄権は、抽象的な規制可能性を根拠として管轄権を認めるもので、普遍的管轄権ないしこれに準ずる制度展開として注目される⁵⁶⁸。

2015年の西アフリカ地域漁業委員会事件に関する ITLOS 勧告的意見⁵⁶⁹は、IUU（違法・無報告・無規制）漁業⁵⁷⁰を防止・抑制するために必要な措置をとる主要な責任が沿岸国にあるとしつつ、旗国にも自国を旗国とする船舶が対象 EEZ で IUU 漁業活動を行わないよう確保する責任があると明らかにした⁵⁷¹。

ITLOS は、深海底における勧告的意見を参照し、旗国は深海底開発における保証国が契約者に対して負うのと同様に、船舶に対する相当注意義務として、IUU 漁業を防止するために「適当な手段を講じ、可能な限り最善の努力を尽くす」義務があるとし⁵⁷²、立法、行政、司法上の措置を講じて IUU 漁業を防止する義務を明らかにした⁵⁷³。便宜置籍船の越境有害行為を旗国が半ば放置している状況は、グローバリゼーション下での多国籍企業の越境的人権侵害と類似した構図が認められるところ⁵⁷⁴、沿岸国と旗国がともに事態の防止・抑制の義務を負うと明確に確認したことは注目に値する⁵⁷⁵。

⁵⁶⁷ 富岡『前掲書』（注 566）157-177 頁。

⁵⁶⁸ 瀬田「前掲論文」（注 492）、富岡『前掲書』（注 566）139-147 頁。

⁵⁶⁹ Request for Advisory Opinion submitted by the Sub-Regional Fisheries Commission, Advisory Opinion, ITLOS Reports 2015, p. 4. 訳文は、佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所『西アフリカ地域漁業委員会事件』2015年4月2日勧告的意見(一)』『商学討究』66巻2・3号（2015年）329-366頁によった。西アフリカの準地域漁業委員会(Sub-Regional Fisheries Commission, SRFC)加盟国(ギニア、セネガル等)が EEZ における加盟国の排他的経済水域(EEZ)において頻発する便宜的置籍船等による IUU 漁業に苦しみ、ITLOS に意見を求めた。柳井「前掲論文」（注 563）324-332 頁。

⁵⁷⁰ Illegal, Unreported, Unregulated の頭文字を取って IUU 漁業と呼称される。

⁵⁷¹ ITLOS (2015), *supra* note 569, para.124.

⁵⁷² 旗国と、沿岸国の排他的経済水域で漁業活動を行う船舶との関係は、深海底開発の保証国と契約者の関係と同等ではないとしつつも、2011年勧告的意見をそのまま適用できるとした(paras. 125-132)。

⁵⁷³ 立法による規制にとどまらず、①その遵守を監視・確保するための執行のメカニズムの確立(para.138)、②違法行為を抑止するに足る制裁措置(para.138)、沿岸国から通報を受けた場合は、③調査し、事態を是正するための必要な措置を取り、その措置を通報国に通知する義務(para.139)があるとする。

⁵⁷⁴ 旗国主義は、海洋での自由な航行を促進するために、海運国の圧倒的な支持を得てきたが、その一方、旗国と船舶の関係が希薄化する中、旗国が越境有害行為に対し有効な対応を行っていない。船舶起因汚染等の事故が沿岸国に被害をもたらすようになり、海洋法条約の条約交渉において、多元的管轄権の確立が途上国側から主張され、旗国主義が修正され、多元的管轄権が導入された経緯がある(富岡『前掲書』（注 566）43-86 頁、139-148 頁)。関係国の義務が規定されている海洋法と、こうしたコンセンサスがないビジネスと人権の分野においては、国際法上の規律の有無異なるものの、グローバリゼーションの要請で自由に越境活動をする非国家主体の活動を、規制・管理することが可能な国家がその役割を果たしていないため、影響が領域外に発生しているという点では類似性がみられる。

⁵⁷⁵ 宇宙、深海底、公海等、そもそも属地主義に基づく領域国家がない事例と異なり、沿岸国とともに旗国が義務を負うとの点は重要である。軍縮条約も属地・属人管轄権を併存させている。

(5) 軍縮条約

非国家主体による越境的な損害を防止・抑止する国際法による規制として、非人道的な兵器に関わる規制も重要な分野である。

一連の軍縮条約も国際環境法と同様、「自国の管轄または管理下」にある活動（私人活動を含む）に対する締約国の義務を定めている⁵⁷⁶。

このうち、生物兵器禁止条約⁵⁷⁷と化学兵器禁止条約⁵⁷⁸は「管轄または管理下」が場所概念として使用されている。

一方、新しく制定された対人地雷禁止条約、クラスター爆弾禁止条約、核兵器禁止条約は、「自国の管轄または管理下」にある兵器の破棄⁵⁷⁹、配置等の禁止⁵⁸⁰とともに、「自国の管轄若しくは管理の下にある者によるものまたは自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるもの」（下線は筆者による）を防止・抑止するため、「立法上、行政上その他のあらゆる適当な措置（罰則を設けることを含む。）をとる」旨定めている⁵⁸¹。属地主義とあわせて属人主義を採用するものであり、締約国の国民や私企業の領域外の活動に対しても、立法による禁止と処罰、行政措置を講ずることを国家の義務としている⁵⁸²。

⁵⁷⁶ 江藤 淳一「軍縮条約における『管轄又は管理』の用法」『東洋法学』44巻1号（2000年）115-159頁。

⁵⁷⁷ 生物兵器禁止条約(Convention on the prohibition of the development, production and stockpiling of bacteriological (biological) and toxin weapons and on their destruction, adopted 10 April 1972, entered into force 26 March 1975, 1015UNTS 163)は、「管轄又は管理下におけるいかなる場所」においても生物兵器等の「開発、生産、貯蔵、取得又は保有を禁止し及び防止するために必要な措置をとる」(4条)とする。

⁵⁷⁸ 化学兵器禁止条約(Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction, adopted 3 September 1992, entered into force 29 April 1997, 1975UNTS 45)は、「自国の管轄下にある場所でもいかなる場所においても」自然人又は法人に対し、条約によって禁止される行為を禁止し、違反者を処罰することを義務として課す(7条)。

⁵⁷⁹ 対人地雷禁止条約(Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and on their Destruction, adopted 18 September 1997, entered into force 1 March 1999, 2056UNTS 211)は、自国民が所有・占有、自国の管轄又は管理下に貯蔵されている地雷の破棄(4条)、管轄又は管理下における地雷敷設地域での地雷の破棄(5条)を規定。クラスター爆弾禁止条約(Convention on Cluster Munitions, adopted 30 May 2008, entered into force 1 August 2010, 2688UNTS 39)は、「管轄または管理下」にあるクラスター爆弾の区別、廃棄、「管轄または管理下」にある被害者の援助等を規定する。

⁵⁸⁰ 核兵器禁止条約(Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons, adopted 7 July 2017, 7.7, entered into force 22 January 2021, C.N.475.2017)は1条で、自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいずれの場所でも、核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し、又は展開することを禁止し、自国の管轄下にある被害者の援助(6条)を定める。

⁵⁸¹ 対人地雷禁止条約9条、クラスター爆弾禁止条約9条、核兵器禁止条約5条。

⁵⁸² 江藤「前掲論文」(注576)、小倉康久「核兵器製造企業への投資規制」『国際法学とグローバル経済 間宮勇先生追悼』(信山社、2021年)97-114頁。

(6) 小括

以上のとおり、私人活動による越境損害を防止すべき国家の義務が、国際環境法を越えて国際法の他の分野にも広がっている。「管轄または管理下」の活動は、自国領域における活動にとどまらず、国境を越える非国家主体の活動も含み、属人的管轄権や「旗国」「許可」「保証」など、非国家主体に実質的な規制・管理権限を行使しうる国家も、義務を負うことが確認できた。深海底開発に関するレジームにおいては多国籍企業の子会社の領域外活動にも保証国の義務が及ぶとされている⁵⁸³。

そして、その義務内容は、立法による規制⁵⁸⁴、行政（調査、監視、是正）⁵⁸⁵、被害救済と責任⁵⁸⁶、制裁⁵⁸⁷などを含み、義務内容が高度化している。

一連の域外的義務の拡大は、越境する私人活動が国際社会全体の利益を損なう場合に、領域国やそれに準じる国にとどまらず、私人を規制・管理しうる国家に対応義務を課す、国際協力義務の展開と位置付けられる⁵⁸⁸。

2 領域外の非国家主体の人権侵害行為に関する国家責任の展開

以上に見た、私人の領域外活動に対する国家の域外的義務の拡大は、人権の分野にも表れつつある。

1996年、ICJは、ジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対ユーゴスラヴィア）の先決的抗弁判決で、ジェノサイド条約上の権利・義務は対世的(*erga omnes*)性格だとし「各国がジェノサイド罪を防止及び処罰しなければならない義務は条約によって領域的に制限されていない」と判示した⁵⁸⁹。

⁵⁸³ 山本『前掲書』(注41) 315頁。なお、レジームとは、Krasnerによれば、国際関係の所与の争点領域においてアクターの期待が収斂するところの明示的もしくは暗黙の原則、規則、ルール、および意思決定手続の総体であると定義される(ステューブン・D・クラズナー著・河野勝監訳『国際レジーム』(勁草書房・2020年) 3頁)が、国際法の観点からは、村瀬が①条約を基礎に一定の国際公益の実現を目的として設立され、②履行確保のための自律的制度と手続が整備され、③第三国との関係で一定の対抗力を有するものだと整理している(村瀬・「前掲論文」(注40) 345頁)。本研究においても同様に理解して議論する。

⁵⁸⁴ 海洋法条約 207-212条、対人地雷禁止条約等、深海底(ITLOS)、IUU漁業(ITLOS)について該当する。

⁵⁸⁵ 海洋法条約 207-222条、宇宙条約、深海底、軍縮条約について該当する。

⁵⁸⁶ 海洋法条約 139条、235条、宇宙条約について該当する。

⁵⁸⁷ 対人地雷禁止条約、IUU漁業(ITLOS)等について該当する。

⁵⁸⁸ 奥脇直也「協力義務の遵守について—『協力の国際法』の新たな展開」村瀬信也先生古稀『国際法学の諸相』(信山社、2015年)。

⁵⁸⁹ Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Preliminary Objections, Judgment, I. C. J. Reports 1996, p. 595, p.616 para.31, Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, adopted 9 December 1948, entered into force 12 January 1951, 78 UNTS 277, 湯山「前掲論文」(注551) 1316頁。

2007年の同事件 ICJ 本案判決⁵⁹⁰は、領域外の非国家主体によるジェノサイド行為に関し、被告国による実効的支配の欠如を理由に被告への帰属を認めなかったものの⁵⁹¹、被告の「影響力」を根拠として、事態に対する不作為を理由に相当注意義務違反に基づく国家責任を認めた。すなわち、ICJ 最終判決は、被告が「否定しえない影響力と、重大な懸念を知らせる情報」を有していたことに照らせば、ジェノサイドを「防止する最善の努力を果たすべきであった」とし⁵⁹²、ジェノサイド防止義務とその違反を認めた⁵⁹³。

ICJ が国際環境法で採用された「管轄または管理」という基準を超えて、領域外の非国家主体に対する国家の「影響力」という新しい基準を採用し、国家がジェノサイド条約上負うジェノサイド防止義務の適用範囲を大幅に緩和したことが注目される⁵⁹⁴。

ICJ は、被告がジェノサイド条約の他の締約国と異なり、実行者らに対する政治的・軍事的・資金的なリンクを有し、近接した関係にあったこと⁵⁹⁵、被告に対しジェノサイドに能動的に関与しないことを命ずる ICJ の仮保全命令が事前に出されていたこと⁵⁹⁶、ジェノサイドの現実的危機を了知できたこと⁵⁹⁷を根拠に、被告はジェノサイド防止のための最善の努力をすべきであったとする。

⁵⁹⁰Case Concerning the Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, I.C.J. Reports 2007, p. 43. 本件については、湯山「前掲論文」(注 551) 1300-1362 頁、萬歳『前掲書』(注 40) 131-136 頁、葉師寺公夫「ジェノサイド条約適用事件 ICJ 本案判決 — 行為の帰属と国の防止義務再論」坂元茂樹編『国際立法の最前線』327-377 頁(有信堂、2009 年)。

⁵⁹¹ *Ibid.*, よく知られる通り本件で ICJ は、まず、ジェノサイドを実行した非国家主体の行為の国家帰属に関し、国家責任条文 8 条の適用を検討し、ICJ ニカラグア事件 (Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986, p. 14) が採用した実効的支配基準を採用し、ICTY がタジッチ事件で採用した全般的支配基準を採用せず (paras. 398-407)、ジェノサイド行為の国家帰属を否定した (para. 415)。また、ICJ は被告が実行者のジェノサイドの意図を知りつつ援助・幫助したものではないとしてジェノサイド条約 3 条 e のジェノサイドの共謀 (Complicity) も否定した (paras. 423-424)。

⁵⁹² *Ibid.*, para. 430.

⁵⁹³ *Ibid.*, para. 138.

⁵⁹⁴ 葉師寺「前掲論文」(注 590) 359 頁。第 2 章でみた 2004 年の欧州人権裁判所の Ilascu 事件判決で採用された基準は「決定的影響力」であるが、本件ではこの基準より緩和されている。Ilascu 事件判決は極めて例外的な事象と扱われてきたが、本 ICJ 判決が「影響力」基準を採用したことで、今後領域外の非国家主体の人権侵害に関する国家の義務について、さらに国際法が発展していく可能性、少なくともその萌芽が示されたと評価しうるだろう。

⁵⁹⁵ ICJ Judgement, *supra* note 590, para. 434.

⁵⁹⁶ *Ibid.*, para. 435, ICJ は 1993 年の仮保全命令において既に、被告に対し、指示 (direction)、支援 (support) を行っている軍、準軍事組織、非正規の武装組織だけでなく、管理 (Control)、指示 (direction)、影響 (influence) を有するいかなる団体・個人もジェノサイドの実行、共謀、指示、煽動をしないよう求めている (Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures, Order of 8 April 1993, I.C.J. Reports 1993, p. 3 and p. 24)。

⁵⁹⁷ *Ibid.*, para. 436.

ICJ が、ジェノサイドのように人権侵害が極めて深刻である場合には、国家の領域外で活動する非国家主体について、国家が「管轄または管理」をしていない場合であっても、その実質的な影響力を根拠に、人権侵害を防止する義務を負うと判断したことは重要である⁵⁹⁸。「影響力」に関する基準を精緻化し、広く国際人権法上の域外的義務を具体化する国際法の発展が期待される⁵⁹⁹。

第3節 人権条約の域外的義務に関する考察

1 国際法上の域外的義務の拡大の動向

以上に概観してきた国際環境法をはじめとする国際法の発展は、本研究における人権条約に関する国家の域外的義務という問題関心に照らし、概略以下のように総括できる。

第1に、国際環境法において、国家がその「管轄または管理下」に置く非国家主体の越境損害を防止する義務を負うとの規範が確立し、多くの条約にも規定されている。さらに、国家の義務は拡大し、領域内の私人活動に基づき越境被害が発生する場合にとどまらず、属人的管轄権や、実質的に規制・管理権限を有する非国家主体による領域外の国際有害行為に対しても防止義務を負うとの規範が形成されている。

第2に、非国家主体を「管轄または管理下」に置く国家は、越境有害行為を防止するため、立法による規制、適切な監視と実施、調査や是正、被害救済等の措置を講ずることが求められている。国際環境法分野では、事前通報、事前協議の義務、環境影響評価等、高度かつ具体的な義務が課されている。

⁵⁹⁸ *Ibid.*, 本判決は、ジェノサイド処罰義務との関係では、被告が ICTY に容疑者を引き渡さなかったことから協力義務違反を認めた (paras. 449-450)。但し、本判決は、防止義務違反を認める一方、防止義務と結果の間の因果関係を否定した。また、義務違反を認定したことをもって相当の満足を構成するものであるから、金銭賠償及び再発防止の補償を求めないと決定した。ジェノサイドという結果の重大性に照らして、これが適切で相当な救済といえるのか大きな疑問が呈されている (薬師寺「前掲論文」(注 590) 359 頁、湯山「前掲論文」(注 551) 1330-1334 頁)。

⁵⁹⁹ 湯山は「領域使用の管理責任としての防止義務と同様に考えるならば、管轄または管理の下の事態に限定されることになるはずである」(湯山「前掲論文」(注 551) 1317 頁)とし、「本判決の示した防止義務の射程は、管轄権や事実上の支配を超えて防止義務を認める点で特筆すべきものがある」と指摘し、国家責任条文 41 条に基づく、強行規範の重大な違反に対する協力義務の観点を示唆したものだとする(同、1319-1320 頁)。同様の見解として、Marko Milanovic, “State Responsibility for Genocide: A Follow-Up”, *The European Journal of International Law*, Vol.18(2007), pp. 686-687, ただし、ジェノサイドを防止しうる影響力があれば、協力義務の名のもとに、すべての国が防止義務を負うという議論は武力行使としての人道的な介入まで容認する議論に発展しかねない。防止義務を負う国家及びその取り得る手段の議論の精緻化が必要である。

2 国際人権法に関する考察

(1) 国際人権法の限界の克服

以上の展開と対照的に、国際人権法においては、これまで、国家は「領域および管轄下の個人」(自由権規約)の人権に対して義務を負うとされ、多くの条約体制は義務の範囲を同様に規定又は解釈し、領域外の私人行為に基づく事態に関する国家の相当注意義務を観念してこなかった。こうした義務の領域的限定は、国家こそが人権侵害を行う主体としてのみとらえる伝統的な人権観に基づくものと考えられる。

しかし、第2章で確認した通り、昨今このような伝統的な人権観は修正され、国際人権法上の国家の義務は、単に人権侵害をしないという「尊重」義務にとどまらず、非国家主体等による人権侵害から個人を守る「保護」義務、さらに「充足」義務にまで及んでいる。そして、多国籍企業をはじめとする非国家主体による人権侵害が領域を越えて行われる今日、国家が自国の管轄下におく個人に対する人権侵害にとどまらず、自国の管轄・管理下におく(または影響力を行使しうる)非国家主体による人権侵害の被害を受けた領域外の個人をも保護する義務を確立することは実効的な人権保障にとって重要な課題と言える⁶⁰⁰。

国際人権法は、国内的平面において公私二分論を乗り越える規範を確立させ、国家が領域外において自ら人権侵害に域外的義務を確立しつつある。しかるに、国家の監督・管理下にある私人の越境的人権侵害行為に対する不作為についてはいかなる場合も責任を問われないとの二分論(公私二分論、及び作為と不作為の二分論)を維持することが果たして正当なのか⁶⁰¹。人権の普遍性や国際人権法の存立目的に照らして、見直しを迫る見解が有力になりつつある⁶⁰²。

⁶⁰⁰ Shany, *supra* note 240, p.143. シャニーは、国家による行為でも非国家主体による行為でも個人の享受する人権を侵害する能力は変わらず、そこで損なわれる道徳的価値に差異がないことは、人権条約上の積極義務を肯定するにあたっての正当化理由となったが、越境的な人権侵害においても同様であると主張する。

⁶⁰¹ 公私二分論に関しては、Christine Chinkin, “A Critique of Public/Private Dimension”, *European Journal of International Law*, Vol.10 (1999), pp. 387-395 を参照した。Chinkin も指摘する通り、国家責任条文2条は、国際違法行為は作為 (act) だけでなく不作為(omission)によって発生しうるとする(Article 2, Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts, *supra* note 137),

⁶⁰² シャニーは、国家による作為と不作為、国家による越境的人権侵害と企業による越境的人権侵害において保護の対象である個人の人権保障に差異を許容しうる正当化理由はないと主張する(Shany, *supra* note 240, p.143)。阿部は、そもそも国際人権法は、人類を国家という枠で分断し、個人をどのように取り扱おうと国際法は関知しないという近代国際法を「沈黙の傍観者」と批判し、このような在り方に転換を迫って登場したと指摘する(阿部浩己『人間の価値』の実現—国際人権法の意味するもの』岩波講座 現代の法2『国際社会と法』(岩波書店、1997年) 155-158頁)。

そもそも、国際環境法発展の淵源となった領域使用の管理責任原則は、領域内の外国人の保護など、「人」の保護を中心に議論されており、「人道の基本的考慮」(コルフ海峡事件 ICJ 判決)⁶⁰³に依拠するものである。そして、「管轄または管理下」にある非国家主体への国家の域外的な義務の拡張は、環境分野以外にも広がっており、人権法のみがこれを援用することが許されないとは考え難い⁶⁰⁴。ジェノサイド条約適用事件においてICJが、領域外の非国家主体による人権侵害に関し、影響力を有する国家が防止の義務を負うと判断したことは、人権規範もこうした国際社会の動態的發展と無縁でないことを明らかにしたといえる⁶⁰⁵。

(2) 国家の義務履行可能性

国家の域外的な積極義務を拡張する議論には、領域外での国家の義務履行能力や履行確保可能性が問題として指摘されてきた⁶⁰⁶。この点で安藤が、「領域外の私人行為に関して国家が何がしかの責任を負う根拠は、国家がまさしく、それらの私人を許可し監視するなど、自己の支配下に置き、規制(control)しうる可能性に求められる」「見方を変えれば、国家は領域外の私人行為についても、これを自己の支配下に置き規制しうるかぎりにおいて、その行為から生じる損害について何がしかの責任を負うことにやぶさかではない、と言えるのではないだろうか」との指摘が重要である⁶⁰⁷。この指摘は、油濁汚染や原子力損害等の諸条約の形成過程の分析に関する言及であるが、企業の越境的活動に伴う人権侵害についても同様の理が妥当するといえる。国家は自国を拠点とする私人、自国の支配、規制、管轄を及ぼすことのできる、実質的連関を持った私人(企業を含む)の行為に対しては、立法、行政、司法管轄権を行使する権限があり、自国を拠点とする多国籍企業への規制を通じて子会社へも間接的なコントロ

⁶⁰³ Corfu Channel case, Judgment of April 9th, 1949: I.C. J. Reports 1949, P. 4.

⁶⁰⁴ Olivier De Schutter et al, "Commentary to the Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights", *Human Rights Quarterly*, Vol.34 no.4(2012), p 1136; ILA が、2008年、国際人権法は一般国際法を出発点にしており、できる限り調和をさせていくアプローチを採用すべきとしていることも参照に値する (ILA, *supra* note 172, pp. 663-685).

⁶⁰⁵ ICJ Judgement, *supra* note 590.

⁶⁰⁶ 中尾「前掲論文」(注 213) (一)。「国家は、国際法上、第一義的に領域国家であるが故に、領域性との関わりを持つ限りにおいて、その管理権能と履行責任を十全に果たしうる」(村瀬『前掲書』(注 40) 349頁)と考えられてきた。そこで、領域性を離れた管轄権の行使については履行確保の問題が発生するとの問題意識である。

⁶⁰⁷ 安藤「前掲論文」(注 41) 339 頁。

ールを及ぼしうる立場にある⁶⁰⁸。国家はこうした権限を行使することを通じ、その限度において、国際法上の義務を履行することが可能である。そうであれば、国家が管轄下に置き、あるいは管理できる企業の越境的活動に対し、国家が国際人権法上の義務を負うことに実務的な支障は見出しがたい。

3 国際協力義務および対世的義務の視点からの考察

国家の域外的義務を発展させてきた国際法レジームに共通する特徴は、環境（海洋環境、深海底）、人命・海洋の安全(SOLAS 条約、IUU 漁業)、人道(軍縮)、人権(ジェノサイド)など、国際社会に共通する重要な利益を守ることを目的とするレジームであることであり、こうしたレジームにおいて、国家の域外的な義務が次々に形成され、確立している状況がある。

こうした展開は、現代国際法が、国家間の利害衝突を回避し平和共存を図る伝統的な「共存の国際法」に対し、国際社会全体に共通する目的を実現するために国家間の協力を推進する「協力の国際法」として展開する新しい構造変化を進める過程で、国際法の随所に出現した「国際協力義務」の形成・発展の動態と捉えることができる⁶⁰⁹。

「協力の国際法」で追及されるのは、伝統的な二国間関係の算術的総和を超えた国際社会全体の共通の目的や利益であり、シンマらは、これが第二次世界大戦後顕著な国際法の変化だとしつつ、経済のグローバル化の中で、益々その必要性が高まっているとする⁶¹⁰。

奥脇が詳細な分析に基づき、国際協力義務が「国際社会の発展を方向付け、また国家の成熟を促す方向で、様々な国際的諸制度や手続の仕組づくりのなかにすでに現れてきている」⁶¹¹と指摘する通り、協力義務は現代の国際法全体を貫く発展方向ととらえられる。

⁶⁰⁸ 海外進出する企業の事業を監視しうる可能性も、船舶汚染における旗国よりもむしろ高いはずである。

⁶⁰⁹ 奥脇「前掲論文」(注 588) 7-11 頁、「協力の国際法」という国際法認識は、広く共有されている。Friedmann, *supra* note 26, pp. 62-71、小畑「前掲論文」(注 26) 151-176 頁。

⁶¹⁰ Simma, *supra* note 189, pp. 229-249. 奥脇、同上。国際社会の共通利益はその点でいわゆる「諸国の共通利益」と異なる。シンマらは、国際法が新自由主義に奉仕するかに見える現代こそ、個別国家のエゴイステイックな国益追及に代わる国際社会全体に奉仕する国際法が求められていると指摘する(Bruno Simma and Andreas L. Paulus, "The 'International Community: Facing the Challenge of Globalization", *European Journal of International Law*, Vol. 9 (1998), pp. 266-277).

⁶¹¹ 奥脇「前掲論文」(注 588) 45 頁。

国際人権法も、国際法の一部である以上、この動的展開の中にある。

人権に関する国際協力義務は、そもそも国連憲章 55 条、56 条に端を発し、国際人権条約にはそれぞれ協力義務が明記されている。国際人権規範は、国家の義務を自国領域の個人の保護のみに限定する閉じられた体系ではない。現に国際人権法上の域外的義務を国際環境法上の越境損害防止義務等と同等に、国際協力義務と位置付ける見解が学説上有力である⁶¹²。

さらに、環境条約上、越境損害防止や地球環境保護のために国家に課される厳しい義務が確立された根拠は「国際社会の全構成員に対して負う『普遍的義務』(*obligation erga omnes*)の性質」に基づくと説明されている⁶¹³。同様の見解は学説、判例で確立されている⁶¹⁴。この点、すでに第 2 章で見てきた通り、国際人権法上の国家の義務も、対世的性質を有する普遍的義務であることは広く承認されている⁶¹⁵。

ILC は対世的義務について「すべての国家が国際社会全体に対する義務の侵害に対して責任を果たす資格を得る」としている⁶¹⁶。被害国でない国が対世的義務の違反に対して果たす責任として、防止、処罰等の義務が ICJ によって確認されたことは前述したとおりである⁶¹⁷。人権条約上の義務が環境条約上の義務と同様、個別国家の利益を超えた人類の公共的利益の実現のために不可欠な対世的義務であることに照らせば、国際環境法同様に、国家の義務を域外で発生する事態に拡張することには、理論的な

⁶¹² Skogly, *supra* note 241, 奥脇、同上 37-44 頁。奥脇は、越境損害防止(環境)と、後述のマーストリヒト原則等の展開をともに「協力義務」と位置づけられている。

⁶¹³ 村瀬「前掲論文」(注 521) 382-383 頁。

⁶¹⁴ 山本も同様に、普遍的義務として位置づける(山本『前掲書』(注 41) 50-51 頁)。本研究ではこの義務を「対世的義務」と訳する(対世的義務については脚注 188-190 参照)。Boyle らは環境損害を防止、軽減、管理する国家の義務は二国間関係ではなく、国際社会全体が共有すべき義務であって *erga omnes* に該当するという(Patricia Birnie, Alan Boyle and Catherine Redgwell, *International law and the Environment* (3rd ed. Oxford University Press, 2009), pp. 131-133, 145, 233-234)。ITLOS の深海底に関する勧告的意見(*supra* note 561)が、保証国の義務を対世的(*erga omnes*)義務ととらえ、厳しい義務を具体的に明らかにしたことは既にみてきた通りである。

⁶¹⁵ I.C.J. Reports (1970) 3. *supra* note 121; Koskenniemi, *supra* note 50, pp.80-81, para. 391. 第 2 章参照。

⁶¹⁶ “all States are entitled to invoke responsibility for breaches of obligations to the international community as a whole” (ILC, *supra* note 137, A/56/10, Chapter III Commentary (7) pp. 111-112; Koskenniemi, *supra* note 50, p.83, para.405)

⁶¹⁷ I. C. J. Reports 1996, *supra* note 589; I.C.J. Reports 2007, *supra* note 590. なお、バルセロナ・トラクション事件は、司法救済の否定について、人権保護の問題に含まれるとしつつ、普遍的レベルの人権規範は、国籍を問わず被害者を保護する権能を付与しているとはいえず、地域レベルの問題であるとも判示しているが(ICJ, *supra* note 121, p.47 para. 91)、この言及は学説によって批判されており、この判示部分の今日的意義は極めて疑わしい。Crawford はこのような理解は人権条約の明文規定にも反していると批判する(Crawford, *supra* note 57, pp.268 and 269)。

正当性が認められよう⁶¹⁸。とはいえ、対世的義務を理由に無制限の介入が許されるわけではなく、奥脇は、域外国が国内措置を取る際に領域国の主権的裁量の侵害にならない慎重な配慮が求められると指摘する⁶¹⁹。域外的義務の履行方法に関しても、越境環境損害防止義務において確立された規範を参照し、その範囲で許容しうると考えるのが相当であろう⁶²⁰。

4 学説の動向

欧州の研究者の間では、以上のような国際環境法の展開に着目して、これをビジネスと人権の分野で参照し、国家に対し、企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人に対する人権を保護する義務を課す方向での理論的解明が進んでいる⁶²¹。

コーマンスは、トレイル溶鉱所事件を参照し、このルールは人権法の領域でも適用でき、多国籍企業の起源国に起因する活動から個人を保護する国家の義務に援用できるのではないかと示唆し⁶²²、デ・シュッターはICJの核兵器に関する勧告的意見が参照する越境環境損害防止義務について「この原則を、環境法を越えて、人権法に拡張することを禁止する論理は何らない」と主張している⁶²³。セックは ILC の越境損害防止条文草案及び損失配分に関する諸原則等に依拠して、多国籍企業の本国の人権に対す

⁶¹⁸ 対世的義務については国際紛争手続における当事者適格の文脈で多くの議論がされている(河野「前掲論文」(注189))一方で、対抗措置や域外的義務や域外的管轄権との関連でも議論されている(Christian Tams, *Enforcing Obligations Erga Omnes in International Law* (Cambridge University Press,2005); De Schutter et al., *supra* note 604, pp.1103,1142 and 1166). Tams は慣習国際法に違反した場合と共に人権条約への違反について検討し、対世的義務違反に関する権限行使は条約が明示的に排除しない限り妨げられないとする(Tams, pp. 304 and 305). 原告適格に関しても、ICJはガンビア対ミャンマー事件の仮保全命令において、ジェノサイド防止は締約国の共通利益であり、条約締約国間対世的義務(*obligation erga omnes partes*)に関しては、全当事国が義務違反を追求できると判断し、ガンビアに原告適格を認めた(Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar), provisional measure, order of 23 January 2020, ICJ Report 2020,p3)。李義之「仮保全措置—ジェノサイド条約適用事件(ガンビア対ミャンマー)『国際法判例百選 [第3版]』(有斐閣、2021年) 208-209頁。

⁶¹⁹ 奥脇「前掲論文」(注588)43,44頁。人権をめぐるのは、「保護する責任論」に見られる通り、人権の名のもとに主権侵害的な介入に至る危険があることから、権限行使の範囲と方法は慎重な考慮が求められる(最上「前掲論文」(注486))。

⁶²⁰ ビジネスと人権の文脈では、国際環境法同様「管轄又は管理下」の私人行為に関連する義務の範囲で、越境環境損害防止義務として確立された規範の範囲内で域外的義務を確認していこうとするのが本研究の立場である。人権条約機関は概ね同様の解釈を確立している(第8章参照)。

⁶²¹ 本文で紹介する以外に、Zerk, *supra* note 212, McCorquodale and Simons, *supra* note 241, Sarah Joseph, “Extraterritorial Human Rights Duties” in *Blame it on the WTO?* (2011), pp. 245-264 等がある。

⁶²² Fons Coomans, “The Extraterritorial Scope of the International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights in the Work of the United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights”, *Human Rights Law Review*, Vol.11 no.1 (2011), pp. 1-35.

⁶²³ Schutter, *International Human Rights Law*, *supra* note 198, p. 197.

る義務を構築しようとした⁶²⁴。こうした研究が一つの結実をみたのが、2011年9月に国際人権法の専門家らによって採択された、社会権に関する国家の域外的義務に関する「マーストリヒト原則」である⁶²⁵。

この宣言は、域外的な保護義務について、国家が規制権限を有する非国家主体に対し、行政、立法、調査、司法その他の必要な措置を講じて、社会権を侵害しないようにすべきだとする(原則24)⁶²⁶。そして、①領域内での行為、②国籍を有する非国家主体の行為、③中心的活動・登録・拠点・主たる事務所、実質的なビジネス活動の拠点が領域内にある企業・多国籍企業や支配的企業の行為、④領域内または領域外で行われる国家と合理的なつながりのある活動⁶²⁷、⑤社会権侵害が国際法のユス・コーゲンスに反する場合は、原則24の適用範囲になるとする(原則25)。さらに国家が「影響力を有する」活動に関しても、同様に域外的な保護義務の対象になるとした(原則26)⁶²⁸。原則25の①ないし④はこれまで見てきた通り、国家が実質的な連関を有し、管轄権を行使することができる場合であり、⑤は普遍的管轄権を行使しうる場合であり、原則26はICJジェノサイド条約適用事件を参照したことが明らかである。極めて影響力のある研究者が多く参加したこの宣言は、それ以降の人権条約の発展的解釈に大きな影響力を与えることになった⁶²⁹。

5 小括

本章の検討を通じて、国際環境法をはじめとする国際法の様々な分野で、「自国の管轄または管理下」にある非国家主体の活動によって発生する領域外の損害を防止する

⁶²⁴ Seck, *supra* note 35, pp. 177-206.

⁶²⁵ Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights (hereinafter, referred to as “Maastricht Principles”). 国際 NGO である国際法曹協会(International Commission of Jurists)とマーストリヒト大学が共催した会合に集結した国際人権法の専門家採択した文書で、国家が社会権規約上の権利に関し、領域外の個人に対していかなる義務を負うかをこれまでの解釈や国際判例、学説をもとに明確化した。原則の詳しい解説として、Olivier De Schutter et al., *supra* note 604, pp.1084-1169 (2012)がある。

⁶²⁶ *Ibid.*

⁶²⁷ *Ibid.* ②ないし③はそれ自体合理的なつながりとも評価しうるが、Schutter はこれ以外に④に該当するものとして、人権侵害につながる事業の一部が行われた国、執行可能な財産のある国等を例示する。

⁶²⁸ *Ibid.* ジェノサイド条約適用事件 (ICJ, *supra* note 590) を参照したものである。

⁶²⁹ 条約機関の動きは、第8章において詳述することとする。国連の独立人権専門家らは、2013年、マーストリヒト原則を参照するよう声明を出している。 *Human rights beyond borders: UN experts call on world governments to be guided by the Maastricht Principles*, 28 September 2013, available at <<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2013/09/human-rights-beyond-borders-un-experts-call-world-governments-be-guided>> last accessed on 30 January 2023.

ために、国家が相当注意義務を負うとの規範及び実行が確立していることが明らかになった。国際法は、越境する非国家主体による越境損害や国際公益の侵害に対し柔軟に対応し、国家の義務を領域外に拡張してきたといえる。その理論的根拠は、国際社会の公共的利益を達成するための国際協力義務あるいは義務内容の対世的性質に求められることが明らかになった。

同様の規範の発展は、国境を越える企業活動によって発生する人権侵害の被害にあう脆弱な個人を保護し、被害者を救済するという公共的目的達成のために、強く求められ、人権規範の対世的義務の性質に照らせば、ICJ が域外的義務を広く認めたジェノサイド禁止規範に限らず、普遍的に確立された国際人権法全般について、域外的義務を認めることが正当である。

本章では、越境損害防止義務の具体的内容として、立法による規制、行政その他による防止・是正措置、司法による被害救済と制裁等であることを概観してきたが、こうした義務は第 2 章でみた人権保護義務とほぼ平行である。国境を越える企業による人権侵害を防止・救済するために、①立法による規制、②防止・是正等の行政措置、さらに③発生した領域外の人権侵害に対する司法機関等による実効的被害救済(自由権規約 2 条 3 項等)を確保し、侵害行為を制裁することを内容とする国家の域外的保護義務の概念を確立することはむしろ自然だといえる。

乗り越える必要があるのは、自由権規約等における明文規定の限定であり、これは人権条約の発展的解釈ないし国際立法の課題となることから、第 8 章以降でこの点を検討する。域外的義務の履行確保を実現するために、既に人権条約が確立した多層的な履行確保のメカニズムは有用であるが、ビジネスと人権に関する新しい条約レジームを創設することは、履行確保に関する課題を前進させるだろう⁶³⁰。

⁶³⁰ 村瀬は国際環境法が「当為としての機能性原理と、存在における国家の領域性原則との矛盾・抵触を、特に履行確保という側面においてどのように克服してきたか」(「前掲論文」(注 40) 351 頁)との問いに対し、重層的な条約関係における不遵守手続等の履行確保手段の導入と国際レジームの設定によって克服してきたとする(同上)が、国際人権法は国際環境法に先んじて多層的な履行確保メカニズムを形成してきた。そして、国際環境法レジーム形成において、国際人権法は、特に履行確保手続の点で参照されてきたとされる。佐藤哲夫「国際組織による国々の義務履行に関する国際的コントロールー 国際人権法から国際環境法へ」『一橋論叢』114 巻 1 号 (1995 年) 99-15 頁。

第7章 企業の人権に関する義務と被害賠償

前章までの検討で、第3部の冒頭で提起した課題のひとつ、すなわち、

- ① 国家に対し、域外的な義務として、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向で国際法を発展させること

について、国際法上これが禁止されていないことを確認するとともにその必要性、正当性を検討した。

本章では、もう一つの問い、すなわち

- ② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害に関して企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展の可能性を検討する。

もとより条約は主権国家の自由意思で締結されうるが（合意主義）、ここで検討するのは国家間の合意によって企業に義務を課す条約を想定するため、その可能性の検討が必要となる。また現実的可能性の問題として、多数国間条約の締結においては、諸国の一致した意思が醸成される必要がある⁶³¹。

そこで、こうした国際立法の存立基盤があるのか、様々な条約体制の前例を検討し、ビジネスと人権の分野でこれを実現する可能性を考察するとともに、新たな国際法形成に向けての手がかりを得ることが本章の課題となる。

まず、第1節で、人道法や人権条約の規定等を概観し、非国家主体に対して直接的あるいは間接的に国際人権条約上の義務を課す国際条約の形成や実行を検討し、

⁶³¹ Jan Klabbbers, *International law* (3rd ed. Cambridge University Press, 2021), pp.24-27; *The Case of the S.S. Lotus (France v. Turkey)*, *sura note 247*. ローチュス号事件判決(*supra note 478*)は、国際法は独立の国家間を規律する法であり、国家間を規律する法は主権国家の自由意思に基づくとし、よって、禁止規範がない限り許容されると判示しており、Klabbbersは現代においても基本的にはこの理念が貫かれているという。条約法に関するウィーン条約(*Vienna Convention on the Law of Treaties*, 23 May 1969, entered into force, 27 January 1980, 1155 UNTS 331)は強行法規等の無効原因を定めるが、後述のとおり、「条約は、第三国の義務又は権利を当該第三国の同意なしに創設することはない」とする34条との関係がとりわけ問題となる。一方、立法条約は、「国際法の意識的、組織的な形成を目指す」(河西)諸国の一致した意思が存立基盤となることから、諸国によるこうした意思の醸成が条約化において必要となる。河西直也「現代国際法における合意基盤の二層性—国連システムにおける規範形成と秩序形成」『立教法学』33巻(1989年)98-138頁。

第 2 節で、私人による越境損害の被害救済・賠償に関する国際環境法の発展を概観することによって、実効性ある被害防止・救済を確保する国際法の前例を概観し、第 3 節で考察を行う。

第 1 節 非国家主体の人権に対する義務

本節では、上記②の問いを検討するために、国際条約によって、第 1 に、非国家主体に直接義務を課し、責任を定めることが可能か、第 2 に、条約が、国家を通じて間接的に非国家主体に義務や賠償責任(Liability)を課すことが可能か、第 3 に非国家主体に人権上の義務を課すことが可能かについて、近年の人権、人道法、越境犯罪等における規範形成のいくつかの例に照らして検討する⁶³²。

1 非国家主体に対する国際法上の直接的義務

国際法が個人の権利や義務を創設しうることは、既に検討したとおり、争いが無い⁶³³。問題は、企業などの非国家主体にも条約によって直接義務を課することができるかである。

この点、国際刑事裁判所に関するローマ規程採択にあたって法人の刑事責任に関する規定の導入は見送られており（第 1 章参照）、米連邦最高裁は *Jesner* 事件で、国際法違反の犯罪の刑事責任を負うのは個人に限定されていることを根拠に、非国家主体に国際人権法等の違反に基づく法的責任を課す国際慣習法が成立しているとは言えないと判示した（第 5 章参照）⁶³⁴。確かに法人の刑事責任に関する国際法上のコンセンサスは未確立であろうが、このことは非国家主体の人権に対する義務や民事上の責任まで免責することを意味しない。例えば、国家は、法人同様に国際刑事責任を負わないが、国家責任を負うことには争いが無い⁶³⁵。ICCで訴追されないことは国際的な義務を否定する根拠とはなり得ない。

⁶³²ある法秩序が別の法秩序から影響を受けてはならない理由がないことは、第 3 部冒頭で述べた通りである。須網「前掲論文」(注 84)。

⁶³³ 第 1 章第 2 節 1 参照

⁶³⁴ *Jesner v Arab Bank*, *supra* note 446, p. 14. “It does not follow, however, that current principles of international law extend liability: civil or criminal, for human-rights violations to corporations or other artificial entities. This is confirmed by the fact that the charters of respective international criminal tribunals often exclude corporations from their jurisdictional reach.”

⁶³⁵ ICJ, *supra* note 590.

そして、非国家主体が国際法上の義務を直接負うとの学説は有力に展開され、これを肯定する判例等もある。そこで以下、こうした現代における議論状況を概観する。

(1) 国際人道法上の非国家主体の取り扱い

国際人道法の分野では、ジュネーブ共通3条やジュネーブ第2追加議定書⁶³⁶が非国家主体である反徒(*Insurgent*)を法的に拘束することは学説上ほぼ争いがない⁶³⁷。2004年、シェラレオネ特別戦犯法廷控訴審判決は、国際人道法が締約国でない非国家主体をも拘束することは確立された法理であると判示し⁶³⁸、この見解は幅広く承認されている。

反徒はジュネーブ諸条約の参加者ではないため、条約法条約34条が依拠する「条約は第三者を益しも害しもしない」(*pacta tertiis nec nocent nec prosunt*)法理との抵触が問題になりうるが⁶³⁹、同条における「第三者」は第3国を意味し、個人や非国家主体を含まないと理解されている⁶⁴⁰。

非国家主体である反徒に国際法が直接適用される理由は、伝統的には、国家が条約締結をする結果、条約が国内法としての効力を有するため、当然に反徒を拘束するとの理論によって説明されてきた（ここでは立法管轄権理論と呼ぶ）⁶⁴¹。藤田

⁶³⁶ Common Article 3, Geneva Conventions, Geneva Convention relative to the protection of civilian persons in time of war, adopted 12 August 1949, entered into force 21 October 1950, 75 *UNTS* 1; Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the protection of victims of non-international armed conflicts (Protocol II), adopted 8 June 1977, 7 December 1978, 1125 *UNTS* 1.

⁶³⁷ Peters, *supra* note 125 p. 226. 岩沢は、共通3条、ジュネーブ第2追加議定書の非国際武力紛争への適用により、反乱団体も限られた範囲で国際法上の権利義務が帰属する国際法主体になったと指摘する（岩沢『前掲書』(注2) 27頁)。ジュネーブ共通3条は、非国際武力紛争の「各紛争当事者」に義務を課すことから、同条の義務は当然に国家でない紛争当事者主体を拘束するとされる(Andrew Clapham, “Focusing on Armed Non-State Actors” in Andrew Clapham and Paola Gaeta(eds.), *The Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict*, (Oxford University Press, 2014), p. 769)。第2追加議定書では、「紛争当事者」という表現をすべて削除したが、藤田は「削除に関係なく、第二議定書の法内容是不変であり、共通三条の場合と同じくこの議定書に基づく義務はすべての紛争当事者にとり有効である」と指摘する。(藤田久一『国際人道法(再増補版)』226,227頁(有信堂、2003年)。

⁶³⁸ Special Court for Sierra Leone; Appeals Chamber, Prosecutor v Sam Hinga Norman (Case No SCSL-2004-14-AR72I), Decision on Preliminary Motion Based on Lack of Jurisdiction (Child Recruitment), Decision of 31 May 2004, para. 22 states “it is well settled that all parties to an armed conflict, whether states or non-state actors, are bound by international humanitarian law, even though only states may become parties to international treaties”.

⁶³⁹ Vienna Convention on the Law of Treaties, *supra* note 631.

⁶⁴⁰ Clapham, *supra* note 637, pp. 773-776, Peters, *supra* note 125, p. 72.

⁶⁴¹ Claphamは、締約国の総意によって締約国に関連する非国家主体を拘束する義務を創造することができると主張する。Clapham, *supra* note 637, pp. 774 and 779. 藤田は、この理論を、伝統的には条約を批准する際に国家はその領域における個人や個人からなるアクターを代表して批准するので、その効果は個人や非国家主体にも及ぶと説明されてきた、と説明され、国家と対立する反徒を拘束する根拠としては説得力に

は、この理論には必ずしも説得力がないとし、「国際法上の特定の法制度に関しては、一定の条件の下である法主体が自己の同意とは無関係に当然拘束されるとみなされること(拘束を義務付ける慣習国際法規則の存在)がありうる」ことを根拠にする。藤田は、共通3条と第2追加議定書はこのような規範に該当するとし、その根拠は、規定の「基本的人道規定という性質」からくるという⁶⁴²。

ペータースは、適用される国際法が生命の権利に関する等、対世的性質を有する(*erga omnes character*)重要な法的価値(Important Legal Goods)に関わるものであり、国家のみを適用対象とするのでは法的価値を実効的に達成しえないことが説明根拠となるという⁶⁴³。

(2) 反徒の国際人権法上の義務

反徒に対する国際法適用の議論は国際人権法にとっても無縁ではない。武力紛争事態においては原則として国際人道法と国際人権法が同時に適用される⁶⁴⁴。そこで、武力紛争下での人々の人権を国際人道法の規範を超えてより包括的に保障する必要性に照らし、国際人権法が反徒を拘束するとの説がクラップムなどにより有力に主張されている⁶⁴⁵。2002年2月発効の「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」は、第4条1項に「国の軍隊と異なる武装集団は、いかなる状況においても、18歳未満の者を採用しまたは敵対行為に使用すべきではない」と定める⁶⁴⁶。第4条1項は、*should*が使われているものの、条約で直接的に議定書上の義務が非国家主体に課されたとする解釈も成り立ちうると、クラップムは主張する⁶⁴⁷。

乏しいと指摘される。藤田「前掲論文」(注637)、Peters *supra* note 125.

⁶⁴² 藤田、同上226、227頁。

⁶⁴³ Peters, *supra* note 125, pp. 230 and 231.

⁶⁴⁴ 国際人権法と国際人道法が同時に適用されることは、1996年のICJ勧告的意見(ICJ, *supra* note 535)、2004年のICJ勧告的意見(ICJ, *supra* note 209)において明らかにされている。

⁶⁴⁵ Clapham *supra* note 637, pp. 787-789.

⁶⁴⁶ Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict, adopted 25 May 2000, entered into force 12 February 2002, 2173 UNTS 222.4条2項は、「締約国は、1に規定する採用及び使用を防止するため、すべての実行可能な措置をとる」とする。

⁶⁴⁷ Clapham は、ICRCのマニュアルによれば、国家と同様の義務とは少し異なると記載されているとしつつ、逸脱を許さない明確な禁止規定であることに鑑み、法的義務であると解釈することもありうるとする。Clapham, *supra* note 637, p.791.

(3) 企業の国際人権法上の義務に関する検討

ペータースは、企業に対する国際人権法上の義務について、以下の通り整理する。

第 1 に、ユス・コーゲンス規範は、無条件で個人や非国家主体に（反徒だけでなく企業にも）適用される。なぜなら、ユス・コーゲンスに該当する規範は、無条件の規範であるがゆえに国際社会のすべての構成員を拘束すると理解されるからだという⁶⁴⁸。第 2 に、ユス・コーゲンスに該当しない規範であっても、新しい条約の制定、条約の発展的解釈、最終的には国際慣習法の形成によって企業に義務を課すことは可能であり、企業の人権侵害可能性とグローバルな規制のギャップの実情に鑑みれば、こうした規制は正当化できるという⁶⁴⁹。ただし、ペータースは私人への規律は唐突に予測不可能な義務を課すものであってはならないとし、新しい条約によって明確かつ直接的に企業に義務を課す規律が適切であるとする。そして、その場合、人権規範の一般的抽象性及び国家と異なる企業の性格に鑑み、条約上の具体性のある明確な規定を行うか、締約国に立法措置を義務付ける間接規制が望ましいとする⁶⁵⁰。

以上のペータースの議論を踏まえれば、ユス・コーゲンスに該当する国際人権規範については、国際慣習法上、企業に対する直接的な義務が肯定されること、ユス・コーゲンス以外の人権規範について新しい国際条約によって企業に義務を課す方向性には国際法上の一般的正当性が認められること、ただし、直接的な義務を課すに当たっては考慮すべき課題があることが明らかになったといえる。

この点で注目に値するのは、国際環境法分野で既に、ユス・コーゲンスと評価できない規制課題に関して、企業に対し直接義務や責任を課す国際法レジームが多く出現していることである。そこで、第 2 節以降では、企業に直接的な義務を課す国

⁶⁴⁸ Peters, *supra* note 125, p. 101, ILC は 1982 年に国際組織がユス・コーゲンスに拘束されるとしている。ILC, paragraph 3 of Article 54 of the Draft articles on the law of treaties between States and international organizations or between international organizations with commentaries, Yearbook of the International Law Commission (1982), Vol II (Part Two), p. 56. なお、ユス・コーゲンス規範の範囲については脚注 190 に記載した。

⁶⁴⁹ ペータースは以下のとおり指摘する。 “Beyond Jus cogens the imposition of international obligation on enterprise could in principle occur by way of new international treaties or a dynamic interpretation of existing treaties, beyond their wording and the original intent of the contracting States, in the sense of an expansion. of the addressees of the obligations, or finally as new customary international law.” “This is in principle legitimate in order to protect global goods, given the increased risk in this domain of a regulatory gap.” Peters, *supra* note 125, pp. 101 and 102.

⁶⁵⁰ *Ibid.*, pp. 109, 101 and 102.

際環境法のレジームやその実行を分析することで、本研究の課題をさらに検討していく⁶⁵¹。

2 条約による法人責任と企業の間接的義務

次に、条約によって、国家を通じて法人に間接的に義務や法人責任 (Liability) を課す規範は、既に多くの条約で見られ、人権条約も例外ではない。

(1) 越境犯罪等

まず、腐敗防止に関しては、OECD 外国公務員贈賄防止条約が、2条で締約国に贈収賄に関する法人の法的責任を確立する措置を義務付けている⁶⁵²。腐敗の防止に関する国連条約は、国家の腐敗防止の義務を定める一方、民間企業等の民間部門に対し、腐敗防止、会計・監査基準強化のための措置を取り、これに従わない場合に民事、行政、刑事の罰則を定める措置を講ずること (12条)、26条で、刑事、民事、行政上の法人責任 (Liability) を確立するための措置を講ずることを義務付ける⁶⁵³。

国際組織犯罪防止条約「人身取引議定書」は、国家を通じて間接的に民間事業者に義務を課す条約規定を定めている⁶⁵⁴。

以上はいずれも「諸国の共通利益を害する」越境的性格を有する犯罪に関する国際条約であり⁶⁵⁵、多国間条約によって私人 (法人を含む) の犯罪行為及び刑事責任を明

⁶⁵¹ 国際環境法のレジームは *Sui Generis*(特別)な制度であるとされるが、国際法の他の分野がこれを参照することが一切許されないと考える理由は見当たらないし、実際に国際環境法が国際法の他の分野に影響を与えてきたことは前節で皆通りである。Koh, *supra* note 454.

⁶⁵² OECD Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions (OECD), adopted 21, November 1997, entered into force 15 February 1999. 本条約は、4条2項で法人の法的責任を追及するために管轄の競合のある場合は締約国間で話し合うこと、9条で捜査や実態解明のために加盟国相互で法律的な協力を進めることを締約国に義務付けている。

⁶⁵³ United Nations Convention against Corruption, adopted 31 October 2003, entered into force 14 December 2005, 2349 UNTS 41; Ramasastry, *supra* note 311.

⁶⁵⁴ 国際組織犯罪防止条約・人身取引議定書(Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime, adopted 15 November 2000, entered into force 25 December 2003, 2237 UNTS 319)は、人身取引の防止(9条)等を定め、被害者保護、加害者の訴追等を締約国に義務付ける。民間を含む輸送手段が人身取引に利用されることを防止する立法措置を取ること (11条2項)、特に商業運送業者に対し、すべての乗客が受入国への入国に必要な旅行証明書を所持していることを確認するよう義務付けること(11条3項)、違反への制裁措置等必要な措置を取ることを締約国に義務付ける (11条4項)。

⁶⁵⁵ 国際犯罪の類型については、山本による代表的な研究がある (山本草二『国際刑事法』(三省堂・1991年))。山本は、国際犯罪を3つの基本類型に分け、①普通犯罪が国際法を持つ「外国性を持つ犯罪」、②国内法処罰規定を必要とする「諸国の共通利益を害する国際犯罪」、③個人の刑事責任が国内刑法の規定を介することなく直接国際法に基づいて成立し、国際刑事裁判所等の国際法廷において処罰される「国際法違反の犯罪」があるとし、通説的な支持を得ている。本研究でもこの分類を踏襲する。この点について

確化している。こうした条約のもと、刑罰法規の制定等、私人に対する現実の規制は各国の国内法を通じて行われている⁶⁵⁶。このように、法人に対し、国家を通じて間接的に義務を課し、刑事・民事の責任を問う条約体制は国際法上広く出現している。

(2) 国際人権法上の法人の義務

人権条約においても、間接的に法人・企業に義務を課す例は広く認められている。人種差別撤廃条約は、個人、集団、団体による人種差別を禁止すること（2条1(d)）⁶⁵⁷、人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動を違法として禁止するとともに、団体または活動への参加を犯罪として処罰すること（4条）⁶⁵⁸を締約国に義務付ける。女性差別撤廃条約(2条(e))は、個人、団体または企業による女性差別を撤廃するすべての措置を講ずることを締約国に義務付ける(下線は筆者)。こうした規定は、非国家主体に対する国家の保護義務に位置づけられるが⁶⁵⁹、国家を通じて非国家主体とりわけ企業に間接的義務を課したと捉えることもできる⁶⁶⁰。

子どもの権利条約の「子どもの売買に関する選択議定書」⁶⁶¹は、さらに踏み込んだ間接的義務を規定する。すなわち、締約国に、子どもの売買等を行う者が個人か組織かを問わず、刑罰法規が完全に適用されることを確保し、適当な場合は刑事・民事・行政上の法人の責任を確立する措置を取る義務を課している。

安藤『前掲書』(注492)25頁。

⁶⁵⁶ 本文では割愛するが、古くは1973年に採択されたアパルトヘイト犯罪の抑圧及び処罰に関する国際条約(International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid, adopted 30 November 1973, entered into force 18 July 1976, 015 UNTS. 243)も条約で団体・個人の刑事責任の確立を締約国に課している。テロ条約についても、例えば、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism, adopted 9 December 1999, entered into force 10 April 2002, 2178 UNTS197)も、5条で、域内に所在するあるいは自国法令の下で組織された法人に関する法人責任の確立を締約国に義務付けている。

⁶⁵⁷ 2条は「各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされる場合は、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる」と規定する。

⁶⁵⁸ 4条bは、以下を禁止する。「人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること」。

⁶⁵⁹ 葉師寺公夫「グローバル化と国際人権 ― 国連の人権保障制度における国際機関と国家」『国際問題』642号（2015年）37-51頁。

⁶⁶⁰ Petersは“*Indirect Imposition of Obligations upon Individuals through State Duties of Protection*”と位置付ける。Peters, *supra* note 125, p. 68.

⁶⁶¹ Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography, adopted 25 May 2000, entered into force 18 January 2002, 2171 UNTS 227.

以上のとおり、人権条約も、企業など非国家主体に対し、国家を介して間接的な義務を課す規範を創設し、運用してきたといえる。

3 小括

以上の検討を通じて、第1に、国際人道法規範やユス・コーゲンス規範によって非国家主体に対し直接的に義務を課すことが広く承認されていること、第2に、国際人道法規範やユス・コーゲンス規範に該当しないとしても、国際社会の共通利益や、諸国に共通する利益に関わる多国間条約において、国家を通じて非国家主体(法人等)に間接的に義務や法的責任(Liability)を課す規範が広く出現していること、が明らかになった。そして、国際人権規範はいずれについても無縁ではない。ビジネスと人権に関する国際法の発展方向として、国際社会の合意形成が実現すれば、企業に間接的な義務を課すことも、一定の場合に直接的な義務を課すことも妨げられないと考えられる。

ただし、ユス・コーゲンスを超えて企業に直接義務や賠償責任を課すことについては、さらに検討を深める必要がある。そこで次節では越境環境被害に関する国際法の動向を検討し、手がかりを得たい。

第2節 越境環境被害に対する救済・賠償

本節では、非国家主体の越境行為・領域外行為の結果、被害が発生した場合に、国際環境条約等が個人の被害を回復するために、非国家主体及び国家にいかなる義務と責任を課しているかを検討する。

本研究にとっての関心事は、被害者に対する被害救済と回復のためにどのような規範が展開しているかである。

1 ソフトローの展開

越境環境損害の被害救済に関する国際法の形成・発展において、ソフトローは重要な役割を果たした。

越境環境損害を被った個人の被害回復を実現することは、国家間を規律する伝統的な国家責任法では限界がある⁶⁶²。そうした状況を踏まえ、ストックホルム宣言 22 は、各国に対し、越境的な環境損害の被害者に対する「責任及び補償に関する国際法」を発展させるよう求めた。リオ宣言 13 はストックホルム 22 の上記内容を確認し、被害者への責任及び賠償に関する国内法の制定を各国に求め、原則 10 は、賠償、救済を含む司法及び行政手続への効果的なアクセスを提供することを各国に求めた⁶⁶³。一方、リオ原則は OECD の勧告に基づき、汚染者負担原則を確認した（原則 16）⁶⁶⁴。同原則は国家の賠償責任を後退させるとの批判を受けているが⁶⁶⁵、各条約レジームは、環境汚染をした企業に賠償責任を負わせる一方、単に民間の解決に委ねるのではなく、被害救済を確保する義務を国家が負うという条約制度を構築している。そこで、越境環境汚染に関する主要な条約の展開を見ていくこととする。

2 高度に危険性のある私人の越境活動による損害

まず、高度に危険性のある私人の越境活動による損害について、被害者への責任ある賠償が実現するよう救済の仕組みが構築されている⁶⁶⁶。

第 1 に、原子力事故の責任をめぐる諸条約は⁶⁶⁷いずれも、事故から生じた損害賠償責任を当該施設の運行者たる私人に集中し、責任限度額を定める⁶⁶⁸。その一方、施設国は、私人への保険加入を強制し、不足額について公的基金に資金提供する等して、条約の定める上限までの賠償支払いを確保する義務を負うとされる⁶⁶⁹。

⁶⁶² 松井『前掲書』(注 40) 8 頁 292 頁。松井はマヴロマチス事件判決(Mavrommatis Palestine Concessions, Greece v United Kingdom, Objection to the Jurisdiction of the Court, Judgment, PCIJ Series A no 2, ICGJ 236 (PCIJ 1924), 30th August 1924)を参照し、国民の権利が侵害された場合、外交的保護権の行使として国家責任に基づく請求を行うことが完全に国家の裁量に委ねられており、それは個人の権利保護のための制度として不適當であり濫用の危険も大きいとされる。

⁶⁶³ Declaration of the United Nations Conference in the Human Environment, *supra* note 530; Rio Declaration on Environment and Development, *supra* note 534.

⁶⁶⁴ OECD の「環境政策の国際経済的側面に関する指導原則」(1972 年 5 月採択)によって勧告された。「コストの内部化」を根拠とするもので、環境目的ではなく経済目的に基づくと言える。

⁶⁶⁵ 松井『前掲書』(注 40)。

⁶⁶⁶ 安藤「前掲論文」(注 41) 316-335 頁。

⁶⁶⁷ 安藤、同上。道井緑一郎「原子力損害賠償条約と日本の対応」『世界法年報』32 号 (2013 年) 160-194 頁。OECD 原子力の分野における第三者責任に関する条約(OECD, Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy (Paris Convention), OECD/LEGAL/0038, adopted 29 July 1960, 956 UNTS 251), 原子力損害の民事賠償責任に関する条約 (Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage, adopted 29 May 1963, 12 November 1977, 1063 UNTS 265) と各条約の議定書等がある。

⁶⁶⁸ 例えば、原子力の分野における第三者責任に関する条約 3 条は “The operator of a nuclear installation shall be liable, in accordance with this Convention” と条約によって名指しで私人の賠償責任を明記している。

⁶⁶⁹ IAEA Protocol to amend the Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage(adopted 12 September

第2に、宇宙開発に関しては、自国領域ないし施設からの発射を私人に許した国は、宇宙で発生した損害については宇宙条約により国家が責任を負うと規定される(宇宙条約7条)一方、地上で発生した被害に関しては、国家が直接の無過失賠償責任を義務付けられる(宇宙損害条約2条)⁶⁷⁰。両条約は、高度に危険性を伴う私人の越境活動について、これを許容し、管理する国が監督義務を負い、生じた損害に対しては無過失の賠償責任を負うとしたものであり、被害防止と救済の観点から非常に先進的と評価されている⁶⁷¹。山本は、宇宙や原子力という「『高度の危険性を内蔵する』事業活動に起因する損害と危険の配分について、社会的衡平の実現という観点から、危険責任主義を導入」したものであり、被害者保護を目的とする制度であるとする⁶⁷²。

3 国連海洋法条約

国連海洋法条約は、締約国に、「自国の管轄の下にある自然人・法人による」海洋環境汚染損害について、迅速かつ適正な補償その他の救済手段を法制度上確保する義務を課す(235条2項)。抽象的な規定ではあるが、法人も含む汚染者の管轄国が、領域外で発生した被害に対しても救済手段を確保する義務を負うとした規定は重要である。

深海底に関しては、附属書IIIの第22条が、契約者の不法行為に対する賠償責任を明記している。一方、深海底開発の保証国は条約139条の確保義務を怠った場合に責任を負うとされる⁶⁷³。それでも保証国の相当注意義務違反が認められない場合や、相当注意義務違反と損害の間の因果関係が認められない場合は救済の間隙が生じ、被害救済がされない可能性が残る。ITLOSの2011年勧告的意見は、この懸念に答え、いずれの者も負担しえない損害を補償するための信託基金の設立を提案した⁶⁷⁴。

1997, entered into force 4 October 2003, 2241 UNTS), 保険の強制と公的資金による保証がある。一方で賠償額の上限が設定されそれが低額であることが問題とされてきた(松井『前掲書』(注40)306頁)。

⁶⁷⁰宇宙条約(脚注552)、宇宙損害条約(Convention on International Liability for Damage Caused by Space Objects, adopted 29 March 1973, entered into force, 1 September 1972, 961 UNTS 187)。但し宇宙損害条約においても、発射した私人(自然人または法人)の重過失が証明された場合は私人が賠償責任を負う(同6条)。

⁶⁷¹松井『前掲書』(注40)294頁、295頁。

⁶⁷²山本『前掲書』(注41)16頁、18頁。

⁶⁷³ITLOS, Advisory Opinion(2011), *supra* note 561, para.109. 確保義務の詳細は前章で検討した。保証国については、海洋法条約153条2項(b)、脚注559参照。

⁶⁷⁴*Ibid.*, para.205.

4 油濁汚染に関する条約

海洋の油濁汚染に関しては、私人の責任を前提に、国家に対し、越境被害の救済手段を確保することを義務付けるとともに、損害賠償に備えて、保険等の財政的保障措置を取るよう義務付ける等の制度が構築されている。

第1に、タンカー油に関する民事責任については、「油による汚染損害についての民事責任条約」⁶⁷⁵とそれを補完する基金条約、追加基金議定書に基づき、船舶所有者に責任を集中させ、戦争など極めて限定された例外事由以外では厳格責任を課す一方、賠償責任保険への加入が義務付けられ、被害者が保険請求できるようにして被害者救済を安定的なものにしている⁶⁷⁶。このスキームは発展し、さらに船主側の二つの民間自主協定により被害者の補償を確保する制度が確立している⁶⁷⁷。

第2に、一般船舶の燃料油(バンカー油)の油濁事故の民事責任については、2001年、いわゆるバンカー条約が成立した⁶⁷⁸。この条約は、燃料油による汚染損害について、船舶所有者に民事責任条約と同様の厳格責任を課す(3条)。

1次的には、船舶所有者である事業者が損害賠償責任を負い、船舶所有者の損害賠償額が責任制限額を超える場合などには2次的、3次的に、主に石油業者に対する課税等を原資として各国が拠出した基金から補償がされる。

船舶所有者は、保険に加入することを義務付けられ、旗国は保険加入に関する証明書のない船舶の運航を認めてはならない。汚染賠償の請求は、保険会社に直接請求できるとされる(7条)⁶⁷⁹。両条約は、裁判管轄や判決の承認についても取り決めを置き、被害救済のための国際協力を明確にしている⁶⁸⁰。

⁶⁷⁵ 1992年油汚染民事賠償責任条約(前掲(注41))、1992年油汚染損害補償基金条約(International Convention on the Establishment of an International Fund for Compensation for Oil Pollution Damage, 1992 LEG/CONF.9/16, adopted 27 December 1992, entered into force, 30 May 1996), 1992年油汚染損害補償基金条約の2003年議定書(Protocol of 2003 to the International Convention on the Establishment of an International Fund for Compensation for Oil Pollution Damage, 1992, adopted 16 May 2003, entered into force 3 March 2005).

⁶⁷⁶ 富岡『前掲書』(注566)210-230頁。中村哲朗「油濁損害の賠償制度と最近の動向」『財団法人漁場油濁被害救済基金 油濁基金だより』82号(2007年)10-17頁。

⁶⁷⁷ 富岡『前掲書』(注566)221-224頁。

⁶⁷⁸ バンカー条約(前掲(注41))、オイルタンカー以外の船舶を対象とした油濁損害の民事責任条約である。

⁶⁷⁹ *Ibid.*

⁶⁸⁰ *Ibid.* 両条約の9条は、被害国や被害防止手段を講じた国に裁判管轄権を承認し、10条は判決が不正手段で得られた場合か、当事者に合理的な告知や弁明の機会が与えられなかった場合を除き、他の締約国で承認され執行できるものとしなければならないと定める。

5 企業に対応・是正義務を課す条約

海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約⁶⁸¹は、登録所有者(企業を含む)に対して、海難残骸物の除去等の義務および除去費用等を負担する直接義務を課す(9条2項、10条1項)。バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の名古屋クアラルンプール補足議定書は、LMO(バイオテクノロジーにより改変された生物)による越境損害が発生した場合、権限ある当局が、管理者(私人)を特定のうえ、損害の防止・最小化、原状回復などのとるべき対応措置を決定して実行させるが、管理者が実行できない場合は当局が自ら措置を取り、管理者に費用償還を求めうるとされる(2条)⁶⁸²。

6 ILC 諸原則

ILC が長い起草作業を経て 2006 年に採択した「危険活動から生じる越境被害の際の損失配分に関する諸原則」⁶⁸³は、汚染者による賠償とこれを確保する国家の義務を明らかにしており、実効的な被害救済にとって重要な示唆を与える⁶⁸⁴。本研究が注目する原則は以下のとおりである。

まず、原則 4 は、起源国は、越境損害の被害者に迅速かつ十分な金銭賠償が利用可能となるように確保するすべての必要な措置を取るべきとし(1項)、事業者、自然人、機関に賠償責任を課すべきとし、被害者が過失を証明する責任を負わない責任制度を構築すべきとし(2項)、賠償を確保する措置を提案する⁶⁸⁵。いずれも、個別の国

⁶⁸¹ 海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約(Nairobi International Convention on the removal of wrecks, adopted 18 May 2007, entered into force 15 April 2015, 3283UNTS.)

⁶⁸² バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の名古屋クアラルンプール補足議定書(Nagoya - Kuala Lumpur Supplementary Protocol on Liability and Redress to the Cartagena Protocol on Biosafety, adopted 15 October 2010, entered into force 5 March 2015, C.N.826.2011), 遠井朗子「越境環境損害に関する国際的な責任制度の現状と課題 — カルタヘナ議定書『責任と救済に関する名古屋—クアラルンプール補足議定書』の評価を中心として」『新世代法政策学研究』14 卷(2012 年) 271-306 頁。

⁶⁸³ ILC, *Draft principles on the allocation of loss in the case of transboundary harm arising out of hazardous activities, with commentaries 2006*, annexed to General Assembly resolution 61/36, Yearbook of the International Law Commission, 2006, Vol. II, Part Two.

⁶⁸⁴ ILC は、1978 年から国際法によって禁止されていない有害な結果に対する国際賠償責任の検討を進めていたが、1997 年に二分され、越境損害に対する国家の防止義務に関する「越境損害防止条文案」を 2001 年に採択した後、本原則を採択した。当初、国家による賠償責任の原則化が構想されたが、断念された。経緯について、松井『前掲書』(注 40) 296-298 頁、薬師寺「前掲論文」(注 40) 111-126 頁。Alan Boyle, “Liability for Injurious Consequences of Acts Not Prohibited by International Law”, in James Crawford et al.(eds.), *The Law of International Responsibility*, (2010), pp. 95-104; Oral, *supra* note 545, pp. 1090-1091. 松井は ILC のこうした態度の背景にはグローバリゼーションの時代における伝統的な国家機能の民営化の流れがあることは明らかと指摘し、批判する(上記 298 頁)。Oral が指摘する通り、本文書が民事賠償に焦点化されていること、適用範囲が限定されていることは広く批判されている。

⁶⁸⁵ 事業者等への保険等の財政的補償の要求(3項)、国内レベルで産業別基金設立(4項)、それでも十分な賠償が提供できない場合、起源国の追加的な資金源提供を確保すべきとする(5項)。対象となる「損

際環境条約において積み重ねられてきた規範であるが、越境損害一般の賠償に関する原則として提起されたことは重要である⁶⁸⁶。

次に、原則6の第1項は、自国領域内ないし管轄・管理下における危険活動に起因する越境損害が発生した場合、国家が国内司法・行政機関に必要な管轄権と権限を付与し、迅速、十分、実効的な救済への被害者のアクセスを確保すべき(*shall*)とする。さらに、第2項は、越境損害の被害者は起源国における救済へのアクセスを持つべき(*should*) こと、そしてその救済へのアクセスは、同じ事故から生じた損害を被った被害者であって起源国内にいる者が利用可能な救済と迅速性・十分性そして実効性において不利であってはならない(無差別原則)と定める。一方、第3項は、起源国以外に救済を求める被害者の権利は害されないという。こうした原則は、国境を越える企業の人権侵害において、被害者が多国籍企業の本国の司法へのアクセスを拒絶され、困難に直面していることと比較すれば、非常に重要な示唆といえる⁶⁸⁷。この諸原則は、適用範囲が越境損害防止条文草案と同じ範囲と規定されている点で限界があり、諸原則の条約化は進んでいない⁶⁸⁸。しかし、こうした限界を超え、非国家主体の越境有害行為の被害救済に普遍的に適用される可能性についての議論は有力に主張されている⁶⁸⁹。

7 小括 越境環境損害の被害賠償に関する概要

国際環境法の被害救済自体がいまだ発展途上であると考えられるが、越境環境損害に関する被害者への賠償、救済に関するこれまでの展開を概観すると、本研究との関係で、注目に値する特徴がみられる。

害」は、人、財産及び環境に対する相当な(*significant*)損害とされる(原則 2a)。起源国とはその領域内もしくは管轄・管理下で危険活動が行われた国家(原則 2d)、被害者は自然人、法人または国家である(2f)。

⁶⁸⁶ Boyle, *supra* note 684, p. 104.

⁶⁸⁷ 松井『前掲書』(注40) 303-305頁。

⁶⁸⁸ この ILC 諸原則に影響を与えたのが、越境環境リスクを有する活動全般について包括的な民事賠償責任条約を制定しようとした COE ルガノ条約(*Convention on Civil Liability for Damage Resulting from Activities Dangerous to the Environment*, ETS 150-Environment, 21.VI.1993 ETS 150 – Environment, 21.VI.1993)であるが、同条約も発効に至っていない。松井『前掲書』(注40) 305-308頁。

⁶⁸⁹ Principle 2e. この文書が越境損害防止条文と同様、起源国を限定するものであり、多国籍企業等が国境を越えて有害行為をしたような事案に即座に対応する規定ではないが、ITLOS の 2011 年勧告的意見 (*supra* note 561) に当たっては、NGO からこの草案を援用し、無過失責任を求める見解が出された。ITLOS は 2011 年の勧告的意見で、諸原則の規定する無過失責任が国際慣習法となったとまで認めることはできないとしたものの、その後の深海底を巡る議論においては、無過失責任の導入は強く意識されており、本文書の影響は及んでいるといえる。葉師寺「前掲論文」(注563) 353-355頁、363頁及び373頁。

第1に、多くの条約で、非国家主体が名指しで賠償責任を負う義務者ないし責任主体として条約上に明記され、その責任の履行に関する具体的な事項が国家間の条約で取り決められている。

第2に、私人に対する厳格責任が原則とされている。原子力事故、宇宙損害などの高度に危険を伴う越境活動や油濁関連条約にとどまらず、ILCの原則が、人、財産及び環境に対する相当な(significant)損害の危険がある場合について厳格責任を原則として確認したことは、被害者の実効的な保護を最優先に考えた結果であり、重要な意義がある⁶⁹⁰。

第3に、早急な被害防止のため、私人に直接対応義務を課している条約もあることである。

第4に、私人が第一義的に賠償責任を負うとしても、国家がそれを確保するための義務や責任に合意していることである。これは、①救済手段の確保（海洋法条約）、賠償責任(Liability)の確立（損失配分原則）という最低限のものから、②油濁汚染レジームによる、賠償責任保険への加入の義務付けや条約に基づく基金への拠出など、③原子力条約による国の賠償確保義務、④宇宙条約による国の直接賠償義務と、条約によってレベルが異なるものの、迅速な越境損害の被害救済を確保するために国家の取るべき行動が合意されている。

第5に、条約レジームにおける国際協力や連携による被害者救済のシステム構築である。裁判管轄や判決の承認に関する条約における合意と協力、さらに被害賠償を確保するための基金の創設と運営等がこれにあたる。深海底に関する ITLOS 勧告的意見が提案した基金構想⁶⁹¹も注目に値する。

上記条約レジームは、民事責任型（上記第4の①②）、混合責任型(同③)、国家の損害賠償責任(同④)に分類され、国家の関与の態様に差があるが、山本はこれを「今日の国際法における危険主義の多様な発現形態」だとし⁶⁹²、高度の危険性を内蔵する事業活動以外にも危険責任の発想が広がっていると指摘した⁶⁹³。

⁶⁹⁰ 厳格責任については、後述の油濁汚染条約、原子力損害条約のほかバーゼル条約（脚注 540）議定書等でも規定されている。

⁶⁹¹ ITLOS (2011) *supra* note 561, para. 205. 仮に、ビジネスと人権の分野で直ちに厳格責任が採用されないとしても、こうした基金の創設を合意することも選択肢となりうる。。

⁶⁹² 山本『前掲書』（注 41）19 頁。

⁶⁹³ 同上。山本は、危険責任主義の基盤は領域使用管理責任にあるとする(同 138 頁)。また、事業者が無過失責任を負う根拠として危険責任主義と報償責任を指摘する(181 頁)。

第3節 考察

以上に概観した非国家主体の義務と賠償責任に関する国際環境法等の発展は、企業の越境的活動に伴う人権侵害の被害防止と救済を実現するために国際法を発展させるという本研究の課題にいかなる示唆を与えうるだろうか。

1 企業に直接・間接的に人権条約上の義務を課す国際法の発展可能性

第1節では、まず、国際条約によって、国家を通じて企業に間接的な義務を課すことは人権条約を含め広範な実例があることが明らかになった。ビジネスと人権の文脈で、現在の国際人権法の発展的解釈を通じて、または新しい条約を通じて、企業に間接的に義務を負わせる国際法の発展は、何ら妨げられるものではない。

より抵抗が強いのは、直接的な義務を企業に課すことであろうが、国際人権法に隣接する2つの分野である国際人道法と国際環境法では、前者において非国家主体の義務は広く承認され、後者においても条約によって広く直接的な義務や賠償責任が定められている。非国家主体によって人権が危機にさらされる個人・被害者の視点に立てば、人権条約のみこうした展開が不可能であると線引きをする合理的理由は見出しがたい。

人権享有主体である個人に対し、国際法上のユス・コーゲンスを超えて直接的な義務を課すことには一定の慎重さが求められるが、原則として人権享有主体ではない法人の場合は事情が異なる⁶⁹⁴。企業は個人と比較しても、越境有害行為を行う危険がある一方、刑事規制になじみにくく、規制の隙間が生じやすいことに鑑みれば、人権侵害を防止するために、直接的な義務や賠償責任を認める必要性が個人に比しても高い。

企業の国際人権法上の義務については、企業が国家とは異なる特別の存在であることを理由に否定されてきた⁶⁹⁵。しかし、問題を再考するにあたり、ICJによる国連など国際機関についての国際法主体性に関する一連の判断が示唆に富む⁶⁹⁶。ICJは1949

⁶⁹⁴ 国際人権条約はいずれも個人のみを権利主体とする(Manfred Nowak, UN Covenant on Civil and Political Rights, CCPR Commentary (2nd rev. ed. N. P. Engel, 2005), p. 41. 欧州人権条約34条は「自然人、非政府団体または集団からの申立を受理することができる」として法人に対する人権侵害の申立を受け付けるが、企業への人権保障は実際には限定される。本研究は先行研究に基づき、人権の存立基盤を人間としての尊厳に求めるところ、企業自体を個人と同等の人権享有主体とする立場に立たない。

⁶⁹⁵ SRSR, *Interim Report* (2006), *supra* note 32, para. 68, “they are specialized organs that perform specialized functions. They are not a microcosm of the entire social body”.

⁶⁹⁶ 岩沢『前掲書』(注2) 28-30頁、Clapham, *supra* note 29, pp. 2419-2515.

年、国連が国際法上の権利義務を持つ能力があると認め⁶⁹⁷、その理由として国際法主体性は国際社会の必要性に基づいて規定され、国際社会の要請の影響を受けて国際法は発展すると言及した⁶⁹⁸。次いで ICJ は、1980 年には、国際法の一般規則等により国際機関が国際法上の義務を負うことを認めている⁶⁹⁹。さらに 1996 年、ICJ は、国際機関は特別な性質を有する機関であり、国家と同様の一般的権限を有しない国際法主体であると明らかにした⁷⁰⁰。

もとより国際法上、企業を主権国家と同視することはできない。しかし、ICJ の一連の判断は、国家と同等の国際法主体ではない組織であっても、その特別な性質に基づく活動に関する範囲で国際法上の権利義務を負うことが国際法上認められることを示している。企業には、国際組織同様、特別の組織として、その活動に関連する範囲で、必要な権利を付与され⁷⁰¹、同時に義務を負うことを国際立法で定める可能性は国際法の理論によって何ら否定されない⁷⁰²。

第 1 章で分析したとおり、また豊富な先行研究が示す通り、経済のグローバル化の結果、多国籍企業等国際活動を行う企業の操業地では、企業が巨大なパワー（時に国家類似のパワー）を獲得する一方で、国家は人権を保障する義務を実現する意思や能力を減退させた⁷⁰³。国家が「退場」⁷⁰⁴したとまでは評価できないまでも、クラッグが指摘するとおり、これまで国家が担ってきたパワーや権限、影響力を相当程度企業にシフトしたといえる⁷⁰⁵。これまで国家が果たしてきたパワー、すなわち一方で人権を

⁶⁹⁷ Reparations for injuries suffered in the service of the United Nations, Advisory Opinion of 11 April 1949, I.C.J. Reports 1949 p. 174 (国連損害賠償勧告的意見), 本勧告的意見では、国連が国際的な請求を行う能力があることが認められた。

⁶⁹⁸ *Ibid.*, para.179.

⁶⁹⁹ Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 Between the WHO and Egypt, Advisory Opinion of 20 December 1980, I.C.J. Reports 1980.p.73.(WHO・エジプト間協定解釈勧告的意見).

⁷⁰⁰ Legality of the Use by a State of Nuclear Weapons in Armed Conflict (Request of The World Health Organization), Advisory Opinion, I. C. J. Reports 1996, p. 66, para. 25.

⁷⁰¹ 企業には既に投資仲裁の申立権が、国際法によって認められている。

⁷⁰² 国際環境法は個人・企業を区別せず私人に義務を課していることに留意されるべきである。また、本研究は、企業に国家同様の法人格を付与しようとするものではなく、その特別な役割や影響力に基づき、義務を付与・強化することを提案するものである。企業に国家に近い一般的な国際法人格を付与する議論が、とりわけ進出国や投資仲裁等において深刻な影響をもたらすことについて Alvarez は強く警告を発している。Alvarez, *supra* note 235, pp. 1-36.

⁷⁰³ Wesley Cragg, *Business and human rights: a principle and value-based analysis*, 17, George Brenkert and Tom Beauchamp (eds.), *The Oxford Handbook of Business Ethics* (Oxford University Press, 2009), pp. 3-46.

⁷⁰⁴ ストレンジ『前掲書』(注 93)。

⁷⁰⁵ Cragg, *supra* note 703, p. 39. 国際的な企業活動の機能の現状を見れば、世界規模で人々の人権を侵害しうる力や影響力を増大させる一方、人権侵害を防止、軽減、是正する能力を高めていると評価できる。Cragg はこうしたパワーのシフトが、企業による深刻な人権侵害が発生する条件を生み出したと指摘す

侵害しうるとともに、他方で人権侵害を防止・軽減しうるパワーが相当程度企業にシフトした⁷⁰⁶。

こうした企業の実態に即して、国際法上企業に対し、必要かつ合理的な規制を行い、義務を課すことは必要であるとともに正当であるとする学説は有力に主張されている⁷⁰⁷。前述のとおり、ペータースは、国際法によって直接的に非国家主体に義務を課すことは、対世的性質を有する重要な法的価値に関わる規制であり、国家のみを適用対象とするのでは規制目的を実効的に達成しえない場合正当化されるとする一方、予測不可能な唐突な義務付けではなく、国際条約によって明確に義務を規定する必要性を指摘している⁷⁰⁸。予測可能性の点で言えば、既に指導原則は、国家の義務とは異なる企業の性格と能力に即して人権尊重のために行うべき作為・不作為を企業の人権尊重責任として明確に示し、多くの企業がこれを受け入れている。企業を含む国際社会が指導原則を承認し、既に10年以上が経過し、規制の実効性が課題となっている今日、新たな条約によって企業が承認してきた人権尊重責任の内容を法的義務として企業に課す素地はできているといえよう⁷⁰⁹。

2 企業の賠償責任と実効的な被害救済を確保する国際法の発展

(1) 特定レジームからより包括的な被害救済へ

第2節で確認した、国際環境条約によって形成されてきた被害救済の規範は、レジームごとに一律ではないが、①条約によって非国家主体の義務を定め、賠償責任主体であることを確認し、②非国家主体による被害賠償について厳格責任を原則とし、③

る。

⁷⁰⁶ Nowak, *supra* note 100, pp. 40-164, ノヴァクは、政府の重要な機能を民営化したことによって、企業による基本的な人権の侵害が深刻化したと指摘する。サッセンは、民営化は「公的部門から私的企業部門へと移行する調整と統治機能の民営化」であり、「規制機能の企業世界への移転である」と指摘する(サスキア・サッセン著(伊豫谷登士翁訳)『グローバリゼーションの時代—国家主権のゆくえ』(平凡社、1999年) 22頁)。

⁷⁰⁷ Cragg, *supra* note 703, pp.39-40.

⁷⁰⁸ Peters, *supra* note 125.

⁷⁰⁹ Denis G. Arnold, “Corporations and Human Rights Obligations”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 no.2 (2016), pp. 255-276, 反徒が国際人道法に拘束される根拠として、しばしば行動規範を反徒が自ら承認してきたことが援用されている (Clapham, *supra* note 637) が、この点で企業はかねて人権に関する行動規範を自ら設定してきたし、指導原則採択後は多くの多国籍企業がこれを尊重する姿勢を鮮明にしている。また、樋口によれば「人道法上の反徒の法主体性は決して自明のことではなく、反徒の事実上の存在から生じてくるものであり」人権法上の主体性も同様であるとされ(樋口一彦「国際法における Non-State Actors—反徒の位置づけを中心に」『琉大法学』103号 162-163頁 (2021年)、その観点からすれば、実態に合わせて国際人権法上の企業の義務も構成されるべきことになる。

国家に対し、賠償を確保する義務を具体的に課し、④条約レジームによっては基金を創設・運用したり、裁判管轄や判決承認について取り決める等して、被害の適切な賠償を確保しようとするものである。

ボイルらは、こうした制度の創設は、越境的環境被害の実情に即した救済の迅速かつ公正な回復を実現するために、賠償のルールに関する最低基準を定め、国際的な連携・協力と調和を図る必要性に基づくものだという⁷¹⁰。山本は一連の条約の理論的基礎が、危険責任主義、社会的衡平、被害者の実効的救済の要請等にあると指摘した⁷¹¹。すなわち、国際法規範の私人・私企業の原因行為に基づく環境損害は、諸国が国際法に基づいて推進した経済自由化政策の帰結である以上⁷¹²、「各種の損害と危険については、単に関係国内法とか、加害事業者対被害者という直接当事者相互間の処理に委ねられる問題ではない」（山本）とし、国家が国際法上高度の注意義務を負い、損害賠償責任の履行を確保するために関与を求められることは免れないというのである⁷¹³。

本研究にこの理をあてはめるならば、企業の越境的活動に伴う人権侵害はまさに、経済自由化政策の更なる推進によって必然的に招来された危険と損害であり、同様に国際法および国家の関与が免れないことになろう。にもかかわらず、被害救済に関する何らの国際的基準も、国際的な連携・協力の合意もなく、損害賠償が被害者・加害者の間の処理に委ねられ、結果として被害者が司法へのアクセスすらできない現状は明らかに衡平を欠く⁷¹⁴。国際環境法が発展させた被害救済システムを参照し、企業の越境的活動によって生じる人権侵害について、被害賠償のための新しい規範やメカニ

⁷¹⁰ Birnie, Boyle and Redgwell, *supra* note 614, p. 316.

⁷¹¹ 山本『前掲書』（注41）16-18頁。

⁷¹² 山本、同上9頁。ここで山本は、1950年代以降に諸国が急速に推進した経済自由化原則について述べるが、この時期の自由化とは古典的な自由放任ではなく、「関税課徴金、輸入割当制限、外資規制等、商品・役務、資本の国際的な自由流通を阻む人為的障害を多数国間の合意で除去するとともに、国際経済活動の展開について、国際法に基づく国家の直接かつ積極的な関与と介入を肯定するもの」と特徴づける。本書が取り組む冷戦後の経済のグローバル化はこうした国際法上の自由化政策を基盤とし、これを強化したものである。

⁷¹³ 山本・同上、9-10頁。

⁷¹⁴ 衡平(equity)は、国際法の法源の一つである法の一般原則を構成する重要な概念としてICJ規程38条2項に規定されており、ICJ北海大陸棚事件判決、チュニジア対リビア大陸棚事件判決等で援用されている。チュニジア対リビア大陸棚事件判決でICJは、衡平を”Equity as a legal concept is a direct emanation of the idea of justice” “the legal concept of equity is a general principle directly applicable as law” (para. 60)と言及した(Continental Shelf (Tunisia/ Libyan Arab Jamahzriya), Application to Intervene, Judgment, I. C. J. Reports 1981, p. 3.)。多くの国際環境条約において衡平または衡平原則(Equitable Principle)が援用され、国際環境法の分析に当たっても重要な概念と把握されている。Sands, *supra* note 42, pp.126-127.村瀬は、衡平等の原則を法源論の中でどう捉えるかは今後の重要なテーマであるとする(村瀬信也「日本の国際法学における法源論の位相」『前掲書』（注40）59頁）。

ズムを創造することは衡平の要請に合致する。

翻って考えるに、第 2 節で概観した被害賠償に関連する条約レジームは、いまだ原子力や海洋汚染や深海底等、特定の限られた越境環境汚染の被害賠償に限られている。このような合意形成が進んでいない越境環境被害の被害救済について包括的に合意した国際条約は発効していない⁷¹⁵。すなわち、企業の越境的活動による人権侵害だけでなく、特定分野以外の越境環境損害も、適切な被害救済のルールが確立されていない。

すなわち、特定レジームにおいては被害救済システムが確立している一方、これに包摂されない一般的な環境・人権に対する被害については救済を実現するレジームが構築されていないという問題であって、国際環境法と国際人権法という法分野の違いに由来する救済システムの差ではないことが見えてくる。

確かに、国際法上出現している各種レジームは、国家の共通目的が成熟した特定の機能的、専門的な分野について、多数国間条約に基づき設定されるものであり、安定的で一貫性のある実施のために、規律対象を特定の機能的・具体的事項に限定する傾向がある⁷¹⁶。しかし、奥脇が指摘するとおり、そこからこぼれ落ちた課題に取り組むことは今後の国際法に課された重要な課題といえるだろう⁷¹⁷。

ノックスやセックが指摘する通り、グローバル化が進行する現代社会において、環境破壊と人権侵害が同時に発生・進行することがますます顕著になっており、被害者に対する実効性ある救済は、国際人権法にとっても国際環境法にとっても、規範の目的を実効的に達成するために本質的な重要課題である⁷¹⁸。村瀬は、国際立法の積極的意義は、条約の偶然的集積等とは異なり、「すぐれて意識的かつ組織的な、したがって

⁷¹⁵ COE ルガノ条約前掲（注 688）は、発効に至っていない。松井『前掲書』（注 40）305-308 頁。

⁷¹⁶ 山本教授は、各種レジームを国際行政法として把握し、「それぞれの専門分野に内在する共通の利害関係を凝集し、国際的に組織化する共同体の構成単位」へと、国家が自らを転換させることが国際行政法の存立基盤であると分析した（山本草二「国際行政法の存立基盤」『国際法外交雑誌』67 巻 5 号（1969 年）9 頁）。村瀬「前掲論文」（注 40）、奥脇直也『『国際公益』概念の理論的検討—国際交通法の類比の妥当と限界』広部和也・田中忠編『国際法と国内法—国際公益の展開』（勁草書房、1991 年）224-229 頁。

⁷¹⁷ 奥脇、同上。奥脇は、山本の国際行政法に関する業績を検討する中で、「専門的、機能的に特定された国際公益」の限界を超えて、より一般的な、国際社会の一般利益の観点を確立する重要性を指摘する。

⁷¹⁸ Knox and Pejan *supra* note 51, Sara L Seck, “Transnational Labour Law and the Environment: Beyond the Bounded Autonomous Worker”, *Canadian Journal of Law & Society*, Vol. 33 no.2 (218), pp.137-157. 第 1 章、第 4 章、第 5 章で、石油会社や採取産業による環境破壊が先住民の権利や健康に対する権利を侵害し、活動家の弾圧や処刑にまで及んだ例や、今も環境問題に取り組む活動家が攻撃にさらされている事態を見てきた通りである。Kiobel らの事件(第 5 章)は活動家の弾圧という人権侵害であるが、そもそもの発端は環境権侵害の典型事例であった。本章第 2 節でみた賠償メカニズムを創設した油濁汚染に関する条約レジームと、第 5 章で紹介したエクアドルの事案の違いは、公海上の海の油濁汚染か、主権国家における陸の石油汚染かの違いであるところ、被害の深刻さや救済の必要性・公共性という点で優劣は見出しがたいはずである。

一般的かつ包括的な規律を志向する法定立の営為」であると指摘しており、「体系的に法を発展させようとする努力」は、この分野においてまさに求められているといえよう⁷¹⁹。

坂元は、「条約レジーム相互間に生ずる影響がお互いの条約レジームに新たな価値の創造と国際法規範を生み出す可能性」を肯定し、「ある条約レジームの価値や規範が他の条約レジームに浸透し、新たな国際法秩序の形成を促す」という国際法の発展の在り方を示唆する⁷²⁰。本研究が検討する新たな秩序形成、すなわち、国境を越える企業の人権・環境侵害に関するより広い包括的な被害救済に関する国際法の発展に関して、国際環境法の特定分野におけるレジームが発展させた規範とその実行は、参照に値する貴重な手がかりを提供している。

(2) 企業の越境的活動に伴う人権侵害の実効的救済

国境を越える企業による人権侵害について、まず喫緊に求められるのは、人権侵害の救済等へのアクセスが、域外の被害者に対しても差別なく保障される制度を構築することである⁷²¹。

海洋法条約 235 条 2 項が規定する「自国の管轄の下にある」非国家主体による越境的被害について、国家が「迅速かつ適正な補償その他の救済手段を法制度上確保する義務」を負うという規範は、これまで概観した越境損害の被害救済レジームの中では最低限のルールであるが、ビジネスと人権の分野ではこうしたルールが確立されていない。

国家が自国の「管轄または管理下」にある多国籍企業等による人権侵害を受けた領域外の被害者に対し、司法救済を含む実効的救済を確保する義務を果たすことは、第 6 章で検討した域外的義務の本質的な要請であり(自由権規約 2 条 3 項等)、国連人権理事会在 2018 年に採択した「環境と人権に関する枠組み原則」の要請でもある⁷²²。

⁷¹⁹ 村瀬信也「国際立法学の存在証明」『前掲書』(注 40) 193 頁。

⁷²⁰ 坂元茂樹「条約制度多元化への対応 — 条約の立法技術と解釈技術を中心に」『国際法外交雑誌』119 巻 201 頁 (2020 年)。

⁷²¹ ILC が採用した無差別原則である。石橋は、無差別原則の重要性を指摘し、人権法にも同様の理念があるとする(石橋「前掲論文」(注 510) 49-51 頁)。

⁷²² Framework Principles on Human Rights and the Environment (HRC/37/59), *supra* note 513. 3 原則で、越境損害に対する被害救済において領域外の被害者を差別しないこと(無差別原則)、10 原則で、効果的な救済、13 原則は、越境損害に対する防止、軽減、救済の効果的な国際法の枠組みを確立することを求めている。国際環境法の成果を継承して作成された同原則はいま、国際人権法の体系に組み込まれている。

このルールを出発点として早急に確立するとともに、さらに実効的な被害救済を達成するため、厳格責任の導入、賠償保険の加入義務付け、基金の創設、管轄の調整や判決の承認等、越境損害の被害救済レジームを参照した制度構築を検討することが重要な課題となる。

3 小括

以上、第6節・第7節における検討の結果、① 国際人権法上の適用範囲を拡張し、国家に対し、企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向で国際法を発展させること、②企業の越境的活動によって生じる人権侵害に関し、企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法を発展させることは、いずれも国際法によって禁止されておらず、国際法の理論上不可能ではなく、むしろ、国際環境法等の様々な国際法の動態的变化に鑑みても、新たな国際法の実現の方向性は開かれているという結論に達した。

フリードマンはすでに1950年代の多国籍企業のパワーの巨大さを根拠に、国際的な規制の必要性を指摘した⁷²³。この主張は十分に顧みられずにきたが、経済のグローバル化を経て、その要請はさらに高まっている⁷²⁴。クロフォードは、国際法の実現は、特定の人々が必要性に駆られてある制度の実現を求め、周囲を説得することにより実現していくプロセスであるという⁷²⁵。この分析に賛同しつつも、国際法の一部レジームにおける先進的な発展とレジームに包摂されない領域の課題の不均衡さを目の当たりにするとき、果たして越境する企業による人権侵害の被害者にとっての必要性は国際法形成過程で適切に考慮されてきたのか、疑問を呈さざるを得ない。

国際法が、レジームに包摂されない周辺化された当事者や被害者にとっての必要性に応答して変容しうるのか、どのような発展を実現しうるのか、が問われる。

そこで、次章において、この点での人権条約の発展的解釈に関する展開を確認し、第4部では、ビジネスと人権に関する新しい条約の制定を始めとするグローバルな法形成の進展を把握していくことにする⁷²⁶。

⁷²³ Friedmann *supra* note 26, pp. 213-231.

⁷²⁴ Simma and Paulus, *supra* note 610.

⁷²⁵ Crawford, *supra* note 57, p. 44. Crawford はおよそ国際法を含む法システムは人間の意思から完全に独立した自動システムではないとし、必要性こそが国際法を形成してきたと強調する。

⁷²⁶ 新しい条約制定については、国連人権理事会決議(Human Rights Council Resolution 26/9 (2014))

第8章 国際人権条約機関による解釈の発展

—域外的義務の拡張の動き—

本章では、前章までの検討を踏まえ、ビジネスと人権の文脈で、国連の人権条約機関がどのように国家の域外的義務を中心とする課題について、条約解釈を発展させてきたかを検討し、この問題に関する現在の国際人権法の到達点を把握する⁷²⁷。

第1節 はじめに

1 人権条約機関における発展的解釈

人権条約は、時代の要請に基づき、普遍的な人権保障を実現するために動的な発展を遂げている。その先頭に立つ人権条約機関や地域人権裁判所は条約を「生きた文書」と位置づけ、発展的解釈を進めてきた⁷²⁸。発展的解釈とは、条約制定時の解釈に拘束されず、「社会の変化・発展を踏まえた現時点での適切な解釈」を行うことで、人権条約機関に広がっている⁷²⁹。

そして、第2章でみてきた通り、人権条約の適用範囲についても発展的解釈が重ねられてきた⁷³⁰。国連の人権条約機関は、指導原則とその限界を踏まえ、国境を越える企業活動によって生じる人権侵害に関する被害防止と救済という課題に対応し、域外的な義務の拡大を中心としたさらなる発展的解釈を進めている。本章では、国連の人

A/HRC/RES/26/9, *supra* note 37)に基づき、現在交渉が進められている。

⁷²⁷ 先行研究として、Seck, *supra* note 35; Shany, *supra* note 240, pp.21-152; Nadia Bernaz, “State Obligations with Regard to the Extraterritorial Activities of Companies Domiciled on Their Territories”, Carla M. Buckley, et al. (eds.), *Towards Convergence in International Human Rights Law: Approaches of Regional and International Systems* (Brill Nijhoff, Leiden, 2016), pp.435-453, 菅原「前掲論文」(注38)(1)(2)(3・完)、菅原絵美「ビジネスと人権に関する国家の域外的保護義務—展開—日本の国別行動計画の策定における優先課題」『神奈川法学』51巻3号229頁(2019年)等を参照した。

⁷²⁸ 人権条約の発展的解釈についての代表的な研究である坂元『前掲書』(注205)を参照した。

⁷²⁹ 江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所の解釈の特徴」戸波江二他編集『ヨーロッパ人権裁判所の判例I』(信山社、2019年)29頁、坂元、同上182頁、183頁。

⁷³⁰ 領域外における人権義務を認めた自由権規約委員会の見解(Lopez Burgos v. Uruguay, *supra* note 207, Montero v. Uruguay, *supra* note 207)は、パレスチナの壁に関するICJ勧告的意見(ICJ Advisory Opinion, Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, *supra* note 209, para.109)において参照された。同様に、社会権規約委員会のイスラエルに対する総括所見(Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Israel, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/1/Add.27, para.8(1998): Consideration of Reports submitted by States parties under Article 16 and 17 of the Covenant: Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Israel, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/1/Add.90, paras. 15 and 31 (2003), para.112)も参照された。

権条約機関が近年、どのように域外的義務に関する条約解釈を発展させてきたかを検討し、この問題に関する国際人権法の最新の到達点を把握する。

2 検討対象

以上の目的のために、本章では、自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約の一般的意見、締約国に対する定期審査における総括所見、さらに個人通報に対する見解を検討する⁷³¹。総括所見は、本研究の目的に沿って、主に多国籍企業等の本拠地となる国に対するものを対象として検討する。

よく知られる通り、人権条約機関は、包括的・一般的な人権状況の改善を促進する「総括所見」、具体的な事例に関する規約違反認定を行う個人通報制度における「見解」、そして、「総括所見」や「見解」等を参照して作成される「一般的意見」を通じて条約解釈を行っている⁷³²。準司法手続の性格を有する個人通報の「見解」と異なり、「総括所見」における「懸念」「奨励」「勧告」には厳格な義務性に基かないものも含まれる。

この点、古谷は、自由権規約委員会の実践をもとに、「総括所見」「見解」「一般的意見」が「相互交配を起こすことで、規約の保障する人権内容は発展・拡充している」とし⁷³³、「総括所見」は解釈の発展を生み出す「揺りかご」の役割を果たしていると描写する⁷³⁴。同時に、「一般的意見」で整理された解釈に依拠して「総括所見」が出され、国家実行に変化をもたらす。

このように人権条約機関の一連の解釈実践は有機的に関連しあい、一体となって発展的解釈の終わりのなきプロセスを創造していると捉えられ、後に分析する通り他の人権条約機関でも同様のダイナミズムを見ることができる。こうして、上記 3 つの異なる種類の委員会の作業は、密接な関連を持って発展的解釈を促進していることから、本稿ではそのいずれも検討対象とする。

⁷³¹ 主要な人権条約として他に拷問禁止条約があるが、同条約は国家権力による人権侵害を拷問とするため、除外した。

⁷³² 古谷修一「自由権規約委員会における規約解釈の動態 — 総括所見、見解、一般的意見の相互作用」国際人権 32 号 88-92 頁（2021 年）。

⁷³³ 古谷、同上 91 頁。古谷は、個人通報を準司法的、総括所見を行政的、一般的意見を準立法的な性格であると特徴づけられており、三者の相互関係を的確に説明されている。

⁷³⁴ 古谷、同上 89 頁。

3 人権条約機関の動向

上記5つの条約のうち、条約の適用範囲を領域・管轄下の個人とする規定を置くのは自由権規約、子どもの権利条約であり、他の3条約は締約国の義務に地理的限定を明文上付していない。しかし、特筆すべきことに、地理的限定について明文規定を置く条約も含め、いずれの条約においても、ビジネスと人権の文脈で、国家の域外的義務を拡大する発展的な解釈が、人権条約機関によって進展していることが、検討の結果、明らかになった。自由権規約が最も限定的であるが、すべての条約において、越境する企業による人権侵害を防止するとともに被害者を救済するための域外的保護義務を認める解釈が進められている。そして、国家が負う域外的保護義務の内容として、立法、行政（監督・調査・制裁）、司法(被害救済)の義務があるとされている。

そこで、以下では、いち早く企業による領域外の人権侵害に関し、締約国である本国に対応を求めた人種差別撤廃条約から、時系列で発展的解釈の展開を確認していく。

第2節 人種差別撤廃委員会

最初に多国籍企業の国境を越える人権侵害について、その本国の人権条約定期審査で懸念を表明し、締約国の対応を求めた人権条約機関は、人種差別撤廃委員会であった。委員会は、ビジネスと人権に関する一般的意見を採択していないが、指導原則が採択される前から、多国籍企業が関与する人権侵害に関して、その本国である締約国の締約国審査において懸念を表明し、総括所見の中で、締約国の対応を求めている。初期の段階では、奨励(encourage)という控えめな表現から始まったが、本国の立法、行政、司法上の適切な対応を具体的に求める勧告を出すようになり、その後の人権条約機関の発展的解釈の礎となったと評価できる。

1 総括所見

多国籍企業の本国の域外的義務に関する勧告の先駆けとなったのは、カナダおよび米国の多国籍企業による海外の採取産業現場での人権侵害の問題であった。

(1) カナダに対する総括所見

2007年、委員会は、カナダに対する定期報告審査の総括所見⁷³⁵の中で、カナダ企業による海外の採取産業現場での人権侵害に懸念を示し、カナダ政府に対し、「カナダに商業登録している多国籍企業がカナダの領域外における先住民の権利の享受に負の影響をもたらす活動をするのを防止する立法、行政上の適切な措置を講じるよう」奨励するとともに、「カナダに商業登録している多国籍企業が法的責任を負う方策を講じるよう」勧告した⁷³⁶。

(2) 米国に対する総括所見

米国を拠点とする多国籍企業の海外での人権侵害について、米国での司法救済が否定されてきたことは第5章で検討してきたとおりである⁷³⁷。委員会は、米国を本拠とする多国籍企業（採取産業）による領域外の天然資源の採掘事業が先住民の諸権利（土地に対する権利、健康に対する権利、居住環境、生活様式に関する権利）に負の影響を与えていることに懸念を表し、勧告を出した⁷³⁸。

まず、2008年の定期審査⁷³⁹において、「米国に商業登録する多国籍企業が米国の領土外における先住民の権利の享受に負の影響をもたらす活動をするのを防止する立法、行政上の適切な措置を講じるよう奨励」した⁷⁴⁰。

2014年の定期審査では、やはり「米国に商業登録する多国籍企業」の活動に関して、米国に対し、①他国の先住民や少数民族その他の地域住民の人権に負の影響をもたらす危険のある活動を防止する適切な対策を講じること、②環境汚染に関わるすべての事例と、影響を受けるコミュニティの人権にもたらす影響に関する独立した実効性ある調査を行い、責任者を責任追及し、被害者に対し適切な救済へのアクセスを確保するよう勧告した⁷⁴¹。

⁷³⁵ Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Canada, U.N. Doc. CERD/C/CAN/CO/ CERD/C/CAN/CO/ 18 (2007).

⁷³⁶ *Ibid.*, para.17. なお、2012年の定期報告書審査でも、政府の対応にもかかわらず事態は改善していないとしてさらなる勧告がされた。Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Canada, U.N. Doc. CERD/C/CAN/CO/19-20(2012), para.14.

⁷³⁷ 第5章のエクアドルの事案を参照されたい。

⁷³⁸ 委員会は、米国の領域外における天然資源の採掘事業に関連する経済活動により、先住民が負の影響を受けていることに懸念を表明した。

⁷³⁹ Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: United States of America, U.N. Doc. CERD/C/USA/CO/6 (2008).

⁷⁴⁰ *Ibid.*, para.30.

⁷⁴¹ Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of the United States of America, CERD, U.N. Doc. CERD/C/USA/7-9 (2014), para.10.

2 背景および意義

以上のとおり、委員会は、指導原則の採択以前から国際人権法学者の間で発展してきた域外的保護義務に関する学問的知見を反映して総括所見を出した⁷⁴²。同委員会が、いち早くこのような勧告を出した背景には、多国籍企業が国境を越えて展開する採取産業によって人権や環境を侵害されてきた「領域外の被害者」が委員会に情報提供し、救済を求めたことが影響する⁷⁴³。

領域外の被害者の声、とりわけ司法手続からも排除され、周辺化された被害者の切実な声が NGO 等の市民社会を通じてボトムアップで持ち込まれるのが、人権条約機関の審査の特徴であり、こうした審査プロセスが発展的な解釈を促したといえる⁷⁴⁴。しかし、人種差別撤廃委員会の勧告にもかかわらず、事態は容易に改善されなかった。そこで、被害者や当事者は NGO 等と連携し、他の人権条約機関にも勧告を求めるようになる。こうして、各条約機関において、多国籍企業が領域外で関与する人権侵害が問題関心として共有され、本国の域外的義務に関する勧告が続くことになる⁷⁴⁵。

第3節 子どもの権利委員会

子どもの権利条約は、締約国に「その管轄の下にある児童」に対する条約上の人権保障を義務付けるが(2条)、同時に、前文と4条をはじめ、随所に国際協力の義務を定めている。子どもの権利委員会は、児童労働や人身取引等、国境を越えるビジネスによる人権侵害の被害に子どもが晒されている現実を踏まえ、子どもの権利を保護する国家の義務と企業の責任についての見解を鮮明にしてきた。

⁷⁴² Skogly, *supra* note 241, Seck *supra* note 35 等。

⁷⁴³ Seck, *supra* note 35, p. 222. Seck は、2007 年の人種差別撤廃委員会の勧告について、以下の通り指摘する。“*Interestingly, these comments were made after the CERD had received submissions from indigenous peoples in the United States complaining about the conduct of Canadian mining companies on indigenous lands in the United States*”。

⁷⁴⁴ 国際人権条約に共通することであるが、人権条約機関は、政府報告書審査にあたり、政府報告とは別に、シャドウ・レポートを受け付けて、それも踏まえて総括所見を出す。シャドウ・レポートには、問題解決に迫られた NGO からの具体的な人権侵害の実態報告が含まれており、委員会は、これに回答し、懸念を表明し、勧告を出す。申『前掲書』(注 11) 540-550 頁。なお、ここで「市民社会」とは、国連憲章 71 条に基づき国連との協議資格を有する NGO に限らず、より広く社会運動を指す言葉を意味するものとして使用する。

⁷⁴⁵ カナダ政府は後述のとおり、各人権条約機関から同様の勧告を受けている。カナダ政府は相次ぐ勧告を受け、採取産業における CSR を強化する方針を講じたが、欧州のような法規制が進んでいないことを批判されている。

1 一般的意見

(1) 間接的義務

委員会は、2003年の一般的意見5（子どもの権利条約の実施に関する一般的措置（4条、42条および44条6項）に関する意見）において、初めて民間セクターによる人権侵害に関する国家と企業の義務について言及した⁷⁴⁶。委員会は、民営化の過程で子どもの権利の実現が深刻な影響を受けていると指摘し、締約国は、国家以外のサービス提供者が条約の規定に従って活動することを確保する義務を負うとし、これによって非国家主体に対する間接的義務(indirect obligation)が創設される、と指摘した⁷⁴⁷。「間接的義務」という表現は、国家が民間セクターに子どもの権利条約に基づく義務を課すことを条約上義務付けられ、その結果、民間セクターが国家規制を通して間接的に義務を負うことを含意している⁷⁴⁸。

(2) 「一般的意見16」

委員会は、2013年に、一般的意見16「企業セクターが子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務」を公表し、ビジネスと人権に関する詳細で包括的な解釈を示した⁷⁴⁹。この文書は上記一般的意見5を踏まえ、さらに重要な発展的解釈を行っている。

a) 企業の義務及び責任

委員会は、「この一般的意見の作成時点で、人権に関わる企業セクターの責任に関する、法的拘束力のある国際文書は存在しない」としつつ、子どもの権利を尊重する義務および責任(duties and responsibilities)は、国や国が管理する事業にとどまらず、私人および企業にも適用されるという。そして、企業は子どもの権利に関する責任を果たさなければならない(must meet the responsibilities)、国は企業がそのような責任を履行す

⁷⁴⁶ General Comment No.5, CRC, U.N. Doc. CRC/GC/2003/5 (27 November 2003). この勧告は、2002年の同委員会の「サービス提供者としての民間セクターおよび子どもの権利の実施におけるその役割」に関する一般的討議 (Report on the thirty-first session, CRC, U.N. Doc. CRC/C/121, 2) 02) を踏まえた詳細な勧告を踏襲したものである。

⁷⁴⁷ General Comment 5, *Ibid.*, paras. 42-44.

⁷⁴⁸ 菅原「前掲論文」(注38)(2)118頁。

⁷⁴⁹ General Comment No.16, CRC, U.N. Doc. CRC/C/GC/16(17 April 2013).

日本語訳は、平野裕二訳を参照した(available at <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_16.pdf>last accessed on 30 January 2023)。

ることを確保しなければならないとの見解を明らかにした⁷⁵⁰。委員会のこうした表現は、委員会が、企業は子どもの権利に関して、指導原則が規定する社会的責任を超えた法的義務を負うと捉えていることを窺わせる。委員会は、同意見において、個別具体的な子どもの権利の侵害状況に即して、民間セクターに包括的で詳細な勧告を行っている⁷⁵¹。

b) 国家の域外的義務

委員会は、企業の世界的操業によって、子どもの権利の実現が困難になっているとし、国境を越えるビジネスに関しては、受入国に第一次的な子どもの権利に関する義務があるとしつつ、「本国もまた、当該国と関係行為との間に『合理的つながり』があることを条件として、企業が域外で行なう活動および操業との関連で子どもの権利を尊重し、保護し、かつ充足する」条約上の義務を負うとする⁷⁵²。この「合理的つながり」は、前章で紹介したマーストリヒト原則⁷⁵³を参照したものである。委員会は、活動の中心地、法人登記、住所、主要な事業所を置く、実質的な企業活動を行なう、のいずれかの接触がある国は広く「合理的つながり」があるとする⁷⁵⁴。

そのうえで、企業による域外的な権利侵害について「合理的つながり」を有する締約国は、まず、権利侵害を受けた子どもおよびその家族に対し、自国の司法手続その他実効的な救済機関へのアクセスができるようにすべきだとした⁷⁵⁵。また、締約国は、企業に対し、子どもの権利に関するデュー・ディリジェンスを要求すべきであり⁷⁵⁶、同時に、商品・サービスが奴隷・強制労働等の深刻な権利侵害を伴わないことを確保するために講じた企業の措置の開示を義務付けるべきであるとし、既に報告義務を企業に課している場合でもその検証・実施機関を設置すべきだとする⁷⁵⁷。

⁷⁵⁰ *Ibid.*

⁷⁵¹ *Ibid.*

⁷⁵² *Ibid.*, para.43.

⁷⁵³ Maastricht Principles, *supra* note.625. General Comment 16, *supra* note 749.

⁷⁵⁴ General Comment 16, *supra* note 749, para.43.

⁷⁵⁵ *Ibid.*, para.44.

⁷⁵⁶ *Ibid.*, para.62.

⁷⁵⁷ *Ibid.*, para.65.

2 総括所見

上記の一般的意見と並行して、子どもの権利委員会は、定期審査の総括所見において、Child rights and the business sector という項目を設け、締約国に対し、人権条約の域外的保護義務に関する強い勧告を相次いで出している。

2011年には、フィンランド⁷⁵⁸、スウェーデン⁷⁵⁹、2012年には、カナダに対する勧告が出された⁷⁶⁰。2012年のカナダへの総括所見では、カナダに登録した多国籍企業、特にガス、石油、採掘企業の領域外での活動が、先住民の権利に悪影響を与えていると指摘し⁷⁶¹、企業の領域外での活動が子どもの人権、環境その他の国際基準を侵害しないようカナダに求め、①明確な法的規制、②制裁、③被害救済の確立を勧告した。

2015年のスイス⁷⁶²、2016年のフランスへの勧告では、締約国の義務は「登録企業」による人権侵害だけでなく、海外で操業する子会社の人権侵害にも及ぶとした。2016年のフランスへの勧告では、①企業にデュー・ディリジェンス・プロセスを求めること(規制措置)、②企業の実施状況を監視し、海外で操業するフランス企業やその子会社の義務懈怠を徹底して調査すること(行政措置)、③企業の違反に対して制裁と賠償を確保すること(司法的措置)を勧告した⁷⁶³。

第4節 社会権規約委員会

社会権規約委員会は、ビジネスと人権に関し、精力的に新たな解釈を発展させ、新たな基準設定を進めてきた。社会権規約は、領土、管轄によって規約の適用範囲を限

⁷⁵⁸ Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Finland, CRC, U.N. Doc. CRC/C/FIN/CO/4 Finland (2011), para.24. フィンランドを拠点とする多国籍企業や海外事業を行う企業に対し、サプライチェーンに対する効果的なモニタリング体制を構築して児童労働を禁止するための法的枠組みを導入することを勧告した。

⁷⁵⁹ Consideration of reports submitted by States parties under article 12, paragraph 1, of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography Concluding observations: Sweden, CRC, U.N. Doc. CRC/C/OPSC/SWE/CO/1 (2011), para.21.子どもの売買等に関する選択議定書の報告書審査で、海外に投資・操業する国営企業やその子会社について、当該国における条約及び議定書が規定する犯罪から保護されるためのデュー・ディリジェンスを求め、海外で投資・事業展開するすべてのスウェーデン企業も同様に規制するよう求めた。

⁷⁶⁰ Concluding observations on the combined third and fourth periodic report of Canada, CRC, U.N. Doc. CRC/C/CAN/CO/3-4 (2012), para.29.

⁷⁶¹ 人種差別撤廃委員会の懸念(CERD/C/CAN/CO/19-20(2012) para.14, *supra* note 736)を参照した。

⁷⁶² Concluding observations on the combined second to fourth periodic reports of Switzerland, CRC, U.N. Doc. CRC/C/CHE/CO/2-4 Switzerland (2015), para.23. スイスに対し、その領域で事業をし、または管理されている企業とその子会社による人権侵害に対しても域外的義務を負うとし、領域外の子どもへの権利侵害に対して法的な責任を確保することを求めた。

⁷⁶³ Concluding observations on the fifth periodic report of France, CRC, U.N. Doc. CRC/C/FRA/CO/5 (2016), para.22.

定する明文規定を設けておらず、そのことは国家の域外的義務に関する基準の具体化を進めやすい要素となっている。前章にも言及した通り、社会権規約の域外適用に関しては、国際人権法学者のイニシアティブによる研究成果であるマーストリヒト原則が、その後の委員会の解釈の展開に影響を与えた⁷⁶⁴。

2011年、国連社会権規約委員会は、「民間企業と経済的社会的及び文化的権利に関する締約国の義務に関する声明」を公表し、「締約国は受入国の主権を侵害することなく、また規約に基づく受入国の義務を軽減させることなく、自国の管轄下に主たる事務所を置く企業による外国での人権侵害の防止に必要な措置を講ずる義務を負う」とした⁷⁶⁵。委員会は以後、この基本的見解に基づき、国家の域外的義務等について解釈を発展させた。

1 一般的意見

(1) 個別の権利に関する一般的意見

まず、委員会は、健康、食糧、住宅、労働に関する個別の一般的意見で、国境を越える企業活動の影響を受ける個人に関する国家の義務について解釈を明らかにした⁷⁶⁶。例えば、労働の権利に関する一般的意見23は、締約国に対し、自国の領域または管轄下に拠点を置く企業の域外における事業活動が、公正かつ良好な労働に対する権利を尊重するよう求める、立法措置を含む明確な措置を講じるとともに、域外の被害者に救済手段へのアクセスを確保するための適切な措置を導入するよう勧告した⁷⁶⁷。

(2) 「一般的意見 24」

2017年、社会権規約委員会は、一般的意見24（「ビジネス活動の文脈において経済的社会的及び文化的権利に関する国際規約に基づき国家が負う義務」に関する一般的意見）を公表し⁷⁶⁸、企業の活動に関連する国家の尊重・保護・充足義務と救済へのアク

⁷⁶⁴ Maastricht Principles, *supra* note.625.

⁷⁶⁵ CESCR, Statement on the obligations of States parties regarding the corporate sector and economic, social and cultural rights, U.N. Doc. E/C.12/2011/1 (2011).

⁷⁶⁶ General Comment No. 14, *supra* note 200, General Comment No.18, *supra* note 200. さらに、General Comment No. 15, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/2002/11 (20 January 2002), para. 33, General Comment No. 23, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/GC/23 (7 April 2016), para. 70.

⁷⁶⁷ *Ibid.*, General No. Comment 23.

⁷⁶⁸ General Comment No. 24, *supra* note 49. 日本語訳は日本弁護士連合会の仮訳(available at <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/human_rights/24.pdf> last accessed on 30 January 2023).を参照した。

セスについて包括的かつ詳細なガイダンスをまとめた。指導原則採択以降、徐々に進んできたビジネスと人権に関する国際人権法の発展の集大成といえる重要な文書であり、後の人権条約解釈や、国家実行に大きな影響を与えた。意見は極めて包括的なものであるが、域外的な保護義務との関係に絞って概観する。

a) 締約国の保護義務

委員会はまず、ビジネスと人権に関わる締約国の人権保護義務とは、事業活動による権利侵害から規約上の権利を実効的に保護するため、立法、行政、教育その他適切な措置を講じ、被害者に対し、実効的な救済手段へのアクセスを提供することであると定義する⁷⁶⁹。

そして、保護義務には「人権デュー・ディリジェンスの実施を要求する法的枠組みを採用する積極的義務」も含まれるとし、国家は「企業のサプライチェーン、下請業者、サプライヤー、フランチャイジーその他のビジネスパートナーによる規約上の権利の侵害を防止するためにデュー・ディリジェンスを義務付ける措置」を講じるべきだとする⁷⁷⁰。

b) 域外的義務

委員会は、社会権規約上の域外的義務(Extraterritorial obligations)は、「自国領域内に拠点を置く企業や自国の管轄権に服する企業の行動をコントロールすることにより、国際法に違反することなく自国領域外の状況に影響を及ぼしうる場合に生じる」とする⁷⁷¹。そのうえで、域外的な人権保護義務は、「締約国がコントロールできる企業の活動」によって領域外で生じる規約上の権利侵害の防止措置及び救済措置を講じる義務だとする⁷⁷²。そして、締約国は「領域内およびまたは管轄下にその拠点を有する企業

⁷⁶⁹ *Ibid.*, para.14.

⁷⁷⁰ *Ibid.*, para.16.

⁷⁷¹ *Ibid.*, para.28. 原文は以下のとおりである。Extraterritorial obligations arise when a State party may influence situations located outside its territory, consistent with the limits imposed by international law, by controlling the activities of corporations domiciled in its territory and/or under its jurisdiction, and thus may contribute to the effective enjoyment of economic, social and cultural rights outside its national territory.

⁷⁷² *Ibid.*, para.30. 原文は以下のとおりである。The extraterritorial obligation to protect requires States parties to take steps to prevent and redress infringements of Covenant rights that occur outside their territories due to the activities of business entities over which they can exercise control, especially in cases where the remedies available to victims before the domestic courts of the State where the harm occurs are unavailable or ineffective.

に対し⁷⁷³、その影響下にある事業者が規約上の権利を尊重するため最善の努力を尽くすよう求めるべきだ」として、子会社及びビジネスパートナーがどこに所在する場合でも、規約が保障する権利の侵害を特定し、防止し、対処するデュー・ディリジェンスに基づく行動を求めるべきだとする⁷⁷⁴。この解釈にあたって、委員会は、上述した個別の権利に関する一般的意見での解釈、子どもの権利委員会一般的意見16、さらに、これまで見てきた人種差別撤廃委員会や自由権規約委員会の同様の立場を参照している。

c) 救済

委員会は、人権保護義務の履行として、被害者に対してアカウントビリティと救済手段(司法上の救済が望ましい)へのアクセスを保障するために、調査と責任追及のための実効的なメカニズムを導入すべきだとする⁷⁷⁵。

特に、被害救済を阻む実体法、手続法及び実務上の障壁⁷⁷⁶を除去する義務があるとし、①親会社またはグループの責任制度を確立すること、②フォーラム・ノン・コンビニエンスの検討にあたっては、被害者の実効的な救済を最優先に検討すること、③さらに証拠が企業側に偏在している状況に鑑み、義務的証拠開示法制の導入や立証責任の転換も示唆した⁷⁷⁷。救済へのアクセスを保障するだけでなく、領域外の被害者を実質的に支援することに踏み込む措置を締約国に求めていることが評価できる。さらに、委員会は、特に先住民に配慮した、利用可能な実効的救済へのアクセスの確保を求めた⁷⁷⁸。

2 総括所見

委員会は、上記の一般的見解と並行して、個別の国家の定期報告書審査における総括所見でも、ビジネスと人権に関わる勧告を行っている。

⁷⁷³ *Ibid.*, para. 33. 原文は、Corporations domiciled in the territory and/or jurisdiction of States parties.

⁷⁷⁴ *Ibid.*, para.33.

⁷⁷⁵ *Ibid.*, para.38.

⁷⁷⁶ 委員会は、法人格のヴェール、立証責任の負担、国境を越える訴訟にかかる立証の困難性、外国判決の執行の困難性、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理による救済のアクセスの否定等を救済の障壁だと指摘する(paras. 42,43)。この指摘は、第5章で検討した、米国のATCA等の訴訟実務に関して紹介した実態に合致する。

⁷⁷⁷ *Ibid.*, paras. 44-46.

⁷⁷⁸ *Ibid.*, para. 46.

(1) 域外的保護義務

委員会は 2011 年、ドイツに対し、「ドイツ企業の海外での投資が受入国の経済、社会、文化的権利に貢献するような方針を確保するよう呼びかける」と控えめな勧告をしたが⁷⁷⁹、以降、より積極的で具体的な勧告を行うようになる。委員会は 2013 年には、ノルウェーに対し、「締約国に主たる事務所を置き、または締約国の管轄下にある企業の海外での活動が、人権侵害をすることを防止するための方針と施策を、受入国の主権侵害や規約上の義務を損ねることのないかたちで決定する」よう勧告した⁷⁸⁰。

2016 年には英国⁷⁸¹、2017 年にはオランダ⁷⁸²に対する勧告で、海外の事業活動の結果として発生した規約上の権利侵害の被害救済に関して適切な措置を講じるよう勧告した。

(2) 立法枠組みと司法救済に関する具体的な勧告

委員会の勧告は、立法的枠組みや司法救済に関する具体的な勧告に及ぶようになる。

2016 年には、フランスに対し、「領域内に拠点を置き、またはその管轄下にある企業が海外で人権侵害に関与しないよう防止する措置を講ずる」「企業に対し、人権尊重に関する法的拘束力のある注意義務を課すとともに、企業の海外における事業活動の結果として人権を侵害された被害者に対して締約国の裁判所での救済へのアクセスを保障することを内容とする法律の採択を促進する」よう奨励した⁷⁸³。この勧告は子どもの権利委員会の同年の勧告と並んで⁷⁸⁴、フランスで審議プロセスにあった人権デュー・ディリジェンスに関する注意義務法を意識したものである。なお、同法は翌 2017 年に採択された⁷⁸⁵。

⁷⁷⁹ Concluding Observations on the Fifth Periodic Report of Germany, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/DEU/CO/5 (2011), para. 10.

⁷⁸⁰ Concluding Observations on the Fifth Periodic Report of Norway, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/NOR/CO/5(2013), 6.

⁷⁸¹ Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/GBR/CO/6(2016), para. 12.

⁷⁸² Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Netherland, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/NLD/CO/6 (2017), para. 12.

⁷⁸³ Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of France, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/FRA/CO/4, (2016), para. 13.

⁷⁸⁴ CRC/C/FRA/CO/5, France (2016), *supra* note 763, para. 22.

⁷⁸⁵ Sandra Cossart et al., “The French Law on Duty of Care: A Historic Step Towards Making Globalization Work for All”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.2 (2017), pp. 317-322.

委員会はさらに、2019年にデンマーク⁷⁸⁶、スイス⁷⁸⁷、2020年にベルギーおよびノルウェー⁷⁸⁸、2021年にフィンランド⁷⁸⁹に対する総括所見で、ビジネスと人権に関する勧告をしている。これらの国に対する勧告内容はほぼ共通したものとなっている。すなわち、締約国に拠点を置く企業や締約国の管轄下にある企業に対して人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法律を制定すること、領域外の人権侵害を調査し、法的な責任を課すこと、領域外の被害者に対し救済のアクセスを確保することを勧告するものである。

(3) 国家の関与が強い事業への勧告

社会権規約委員会は、2013年には、ノルウェーに対する定期審査において、ノルウェー中央銀行が第三国で事業活動を行う外国企業に投資するにあたり、事前および投資期間中に包括的な人権影響評価を受けることを確保するよう求め、2020年にはさらに、パレスチナ占領地で活動する企業に対するノルウェー年金基金の投資を2004年のICJ勧告的意見に基づく人権に関する義務の観点から再検討するよう求めた⁷⁹⁰。2016年には、英国に対する総括所見で、武器輸出業者に許可を与えるにあたって、武器が使用されることで人権を侵害しないか徹底した事前のリスクアセスメントを行い、リスクが確認できた場合は不許可とし、または許可を停止することを勧告し

⁷⁸⁶ Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Denmark, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/DNK/CO/6 (2019), paras. 18 and 19. 委員会は、①企業に対し、国内外における事業活動とその取引関係における人権デュー・ディリジェンスを要求すること、②企業の規約上の人権侵害に法的責任を課すこと、③被害者が締約国の司法的、非司法的メカニズムに救済を求めることができるようにすることを勧告した。

⁷⁸⁷ Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of Switzerland, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/CHE/CO/4 (2019), para.11. 委員会は、①企業に人権デュー・ディリジェンスの実施を確保する効果的な法的メカニズムの確立、②締約国に本拠地を置く企業の海外での人権侵害について救済機関へのアクセスを確保することを勧告した。

⁷⁸⁸ Concluding Observations on the Fifth Periodic Report of Belgium, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/BEL/CO/5 (2020), para. 12; Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Norway, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/NOR/CO/6 (2020), para. 9. 委員会は両国に対し、それぞれ①締約国に本拠地を置く企業に人権デュー・ディリジェンスを要求すること、②企業の規約上の権利の侵害に法的責任を課すこと、③被害者に対する救済のアクセスを提供することを勧告した。

⁷⁸⁹ Concluding Observations on the Seventh Periodic Report of Finland, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/FIN/CO/7(2021), para. 7. 委員会は、①締約国に拠点を置きあるいはその管轄下にある企業に対し、人権デュー・ディリジェンスを義務付ける規制枠組みを採択し、②外国人を含む被害者が効果的な救済にアクセスできるようにし、③自国企業に関する人権侵害の報告があった場合は締約国が調査を実施することを求めた。

⁷⁹⁰ CESCR, E/C.12/NOR/CO/5 (2013), *supra* note 780, para.6 ; CESCR, U.N. Doc. E/C.12/NOR/CO/6 (2020), *supra* note 788, para. 7.

た⁷⁹¹。委員会はこのように、国家が実質的に関与したり許可する事業について、国家により強い義務が求められることを前提に、より具体的な勧告を行っている。

3 小括

以上のとおり、社会権規約委員会は、ビジネスと人権に関わる規約および指導原則の発展的解釈を明確な形で進めた。

第 1 に、指導原則で「社会的責任」として確認された人権デュー・ディリジェンスを、企業に法的に義務付けることが、締約国に義務付けられるとしたことで、企業に間接的な義務を負わせ、指導原則のハードロー化を促進した。

第 2 に、締約国がそのコントロールできる企業の行動に対し、域外的義務を負うことを明らかにした。

委員会は一般的意見 24 において、域外的義務が肯定される論拠として、①社会権規約が領域や管轄と言った条約適用範囲の限定を規定していないこと、②国連憲章 55 条と社会権規約に記載された国際協力の規定、③国際慣習法としての領域使用の管理責任原則を援用している⁷⁹²。③については、「国際慣習法上、国家はその領域を他国に損害を与える方法で使用してはならないとする。この要求は国際環境法に特に関連する」とし、脚注において、トレイル溶鉱所事件、1996 年の核兵器使用に関する勧告的意見、2006 年の ILC 諸原則、そしてマーストリヒト原則を参照にあげている。委員会は、第 6 章でみてきた越境損害防止義務に関する国際法を援用し、かつ指導原則の文言を用いて、国境を越えるビジネスと人権という現代的課題に対応した新しい解釈を確立したといえる。

ところで、人権に関する域外的な義務の拡張を巡っては、一方で、国家は域外の事態について、領域内と同様に私人行為への注意義務を課しうるのかという履行確保の面からの限界が指摘され⁷⁹³、他方で、人権の域外的義務の行使が国家主権侵害等の国際法違反になることへ懸念が示されてきた⁷⁹⁴が、社会権規約委員会がこうした論点に関する議論を整理したことも注目される。

⁷⁹¹ E/C.12/GBR/CO/6 (2016), *supra* note 781, para. 12.

⁷⁹² General Comment 24, *supra* note 49, para.27.

⁷⁹³ 「消極的／積極的義務二分論」については 2 章に紹介した。Milanovic, *supra* note 213, pp. 209-222, 中尾「前掲論文」(注 213) (一) 1454 頁

⁷⁹⁴ Jan Klabbers, *International Law*, *supra* note 631, p. 147 (2nd) 2021, 奥脇「前掲論文」(注 588) 43-44 頁。

まず、前者の指摘に対しては、「自国領域内に拠点を置く企業や、自国の管轄権に服する企業の行動を締約国がコントロールすることにより域外の事態に影響を及ぼしうる場合」（一般的意見24）に限定して域外的保護義務を認めている。このような企業の行動によって生じる領域外の事態に対しては、締約国が自国の立法への規制や、国内での監視や行政措置を行うこと、域外で発生した人権侵害であっても自国の司法アクセスを確保することは、その限度であれば何ら不可能を要求することではなく、履行は可能である。また、委員会は、域外的義務は「国際法に違反することなく自国領域外の状況に影響を及ぼしうる場合に生じる」⁷⁹⁵（下線は筆者）としてその範囲を画し、かつ、義務履行に当たっての国家の立法・行政権限発動の対象を、自国の領域内あるいは管轄に服する企業に限定した⁷⁹⁶。委員会は領域内または管轄下の企業にデュー・ディリジェンスの義務を課すことによって、域外の人権状況に事実上の影響を与えることは、域外管轄権の行使には該当しないとの立場を明確にしている⁷⁹⁷。以上のとおり、委員会が、領域国の主権侵害等の国際法違反に該当しない限度で、かつ履行が確保しうる内容の域外的義務を解釈上明らかにし、これまでの学説の疑問に答える解を提示したことは、他の人権条約機関も含めた域外的保護義務の議論を進展させるうえで重要である。

第5節 女性差別撤廃条約

女性差別撤廃条約は、締約国の義務に関して原則として領域、管轄等の限定を置かず、2条(e)において、「個人、団体また企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること」を締約国の義務として定め、企業における男女差別撤廃に大きな役割を果たしてきた⁷⁹⁸が、近年は越境するビジネスと人権の問題について、積極的な見解表明をしている。

1 一般的勧告

委員会はまず、2010年に採択した条約2条に関する一般的勧告28で、公共または民

⁷⁹⁵ General Comment 24, supra note 49, para. 28.

⁷⁹⁶ *Ibid.*, para.28.

⁷⁹⁷ *Ibid.*, para.33.

⁷⁹⁸ 例えば、日本における影響について、山下泰子「女性差別撤廃条約と日本」『文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要』9号（2009年）。

間のいかなる主体による差別も撤廃するという 2 条(e)が「国外で活動している国内企業の行為にも適用される」と明確にした⁷⁹⁹。

女性に対する暴力に関する一般勧告 35⁸⁰⁰、気候変動に関する一般勧告 37⁸⁰¹でも、越境する企業に対する規制を締約国に推奨した。

さらに、国際移住の文脈における女性及び少女の人身取引に関する一般的勧告 38 (2020 年)⁸⁰²は、経済のグローバル化による社会的不公正が女性に不均衡に大きな影響を与えているとの基本認識に基づき⁸⁰³、企業のサプライチェーンにおける人身取引を防止し、対処すること、企業が人権デュー・ディリジェンスを怠った結果としてグローバル・サプライチェーンで働く労働者の権利が侵害されないよう、調査、監視、制裁、救済の制度を構築することを勧告した⁸⁰⁴。

2 総括所見

委員会は、2016年にスウェーデンに対し、「企業が海外事業展開する際に女性の権利を尊重、保護、充足することを確保する、相当の義務を果たす」よう勧告した⁸⁰⁵。委員会が企業の域外活動について女性の権利尊重、保護、充足を尽くすことを確保すべき国家の義務があるとしたのはこの総括所見が初めてである。

同年、カナダに対する総括所見では、他の委員会でも指摘された、カナダの採取企業が海外の人々の人権に否定的な影響を与えていること、被害者の司法救済へのアクセスが限られ、女性の人権に関する影響評価がないこと等に懸念を示し、締約国に登録しまたは拠点を置く企業の海外での事業活動について、①国家の法的監督の強化、

⁷⁹⁹ General Recommendation No.28, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/28 (16 December 2010). 以下、一般的勧告に関する日本語訳はいずれも、以下の内閣府仮訳を参照した。

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/kankoku1-25.pdf

⁸⁰⁰ General Recommendation No.35, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/35 (24 July 2017), para. 24, 締約国は規制やインセンティブを通じて「影響力を行使できる対象である企業」による海外での人権侵害を防止するために必要な手段を講じることが求められるとする。

⁸⁰¹ General Recommendation No.37, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/37 (13 March 2018), 防災と気候変動に関連し、「締約国は、国外での活動も含む管轄下の非国家主体の活動を規制するべき」とする。

⁸⁰² General Recommendation No.38, CEDAW/C/GC/38 (20 November 2020),

⁸⁰³ *Ibid.*, para.3.

⁸⁰⁴ *Ibid.*, para.63, 委員会は、デュー・ディリジェンスを義務付ける法律に違反して被害を受けた場合、事業が行われている国と法人が設立された国の両方における民事訴訟法上の訴権を法で定めること、企業及び公的機関に対し、労働者と労働者の代表者が代表を務める専門の規制機関が、デュー・ディリジェンスを義務付ける法律の履行状況を積極的に調査・監視するとともに、不履行をした企業に制裁措置を講じるための権限及びリソースを確保することを奨励した。

⁸⁰⁵ Concluding observations on the combined eighth and ninth periodic reports of Sweden, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/SWE/CO/8-9 (2016), para. 35.

②独立性のある苦情申立機関の設置、③司法救済へのアクセスを促進する措置を講じること、等を勧告した⁸⁰⁶。2017年にはドイツに対する総括所見で、締約国に登録または拠点を置く企業、特に縫製業や大規模農業企業が、海外における操業によって引き起こす現地の女性と少女の人権に関する否定的な影響に懸念を表明し、同様に、①法的監督強化、②苦情申立機関の導入、③司法救済へのアクセスの確保をするよう勧告した⁸⁰⁷。

第6節 自由権規約

前述のとおり、自由権規約は、2条1項で適用範囲について明文規定を置くが、自由権規約委員会はこの規定を文言通りに解釈すれば、人権保障の実現に支障をきたす事例に直面し、規約の適用範囲を拡大する発展的解釈を積み重ねてきた。委員会が、領域内でなくても管轄下の事態であれば国家が義務を負うとの解釈を確立し、ICJによってもこの解釈が認められてきたことは第2章に詳述した通りである⁸⁰⁸。

委員会は域外的な保護義務については積極的な言及をしてこなかった⁸⁰⁹が、トムシヤットが指摘する通り「第2条の限定は、規約の実施を妨げる客観的な困難が存在する特定の状況を念頭において制限的に起草されたに過ぎない」(1981年の自由権規約委員会 Lopez Burgos v. Uruguay 個別意見)⁸¹⁰とすれば、域外的保護義務の実施が可能な状況においてはさらなる発展的解釈を妨げる理由はないはずである。委員会は近年、指導原則や他の委員会の影響を受け、域外的保護義務についても言及を始めていることが注目される。

⁸⁰⁶ Concluding observations on the combined eighth and ninth periodic reports of Canada, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/CAN/CO/8-9 (2016), para. 19.

⁸⁰⁷ Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Germany, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/DEU/CO/7-8, Germany (2017) paras. 15 and 16.

⁸⁰⁸ 坂元『前掲書』(注205) 43-51頁, Nowak, *supra* note 694, pp. 43-45.

⁸⁰⁹ Nowakは、規約2条1項の起草過程における締約国の隠れた動機は、締約国が属人的管轄権を有する私人の域外行為に対して責任を免れる意図であったという(*Ibid.*, p. 44)。

⁸¹⁰ Tomschat, Lopez Burgos v. Uruguay, *supra* note 207の個別意見。訳は坂元『前掲書』(注205) 48頁を参照した。

1 一般的意見

自由権規約委員会は、2018年「生命に対する権利」（第6条）に関する一般的意見36においてはじめて、企業に関連して生命の権利に関する締約国の域外的な保護義務を明確に規定した⁸¹¹。

委員会は、締約国が「自国領域を基盤とする、またはその管轄下にある企業体による活動も含めて、全部または一部が自国領域あるいは管轄下にある他の地域で行われる活動で、自国の領域外にいる個人の生命に対する権利に直接的かつ合理的に予見可能な影響を与えるすべての活動が、第6条に適合するよう確保するため、企業の責任および実効的な救済を得る被害者の権利に関する国際基準に相当の考慮を払いながら、立法その他の適当な措置をとらなければならない」とする⁸¹²。他の人権条約機関が確立した基準に比べ、狭い範囲にとどまり、「領域・管轄下」での私人活動に限定しているが、その影響が領域外の個人の人権に影響する場合にも国家は域外的保護義務を負う可能性があるとするものであり、「領域・管轄下」の個人の人権のみを保障するとの、これまでの規約の適用範囲を大きく変更したものと見える。

この一般的意見が明らかにした域外的保護義務に関する解釈は、生命に対する権利に限定されている。しかし、この意見は同時に、生命に対する権利の内容を拡張的に解釈し、健康に関する権利や環境権にも言及したことで注目されている⁸¹³。生命に対する権利を起点として、自由権規約が域外的保護義務を拡大する発展的解釈を進めていくことが期待される。

2 総括所見

自由権規約委員会は、定期審査における総括所見で、締約国の域外的保護義務を拡張的に解釈していった。例えば、2012年のドイツに対する総括所見で委員会は、領

⁸¹¹ General Comment No. 36, *supra* note 49. 日本語訳は日本弁護士連合会の仮訳(available at <https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2021/HRC_GC_36j.pdf> last accessed on 30 January 2023)を参照した。

⁸¹² *Ibid.*, para. 22. 原文は、以下のとおりである。They must also take appropriate legislative and other measures to ensure that all activities taking place in whole or in part within their territory and in other places subject to their jurisdiction, but having a direct and reasonably foreseeable impact on the right to life of individuals outside their territory, including activities undertaken by corporate entities based in their territory or subject to their jurisdiction, are consistent with article 6, taking due account of related international standards of corporate responsibility and of the right of victims to obtain an effective remedy(para. 22). ここでは、論拠として、後述するドイツ、カナダ、韓国に対する定期審査と、個人通報事例が参照されている。

⁸¹³ *Ibid.*, paras. 26 and 62.

土・管轄下にある企業が人権を尊重するよう「明確な期待」を表明すること、海外で操業している企業の活動の被害にあった人々の救済のための措置を講ずることを奨励した⁸¹⁴。韓国に対する総括所見でも、韓国の管轄に属する企業の海外での行動による人権侵害に対し、救済と被害のための適切な措置を講ずることを奨励した⁸¹⁵。

このように、2012年の上記総括所見はいずれも締約国に控えめに奨励をするものであったが、2015年に委員会は、カナダに対する総括所見で、より詳細な勧告を出した。すなわち、他の条約機関においても懸念が表明されている採取産業に関連して、採取産業等のカナダの管轄下にあるすべての企業が、海外で操業するにあたり人権基準を尊重するよう実効的なメカニズムを強化すること、企業の人権侵害を調査する独立機関の設置を検討すること、海外での活動による被害者が法的救済を得られる法的枠組みを発展させることを勧告したのである⁸¹⁶。自由権規約委員会も勧告内容を徐々に強化していることが認められる。

3 個人通報

さらに2017年、自由権規約委員会は個人通報事例(Yassin v Canada)で域外的義務について言及した。この事案は、カナダで登録された2つの企業がパレスチナ占領地での入植活動に従事したことに対し、カナダの裁判所がフォーラン・ノン・コンビニエンスの法理により司法管轄を認めなかった結果、カナダの規約2条2項(立法措置をとる義務)、7条(非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いの禁止)、12条(移動の自由及び居住の自由)、17条(私生活、家族、住居に対する権利)、27条(少数者の権利)に関する域外的義務に違反したことを理由として個人通報がなされた事案である⁸¹⁷。

⁸¹⁴ Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Germany, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/DEU/CO/6, Germany (2012), para. 16. 勧告の内容は以下のとおりである。「締約国には、その領域及び/または管轄下にある企業がそのすべての操業において規約に基づく人権基準を尊重することに対し、明確な期待を表明することが奨励される。さらに、海外で操業している企業の活動の被害にあった人々への救済を強化する適切な措置を講ずるよう奨励される」。

⁸¹⁵ Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of Canada, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/KOR/CO/4, Republic of Korea (2015), para.11.

⁸¹⁶ Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Canada, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/CAN/CO/6, Canada (2015). 委員会は、採取産業等に関わるカナダの企業の海外での事業活動に伴う人権侵害の訴えと、被害者が救済へのアクセスができない状況に懸念を表明した。

⁸¹⁷ Yassin v Canada, HR Committee, communication number 2285/2013, U.N.Doc. CCPR/C/120/D/2285/2013, Inadmissibility decision, adopted on 26 Jul 2017. 本件の解説について、菅原「前掲論文」(注727)(2019年)を参照した。

本件で委員会は、通報者が通報適格を有する「管轄下の個人」に該当しないと判断し、通報を却下したが、その理由は、カナダの規約上の義務と両企業の活動、通報者の主張する規約上の権利侵害の間の近接性が、本通報を受理するには十分でないとの判断に基づくとされる⁸¹⁸。

本件で、両企業はカナダに登録しているものの、その住所も財産もカナダに存在しない。こうした状況下においてカナダが、両企業の領域外での活動に対し合理的な相当注意義務を尽くすことを怠り、責任があると言えるための十分な情報（例えば、カナダの規制権限、入植及び通報者の権利への影響と両企業の役割に関する特別な性質、カナダ政府が合理的に知り得た情報や権利への影響に関する予見可能性）が通報者から委員会に提供されなかったために、上記判断に至った旨委員会は説明する⁸¹⁹。

しかし、委員会が以下のように述べたことが注目される。

「自国領域内の国家の人権に関する義務と領域外の義務はすべてにおいて等しいものではないが、委員会は、締約国がその管轄下における企業の域外活動によって規約上の権利が侵害されないよう確保する義務を負う状況があると考える。これは特に、本件通報で危機にさらされていると主張されるような深刻な性質の人権侵害の場合はとりわけそうである」⁸²⁰。委員会が、生命に対する権利に限らず、広く移動・住居等の権利侵害についても、深刻な性質であれば「管轄下における企業の域外活動」に対し国家が域外的保護義務を負う可能性を示唆したことは重要であり、委員会が発展的解釈に踏み出していることが確認できる⁸²¹。

⁸¹⁸ *Ibid.*, paras. 6-4 and 6-6.

⁸¹⁹ *Ibid.*, para. 6-6.

⁸²⁰ *Ibid.*, para. 6-5, 菅原「前掲論文」（注 727）（2019 年）。

⁸²¹ 本見解には、2名の委員から補足意見が出されている（Olivier de Frouville and Yadh Ben Achour, *Concurring opinion*）。補足意見は、これまで域外的義務が認められてきたのは、域外において国家の権力行使や実効的支配が行われた場合であったとしつつ（para.8）、国際法は発展しているとして、域外における非国家主体の人権侵害と国家の間に管轄のむすびつき（*jurisdictional link*）がある場合も締約国は規約上の義務を負う可能性があるとする。ただし、その要件としては、(a) 企業の活動を規制できる国家の実効的な能力と、(b) 国家が企業の活動と規約上の人権侵害の予見可能な結果に対する現実の認識を有していることだとする（para.10）。この「管轄のむすびつき」は、マーストリヒト原則の「意味ある結びつき」に比較すれば相当狭い。また、(b)の予見可能性は、相当注意義務違反を発生させる基準としては理解できるが（Bjornstjern Baade, “Due Diligence and the Duty of Protect Human Rights”, in Heike Krieger et al. (eds.), *Due Diligence in the International Legal Order* (Oxford University Press, 2020), p. 98）、管轄に関する基準としては疑問が残る。とはいえ、この分野の自由権規約の解釈を一步進めたことは評価でき、今後のさらなる発展が注目される。

第7節 人権条約機関の解釈の動態的变化

1 人権条約機関の解釈の傾向

以上の人権条約機関の傾向は、以下の通りまとめることができる。

第1に、人権条約機関が域外的な人権義務を拡大させている傾向が明らかになった。締約国の義務の適用範囲の限定を定める条約規定を置かない社会権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約は特に顕著であるが、適用範囲を限定する規定を置く自由権規約、子どもの権利条約においても、国家の義務の対象を「領域または管轄下」の個人に限定せず、「領域または管轄下」の企業（所在・登録）やその子会社の領域外活動によって影響を受ける人々を保護する義務に拡張している。

国家が域外的保護義務を負う根拠となる企業とのリンクは、自由権規約が「全部または一部が自国領域あるいは管轄下にある他の地域で行われる活動」であることを要求する一方、人種差別撤廃条約は「登録企業」、社会権規約は「領域または管轄下」の企業やコントロールできる企業、子どもの権利条約は最も広く、活動の中心地、法人登記、住所、主要な事業所を置く、実質的な企業活動を行なう、のいずれかの接触がある企業としている。いずれにせよ、国家がその「領域または管轄下」にある企業の領域外活動（子会社等の活動を含む）によって影響を受ける人々を保護する義務を負う、との国際人権基準が発展しつつあると評価できる⁸²²。

第2に、国家に課される義務（域外的義務を含む）は指導原則の採択を受けて徐々に、明確化・高度化し、指導原則の内容を国内法で企業に義務付けることが勧告されるようになった。とりわけ注目されるのは2020年以降のベルギー、ノルウェー、フィンランドに対する社会権規約委員会の勧告であり、国内に拠点を置きあるいはその管轄下にある企業の人権侵害に関連して、締約国に、①人権デュー・ディリジェンスを義務付ける規制枠組みを採択すること、②領域外の外国人を含む被害者が締約国の司法手続等で効果的な救済にアクセスできるようにすること、③自国企業の人権侵害を調査・監視し、アカウンタビリティを確保すること、を勧告し、立法、行政、司法それぞれの権限で具体的な行動を求めている。

第3に、指導原則のハードロー化を促進する解釈が確立しつつある。

⁸²² De Schutter, *supra* note 35, p. 45; Shany, *supra* note 240 は、同様の見解を述べる。

指導原則は、企業の責任はグローバル・バリューチェーン全体に広範に及ぶとされたが、その性格は社会的責任であると確認された。ところが、社会権規約委員会や子どもの権利委員会は、指導原則の人権デュー・ディリジェンスの枠組みを踏襲する一方、国家に対し、人権デュー・ディリジェンス責任を法的義務とする立法措置を講ずることを求めた。すなわち、締約国に対し、「領域または管轄下」にある企業に対してグローバル・バリューチェーンを視野に置いた人権デュー・ディリジェンス義務を課す立法措置を求めているのである。

これは、国家の規制義務を通じて、企業に間接的に人権尊重の法的義務を課す方向での国際法の発展の兆候と見ることができる。

2 人権保障システム間で浸透し、促進される解釈の発展

以上の人権条約の解釈動向は、条約制定当時はもちろん、指導原則採択時にも想定されなかった解釈の発展であるが、各人権条約機関が相互に影響を与え合い、差異はあるものの、結果として、共通性ある解釈を積み重ね、域外的保護義務の拡張・拡充を中心とするあらたな解釈が確立しつつある。各条約機関はそれぞれの規約の義務の解釈に当たってソフトローとしての指導原則を取り込んだ結果、規約上の締約国の義務内容をも、指導原則の内容をも、拡充する解釈を発展させている。ひとたび総括所見で域外的保護義務に関する勧告が出されると、他の締約国の審査にも影響を与えて同様の勧告が促進され、その集積の結果が、人権条約機関の一般的意見として定式化される一方、共通する問題を扱う他の人権条約機関にも参照される。このように、ひとつの条約機関内で総括所見、見解、一般的意見が相互に影響しあうにとどまらず、条約機関横断で影響・参照しあい、発展的解釈が促進された結果、無視できない一貫性のある発展的解釈の流れが形成されている。異なる人権条約レジーム間の「相互交配」⁸²³といえるような動態的变化の特徴がある。

⁸²³ 古谷「前掲論文」(注732)。

第8節 発展的解釈の意義と効果

1 人権条約機関の解釈の位置づけ

人権条約機関による規約の解釈は法的にいかなる意義があるのか。人権条約機関の解釈を巡り、条約法条約 31 条 3 項(b)の「事後の慣行」を構成するか、同条約 32 条の「解釈の補足手段」を構成するかについては諸説あるところ、多くの論者は少なくとも「解釈の補足手段」に該当することを肯定している⁸²⁴。一方、条約法条約 31 条 3 項(b)の「事後の慣行」は、「当事国の合意を確立するもの」であることが求められることから、条約機関の慣行が直ちに「事後の慣行」となるわけではない。しかし、条約機関の認定や解釈への締約国の反応(支持、肯定、黙認)によって、当事国の合意を確立する可能性があるとの見解が有力である⁸²⁵。

自由権規約委員会の規約解釈の法的意義については、一般的意見 33 は、個人通報の決定について有権的決定(authoritative determination)である⁸²⁶と自ら規定している。岩沢は、①委員会が締約国から規約の解釈・適用の権限を与えられていること(規約 40 条、選択議定書 5 条)、②見解、一般的意見、総括所見において解釈を示していること、③委員会が規約によって設置され、「高潔な人格」「人権分野における能力」のある 18 人の専門家から構成される履行監視機関であること、④30 年以上にわたって履行監視活動を続け、その実績が高く評価されていることを根拠に、委員会がその解釈権限を行使して示した解釈、少なくとも個人通報に対する見解で示した解釈は、高い権威が認められてしかるべきであり、有権的(authoritative)解釈といってよく、締約国はこれを尊重すべきだとする⁸²⁷。

岩沢が有権的解釈であることを根拠づける要素として列挙した事項は、いずれも本章で検討してきた他の人権条約機関にもあてはまるのであり、また、人権条約機関の解釈の有機的関連性を考慮すれば、一般的見解や総括所見における勧告も、同様に有権的解釈に該当し、尊重に値すると考える。

人権条約機関の解釈に対する尊重は、ICJ の近年の判決にも見ることができる。前述のとおり、ICJ はパレスチナの壁事件勧告的意見において、自由権規約委員会及び社会

⁸²⁴ 岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」『世界法年報』29号(2010年)69頁、坂元『前掲書』(注205)62頁、63頁。

⁸²⁵ 岩沢、同上64-70頁、坂元『前掲書』(注205)60-64頁。

⁸²⁶ General Comment No. 33, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/GC/33, 5 November 2008, para.13.

⁸²⁷ 岩沢「前掲論文」(注824)62-63頁。

権規約委員会の規約解釈を大幅に参照した⁸²⁸。本研究において特に重要なことは、ここでの規約解釈はイスラエルにとって域外であるパレスチナ占領地における規約違反に関する解釈であったことである⁸²⁹。また、ICJはディアロ事件において、締約国は自由権規約委員会の解釈に従うことを義務付けられないものの、独立した条約監視機関の採用した解釈には「相当な重み (Great Weight) を置くべき」との見解を示している⁸³⁰。

一方、国内法との関係においては、人権条約機関の解釈は厳密な法的拘束力を伴うものではないものの、人権条約の締約国の多くが、条約機関の解釈を国内裁判所における判断において頻繁に取り入れている⁸³¹。日本においても人権条約機関の解釈は判例等に大きな影響を与えており⁸³²、日本の憲法学においても、憲法上の権利と国際人権条約上の権利の関係を「より有機的に捉え」「全体的な統治構造・過程の中で権利保障の充実を図るという視点も必要」(佐藤)⁸³³とする見解が有力であり、本研究も同様の視点に立つ。

2 発展的解釈の正当性

本稿で取り上げた人権条約の域外的義務に関する発展的解釈は、条約の明文規定を超えた義務の拡張に道を開いている。このような人権条約機関による発展的解釈は果たして正当か、という合意主義、法実証主義からの疑問が寄せられる。この問題は以下のとおり考えられる。

第1に、合意主義に忠実であれば、条約は締結時の当事国の合意に拘束され、そのまま凍結されるのが妥当かという問題がある。多くの多国間条約において、発展的解

⁸²⁸ 岩沢「前掲論文」(注 824) 63 頁。

⁸²⁹ ICJ, Advisory Opinion, *supra* note 209.

⁸³⁰ Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 2010, p. 639., para. 66). 薬師寺公夫「国際司法裁判所による人権保護」国際問題 680 号 30-39 頁 (2019 年)、坂元『前掲書』(注 205) 271 頁。

⁸³¹ 岩沢「前掲論文」(注 824) 57-59 頁、ILA, Interim report on the impact of the work of the United Nations Human Rights Treaty bodies on national courts and tribunal (2002).

⁸³² 岩沢、同上 54-56 頁。

⁸³³ 佐藤幸治『日本国憲法論 [第 2 版]』(成文堂、2020 年) 138 頁、139 頁、同様の見解として、江島「前掲論文」(注 192)。江島は「日本が批准した国際人権条約には国内法的効力がある」「とすれば、具体的事件において、関連性がある国際人権条約を考慮するのは当然であるし、その際に条約機関の解釈を参考にすることは推奨されこそ、忌避すべきことではない」(351 頁)、憲法学が「自由権規約委員会の解釈を検討材料とすることによって国際人権を『うまく練り込』むことができる」(353 頁)と指摘する。

積は、時代の要請に合わなくなった条約の時代適合理化機能を果たしている現状がある。坂元は「合意法としての条約それ自体も静態的なものではなく、あたかも『木の成長』のように条約を取り巻く状況の変化に応じて発展を見せる」と指摘する⁸³⁴。ICJは既に、南西アフリカ事件に関する勧告的意見において、「国際法規範は解釈時に支配的な法的制度の枠組みの範囲で解釈・適用されるべきだ」⁸³⁵と明確に判断している。欧州人権裁判所は、Tyrer事件で「欧州人権条約は生きた文書であり、現代の状況に即して解釈しなければならない」と判断し⁸³⁶、その後も発展的解釈を続けている。シンマは、法実証主義の見地からも、条約は「終わりなきプロジェクト」であり、その解釈は採択当時の締約国の歴史上の意思ではなく解釈時における共通理解によるべきだとして発展的解釈を支持する⁸³⁷。

第2に、人権条約はその特別の性質から、発展的解釈に高度の正当性があるとの指摘が有力である。坂元は、人権という価値実現を目的とする人権条約の特殊性が、人権条約の発展的解釈の正当性として考慮に値することを示唆する⁸³⁸。シンマらは、人権条約上の発展的解釈は、義務の特別の性質に合致する限りにおいて肯定しうるとし、厳密な合意主義は国際社会の共通利益を達成するために道を譲りつつあると指摘している⁸³⁹。

一方、小畑は「人権の規範的概念・枠組みはより広い社会の意識と交信して、絶えず、具体化、拡大、進化していると捉えるべきである」⁸⁴⁰とし、別の角度から発展的解釈の意義を積極的に肯定する。生きている規範である人権条約の規範内容は、「関連アクターがそれぞれ影響力を締結後も及ぼしているもの」であり、国家はアクターのひとつにすぎず⁸⁴¹、「むしろ、この規範の直接的受益者である個人や個人の集団の方

⁸³⁴ 坂元「前掲論文」(注720) 21頁。

⁸³⁵ Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970), Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1971, p. 16, p19, para.53.

⁸³⁶ Tyrer v. The United Kingdom, ECtHR (Chamber), Application no. 5856/72, Judgement of 25 April 1978, p. 12, para.31.

⁸³⁷ Bruno Simma, "International Human Rights and General International Law: A comparative analysis", in Academy of European Law (ed.), *The Protection of Human Rights in Europe*, (The Hague/Boston/London, Kluwer Law International/Martinus Nijhoff Publishers / Florence, Academy of European Law, European University Institute, 1995, Collected Courses of the Academy of European Law, 1993, IV/2), pp. 184-189.

⁸³⁸ 坂元『前掲書』(注205) 64頁。

⁸³⁹ Simma, *supra* note 837 pp. 184-189; Simma and Paulus, *supra* note 610. 「義務の特別の性質に合致する限りにおいて」との趣旨は、人権保障において後退的な「発展的」解釈は容認されないという趣旨と解される。

⁸⁴⁰ 小畑郁「人権条約とはどういう法か」『国際法外交雑誌』119号2巻48頁、56頁(2020年)。

⁸⁴¹ 小畑、同上。

が、正統に発言権を有する」と指摘する。その根拠は、人権規範が人類共通の規範であり、国家が自由に取引の対象にできない性質の規範であることに基づくという⁸⁴²。小畑の指摘は、人権条約が人間の尊厳に根ざし、そもそも国家の取引対象になり得ない性質の規範であるという本質に基づく根源的な問題提起であり⁸⁴³、国家中心の国際法体系から周辺化されがちな被害者の訴えに応答するボトムアップのプロセスとしての人権条約機関の解釈が担う役割の重要性への理解に根差した、説得力のある指摘だといえよう⁸⁴⁴。

もちろん人権条約機関の解釈が締約国の意思から完全に乖離してしまえば条約機関の履行確保を実現できないという問題が生じうるが⁸⁴⁵、現実の人権条約の実行を見る限り、発展的解釈が徐々に締約国の支持を集めていることが認められる⁸⁴⁶。後述のとおり本章で取り扱ってきた発展的解釈もその例外ではない。

3 発展的解釈の効果（国家実行と企業への影響）

本章で見てきた人権条約の発展的解釈は、締約国に受容され、締約国の行動変容をもたらしている。

前述のとおり、総括所見で出される勧告に法的拘束力はない。しかし、人権条約機関の勧告は各国の法制に無視できない影響を与え、その結果として国家実行を変えつつある。締約国がこれに応答して条約機関と対話し、自主的に勧告を履行する事例が増え、その積み重ねを経て、規約および指導原則をより発展させた国際基準が形成されつつあることは既にみた通りである。また、勧告はひとたび公表されれば、その国の市民社会の有効なアドボカシーのツールとなり、民主主義を標榜する国では国家が勧告の履行を迫られるからである。市民社会のみならず、国内人権機関(National Human Rights Institute)等も国家による人権条約機関の勧告の履行状況を監視し、社会

⁸⁴² 小畑、同上。この見解は人権条約機関によって、広く認められている。

⁸⁴³ General Comment No. 24, HR Committee, *supra* note 174, para. 17.

⁸⁴⁴ 古谷も、小畑の指摘は人権規範の自律的現象という現象の指摘と捉え、委員会の立場からもそう言えるという。古谷「前掲論文」(注 732) 91 頁。域外的保護義務の拡大に関する人権条約機関の発展的解釈についていえば、人種差別撤廃委員会が、最初に被害者の声を受けて多国籍企業による採取産業の現場での人権侵害に懸念を表明し、これを基点として域外的保護義務に関する人権条約機関の動きが展開したことは象徴的である。

⁸⁴⁵ Simma, *supra* note 837, p.189, 古谷、同上。

⁸⁴⁶ 坂元『前掲書』(注 205) 95 頁、207-236 頁。

全体で勧告実施が議論され、立法が促進される⁸⁴⁷。人権条約機関の勧告は、その実施プロセスで国内民主主義といわば協同している。

例えば、社会権規約委員会はフランス、ノルウェー等の定期審査において、企業に人権デュー・ディリジェンス義務を課す立法を制定すべきであると勧告したが、その後、フランス、ノルウェーでは人権デュー・ディリジェンスを一定規模の企業に義務付ける法律が制定された⁸⁴⁸。フランスの立法には領域外の被害者の本国における救済と法的責任に関する条文があり、司法救済のプロセスも始まっている⁸⁴⁹。こうした影響は欧州の他の国にも及び、ドイツでも人権・環境デュー・ディリジェンスを一定規模の企業に義務付ける法律が制定された⁸⁵⁰。

さらに、勧告は、ビジネスにも影響を与える。例えば、ノルウェー年金基金への勧告後の2021年、ノルウェー年金基金はイスラエルのパレスチナ占領地の入植に関わる事業からすべての投資を引き上げた⁸⁵¹。

以上のとおり、人権条約機関は、被害者の声を受けて国際人権法を発展的に解釈し、国家に対して指導原則を超える対応、すなわち企業を規制し、被害者を救済する措置を国家に求める勧告を出し、その勧告が集積されて国際基準が更新され、その勧告が国家実行や企業行動を変えている。

4 地域人権条約機関への影響

こうした人権条約の発展的解釈は広範な地域に影響を与えている。

まず、一連の、人権条約機関の解釈の変更の潮流は、いまだ欧州人権裁判所には伝播しておらず、欧州人権裁判所の域外的義務に関する解釈に格段の変化はない⁸⁵²。し

⁸⁴⁷ 申『前掲書』(注11) 439-445頁。

⁸⁴⁸ 佐藤「前掲論文」(注361)。

⁸⁴⁹ 同上、85-86頁。

⁸⁵⁰ 同上、88-89頁。

⁸⁵¹ France24, *Norwegian pension fund sells off groups-linked to Israeli-settlements* (7 May 2021), available at <<https://www.france24.com/en/live-news/20210705-norwegian-pension-fund-sells-off-groups-linked-to-israeli-settlements>> last accessed on 30 January 2023. ノルウェー年金基金や、ノルウェー中央銀行への勧告は、その履行を通じて、すべての機関投資家、銀行やそのビジネスパートナーの行動に影響を与える。

⁸⁵² Daniel Augenstein and Lukasz Dziedzic, “State Obligations to Regulate and Adjudicate Corporate Activities under the European Convention on Human Rights”, *EUI Working Paper LAW* (2017).

かし、EUにおいては加盟国で相次ぐ立法措置の影響を受け、EUとして人権・環境のデュー・ディリジェンスを企業に義務付ける指令の検討が進んでいる⁸⁵³。

一方、米州人権裁判所では重要な発展的解釈が進んでいる。

同裁判所は2018年、越境環境被害に関する米州人権条約上の国家の義務に関する勧告的意見23を公表⁸⁵⁴、「米州人権条約第1条1項の『管轄』⁸⁵⁵概念は、国家が領域内外を問わず人または人の集団に対する実効的な管理を行使する(exercises effective control)いかなる状況も含む」とし、域外的義務を拡大した⁸⁵⁶。

本件は、越境環境損害が人権問題として問われた事案であるが、裁判所は健康的な環境についての権利が、米州人権条約第26条に保障される自律的かつ独立した人権であると宣言した⁸⁵⁷。そのうえで、国家はその領域内または管理下における活動が領域内外における人の人権に影響を与えることを避けるべく、すべての必要な措置を講じる義務があり、ひとたび越境被害や損害が発生した場合、国家の領域内で行われた活動と領域外における人々の人権に対する有害な影響との間に因果関係が認められれば、個人は原因となった国(State of origin)の管轄下にあるといえる、とした（下線は筆者）⁸⁵⁸。

以上を前提に裁判所は、国家の越境環境損害防止義務として、①その管轄下において行われる相当程度の環境損害を生じる危険性のある活動を法的に規制する義務、②危険性のある活動を監督し、監視する義務、③相当程度の環境損害の危険がある場合には環境影響評価を実施する義務を負い、さらに各種の手續義務・国際協力義務、情報へのアクセス、公衆の参加と司法アクセス等を確保する義務があるとする⁸⁵⁹。ここ

⁸⁵³ 木下由香子「EUにおけるデュー・ディリジェンスの義務化に関する政策動向」『季刊労働法』276号25-37頁（2022年）。

⁸⁵⁴ I/A Court H.R., The Environment and Human Rights (State obligations in relation to the environment in the context of the protection and guarantee of the rights to life and to personal integrity – interpretation and scope of Articles 4(1) and 5(1) of the American Convention on Human Rights). Advisory Opinion OC-23/17 of November 15, 2017. Series A No. 23(7 February 2018). コロンビアが、隣国ニカラグアの開発事業により、新たな運河（ニカラグア運河）の建設計画を正式に発表したことを受け、近隣海域が汚染される危険性があることから勧告的意見を求めた事案である。鳥谷部壊「環境損害における米州人権条約の領域的適用 — 『環境と人権』に関する米州人権裁判所勧告的意見 No.OC-23/17 を素材として」『摂南大学地域総合研究所報』5号（2020年）127-148頁。

⁸⁵⁵ 1条は、「その管轄下にあるすべての個人に対し」人権を保障すると規定する。

⁸⁵⁶ I/A Court H.R., Advisory Opinion, *supra* note 854, para.104 e ; Shany *supra* note 240.

⁸⁵⁷ 経済的、社会的、教育的、科学的及び文化的基準が示す権利。

⁸⁵⁸ Advisory Opinion, *supra* note 854, para.104 g and h.

⁸⁵⁹ *Ibid.*, para. 242.

で列挙された義務内容は、第6章でみてきた越境環境損害防止義務の内容に即したもののといえる⁸⁶⁰。

本勧告意見は「管轄」の概念を広くとらえ、域外的義務を明確に定義したもので、重要な解釈上の発展である⁸⁶¹。本事案は、健康な環境を享受する権利が人権と位置付けられている今日、越境環境損害を人権の観点でとらえなおせば、人権条約の従来の狭い「管轄」の解釈では到底十分ではなく、域外的保護義務を拡大・精緻化していくことが喫緊の課題であることを示したと言える⁸⁶²。

このように、人権条約機関の解釈は人権機関による発展的解釈を促進し、今後もさらに解釈の発展が進む可能性が開かれている。

5 小括

以上のとおり、人権条約機関による発展的解釈の動態を分析した。

人権条約機関は、被害者の声を受けて国際人権法を発展的に解釈し、国家に対し、指導原則の限界を補う、より具体的な対応、すなわち企業の越境的活動に伴う人権侵害を含めて立法により防止・規制措置を講じるとともに、被害者の実効的救済を確保する措置をとることを勧告し、その勧告が集積されて国際基準が更新され、その勧告が国家実行を変えていることが明らかになった。この展開は、まさに「絶えず、具体化、拡大、進化」⁸⁶³する人権条約規範の動態的発展と評価できる。

域外的義務との関係では、国家がその「領域または管轄下」にある企業の領域外活動（子会社等の活動を含む）によって影響を受ける人々を保護する義務を負う、という発展的解釈が確立しつつある。これは、国際環境法等において自国の「管轄または管理下」の活動に対して国家が負う義務の範囲とイコールではないとしても、相当程度重なっていると評価できる。

⁸⁶⁰ 以上の内容は、越境環境損害防止義務義務として確認されている国家の義務(International Law Commission, Draft articles on Prevention of Transboundary Harm from Hazardous Activities, with commentaries 2001(A/56/10))を踏襲したもののといえる。

⁸⁶¹ 鳥谷部「前掲論文」(注 854)は、欧州人権裁判所が例外的に条約の域外適用を認める基準として広く認められている基準、すなわち、①国家機関を通じて権限及び支配を及ぼす場合、②領域を実効的に支配している場合、(Al-Skeini v. United Kingdom, Appl. No. 55721/07, Judgment of 7 July 2011, Reports. 2011-IV)とは異なる「活動に対する実効的支配」を新たな基準として示したと整理する(136頁、137頁)。

⁸⁶² Human Rights Council Resolution 48/13 (2021), *supra* note 514, UN General Assembly Resolution A/76/L.75 (2) 22, *supra* note 515.本勧告的意見が明確にする通り、ますます域外的な保護義務を精緻化・具体化することが求められるだろう。

⁸⁶³ 小畑「前掲論文」(注 840) 56頁。

そして、人権条約機関の発展的解釈によって、国境を越える企業による人権侵害に対する被害防止、救済、アカウンタビリティ確保という課題は、国家の立法・行政・司法上の義務の履行を通じて、新たな段階、すなわち、ハードローの段階に進む道が開かれたといえる。

第3部のまとめ

以上より、第3部における問い、すなわち

① 国際人権法上のこれまでの適用範囲を拡張し、国家に対し、域外的な義務として、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向で、国際法を発展させること

② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害に関して企業に直接的または間接的な義務を課し、被害を防止し救済を確保する方向で、国際法を発展させることは、国際法上禁止されておらず、国際法の隣接領域でそのような規範的發展が進んでいることが明らかになった。そして、ビジネスと人権の分野における同様の規範的發展は、理論上も正当性が認め得ることを分析した。さらに、学説の形成や、国連人権機関の発展的解釈によって、現にその方向に向かっての国際人権法の動態的發展が進み、新たな国際人権基準が形成されつつあることも明らかになった。

ただし、更新されつつある新しい人権基準はまだ形成途上であり、人権条約機関は国際基準の構築と共に、その実効的実施という課題に直面する。

そして、被害者及び当事者の視点に立脚し、企業に人権尊重の義務を課し、実効性ある被害防止・救済を確保するためには、新たな国際条約の制定等のさらなる規範的發展が求められる。人権侵害の防止と救済を実効的に実現しうる国際法の形成とその国内における実施をどう進めていくのか、第4部においてさらに検討を行いたい。

第4部 ビジネスと人権に関するグローバルな法形成の動的展開

第8章までの検討を通じて、ビジネスと人権に関する、指導原則を超える新たな規範形成の動きが進んでいることが明らかになった。

国際人権基準は確立されつつあるが、いまだ国際慣習法の変更や、国際条約の締結という段階に達していない。国家実行と国際人権基準の間にギャップが生じている、または、国際人権基準が国家実行より先に進んでいるということができる。

本章では、こうした中で、確立されつつある国際人権基準と国家実行のギャップを埋め、国境を越えたビジネスによる人権侵害を実効的に防止し、被害救済をはかり、人権侵害のアカウントビリティを確保するためのグローバルな法形成の動きを分析する。

グローバルな法形成とは、国際法の動向に限らない。須網によればグローバル化が生み出した課題に応えるべく「国際法と国内法・非国家法の協同により、動的に事態が発展する国際社会」において、「国際法秩序、国内法秩序間の相互的影響」の中で形成される規範動態である⁸⁶⁴。

ビジネスと人権の分野では、欧州の国内法、EU法、そして条約化の動き等、ハードロー化の動きが生まれ、企業による人権侵害の防止と救済に関するより実効性ある法規範の発展の契機が生まれている。

第4部ではこうした規範の発展の状況や共通点、相互関係を把握し、ライツホルダーの視点から到達点を検証し、課題を明らかにする。同時に、ライツホルダーを中心とする市民が規範形成にどのような役割を果たしているのか、を評価する。

フォークは、経済のグローバル化のもとでの国際法の動態的発展の潮流として、多国籍企業と金融市場の力によって上から再構築する「上からのグローバリゼーション」(globalization from above)の動きと、環境保護、人権、平和、人間の安全保障にかかわり、国境を越えてつながる社会勢力による、下からの興隆があるとし、後者を「下からのグローバリゼーション」(globalization from below)と名付け、前者に対峙する後者の視座の重要性を指摘する⁸⁶⁵。ビジネスと人権に関する新しい規範形成において、この視点はとりわけ重要であると考えられる。

⁸⁶⁴ 須網「前掲論文」(注52) 56、62、66頁。

⁸⁶⁵ フォーク『前掲書』(注66) 231頁。

ビジネスと人権に関する新たな規範構築の目的である、企業による人権侵害からのライツホルダーの保護及び救済を実効的に達成するためには、これまでの規範形成や規範実践において排除され不可視化されてきた、被害者や当事者の実情や視点を欠かすことはできないのであり、その要求や訴えは規範構築の中心に位置付けられる必要があると考えられるからである。

そこで、本研究では、ビジネスと人権に関する近年の規範の発展においてライツホルダーの視点や要求がどのように反映されているのかと同時に、ライツホルダーを中心とする「下からのグローバリゼーション」の動きがいかに規範の発展に影響を与えているのかを把握する。

以上の視座に基づき、第9章では企業に対する国内法規制に関する欧州各国とEUの動きについて、第10章では国境を越える企業による人権侵害に対する欧州の司法救済の進展について、第11章ではビジネスと人権に関する条約制定の動きをはじめとするさらなる国際法の進展に向けた動態について検討する。

第9章 欧州における人権デュー・ディリジェンスを義務付ける立法の潮流

第4章でみた通り、欧州では、EU非財務情報開示指令が出され、これを受けて欧州各国で非財務情報開示に関する立法が相次いで制定された。

しかし、指導原則の実効的实施という観点から見れば、これら立法の効果は限定的だと評価され、現実には企業活動によって発生する人権侵害を実効的に防止・救済する役割を果たしているとはいいがたい（第4章参照）。欧州ではこうした状況を踏まえ、開示規制にとどまらず、人権デュー・ディリジェンスの実施そのものを企業に義務付ける国内法規制とEU立法を求める動きが活性化していく⁸⁶⁶。

この動きを促進する結果となったのが、第8章で検討した人権条約機関による一連の発展的解釈である。人権条約機関は、締約国に対し、国家の規制措置として、企業に人権デュー・ディリジェンス義務を課す立法を制定すべきであると勧告し、各国における新しい法規制、すなわち、人権デュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法律の制定に向けた動きを促進した。欧州におけるこうした流れの先駆けとなったのが、フランスの先駆的な立法、「企業の注意義務法」である。同法の制定を受けて各国に人権デュー・ディリジェンス法制化の波が広がっていった。

本章では、開示指令以降の、企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法規制を進める欧州の動きを概観し、グローバルな法形成の到達点を把握する。第1節ではフランス、オランダ、ドイツ等で制定された、企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける国内法を概観し、第2節ではEUの指令案をめぐる動きについて分析する。

第1節 デュー・ディリジェンスを義務付ける国内立法

1 フランス「企業の注意義務法」

(1) はじめに

2017年にフランスで、企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける画期的な

⁸⁶⁶ 木下「前掲論文」（注337）、佐藤「前掲論文」（注361）。

「企業の注意義務法」⁸⁶⁷が制定され、フランス商法等の国内法に組み入れられた。国内法で一定規模の企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける、史上初の立法である。4年にわたる市民社会組織、労働組合、国会議員による立法運動の成果であり、議会と政府の活発な討議と憲法裁判所における審査を経て成立した⁸⁶⁸。

(2) 法律の内容

a) 適用対象

同法の適用対象は、フランスで設立され、または登録している会社であり、①親会社およびフランスに本店を有する子会社が2会計年度末に連続して5000人以上の従業員を有する場合及び②親会社およびその子会社（本店がフランスにあるか否かを問わない）が1万人以上の従業員を有する場合、のいずれかの要件を満たす場合に適用される（1条）。

b) 注意義務

法は、適用対象の企業に対し、①「人権及び基本的自由、並びに健康、安全及び環境に対するリスクを十分に特定し、深刻な侵害を予防するための合理的な措置」を定めた、注意義務計画を策定すること、②これを公表すること、③効果的に実施すること、を義務付ける⁸⁶⁹。

対象企業は、事業活動に伴う人権と環境に対する有害な影響について影響評価を行い、起こりうる深刻な有害影響を特定し、防止することが求められ、そのための計画を策定し、公表し、公表された計画を実施する義務を課される⁸⁷⁰。注意義務の範囲

⁸⁶⁷ Loi relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (以下、注意義務法という)、法律の英訳及び解説は、European Coalition of Corporate Justiceの2016年訳及び解説(available at <http://www.respect.international/french-corporate-duty-of-vigilance-law-english-translation>) last accessed on 30 January 2023)を参照した。

本法は、日本ではフランス人権デュー・ディリジェンス法と称されることがあるが、注意義務(devoir de vigilance, 英語では duty of care)という用語を用いていること、人権のみならず環境に関する注意義務も課していることに注意すべきである。

⁸⁶⁸ Cossart et al., *supra* note 785, p. 317.

⁸⁶⁹ 注意義務法, *supra* note 867. 法は、注意義務計画に盛り込まれるべき企業の措置を、①リスクの特定・分析、優先順位付けのマッピング、②子会社、委託先、サプライヤーの状況を分析する手続、③深刻な損害やその危険を防止し、また軽減する行動、④警告のメカニズム、そして⑤計画の実施や措置の効果をフォローアップするモニタリング体制の5つであると規定する(1条)。

⁸⁷⁰ HRN「ビジネスと人権に関する国別行動計画 およびその他法的メカニズムの比較考察」(2019年)9頁。

は、自社の活動にとどまらず、直接的・間接的な子会社、下請け企業に加え、サプライチェーン等「確立したビジネス関係」を維持している再委託先やサプライヤーの活動に伴うリスクも含む(以上、1条)⁸⁷¹。注意義務は行為に関する義務であり、結果に対する義務ではないとされる⁸⁷²。

c) 責任

法律は、企業が注意義務を怠った場合⁸⁷³、その結果として損害を被った被害者は、損害賠償を求めると規定する(第2条)⁸⁷⁴。立証責任は被害を被ったと主張する当事者にあり、法律上の義務の不遵守が損害を導いたことを立証する必要がある。

(3) 立法に至る経緯

新法は制定プロセスにおいてフランスの市民社会が重要な役割を果たしたことで知られ、様々な障害を越えて立法に結実した⁸⁷⁵。NGO側が最初に提案した立法提言を取り入れた法案原案では、企業の民事責任に関し、立証責任を企業側に転換する案が盛り込まれていたが、企業側のロビー活動により、この提案は削除された⁸⁷⁶。さらに、法案に反対する議員の付託によって法案は企業の自由を制約し、委縮させるとしてフランス憲法院による事前審査がされた。憲法院は、義務違反に対し最高30百万ユーロの罰金を課すとの規定を違憲と判断したが、その他の規定の違憲性を認めなかったため、罰金規定が削除された法案が可決・成立するに至った⁸⁷⁷。

(4) 新法の意義と波及効果

新法は、フランスで設立された大企業に対し、自社の事業活動及び、自社が管理す

⁸⁷¹ 同上。「確立した取引関係」とはフランス法によって定義され、契約の有無にかかわらず安定的かつ定期的な商業的關係があること、取引関係が一定量であること、取引関係が継続することが合理的に期待されることがメルクマールだとされる。

⁸⁷² Cossart et al., *supra* note 785, p. 321.

⁸⁷³ *Ibid.*, 注意義務計画が不十分であるか、計画が実施されなかった場合である。

⁸⁷⁴ 注意義務法2条、2016年に改正された新民法1240条、1241条に基づく賠償とされる。

⁸⁷⁵ 佐藤「前掲論文」(注361)。84頁。Cossart et al., *supra* note 785, pp. 317-318. フランスを拠点とし、企業のアカウンタビリティを追求してきたNGOであるSherpaが立法運動の中心となった。その活動は、Sherpaのウェブサイト(available at < <https://www.asso-sherpa.org/home> > last accessed on 30 January 2023)から参照することができる。

⁸⁷⁶ Cossart et al., *supra* note 785, p. 317.

⁸⁷⁷ Cossart, et al, *supra* note 785, pp. 318-320.

る企業、取引関係を確立した下請け、サプライヤーの活動によって発生する人権、環境に対する有害影響について、これを特定し、防止すべきとする注意義務を法律によって課した点で画期的である。さらに、対象企業に注意義務違反があれば、それが子会社、下請け、サプライヤー等によって海外で発生した人権侵害であっても、被害者はフランスの裁判所に救済を求める民事訴訟を提起することができ、対象企業は注意義務違反による責任が問われるという規定を導入したことで、国境を越える人権侵害の被害者に対する救済の否定という深刻な問題（第 1 章および第 5 章参照）を解決するとともに、法人格の壁（第 1 章参照）を乗り越えて民事責任の追及を可能にした点で注目に値する⁸⁷⁸。

史上初めて企業に人権に対する注意義務と責任を明らかにした先進的な新法の制定は、欧州各国における立法イニシアティブを刺激・奨励した⁸⁷⁹。また、後述する EU 指令やビジネスと人権に関する条約制定の動きにも多大な影響を与えた。

2 オランダの児童労働デュー・ディリジェンス法

(1) 制定の経緯

オランダでは、2019 年に児童労働に特化したデュー・ディリジェンス法が制定された⁸⁸⁰。

法律の目的は、企業が商品やサービスを通じて児童労働に関与したり、児童労働を利用する商品やサービスがオランダのマーケットに流入することを防止するために、企業の責任を強化することだとされる⁸⁸¹。立法の契機となったのは、ラナプラザビル事故以降、消費者の間で児童労働等のサプライチェーン上の人権侵害を根絶したいとの世論が高まったことだという。

(2) 法律の内容

⁸⁷⁸ *Ibid.*, pp.320–323. 既にフランス石油大手 Total のウガンダでの石油開発プロジェクトに関し、注意義務違反に基づく訴訟が審理されている(佐藤「前掲論文」(注 361) 85 頁、86 頁)。

⁸⁷⁹ Elsa Savourey and Stéphane Brabant, “The French Law on the Duty of Vigilance: Theoretical and Practical Challenges Since its Adoption”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 (2021), p.152.

⁸⁸⁰ The Netherlands Child Labour Due Diligence Act 2019. 条文は、以下の報告書を参照した。Leuven Centre for Global Governance Studies, *Options for Mandatory Human Rights Due Diligence in Belgium* (2020).

⁸⁸¹ Liesbeth F.H. Ennekking, “Putting the Dutch Child Labour Due Diligence Act into Perspective, An Assessment of the CLDD Act’s Legal and Policy Relevance in the Netherlands and Beyond”, *Erasmus Law Review*, Vol.2019 no.4 (2019), pp.20-36.

法律はオランダで最終消費者に商品やサービスを提供しているすべての企業に対して、児童労働のリスクの防止と軽減に関するデュー・ディリジェンスの実施を義務付ける⁸⁸²。企業は、デュー・ディリジェンスの実施について声明を公表し、監督官庁に送付しなければならないが、監督官庁は企業の声明をウェブサイト上で公開しなければならないとされる(4条)。企業は、4条に基づく開示に従わなかった場合、または5条に定められたデュー・ディリジェンスの義務に違反した場合、罰金の制裁を受ける(7条)⁸⁸³。

この法律には、デュー・ディリジェンス義務に違反したことを根拠として人権侵害の被害者がオランダにおいて民事訴訟を提起できるか否かについての明文規定がない。ただし、法律は、利害関係を有するいかなる個人や団体も、対象企業がこの法律に従っていないことについて監督官庁に対し苦情申立をすることができるかと規定している(3条)。

この法律は、採択されたものの、まだ施行されていない。法律は、より詳細な規律を、追って制定される二次立法に譲ると規定しているが、まだ二次立法は制定されておらず、監督官庁も決まっていないからである⁸⁸⁴。

(3) 法律への評価

この法律の目的は消費者保護とされており、実際の児童労働被害者救済を目的としておらず、そのため、被害者の法的救済の規定がなく、苦情申立手続も不十分であることが批判されている⁸⁸⁵。

加えて、オランダを拠点とする石油大手 RDS の海外事業に伴う人権侵害に関する訴訟が相次いで提起される等、オランダにおけるビジネスと人権に関する課題が児童労働に限られないことが広く知られる中⁸⁸⁶、児童労働のみに限定された人権デュー・デ

⁸⁸² オランダで設立されたことは法の適用要件ではない。企業は事業活動やサプライチェーンにおける児童労働の合理的な疑いがあるかを調査しなければならないが、仮に合理的な疑いがある場合、企業は児童労働のリスクを防止または軽減する行動計画を策定し、実施しなければならないとされる(5条1項)。調査は、合理的に認識でき、または合理的に相談可能な活動情報源の情報に基づかなければならない(5条2項)。

⁸⁸³ 企業が5年以内に2回の違反行為を犯した場合は、企業の代表取締役が刑事罰を受ける可能性があるとする(9条)。

⁸⁸⁴ *Ibid.*

⁸⁸⁵ *Ibid.*

⁸⁸⁶ 第5章、第10章参照

イリジェンスでよいのかが本質的に問われており、EUによる指令での統一基準の策定に合わせた規制を求める声が広がっている⁸⁸⁷。2022年11月には6政党が、議会に対し、人権・環境に関する包括的なデュー・ディリジェンスを企業に義務付ける法案を提案し、今後の動向が注目されている⁸⁸⁸。

3 ドイツにおけるサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法

(1) 法制定の経緯

ドイツにおいても、市民社会が主体となって、企業に人権に関する義務を課す法制化を求めるキャンペーンが展開された⁸⁸⁹。2016年にドイツが指導原則の国内行動計画を策定するにあたって、人権デュー・ディリジェンスを義務化するか否かは大きな論争となったが、その時点での義務化は見送られたものの、国内行動計画には、企業による自主的な指導原則の遵守のアプローチが不十分であれば義務化を検討すると記載された⁸⁹⁰。しかし、2019年から2020年にかけての調査の結果、従業員500人以上の企業のうち人権デュー・ディリジェンスを実施した企業が10%であったことが明らかになり、法制化の流れが確定的になった⁸⁹¹。

2021年6月、連邦議会にてサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法⁸⁹²が承認可決され、2023年1月に施行された⁸⁹³。同法のひとつの特徴は、人権だけではなく環境も射程に含んでいることである。

(2) 法律の内容

⁸⁸⁷佐藤「前掲論文」(注361)86頁、87頁。

⁸⁸⁸ Business and Human Rights Resource Center, *Netherlands: Six political parties submit bill on mandatory due diligence to parliament*, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/netherlands-momentum-builds-towards-mandatory-due-diligence-regulation/>> last accessed on 30 January 2023.

⁸⁸⁹ Markus Krajewski et al., “Mandatory Human Rights Due Diligence in Germany and Norway: Stepping, or Striding, in the Same Direction?”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 (2021), pp. 550-552.

⁸⁹⁰ HRN「前掲文書」(注870)10頁。

⁸⁹¹ Krajewski et al., *supra* note, 889, p. 552. 2019年には、正式な法律案の提案ではないがステークホルダーの間で法的拘束力のある人権と環境に関するデュー・ディリジェンス法の大まかな草案が示され、法制化に向けた歩みが進められた。

⁸⁹² Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten vom 16. Juli 2021, *Bundesgesetzblatt Jahrgang 2021, Nr. 46* [Corporate Due Diligence Act (16 July 2021)], 以下、デュー・ディリジェンス法という。

⁸⁹³ Krajewski et al., *supra* note, 889, pp. 552-553. 法律は2023年より3000人以上の従業員を有するドイツ企業に適用され、2024年からは1000人以上の従業員を有する企業に拡大される。日本語訳は、日本貿易振興機構(ジェトロ)ベルリン事務所海外調査部の参考和訳(2022年)(available at <https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf> last accessed on 30 January 2023)を参照した。

法律は国内外のサプライチェーンにおける人権と環境に関するデュー・ディリジェンスの実施を義務付けるもので、人権デュー・ディリジェンスの対象として強制労働や児童労働、差別等の人権侵害リスク、環境デュー・ディリジェンスの対象として、水質汚濁や大気汚染等の環境汚染リスクを列挙し⁸⁹⁴（1条）、デュー・ディリジェンスを義務付ける（3条）。具体的には、企業はリスク管理体制を確立し（4条）定期的なリスク分析を行い（5条）、人権・環境に関する方針公表、自社及び直接取引先と関係での予防措置の策定（6条）、是正措置⁷（7条）、救済機関の設置（8条）、デュー・ディリジェンス実施状況に関する報告書作成⁷（年間保管）と開示を行うことを義務付けられる（10条）⁸⁹⁵。

法律は、企業の予防措置についての義務を、原則として自社と直接取引関係にある取引先に限定し（5条-7条）、企業に対し、直接の取引先との間での調達方針策定や研修、監査を義務付ける（6条）。ただし、一定の場合、例えば、内部告発やNGO、労組等からの情報提供により、企業がバリューチェーン上の潜在的なリスクを認識していた場合、企業は直接の取引先を超えてリスク分析・予防措置等の義務を負うと規定している（9条）。

法律は、経済・輸出管理庁を監督官庁に指定し、同庁はその管理、執行活動及び企業の取組みの評価について年次報告書を公表する旨規定する（19条）。また、デュー・ディリジェンスの義務に反した企業には罰金が科され（23条）、また一定の場合、3年を上限として公共入札から除外される可能性がある（22条）と規定する⁸⁹⁶。

フランス注意義務法とは対照的に、法律は、デュー・ディリジェンスに違反した企業に対して民事責任を生じさせないと明記する（3条）⁸⁹⁷。ただし、一般不法行為法による被害者の提訴は妨げられないとする（3条）。

(3) 法律への批判

ドイツにおいてサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法が成立したことは貴重な前進ではある。しかし、先行して制定されたフランス注意義務法との対比でその

⁸⁹⁴ ただし、環境については極めて限定されている(1条)。

⁸⁹⁵ デュー・ディリジェンス法, *supra* note 892.

⁸⁹⁶ *Ibid.*

⁸⁹⁷ 「緑の党」は、法の適用範囲を拡大し、デュー・ディリジェンスを怠った場合に領域外の被害者に対する法的責任を確立する規定を提案されたが、否決されたとされる(Krajewski et.al., *supra* note 889, pp.552-553)。

不徹底さが批判されている。すなわち、デュー・ディリジェンス義務を原則として第1次サプライヤー等の直接取引先に限定していることから、法律の実効性への懸念が指摘されており、さらに、デュー・ディリジェンス義務違反に対して民事責任を生じさせないと規定していることから、領域外の被害者への司法救済に関して十分な内容ではないとの批判がなされている⁸⁹⁸。

4 加速する動き

以上の3か国の立法の他、各国で独自のデュー・ディリジェンスに関する法律制定の動きが進んでいる⁸⁹⁹。その多くが市民のイニシアティブであることが注目される⁹⁰⁰。

なかでも注目されるのは、ノルウェーでは、2019年に人権デュー・ディリジェンス法が制定されたことである。2013年のラナプラザ事故の後、ノルウェー国内ではアパレル産業の製造工場の労働条件に関する情報開示を求める市民運動が高揚し、2016年から人権デュー・ディリジェンスを企業に義務化する立法の検討が始まったという。ノルウェーで制定された人権デュー・ディリジェンス法は、従業員50人以上の企業には適用され⁹⁰¹、指導原則に基づき国際人権法で保障されるすべての人権に関する、すべてのサプライチェーンを対象とする人権デュー・ディリジェンスが対象企業に義務付けられたとされる⁹⁰²。

⁸⁹⁸ *Ibid.*, Krajewski et.al., *supra* note, 889, p. 558.

⁸⁹⁹ 欧州委員会によれば、フィンランドは、法的拘束力のある人権デュー・ディリジェンス法に関する調査を始めた。イタリアでは、50人の研究者と専門家が、国際的な義務に基づきEU諸国の積極的な事例を参照して効果的な人権デュー・ディリジェンスに関する法律を採択するために政策決定のプロセスに入るべきだという共同書簡を2019年に発表した(European Commission Final Report (2020), *supra* note 7, p. 41).

⁹⁰⁰ Business and Human Rights Resource Centreのウェブサイト (Business and Human Rights Resource Centre, “National & regional movements for mandatory human rights & environmental due diligence in Europe”, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/national-regional-movements-for-mandatory-human-rights-environmental-due-diligence-in-europe/>> last accessed on 30 January 2023) は、EU14か国とスイスのデュー・ディリジェンス法制に関する動きが記載されている。

⁹⁰¹ Krajewski et.al. *supra* note 889.

⁹⁰² *Ibid.*

5 法制化の評価と課題

以上のとおり、フランス、オランダ、ドイツの3か国の立法を概観したが、3か国の法規制は内容が異なっており、以下の点で、指導原則を狭める法規制となっている。

第1に、企業がデュー・ディリジェンスを尽くすべき人権リスクについては、国際的に確立されたすべての人権に及ぶとするのが指導原則の原則的立場である（原則12）が、例えばオランダのデュー・ディリジェンス法は対象を児童労働に限定している。なぜ人権課題を選別するのか、合理的な理由が見出しがたい。

第2に、指導原則は、企業規模にかかわらずすべての企業が人権尊重義務を負うとするが、フランス注意義務法やドイツのデュー・ディリジェンス法は、デュー・ディリジェンス義務を負う企業を一部の大企業に限定している⁹⁰³。

第3に、指導原則に基づく企業の人権デュー・ディリジェンス責任は、直接の取引先にだけ生じるのではなく、バリューチェーン全体に及ぶ（原則13）。ところが、ドイツのデュー・ディリジェンス法は企業のデュー・ディリジェンス義務の対象範囲を原則として直接の取引先に限定しており、フランス注意義務法も「確立した取引関係」に限定している。

第4に、人権デュー・ディリジェンスと密接な関係に立つ被害者の法的救済に関連する立法対応が注目されるどころ、フランスの注意義務法では、人権デュー・ディリジェンスを尽くしていない企業に対する法的責任追及が認められることが明記されているのに対し、ドイツのデュー・ディリジェンス法では、デュー・ディリジェンス義務に違反して被害にあった被害者による民事責任を明確に排除しており、オランダのデュー・ディリジェンス法でも民事訴訟手続は規定されていない⁹⁰⁴。

第5章でみてきたように、海外の被害者に対する司法救済は深刻な課題であり、第8章でみたとおり人権条約機関は、司法救済の門戸を開くよう勧告してきた。民事救

⁹⁰³ その発想の背後には、指導原則13に基づき、サプライチェーン・マネジメントも大企業が行えばよいし、大企業にそうした義務を課せば足りる、とする考えがあるかもしれない。しかし、人権を保護する義務は第一義的に国家に課される義務であり、国家こそが企業を監督し、人権侵害から人々を保護する第一義的な義務者であることに鑑みれば、中小企業にも企業規模に即した義務を課し、国家がその実施を確保することが要請される。指導原則14は中小企業にも規模に見合った責任があると規定している。OHCHR, UN Human Rights “Issues Paper” on legislative proposals for mandatory human rights due diligence by companies(2020), available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/MandatoryHR_Due_Diligence_Issues_Paper.pdf> last accessed on 30 January 2023, p. 11.

⁹⁰⁴ ドイツ・オランダの法律は、むしろ、国家による企業への監督とペナルティーを中心とすることで実効性を確保しようとの意図がうかがわれる。しかし、第5章に見た通り、国境を越えた企業の人権侵害に対する被害救済が困難に直面していることは極めて深刻な課題である。

済に関する明確な規定をデュー・ディリジェンス法制に組み入れることが国連の勧告に即して問題を解決することにつながると考えられる⁹⁰⁵。

いずれの論点に関しても、ソフトローである指導原則が広範に定義した企業の「社会的責任」を、そのまま国内法で「法的義務」として企業に課すことはできないとの反論があるだろう。しかし、各国がそれぞれ、指導原則を大幅に修正した法制を導入する結果、国家ごとに企業の人権に対する義務の範囲や内容が異なる法規制が乱立して断片化が発生することは、指導原則の実効的な実施を妨げると同時に、各国の国内規制そのものの実効性も減殺する可能性が高い。グローバル化の中で、世界各国で同時にビジネス展開する企業が増え、バリューチェーンが世界的に張り巡らされるなか、国ごとに分断された規制が行われることは企業にとっての規制の明確性や予測可能性、ひいては遵守可能性を低減させる危険を生むからである⁹⁰⁶。こうしたなか、EUレベルでの統一的な規制の議論が進んでいく。

第2節 EUの人権・環境デュー・ディリジェンス指令

第1節に詳述した各国の立法動向を踏まえ、EUにおいては、域内でのビジネスと人権に関する統一的なルールを定める要求が各国内で高まった。その結果、EUによる人権・環境デュー・ディリジェンス指令を作成することを求める動きが活発化した⁹⁰⁷。

本節では、第1にデュー・ディリジェンス規制を求める欧州の動き及びその背景、第2に指令案の内容を概観し、第3に指令案への批判、第4に今後の展望を論じ、最後に総括をする。

⁹⁰⁵ 第10章に詳述する通り、英国やオランダ等では、多国籍企業の海外の事業活動に関連して発生した人権侵害について、本国の司法管轄権の行使を認める事例が増えているものの、多くの事例でいまだに困難の直面している。

⁹⁰⁶ ラギー『前掲書』(注33) 214頁。

⁹⁰⁷ 木下「前掲論文」(注853) 26-33頁。欧州では既に、木材に関するデュー・ディリジェンスに関する規則、紛争鉱物に関連して事業者の人権デュー・ディリジェンスを義務付ける紛争鉱物規則が制定されており、後者は2021年1月1日に発効したが、職種に限らず、すべての企業に人権・環境に関するデュー・ディリジェンス規制を求める声が高まった。後述する通り、フランス等の加盟国でデュー・ディリジェンスに関する法制化が進んだことも、EU指令に関する動きを後押ししたとされる。公正な競争条件の維持というEUの本質的要請(須網『前掲書』(注350) 5頁)も重要な動機であると考えられる。

1 デュー・ディリジェンス規制を求める動きと背景

(1) EU 指令に向けた動き

指導原則で、企業の社会的な「責任」であるとされた人権デュー・ディリジェンスを法的な義務とすることが、企業にとっては歓迎できないアプローチであることは、第2章でみた2003年の「規範（案）」に対する企業の反応から明らかであった。そのため、指導原則の採択直後にEUが導入したのは、企業への義務付けを情報開示に限定する開示指令であった⁹⁰⁸。

その流れが変わるのは、第1節でみた国内立法の動向と、欧州のNGOの声、さらにそれに応えた欧州議会議員の動きによる⁹⁰⁹。2019年3月、欧州議会の中に設置された超党派の非公式作業部会であるレスポンシブル・ビジネス・コンダクト・ワーキンググループが、指導原則の実施に関連するEUのシャドウ・アクション・プランを公表し、そのなかでEU企業及びEUで事業活動をする企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付けるEU立法の採択を求めた⁹¹⁰。NGOの活動もこうしたEU内の動きに大きな影響力を与えた。2019年10月3日、80以上のNGOと労働組合が欧州委員会に対し、企業に対する人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスを義務付ける実効性ある法律の制定を求める声明を発表した⁹¹¹。

2020年2月、欧州委員会は、専門家に委託して実施した、サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスに関する報告書を公表した⁹¹²。第4章にも紹介した通り、600ページ近くに及ぶこの報告書では、指導原則採択後も欧州における企業の多くが人権

⁹⁰⁸ 第2章及び第4章。

⁹⁰⁹ 2016年5月には早くも、エストニア、フランス、イタリア、リトアニア、オランダ、ポルトガル、スロバキア、英国の8カ国出身の欧州議会議員が、欧州委員会に対し、EUを拠点とする企業に対して彼らの活動によって影響を受けた個人やコミュニティに対する注意義務(Duty of Care)を確立する法制度の導入を求める提案を行い、2018年には欧州議会が採択した持続可能な金融システムに関する決議中に、欧州委員会に対して包括的なデュー・ディリジェンスの義務化を含む立法枠組みに関する検討を促す項目が盛り込まれた European Commission Final Report (2020), *supra* note 7, p. 234; European Parliament Report on Sustainable Finance, 2018/2007(INI), para. 6.

⁹¹⁰ the Responsible Business Conduct Working Group (“RBC Group”) of the European Parliament, *Shadow EU Action Plan on the implementation of the UNGPs*(2019), 木下「前掲論文」(注853)30-33頁。

⁹¹¹ European Coalition for Corporate Justice (hereinafter, referred to as “ECCJ”), “*Civil Society Calls for Human Rights and Environmental Due Diligence Legislation*”, 3 October 2019. これに加え、2019年11月には、国内人権機関に関する欧州ネットワーク (European Network of National Human Rights Institutions, hereinafter, referred to as “ENNHRI”) はEUレベルのビジネスと人権に関するアクションプランの採択に当たって声明を出し、その中で欧州レベルの人権デュー・ディリジェンス立法の制定を求めた。ENNHRI, *Recommendations of the new EU Commission: developing and adopting an EU-level Action plan on Business and Human Rights*, (2019), available at <https://ennhri.org/wp-content/uploads/2019/11/ENNHRI-BHR-Statement_EU-Commission.pdf> last accessed on 30 January 2023.

⁹¹² European Commission Final Report (2020), *supra* note 7.

デュー・ディリジェンスを実施していないこと、自主的アプローチでは限界があることが明らかにされ、デュー・ディリジェンスを義務化するアプローチが示唆された⁹¹³。

2021年3月、欧州議会は人権デュー・ディリジェンス法制化の機運を後押しすべく、独自に指令の試案を公表した⁹¹⁴。その内容は多くの点で市民社会や国連作業部会の要求を反映した内容であった。

(2) 規制の背景—公正な競争条件の確保の要請

以上の動きの中で、欧州の企業の間で、企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法制化を受け入れる機運が醸成されていく。その背景には、域内市場の一体性を確保し、公正な競争条件を確保するEUの本質的要請がある⁹¹⁵。

EUの視点に立てば、一部の国に人権デュー・ディリジェンスに関する法規制が導入され、域内に分断された規制が生まれることは、競争環境を歪め、単一市場が分断される危険があり、域内市場の一体化を保護するというEUの目的から好ましくないとされる⁹¹⁶。EUにおける公正競争の維持は域内市場の維持にとって欠かせない本質的要請である⁹¹⁷。そこで、「すべての企業が人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権尊重

⁹¹³ 2019年2月、欧州議会は第三国における企業による人権侵害の被害者に対する法的救済へのアクセスに関する外部専門家に委託した調査報告書を公表したが、国境を越える企業による人権侵害の被害者が救済のアクセスを得られない状況を報告するものであった。報告書は、救済のアクセスを改善するためにも企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法制化が必要だと結論付けた(Axel Marx, et al, Access to legal remedies for victims of corporate human rights abuses in third countries(1 February 2019) available at <[https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EXPO_STU\(2019\)603475](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EXPO_STU(2019)603475)> last accessed on 30 January 2023.

さらに、欧州議会の人権小委員会のリクエストにより2020年6月に専門家によるブリーフィングペーパーが公表された。このペーパーでは、企業にデュー・ディリジェンスを義務付けることを前提としてEU立法のあり方が具体的に提案された。Markus Krajewski et al., *Briefing paper, Human Rights Due Diligence Legislation - Options for the EU* (June 2020), available at <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/603495/EXPO_BRI\(2020\)603495_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2020/603495/EXPO_BRI(2020)603495_EN.pdf)> last accessed on 30 January 2023.

⁹¹⁴ European Parliament resolution of 10 March 2021 with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability (2020/2129(INL)). [2021] OJ C474/11.

⁹¹⁵ 指導原則採択後に欧州で採用された開示法制のもとでは、人権デュー・ディリジェンスの実施そのものが義務付けられていないため、指導原則に従って人権デュー・ディリジェンスを実施する企業と実施しない企業が生まれる。しかし指導原則の実施を怠り、そのためのコストもかけない企業が何ら制裁を受けないことになれば、そうした企業が有利な競争条件に置かれる。そこで、企業の間でも、公正な取引条件を確保する必要に迫られ、各国の産業界において人権デュー・ディリジェンス法制化を許容する空気生まれ、第1節でみた通り各国で人権デュー・ディリジェンスに関する法規制が誕生した。しかし、その結果、国ごとに競争条件の差が生まれる。

⁹¹⁶ ブラッドフォード『前掲書』(注339) 31-48頁。

⁹¹⁷ 欧州運営条約114条、須網『前掲書』(注350) 5頁。なお、公正な競争条件の維持という要請は域外では直ちに働かないが、後述する「ブリュッセル効果」(ブラッドフォード『前掲書』(注339))が生まれ

を行い、同じ土俵に立つこと」が単一市場の共通利益となる⁹¹⁸。

こうして、EU レベルでの統一した規則への要求は、NGO や労組だけでなく、欧州の企業の中でも優勢となり、EU 立法の契機が生まれた⁹¹⁹。こうした背景もあり、後述の指令案は、EU が企業の開業の自由に対し規制を課すことができると規定する欧州運営条約 50 条および、公正な競争条件の確保に関する欧州運営条約 114 条に基づき提案された⁹²⁰

2 EU 指令案

以上の動きを経て、2022 年 2 月、欧州委員会は指令案を公表した⁹²¹。以下に指令案の内容を概観する。

(1) 規制対象

まず、指令案は規制対象となる企業の範囲を、①EU 加盟国の法律に基づいて設立された大企業（世界全体における純売上高が 15000 万ユーロ以上、かつ従業員 500 人以上を雇用する企業）または、中規模の企業で（世界全体における純売上高が 4000 万ユーロ以上、かつ従業員 250 人以上を雇用する企業であり、指令案が指定する事業による利益が純売上高の 50%を超える企業⁹²²、②EU 域外の法律に基づいて設立された企業で EU 域内における純売上高が 15000 万ユーロ以上を超える企業または、EU における純売上高が 4000 万ユーロ以上で指令案が指定する事業による純売上高が純売上高の 50%を超える企業⁹²³と規定する（2 条）。

る。

⁹¹⁸ 下田屋毅「第 8 回ビジネスと人権フォーラム報告・国家の人権保護の義務(前半)」(2020 年)、available at <https://www.sustainablebrands.jp/article/sbjeye/detail/1195795_1535.html> last accessed on 30 January 2023.

⁹¹⁹ 木下「前掲論文」(注 853) 27-30 頁。木下によれば、2019 年 12 月、ブリュッセルで開催されたフィンランド議長国主催のビジネスと人権に関する会議で登壇したグローバル企業は、義務化が競争条件を公平にすることにつながることを理由に、揃ってデュー・ディリジェンスの義務化に賛成したという。

⁹²⁰ European Commission, Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council, on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, COM (2022)

⁹²¹ *Ibid.*, 指令案については、渡邊純子「人権・環境デューデリジェンスに関する EU 新法案の概要と日本企業への影響」『ビジネス法務』2022 年 8 月号 (2022 年) 90-94 頁、清水真希子「EU コーポレート・サステナビリティ・デューデリジェンス指令案の争点」『法律時報』95 卷 1 号 (2023 年) 45-50 頁等が論じている。

⁹²² *Ibid.*, article 2. 縫製、革製品、靴、農林水産業、食品・飲料品加工、鉱物、石油、石炭、天然ガス等の採取産業等が列挙されている。

⁹²³ *Ibid.*, article 2.

(2) デュー・ディリジェンス義務

第4条は、加盟国は企業が人権及び環境に関するデュー・ディリジェンスを実施するよう確保しなければならないとし、その内容としては、方針策定(5条)、現実のまたは潜在的な負の影響の特定(6条)、負の影響の防止と軽減(7条)、負の影響の根絶と最小化(8条)、苦情申立機関の設置(9条)、デュー・ディリジェンスの実効性の監視(10条)、報告(11条)であるとする。8条の手段には、選択肢として被害賠償も含まれるとされる⁹²⁴。ただし、デュー・ディリジェンスの範囲は、フランス注意義務法にならって「確立された取引関係」に限定されている(1、3、5—8、10条)⁹²⁵。

(3) 監督機関

各加盟国は、監督機関を指定しなければならないとされる(17条)。監督機関は、調査権限を有し(18条)、自らの判断または第三者からの通報を受けて(19条)、企業を調査・検査し、企業が指令に違反したと特定した場合、企業に期間を定めて是正のための行動を求めることができ(18条4)、加盟国政府は、上記期間を過ぎても救済措置を講じない企業には罰金等の制裁を科すことができるとされる(18条5)。関連して監督機関は、対象企業が指令に違反すると信じる個人または法人からの通報を受理しなければならないと規定する(19条)⁹²⁶。

(4) 責任

22条1項は7条、8条に違反した企業の民事賠償責任を確保することを各加盟国に求める。ただし、同条2項は、第7条、8条に基づく措置を取っていた場合には法的責任を負わないと規定する⁹²⁷。

(5) その他

指令案は、欧州委員会の役割について定める。第1に、企業の負うべき義務を明確

⁹²⁴ *Ibid.*, article 5-11.

⁹²⁵ *Ibid.*, article 1,3,5,6,7,8 and 10.

⁹²⁶ *Ibid.*, article 18-20.

⁹²⁷ *Ibid.*, article 22. 25, 26条は、取締役の経営判断には、デュー・ディリジェンスが考慮されるべきであり、デュー・ディリジェンスの監督は、取締役の注意義務に含まれるとする。

化するために、欧州委員会が加盟国や関連機関と協議の上、具体的なガイドラインを策定することができるとされ(13条)、第2に、欧州委員会が加盟国の監督機関のネットワークを設置して相互協力を促進しなければならないと規定する(21条)。一方、加盟国は、欧州委員会と協力しつつ、企業に情報提供等の支援を行うべきであり、中小企業向けに財政支援を行うことができると規定する(14条)⁹²⁸。

3 指令案に対する評価

(1) 指令の意義

欧州委員会が上記内容の指令を採択すれば、一定の期間内に指令に沿った国内立法が制定されることになる⁹²⁹。その結果、欧州全域で一定規模の企業(域外企業も含む)に対し、人権・環境に関するデュー・ディリジェンスに関する一定の法的義務が課され、対象企業はデュー・ディリジェンスの実施、監視、開示、救済機関設置を義務付けられる。そして、国家は調査権限のある監督機関を通じて、企業行動を監視し、調査し、違反した企業にはペナルティーを課すアカウンタビリティのメカニズムも設置されることになる。

さらに、企業活動の結果、EU 領域外で人権侵害の被害が発生した場合でも、被害者の救済を確保するために民事責任を追及しうる制度を確立しなければならないことになる。

前章で見た通り、国連人権条約機関は、域外的保護義務として、少なくとも国家の「管轄下」にある企業に対し、①人権デュー・ディリジェンスを義務付ける規制枠組みを採択すること、②領域外の外国人を含む被害者が締約国の司法手続等で効果的な救済にアクセスできるようにすること、③自国企業の人権侵害を調査・監視し、アカウンタビリティを確保すること、を求めてきたが、指令案には加盟国の義務としてこの3つの要素が含まれているのである。また、指令案を通じ、EU 域内の一定規模の企業は国内法に基づいてデュー・ディリジェンスを義務付けられることになる。指令案は、少なくとも、枠組みとしてはこれらの要請を満たす内容を提示したといえるだろう。

⁹²⁸ *Ibid.*, article 13, 14 and 21.

⁹²⁹ 中西『前掲書』(注 351)。

(2) 指令案への批判

一方、指令案に対しては、利害関係者間の妥協の産物とみられるいくつかの規定が問題視されている⁹³⁰。公表後、多くのパブリックコメントが寄せられており⁹³¹、欧州の市民社会のみならず国連機関も、指令案の個々の規定の限界を指摘し、改善を強く求めている。主要な点は以下のとおりである。

第1に、対象企業およびデュー・ディリジェンスの範囲が狭すぎるとの批判である。European Coalition for Corporate Justice(ECCJ)は、限られた大企業と欧州委員会が選択した業種の中規模企業しか、規制対象になっていないことを強く批判しており⁹³²、Shiftも対象企業が狭すぎることは「多くの企業がEUレベルでの規制を支持した中核的要因である『公平な競争条件』を真に実現する潜在力を限定させる」と指摘する⁹³³。

国連人権高等弁務官事務所(以下、OHCHR)も、対象企業の限定は指導原則に即したものであると批判し、特に、指令案が特定業種をリスクの高い業種としているが、なぜその業種のみがハイリスクなのか疑問がある上、ハイリスクでないとした業種でのリスクアセスメントへの悪影響も指摘する⁹³⁴。

第2に、デュー・ディリジェンスの法的義務が、バリューチェーン全体ではなく、「確立された取引関係」に限定されている(6条1項)ことも「国際基準に反する」(Shift)等と広く批判されている⁹³⁵。「確立された取引関係」はフランスの注意義務法において採用された概念であるが、企業が取引先と短期間契約を締結して取引先やサプライヤーを頻繁に変更することでデュー・ディリジェンス義務を免れる一方、取引先を不安定な立場に置き、バリューチェーン上の関係者の人権をかえって害する危険性が指摘されている⁹³⁶。

⁹³⁰OHCHR, *Feedback on the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence*, 23 May 2022, p.1.

⁹³¹パブリックコメントは欧州委員会の以下のホームページから確認することができる。Available at https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12548-Sustainable-corporate-governance_enlast accessed 30 January 2023.

⁹³²ECCJ, *European Commission's proposal for a directive on Corporate Sustainability Due Diligence, A comprehensive analysis* (April 2022), article 1,3,5,6,7,8 and 10.

⁹³³Shift, *The EU Commission's Proposal for a Corporate Sustainability Due Diligence Directive, SHIFT'S ANALYSIS*, March 2022.

⁹³⁴OHCHR, *supra* note 930.

⁹³⁵Shift, *supra* note 933; Working Group on Business and Human Rights, *Consultation response to the proposal for a new Directive on Corporate Sustainability Due Diligence*, 23 May 2022, p.3; The Danish Institute for Human Rights, *legislating for Impact Analysis on the proposed EU Corporate Sustainable Due Diligence Directive*, March 2022, pp. 14-17.

⁹³⁶ENNHRI, *statement on the European Commission's Proposal on Corporate Sustainability Due Diligence* March 2022, 渡邊「前掲論文」(注921)90-94頁、清水「前掲論文」(注921)48頁。

第 3 に、人権・環境リスクの特定に関連して、指令案では、ステークホルダー（特に影響を受ける当事者）との効果的なエンゲージメントが重視されていないことが批判されている⁹³⁷。欧州議会の案では、デュー・ディリジェンスにおいて、影響を受けるステークホルダーとの協議を義務的としたが、指令案は「関連性のある場合は」(where relevant)と限定を付している（6条4項）。国連作業部会は、被害者や最も影響を受ける当事者との協議こそがデュー・ディリジェンスにおいて重要であり、「決して企業の選択にゆだねられるものではない」と強く批判する⁹³⁸。

第 4 に、指令案は、デュー・ディリジェンスの方法として、取引先に人権の負の影響がないことを確認するために、取引先に自社の Code of Conduct を遵守する契約上の保証 (contractual assurance) を求めること（7条2項(b)、8条3項(3)）、かつ独立第三者検証や産業別のスキーム等、遵守を検証する必要な手段を講じることを提示している（7条4項、8条5項）等が強く批判されている⁹³⁹。こうした機械的な方法が表面的なデュー・ディリジェンスに陥り実効性を欠くことは、第4章で見た通り広く共有されており⁹⁴⁰、また、根本原因に対処せず下請けにのみ負担を押し付ける結果となることを懸念する指摘が相次いでいる⁹⁴¹。また、指令案は、金融機関に対しては、デュー・ディリジェンスは契約前に実施すれば足りると規定するが(6条3項)、指導原則にない限定を明示的に金融機関に認めるもので、既に OECD のガイドラインや指導原則に基づいて実施されている金融機関のデュー・ディリジェンスを下回る基準であると強く批判されている⁹⁴²。さらに、指令案が、違反が深刻なサプライヤーとの関係を停止・終了するよう義務付けている点も、契約終了に伴い仕事を失う人々の人権への影響への考慮を欠いていると批判されている⁹⁴³。

⁹³⁷ Christopher Patz, “Developing in the Field, The EU’s Draft Corporate Sustainability Due Diligence Directive: A First Assessment”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.7 (2022), pp. 291-297.

⁹³⁸ Working Group on Business and Human Rights, *supra* note 935, pp. 2-3. Shift もデュー・ディリジェンスの中心は、影響を受ける当事者との対話であると強調する(Shift, *supra* note 933, pp. 7-8)。

⁹³⁹ 清水「前掲論文」(注 921) 48 頁。

⁹⁴⁰ European Centre for Constitutional and Human Rights (ECCHR)は、第三者監査がいかに透明性を欠き、問題を見過ごし、重大な産業事故を防止できずに来たかを詳細に主張し、むしろ公的な監査を充実させるべきとする。ECCHR *Commentary on the EU Corporate Sustainability Due Diligence Directive Proposal*. OHCHR も問題を指摘し、一連の契約上の保証の規定を削除し、企業に柔軟性のあるデュー・ディリジェンスの余地を残すべきだと主張する。

⁹⁴¹ 渡邊「前掲論文」(注 921) 90-94 頁。

⁹⁴² Shift, *supra* note 933, pp. 10-11.

⁹⁴³ 清水「前掲論文」(注 921) は、児童労働の例を見ても明らかなおおりに「負の影響を受けている者にとって解決にならないばかりか、かえって悪い状況に陥らせることになりかねない」と指摘する(49 頁)。多くの場合、サプライチェーン上の人権問題の根本原因はバリューチェーンの頂点にある企業による低価格

第5に、民事責任条項の問題である。デュー・ディリジェンス義務を尽くさない企業の本国に企業に対する民事責任を確立することを内容とする規定が導入されたことは大きな前進ではあるものの、7条、8条で指摘した契約上の保証や遵守を検証する仕組みを導入している場合は企業が責任を問われないように確保すべきという規定(22条2項)が問題となる。前述したとおり、「確立された取引関係」に限定された、表面的かつ効果的でないデュー・ディリジェンスが繰り返された結果、被害者が人権を侵害された場合でも、企業が責任を免れるというのは効果的な救済でないと批判されている⁹⁴⁴。市民社会は、被害者が直面する救済のアクセスの困難さをさらに解消する必要があるとして、立証責任の転換も含め、被害者の視点に立って条項を修正することを求めている⁹⁴⁵。

4 EU指令の展望

(1) 今後の動向

EUの立法機関は欧州議会と理事会(Council)のみであり、両機関が採択することでEU立法が成立する⁹⁴⁶。今後の手続は、欧州議会で第一読会が開かれ、採択、修正、否決のいずれかの選択をし、欧州議会が採択ないし修正した場合はその内容が理事会に送られ、理事会が受け入れれば法案は採択される。理事会が再修正を行う場合は欧州議会で第二読会が開かれ、同様のプロセスが進むが、ここでも議会と理事会のコンセンサスがない場合は調停委員会が設置され、共同案の合意が模索される⁹⁴⁷。すなわち、今後は欧州議会および理事会がいかなる判断をするかが焦点となる。EU条約11条が定める通り、欧州立法は、公式的な立法プロセスと並行して市民社会や産業団体等のステークホルダーとの懇談が重ねられ、合意形成を目指す⁹⁴⁸。パブリックコメントで寄せられた国連機関やNGOらの指摘はこの意思決定において当然考慮される。上述した指令案の問題は、いずれも規制の実効性を損なう危険性をはらむ重大な問題であり、こうした意見を踏まえて議論が進むであろう。

(2) 指令の効果と域外への波及効果

の押し付けや厳しい納期等の公正でない取引慣行にあることも広く指摘されている。ENNHRI, *supra* note 936, p.4, ECCJ, *supra* note 932, pp.11-12.

⁹⁴⁴ ECCJ, *supra* note 932, pp. 20,21; The Danish Institute for Human Rights, *supra* note 935, pp. 22-24.

⁹⁴⁵ ECCJ, *supra* note 932.

⁹⁴⁶ 欧州連合条約14条1項。中西『前掲書』(注351)54頁。

⁹⁴⁷ 中西、同上122-123頁。

⁹⁴⁸ ブラッドフォード『前掲書』(注339)36-38頁、白井陽一郎編『変わりゆくEU—永遠平和のプロジェクトの行方』(明石書店、2020年)。

欧州の指令は、採択されれば短期間にすべての加盟国でこれに即した法制化が進むことになる。多国籍企業を始め、国境を越えるビジネスを行う企業の多くが欧州を本拠とし、又は活動していることを考えれば、その影響力は極めて大きい。また、指令は以下の理由から、欧州域内にとどまらず、ビジネスと人権をめぐる国際的な規制のあり方に影響を与えることが十分に予想される。

ブラッドフォードによれば、EU はグローバルな市場を規制するための一方的な能力を有し、市場が EU の規制を EU 域外の市場参加者と規制者双方に波及させる現象を「ブリュッセル効果」と呼ぶ。指令案については、まず「事実上のブリュッセル効果」、すなわちグローバル企業が自らのグローバルな企業行動を EU ルールに適合化させる現象を起こすことが予想される⁹⁴⁹。第 1 に、前述のとおり、指令は域内で活動する域外企業にも適用され、国境を越えてビジネスをする多国籍企業の多くが法規制による体制見直しを迫られることになり、EU 規制をグローバルな自社全体のルールに適用する可能性がある。第 2 に、指令の適用企業は、一定の取引関係にある取引先との関係で人権デュー・ディリジェンスの実施を迫られる。欧州企業と取引関係のある世界中のグローバル企業が、EU のルールにグローバルな社内規則を適合させ、グローバルレベルで人権デュー・ディリジェンスを実施する可能性がある⁹⁵⁰。

一方、ブラッドフォードの言う「規範上のブリュッセル効果」、すなわち、EU ルールを外国に波及させる広範なメカニズム⁹⁵¹が働くかは未知数である。ただし、「規範パワー」すなわち、EU ルールが望ましい規制モデルを提唱すれば、その規範的な影響力から、世界的な規制の動きに影響を与えうるとの指摘は傾聴に値する⁹⁵²。このように、

⁹⁴⁹ ブラッドフォード『前掲書』(注 339) 23-24 頁。EU がグローバルな規範を形成した分野として、製品の安全性、環境、コーポレートガバナンス等があるとされる(同上 49 頁)。

⁹⁵⁰ 木下「前掲論文」(注 853) 34-37 頁。ブラッドフォードによれば、ブリュッセル効果が発生するのは、市場規模(外国企業が市場アクセスにインセンティブを有する)、規制能力(厳格なルールを施行する能力)、厳格な基準、非弾力的対象(規制対象の越境異動が困難であること)、不可分性(製造あるいは活動が異なる市場をまたいで不可分であること)という要件が必要とされる。多国籍企業が単一の規制基準に統一することをメリットに感じ、最も厳格な規制者が求める規制(EU の規制)の要求を自発的に自らのグローバルな事業に拡大適用するときにはじめてブリュッセル効果が引き起こされるといふ。

⁹⁵¹ ブラッドフォード『前掲書』(注 339) 23-24 頁。これには、自発的に自らのグローバルな事業に EU の規制を拡大適用した企業が自国政府に EU と同様の規制を働きかける場合と、EU が様々な機会を通じて他国に影響を及ぼす場合がある。

⁹⁵² 白井『前掲書』(注 948) 21 頁。欧州立法のこれまでの傾向として、可能な限り多数の利害関係者を参加させた審議・交渉・決定(マルチアクターシップ)、域内のヨーロッパ基準と域外のグローバル基準を同じものにしていく方針(シンクロナイゼーション)、ヨーロッパ規範を可能な限りハードロー化していく指向性(リーガライゼーション)、人権や環境、ジェンダー平等等の中核的価値を中心に据えた包括的な政策形成(メインストーリーミング)という 4 つの特性があると分析され、この 4 つの要素が発揮さ

本指令の帰趨は、ビジネスと人権に関する国際法の発展そのものに無視できない影響を与える可能性が高い。

5 小括

以上のとおり、指令案の基本的骨格は、本研究が検討してきた課題、すなわち①国家の域外的保護義務—自国の管轄または管理下にある企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を負う国際法の発展、②企業の越境的活動によって生じる人権侵害について企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する方向での国際法の発展、が可能かとの問いに関連し、EU レベルで肯定的な動きを作る動きといえるだろう。

ただし、議論の焦点は既に、指令案が果たしてライツホルダーの実情を実効的に改善しうる規範と言えるのかという点に移っている。上述した指令案の限界に対する市民社会からの厳しい批判、特に、約 10 年にわたり、指導原則の実施に注力してきた OHCHR や国連作業部会、Shift のような組織から共通して寄せられた指摘は無視できない重みを有する。いずれも、指導原則に基づく規範形成を強く求めており⁹⁵³、その危機意識は、端的に国連作業部会の以下の見解に現れている。

「指令は、政策の一貫性というより大きな目標のために、指導原則に即したものであるべきだ。それは、EU における一貫性とどまらず、世界の他の地域の法とプロセスにとっての一貫性を創ることになる。(指導原則と)矛盾し、低い基準の新しい規範を創ることは、私たちにとって前進ではなく後退である」⁹⁵⁴

このように、指導原則と明らかに矛盾し後退する規範を打ち立てることは、これまで 10 年間にわたり「企業の人権尊重責任」として企業に遵守を求めてきた規範の価値を低下させ、実効性を妨げる結果となりかねない。それは指導原則を支持してきた EU の政策にも反する⁹⁵⁵。

こうして、EU は、これまでの政策の一貫性に照らしても、できる限り指導原則に即

れた場合に規範パワーを有するという。

⁹⁵³ OHCHR, *supra* note 930 p.1.

⁹⁵⁴ Working Group on Business and Human Rights, *supra* note 935.

⁹⁵⁵ ハードローとソフトローの二重基準が生まれれば、ハードロー上の義務を負わないこととされた指導原則の規範の遵守が妨げられる可能性がある。両規範が両立可能であるためには、可能な限り矛盾をなくし、協調する必要がある。

した立法化を迫られている。指導原則の採択から 10 年が経過し、同原則に関する理解やこれに伴う取り組みが EU 域内において進む中、指導原則が定めた企業の人権尊重責任の内容を損なうことなく、法的義務として位置づけ、可能な限り EU 立法として規範化することは、合理的な規範の発展方向といえる⁹⁵⁶。

また、「デュー・ディリジェンス」の名のもとに、脆弱な当事者やサプライヤーに責任を転嫁したり、取引先の排除・切り捨てが推進され、脆弱な人々をより脆弱な立場に追いやることへの懸念も重大な問題と言える⁹⁵⁷。義務化がバリューチェーン上の人々の状況を改善しないどころかその人権に深刻な結果を生じるようであれば、規制の意義は深刻に問われる。国連や市民社会が指摘する通り、立法者が、規制の出発点に立ち返り、人間の尊厳と人権という EU 条約 2 条の価値にさかのぼった本質的な議論を進めるかが問われている⁹⁵⁸。

⁹⁵⁶ 指導原則のハードロー化について、大西洋世「ビジネスと人権」『法学教室』497号 334-38頁（2022年）。

⁹⁵⁷ ECCJ, *supra* note 932, pp.11-12. 「誰一人取り残されない」を掲げる SDGs との整合性も問われる。

⁹⁵⁸ 白井『前掲書』（注 948）8-10 頁。

第10章 欧州における越境的人権侵害の被害救済

本章では、本研究の重要な課題である、国境を越えた企業活動による人権侵害の被害救済について、欧州における司法判断の展開を検討する。

国際法の国内実施は、国際法の実現のために「最も基本的かつ重要な方法」であり⁹⁵⁹、国際人権法の国内実施はとりわけ重要である⁹⁶⁰。

第8章で詳述したとおり、国際人権条約機関は、各条約の解釈に指導原則の規範内容を取り入れつつ、指導原則の限界を超えて、国家の域外的保護義務—すなわち、国家が「領域または管轄下」にある企業の領域外活動（子会社等の活動を含む）によって影響を受ける人々の人権を保護する義務を負うとの発展的解釈を進め、その一環として、自国における司法救済を含む実効的救済へのアクセスを確保するよう、多国籍企業の本国に対し繰り返し勧告した。こうした勧告も踏まえ、欧州各国において、領域外の被害者の被害救済の現状は改善されただろうか。第9章でみた立法による規制と並んで、司法による被害救済の実情を把握することは重要である⁹⁶¹。

そこで、本章では、EU域内の司法において、国境を越えたビジネスによる人権侵害に対する被害救済がどのように進展しているかを検討する⁹⁶²。

第1節でEU法の動きを取り上げ、第2節でイギリス、第3節でオランダにおける被害救済の最近の展開を概観し、分析する。

⁹⁵⁹ 岩沢『前掲書』（注2）512頁

⁹⁶⁰ 岩沢『前掲書』（注2）545頁

⁹⁶¹ 指導原則採択後も、米国では国境を越える企業の人権侵害による被害救済が壁に直面し、裁判所で門前払いされる実情は第5章で見てきたとおりである。本研究は、被害者及び当事者の視点に立ってビジネスと人権に関する国際法の有効性を検証し、課題を解決しようとするものであるから、国内裁判所における被害救済の展開は重要な関心事である。そして、国内裁判所の判断において国際法が取り入れられることは、国際法の国内における実施であると同時に、国内裁判所の解釈を通じて国際法の新たな発展を生み出すプロセスでもあり、その意味で国内裁判所は、国際法の動的な発展が起きる場所としても注目する必要がある。第4部の冒頭で述べた「あるべき法」を「ある法」に発展させるためのグローバルな法形成の動きである。

⁹⁶² 主要な文献として、Richard Meeran (ed.), *Human Rights Litigation against Multinationals in Practice* (Oxford University Press, 2021), Oliver De Schutter, “The Accountability of Multinationals for Human Rights Violations in European Law”, in *Non State Actors and Human Rights*, *supra* note 135, 日本弁護士連合会国際人権問題委員会『前掲書』（注38）258-272頁を参照した。

第1節 EUにおける民事裁判管轄の展開

第2章で検討したとおり、欧州人権裁判所は、Bankovic 事件判決⁹⁶³に代表される通り、域外的保護義務を限定的にしか認めない解釈を行ってきた。その結果、同条約に依拠して国境を越える企業活動による領域外の人権侵害の被害者を救済する法理を発展させることは、困難であるかに思われた⁹⁶⁴。しかし、欧州には欧州人権条約以外に、被害者の救済に関わる「管轄」を拡張する別のドアが開けた。それは民事裁判管轄を定める EU 規則によってである。第1節では EU 規則がもたらした司法救済への影響を検討する。

1 Brussel 規則の意義

EU の発足を受けて、2000 年 12 月、EU における民事裁判管轄に関して定める規則として、「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の承認・執行に関する規則」(44/2001 号、通称 Brussel I 規則)が制定され、2002 年 3 月 1 日に発効後、すべての EU 加盟国に直接適用された⁹⁶⁵。本規則は若干の修正を経て 2012 年に改正された（改正規則は通称 Brussel Recast と呼ばれるが、以下では Recast とし、両者を総称して Brussel 規則という）⁹⁶⁶。この規則は、前身である「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約」の内容を引き継いで制定されたものであるが⁹⁶⁷、本研究にとって重要なのは、以下のとおり、多国籍企業による人権侵害の領域外の被害者の訴訟提起を容易にする役割を果たしたことである⁹⁶⁸。

(1) 企業における「住所」概念

Brussel I 規則は、管轄権に関する 2 条 1 項で「本規約に別段の規定がある場合を除

⁹⁶³ Bankovic and others v. Belgium and 16 Other States, *supra* note 217.

⁹⁶⁴ De Schutter, *supra* note 962, pp. 240-249 and 262.

⁹⁶⁵ Council Regulation (EC) No 44/2001 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Brussel I) OJ L012/16.

2002 年 3 月 1 日に発効した。

⁹⁶⁶ Regulation (EU) No. 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast) (Recast Brussels Regulation), [2012] OJ L351/1, applicable since 10 January 2015 (hereinafter, referred to as “Recast”). 中西康「ブリュッセル I 条約の規則化とその問題点」147-172 頁『国際私法年報』3 号（2002 年）。

⁹⁶⁷ 1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgements in civil and commercial matters, 27 September 1968 [1972] OJ L 299/32

アムステルダム条約により民事司法分野が EU の共有権限となったことに基づく。中西、同上 150 頁。EU 運用条約 4 条、67 条、81 条。

⁹⁶⁸ De Schutter, *supra* note 962, pp. 262-282.

き、加盟国の領域内に住所を有する者は国籍の如何にかかわらず、当該加盟国の裁判所に訴えられる」と規定し、改正後の Recast 4 条 1 項もこれを踏襲した。規則の前身であったブリュッセル条約 2 条も同様の規定であったが、「住所」の決定が各国司法に委ねられていたため、この点を統一する必要性が生まれ、規則には住所に関する詳細な規定が導入され、統一的な運用が図られることになった⁹⁶⁹。

それでは、多国籍企業等の企業の文脈で「住所」とは何か。裁判管轄に直結する（本研究の関心としては、被害者が企業の本国で救済を受けられるかを決する）ため、重要である。

Brussel I 規則 60 条 1 項（改正後の Recast 63 条 1 項）は、法人の住所に関し、「会社その他の法人は本規約の適用においては以下のいずれかの所在地に住所を有するものとする。A 定款上の本拠 B 管理の中心地 C 主たる営業地」と規定した⁹⁷⁰。すなわち、EU 域内で活動する企業は、EU 加盟国に定款上の本拠、管理の中心地、主たる営業地のいずれかを置いていれば、世界中のどこからの訴えであれ、EU 加盟国の裁判所の裁判管轄権に服することになる⁹⁷¹。

(2) 不法行為等の管轄規定

規則は不法行為の管轄について重要な規定を導入した。

まず、「不法行為または準不法行為事件においては、損害をもたらす事実が発生したか、発生する危険がある地の裁判所」が加盟国にある場合は、当該加盟国裁判所が民事管轄を有すると規定した（Brussel I 規則 5 条 3 項、Recast 7 条 2 項）⁹⁷²。

この規定は、海外における事業活動を通じた人権侵害に起因する意思決定や決定の実行を行った企業の本社の所在地の裁判所に管轄が認められることを明確にした点で重要な意義がある⁹⁷³。

さらに、Brussel I 規則 6 条（Recast 8 条）は、共同被告事件において、被告のいずれかの住所地が加盟国の領域内にある場合、加盟国裁判所に訴えることができると規定

⁹⁶⁹ 1999 年 5 月 1 日のアムステルダム条約の発効以降、EC が EC 条約 65 条に基づいて民事事件における司法協力の領域で措置を行うことが可能となった。

⁹⁷⁰ Recast, *supra* note 966, article 63.

⁹⁷¹ De Schutter, *supra* note 962, p. 264.

⁹⁷² Brussel I, Article 2 5-3 and Recast Article 7(2). 英文は“*in matters relating to tort, delict or quasi-delict, in the courts for the place where the harmful event occurred or may occur;*”となっている。

⁹⁷³ De Schutter, *supra* note 962, pp. 262-264.

した。この結果、多国籍企業について、加盟国で活動する親会社と加盟国外で活動する子会社を同時に加盟国裁判所で訴えることが可能となった。これら一連の規則により、海外で事業展開しているEUの企業に関わる人権侵害についても広くEU加盟国での裁判管轄が認められることになった⁹⁷⁴。

2 フォーラム・ノン・コンビニエンス法理に関する欧州司法裁判所の動き

Brussel 規則と並んで重要な役割を果たしたのは欧州司法裁判所によるフォーラム・ノン・コンビニエンス法理への対応である。

英国の裁判所は、コモンローの伝統に基づき、米国と同様、フォーラム・ノン・コンビニエンス法理を採用してきた。そのため、英国を本拠とする多国籍企業に関わる第三国における人権侵害について、被害者が英国の裁判所を提訴する事例に対し、英国の裁判所が同法理を理由に管轄を否定するケースが多く見られた⁹⁷⁵。

この問題について、欧州司法裁判所は、2005年の *Owusu v. Jackson Case* において、英国控訴裁判所の付託を受けて、英国の裁判所におけるフォーラム・ノン・コンビニエンス法理の適用がブリュッセル条約 2 条と適合するかどうかについて、判断を行った。被告の住所地が英国にあるにもかかわらず、損害発生地が他国であることを理由に、英国裁判所がフォーラム・ノン・コンビニエンス法理を援用することが条約に適合するかが問われたのである。欧州司法裁判所は、ブリュッセル条約 2 条は強行的性格のものであって、条約に別途規定された場合を除き、原則への何らの逸脱も許されないとし、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を援用することは許されないと判示した⁹⁷⁶。この判断は当然に規則 2 条に関しても承継されることになる。

Brussel 規則の制定と欧州司法裁判所の *Owusu v. Jackson Case* の判断を受け、EU 加盟国の裁判所は自国に住所がある多国籍企業の被害者からの民事訴訟を門前払いにできなくなった。欧州議会も、Brussel 規則に基づき、EU の域外で企業により発生した被害について EU 内での救済を促進するよう呼び掛けた⁹⁷⁷。

⁹⁷⁴ De Schutter はこの規定を欧州版 ATCA と呼び、潜在的には ATCA より広く管轄権が認められることを示唆した。De Schutter, *supra* note, 962, p.267.

⁹⁷⁵ Richard Meeran, “Multinational Human Rights Litigation in the UK: A Retrospective”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 (2021), pp. 255-269.

⁹⁷⁶ *Owusu v. Jackson*, Case-281/02 [2005] ECLI identifier: ECLI:EU:C:2005:120, para. 37.

⁹⁷⁷ European Parliament resolution of 13 March 2007 on corporate social responsibility: a new partnership (2007), 大窪「前掲論文」(注 38) 793 頁。

こうして、EU加盟国に住所を置く多国籍企業の事業活動によって被害を受けた領域外の被害者からの不法行為訴訟が加盟国の裁判所に続々と持ち込まれることになり⁹⁷⁸、それまでとは異なる判例が形成されるようになっていく⁹⁷⁹。

第2節 英国における多国籍企業訴訟の展開

1 はじめに

英国には、多国籍企業の領域外の人権侵害の救済を求める不法行為訴訟が多く提起され、*Owusu v. Jackson Case* を受けて司法はこれらの訴訟に向き合うことを迫られた。

英国裁判所は指導原則を援用する判断をするのではなく、伝統的なコモンローにおける注意義務(Duty of Care)の概念に依拠しながら判断を行うようになる。

コモンローの注意義務は、長年の判例の蓄積によって確立し、①結果の予見可能性、②近接性、③注意義務を課すことの合理性という3要件を満たす場合に成立するとされている⁹⁸⁰。国境を越えて事業活動を展開する多国籍企業と、その事業地において、子会社等によって人権侵害を受けた被害者の間に、上記3要件があるのかが問われることになった。裁判例は、注意義務の対象範囲を徐々に拡大する解釈を進め、多国籍企業の人権侵害の被害者の司法救済の道を徐々に開いていく。

2 親会社の責任原則

(1) 1990年代以降の訴訟

多国籍企業の親会社が、海外の子会社で発生した労働者の人権侵害、労働災害、環境破壊等について責任を負うかについて、英国では1990年代以降、領域外の被害者を原告とする集団訴訟が繰り返し提訴され、問われ続けてきた。被害者を代理する弁護士たちは、親会社の注意義務には海外の子会社による人への損害が含まれるとする

⁹⁷⁸ Madeleine Conway, “A New Duty of Care - Tort Liability from Voluntary Human Rights Due Diligence in Global Supply Chains”, *Queen's Law Journal*, Vol. 40 (2015), pp. 741-786.

⁹⁷⁹ Meeran, *supra* note 975, p. 259.

⁹⁸⁰ 英国の不法行為法における注意義務 (Duty of Care) に関する概念の形成・展開は長い歴史をたどり、本研究の射程を超えるが、概略すると、1932年の *Donoghue v. Stevenson* 判決(*Donoghue v. Stevenson* [1932] AC 562(26 May 1932))が隣人原則を確立し、1990年の *Caparo Industries plc v. Dickman* 判決(*Caparo Industries plc v. Dickman* [1990] 2 AC 605(8 February 1990))によって、直接の契約当事者でない人間関係においても注意義務が認められるための3段階のテスト(本文①ないし③)が確立したとされる(幡新大実『イギリス債権法』(東信堂、2010年)78-80頁)。

「親会社の責任原則」を主張して、法人格のヴェール（第1章参照）を打ち破ろうと格闘し、次第に裁判所を動かした⁹⁸¹。以下に、代表的な訴訟を紹介する。

(2) Chandler v Cape 事件

本件は多国籍企業の子会社の労働者としてアスベストに暴露された被害者がイギリスの本社を提訴した事案である⁹⁸²。第一審は先例に基づき注意義務を判断した結果、親会社の注意義務を認め、英国高等法院もこれを支持した⁹⁸³。

英国高等法院は、第一審を支持するにあたり、下記の4つの条件のある場合に、親会社は子会社の従業員の健康と安全に対して注意義務を負うとした。

すなわち、

- ① 親会社と子会社が本質的に同じビジネスを行っていたこと、
 - ② 親会社が子会社よりもこの産業に関する健康や安全に関する十分な知識を有し、または有しているべきであったこと、
 - ③ 子会社における労働環境が安全ではなく、親会社はその状況を知りまたは知りうべきだったこと、
 - ④ 従業員の保護に関する親会社が有する高度な知識を利用することができたのであれば、子会社ないしその従業員はそれに依拠していたであろうことを親会社は知りまたは予測すべきだったこと、
- である。

⁹⁸¹ Daniel Leader, “Human Rights Litigation against Multinationals in Practice-Lesson from the United Kingdom”, in *Human Rights Litigation against Multinationals in Practice*, supra note 962, pp. 62 and 66. まず Connelly 事件は、ナミビアのウラン鉱山で働いて癌を発症したスコットランド人の労働者が親会社による労働衛生環境方針の懈怠の責任を問う訴訟であったが、英国貴族院は 1998 年、原告がナミビアで訴訟遂行する資金がないこと、ナミビアで英国と同様の弁護活動を受け得ないことを理由にフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理を適用せず、英国で訴訟を進めることを認めた(House of Lords, Connelly v. RTZ Corporation PLC [1997] UKHL 30(24 July 1997))。続いて、Lubbe 事件は、南アフリカのアスベスト鉱山で働いていた 7500 名以上の労働者が英国の親会社による子会社の労働安全衛生に対する管理懈怠の責任を問う裁判であったが、2001 年に英国貴族院は、親会社が子会社の操業に事実上のコントロールを及ぼし、子会社の操業によって労働者の健康のリスクが生じると認識し又は認識し得たことが証明された場合は、親会社が責任を負う可能性があることを示唆し、南アフリカでの訴訟遂行が困難であるとして、英国の裁判所で審理をすることを認めた(House of Lords, Lubbe & ors v. Cape. PLC[2000] UKHL 41 (20 July 2000))。いずれも本案を待たずに和解で終結したが、親会社の責任に関する原則の形成のきっかけとなった。

⁹⁸² David Chandler は、被告会社である Cape の子会社の労働者として 1956 年から 1962 年まで、18 か月建設現場で働き、アスベストに暴露した。Chandler は 2007 年にアスベスト禍と診断されたが、その際既に雇用されていた子会社は存在しなかったことから、親会社である被告会社を、子会社の従業員に対する健康と安全の尊重に関する注意義務に違反したとして提訴した。

⁹⁸³ High Court of England and Wales, Chandler v Cape [2012] EWCA Civ 525, 1 WLR 3111(25 April 2012)
本件で高等法院は、先例である Caparo Industries plc v. Dickman に基づき、注意義務の存在を認めた。

そして高等法院は、上記第4の要素を満たすために、親会社の子会社の従業員の健康と安全施策に実際に介入していた事実は必要なく、生産や資金調達等、取引関係を通じて介入している状況が証明されればよいとし、企業間の関係性をより広範にとらえる見解を示した。

本件は英国高等法院が、親会社の責任を初めて認めた判例として重要であるだけでなく、親会社の子会社を完全に支配していない場合であっても、親会社の法的責任を認める基準を示したことで注目されるランドマークケースである。

3 Vedanta Resources PLC 最高裁判決

本件は、多国籍企業の海外子会社が事業活動にあたって従業員以外の市民に損害を与えた場合に親会社の注意義務が認められるかが問われた事案である⁹⁸⁴。

ザンビアの4つのコミュニティに属する1800人以上の住民が、ザンビアの銅山の事業により発生した有毒物質により、生計の唯一の手段である農業と安全な水を破壊され、生活に甚大な損害を被ったとして2015年7月、直接の事業者であるKonkola Copper Mines plc (KCM)と、その親会社である英国企業Vedanta Resources PLC（以下、Vedanta社）を提訴した事案である。

親会社であるVedanta社は、グループ全体で環境方針を策定・公表していたが、原告はザンビアの操業地でこの方針が遵守されていなかったと主張、さらにBrussel I規則4条により管轄権が認められると主張した。被告は管轄権を争ったが、地裁、控訴審ともに被告の訴えを認めず、被告が上告していた。

2019年4月10日、最高裁は被告らの上告を棄却し、本件訴訟の英国裁判所の管轄権を認めた⁹⁸⁵。

最高裁は、親会社の子会社の活動に関して負う注意義務は、コモンロー上の注意義務の範疇に含まれるとし⁹⁸⁶、子会社の事業活動により生ずる被害について親会社がいかなる場合に注意義務を負うかについての確立された基準はないとしつつ、少なくとも以下の4つの場合は注意義務が肯定されると判示した。

⁹⁸⁴ 本件に関して、Leader, *supra* note 981; Marilyn Croser et al., “Developments in the Field, Vedanta v Lungowe and Kiobel v Shell: The Implications for Parent Company Accountability”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.5 (2020), pp. 130-136; Meeran, *supra* note 975, pp. 9-10.

⁹⁸⁵ Vedanta Resources PLC and another (Appellants) v. Lungowe and others, [2019] UKSC 20(10 April 2019). なお、英国の第三審裁判所は長らく貴族院(House of Lords)が担っていたが、2009年に第三審裁判所として最高裁判所が設置された。

⁹⁸⁶ *Ibid.*, para.49.

- (1) 親会社が子会社の事業を承継した、または共同事業を遂行している場合
- (2) 親会社が子会社に対し特定のリスクへの対応方法をアドバイスしている場合
- (3) 親会社が環境に関するグループ全体の方針を策定・公表し、子会社に対し、その実施のための措置(トレーニングや監督等)を講じている場合
- (4) 親会社が子会社に対する監督と管理の権限を行使していると公表している場合

この場合、仮に実体としてそうでないとしても、監督・管理を怠ったことそのものが、公表した方針の実施責任の放棄に該当し、これを根拠として第三者に対する責任を負うであろうと判断した⁹⁸⁷。

従来判例は、(1)と(2)の場合に限り親会社に子会社の行為に関する注意義務が発生すると判断していたが⁹⁸⁸、本判決は、親会社が注意義務を負う事例を大幅に拡大したことが注目される。最高裁は、親会社の注意義務は上記(1)と(2)の場合に限られず、上記(3)と(4)のような場合にも広く親会社の責任が認められると判示した⁹⁸⁹。新たに判示された2つの要件は、親会社が広くグループポリシーを公表し、子会社に実施措置を講じている場合にとどまらず、子会社との関係でグループポリシー遵守のための監督・管理を怠った場合にも注意義務を認めるもので、非常に重要である⁹⁹⁰。裁判所は、以上のとおり親会社の注意義務違反を認め、本件の英国における裁判管轄を認めた。

判決はさらに、司法へのアクセスの重要性も強調しており、極めて貧しいザンビアの原告がザンビアで手続を続行する費用を捻出する困難性と、専門的な弁護士を採用する困難性を指摘し、英国で裁判を継続することが適切であるとした⁹⁹¹。

4 英国における対 Shell 訴訟

本件は Shell の本拠地である欧州において、企業責任を問う事案である。

⁹⁸⁷ *Ibid.*, para.53, “very omission may constitute the abdication of a responsibility”.

⁹⁸⁸ AAA v. Unilever PLC [2018] EWCA Civ 1532((4 July 2018); Leader, *supra* note, 981, pp.72-73

⁹⁸⁹ *Ibid.*, para.53.

⁹⁹⁰ 被告は、親会社がグループ全体の環境に関する方針を公表していることは、それ自体として、第三者に対する注意義務を生じさせないと主張したが、裁判所はこの主張を認めなかった。

⁹⁹¹ *Ibid.*

2015年10月、ナイジェリアのOgaleとBilleのコミュニティの住民4万人以上が、Shellグループによる石油の汚染が彼らの環境と生活に深刻な影響を与えたとして、英国の裁判所にその救済を求める訴訟を、親会社であるロイヤル・ダッチ・シェル(以下、RDS)⁹⁹²及びナイジェリアの子会社SPDCを被告として提起した⁹⁹³。

RDSは、グループ全体の人権・環境に関する方針を開示しているものの、原告らは、ナイジェリアの操業地では、石油の漏洩を防ぐ適切な措置は講じられず、農地や河川の深刻な汚染を防ぐために適切な汚染除去もなされなかったと訴えた。RDSは管轄の有無が先決事項であり、RDSは子会社に対する注意義務を負わず、よって英国には本件の裁判管轄がなく、本件はナイジェリアで裁かれるべきだと主張した。

(1) 第一審及び控訴審

2017年1月26日、ロンドン地裁は、英国には本件の裁判管轄がないと判断し、原告らの請求を却下したが、その理由は、RDSがナイジェリアにおける事態について注意義務を負わないとの判断に基づく⁹⁹⁴。

RDSは、上場企業として英国法上求められている開示規則に従い、グループ全体の環境、人権配慮について開示し、声明を公表しているが、裁判所は、このことで直ちに親会社として子会社の事業活動によって影響を受ける人たちへの注意義務を負っていると推定することはできないとし、RDSがSPDCに対する高度な監督支配と指示を行っていたことを認める十分な証拠はないと判断した⁹⁹⁵。

2018年2月14日、控訴審である高等法院も、地裁の判断を支持する判断をした。控訴審の多数意見もRDSはSPDCの操業によって影響を受けたコミュニティに対して注意義務を負わないと認定した⁹⁹⁶。控訴審裁判所が検討した証拠資料の中には2014年のRDSのサステナビリティレポートがある。

⁹⁹² 英国で設立され、オランダを本社とする。

⁹⁹³ Okpabi & Ors v Royal Dutch Shell Plc & Anor, Leader, *supra* note 981, pp. 69-72.

⁹⁹⁴ Okpabi & Ors v Royal Dutch Shell Plc & Anor [2017] EWHC 89 (TCC) (26 January 2017). 同地裁は、Brussel I規則およびOwusu v. Jacksonを引用し、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理の適用の余地はないとした。しかし、原告の訴えが不適法でないことを決するのが先決だとして注意義務に関する判断を行った(para.69)。

⁹⁹⁵ *Ibid.*, para.96, 裁判所は、本件はCaparo Industries Plc v. Dickmanの三段階のテストを充足せず、さらにChandler v Capeの定立した規範にも該当しないと判示した。

⁹⁹⁶ High Court of England and Wales, Okpabi & Ors v Royal Dutch Shell Plc & Anor (Rev 1) [2018] EWCA Civ 191 (14 February 2018).

「私たちは、一貫したスタンダードを世界中で適用し、誰もがこれに従わなければなりません。HSSE & SP Control Framework をご覧ください。そこには私たちの事業活動の計画、建設、実施、廃炉のすべてのサイクルにおいて設備の安全を保持するために要求されることが詳述されています。」⁹⁹⁷

このような企業の公的な声明が、実際には法的な注意義務を伴わないものであるとすれば、第4章でみてきた開示法制に伴う企業の開示は、実体を伴わないPRとして投資家や消費者の目をごまかすものになる。いかに法律に基づく企業の人権方針の開示が進んでも、その人権方針への違反が何らの法的責任を発生させないのであれば、方針は絵に描いた餅となってしまう。控訴審判決は社会的批判を呼び、原告らは上告した⁹⁹⁸。

(2) 最高裁判決

英最高裁は2021年、本件について、裁判管轄を認めないとした高等法院の結論を覆し、英国裁判所の裁判管轄権を認める決定を出した⁹⁹⁹。最高裁は、前述したVedanta事件最高裁決定の判断枠組みを踏襲し、同事件で最高裁が提示した、親会社の注意義務が発生する4つの場合に関する判断に基づき、RDSの注意義務を認めた。

最高裁は、グループ全体のポリシーの存在は、親会社の注意義務を何ら生起させるものではないとした控訴審の判断は、Vedanta事件最高裁の先例に反すると判断したのである¹⁰⁰⁰。

5 小括

⁹⁹⁷ RDS, 2014 Sustainability Report p. 13 (referred in the High Court Judgement, para. 98, available at <https://reports.shell.com/sustainability-report/2014/servicepages/downloads/files/entire_shell_sr14.pdf?cat=b> last accessed on 30 January 2023.

⁹⁹⁸ Business and Human Rights Resource Centre, *NGOs urge UK Supreme Court to allow Nigerian communities to appeal decision that barred them from suing Shell in the UK over oil spill impacts* (30 April 2018), available at <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/ngos-urge-uk-supreme-court-to-allow-nigerian-communities-to-appeal-decision-that-bared-them-from-suing-shell-in-the-uk-over-oil-spill-impacts/> last accessed on 30 January 2023.

⁹⁹⁹ UK Supreme Court, *Okpabi and others (Appellants) v Royal Dutch Shell Plc and another (Respondents)*, [2021] UKSC 3 (12 February, 2021). 最高裁は、Vedanta Resources Plc の判断を待つて本件の判断を下す方針を示し、同判決の判断枠組みに基づいて本件の判断をした。

¹⁰⁰⁰ *Ibid.*, para. 143; Meeran, *supra* note 975, pp. 7-8.

以上の動向は、多国籍企業に関連する被害救済について、英国の判例が3つの意味で根本的な変化を遂げたことを示している。

第1に、英国に所在し、または登録された多国籍企業の子会社による海外での人権侵害のケースにおいて、英国の裁判所の裁判管轄を認める判例が定着したことである。第2に、判例法理として親会社の責任原則が定着し、子会社による事業活動に関連して多国籍企業が注意義務を負うと認められる場合が拡大したことである。多国籍企業がその公表したグループポリシーに反する事業活動を、子会社等を通じて海外で展開する場合については、法人格のヴェールを乗り越えて、多国籍企業本体の不法行為を認める方向が定着しつつある。第3に、企業の開示と法的責任が直結したことである。第4章で指摘した通り欧州では開示規制により、多国籍企業等には人権に関する海外での活動を含めたポリシーや取り組みに関する開示が義務付けられたが、開示で表明するポリシーや取り組みは法的に無意味なものではなくなり、注意義務に直結し、海外子会社による不遵守が親会社の法的責任に帰結することになったのである。こうした判例法理の転換は、企業のアカウンタビリティを高め、国境を越える企業活動による人権侵害の被害者救済を格段に進めることになった¹⁰⁰¹。

第3節 オランダにおける不法行為訴訟の進展

1 オランダにおける不法行為法と不法行為訴訟

Brussel I規則制定後、オランダでは多国籍企業を被告とする訴訟が多く提訴され、判例法の発展が生まれた。特に米国 ATCA 訴訟の管轄権が否定された後、RDSの本拠地であるオランダの司法に対し、操業地であるナイジェリア住民や遺族、市民団体が救済を求める訴訟を相次いで提起したことが背景にある¹⁰⁰²。そして、環境 NGO は、これら訴訟に対する大規模な支援活動を展開し、非常に大きな役割を果たした¹⁰⁰³。

オランダ国内法は、民事訴訟法2条において、被告の本拠地が自国にある場合に裁判管轄権があるとし、さらに7条は、被告の1人に対して裁判管轄権がある場合の共同被告事件では、他の被告にも裁判管轄権があると定めている¹⁰⁰⁴。また、オランダは

¹⁰⁰¹ Meeran, *supra* note 975, p. 15; Leader *supra* note 981, pp. 66-72.

¹⁰⁰² Lucas Roorda and Daniel Leader, “Okpabi v Shell and Four Nigerian Farmers v Shell: Parent Company Liability Back in Court”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 no.2 (2021), pp. 368-376.

¹⁰⁰³ XU, Alison, “Four Farmers’ Expedition: A Review of the Shell Case”, 早稲田大学高等研究所紀要 14号 (2022年) 55-61頁。

¹⁰⁰⁴ Article7, Dutch Civil Procedure Law, available at < <http://www.dutchcivillaw.com/civilprocedureleg.htm> > last

大陸法に位置づけられ、不法行為の成否に関しては、民法 6 卷第 162 条に不法行為の一般規定が明文で定められている。同条は、第 1 に、法律によって課される義務違反があった場合（2 項前段）、第 2 に、適切な社会的行為を行う黙示的な法律上の注意義務に違反する作為または不作為があった場合（2 項後段。以下、「黙示的注意義務基準」と呼ぶ）に不法行為が成立し、損害を発生させた被害者に賠償をしなければならないと規定する¹⁰⁰⁵。

こうした規定を活用し、オランダでは特に RDS の企業責任を問う訴訟が多く試みられてきた¹⁰⁰⁶。以上を前提に、オランダの直近の判例の展開を概観する。

2 Akpan et al. v. Royal Dutch Shell

本件は、2006 年から 2007 年にかけて、RDS のナイジェリアにおける子会社 SPDC の操業における石油漏洩により生活環境と生計の糧を奪われたナイジェリアの市民が、オランダを本拠とする環境保護団体とともに共同原告となって、RDS と SPDC を訴えた事件である。

ハーグ地方裁判所は 2013 年 1 月の判決で、Brussel I 規則を受けて改正された民事訴訟法 7 条に基づき、RDS だけでなく子会社である SPDC に対する関連事件についても親会社の所在地の裁判所において提訴できるとして、RDS と SPDC に対する裁判管轄権を認めた。その一方、実体判断としては、親会社には子会社の事業活動に基づく被害者に対する注意義務は認められないと判断した¹⁰⁰⁷。ハーグの控訴裁判所は 2015 年 12 月、判決で一審判決を覆し、RDS と SPDC に対する裁判管轄権をいずれも認めたとうえで、RDS に対し監査報告書やその他のドキュメントを原告らに精査させるように命じた¹⁰⁰⁸。

accessed on 30 January 2023; Virginie Rouas, *Achieving Access to Justice in a Business and Human Rights Context An Assessment of Litigation and Regulatory Responses in European Civil-Law Countries*(University of London Press 2022), pp. 143-145.

¹⁰⁰⁵ 民法典は以下のように定める。 Article 6-2:162 Definition of a ‘tortious act’: As a tortious act is regarded a violation of someone else’s right (entitlement) and an act or omission in violation of a duty imposed by law or of what according to unwritten law has to be regarded as proper social conduct, always as far as there was no justification for this behaviour.

¹⁰⁰⁶ 被害者を代理する弁護士は、上記の黙示的注意義務基準の判断にあたり、「適切な行為」に指導原則や OECD 多国籍企業ガイドライン等のソフトロー規範を実施する義務が含まれると主張し、企業のアカウンタビリティを問う戦略を採用した。 Channa Samkalden, “Foreign Direct Liability of Multinational Corporations in the Dutch Legal Order”, in *Human Rights Litigation against Multinationals in Practice*, supra note 962, pp.211 and 212.

¹⁰⁰⁷ The Hague District Court, Akpan v Royal Dutch Shell Plc, C/ 09/ 337050/ HAZA09-1580 (30 January 2013).

¹⁰⁰⁸ The Hague Court of Appeal, ECLI:NL: GHDHA: 2015:3586((Judgement of 30 January, 18 December,2015).

そして2021年1月、ハーグの控訴裁判所は、最終判決を出し、RDSとSPDCの両社が注意義務に反したと認定し、賠償と汚染原因の特定のための措置を講ずるよう命じた¹⁰⁰⁹。

本件では、準拠法とされたナイジェリア法（コモンロー）に基づいて親会社の注意義務が認定された。第一審は、当時の英国の先例である *Chandler v Cape* を参照し、親会社と同じ国で設立された子会社の従業員に対する注意義務の有無と、RDSにおける、世界中の多数の子会社・操業地に関わる第三者に対する注意義務の有無では大きく事例が異なり、本件で親会社の責任を認めることはできないと判断していた¹⁰¹⁰。2021年に控訴審がこの判断を変更し注意義務を認めたのは、英国での親会社の責任原則の発展（*Vedanta* および、*Shell* 訴訟での注意義務に関する判断）の影響を受けたものと評価できる¹⁰¹¹。

3 対 Shell 気候変動訴訟

さらに、画期的なのはRDSに対する環境団体の気候変動訴訟である。オランダの環境団体は、RDSに対し、民法162条に基づき、危険な気候変動を防止するために貢献する義務を果たすために、2030年までに2019年対比でCo2を絶対値ないし実質45%まで削減をすることを主位的に求める訴訟を提起した¹⁰¹²。その根拠となったのは、生命に対する権利および指導原則であった。

(1) 地裁の判断

ハーグ地裁は2021年、原告らの訴えの主要部分を認め、RDSに対し、シェル・グループのバリューチェーン全体(Scope 1, 2および3)で生じるCo2排出量を2019年対比で実質45%削減するよう(to limit or cause to be limited)命じた¹⁰¹³。ここでScope 1とはシェ

判決は、石油漏洩の原因はRDSが有する内部文書によってより明らかになると期待できるのであり(para.6-4)、RDSが石油パイプラインの管理、監査、モニタリングとRDSの安全環境基準に合致するような介入を行ったのか等を疑問視した(para.6-9)。

¹⁰⁰⁹ The Hague Court of Appeal, ECLI:NL:GHDHA:2021:132(Oruma),ECLI:NL:GHDHA:2021:133 (Goi) and ECLI:NL:GHDHA:2021:134 (Ikot Ada Udo),(Judgement of 29 January 2021), Roorda and Leader, *supra* note 1002.

¹⁰¹⁰ District Court of the Hague, *supra* note 1007, para.4-32-34.

¹⁰¹¹ Leader, *supra* note 981 p. 70.

¹⁰¹² Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. The Hague District Court, case number / cause list number: C/09/571932 / HA ZA 19-379, Co-plaintiffs include other NGOs (ActionAid NL, Both ENDS, Fossielvrij NL, Greenpeace NL, Young Friends of the Earth NL, Waddenvereniging) and more than 17000 citizens. 原告となったのは、Milieudefensie(Friends of Earth Netherland)等である。

¹⁰¹³ The Hague District Court, Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc, C/09/571932 / HA ZA 19-379

ル・グループによる直接的な排出、Scope 2 とはすべての調達先を通じた間接的な排出、Scope 3 とは、グループの事業活動の結果、消費者を含む第三者によって排出された温室効果ガスによる排出である¹⁰¹⁴。

(2) 判断構造

a) 義務の根拠

裁判所は、オランダ民法 162 条の解釈にあたり、国際人権基準、とりわけ、生命に対する権利及び指導原則を参照して RDS の義務を導き出した。

第 1 に、裁判所は、自由権規約および欧州人権条約が保障する生命に対する権利に依拠し、RDS が人権条約上の生命に対する権利に基づく直接の義務を課されないとしても、裁判所は民法 162 条の「黙示的注意義務基準」¹⁰¹⁵の解釈においてこれを考慮するとした。そして、気候変動による環境悪化は生命に対する権利への深刻な脅威だとした自由権規約委員会一般的意見 36 を援用した¹⁰¹⁶。

第 2 に、裁判所は、民法 162 条の「黙示的注意義務基準」の解釈にあたって、指導原則を参照した。裁判所は、指導原則は、国際的に承認された権威的なソフトロー規範であり、法的な義務を確立したものではないとしても、普遍的に承認され、グローバル・コンパクトや OECD ガイドライン等のソフトローによって広く受容されており、企業がこれに従うことを表明しているか否かに関わらず、「黙示的注意義務基準」を決定するにあたって参照されるとしたのである¹⁰¹⁷。そして、裁判所は、指導原則に基づき、企業は人権を尊重し、人権侵害を避け、人権に対する負の影響に対処すべきであり、これは企業がどこで創業しようとする期待されるグローバルな行動基準であり、選択の余地のない企業の責任であるとした¹⁰¹⁸。

(Judgement May 26, 2021), para. 5-3. orders RDS... “to limit or cause to be limited the aggregate annual volume of all CO2 emissions into the atmosphere (Scope 1, 2 and 3) due to the business operations and sold energy-carrying products of the Shell group to such an extent that this volume will have reduced by at least net 45% at end 2030, relative to 2019 levels”. 島村健「SDGs と気候訴訟」ジュリスト 1566 号 (2022 年) 53 頁。

¹⁰¹⁴ *Ibid.*, para.2-5-4.

¹⁰¹⁵ unwritten standard of care, article 162, *supra* note 1004.

¹⁰¹⁶ The Hague District Court, Judgement, *supra* note 1013, para.4-4-9, 4-4-10, HR Committee, General Comment No.36, *supra* note 49.

¹⁰¹⁷ *Ibid.*, para.4-4-11.

¹⁰¹⁸ *Ibid.*, para.4-4-15.

b) 指導原則によって確定されたシェル・グループの責任

判決は、指導原則に基づき、シェル・グループの責任を具体的に判示した。

第1に、指導原則の原則13を援用し（ただし、企業には、人権の責任(responsibility)ではなく、人権尊重義務(The duty to respect human rights)があるととした点が注目される)、原則13の解説によれば、企業にはバリューチェーン全体において負の影響に対処すべきだとし¹⁰¹⁹、バリューチェーンは直接、間接すべての調達と供給を含むと指摘した¹⁰²⁰。そして、この定義に基づけば、Scope1ないし3はすべてバリューチェーンに含まれるとし¹⁰²¹、結論としてRDSは、自社と調達先にとどまらず、ユーザーによる排出(Scope3 emission)にも責任を負わなければならないと判示した¹⁰²²。

これを踏まえ、判決は第2に、指導原則の解説に依拠して、企業が人権に対する負の影響を引き起こし、助長していないとしても、直接の関係性と影響力があり、人権侵害が深刻な場合は指導原則19に基づく「適切な措置」(take appropriate action)が求められるとし¹⁰²³、RDSの責任の内容はScope1ないし3に対して有する影響力とコントロールによって基礎づけられるとした¹⁰²⁴。

以上を踏まえ判決は、RDSが、Scope1すなわちシェル・グループおよびその系列のサプライヤーによる排出削減義務を「結果の義務」として負うこと¹⁰²⁵、一方、Scope3を含むその他の取引関係における排出削減については最大の努力をする「行為の義務」として負うとし、後者、すなわちScope3については消費者等の個人の責任も免れないとした結論付けたのである¹⁰²⁶。

結論として裁判所は、1.5℃以上の地球温暖化を制限すべきとする広範に承認された国際的コンセンサスを実現するには、RDSにバリューチェーン全体において、2019年対比実質45%の削減が求められるとし、冒頭の判断を下した。

¹⁰¹⁹ Commentary, Guiding Principles 13, OHCHR, *supra* note 293, p. 8.

¹⁰²⁰ The Hague District Court, Judgement, *supra* note 1013, para.4-4-17.

¹⁰²¹ *Ibid.*, para.4-4-18.

¹⁰²² *Ibid.*, para.4-4-19.

¹⁰²³ Commentary, Guiding Principles 19.

¹⁰²⁴ The Hague District Court, Judgement, *supra* note 1013, para. 4-4-21.

¹⁰²⁵ *Ibid.*

¹⁰²⁶ *Ibid.*, paras. 4-4-23,4-4-24. 判決が、削減を命ずるにあたり to limit or cause to be limited という命令をしたのは、Scope1と直接的サプライヤーについて結果の義務、その他の取引関係やエンドユーザーを最大努力の義務としたことを表明したものと言えるだろう。

(3) 意義

本判決は、気候変動という文脈で企業に直接削減を命じたという点で画期的な判決として注目されている¹⁰²⁷。同時に、ビジネスと人権の文脈では、初めて判決によって、企業に対し、指導原則に基づく義務を具体的に課した判決として重要である¹⁰²⁸。ソフトローである指導原則が、国内民法の黙示的な注意義務を介して、企業に対し、直接的な義務を課す規範として援用された。

また、判決が指導原則に対する理解に依拠し、直接シェル・グループが人権侵害を行ったわけではない気候変動事案において、いまだ顕在化していない将来の危機に対処するために、バリューチェーン全体、とりわけ供給先である消費者に対する関係も含め、削減の義務を負うとしたことは画期的である。指導原則に基づき、企業の義務の範囲を広く設定し、かつ、民法を媒介して指導原則を裁判規範に取り込み、具体的な法的義務を明らかにして命令を出したことは重要な規範の発展である。

この判決により、指導原則は新たなステージに立ったと言える。国内裁判所において、単に域外的な司法救済を容認する有用なツールとして考慮されるにとどまらず、企業に具体的な義務を課す法的規範、裁判規範の一部を構成するものとして援用されたのである。もちろん指導原則がソフトローである以上、それ自体としてハードローとみなされたわけではないが、国内法上の私人の注意義務の一部である黙示的注意義務基準という概念の解釈基準として、とりわけ企業の注意義務を確定する上での国際的に承認された権威ある解釈基準として用いられたことは重要である¹⁰²⁹。指導原則が、国内司法判断を通してハードロー化へ進み始める動態的発展をみることができ

第4節 到達点と課題

以上のとおり、欧州における判例動向は被害救済の方向に向かっている。

第1に、多国籍企業がその事業活動によって生じた人権侵害に対し、自国領域における被害でなくとも救済の道が開かれつつある。

¹⁰²⁷ 深草重悠美「脱炭素から脱化石燃料へ」『世界』2021年9月号110頁（2021年）。

¹⁰²⁸ 佐藤「前掲論文」（注361）87-88頁。

¹⁰²⁹ Chiara Macchi and Josephine van Zeben J, *Business and human rights implications of climate change litigation: Milieudefensie et al. v Royal Dutch Shell*, RECIEL, Vol.30 no.3 (2021), pp. 409-415.

第2に、注意義務(Duty of Care)概念の発展的解釈により、企業は自社が起こした人権侵害のみならず、子会社が起こした人権侵害に関し、一定の場合責任を負うとの判断が定着し、親会社は広範な責任を負う。被害者は法人格のヴェールを克服し、親会社を被告とし、親会社の本国に司法救済を求めうる。

第3に、注意義務の解釈にあたって指導原則を取り入れた結果、一方で、注意義務の対象は、バリューチェーン全体の責任に拡大し、他方で、指導原則上の「責任」は注意義務の解釈を通じて「責任」から「法的義務」に読み替えられる結果となった。

国内裁判所が、国内法の解釈において指導原則を取り込み、かつ発展的解釈を通じて指導原則の国内における規範内容を強化したのである。

デ・シュッターは「人権デュー・ディリジェンス概念の発展がボトムアップに加速度的に進むであろう」と示唆したが¹⁰³⁰、そうした状況が生まれつつあるといえる。こうした流れは、本章冒頭で見たEUの規則、欧州司法裁判所の判断を前提とするが、同時に、指導原則および国連人権機関の各種勧告を反映したものであると評価できる。

注目に値するのは、企業の事業活動によって深刻な被害を負った被害者や市民の訴えに基づき、司法というプロセスにおいて、判断されたという点である¹⁰³¹。

訴訟はエリート間の「対話」によって自然に発展するプロセス¹⁰³²ではなく、何より人権を回復することを求める当事者及び被害者を基点とし、彼らが語り、彼らが規範の発展を迫るプロセスである。「下からのグローバリゼーション」が変化の原動力を生み出しているといえる。

一方で、課題は残る。第1に、親子会社のような事案だけでなく、サプライチェーン上で発生した人権侵害について、本国の司法における司法救済が実現するかである。これまでサプライチェーン上における人権侵害に関する救済の多くは拒絶されてきた¹⁰³³が、対Shell気候変動訴訟が示したバリューチェーン全体にわたる法的注意義務を肯定する判例の流れが定着し、拡大するか、今後の判例の動向が注目される。

¹⁰³⁰ De Schutter, *supra* note 311.

¹⁰³¹ 第4章でみたような、企業やマルチ・ステークホルダーのプロセスにおいて、人権デュー・ディリジェンス概念が誤用され、実効性のないプロセスになっている状況とは対照的である。そこには、透明性の有無、正式な司法手続(救済とアカウントビリティのメカニズム)における判断か否か、そして被害者が主体的に参加する手続か否か、という点で大きな違いがあるといえるだろう。

¹⁰³² Slaughter, *supra* note 60.

¹⁰³³ 第5章でみた、Nestle USA および Cargill 事件最高裁判決のほか、ドイツでもサプライチェーン上の人

第2に、いかにして実効性あるアクセスを実現していくかである。Brussel 規則以降も、被告企業が管轄違いを主張し、管轄をめぐる争いが長く続く事例が多く、被害者は本案に入って解決に至るまでに長期間の裁判を戦わなければならない。成功例はほんの一握りであって、多くの被害者は費用負担や重い立証責任等の壁に阻まれ、求められる救済に至っていない¹⁰³⁴。立証責任の転換や証拠開示、本国による訴訟関連費用の援助等も課題となる¹⁰³⁵。

第3に、被害者がその人権侵害発生国において司法救済を選択し、救済を実現する判決がなされた場合の判決の承認、執行の問題がある。エクアドルの事例のように判決が多国籍企業の本国で承認されず、さらに、企業側が投資仲裁において真逆の結論を得ることにより、被害救済が遅延する問題をどう解消していくか、という問題も積み残されている¹⁰³⁶。

こうした被害者に対する迅速で実効性のある救済を実現するための課題について、個々の訴訟のみで前進を切り開くには限界がある。企業による国境を越えた人権侵害の被害救済に関する国際的な規範形成をさらに進める必要がある¹⁰³⁷。

権侵害に関するパキスタンの被害者からの請求が棄却されている。European Center for Constitutional and Human Rights et al, *Press release, KiK evades its legal responsibility for factory fire*(10 January 2019), available at <https://www.ecchr.eu/fileadmin/Pressemitteilungen_englisch/PR_KiK_Pakistan_Dortmund_judgment_20190110.pdf>_last accessed on 30 January 2023.

¹⁰³⁴ Axel Marx, et al, *supra* note 913.例えば、Kiobel 氏の妻その他の犠牲者の遺族はオランダの裁判所に、ロイヤル・ダッチ・シェル、SPDC を被告とする不法行為訴訟を提起した。2019年10月、ハーグ地方裁判所は、ブリュッセル規則及びこれに基づいて改正されたオランダ民事訴訟法に基づき、オランダの裁判所における管轄権の存在を認めるとともに被告に対する証拠開示を命じたが、実体審理の結果、証拠不十分等として、遺族の請求は棄却された。Reuter, *Dutch court rejects suit of Nigerian widows against Shell* (March 23,2022), available at <<https://www.reuters.com/business/energy/dutch-court-rejects-suit-nigerian-widows-against-shell-2022-03-23/>>_last accessed on 30 January 2023.

¹⁰³⁵ 第7章で参照した国際環境条約における被害賠償のスキームに未だ遠く及ばない。

¹⁰³⁶ もちろん、ATCA で問われた普遍的管轄権を巡る課題も重要である。

¹⁰³⁷ Leader, *supra* note, 981.

第 11 章 さらになる国際法の発展に向けて

第 4 部では、ビジネスと人権の分野で、指導原則を越えるあらたな規範形成の動きが進み、国際人権基準は確立されつつあるものの、国際慣習法の形成や国際条約の締結という段階に達していない状況下で、「あるべき法」(lex ferenda)を「ある法」(lex lata)に発展させるためのグローバルな法形成の動きを検討してきた。

第 9 章、第 10 章ではこうしたグローバルな法形成の萌芽または潮流が確実にみられることを確認できたが、各章で検討した通り、国境を越える企業による人権侵害の実効的な防止と救済にはまだ多くの課題が残されている。国際人権条約の発展的解釈を突き詰めながらも、一方でより普遍的で実効性を伴う問題解決のためには、国際環境レジームに倣って、ビジネスと人権に関する被害防止と救済を目的とする国際条約体制を構築すること、同時にその基盤を形成するための国際慣習法の形成を図っていくことが課題となる¹⁰³⁸。

本章では、本研究の最後に、第 1 に、現在進行している拘束力あるビジネスと人権に関する条約の意義と限界を把握し、第 2 に、国家間交渉とは異なる国連人権メカニズムにおける企業に直接アカウントビリティを問う動きを検討し、第 3 に、ライツホルダー及び彼らと連帯した市民の行動が国際法の発展にいかなる影響を与えているかを明らかにする。

第 1 節 拘束力のある国際文書の議論

1 交渉の経緯

2014 年 6 月、第 26 回期の国連人権理事会で、エクアドルと南アフリカの提案により、多国籍企業とその他の企業の人権尊重に関する国際人権法に基づく「法的拘束力のある文書」(Legally Binding Instrument)を起草する政府間の開かれた作業部会設置を求める決議が採択された¹⁰³⁹。同決議に基づき、政府間の開かれた作業部会(以下、OEIGWG)が結成された¹⁰⁴⁰。以後、国連人権理事会のもとで、拘束力あるビジネスと人権に関する

¹⁰³⁸ Boyle and Chinkin, *supra* note 47.

¹⁰³⁹ Human Rights Council Resolution 26/9, (2014) A/HRC/RES/26/9, *supra* note 37.

¹⁰⁴⁰ The open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises

る文書の起草に関する議論が進み、2018年7月には文書の第1草案（Zero Draft）¹⁰⁴¹、2019年7月には修正草案（Revised Draft）¹⁰⁴²、2020年に第2修正草案(Second Revised Draft)¹⁰⁴³、2021年に第3修正草案(Third Revised Draft)が公表され¹⁰⁴⁴、議論が続いている¹⁰⁴⁵。

この文書は、人権理事会決議に基づき「法的拘束力のある文書」とされているが、多数国間の合意があれば条約になることが想定される文書である。

こうした動きを主導しているアクターは誰か。2014年の国連人権理事会決議の採択結果は賛成20、反対14、棄権13であり、主要な賛成はアフリカ諸国を中心とする途上国である。米国とEUは指導原則を実施する各国の努力に反するものだととして、強くこのアプローチを批判し、ラギーも指導原則の着実な実施こそが重要だとして条約アプローチを批判した¹⁰⁴⁶。2015年以降数年間、OEIGWGの参加は地理的に途上国に限定され、多国籍企業の本国からは反対されるか黙殺されてきた。一方、欧州議会はこのプロセスを積極的に支持するようになり¹⁰⁴⁷、2018年以降はEUもOEIGWGの会合に参加するようになった¹⁰⁴⁸。

with respect to human rights (OEIGWG).

¹⁰⁴¹ OEIGWG Chairmanship, “Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises”, 16 July 2018, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session3/DraftLBI.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁴² OEIGWG Chairmanship, “Revised Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises”, 16 July 2019, available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/OEIGWG_RevisedDraft_LBI.pdf> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁴³ OEIGWG Chairmanship, “Revised Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises”, 6 August 2020, available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session6/OEIGWG_Chair-Rapporteur_second_revised_draft_LBI_on_TNCs_and_OBEs_with_respect_to_Human_Rights.pdf> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁴⁴ OEIGWG Chairmanship, “Revised Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises”, 17 August 2021, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/LBI3rdDRAFT.pdf>> last accessed on 30 January 2023).

¹⁰⁴⁵ De Schutter, *supra* note 35, pp. 41–67; David Bilchitz, “The Necessity for a Business and Human Rights Treaty”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp. 203–227; Carlos Lopez and Ben Shea, “Negotiating a Treaty on Business and Human Rights: A Review of the First Intergovernmental Session”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp. 111–116; Claire Methven O’Brien, “Confronting the Constraints of the Medium: The Fifth Session of the UN Intergovernmental Working Group on a Business and Human Rights Treaty”, *Business and Human Rights Journal* I, Vol.5(2020), pp.150–155. 梅田「前掲論文」(注38) (2019年)。

¹⁰⁴⁶ John Ruggie, “Quo Vadis? Unsolicited Advice to Business and Human Rights Treaty Sponsors, Commentary”, *Institute for Human Rights and Business* (09 September 2014).

¹⁰⁴⁷ Ionel Zamfir, *Briefing: Towards a binding international treaty on business and human rights* (European Parliament Research Service, 2018), available at [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/620229/EPRS_BRI\(2018\)620229_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2018/620229/EPRS_BRI(2018)620229_EN.pdf)> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁴⁸ 作業部会は当初、文書の適用対象を多国籍企業に限定していたが、EUの提案を受け入れ、すべてのビジネス活動に適用することを確認したことも影響している(Article 3 of Third Revised Draft states This Legally Binding Instrument) shall apply to all business activities, including business activities of a transnational character).

また、このプロセスはとりわけ市民社会から熱烈に支持されている。2014年の人権理事会に先立ち、世界の620の組織がビジネスと人権条約のための政府間作業部会の設立を求める意見表明を行い、OEIGWGの発足後もロビー活動を熱心に展開している¹⁰⁴⁹。

欧米等先進国のNGOと途上国のNGOが、国境を超えて連携し、ビジネスと人権に関する拘束力のある人権条約を目指すNGO連合“Treaty Alliance”を結成し、強力な条約の制定を求めてきた¹⁰⁵⁰。条約に対するEUの姿勢の変化の背後にも、NGOによるEU及び加盟国への多大なロビー活動の努力があったことが知られている¹⁰⁵¹。

条約化を目指す活動においては、とりわけ途上国のNGOによる積極的な参加が目立っており、また、75か国の280以上の市民団体が経済的社会権利の実現を求めるNGO連合であるESCR-Netや、国境を越える企業のもたらす人権侵害に不均衡な被害を受けてきた女性たちのグループが積極的に条約化を求めて活動している¹⁰⁵²。これはビジネスと人権の現場における、指導原則の実施では是正できない、不正義の解消を強く求めるニーズの高さを反映したものであり、指導原則を中心とする支配的なアプローチに深刻な反省を迫る動きであるといえる。

2 草案の内容

2021年以降、検討対象となってきた法的拘束力のある文書(Legally Binding Instrument)の第3修正草案の概要は以下のとおりである¹⁰⁵³。

¹⁰⁴⁹ *Ibid*, pp. 289-291.

¹⁰⁵⁰ 例えば Treaty Alliance Germany が第3回の作業部会会期に提出したポジションペーパーを参照されたい。Treaty Alliance Germany, *Toward global Regulation on Human Rights and Business Position paper of the Treaty Alliance Germany on the UN treaty process on transnational corporations and other business enterprises*, available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session3/TreatyAllianceGermany-WrittenSubmission.pdf> > last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁵¹ Nadia Bernaz and Irene Pietropaoli, “The Role of Non-Governmental Organizations in the Business and Human Rights Treaty Negotiations”, *Journal of Human Rights Practice*, Vol.9(2017), pp.294-295.

¹⁰⁵²ESCR-Net, *Who we are*, available at < <https://www.escr-net.org/about/who-we-are>> available at < <https://www.escr-net.org/>> last accessed on 30 January 2023 ;Feminists 4 Binding Treaty, available at < <https://www.womenalliance.org/feminists-4-binding-treaty/>> last accessed on 30 January 2023; Sanyu Awori et al., “A Feminist Approach to the Binding Instrument on Transnational Corporations and other Business Enterprise”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.3 (2018), pp.285-290.

¹⁰⁵³ 第1部 1条(定義)、2条(目的)、3条(適用範囲)

第2部 4条(被害者の権利)、5条(被害者の保護)、6条(防止)、7条(救済へのアクセス)、8条(法的責任)、9条(司法管轄権)、10条(時効)、11条(適用法令)、12条(二国間の法律上の協力と司法分野の国際協力)、13条(国際協力)、14条(国際法及び国際文書との一貫性)

第3部 15条(機関)、16条(実施)、17条(議定書との関係)、18条(紛争解決) 19条(署名、批准、

(1) 被害者の権利

第3修正草案は、実質的な規定の冒頭に、被害者の権利を掲げている(4条、5条)。この文書が被害救済と被害防止のために作られた文書であることを象徴する規定と言える。

(2) 人権侵害の防止

6条は人権侵害の防止に関する規定であるが、締約国に対し、企業に人権デュー・ディリジェンスを求める以下の規定を置く。

6.2 締約国は、その領土、管轄、コントロール下にある多国籍企業を含む企業が、国際的に確認される人権を尊重し、その事業活動と取引関係を通じて人権侵害を防止し、軽減するよう確保するため、適切な法的・政策的措置を講じなくてはならない¹⁰⁵⁴。

6.3 上記目的を達成するため、締約国は、企業規模、人権侵害の危険、事業活動と取引関係の性質と文脈から見て均衡のとれた人権デュー・ディリジェンスを実施するよう企業に義務付けなければならない¹⁰⁵⁵。

6条はさらに、人権デュー・ディリジェンスの内容として、(a) ビジネスの人権へのリスクを特定するために、すべてのステージで女性や女性団体の意見を聞いてジェンダーの視点を統合すること、(b)女性、子ども、障害者、先住民、移民、国内避難民、難民、占領・紛争下の人々等、脆弱な立場の人に特別の注意を払い、事業活動によって人権に影響を受ける個人との意味ある対話を行うこと、(c) 先住民との対話にあたっては、自由で、事前の情報に基づく同意を得ること、を明記している。

受諾、加入、承認) 20条(発効)、21条(改正)、22条(留保)、23条(破棄)、24条(寄託、言語)

¹⁰⁵⁴ Article 6.2. 原文は以下のとおりである。“States Parties shall take appropriate legal and policy measures to ensure that business enterprises, including transnational corporations and other business enterprises that undertake activities of a transnational character, within their territory, jurisdiction, or otherwise under their control, respect internationally recognized human rights and prevent and mitigate human rights abuses throughout their business activities and relationships.”

¹⁰⁵⁵ Article 6.3, 原文は以下のとおりである。“For that purpose, States Parties shall require business enterprises to undertake human rights due diligence, proportionate to their size, risk of human rights abuse or the nature and context of their business activities and relationships”

以上のとおり、企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける 6 条の規定は、人権条約機関の近年の解釈、とりわけ社会権規約一般的意見 24 と同様の立場に立脚した内容になっている¹⁰⁵⁶。

(3) 域外の被害者を含む被害救済

第 3 修正草案の 8 条は以下のとおり規定する。

8.1 締約国は、国内法によって、その領土、管轄、コントロール下にある法人または自然人の、ビジネス関係から生じる(多国籍企業の活動、取引上の活動を含む)人権侵害について、包括的で適切な法的責任を課すシステムを導入することを確保しなければならない¹⁰⁵⁷。

この法的責任には、民事、刑事、行政処分が含まれ(8 条 3 項)、締約国は被害者に対する迅速で適切で実効的な被害賠償を確保しなければならない(8 条 4 項)。

さらに、9 条は、人権侵害の救済に関する重要な規定を定める。同条は、司法管轄権に関する規定であるが、①人権侵害が発生した場所という属地的管轄権に加え、②人権侵害が行われた場所、③人権侵害に関与したとされる多国籍企業を含む企業の住所地、④被害者の国籍地または住所地にも管轄権があると規定する。そして、③の多国籍企業を含む企業の住所地については、設立・登録をした場所、主要な財産または事業の所在地、経営・マネジメントの中心地、主たる事業地が含まれると規定する。以上のとおり、人権侵害に関与したとされる企業と結びつきのある国に、「住所」に基づく司法管轄権が広く認められる¹⁰⁵⁸。

この 9 条の規定は、EU の Brussel 規則に類似する¹⁰⁵⁹。米国で見られたような救済の拒絶を是正するため、国境を越えてビジネス活動をする企業の本国の裁判所の司法管轄権行使をできる限り広く認め、救済へのアクセスを実現しようとする趣旨が伺える

¹⁰⁵⁶ General Comment 24, *supra* note 49.

¹⁰⁵⁷ Article 8.1, 原文は以下のとおりである。"States Parties shall ensure that their domestic law provides for a comprehensive and adequate system of legal liability of legal and natural persons conducting business activities, within their territory, jurisdiction, or otherwise under their control, for human rights abuses that may arise from their own business activities, including those of transnational character, or from their business relationships."

¹⁰⁵⁸ 仮に住所がなくても、共同被告の一社の住所があり、法人間に関連性がある場合は管轄を行使することができるとの規定があり、これも EU の例に倣っている。

¹⁰⁵⁹ Brussel 規則 第 10 章参照。

¹⁰⁶⁰。デ・シュッターは、この規定は社会権規約一般的意見 24 に概ね一致しており、長年人権条約機関で確認されてきた域外的司法管轄権を肯定したものであるとする¹⁰⁶¹。

(4) 実施体制

15 条は、この合意文書の実施のために、専門家からなる委員会を設置すること及びその任務を規定する。そして、委員会の任務として、締約国による実施状況の報告書審査や文書の解釈に関する見解の公表等を規定している¹⁰⁶²。

さらに、15 条 7 項には、被害者の救済のための国際基金創設が規定されている。いかなる被害者の救済を目的とした基金なのか詳細は規定されていないが、これまで国際法によっても国内司法手続によっても救済されずにきた被害者を救済する機能を果たせるかが注目される¹⁰⁶³。

さらに、16 条は締約国に対し、この文書の実効的な実施のために、国内監督機関の設置を含め、立法、行政その他すべての必要な行動をとることを要求している¹⁰⁶⁴。

18 条は紛争解決条項の定めであり、条約の解釈適用に関する争いが発生し、交渉による解決ができない場合、当時国双方がその構成と手続に合意した仲裁機関、ないしは ICJ を紛争解決機関とすると規定する。そして、投資仲裁機関は紛争解決機関から除外されている¹⁰⁶⁵。こうした一連の規定は、国境を越えた企業による人権侵害の結果、発生している問題を是正し、被害防止と救済を実現することを求める当事者や被害者の要求が反映しているといえるだろう。

3 草案の限界と懸念

一方、OEIGWG のプロセスでは、この文書に対して当初寄せられた途上国政府や NGO からの野心的な提案の多くが修正を迫られたり、草案から姿を消す等している。

第 1 に、草案は、国際人権法上の直接的な義務を企業に課す明確な条文を置いていない。前文に、企業は国際人権法上の義務を負い、その活動を通じて人権侵害を引き

¹⁰⁶⁰ 第 5 章、特にエクアドルとシェブロン的事件を参照。

¹⁰⁶¹ De Schutter, *supra* note 493. なお、Zero Draft では該当する条文は第 5 条であり、第 3 修正草案まで概ね踏襲されてきた。

¹⁰⁶² Article 15.

¹⁰⁶³ Article 15-7.

¹⁰⁶⁴ Article 16.

¹⁰⁶⁵ Article 18.

起こしたり助長することを避け、発生した人権侵害に対処し、直接に取引関係のある人権侵害を防止・軽減する義務がある、とする条項があり、2条に、この文書の目的のひとつとして、企業の人権に対する義務を明らかにし、その実施を確保することが記載されている(2条1項b)にとどまっている。第2修正草案では、これらの記載はEU等の意見を受け、「責任」(Responsibility)に修正されていたが、第3草案では義務(Obligation)に修正された¹⁰⁶⁶。しかし、2021年の会期においてもEU等から「義務」を「責任」に修正する提案が出された¹⁰⁶⁷。

第2に、2004年の「規範(案)」¹⁰⁶⁸が提案したような、個人の申立による国連レベルでの紛争解決システムは、草案に盛り込まれていない。第15条は合意文書の実施に係る専門家委員会の組織を規定するが、その任務には、被害者から直接企業に対する人権侵害の申立を受け付けて審査する役割は明記されていない¹⁰⁶⁹。

第3に、被害救済・法的責任に関しては、第6、7章で検討した環境諸条約が実効性のある被害者救済を確保するために導入した諸制度、例えば、国家と企業による賠償スキームの構築や、保険加入の国家による強制のような仕組み、厳格責任の導入等の制度が何ら提案されていないことがわかる。15条7項に規定された被害者基金の創設は注目に値するアイデアではあるが、個人がどのようにしてこの基金による救済を得ることができるのか、詳細は明らかにされていない。司法救済に関しては、企業の賠償責任を求めるにあたって立証責任の転換を締約国に課すべきだとの強い要求がNGOから出され、7条にはこれに対応する規定があるものの、立証責任を転換するか否かは各国の国内法及び裁判所の対応に委ねられている¹⁰⁷⁰。

このように、草案は越境的な人権侵害の被害を効果的に防止し、救済するうえで様々な限界をはらむ内容となっている。

以上が第3修正草案に至るまでの経緯及び同草案に関する課題であるが、さらなる

¹⁰⁶⁶ OHCHR, *Comparison of third and second revised drafts of a legally binding instrument to regulate, in international human rights law, the activities of transnational corporations and other business enterprise* (2021), available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session6/igwg-comparing-third-and-second-revised-drafts.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁶⁷ Emilio Rafael Izquierdo Miño, *Annex to the Report on the seventh session of the open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights and its Annex*, 29 December 2021 (A/HRC/49/65), available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/business/2022-09-13/igwg-7th-annex-general-statements.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁶⁸ Draft Norm, *supra* note.30.

¹⁰⁶⁹ Article15.

¹⁰⁷⁰ 7条5項は、締約国は裁判官が被害救済のために適切と認める場合は立証責任を転換することが可能となるよう法改正をすべきだと規定するが、立証責任転換の明確なルールを示すものではない。

条文案の後退が懸念されている。すなわち、2022年10月の第8会期に先立ち、議長提案としていくつかの条文に関する修正案が公表された。この修正案には、被害救済に関する重要な規定を削除する内容が含まれており、多くの国家及び市民社会がこれに反発した¹⁰⁷¹。同会期では、法的拘束力のある文書の交渉の基礎は引き続き、第3修正草案であるとの見解が広い支持を集めた¹⁰⁷²。

4 国際社会の反応

(1) 多国籍企業の本国の姿勢

以上のように、条約草案は課題を残す内容であるが、それでもいくつかの多国籍企業の本国はかたくなに受け入れようとしない。

例えば、2021年の第7回の会期において、日本は「国際合意との矛盾、是正が求められる人権の範囲、救済を実現する手続と方法等の点で、基本的な欠陥がある」¹⁰⁷³、英国は「草案は世界で最大規模の企業の根拠地国から支持を得られる内容ではない」「この条約は問題解決の最良の方法ではない」¹⁰⁷⁴、米国は「企業の規制に当たって、法的拘束力のある義務を課していること、国内法の域外適用、人権侵害に関する過度に広範で不適切な範囲での法的責任は多くの支持を得られない」¹⁰⁷⁵として草案を批判し、EUも、「広範な地域の国連加盟国の懸念に応えるために、草案が多くの修正を余儀なくされることは明らかだ」¹⁰⁷⁶と指摘した。

(2) 批判の妥当性

条約に対する多国籍企業の本国等の批判は妥当なものであろうか。米国が指摘する、

¹⁰⁷¹ Suggested Chair Proposals for Select Articles of the LBI, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/igwg/session8/2022-11-24/igwg-8th-suggested-chair-proposals-commentary.pdf>> last accessed on 30 January 2023. この提案では、まず、「多国籍企業」に関する言及がすべて削除されている。次に、第3修正草案の9条3項に記載されていたフォーラム・ノン・コンビニエンスのような法的障害を課すことを避けるべきとの条文が消えている。さらに、12条は司法協力に関する条文であり、締約国に多面的な協力義務を課すものであるが、第三修正草案に記載されていた、司法救済に関する判決に関しては、原則として他の締約国が承認し、執行可能とするよう義務付ける条文が削除された。多くの国家や市民社会がそもそも十分な協議なく提示された議長提案を交渉の基礎とすることに反対した。

¹⁰⁷² Emilio Rafael Izquierdo Miño, *Draft Report on the eighth session of the open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights*, 28 October 2022, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/igwg/session8/2022-10-28/igwg-8th-draft-report.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁷³ Emilio Rafael Izquierdo Miño, *supra* note 1067.

¹⁰⁷⁴ *Ibid.*

¹⁰⁷⁵ *Ibid.*

¹⁰⁷⁶ *Ibid.*

企業に法的拘束力のある義務を課す点については、第 3 部で検討した通り、多くの国際条約で企業に国際的義務を課す規定がある。国内法の域外適用に関しては、米国が競争法等経済分野ではむしろ積極的に行っていることである。人権侵害に関する広範な法的責任は、ATCA 訴訟で米国連邦裁判所が一度は認めてきた方向性であるし¹⁰⁷⁷、米国が参加する OECD 腐敗防止条約も属人的な司法管轄権行使を認めている¹⁰⁷⁸。

さらに、人権条約の域外的義務の一環としての司法救済については、これまで国際人権条約機関が発展的解釈を積み重ねてきたことは第 8 章で見てきた通りである¹⁰⁷⁹。上記の批判は確かに伝統的な国際法に立脚するものかもしれないが、既にこれとは異なる規範が出現しようとしている。それを認めるか否かは国家の意思にかかっている。

5 小括

ビジネスと人権に関する条約に託された課題は、本研究の課題と共通する。

① 国際人権法上のこれまでの適用範囲を拡張し、国家に対し、「自国の管轄又は管理下」にある企業の越境的活動の影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を課す方向で国際法を発展させること

② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害について企業に直接的または間接的な義務を課し、被害を防止し救済を確保する方向で国際法を発展させるすること
の実現である。

草案を巡る動きは、国連人権条約機関の勧告や、欧州による法制化の流れを受けた内容となっているものの¹⁰⁸⁰、被害賠償に関しては、第 3 部で検討した国際環境法等の到達点から見れば遠く及ばない。また、第 1 章でみた「規範（案）」が提起した国連による救済メカニズムも、草案には、盛り込まれていない¹⁰⁸¹。このように、条約化の動きは、革新的な要素に欠ける内容であるが、にもかかわらず、米国等の強い反対により、少なくとも原案の形で近い将来実現することがないかもしれず、また結局頓挫する可能性すらある。条約制定は、国家中心主義による壁に直面している。

¹⁰⁷⁷ 第 5 章参照。

¹⁰⁷⁸ 第 7 章参照。

¹⁰⁷⁹ 第 8 章参照。

¹⁰⁸⁰ 第 8 ないし 10 章。

¹⁰⁸¹ Draft Norm, *supra* note 30.

ベルナズらが指摘する通り、ソフトローがハードローに発展するのは自然な道のりである¹⁰⁸²。ラギーは、条約の採択には多年にわたる労力が求められるとして条約に否定的であったが、マッチが指摘する通り、条約制定に多年を要するからと言って諦めていけば、現在のほとんどの国際人権条約は誕生しなかったであろう¹⁰⁸³。

ビジネスと人権に関する条約化に向けた議論は、このまま無為に頓挫するのか、それとも国際法の変化をもたらすのか。第2節、第3節では国家以外のアクターによる、ビジネスと人権に関する国際法の発展を促す動きを検討することにする。

第2節 企業のアカウントビリティを求める国連人権メカニズムの動き

1 はじめに

第1節で検討した条約交渉とは別に、国際社会の一部において、ビジネスと人権に関する規範の発展が確実に進行している。それは、国連人権理事会のメカニズムを舞台とする動きである。

2 人権理事会を舞台とする取り組み

まず、指導原則採択後、国連人権理事会の特別手続（Special Procedure）のマンデートホルダー¹⁰⁸⁴や国連事実調査チーム等が、指導原則に基づき、ビジネスセクターに名指しでの勧告を行ったり、企業名を公表して人権侵害との関係を明らかにする活動を行うことが増えている。

(1) 企業宛ての勧告

2013年、先住民の権利に関する特別報告者は、採取産業によって先住民の権利が侵害されているとして、採取企業に対し、先住民との協議と同意を求める国際基準を含む先住民に関するすべての権利を確保する方針と実務を採択すること、資源開発において先住民への権利侵害に加担しないようにデュー・ディリジェンスを実施すること

¹⁰⁸² Bernaz and Pietropaoli, *supra* note 1051, p. 300.

¹⁰⁸³ Chiara Macchi, “A Treaty on Business and Human Rights: Problem A Treaty on Business and Human Rights: Problem and Prospect” in Jernej Letnar Cernic and Nicolás Carrillo-Santarelli (eds.), *Future of Business and Human Rights* (Intersentia, 2018), pp. 63-85.

¹⁰⁸⁴ 国連人権理事会の特別手続は、45のテーマと13の国の人権状況について、それぞれ一名（特別報告者または複数名の独立専門家（作業部会を構成する）が事実調査、通報への対応、勧告等を行っている。ビジネスと人権に関する作業部会はそのひとつである。申『前掲書』(注11) 612頁、613頁。これら独立専門家を総称してマンデートホルダー(Mandate Holder)と呼ぶ。OHCHR ウェブサイト参照

を勧告した¹⁰⁸⁵。

2015年、現代奴隷に関する国連特別報告者は、年次報告において、国家とともにビジネスセクターに対し、サプライチェーンから現代奴隷を根絶するための、指導原則に基づく人権方針の策定と継続的な人権デュー・ディリジェンスの実施等、包括的で詳細な勧告¹⁰⁸⁶を行った。同年、集会・結社の自由に関する国連特別報告者も、年次報告において、天然資源開発の現場で、開発に反対する住民の集会・結社の自由が深刻に抑圧され、弾圧が頻発していると報告、関連企業に対して、天然資源開発にあたり、集会、結社の自由を含む国際的に受容されている人権を尊重する「義務」(Obligation)を実現すること、“do no harm”原則に従うこと、人権デュー・ディリジェンスを含む指導原則を実施すること、人権侵害に対する賠償を行うこと等を勧告した¹⁰⁸⁷。

2017年には、人権活動家に関する特別報告者が、国連総会に対する報告書で、ビジネスと人権の課題に取り組む人権活動家の殺害が相次いでいるとして、企業及び投資家に対し、問題に対処するよう勧告を行った¹⁰⁸⁸。

(2) 人権侵害に関連する企業リストの公表

人権侵害が深刻な事案においては、国連人権理事会が設置した調査ミッションやOHCHRが作成する調査報告書において、企業名を名指しして、人権侵害にこれ以上加担しないよう企業に対応を求める例がみられる。

例えば、国連人権理事会の決議で設置されたミャンマーの少数民族地域における人権侵害に関する、独立専門家からなる調査ミッションは、2019年に「ミャンマー軍の経済的利益」と題する調査報告書を公表し、ミャンマー国軍と密接な関係にある軍系ミャンマー企業および、これら企業とビジネス関係にある外国企業の詳細なリストを公表した。そして、ミャンマーでビジネスと行う企業と投資家に対し、ミャンマー国軍と関連するビジネス関係を断ち切り、軍に資金が提供されないようにすること、少

¹⁰⁸⁵ James Anaya, *Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples, Extractive industries and indigenous peoples*, A/HRC/24/41(2013).

¹⁰⁸⁶ Bhoola, *supra* note 103. 監査だけでなく第三者による独立監査、積極的な調査、労働者からの秘密の聞き取り等の実効性ある取り組み、直接の取引先を越えたサプライチェーンでの方針とプロセスの実施、透明性を確保するための開示、事業レベルでの苦情申立手続の導入による是正・救済、公的セクターとの対話、取引先の能力強化等が勧告された。

¹⁰⁸⁷ Maina Kiai, *Report of the Special Rapporteur on the rights to freedom of peaceful assembly and of association*, A/HRC/29/25(2015).

¹⁰⁸⁸ Michel Forst, *Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights defenders*, *supra* note 415.

少数民族地域や天然資源に関わるビジネスに関して高度の人権デュー・ディリジェンスを実施すること等を勧告した¹⁰⁸⁹。一方、OHCHRは、国連人権理事会の決議31/36に基づき、パレスチナの入植地で事業活動を行っている企業名112社のリストを公表し、指導原則に基づきしかるべき対応があれば公表リストから外すことを示唆し、該当企業にOHCHRとの対話を進めるよう求めた¹⁰⁹⁰。

(3) 通報手続・調査

さらに、国連作業部会をはじめとする国連特別手続は、通報手続(Complaint Procedure)¹⁰⁹¹の一環として、国家だけでなく、企業による人権侵害に関する通報を受け、個別企業にあてて、事態を問い合わせ、改善を求める活動を行う一方、自発的に国家や企業に情報を求める(communication)こともできる¹⁰⁹²。近年では、ビジネスと人権に関する作業部会もこうした手続に積極的に関与するようになった¹⁰⁹³。

例えば、ウイグル自治区の強制労働への関与については、作業部会を含む特別手続の専門家らが連名で、強制労働が疑われる企業との取引関係があると指摘されている日本企業(任天堂や日立グループ)にレターを送付し、人権デュー・ディリジェンスの実施を含む、企業の対応について質問をし、回答を受領する等しており、これらの活動は公開されている¹⁰⁹⁴。

¹⁰⁸⁹ Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, *Report, The economic interests of the Myanmar military*, A/HRC/42/CRP.3(2019).

¹⁰⁹⁰ Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights, A/HRC/43/71(2020). 人権理事会は、イスラエルによる入植が違法であり、パレスチナの人々の人権を侵害しているという見解を決議で確認しており、入植地での企業活動が人権侵害に関連しているという認識に基づく。

¹⁰⁹¹ 国連人権理事会決議5/1(2007)に基づき、個人が深刻な人権侵害に対し、直接特別手続に通報できる手続(OHCHR Frequently Asked Question(2014), available at <<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/complaint-procedure/faq>> last accessed on 30 January 2023)で、その原型は1503手続である。申『前掲書』(注11)622頁。

¹⁰⁹² 申『前掲書』(注11)619-62頁。communicationに関するOHCHRの説明は以下に記載されている。OHCHR, What are communications? available at <<https://www.ohchr.org/en/special-procedures-human-rights-council/what-are-communications>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁹³ ビジネスと人権作業部会も、2011年の発足時の国連人権理事会決議において、情報を収集し受け取ることが任務の一部とされ(A/HRC/RES/17/4, 2011, *supra* note 13, para.6)、2014年の国連人権理事会決議は、企業に対し、作業部会からのcommunicationに積極的に応じるよう奨励(encourage)した(Human Rights Council Resolution, A/HRC/RES/26/22, 2014, *supra* note 335, para.11)。ビジネスと人権に関わる通報は、以下から確認することができる。OHCHR, “Communication report and search”, available at <<https://spcommreports.ohchr.org/TmSearch/Results>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁹⁴ Working Group, Letter to Nintendo Co., Ltd., Reference: AL OTH 139/2021 (12 March 2021), available at <<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26221>> last accessed on 30 January 2023; Hitachi, *Re: Hitachi Group's reply to the Joint Communication from Special Procedures*, Reference: AL OTH 105/2021 (21 May 2021), available at

3 小括 — 人権擁護の最前線での国際法の変容

以上のとおり、近年の国連人権理事会の特別手続等は、国家のみならず企業をも名宛人とする人権活動を本格的に展開している。

企業一般に勧告を行うのみならず、企業名の公表と勧告、企業との直接対話を通じ、具体的な是正を求める活動を展開している。

確かに、こうした勧告等に法的拘束力はない。しかし、そもそも条約機関や特別報告者による国家に対する勧告にも法的拘束力はないのである。

そして、国連の報告書に企業名が公表されれば、社会的な影響力は非常に大きい。

国連の公式文書において、人権侵害とのつながりを指摘された企業は、投資家、メディア、消費者からの問い合わせを受け、NGO による厳しい批判やキャンペーンを受け、人権侵害との関連を見直すことを余儀なくされる。特別報告者からのレターによる問い合わせであっても、それが後に公開されることになることを考えれば、不誠実な対応をとることは難しくなる。実際に、国連に企業名を公表された企業が、人権侵害と関連する事業から自発的に撤退するケースが相次いでいる¹⁰⁹⁵。

ソフトローである指導原則に基づき「責任」を負う企業が、法的拘束力がない勧告であっても従わざるを得ない状況に追い込まれる状況が生まれているのは、指導原則の規定する「責任」が国際人権法上の義務に相応する重みをもって国際社会から受け止められるようになってきた証しといえるだろう。

かつて企業は、2003年の「規範（案）」が提案した、国連レベルでの個人の申立による紛争解決システムに強硬に反対したとされる。しかし、上記の独立専門家らの具体的活動内容を見れば、特別手続の果たしている現実の機能は、国連レベルの申立手続に近接してきていると評価しうるだろう¹⁰⁹⁶。

以上のようなビジネスと人権に関する特別手続や調査メカニズムの活動の変化は、国際社会の潮流の中で孤立した動きではない。武装する非国家主体に対する国連の関

<<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=36282>> last accessed on 30 January 2023.

¹⁰⁹⁵ Hitachi, *Ibid.* また、Airbnb がパレスチナ入植地における情報を削除したこと等が知られている。Jay Butler, *The Corporate Keepers of International Law*, *American Society of International Law*, pp.189-220 (2020). 上記日立グループの回答参照。

¹⁰⁹⁶ 但し、特別手続に被害救済や賠償といったメカニズムはないため、実効的な被害救済の観点から、特別手続が紛争解決手続を十分に代替するとは評価できない。

与も同様の方向に向かっていることが注目される¹⁰⁹⁷。研究機関によれば、1948年から2017年までの間に、国連安保理の125の決議と50以上の議長声明、65の国連総会決議が、武装した非国家主体の責任について言及しており¹⁰⁹⁸、2008年から2015年までの間に国連人権理事会の33の決議が、武装した非国家主体の人権侵害に関する決議を採択しているという¹⁰⁹⁹。

国連の特別報告者や調査メカニズムは、武装した非国家主体に国際人権法上の義務があると認め¹¹⁰⁰、武装した非国家主体に対して人権侵害の停止や説明責任を尽くすよう勧告する内容を含む調査報告書を相次いで公表している¹¹⁰¹。

2021年2月、国連人権理事会の特別手続の30以上のマンデートホルダーが、武装した非国家主体に対し、人権の尊重、保護、促進を果たすこと、アカウントビリティを尽くすこと等を求め、今後も武装した非国家主体の人権に対する責任について、監視し、対応を求めていくことを宣言した¹¹⁰²。

人権侵害の最前線では、国家による人権侵害も非国家主体による人権侵害も同時に行われている。マンデートホルダーが国家主体による人権侵害にしか役割を果たせず、非国家主体による人権侵害には何も言えないのであれば、国連人権理事会が付託した任務は到底達成できない。

厳密な公私二分法が人権侵害の現場では通用しない国際人権問題を解決する最前線の現場の実践において、少しずつ国際法の構造が変容し、非国家主体の人権に対する社会的責任(responsibility)を超えた義務(Obligation)を求める動きが広がっている。マンデートホルダーの活動の変化は国際法にとって無視できない潮流になりつつある。

第3節 ライツホルダーを中心とする「下からのグローバリゼーション」

ここまで、国連の動きを概観してきたが、最後に、ビジネスと人権に関する国際法

¹⁰⁹⁷ Joint Statement by independent United Nations human rights experts on human rights responsibilities of armed Non-State Actors (25 February 2021).

¹⁰⁹⁸ Harvard Law School's Program on International Law and Armed Conflict (PILAC), *Armed non-State Actors and International Human Rights Law: An Analysis of the Practice of the U.N. Security Council and U.N. General Assembly*, Briefing Report with Annexes, June 2017.

¹⁰⁹⁹ Geneva Academy, *Human Rights Obligations of Armed non-State Actors: an Exploration of the Practice of the UN Human Rights Council*, December 2016.

¹¹⁰⁰ 代表的なものとして、2018年の超法規的殺害に関する特別報告者の報告書がある。Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions on armed non-State actors, U.N. Doc. 5 A/HRC/38/44 June 2018.

¹¹⁰¹ Joint statement, *supra* note 1097.

¹¹⁰² *Ibid.*

の発展にとって重要なアクターとして、企業活動がもたらす人権への影響に直面する当事者および被害者、そして彼らと連帯する市民社会の役割に焦点を当てる。

ここで焦点を当てる市民社会や社会運動は、必ずしも NGO の活動と一致するものではなく、より草の根に根差し、人権侵害の現場に近いものであり、国境を越えた社会運動の連帯のネットワークが緩やかに形成されていることを特徴とする¹¹⁰³。

前述のとおりフォークは、今後の国際法は、多国籍企業と金融市場の力によって世界経済を上から再構築する動きと、環境保護、人権、平和、先住民や女性に対する抑圧の解決を求め、国境を越えて連携する社会勢力の下からの動きの緊張関係のなかで形成されるとし、後者を「下からのグローバリゼーション」¹¹⁰⁴と呼び、もっとも周辺におかれた被害当事者に根差した活動を「サブアルタンの」な正統性を持つ抵抗運動であるとする¹¹⁰⁵。

本研究の論文で述べた通り、国連作業部会は指導原則採択から 10 年にあたり最も周辺化された脆弱な人々 (the most marginalized and vulnerable) への注目を呼び掛けた¹¹⁰⁶。企業による人権侵害を最前線で目撃し、声を上げる被害者の声は、国際法からも、企業主導のソフトなガバナンスからも排除され、周辺化されてきたといえるが、当事者が求める被害の是正や救済が実現することなくして、真の問題解決はない。とりわけ、ビジネスと人権の文脈においては、多くの人権侵害が報告されている途上国の人々の抵抗運動は、規範形成に当事者として発言し、参加する資格を有するといえよう。

¹¹⁰³ 川村「前掲論文」(注 66) 22 頁。阿部は、「社会運動は、NGO とは異なり、国際人権の物語にはこれまで無縁の存在であったが、そうした、排除されあるいは不可視化の領域におかれ続けた価値・実在を積極的に招喚する営為にこそ、国際人権の脱暴力化への道を創造的に切り開く要諦があるのではないか」と指摘する(阿部『前掲書』(注 27) 79 頁)。社会運動や NGO の捉え方は注意を要する。Boyle と Chinkin は、NGO による国際法形成における役割を高く評価する一方、NGO は西側諸国の価値観に偏りがちである点を鋭く指摘する(*supra* note 47, p. 60)。最も周辺におかれた被害者や当事者に依拠して活動しない限り人権や社会正義を標榜する NGO の活動の正統性と信頼性は極めて危うく、容易に「上からのグローバリゼーション」に絡めとられる危険があることは第 4 章の MSI で見てきたとおりである。NGO の存在意義は「西」「北」のアジェンダを一方向的に追及するのではなく、最も脆弱な人々や被害者に連帯し、社会運動の一部を構成して役割を果たすか否かで評価が分かれる。Boyle and Chinkin, *supra* note 47. 西立野 園子「NGO の役割の拡大と国際法上の地位」『世界法年報』21 号 110-134 頁 (2002 年)。

¹¹⁰⁴ フォーク『前掲書』(注 66) 259-282 頁。

¹¹⁰⁵ サバルタン (Subaltern) とは、社会において最も周縁化され、その存在が可視化されず、声を聞かれることがない存在とされる。B.S. Chimni, *supra* note 96, p. 6. 周辺化された女性についての著書として、G.C. スビヴァク著(上村忠男訳)『サバルタンは語るができるか』(みすず書房、1998 年) 37-63 頁、72-74 頁。フォーク『前掲書』(注 273) 92-93 頁、阿部『前掲書』(注 196) 179 頁。

¹¹⁰⁶ *Ibid.* Working Group on Business and Human Rights, “UNGP 10+ A Roadmap for the Next Decade of Business and Human Rights”, *supra* note 23.

ラヤゴパルは、支配的な国際法のアプローチが国際法の発展における社会運動への敬意に欠けていると批判し、「国際法は第三世界の様々な形態の抵抗を深刻に再考すべきだ」と主張し、「サバルタン」の視点を採用するよう求める¹¹⁰⁷。ラヤゴパルは、欧米主導で「近代化」を世界に推進した「古いコスモポリタニズム」¹¹⁰⁸に代わり、途上国の草の根の社会運動が中心となり、現在の覇権主義的な国際秩序の転換を求める先進国の市民社会と連携する「新しいコスモポリタニズム」が出現し、影響力を増大させていると指摘する¹¹⁰⁹。そこで、ビジネスと人権におけるグローバルな法形成のプロセスにおいて、当事者や被害者、なかでも「サバルタン」という言葉に象徴される、最も周辺化された脆弱な人々が、国境を越えて社会運動と繋がり、グローバルな法形成に影響をもたらす力を持ちうるのか、を本研究の最後に確認していきたい。

1 1980年代からの動き

フォークは、「サバルタンの」な人々の活動は既に、1980年代に反アパルトヘイトの活動から始まっていると指摘する。南アフリカの人々と彼らに共感する世界の市民のネットワークは、商品購入のボイコット、投資引き上げ、制裁等を国際社会に呼びかけ、アパルトヘイトを終焉に導いた¹¹¹⁰。

そして、1990年代以降は、多国籍企業の横暴を告発し、抵抗する運動は指導原則に先立つ国際社会の注目を集めるようになる。ナイジェリア・オゴニランドの抵抗運動¹¹¹¹や、Nike等のスウェットショップへの抵抗の運動である¹¹¹²。そして、1999年のシアトルでのWTO閣僚会議への抗議デモや2011年のウォール街の運動等につながる¹¹¹³。

¹¹⁰⁷ Balakrishnan Rajagopal, *International Law from Below: Development, Social Movements and Third World Resistance* (Cambridge University Press, 2003), pp. 1-11.

¹¹⁰⁸ Rajagopalはその植民地主義的性格、近年における新自由主義的性格に根本的な批判を行っている。

¹¹⁰⁹ その特徴は、中央集権的モデルでなく草の根や地域に依拠し、多国籍企業や世界貿易体制がもたらす影響を批判し、人権言説への批判的視点を留保しつつも有効に活用し、世界の各地の抵抗運動と連携しあうという特色があるという Balakrishnan Rajagopal, "From Modernization to Democratization: The Political Economy of the 'New' International Law" in Richard Falk, Lester Edwin J. Ruiz and R.B.J. Walker(eds.), *Reframing the International- Law, Culture, Politics* (Routledge, 2002), pp.150-155; Seck, *supra* note.62, pp. 594-600.

¹¹¹⁰ フォーク『前掲書』(注273) 6頁。

¹¹¹¹ 第5章参照。クライン『前掲書』(注6) 354-360頁。

¹¹¹² クライン『前掲書』(注6) 341-354頁。

¹¹¹³ 山田敦「反グローバル化の広がり」と繋がり—世界社会フォーラムの事例日本国際政治学会編『国際政治』153号(2008年)、青野恵美子・高須裕彦「ウォール街占拠運動—新しい社会運動の可能性(下)」『労働法律旬報』1774号(2012年) 48-56頁。

2 サプライチェーンにおける人権侵害の告発

上述したようなグローバルな抵抗運動は、経済のグローバル化の負の影響を是正するために、多国籍企業を規制する国際法の発展を求めたが、そうした国際法に代わって登場したのが指導原則であった。NGO や社会運動からは、指導原則に対する厳しい批判が起き¹¹¹⁴、対抗軸としてビジネスと人権に関する国際条約を求める国境を越えたグローバルな市民社会のネットワーク化が広がった¹¹¹⁵。

しかし、こうした市民社会グループは、ビジネスと人権に関する国際条約を目指す運動と並行して、次第に批判対象であった指導原則を活用し、「南」における人権侵害、収奪、搾取とグローバルな企業が結びついていることを告発し、その責任を問うようになった¹¹¹⁶。例えば、2013年のラナプラザの事故(第1章、第4章参照)のような産業事故は、途上国の不幸な事故とみなされてきたが、指導原則の視点で事故を分析した結果、国境を越えるビジネスの構造が可視化され、バリューチェーンの頂点に立つ著名企業の責任が厳しく問われるようになってきた。

ラナプラザ事故の後、現地工場に製造を委託していた欧米の著名なアパレルブランドは、サプライチェーンの労働者の死傷事故について賠償をすべき法的責任はないとの態度をとったが、バングラデシュの労働者たちは事故後連日、被害への賠償と再発防止、労働安全を求めるデモ行動を行った。その様子が国際的に報道されると、国際的キャンペーン組織の Clean Cloth Campaign が主体となって、欧米の著名ブランドの賠償責任を問う活動を展開した¹¹¹⁷。欧米の消費者や市民の間で、著名ブランドの事故後の対応を批判し、抗議行動や不買運動を展開する動きが広がり、ブランドは対応に迫られた。その結果、ラナプラザの縫製工場に委託していたすべての海外ブランド企業が、ILO の呼びかけに応じて創設された犠牲者や被害者に対する補償基金に支払いを行い、これが被害者・遺族に支払われた。同時に、産業横断で安全性を確保するスキームが構築された¹¹¹⁸。

¹¹¹⁴ Human Rights Watch, Chris Albin-Lackey, *Without Rules, A Failed Approach to Corporate Accountability* (2011), available at <<https://respect.international/without-rules-a-failed-approach-to-corporate-accountability/>>last accessed on 30 January 2023.

¹¹¹⁵ Bernaz and Pietropaoli, *supra* note 1051.

¹¹¹⁶ 第4章参照。Birchall, *supra* note 329, Butler, *supra* note 1095.

¹¹¹⁷ 縫製とスポーツウェア産業の労働者の声に基づき行動する市民組織。ウェブサイト(available at <<https://cleanclothes.org/>>last accessed on 30 January 2023)を参照した。

¹¹¹⁸ Motoko Aizawa and Salil Tripathi, Beyond Rana Plaza: next Steps for the Global garment Industry and Bangladesh Manufacturers, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1(2016), p.145, 伊藤『前掲書』(注105) 18

ラナプラザ事故後、メディアや NGO が縫製産業のサプライチェーンの奴隷的な労働慣行を調査し、告発する活動は広がった¹¹¹⁹。企業は、NGO のキャンペーンに押され、サプライチェーンを通じて労働者の権利と安全な労働環境を保障するための体制整備を行い、第三者監査を実施し、どの生産工場に委託をしているのか、さらに監査の結果がどうであったかについて、消費者等に広く情報公開する仕組みを整えるようになった¹¹²⁰。現代奴隷の問題に取り組んできた NGO の地道な活動とこの機運が結びついて、英国現代奴隷法は誕生し、その後も欧州を中心として、企業を規制する実効的な法律を求める市民の運動が広がった¹¹²¹。

3 人権訴訟の原告となる当事者たち

第 5 章、第 10 章で検討した、Unocal、シェル石油等の訴訟は、被害救済を求める被害当事者の自発的な行動である。そして、多国籍企業の本国を拠点とする環境 NGO や人権 NGO 等の専門集団が、彼らと国境を越えて連携し、訴訟活動やキャンペーンを支えており、「南」の現場と「北」の法廷をつないで、市民が連帯する動きが様々な訴訟を通して展開されてきた¹¹²²。

また、現在、気候変動関連訴訟は、2020 年 5 月時点で世界に 1500 以上提起されるとされる¹¹²³。気候変動は今や人権問題であるとの認識が急速に広がるなか、前章で

頁、19 頁。

¹¹¹⁹ アジアにも動きが広がった。日本と香港の NGO が共同で、ユニクロの中国委託先工場の潜入調査を実施した。HRN ほか「中国国内ユニクロ下請け工場における労働環境調査報告書」（2015 年）。中国ウイグル自治区の強制労働問題については、Australian strategic Policy Institute, *Uyghurs for sale*(2020), available at <<https://www.aspi.org.au/report/uyghurs-sale>> last accessed on 30 January 2023.

¹¹²⁰ 伊藤「前掲論文」（注 392）122-124 頁。欧米の消費者は自分の購入する商品がもとをたどればどこから来たのか、それが倫理的なのかといった説明を求めるようになり、企業は「トレーサビリティ」（物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態）を確保する対応に迫られるようになった。

¹¹²¹ Anti Slavery International, available at <<https://www.antislavery.org/about-us/history/>> last accessed on 30 January 2023. フランスの注意義務法等においても、市民社会が大きな役割を果たしたことは、第 9 章に記載した通りである。

¹¹²² ユノカル事件及び Kiobel 事件は米国を拠点とする人権団体の Center for Constitutional Rights と環境団体の Earth Rights International が支援し、オランダの対 Shell 訴訟は、Friend of Earth を中心に進められている。同様にフランスの Sherpa やドイツの Center for Constitutional Human Rights、イギリスでは法律事務所 Leigh Day がこうした事案に集中的に取り組んでいる。*Human Rights Litigation against Multinationals in Practice*, *supra* note 962.

¹¹²³ 明日香壽川『グリーンニューディール』（岩波書店、2021 年）63 頁、島村「前掲論文」（注 1013）50-51 頁。久保田修平「気候変動時代における企業法務と ESG 投資、SDGs 一機構変動訴訟の動向を踏まえて」『環境法研究』46 号（2021 年）38-39 頁。

見た Shell 訴訟の結果に奨励され、エネルギー関連企業が、バリューチェーン全体で人権に対する負の影響を防止、軽減する義務を負うこと、自社やサプライチェーンだけでなく、エンドユーザーの二酸化炭素排出削減に対しても努力義務を負うことを前提に、企業に義務履行を求める訴訟が提起されている¹¹²⁴。

企業は、提訴を報じられただけで株価等の短期的利益を毀損されるため、政府や国際社会の動きとは格段に違うスピードで対応することを迫られ、企業ポリシーを抜本的に改善する傾向があるという¹¹²⁵。提訴はこのように、企業の政策を短期間で劇的に変化させる戦略にもなっている。

4 国連の人権メカニズムとの協働

人権侵害の被害者や当事者は、国連の人権メカニズムに働きかけ、その活動を促進する役割を果たしている。

例えば、国境を越える企業による人権侵害の中でも深刻な事例として、採取産業プロジェクトの現場での人権侵害、環境破壊、人権活動家への攻撃がある。Kiobel 事件に象徴される通り、開発プロジェクトに反対する人権活動家や先住民は、その要求を無視され、弾圧され、暴力にさらされ、時には命を奪われる危険もある。

当事者はビジネスによる人権侵害の停止と被害救済を求めて、国境を越えた社会運動と連携し、Kiobel 事件のような訴訟を提起したり、国際的なキャンペーンを行うほか、人権条約機関の定期審査への情報提供等、国連人権機関への働きかけを行った。ライツホルダーの訴えを受けて、国際社会は深刻な人権問題と環境汚染に対する認識を深めることになる¹¹²⁶。

そして、第 8 章でみた通り、こうした活動が国連人権機関の人権条約解釈や勧告に、多大な影響を与えた。セックは、2007 年、国連人種差別撤廃委員会が初めて多国籍企業に域外の人権侵害に関する勧告を行う前に、先住民の人々から送られた手紙を

¹¹²⁴ David Birchall, *supra* note 329. 島村、同上51頁。

¹¹²⁵ 明日香『前掲書』(注 1123)。企業法務の観点からこの問題を論じた久保田は「気候変動訴訟を提起する原告やその背後にいる NGO は、より社会与える影響が大きい企業を被告として選び、企業や社会全体の行動変容を迫ることを目的としている。今後、NGO と機関投資家の連携がますます強化されていく中で、ESG 投資家から投資を受ける大企業ほど、気候変動訴訟の動向に注意を払う必要がある」と指摘する(久保田「前掲論文」(注 1123))。

¹¹²⁶ UNEP. *supra* note 110.

読む機会があったことに言及する¹¹²⁷。国連人権条約機関は、定期報告審査等の機会に、NGOからのシャドウ・レポートを受領し、人権侵害の被害者や当事者の訴えを聴き、事態を改善することを求めて締約国に勧告を行う。その過程で必要に迫られて、ビジネスと人権に関する国家の義務に関する発展的解釈が促されるという側面があると考えられる。

一方、指導原則採択後も、毎年多くの人権活動家が殺害されていることは第4章で触れたが、毎年こうした人権活動家の殺害の実情を調査し、報告書として公表して告発を続けるNGOの活動がある¹¹²⁸。前述のとおり、国連の人権活動家に関する特別報告者は2017年、ビジネスと人権の問題に取り組む人権活動家の殺害が、指導原則採択後も相次いでいることを警告する報告書を公表し、多国籍企業に対応を求めたが、このような活動が上記NGOの継続的な調査活動に大いに依拠していることは報告書からもうかがえる¹¹²⁹。

以上のとおり、国連人権機関の作業は静的なものでもなく、独立専門家の知的作業のみに依拠するものでもないこと、現場から告発をし、国際法に応答を求める当事者や市民社会とのいわば相互連携作業によって新しい規範が生み出されていることが確認できる¹¹³⁰。

5 世論によって直接企業のアカウントビリティを迫及する動き

「下からのグローバリゼーション」はさらに、国連機関を介することなく、人権専門家を介在することもなく、企業のアカウントビリティを直接問う活動を活性化させ、無視できない影響力を持つに至っている。

企業は今やビジネスと人権の問題に取り組まないと、訴訟リスク、悪評リスク、事業リスク、財務リスクという4つのリスクにさらされると言われる¹¹³¹。

¹¹²⁷ Seck, *supra* note 35, p. 222.

¹¹²⁸ Global Witness, *supra* note 414.

¹¹²⁹ Michel Forst, *Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights defenders*, *supra* note 415.

¹¹³⁰ バリューチェーンには国家も含まれることから、企業の責任を迫及し、企業行動が変容することで、国家による真剣な人権侵害を止める新しい可能性が開けている。ミャンマーやパレスチナ等、深刻な人権侵害に関連性のある企業名を国連独立専門家が公表する手法が進められていることは前節でみた通りであるが、ひとたび公表されれば、企業は是正を求められ、さらに問題企業に漫然と投融資を続ける銀行や機関投資家の責任も問われることになる。国連のこうした活動は、現地で活動してきた当事者の長年にわたる活動と情報提供に依拠したものである。同時に、国連が報告書を公表したとしても、これに続くグローバルなキャンペーンが展開されなければ、国連の報告書が提起した勧告は十分に実施されない。国連人権機関のビジネスと人権に関連する報告書は、形成段階でも、実施段階でも、当事者を中心とするグローバルな市民の行動に依拠している。

¹¹³¹ 訴訟リスクは被害者から訴訟提起を受け、場合によっては敗訴するリスク、悪評リスクはメディア

ライツホルダーや市民社会の国境を越えた運動が展開される結果、これら4つのリスクを恐れた企業が、社会運動の要求を受け入れ、人権に関する企業行動を変容させるケースが相次いでいる。

例えば、米国では、2020年にジョージ・フロイド氏が警官に殺害された事件を受け、人種差別に反対する Black Lives Matter 運動が高揚したが、この運動における効果的なキャンペーンが、全米黒人地位向上協会 (NAACP) 等の団体が組織した、「Stop Hate for Profit (利益のためのヘイトをやめろ)」であった。これは、人種差別に抗議する米国市民が SNS プラットフォーム企業の Facebook 社がヘイトスピーチに寛容な姿勢を取っていたことを問題視し、全米を拠点とする著名企業に対し、Facebook への広告出稿をボイコットするよう呼びかけたキャンペーンである¹¹³²。1200もの企業がこれに賛同して Facebook への広告出稿をとりやめ、その影響は、Facebook 社の人権方針（とりわけ差別的表現に対するポリシー）が大幅に改善する契機となった¹¹³³。この運動の成功を通じて、社会的に一定の範囲で以下のような認識が共有されたといえる。それは、第1に、SNS プラットフォーム企業が指導原則に基づき、バリューチェーン全体での人権尊重責任を果たすために、ヘイトスピーチや差別的言動を無批判に SNS に流通させない取り組みをする社会的責任が要請されること、第2に、ヘイトスピーチが横行することを許容する SNS プラットフォーム企業と取引関係のある企業は、影響力を行使して人権侵害を防止、軽減する責任があるということ、第3に、ライツホルダーが広く連携し、指導原則を援用して企業に人権に対するアカウンタビリティを直接迫ることを通じて、実際に巨大企業の行動を変容させる力を持ちうるという現実である¹¹³⁴。

や NGO、国連等から人権侵害を指摘され、企業イメージに傷がつく等のリスク、事業リスクはストライキ、人材の流出、許認可の取り消しや公共調達からの排除等、財務リスクは、投資家からの投資引き上げ、株価低下、財務状況の悪化等である(法務省人権擁護局・公益財団法人人権教育啓発推進センター「今企業に求められる企業の人権尊重責任」概要版 (available at <<https://www.moj.go.jp/content/001346121.pdf>> last accessed on 30 January 2023) 7 頁。

¹¹³² National Association for the Advancement of Colored et al. Stop Hate for Profit, Demand Facebook Stop Hate for Profit, available at <<https://www.stophateforprofit.org/demand-change>> last accessed on 30 January 2023.

¹¹³³ Meta, Corporate Human Rights Policy (March 2021), available at <<https://about.fb.com/wp-content/uploads/2021/03/Facebooks-Corporate-Human-Rights-Policy.pdf>> last accessed on 30 January 2023.

¹¹³⁴ UN Global Compact Network UK, Black Lives Matter & Business, 2021

6 ハードロー化の動きを促進する社会運動

1990年代以降、国際条約の形成にあたってNGOの役割が大きいことは、すでに多くの研究が明らかにしている¹¹³⁵。この点、ビジネスと人権に関するハードロー化のプロセスにおいて特筆すべきことは、ライツホルダーを中心とする「下からのグローバリゼーション」の動きが随所で立法過程に影響を与えていることである。

ビジネスと人権の分野では、国際、地域、ローカル(途上国の市民組織を含む)が様々な形で連携し、国際条約、EU法、多国籍企業本国の規範形成に影響を与えている状況がある¹¹³⁶。

EUのプロセスと国連作業部会は、①国家の域外的な義務を拡大し、被害者の司法的救済を確保すること、②企業の人権に関する義務、特に人権デュー・ディリジェンスを法的義務化し、企業のアカウンタビリティを確保すること、という共通課題を目指している。それは本研究で検討してきた2つの課題と結びつく。

規範の方向性が収斂しつつある背景には、国境を越えて市民社会がネットワークを構築し、当事者及び被害者のニーズに即した問題解決のために、国内、EU、国連における共通の政策目標を掲げて活動を展開している影響がある¹¹³⁷。

例えば、EUにおいては、域内の広範なNGO組織からなる European Coalition for Corporate Justice (ECCJ) が影響力を有し、企業を変化させるために法的拘束力のあるルールが必要だという共通認識から、一方でEUの人権デュー・ディリジェンスの法制化を推進し¹¹³⁸、他方でEUに対して国連レベルの条約化議論に加わるよう求め、いずれのプロセスにも影響を与えてきた¹¹³⁹。また、前述したOEIGWGの公式討議における

¹¹³⁵ Bernaz and Pietropaoli *supra* note 1051; Boyle and Chinkin, *supra* note 47, 目加田説子「トランスナショナル・シビルソサエティの時代—地雷廃絶運動を手がかりに」『軍縮問題資料』245号(2001年)。

¹¹³⁶ 同上。

¹¹³⁷ 一方、企業側の国際的ネットワークも国内、EUレベル、OEIGWGの討議を通して、企業への規制を企業利益に沿ったものにしようとしている(Muchlinski *supra* note 501, pp. 224-225)。これに対抗し、多国籍企業の本国や企業団体に対する対抗言論を形成する被害者や市民がグローバルにつながり、共同のアドボカシーを展開するのは必然であろう。Bernaz and Pietropaoli, *supra* note 1051。

¹¹³⁸ 木下「前掲論文」(注853)29-30頁。

¹¹³⁹ 欧州議会は2015年12月、EUに対し国連の議論に加わるよう勧告したが、これに先立ち、9月にビジネスと人権に関するセミナーを開催し、NGOや地域社会の声に耳を傾けている(European Coalition for Corporate Justice, *Event Summary: Towards a legally binding instrument on Business and Human Rights European*

当事者や NGO の発言は、これまで国際社会から顧みられてこなかった脆弱な立場に立たされた人たち、例えば「南」の労働者や開発対象地域の住民、先住民、女性たちに起きている現実の人権侵害の実情を国際社会が認識し、こうした人々の状況を改善させるために必要な国際法とはどうあるべきかを学ぶ、貴重な機会を国際法形成プロセスに与えるものである¹¹⁴⁰。

国内法、EU 法、国際法は、相互に影響を受けあい、動的的に発展しているが、当事者及び被害者、そして彼らと連携するグローバルな市民社会の連携が、規範を発展させる触媒の役割を果たしているといえる。

7 小括

以上に概観した通り、被害者及び当事者と、彼らと連帯したグローバルな市民の行動が、訴訟、国連人権メカニズム、グローバルな法形成のプロセスを通じて、または直接的な行動を通じて、事実と規範に変化をもたらす現象が、様々な場面で同時に展開している¹¹⁴¹。

指導原則を援用することを通じて、当事者や被害者が声を上げて訴えるフォーラムは増え、彼ら及びこれと連携する市民社会ネットワークは、訴訟を通じて、国連システムを通じて、条約交渉を通じて、世論喚起を通じて、確実に国家や企業の行動を変え、各国司法や国連機関における議論を変えている。

Facebook や気候変動訴訟の例に見る通り、国家の官僚機構による意思決定や複雑な条約交渉では変化に長期間かかる問題であっても、指導原則を援用し、グローバルな市民社会の意思を結集することで、国際世論の期待値が集中した結果、短期間に巨大

Parliament, *Wednesday 2 September 2015*(2015), available at < https://media.business-humanrights.org/media/documents/files/documents/Summary_of_EP_Event_on_UN_Treaty.pdf >last accessed on 30 January 2023.

¹¹⁴⁰Women's International League for Peace and Freedom, *Mobilising for a Gender-Sensitive Treaty on Business and Human Rights*(2 November 2017) <https://www.wilpf.org/mobilising-for-a-gender-sensitive-treaty-on-business-and-human-rights/> 阿部は、人権言説は「ハイジャック」されやすいからこそ、「当事者自身の声を公的アリーナに反響させる」必要を指摘する。阿部浩己「グローバリゼーションと国際人権法」『法律時報』77巻1号（2005年）10頁。

¹¹⁴¹阿部は、民衆法廷について「被害者の視点に寄り添って国際法を解釈する「法廷」の営みは、意思決定過程を価値的に多様化することで国際法がいかに多様な可能性に向けてひらかれていくかを指し示す」として、取り組み意義を評価するが、ビジネスと人権をめぐる動態は、いわば市民社会が主導する同時多発的な民衆法廷の様相を呈しているとの評価ができるだろう（阿部『前掲書』（注27）215頁）。

企業の行動に大きな変化を生み出す事例が出現している¹¹⁴²。

企業が人権に関するアカウンタビリティを問われ、「社会世論という法廷によって裁かれる、時には実際の法廷によっても裁かれる」¹¹⁴³という具体事例の蓄積は、長期的に見れば、国家実行と法的確信という国際慣習法の形成の条件とされるいわゆる二要件に確実に影響を与えるであろう¹¹⁴⁴。

ビジネスと人権に関する普遍的で実効性ある条約化を実現する道のりの帰趨を決するのも、様々なフォーラムで声を上げる人々の声がどれだけ大きくなり、現実を変化させるかにかかっているだろう¹¹⁴⁵。そして、条約の制定はあくまで一つの通過点に過ぎず、条約が国際規範として確立し、いかに実効的に実施されるようになるかという点でも、社会運動が果たす役割が重要となる¹¹⁴⁶。

個人はもはや国際法の実現過程にとって可視化されない無力な存在とはいえない¹¹⁴⁷。

ビジネスと人権について実効性のある人権保障を実現する規範を創造するために、当事者及び被害者を含むグローバルな社会運動の影響力に、正当な考慮が払われる必要がある。

¹¹⁴² 伊藤「前掲論文」(注 392) 128 頁。

¹¹⁴³ SRS, 2008 Report, *supra* note 124, pp. 16-17, para. 54.

¹¹⁴⁴ Chimni, *supra* note 56, pp. 42-47.

¹¹⁴⁵ スtockホルム宣言や、リオ宣言はソフトローから始まり、それを援用し続け、アカウンタビリティを問い続ける人々がいたことで、ハードローに転化していった。目加田は、「トランスナショナル・シビルソサエティは受け身でしかないという旧来の価値観や国際社会の構造」は、20世紀最後の10年に大きな転機に直面したと指摘する(目加田「前掲論文」(注 1135) 16-21 頁)。

¹¹⁴⁶ 目加田・同上。目加田は、地雷廃絶運動を例に、「条約を通じて新たな国際規範を確立させていくには、成立した条約がいかに実施されているかを見守ってゆくことが重要である」(19 頁)として市民社会の役割と課題を論じる。

¹¹⁴⁷ 阿部『前掲著』(注 27) 216-217 頁。

第4部のまとめ

第4部では、第3部で検討してきた国際法の発展の方向性に向かってグローバルな法形成が現実のものになりつつあることを確認することができた。

本研究の問いである

- ① 国際人権法上のこれまでの適用範囲を拡張し、国家が人権に関する域外的義務、すなわち自国の管轄または管理下にある企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を負う国際法の発展が可能か、
- ② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害について企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止・救済を確保する国際法の発展が可能か

について、国際条約を実現する動きが進む一方、欧州を中心に、国内法やEUの規制を通じて同様の内容に即した国内規制が進みつつあり、現在の欧州の議論は、それがいかにライツホルダーにとって実効性があるかという議論に移っている。

EU法、国内法と裁判、そして、国際条約を実現する動きは、それぞれが孤立した動きではなく、相互に影響を与え合っていることが明らかになった。

第3部の8章で詳細に検討した人権条約機関の発展的解釈の結果として各国に出された勧告が欧州の立法と司法の動きに重要な影響を与えていることを確認できる。

また、欧州の一国で進められる先進的な立法が、他の国の立法動向に刺激を与えるだけでなく、EUレベルの立法を促し、EUの立法行為が一方でEU全加盟国に影響をもたらしている。さらに、ブリュッセル効果を通じてビジネスと人権に関するグローバルな規範形成も影響を与える可能性がある。そして、こうした動きは国家中心主義の壁に直面する国際条約交渉にも影響を与えている。これが世界的な規制に結実するにはまだ多くの課題と困難があるが、国家間の条約交渉の背後でこの動きを後押しする国連人権メカニズムの実践と、市民社会の行動は、確実に国際法の在り方に変容を生み出そうとしていることが確認できた。

グローバルな法形成の動きの中で、まず、法律専門家が大きな役割を果たしていることは注目に値する。第8章でみた人権条約機関と並んで、国連人権理事会の特別手続のマンデートホルダーらが、指導原則の援用を着実に続ける一方、各国の裁判官も指導原則を国内法に取り入れる解釈実践を重ねる中で、国連の場で企業のアカウントビリティが直接的に問われ、裁判を通して、人権尊重責任が法的な「注意義務」とし

て再解釈されている。個々の規範の発展が相互に影響を与え合い、指導原則をハードローとしてより実効的に被害を防止・救済しうる規範に発展させる動態的展開が生まれている。

こうした法形成を根底から促進する動きとして、ビジネスと人権の分野において、国際法の「他者」とされてきた人々、そして彼らと結びついて緩やかに連帯する国境を越えた市民社会のネットワークが、現状に異議を申し立て、国際法の変容を迫る主要な原動力として、グローバルな法形成に変化を生み出していることに本研究では注目した。ライツホルダーと市民社会が声を上げて解決を求め、その実情が可視化される中で、彼らへの応答として立法の動きが進み、指導原則や人権条約、そして国内法の解釈実践が進んできた側面があるとともに、実際に企業のアカウントビリティを問う活動が、国家中心主義的国際法の法的確信を少しずつ揺るがしつつあると言える。

当事者、被害者、そして市民社会による国際法形成に関わる動きには、何よりも正当性がある。スーザン・マークスは、国際法の法形成過程における民主的包摂性（Democratic Inclusion）を提唱し、その一環として、世界の人々が自己に影響する意思決定プロセスから系統的に排除されている構造の変革が必要であると指摘する¹¹⁴⁸。

国際法はそれを必要とする人たちのものであり、最も問題解決に関係する当事者を排除したところに、公正な問題解決に資する国際法の形成はあり得ない。

ビジネスと人権に関する国際法秩序が実効的な被害の防止と救済に役立つものとして生成されるために、ライツホルダーを中心とする「下からのグローバリゼーション」の視座は今後も決定的な重要性を持つと考える。

¹¹⁴⁸ Marks, *supra* note 67, pp. 101-120; David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (Stanford: Stanford University Press, 1995), pp.221-238; Seck, *supra* note 62, pp.597-600. Marks は、国内民主主義の普遍化(Pan-National Democracy)について、民主主義を主権国家の領域とその意思決定プロセスに封印し、国内を超えた世界はパワーによって成り立っている現状を批判し、これまでの国際法の限界を打開できないと批判し、かつ国内民主主義ではグローバリゼーションによって生じる課題に対処できないとする。ここにおいて、Marks が提唱する包摂的な民主主義の基礎は、Held が提唱するコスモポリタン民主主義を支持する。Held は、民主主義は意思決定によって影響を受ける者が意思決定に参加するプロセスであるが、国家の意思決定によって領域外の人々が影響を受ける問題に関するアカウントビリティを問う機能がないとする一方、国際法によって立つウェストファリア体制にも限界があるとして、国家体制を超えた民主主義(国境を越えた様々な共同体のネットワークによる)を提案する(David Held, *Democracy and the Global Order, From Modern State to Cosmopolitan Governance*(Polity Press,1995), pp.224-225, 267-280)。以下も参照。Susan Marks, “International Judicial Activism and the Commodity-Form Theory of International Law,” *The European Journal of International Law*, Vol. 18 No. 1 (2007), pp.199-211.

終章

1 本研究を通じ、ビジネスと人権に関するこの20年ほどの国際法（国内実施を含む）およびその動きに影響を与えるグローバルな法形成の動態を、被害者及び当事者の視点からたどった。

それは、ビジネスと人権に関する議論の国際社会での高まりとは裏腹に、もっとも弱い立場の人たち、例えば多国籍企業の海外事業で人権侵害にあった被害者やグローバル・サプライチェーンの末端の労働者が救済から取り残されているのではないかと、この疑念から出発したものである。

国家中心主義的な国際法は、国境を越える企業活動がもたらす人権侵害に有効な回答を示さずに来た。一方、指導原則は、非常に広範な責任を企業に課す画期的な側面を持ちながら、法的拘束力を欠き、規範的な限界があった。

その限界とは、第1に、国家の保護する義務として規定された内容が極めて具体性に乏しく、企業の越境する人権侵害に対する国家の域外的義務について明確な規定をしなかったこと、第2に、企業の人権に対する国際法上の義務を確認せず、「社会的な責任」を規定するにとどまり、「人権デュー・ディリジェンス」の内容も曖昧であること、第3に、人権侵害の被害救済やアカウントビリティのメカニズムが欠落していることである（3章）。

そのため、指導原則採択後の企業による実施は極めて問題をはらむものであった。

指導原則採択後、企業が国境を越えて関わる人権侵害に対する被害救済に関する国際法の発展はなく、被害者は救済から締め出されてきた（4章、5章）。「新しいガバナンス」として続々と立ち上がるプライベートレジームのすべてを否定するものではないが、透明性やアカウントビリティに欠け、トップダウンで、最も重視すべき脆弱な当事者や被害者を締め出す結果が生まれた（4章）。

結論として、国家中心の法体系も、ソフトローによる私的なガバナンスも、いずれも最も脆弱な当事者を置き去りにしてきたことが明らかになった。当事者及び被害者の視点に立てば、指導原則を重要なマイルストーンとしつつ、法的拘束力を伴うハードロー規範に発展させる必要があることが明らかになった。

2 そこで、本論文では、企業の人権侵害に対応して、

- ① 国際人権法上のこれまでの適用範囲を拡張し、国家が人権に関する域外的義

務、すなわち自国の管轄または管理下にある企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を負う国際法の発展が可能か

② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害について企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止と救済を確保する国際法の発展が可能か

を検討した。

検討の結果、国際環境法に端的に示される通り、非国家主体を「管轄または管理下」(ストックホルム宣言等)におく国家が、非国家主体の越境的な有害行動に関して域外的な義務を負い、被害防止と救済のための立法、行政、司法上の義務を負う規範が国際法の様々な分野で確立していること、越境環境損害のレジームにおいては、越境損害の実効的な被害救済のために、非国家主体に義務と責任を課し、国家が救済の実現を確保する義務を負う規範を確立していることを確認することができた。

国際人権法は越境する企業の人権侵害という課題に直面しながら、こうした分野での発展がはるかに立ち遅れていることが明らかになった。

そして、ビジネスと人権に関する拘束力のある国際条約を創ろうとする努力に対して、しばしば投げかけられる批判的言説、すなわち、国家の人権に対する義務は領域によって限定される、あるいは、企業に対しておおよそ国際法上の義務を課すことができない、という言説は、決して国際法全体を貫く不動の規範ではなく、これを乗り越えることが可能であることを明らかにした(6章、7章)。

この点を確認することは、今後ビジネスと人権に関する議論が「神話」にとらわれず、より公正に、かつ被害者や当事者のニーズに基づく実効性のある議論となるために重要であると考えられる。

もちろん、以上を前提としても、「あるべき法」と「ある法」の間には乖離がある。しかし、国際環境法は、地球環境保護というニーズに依拠し、短期間に急速な発展を遂げた。越境損害防止義務は国際法の一般原則として確認されるに至り、様々な条約レジームが被害救済の体制を構築している。環境と人権は同様に対世的性質を有する規範であり、グローバリゼーションの下、企業活動に伴って環境被害と人権侵害が同時発生している現状、そして、良好な環境が人権であると捉えられる今日、国際人権法の分野においても国際環境法の英知を参照し、同様の規範的発展を実現することは重要な課題である。

3 国連人権条約機関は、国際人権法の研究者らの意欲的な研究に依拠し、国際環境法等の他分野の国際法の進展も参照して、ビジネスと人権の分野で人権条約の発展的解釈を進めてきた。人権条約機関は、国家の域外的保護義務について解明を進め、近年では、多国籍企業の本国等の国家に、その管轄下にある企業の領域外での人権侵害を防止・救済するために、①企業に人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法規制を導入すること、②企業のデュー・ディリジェンス実施を監視、調査、義務違反への制裁をすること、③領域外で発生した被害に対する司法救済を確保することを求める勧告が相次いで出されるに至っている(8章)。米州人権裁判所においても同様の発展的解釈がみられる。かつてパレスチナの壁事件でICJが自由権規約委員会、社会権規約委員会の勧告を援用し、領域外の国家の人権条約上の義務を認めたように、いつか、上記の発展的解釈が、国際法の一般原則となることもあり得よう。

4 こうした国際人権条約機関の発展的解釈は、新たな規範の動態的変化を生み出そうとしている。人権条約機関の勧告を受けた国家は、人権デュー・ディリジェンスの法制化に乗り出しており、その動きがEUの人権デュー・ディリジェンス指令の動きを加速した(9章)。被害者や当事者が持ち込む対多国籍企業訴訟は、欧州人権裁判所の厳格な解釈(2章)を乗り越え、不法行為理論に依拠し、法人格のヴェールを乗り越え、指導原則を援用してバリューチェーン全体に対する企業の義務を確認するに至っている(10章)。

指導原則は確実にハードロー化に向かい、かつ指導原則の限界を乗り越えた規範が創造されつつある。国家の義務は、その管轄下にある企業やその子会社等が活動する領域外の個人の保護に拡張し、立法・行政・司法上の具体的な義務が国内法や人権条約の解釈によって確立されつつある。一方、企業に対し、国家を通じた間接的なデュー・ディリジェンス義務を課す国内立法が次々と誕生している。

こうした動きは、国連を舞台とした途上国主導によるビジネスと人権に関する法的拘束力ある条約の議論を後押ししている。国内法、EU法、国際条約の動きは互いに影響を与えあっており、人権デュー・ディリジェンスの義務化やビジネスと人権に関する法的拘束力ある国際条約は非現実的な空想ではなく、現実近づいている。

結論として、本研究が掲げた

- ① 国際人権法上のこれまでの適用範囲を拡張し、国家が人権に関する域外的義

務、すなわち自国の管轄または管理下にある企業の越境的活動により影響を受ける領域外の個人の人権を保護する義務を負う国際法の発展が可能か、

② 企業の越境的活動によって生じる人権侵害について企業に直接的または間接的な義務を課し、被害防止・救済を確保する国際法の発展が可能か

という問いは、国際法上可能であるし、必要であること、そして「あるべき法」から「ある法」へと向かうプロセスにあると結論付けることができる。

5 「あるべき法」から「ある法」へと向かうプロセスにおいて、また「ある法」を被害者や当事者の権利を確実に保障するものとしていくために、重要なのはライツホルダーの力である。

本研究では、国連人権条約の発展的解釈の形成過程においても、国連特別手続の進展においても、国内法やEU法のプロセスにおいても、そして日々生起する企業による人権侵害に対する現場での権利闘争においても、ライツホルダー及び彼らと結びついた市民社会、フォークの言うところの「下からのグローバリゼーション」が決定的に重要な影響力を有していることが明らかになった。

第8章で見た国連勧告を受け、市民社会はグローバルに連携し、それぞれの政府に対し、国連の勧告実現を迫って国内立法の実現を主導する一方、EU立法、国際条約の実現に働きかけ、グローバルな法形成に多大な影響を与えている（9章、11章）。

ラマサストリーは、指導原則を超える国際規範を実現するためには各国の国家実行を変え、国際条約の原型となりうる優れた国内法の前例をあちこちで示すことが重要だと指摘する¹¹⁴⁹。そのような国内法制定においてもライツホルダーを中心とする市民社会は重要な役割を果たしてきた（9章、10章）。

欧州における国内立法やEU立法の進展は、せめぎあいの最中であるとはいえ、市民社会が国家実行を変えた成果であり、ビジネスと人権に対する規制に関する確実な前進を含んでおり、今後の国際法形成に大きな影響力を与えうる。

また、多国籍企業の事業活動の被害者が国境を越えた市民社会ネットワークと連携して、欧州の多国籍企業本国の裁判所での司法救済への道を切り開いた（10章）。

さらに「下からのグローバリゼーション」は、様々な方法で企業に対し人権侵害に

¹¹⁴⁹ Ramasasry(2013)*supra* note 311, pp. 183,184 and 190.

対するアカウントビリティを確保させる力を発揮している。

指導原則に、バリューチェーン全体での企業の人権尊重責任という原則（原則 13）が導入されたことを契機として、現在の資本主義のもとで無数に展開する企業の取引関係や利益構造がいかに人権侵害や搾取と結びついているかを可視化することが可能となった。気候訴訟や **Black Lives Matter** の取り組みが示す通り、多くの市民が意思を持ってこの武器を使えば企業行動を変えることができる。そして、人々が「企業の尊重責任」を援用し続けることは、時を越えて弱い「責任」を「義務」に転化する展望を開くだろう¹¹⁵⁰。それは国際慣習法の二要件にも影響を与えうると考える。

そして、ビジネスと人権に関する条約が実効性ある規範として誕生するためにも、企業に国際人権法上の義務があるとの国際慣習法を形成するためにも、「下からのグローバルバリエーション」の声が決定的な役割を果たすであろう。

ヒギンズが述べる通り、人々は、国際法の「意思決定プロセス」の参加者 (*participants*) である¹¹⁵¹。ひとたび非対称な構造を変える国際基準ができれば、市民社会が国内においてそれを活用し、人権を回復する有効な手段となるだろう¹¹⁵²。

大沼は、「国際法とは、諸国の人々の思想、活動の所産として生み出され、解釈・修正・実施され、破られ、新たな規則が模索され、そこから新たな規則や原則が生み出され、これまで「あった」ように見えたものにとって代わるという、不断の動的な過程のなかにこそある」¹¹⁵³と述べた。経済のグローバル化によって最も影響を受け、人権侵害からの回復を求める人々の声こそが、公正な国際法を発展させるプロセスを構成するとともに原動力であり、国際慣習法を創る力だといえる。

今後のビジネスと人権に関する国際法制度は、ライツホルダーを中心に、実効的な規制と救済のための具体的な制度設計を進める必要がある。上記①②の方向に国際法を発展させることを基礎として、さらに具体的に、事業の計画段階で影響を受ける当事者との協議や情報公開を義務付け、損害発生時には企業側に厳格責任を課し、立証責任を転換し、企業の賠償を確保する措置を講じると同時に、国連レベルで企業の人

¹¹⁵⁰ Zerk, *supra* note 9; Weissbrodt and Kruger, *supra* note 245,339p; Boyle and Chinkin, *supra* note 47, p.211. Zerk は以下のとおり指摘する。“existing soft law instruments have the potential to help create new, customary obligation” (p. 309).

¹¹⁵¹ Higgins, *supra* note 66, pp. 49-50.

¹¹⁵² 本研究では国境を越える人権侵害を「本国」「受入国」の非対称性を前提に、ビジネスと人権に関するより公正な秩序を研究してきたが、「受入国」内における司法制度の強化や指導原則ないし来るべき新しい国際規範の実施は、もう一つの重要な課題である。今後の課題としていきたい。

¹¹⁵³ 大沼『前掲書』(注 475) 18 頁。

権侵害の責任を問う（第2章「規範（案）」参照）システムを構築する等、もっと被害実態に即し、ライツホルダー中心の制度構築を進める必要がある。

法、権利、正義は、それを蹂躪され、回復を求める人々、法、権利、正義を真に必要とする者のためのものであり、国際法は被害者及び当事者の権利中心の視点から、再考され、書き直される必要がある。国際法の役割は、被害者や当事者を締め出すことではなく、弁解やユートピアを夢想することでもなく¹¹⁵⁴、これらの人々の声に耳を傾け、その視座に立って国際法の未来を構築することであると考える。

（了）

¹¹⁵⁴ Martti Koskenniemi, *From Apology to Utopia – The structure of International Legal Argument*, pp.16-21, Cambridge University Press,2006); Rajagopal, *supra* note 1109, p. 4.

既発表の論文等の業績

【著書】

『脱セクシュアル・ハラスメント宣言 法制度と社会環境を変えるために』

(共著) (2021年、かもがわ出版)

『ファストファッションはなぜ安い』(2016年、コモンズ)

【論文等】

「国際人権基準と女性の権利」『法学館憲法研究所 Law Journal』第25号(2022年)

「ビジネスと人権」『世界』2021年9月(2021年)118-128頁

「刑法改正の課題」『ジェンダーと法』18号(2021年)68-83頁

「発題5 実務(法律専門家/NPO・NGO)の観点から」『世界人権宣言の今日的意義』
(国際書院、2019年)71-79頁

「国連ビジネスと人権指導原則と日本の課題」『季刊労働者の権利』331号(2019年)

「ステークホルダー対応の最前線」(第11回)ガラパゴス的対応からの脱却
ー日本企業は国際人権NGOの主張といかに向き合うべきか(共著)

『NBL』1139号(2019年)80-89頁

「多国籍企業の責任を問うーアメリカの人権訴訟の現在ー私が見たアメリカ、私が見た世界⑧」『法と民主主義』415号(2007年)56-59頁

「国際人権法ワールドレポート(4)ー企業と国際人権法ーアメリカの国際人権訴訟の現在」『法学セミナー』622号(2006年)

・「国連機構改革とNGOの課題ー私が見たアメリカ、私が見た世界②」『法と民主主義』407号(2006年)67-71頁

「ビジネスと人権をめぐる人権条約機関による発展的解釈ー国家の域外的保護義務をめぐって(一)」(2023年、法研論集185号刊行予定)

参考にした文献等一覧

日本語文献

■ 書籍

- 吾郷眞一『労働 CSR 入門』（講談社・2007年）
- 阿部浩己ほか『テキストブック国際人権法〔第2版〕』（日本評論社・2002年）
- 阿部浩己『国際法の暴力を越えて』（岩波書店、2010年）
- 阿部浩己『国際法の人権化』7頁（信山社、2014年）
- 阿部浩己『国際人権を生きる』（信山社、2014年）
- 明日香壽川『グリーンニューディール』（岩波書店、2021年）
- 浅野有紀、原田大樹、藤谷武史、横溝大編『グローバル化と公法。司法関係の再編』（弘文堂・2015年）
- 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第7版〕』（岩波書店、2019年）
- 安藤貴世『国際テロリズムに対する法的規制の構造—テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の検討』166頁（国際書院、2020年）
- 伊豫谷登志翁『グローバリゼーション-移動から現代を読みとく』（筑摩書房、2021年）
- 岩澤雄二「国際法」（東京大学出版会、2020年）
- 臼井洋一郎編「変わりゆく EU 永遠平和のプロジェクト」（明石書店、2020年）
- 海野みづえ「新興国ビジネスと人権リスク—国連原則と事例から考える企業の社会的責任（CSR）」（現代人文社、2014年）
- 大沼保昭「はじめて学ぶ人のための国際法」（東信堂、2012年）
- 大沼保昭『人権、国家、文明〔第2版〕』（筑摩書房、1999年）
- 酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011年）
- 坂元茂樹『条約法の理論と実際』（東信堂、2004年）
- 坂元茂樹『人権条約の解釈と適用』（信山社、2017年）
- 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』（成文堂、2020年）
- 白土圭一『資源大陸アフリカ—暴力が結ぶ貧困と繁栄』（東洋経済新報社、2009年）
- 申恵丰『国際人権法〔第2版〕』（信山社・2016年）
- 庄司克宏・マドゥーロ『トランスナショナル・ガバナンス』（岩波書店、2021年）
- 須網隆夫『ヨーロッパ経済法』（新世社、1997年）
- 杉原高嶺『基本国際法〔第3版〕』（有斐閣、2020年）
- 瀬田真『海洋ガバナンスの国際法—普遍的管轄権を手掛かりとして』（三省堂、2016年）
- 田中英夫編『英米法辞典』（東大出版会、1991年）
- 田畑茂二郎『国際化時代の人権問題』（岩波書店、1988年）
- 富岡仁『船舶汚染規制の国際法』（信山社、2018年）
- 中山信弘ほか編『国際社会とソフトロー』（有斐閣、2008年）
- 中西優美子『EU法』（新世社、2012年）
- 中村民雄・須網隆夫編『EU放棄本判例集〔第3版〕』（2019年）
- 西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』（有信堂、2020年）
- 西谷眞規子編『国際規範はどう実現されるか』（ミネルヴァ書房、2017年）
- 日本弁護士連合会国際人権問題委員会『詳説ビジネスと人権』（現代人文社、2022年）
- 幡新大実『イギリス債権法』（東信堂、2010年）
- 林司・島田征夫・古賀衛『国際海洋法〔第2版〕』（有信堂、2016年）
- 萬歳寛之『国際違法行為責任の研究-国家責任論の基本問題』（成文堂、2015年）
- 広部和也・田中忠編『国際法と国内法—国際公益の展開』（勁草書房、1991年）
- 夫馬堅治『ESG思考 激変資本主義 1990-2020、経営者も投資家もここまで変わった』（講談

社、2020年)

藤田久一『国際人道法(増補版)』(有信堂、2003年)

松井芳郎『国際環境法の基本原則』(東信堂、2010年)

松田浩道『国際法と憲法秩序—国際規範の実施権限』(東京大学出版会、2020年)

村瀬信也『国際立法—国際法の法源論』(東信堂・2002年)

村瀬信也・奥脇直也編集代表『国家管轄権国際法と国内法』(勁草書房、1998年)

水口剛『責任ある投資—資金の流れで未来を変える』(岩波書店、2013年)

山本草二『国際法における危険責任主義』(東京大学出版会、1982年)

山本草二「国際刑事法」(三省堂、1991年)

山元一、横山美夏、高山加奈子編「グローバル化と法の変容」(日本評論社、2018年)

横田洋三・宮野洋一編『グローバルガバナンスと国連の未来』(中央大学出版部、2008年)

横田洋三編『国際人権入門〔第2版〕』(法律文化社、2012年)

横田洋三ほか監修『世界人権宣言の今日的意義』(国際書院、2019年)

(外国語書籍の邦訳)

ジョルジュ・アガンベン著(高桑和巳訳)『ホモ・サケルー—主権権力と剥き出しの生』(以文社、2003年)

ナオミ・クライン著(松島聖子訳)『ブランドなんかいらぬ—搾取で巨大化する大企業の非情』(大月書店、2009年)

スティーブン・D・クラズナー著・河野勝監訳『国際レジーム』(勁草書房、2020年)

サスキア・サッセン著(伊豫谷登士翁訳)『グローバリゼーションの時代—国家主権のゆくえ』(平凡社、1999年)

サスキア・サッセン著(伊藤茂訳)『グローバル資本主義と〈放逐〉の論理—不可視化されゆく人々と空間』(明石書店、2017年)

マンフレッド・B・スティーガー著(櫻井公人他訳)『新版 グローバリゼーション』(岩波書店、2010年)

ジョセフ・E・スティグリッツ著(鈴木主税訳)『世界を不幸にしたグローバリゼーションの正体』(徳間書店、2002年)

スーザン・ストレンジ著(櫻井公人訳)『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち』(岩波書店、1998年)

G.C.スピヴァク著(上村忠男訳)『サバルタンは語るができるか』(みすず書房、1998年)

リチャード・フォーク著(川崎孝子訳)『21世紀の国際法秩序—ポストウエストファリアへの展望』(東信堂、2011年)。

リチャード・フォーク著(前田幸男他訳)『パワーシフト—新しい世界秩序に向かって』(岩波書店、2020)

アニュ・ブラッドフォード著(庄司克宏監訳)『ブリュッセル効果—EUの覇権戦略—いかにして世界を支配しているのか』(白水社、2022年)

アントニオ・ネグリ マイケル・ハート(幾島幸子訳)『マルチチュード—〈帝国〉時代の戦争と民主主義』(上)(下)(日本放送出版協会、2005年)

ジョン・ジェラルド・ラギー(東澤靖訳)『正しいビジネス』(岩波書店、2014年)

セルジュ・ラトゥーシュ著(中野佳裕訳)『脱成長』65-66頁(白水社、2020年)

■論文

阿部克則「条約解釈における「後の合意」と「後の慣行」に関する ILC 結論草案：第1読終了時点における評価」『法律時報』89巻10号(2017年)40-45頁

阿部浩己『「人間の価値」の実現—国際人権法の意味するもの』岩波講座 現代の法2 『国際社会と法』(岩波書店、1997年)155-177頁

- 阿部浩己「国家責任のポリティクス—国際法の視座」『法社会学』56号（2002年）66-83頁
- 阿部浩己「グローバル化と国際人権法」法律時報77巻1号（2005年）5-11頁
- 阿部博友「企業による人権侵害への関与と法的責任—アメリカ外国人不法行為請求権法の再検討—」『国際商事法務』50巻6号（2022年）686-689頁
- 吾郷眞一「ビジネスと人権：ソフトローの役割」『法律時報』91巻10号（2019年）57-62頁
- 青木崇「新たな企業の社会的責任と経営者の課題」『経営学論集』第84集（2014年）29-45頁
- 青木望美「排他的経済水域における海洋保護区設定の課題と展望—西アフリカの準地域漁業委員会の要請による国際海洋法裁判所の勧告的意見を素材に—」『法政論叢』1号（2018年）67-90頁
- 青野恵美子・高須裕彦「ウォール街占拠運動—新しい社会運動の可能性（下）」『労働法律旬報』1774号（2012年）48-56頁
- 浅野有紀・原田大樹・藤谷武史・横溝大「序論グローバル化と法学の課題」浅野有紀ほか編『グローバル化と公法・司法関係の再編』（光文堂、2015年）1-13頁
- 藤谷武史「グローバル化と公法・司法の再編」336-346頁、『同書』1頁
- 安藤仁介「領域外の私人行為に関する国家責任」『神戸法学雑誌』30巻2号（1980年）313-349頁
- 井原宏「フォーラム・ノン・コンヴィニエンス法理における実質的正義」『明治学院大学法学研究』（2009年）1-26頁
- 位田隆一「株主の国籍国による外交的保護—バルセロナ・トラクション会社事件」『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）130-131頁
- 石橋可奈美「領域使用の管理責任」『国際法判例百選〔第2版〕』（2011年）164-165頁
- 石橋可奈美「国際環境保護の実現と人権法アプローチ—手続的権利の成熟と環境紛争処理におけるその活用」『東京外国語大学論集』87号（2013年）33-62頁
- 石橋可奈美「環境保護と投資—「投資」が有する人権法アプローチとしての機能」『東京外国語大学論集』89号（2014年）57-98頁
- 一般財団法人企業活力研究所「持続可能な社会における『ビジネスと人権』のあり方に関する調査研究報告書」（2022年）
- 稲角光恵「人権侵害及び国際犯罪に関わる国際法上の企業の責任」『法政論集』245号（2012年）561-583頁
- 稲角光恵「国際法上の犯罪に対する国家責任と個人責任と企業責任」『金沢法学』57巻1号（2014年）1-25頁
- 岩沢雄司「自由権規約委員会の規約解釈の法的意義」世界法年報29号（2010年）50-85頁
- 白井一陽一郎「EUによるリベラル国際秩序？」白井編『変わりゆくEU 永遠平和のプロジェクト』（明石書店、2020年）7-27頁
- 白杵知史「領域使用の管理責任—トレイル溶鉱所事件」『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）66-67頁
- 白杵知史「地球環境保護条約における履行確保の制度—オゾン層保護議定書の「不遵守手続」を中心に—」『世界法年報』19号（1999年）72-97頁
- 梅田徹『保護・尊重・救済フレームワーク』に関する一考察『国際法外交雑誌』110巻1号（2011年）1-29頁
- 梅田徹「国連における『ビジネスと人権問題』をめぐる議論の展開—条約化構想と『指導原則』の両立可能性を中心に—」宮崎繁樹先生追悼『国際法のフロンティア』（日本評論社、2019年）49-75頁
- 内記香子・三浦聡「グローバルな経済秩序と持続可能な開発目標」『法律時報』91巻10号（2019年）46-51頁

江島晶子「グローバル化社会と『国際人権』ーグローバル人権法に向けて」『法律時報』87巻13号（2015年）348-353頁

江島晶子「ヨーロッパ人権裁判所の解釈の特徴」戸波江二他編集『ヨーロッパ人権裁判所の判例I』（信山社・2019年）

江島晶子「ビジネスと人権ー国家・国際機関・非国家主体による循環型システム」『ジュリスト』1566号（2022年）21-28頁

江藤淳一「軍縮条約における「管轄又は管理」の用法」『東洋法学』44巻1号（2000年）115-159頁

小川裕子「規範の法的地位と実効性ー国際法学の論理を手がかりにー」『東海大学政治経済学部紀要』47号（2015年）1-12頁

小倉康久「核兵器製造企業への投資規制」柳原正治・森川幸一・兼原敦子・濱田太郎編 宮勇先生追悼『国際法秩序とグローバル経済』（信山社、2021年）97-114頁

小畑郁「世界公共圏の構築としての『国際法の重層化』ー後期ウォルフガング・フリードマンの法プロジェクト」世界法年報20号（2000年）151-176頁

小畑郁「人権条約とはどういう法か」国際法外交雑誌119号2巻37-59頁(2020年)

小畑郁「国家の合意による個人への権利付与ーダンチヒ裁判所への管轄権事件」『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）92-93頁

大窪敦子「グローバルガバナンス・ギャップと国際秩序形成に関する一考察ー国連「(人権の保護、尊重、救済のフレームワーク)と国家管轄権の域外適用に対する視座を中心に」芹田健太郎古希記念『普遍的国際社会への法の挑戦』（信山社、2013年）769-797頁

大西祥世「ビジネスと人権」法学教室497号（2022年）34-38頁

大沼保昭『『保護する責任』と『保護される権利』ー法主体論から国際法体系のあり方を考える』世界法年報31巻(2012年)7-41頁

岡野祐子「Brussels I Recastにおける管轄合意規定」『国際公共政策研究』21巻1号（2016年）41-49頁

奥迫元「国際関係論とグローバル・ガバナンス論」山本武彦編『国際関係論のニューフロンティア』（成文堂・2010年）112-133頁

奥脇直也「国家管轄権概念の形成と変容」村瀬信也・奥脇直也編集代表『国家管轄権国際法と国内法』（勁草書房、1998年）3-33頁

奥脇直也「国際公益」概念の理論的検討ー国際交通法の類比の妥当と限界ー広部和也・田中忠編『国際法と国内法ー国際公益の展開』（勁草書房、1991年）224-229頁

奥脇直也「協力義務の遵守についてー協力の国際法ーの新たな展開」村瀬信也先生古希記念『国際法学の諸相』（信山社、2015年）5-46頁

王志安「国際法における国家管轄権原理ーその重層的構造についての断想」『駒澤法学』5巻3号（2006年）1-39頁

加藤格「二国間投資協定に基づくシェブロン対エクアドル共和国仲裁、及びエクアドルにおける対シェブロン裁判等に関する一考察」『国際商事法務』47巻9号(2019年)1121-1124頁

加藤信行『外交保護の性格 マヴロマティス・パレスティン特許事件』『国際法判例百選』128-129頁（有斐閣・2001年）

加藤信行「ILC 越境損害防止条約草案とその特徴点」『国際法外交雑誌』104巻3号（2005年）263-277頁

兼原敦子「国際違法行為責任における過失の機能」『国際法外交雑誌』96巻6号（1997年）867-912頁

兼原敦子「領域主権の機能ーパルマス島事件判決」『国際法判例百選〔第1版〕』（2001年）52-53頁

兼原敦子「国際義務の履行を『確保する』義務による国際規律の実現」『立教法学』70巻（2006年）235-293頁

兼原敦子「非国家実体の国際有害行為に対する国家責任法の対応」小寺彰先生追悼『国際法のダイナミズム』265-292頁（有斐閣、2019年）

神作裕之「企業の社会的責任：そのソフト・ロー化？ EUの現状」『ソフトロー研究』2号91-112頁（2005年）

川添令「国際法上のソフトロー研究の学説史的分析」『COE ディスカッション・ペーパーシリーズ』（2004年）

河西直也「現代国際法における合意基盤の二層性：国連システムにおける規範形成と秩序形成」『立教法学』33巻(1989年) 98-138頁

河野真理子「国際社会の共通利益の実現のための規範と国際裁判手続」『世界法年報』2009年28巻 109-128頁

川村暁雄「グローバル市場と人権一問題の所在と解決の潜在力」『法律時報』77巻1号（2005年）19-24頁

北村泰三「領事保護権の法的性質ーラグラン事件」『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣・2021年）94-95頁

絹川健一「英国現代奴隷法の政府方針と改正案に見るサプライチェーンの透明化をめぐる国際的潮流」『法の支配』204号（2022年）54-64頁

木下由香子「ビジネスと人権に関するEU政策からの考察ー日本の行動計画策定にあたって」『アジア研ワールド・トレンド』263号（2017年）8-11頁

木下由香子「EUにおけるデュー・ディリジェンスの義務化に関する政策動向」『季刊労働法』276号25-37頁(2022年) 25-37頁

久保田修平「気候変動時代における企業法務とESG投資、SDGsー機構変動訴訟の動向を踏まえて」『環境法研究』46号（2021年）33-51頁

古賀智久「外国人不法行為法を巡る議論：アメリカ連邦最高裁ソーサ事件判決を契機として」法政論叢43巻1号（2006年）158-174頁

小島清「国連での『多国籍企業行動規範』作り：新国際経済秩序の「宣言」にとどまるか」『世界経済評論』21巻8号（1977年）4-17頁

小寺彰「現代国際法学と『ソフトロー』ー特色と課題」中山信弘ほか編『国際社会とソフトロー』（有斐閣、2008年）9-22頁

小沼史彦「外国人不法行為法と域外適用否定の推定則」『早稲田大学比較法学』47巻3号（2014年）336-345頁

児矢野マリ「越境損害防止」村瀬信也、鶴岡公二編、山田中正大使傘寿記念『変革期の国際法委員会ー山田中正大使傘寿記念』（信山社、2011年）239-272頁

児矢野マリ「国際環境法における手続的義務の意義：国家主権に対する『緩やかなコントロール』の基礎として」『新世代法政策学研究』20巻（2013年）201-226頁

児矢野マリ「環境保護のための事前通報・協議義務」『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）164-165頁

児矢野マリ「国際環境法における手続的義務」西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義〔第2版〕』（有信堂、2020年）48-63頁

佐古田彰「【資料】国際海洋法裁判所「深海底活動責任事件」2011年2月1日勧告的意見(一)」商学研究66巻1号（2015年）367-406頁

佐古田彰【資料】国際海洋法裁判所「深海底活動責任事件」2011年2月1日勧告的意見(二・完)『商学研究』66巻2・3号（2015年）303-328頁

佐古田彰【資料】国際海洋法裁判所「西アフリカ地域漁業委員会事件」2015年4月2日勧告的意見(一)『商学討究』66巻2・3号（2015年）329-366頁

佐古田彰【資料】国際海洋法裁判所「西アフリカ地域漁業委員会事件」2015年4月2日勧告的意見(二・完)商学討究第66巻第4号283-305頁（2016年）

佐藤暁子「人権デュー・ディリジェンスの欧州での展開ー人権リスクに対する実効性ある取り組みへの模索」『法の支配』204号（2022年）79-92頁

佐藤幸治「憲法秩序と『国際人権』に対する覚書」国際人権 16号（2005年）2-7頁

佐藤哲夫「国際組織による国々の義務履行に関する国際的コントロール—国際人権法から国際環境法へ」一橋論叢 114巻1号（1995年）99-115頁

佐藤哲夫「グローバル化する国際社会における国際法秩序と非国家アクター—国際法協会での取り組み経験を主な素材として」岩沢雄司、岡野正敬編集代表 小和田恆国際司法裁判所裁判官退官記念『国際関係と法の支配』（信山社、2021年）779-815頁

齊藤功高「領域外の私人活動と国家責任」『明治大学大学院紀要 法学篇』20巻（1983年）91-104頁

齋藤宏一「人権デュー・ディリジェンスの実践ビジネスと人権の国際動向を踏まえて〈上〉」『商事法務』2297号（2022年）

齋藤宏一「人権デュー・ディリジェンスの実践ビジネスと人権の国際動向を踏まえて〈下1〉」『商事法務』2299号（2022年）

齋藤 民徒「国際法と国際規範：『ソフト・ロー』をめぐる学際研究の現状と課題」『社会科学研究』54巻5号（2003年）41-80頁

齋藤 民徒「ソフトロー論の系譜 国際法学の立場から」『法律時報』77巻7号（2005年）106-113頁

齊藤正彰「条約の国内適用論の読解」『北大法学論集』71巻6号（2021年）1-56頁

齋藤百合子「ビジネスと人権に関する国連指導原則」の意義と課題—「侵害された人権の救済」の再検討『明治学院大学国際学研究』54号（2019年）135-151頁

酒井啓亘「批判法学の国際法ディスクラール—現代国際法の『近代性』への挑戦とその意義」『世界法年報』22号（2003年）107-135頁

清水真希子「EU コーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令案の争点」『法律時報』95巻1号（2023年）45-50頁

柴田明穂「危険活動から生じる越境被害の際の損失配分に関する諸原則」山田中正大使傘寿記念『変革期の国際法委員会』273-295頁（信山社・2011年）

坂元茂樹「条約制度多元化への対応：条約の立法技術と解釈技術を中心に」『国際法外交雑誌』119巻2巻（2020年）167-202頁

島村健「SDGs と気候訴訟」『ジュリスト』1566号(2022年) 49-55頁

下田屋毅「第8回ビジネスと人権フォーラム報告・国家の人権保護の義務（前半）」（2020年）

申惠丰「人権保障のための積極的義務としての手続的義務—人権侵害に対する実効的な調査義務をめぐる法理の展開」『国際法外交雑誌』112巻4号(2014年) 26-52頁

申惠丰「人権条約の域外適用」森肇志・岩月直樹編『サブテキスト国際法』（日本評論社、2020年）160-172頁

須網隆夫「ECにおける国際条約の直接効果—『条約の自動執行性』と『EC法の直接効果』」早稲田法学 76巻3号（2001年）53-110頁

須網隆夫「企業の社会的責任（CSR）と環境保護—EU環境政策を素材にして」『日本国際経済法学会年報』18号（2009年）36-58頁

須網隆夫「危機の中のEU法」『日本EU学会年報』38号（2018年）59-89頁

須網隆夫「裁判官対話とは何か—概念の概括的検討」『法律時報』89巻2号（2017年）57-62頁

須網隆夫「グローバル法秩序の形成と抵触法—抵触法アプローチの可能性」『早稲田法学』95巻3号（2020年）55-93頁

須網隆夫「EU法秩序の位置」、間宮勇先生追悼『国際秩序とグローバル経済』（信山社、2021年）523-550頁

菅原絵美『『企業の人権保障義務』とその実現：国際的人権保障におけるモニタリングとパートナーシップによるアプローチ（1）』『国際公共政策研究』12巻2号177-190頁（2008

年)

菅原絵美 『企業の人権保障義務』とその実現：国際的人権保障におけるモニタリングとパートナーシップによるアプローチ (2)』『国際公共政策』13巻2号 (2009年) 113-126頁

菅原絵美 『企業の人権保障義務』とその実現：国際的人権保障におけるモニタリングとパートナーシップによるアプローチ (3・完)』『国際公共政策』14巻2号 (2010年) 63-76頁

菅原絵美 「ビジネスと人権に関する国家の域外的保護義務の展開-日本の国別行動計画の策定における優先課題」神奈川法学第51巻第3号 (2019年) 229-247頁

菅原絵美 「ビジネスと人権に関する志度原則の国内的实施—マルチステークホルダー・アプローチを通じた実効的実施と課題」『法律時報』94巻4号(2022年) 46-51頁

菅原絵美 「国連ビジネスと人権に関する指導原則の登場と展開」『法の支配』204号 (2022年) 32-42頁

杉木志帆 「欧州人権条約の領域外適用—バンコビッチ事件受理可能性決定の再検討」『世界人権問題研究センター研究紀要』20号 (2015年) 27-106頁

杉木志帆 「欧州人権条約の適用範囲を定める「管轄」概念：その定義と「管轄の連関」構築要因」『世界人権問題研究センター研究紀要』23号 (2018年) 43-174頁

瀬田真 「船舶起因汚染に対する寄港国管轄権の適用基準—近年の米国とEUの実行を素材として—」『比較法学』48巻1号 (2014年) 83-120頁

芹田健太郎 「グローバリゼーションの国際法秩序形成に及ぼす影響」『世界法年報』24号 (2005年) 140-166頁

田畑茂二郎 「私人行為に依る国家の国際責任 (一)」『京大法学論叢』39巻5号 (1938年) 745-776頁

田畑茂二郎 「私人行為に依る国家の国際責任 (二・完)」『京大法学論叢』39巻6号 (1938年) 940-979頁

高杉直 「国際不法行為訴訟によるグローバル・ガバナンス」『国際法外交雑誌』115巻1号 (2016年) 1-19頁

高橋大祐 「サプライチェーンを通じた人権人権デュー・ディリジェンスの実務と法律家の役割」『法の支配』204号 (2022年) 65-77頁

高橋大祐・Raquel Nahmad Vazquez 「ビジネスと人権に関する訴訟・判決等の状況—一般財団法人企業活力研究所「持続可能な社会における『ビジネスと人権』のあり方に関する調査研究報告書」(2022年) 別添67-85頁

高橋和之 「国際人権の論理と国内人権の論理」『ジュリスト』1244号頁 (2003年) 69-82

高橋和之 「発題2 今日及び将来の国際社会、国内社会において世界人権宣言が持つ意義と役割」『世界人権宣言の今日的意義』(国際書院、2019年) 33-39頁

高村ゆかり 「国際法における予防原則の動態と機能」『国際法外交雑誌』104巻3号 (2005年) 1-28頁

滝澤美佐子 「発題1 国際人権法の今日的意味」横田洋三ほか監修『世界人権宣言の今日的意義』(国際書院、2019年) 17-26頁

竹内真理 「国家管轄権の適用基準 ローチェス号事件」『国際法判例百選 [第2版]』(有斐閣、2011年) 42-43頁

寺谷浩司 「国際人権の基礎—国際人権はいかにして可能か」『ジュリスト』1244号 (2003年) 51-59頁

戸田修司 「アフリカ人権憲章における個人の義務—国際人権法上の義務的側面」間宮勇先生追悼『国際秩序とグローバル経済』(信山社、2021年) 191-213頁

遠井朗子 「越境環境損害に関する国際的な責任制度の現状と課題：カルタヘナ議定書『責任と救済に関する名古屋-クアラルンプール補足議定書』の評価を中心として」『新世代法政策学研究』14巻 (2012年) 271-306頁

鳥居千代香「南北問題とジェンダー インド・エジプト・他のアラブ・イスラーム諸国の結婚を通しての一考察」『帝京大学短期大学紀要』25号11頁（2005年）115-184頁

鳥谷部壤「環境損害における米州人権条約の領域外適用『環境と人権』に関する米州人権裁判所勧告的意見 No.OC-23/17 を素材として」『摂南大学地域総合研究所報』5号（2020年）127-148頁

中尾元紀「人権条約の領域外適用: 積極的義務と国家の義務履行能力の関係に着目して(一)」『阪大法学』69巻6号（2020年）255-285頁

中尾元紀「人権条約の領域外適用: 積極的義務と国家の義務履行能力の関係に着目して(二・完)」『阪大法学』70巻1号（2020年）97-125頁

中田達也「国際海底機構の開発規則策定状況と日本の課題」『海の論考 OPRI Perspectives』第12号（2020年）1-20頁

中川淳司「トランスナショナル・ロー」国際法学会（編）『国際関係法辞典』（1995年）592頁

中川淳司「グローバル化と国際経済法の変容」『世界法年報』37号（2018年）3-37頁

中村哲朗「油濁損害の賠償制度と最近の動向」『油濁基金だより』82号（2007年）10-17頁

西立野 園子「NGOの役割の拡大と国際法上の地位」『世界法年報』21号（2002年）110-134頁

西谷齊「国際法の形式主義に関する一考察－国際共同体利益の出現による形式主義の動揺と再生」『近畿大学法学』67巻3・4号（2020年）185-232頁

濱田太郎「EUの共通通商政策とFTA政策の変貌－環境・人権保護やグッド・ガバナンス等を目的とした新たな通商政策の萌芽？」『商経学叢』64巻3号（2018年）363-390頁

華井和代「コンゴ民主共和国における紛争鉱物問題の現状と課題」『国際問題』682号（2019年）17-28頁

原田久義「【オーストラリア】2018年現代奴隷法」『外国の立法:立法情報・翻訳・解説』278巻2号（2019年）24-25頁

濱本正太郎「国内法秩序における国際法の適用」酒井啓亘ほか『国際法』（有斐閣、2011年）

樋口恵佳「国際法上の「相当の注意(due diligence)」概念－その形成・発展とその問題性」東北大学(2016年)

樋口一彦「国際法における Non-State Actors : 反徒の位置づけを中心に」『琉大法学』103巻（2021年）141-164頁

東澤靖「ビジネスと人権：国連指導原則は何を目指しているのか。」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』22号（2015年）23-40頁

広部和也「国際『公領域』の拡張」岩波講座 現代の法2『国際社会と法』（岩波書店、1997年）61-83頁

広部和也「国家管轄権の配分と競合」『国家管轄権－国際法と国内法』（勁草書房、1998年）146-155頁

深草亜悠美「脱炭素から脱化石燃料へ」『世界』2021年9月号（2021年）110-117頁

藤谷武史「グローバル化と公法・司法の再編」浅野有紀ほか編『グローバル化と公法・司法関係の再編』（光文堂、2015年）333-363頁

古谷修一「国際法上の個人責任の拡大とその意義－国家責任法との関係を中心として」『世界法年報』21号（2002）82-109頁

古谷修一「自由権規約委員会における規約解釈の動態－総括所見、見解、一般的意見の相互作用」『国際人権』32号（2021年）88-92頁

堀口健夫「環境影響評価」『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）166-167頁

真山全「核兵器使用・威嚇の合法性の判断」『国際法判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2011年）230-231頁

- 松井芳郎「動態のプロセスとしての国際慣習法」浅田正彦ほか編『現代国際法の潮流 I』(2020年) 104-124 頁
- 松井芳郎「誰がどのように国際法を創るのか？」世界法年報 39 号 (2020 年) 1-33 頁
- 松下洸「新自由主義型グローバル化と岐路に立つ民主主義—新自由主義の暴力的表層と深層 (立命館国際研究) (上) 立命館国際研究 31 卷 3 号 (2019 年) 521-549 頁及び同(下) 32 卷 1 号 (2019 年) 115-144 頁
- 丸山政己「国際組織の「事後の実行」再考—ILC 結論草案を手がかりに—」橋法学第 17 卷 3 号 (2018 年) 95-114 頁
- 宮川 成雄「外国人不法行為法の裁判管轄権 *Sosa. V. Alvarez-Machain*, 124 S. Ct. 2739 (2004)」『比較法学』39 卷 1 号 (2005 年) 272-277 頁
- 三浦聡「持続可能な開発のトランスナショナル・ガバナンス: 権威の多元化と新たなガバナンス・モード」『国際法外交雑誌』116 卷 2 号 (2017 年) 44-74 頁
- 水島朋則「米国の外国人不法行為法の域外適用について—キオベル事件連邦最高裁判決を素材として」村瀬信也先生古稀記念『国際法学の諸相』(信山社、2015 年) 227-243 頁
- 道井緑一郎「原子力損害賠償条約と日本の対応」『世界法年報』(2013 年) 160-194 頁
- 村瀬信也「現代国際法における法源論の動揺—国際立法論の前提的考察として」『国際立法—国際法の法源論』(東信堂、2002 年) 5-41 頁
- 村瀬信也「日本の国際法学における法源論の位相」(東信堂、2002 年) 注(40) 42-68 頁
- 村瀬信也「国際立法学の存在証明」(東信堂、2002 年) 187-212 頁
- 村瀬信也「国際環境レジームの法的側面」『国際立法—国際法の法源論』(東信堂、2002 年) 343-364 頁
- 村瀬信也「地球環境保護に関する国際立法過程の諸問題」村瀬信也著『国際立法—国際法の法源論』(東信堂、2002 年) 379-392 頁
- 村瀬信也「国際環境法における国家の管理責任—多国籍企業の活動とその管理をめぐって」『国際立法—国際法の法源論』(東信堂、2002 年) 406-432 頁
- 目加田説子「トランスナショナル・シビルソサエティの時代—地雷廃絶運動を手がかりに」『軍縮問題資料』245 号 (2001 年) 16-21 頁
- 最上敏樹「普遍的管轄権論序説—錯綜と革新の構図」坂元茂樹編『藤田久一先生古稀記念国際立法の最前線』(有信堂、2009 年) 3-28 頁
- 森田章夫「国家管轄権作用分類の再検討—二分論の機能的特徴と基盤—」間宮勇先生追悼『国際法秩序とグローバル経済』(信山社、2021 年) 137-159 頁
- 薬師寺公夫「越境損害と国家の国際適法行為責任」『国際法外交雑誌』93 卷 3・4 合併号 (1994 年) 363-417 頁
- 薬師寺公夫「トランスナショナル・ローの現代的意義—非国家主体と国際法の課題」『世界法年報』21 号 (2001 年) 3-37 頁
- 薬師寺公夫「国家責任法典化作業における私人行為と国家の注意義務—伝統的アプローチの軌跡」『立命館法学』286 号 (2002 年) 700-728 頁
- 薬師寺公夫「ジェノサイド条約適用事件 ICJ 本案判決—行為の帰属と国の防止義務再論」坂元茂樹編『国際立法の最前線』(有信堂、2009 年) 327-377 頁
- 薬師寺公夫「国際人権法から見た憲法規範の『限界』と可能性」『法律時報』84 卷 5 号 (2012 年) 17-24 頁
- 薬師寺公夫「グローバル化と国際人権—国連の人権保障制度における国際機関と国家」『国際問題』642 号 (2015 年) 37-51 頁
- 薬師寺公夫「深海底活動に起因する環境汚染損害に対する契約者と保証国の義務と賠償責任—国際海洋法裁判所海底紛争裁判部の勧告的意見を手がかりに」松井芳郎ほか編『21 世紀の国際法と海洋法の課題』(東信堂、2016 年) 338-375 頁
- 薬師寺公夫「国際司法裁判所による人権保護」国際問題 680 号 30-39 頁(2019 年)
- 薬師寺公夫「公海航行の自由原則と船舶に対する旗国以外の国の刑事裁判権—ノースター

号事件 ITLOS 判決を契機として」岩沢雄司、岡野正敬（編集代表）小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念『国際関係と法の支配』（信山社、2021年）513-563頁

薬師寺公夫「国家管轄権の適用基準 ローチェス号事件」『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）40-41頁

柳井俊二「海洋法の漸進的発達に対する国際海洋法裁判所の貢献」小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念『国際関係と法の支配』（信山社、2021年）295-333頁

山崎公士「拷問禁止の慣習法化」『国際法判例百選』（有斐閣、2001年）6-7頁

山下泰子「女性差別撤廃条約と日本」『文京学院大学外国語学部文京学院短期大学紀要』第9号（2009年）13-33頁

山田高敬「公共空間におけるプライベート・ガバナンスの可能性：多様化する国際秩序形成（国際政治の構造変動）」『国際問題』586号（2009年）49-61頁

山田高敬「多中心的グローバル・ガバナンスにおけるオーケストレーションと政策革新—企業と人権をめぐる実験」『年報政治学』68巻1号（2017年）109-133頁

山田高敬『『企業と人権』をめぐる多中心的なガバナンスの試み—ステークホルダー間の知識共有と人権デュー・ディリジェンス規範の形成』西谷真規子編『国際規範はどう実現されるか—複合化するグローバル・ガバナンスの動態』（ミネルヴァ書房・2017年）23-58頁

山田敦「反グローバル化の広がり」と繋がり—世界社会フォーラムの事例日本国際政治学会編『国際政治』153号（2008年）

山田哲史「国内法の国際法適合的解釈と権力分立—米国における Charming Betsy Canon の紹介を中心に—岡山大学法学会雑誌第65巻第3・4号（2016年）400-492頁

山田美和『『ビジネスと人権に関する国連指導原則』に基づく国家行動計画の意義と課題』『法の支配』204号（2022年）93-105頁

山本草二「国際行政法の存立基盤」『国際法外交雑誌』67巻5号（1968年）1-66頁

山本草二「国家管轄権の機能とその限界」『別冊法学教室』（1986年）116-124頁

山本草二「国際法上の義務の優越—国内法の援用の禁止—アラバマ号事件」『国際法判例百選』（2001年）16-17頁

山元一『『国憲的思惟』vs『トランスナショナル人権法源論』』『法律時報』87巻4号（2015年）74-79頁

湯浅成大「グローバリズムとアメリカ民主主義—グローバル化時代の国家、社会、市場」年報アメリカ研究34号（2000年）53-69頁

湯山智之「国際法上の国家責任における過失と相当の注意（一）」『香川法学』22巻2号（2002年）127-178頁、同（二）『香川法学』23巻1-2合併号（2003年）49-117頁、同（三）香川法学24巻3-4合併号（2015年）275-339頁、同（四・完）『香川法学』26巻1-2合併号（2006年）31-144頁

湯山智之「国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴビナ対セルビア・モンテネグロ）（判決2007年2月26日）（1）」『立命館法学』335号（2011年）436-510頁、同（2）『立命館法学』338号（2011年）2180-2241頁、同（3完）『立命館法学』342号（2012年）1300-1364頁

湯山智之「非国家主体の国際法上の地位に関する覚書（一）」『立命館法学』383号（2019年）398-429頁

横田洋三「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範（案）の紹介」『法律時報』77巻1号（2005年）25-26頁

吉田靖之「判例研究ノースター号事件国際海洋法裁判所 M/V *Norstar* 事件（パナマ対イタリア）」『高岡法学』39号（2020年）97-134頁

來田真依子「ノースター号事件 ITLOS 本案判決における旗国の排他的管轄権原則—IUU 漁業に対する非旗国の規律管轄権行使の動向を手がかりに」『京女法学』21号（2022年）1-28頁

李義之「仮保全措置－ジェノサイド条約適用事件(ガンビア対ミャンマー) 『国際法判例百選〔第3版〕』 (有斐閣、2021年) 208-209頁

和仁健太郎「アル・スケイニ対英国事件(欧州人権裁判所(大法廷)判決2011年7月7日)『阪大法学』62巻5号(2013年)363-394頁

渡邊純子「人権・環境デューデリジェンスに関するEU新法案の概要と日本企業への影響」『ビジネス法務』2022年8月号(2022年)90-94頁

ジュリスト「特集 SDGsと企業・社会」1566号14-98頁(2022年1月号)

季刊労働法編集部「特集 労働法と『ビジネスと人権』」季刊労働法276号(2022年)

法律のひろば 74巻12号「特集 ビジネスと人権～『ビジネスと人権』に関する行動計画に基づく取組～」4-50頁(2021年)

法の支配204号「特集 ビジネスと人権」(2022年)2-114頁

法務省人権擁護局・公益財団法人人権教育啓発推進センター「今企業に求められる企業の人権尊重責任」(2022年)

「人権に関する多国籍企業及び他の企業の責任に関する規範についての注釈」(日本弁護士連合会仮訳)法律時報77巻1号(2005年)28-38頁

(ウェブサイト)

労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言(1998年採択、2022年改訂)
https://www.ilo.org/tokyo/information/publications/WCMS_246572/lang--ja/index.htm

多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言)第5版日本語訳(2017年)
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_577671.pdf

ILO駐日事務所「国際労働基準ILO条約・勧告の手引き 2022-2023年版」
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/publication/wcms_617034.pdf

OECD 多国籍企業行動指針2011年版日本語仮訳
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf

外務省仮訳「G7エルマウサミット首脳宣言」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html

公益財団法人国際民商事法センター「人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き」
http://www.icclc.or.jp/human_rights/index.html#!

サステナビリティ日本フォーラムとアジア・太平洋人権情報センター(ヒューライツ大阪)翻訳、国連広報センター校閲「ビジネスと人権に関する指導原則『保護、尊重及び救済』枠組実施のために A/HRC/17/31」
https://www.un.org/ja/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

内閣府 女子差別撤廃委員会による一般勧告(内閣府仮訳)
https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/kankoku1-25.pdf

日本弁護士連合会 国際人権ライブラリー
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/international/library.html>

Responsible Business Alliance, Code of Conduct「バージョン6.0」(2018年)(日本語版)
https://www.responsiblebusiness.org/media/docs/RBACodeofConduct7.0_Japanese.pdf

日本経済新聞「英蘭シェルの社名変更、22年1月下旬に」(2021年)
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGR17EQA0X11C21A2000000/>

日本貿易振興機構(ジェトロ)ベルリン事務所 海外調査部「ドイツ サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律(参考和訳)」(2022年)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/17af75c69077073f/20220009.pdf

ヒューマンライツ・ナウ バングラデシュ「ラナプラザ」後も続く低価格競争のなか、縫製工場の搾取的労働が今も続いている(2014年) <https://hrn.or.jp/news/3036/>

ヒューマンライツ・ナウほか「中国国内ユニクロ下請け工場における 労働環境調査報告書」(2015年) <http://hrn.or.jp/activity2/%E3%83%A6%E3%83%8B%E3%82%AF%E3%83%AD%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%B3%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%20%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%20150113.pdf>

ヒューマンライツ・ナウ「非財務情報 (ESG) 開示をめぐる国際的動向と提言」(2018年) <http://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2018/05/b355a05350281611040192d4861fc01b.pdf>

ヒューマンライツ・ナウ「ビジネスと人権に関する国別行動計画 およびその他法的メカニズムの比較考察」(2019年)
http://hrn.or.jp/wpHN/wp-content/uploads/2019/07/JNAP_HRN-.pdf

(ウェブサイト情報はすべて、2023年1月31日最終アクセス)

英語・外国語文献

■ Book

- Philip Alston(ed.), *Non-state actors and human rights* (Oxford University Press, 2005).
- Patricia Birnie, Alan Boyle and Catherine Redgwell, *International law and the Environment*, (3rded, Oxford University Press, 2009).
- Alan Boyle& Christine Chinkin, *The Making of International Law* (Oxford University Press, 2006).
- Anu Bradford, *The Brussels Effect: How the European Union Rules the World* (Oxford University Press, 2020).
- Nadia Bernaz, *Business and Human Rights, History, law and policy-Bringing the accountability gap* (Routledge, 2017).
- Antonio Cassese, *International Law* (Oxford University Press, 2001).
- Andrew Clapham, *Human Rights Obligations of Non-State Actors* (Oxford University Press, 2006).
- Andrew Clapham & Paola Gaeta(eds.), *The Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict* (Oxford University Press, 2014).
- James Crawford, *Chance, Order, Change: The Course of International Law, General Course on Public International Law*, The Pocket Books of the Hague Academy of International Law, Volume 21(2014).
- Surya Deva and David Bilchitz, (eds.), *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (Cambridge University Press, 2013).
- Richard Falk, *Human Rights Horizons: The Pursuit of Justice in a Globalizing World* (Routledge, 2000).
- Wolfgang Friedmann, *The Changing Structure of International Law*, (Stevens& Sons,1964)
- David Held, *Democracy and the Global Order: From the Modern State to Cosmopolitan Governance* (Stanford: Stanford University Press, 1995)
- Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How we use It* (Clarendon Press, 1994).
- Robert Jennings QC (ed.), *Oppenheim's International Law*, 16 (9th ed. Longman, 1992).
- Philip C. Jessup, *Transnational Law* (Yale University Press,1956)
- Jan Klabbers, *International Law*, (3d ed. Cambridge University Press, 2020)
- John Knox&Ramin Pejan, *The Human Right to a Healthy Environment* (Cambridge University Press, 2021).
- Heike Krieger, Anne Peters& Leonhard Kreuzer(eds.), *Due Diligence in the International Legal Order* (Oxford University Press, 2020).
- Marti Koskeniemi, *From Apology to Utopia – The structure of International Legal Argument*,(Cambridge University Press, 2006)
- Susan Marks, *The Riddle of All Constitutions: International Law, Democracy, and the Critique of Ideology* (Oxford Oxford University Press, 2000)
- Richard Meeran(ed.), *Human Rights Litigation against Multinationals in Practice* (Oxford University Press, 2021)
- Theodor Meron, *The Humanization of International Law*, (Martinus Nijhoff Publishers, 2006).
- Marko Milanovic, *Extraterritorial Application of Human Rights Treaties: Law, Practice and Policy* (Oxford University Press, 2011).
- Manfred Nowak, *UN Covenant on Civil and Political Rights, CCPR Commentary*, (2nd rev. ed, N. P. Engel, 2005).
- Manfred Nowak, *Human Rights or Global Capitalism, The Limits of Privatization* (University of Pennsylvania Press, 2017).
- Yasuaki Onuma, *A Transcivilizational Perspective on International Law: Questioning Prevalent Cognitive Frameworks in the Emerging Multi-Polar and Multi-Civilizational World of the Twenty-First Century* (The Pocket Books of The Hague Academy of International Law (Martinus Nijhoff, 2010)
- Anne Peters, *Beyond Human Rights: The Legal Status of the Individual in International Law*,

- (Cambridge University Press, 2016)
- Balakrishnan Rajagopal, *International Law from Below: Development, Social Movements and Third World Resistance* (Cambridge University Press, 2003)
- Virginie Rouas, *Achieving Access to Justice in a Business and Human Rights Context, An Assessment of Litigation and Regulatory Responses in European Civil-Law Countries*, (University of London Press, 2022)
- Philippe Sands, *Principles of International Environmental Law*, 13(3rded, Cambridge University Press, 2012)
- Olivier De Schutter, *International Human Rights Law: Cases, Materials, Commentary*, (3d ed. Cambridge University Press, 2019)
- Olivier De Schutter (ed.), *Transnational Corporations and Human Rights*, (Hart Publishing, 2006)
- William A. Schabas, *The Customary International Law of Human Rights*, (Oxford University Press, 2021)
- Sigrun I. Skogly, *Beyond National Borders: States' Human Rights Obligation in International Cooperation*, (Intersentia, 2006)
- Christian Tams, *Enforcing Obligations Erga Omnes in International Law* (Cambridge University Press, 2005)
- Neil Walker, *Intimation of Global Law* (Cambridge University Press, 2014)
- Jennifer A. Zerk, *Multinationals and Corporate Social Responsibility, Limitations and opportunities in International Law*, (Cambridge University Press, 2006)

■ Article

- Kenneth W. Abbott and Duncan Snidal, "Hard and Soft Law in International Governance", *International Organization*, Vol.54 (2000), pp. 421-456
- Kenneth W. Abbott and Duncan Snidal, "Strengthening International Regulation Through Transnational New Governance", *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 42 (2009), pp. 501-578
- Motoko Aizawa and Salil Tripathi, "Beyond Rana Plaza: Next Steps for the Global Garment Industry and Bangladeshi Manufacturers", *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp. 145-152.
- Philip Alston, "The 'Not-a-Cat' Syndrome: Can the international human rights regime accommodate non-state actors?", in Philip Alston(ed.), *Non-State Actors and Human Rights*, (2005), pp. 3-36.
- Jose E. Alvarez, "Are Corporations Subjects of International Law", *Santa Clara Journal of International Law*, Vol. 9 (2011), pp. 1-36
- XU, Alison, "Four Farmers' Expedition: A Review of the Shell Case", 早稲田大学高等研究所紀要第 14 号(2022), pp.55-61
- Denis G. Arnold, "Corporations and Human Rights Obligations", *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp. 255-276
- Daniel Augenstein and David Kinley, "When human rights 'responsibilities' become 'duties': the extra-territorial obligations of states that bind corporations" in Deva & Bilchitz, (eds.), *Human Rights Obligations of Business: Beyond the corporate responsibility to respect?* (2013), pp.271-294
- Axel Marx, et al., "Access to legal remedies for victims of corporate human rights abuses in third countries", requested by European Parliament's Sub-Committee on Human Rights (2019)
- Daniel Augenstein, et al., "The UNGPs in the European Union: The Open Coordination of Business and Human Rights?", *Business and Human Rights Journal*, Vol.3 (2017), pp. 1-22.
- Daniel Augenstein and Lukasz Dziedzic, "State Obligations to Regulate and Adjudicate Corporate Activities under the European Convention on Human Rights", EUI Working Paper LAW(2017), pp.1-37
- Sanyu Awori et al., "A Feminist Approach to the Binding Instrument on Transnational Corporations and other Business Enterprise", *Business and Human Rights Journal*, Vol.3(2018), pp. 285-290.
- Larry Catá Backer," Multinational Corporations, Transnational Law: The United Nation's Norms on

- the Responsibilities of Transnational Corporations as Harbinger of Corporate Responsibility in International Law”, *Columbia Human Rights Law Review*, Vol.37 (2005), pp.101-192.
- Upendra Baxi, “Human Rights Responsibility of Multinational Corporations, Political Ecology of Injustice: Learning from Bhopal Thirty Plus”, *Business and Human Rights Journal* Vol.1 (2016), pp. 21-40.
- Samantha Besson, The Extraterritoriality of the European Convention on Human Rights: Why Human Rights Depend on Jurisdiction and What Jurisdiction Amounts to, *Leiden Journal of International Law* Vol. 25 (2012), pp.857-884.
- Nadia Bernaz, Enhancing Corporate Accountability for Human Rights Violations: Is Extraterritoriality the Magic Potion?”, *Journal of Business Ethics*, Vol.117 no.3 (2013), pp.493-511.
- Nadia Bernaz, State Obligations with Regard to the Extraterritorial Activities of Companies Domiciled on Their Territories, Carla M. Buckley, et al. (eds.), *Towards Convergence in International Human Rights Law: Approaches of Regional and International Systems*, (2016), pp. 435-453.
- Nadia Bernaz and Irene Pietropaoli, “The Role of Non-Governmental Organizations in the Business and Human Rights Treaty Negotiations”, *Journal of Human Rights Practice*, Vol.9(2017), pp.287–311.
- Nadia Bernaz and Irene Pietropaoli, “Developing a Business and Human Rights Treaty: Lessons from the Deep Seabed Mining Regime under the United Nations Convention on the Law of the Sea”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.5 (2020), pp. 1-21.
- Nadia Bernaz, “Conceptualizing Corporate Accountability in International Law: Models for a Business and Human Rights Treaty”, *Human Rights Review*, Vol. 22, (2021), pp. 45–64.
- David Bilchitz, “The Necessity for a Business and Human Rights Treaty”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp. 203-228.
- David Birchall, “Any Act, Any Harm, To Anyone: The Transformative Potential of “Human Rights Impacts” Under the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, *University of Oxford Human Rights Hub Journal*, Vol.2019 (2019), pp. 120-146.
- Jonathan Bonnitcha and Robert McCorquodale, “The Concept of ‘Due Diligence’ in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, *The European Journal of International Law*, Vol. 28 (2017), pp. 899-919.
- Alan Boyle, “Liability for Injurious Consequences of Acts Not Prohibited by International Law”, in James Crawford, Alain Pellet and Simon Olleson(eds.), *The Law of International Responsibility*, (Oxford University Press,2010), pp.95-104.
- Fernanda Frizzo Bragato et al., “The Colonial Limits of Transnational Corporations’ Accountability for Human Rights Violations, Third World Approaches to International Law Review, Vol.2 (2021), pp. 34-58.
- Claire Bright et al., “Options for Mandatory Human Rights Due Diligence in Belgium” (2020).
- Karin Buhmann, “Neglecting the Proactive Aspect of Human Rights Due Diligence? A Critical Appraisal of the EU’s Non-Financial Reporting Directive as a Pillar One Avenue for Promoting Pillar Two Action”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.3 (2018), pp. 23-45.
- Jay Butler, “The Corporate Keepers of International Law”, *American Journal of International Law*, Vol. 114 (2020), pp. 189–220.
- Rachel Chambers; Anil Yilmaz-Vastardis, “The New EU Rules on Non-Financial Reporting: Potential Impacts on Access to Remedy”, *Human Rights & International Legal Discourse*, Vol.10 no. 1(2016), pp. 18-40
- Christine Chinkin, “The Challenge of Soft Law: Development and Change in International Law”, *International and Comparative Law Quarterly*, Vol 38 (1989), pp. 850-866.
- Christine Chinkin, “A Critique of Public/Private Dimension”, *European Journal of International Law*, Vol. 10 (1999), pp. 387-395.
- Christine Chinkin, “The Duty of Due Diligence”, document prepared for the Ad Hoc Committee on Preventing and Combatting Violence against Women and Domestic Violence in the Council of Europe, (2010).
- B.S. Chimni, “Third World Approaches to International Law: A Manifesto”, *International*

- Community Law Review*, Vol.8 (2006), pp.3-22.
- B.S. Chimni, "International Institution Today: An Global Imperial State in the Making", *European Journal of International Law*, Vol.15 (2006), pp. 1-37.
- B. S. Chimni, "Customary International Law: A Third World Perspective," *American Journal of International Law*, Vol. 112 (2018), pp. 1-46.
- Andrew Clapham, "The Question of Jurisdiction Under International Criminal Law Over Legal Persons: Lessons from the Rome Conference on an International Criminal Court, in Liability of Multinational Corporations under International Law", Menno T. Kamminga and Saman Zia-Zarifi(eds.), *Liability of multinational corporations under international law*, (Kluwer Law International, cop. 2000), pp. 130-195.
- Andrew Clapham, "Focusing on Armed Non-State Actors" in Andrew Clapham and Paola Gaeta(eds.), *The Oxford Handbook of International Law in Armed Conflict*, (Oxford University Press,2014), pp. 766-810.
- Madeleine Conway, "A New Duty of Care - Tort Liability from Voluntary Human Rights Due Diligence in Global Supply Chains", *Queen's Law Journal*, Vol. 40, (2015), pp. 741-786.
- Fons Coomans, "The Extraterritorial Scope of the International Covenant of Economic, Social and Cultural Rights in the Work of the United Nations Committee on Economic, Social and Cultural Rights", *Human Rights Law Review*, Vol. 11 no.1 (2011), pp. 1-35.
- Wesley Cragg, "Business and human rights: a principle and value-based analysis", George Brenkert and Tom Beauchamp (eds.), *The Oxford Handbook of Business Ethics* (Oxford University Press, 2009), pp.3-46.
- Sandra Cossart et al, "The French Law on Duty of Care: A Historic Step Towards Making Globalization Work for All", *Business and Human Rights Journal*, Vol.2 (2017), pp. 317-323.
- Marilyn Croser et al., "Developments in the Field, Vedanta v Lungowe and Kiobel v Shell: The Implications for Parent Company Accountability", *Business and Human Rights Journal*, Vol.5 (2020), pp. 130-136.
- Cees Van Dam, "Tort Law and Human Rights: Brothers in Arms On the Role of Tort Law in the Area of Business and Human Rights", *Journal of European Tort Law* Vol. 2, (2011), pp. 221-254.
- Mark P. Dallas et al., "Power in global value chains", *Review of International Political Economy*, Vol.26 no. 4 (2019), pp. 666-694.
- Daria Davitti, "Refining the Protect, Respect and Remedy Framework for Business and Human Rights and Its Guiding Principles", *Human Rights Law Review* Vol. 16 (2016), pp.55-75.
- Surya Deva, "Acting Extraterritorially to Tame Multinational Corporations for Human Rights Violations: Who Should Bell the Cat", *Melbourne Journal of International Law*, Vol. 5, (2004), pp. 37-65.
- Surya Deva, "Treating human rights lightly: a critique of the consensus rhetoric and the language employed by the Guiding Principles" in Bilchitz & Deva, (eds.) *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013), pp. 78 -104.
- Surya Deva, "The UN Guiding Principles' Orbit and Other Regulatory Regimes in the Business and Human Rights Universe: Managing the Interface", *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 (2021), pp. 336-351.
- Neil Donald, "The Role of Due Diligence in International Law", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol.68 no. 4 (2019), pp. 1041-1054.
- William S. Dodge, "Developments in the Field~Corporate Liability Under the US Alien Tort Statute: A Comment on Jesner v Arab Bank", *Business and Human Rights Journal*, Vol.4 (2019), pp. 131-137.
- Liebeth F.H. Enneking, "Putting the Dutch Child Labour Due Diligence Act into Perspective. An Assessment of the CLDD Act's Legal and Policy Relevance in the Netherlands and Beyond", *Erasmus Law Review*, Vol.2019 no.4(2019), pp.20-36.
- Marco Fasciglione, "The Enforcement of Corporate Human Rights Due Diligence: From the UN Guiding Principles on Business and Human Rights to the Legal Systems of EU Countries", *Human Rights & International Legal discourse*, Vol.10, (2016), pp. 94-117.
- Richard Falk, "Nuclear Weapons Advisory Opinion and the New Jurisprudence of Global Civil Society", *Transnational Law & Contemporary Problems*, Vol. 7 (1997), pp. 333-352.

- Richard Falk, “Interpreting the Interaction of Global Markets and Human Rights” in Alison Brysk (ed.), *Globalization and Human Rights* University of California Press, 2002) pp. 61-76.
- Eirini-Erasmia Fasia, “No Provision Left Behind – Law of the Sea Convention’s Dispute Settlement System and Obligations Erga Omnes”, *The Law and Practice of International Courts and Tribunals*, Vol.20 no. 3 (2021), pp. 519-547.
- Chiara Giorgetti, “Mass Tort Claims In International Investment Proceedings: What Are The Lessons From The Ecuador-Chevron Dispute?”, *Richmond School of Law, Law Faculty Publications*, Vol 34 (2013), pp. 787-797.
- Isabelle R. Gunning, “Modernizing Customary International Law”, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 31 (1991), pp. 211-247.
- Tara Van Ho, “Defining the Relationships: “Cause, Contribute, and Directly Linked to” in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”, *Human Rights Quarterly*, Vol. 43 (2021), pp.625-658.
- Judith Kimerling, “Lesson from the Chevron Ecuador Litigation: The Proposed Intervenors’ Perspective”, *Stanford Journal of Complex Litigation*, Vol.1 no.2 (2013), pp.241-294.
- Markus Krajewski et al, Briefing paper, Human Rights Due Diligence Legislation - Options for the EU, (2020), pp.1-33.
- Markus Krajewski et al., “Mandatory Human Rights Due Diligence in Germany and Norway: Stepping, or Striding, in the Same Direction?” *Business and Human Rights Journal*, Vol. 6 (2021), pp. 550-558.
- Nico Krisch, “International Law in Times of Hegemony: Unequal Power and the Shaping of the International Legal Order”, *THE European Journal of International Law*, Vol. 16 (2005), pp. 369–408.
- Nico Krisch, “Order at the margins: The legal construction of interface conflicts over time”, *Global Constitutionalism*, Vol. 9 (2020), pp. 343-363.
- David Kinley and Junko Tadaki, “From Talk to Walk: The Emergence of Human Rights Responsibilities for Corporations at International Law”, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 44, (2004) pp.931-1023.
- David Kinley and Rachel Chambers, “The UN Human Rights Norms for Corporations: The Private Implications of Public International Law”, *Human Rights Law Review*, Vol. 6 (2006), pp. 447-497.
- Harold Hongju Koh, “Transnational Public Law Litigation”, *Yale Law Journal* Vol.100(1991), pp. 2347-2402.
- Harold Hongju Koh, “Separating Myth From Reality About Corporate Responsibility Litigation”, *Journal of International Economics*, Vol.7 no.2 (2004), pp. 263-274.
- Sarah Joseph, *Extraterritorial Human Rights Duties, in Blame it on the WTO A Human Rights Critique*, (Oxford University Press, 2011), pp. 245-264.
- Tineke Lambooy et al., “An analysis and practical application of the Guiding Principles on providing remedies with special reference to case studies related to oil companies”, in Bilchitz & Deva (eds.) *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013), pp. 329-377.
- Ingrid Landau, “Human Rights Due Diligence and the Risk of Cosmetic Compliance”, *Melbourne Journal of International Law*, Vol.20 no.1 (2019), pp. 221-247.
- Andrea Felipe Lopez Latorre, “In Defence of Direct Obligations for Businesses Under International Human Rights Law”, *Business and Human Rights Journal*, Vol. 556 (2020), pp. 56-83.
- Daniel Leader, “Human Rights Litigation against Multinationals in Practice-Lesson from the United Kingdom”, Meeran(ed.), *Human Rights Litigation against Multinationals in Practice*, (2021), pp. 58-84.
- Desiree LeClercq, “Nestlé United States, Inc. v. Doe. 141 S. Ct. 1931”. *American Journal of International Law*, Vol.115 no. 4(2021), pp. 694-700.
- Carlos Lopez, “The ‘Ruggie process’: from legal obligations to corporate social responsibility?” in Bilchitz & Deva (eds.) *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013), pp. 58-77.
- Carlos Lopez & Ben Shea, “Negotiating a Treaty on Business and Human Rights: A Review of the

- First Intergovernmental Session”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 no.1 (2016), pp. 111-116.
- Rajiv Maher, “De-contextualized Corporate Human Rights Benchmarks: Whose Perspective Counts? See Disclaimer”, *Business and Human Rights Journal*, Vol. 5 (2020), pp 156-163.
- Chiara Macchi, “A Treaty on Business and Human Rights: Problem A Treaty on Business and Human Rights: Problem and Prospect” in Jernej Letnar Cernic & Nicolás Carrillo-Santarelli (eds.), *Future of Business and Human Rights* (Intersentia, 2018), pp. 63-85.
- Chiara Macch, “The Climate Change Dimension of Business and Human Rights: The Gradual Consolidation of a Concept of Climate Due Diligence”, *Business and Human Rights Journal* Vol.6 (2021), pp.93-119.
- Chiara Macchi & Josephine van Zeben J, “Business and human rights implications of climate change litigation: Milieudefensie et al. v Royal Dutch Shell”, *RECIEL* Vol. 30 no. 3 (2021), pp. 409-415.
- Anne-Marie Slaughter, “The Real New World Order”, *Foreign Affairs*, Vol.76 (1997), pp. 183-197.
- Neglia, Maddalena, “The UNGPs - Five Years on: From Consensus to Divergence in Public Regulation on Business and Human Rights”, *Netherlands Quarterly of Human Rights*, Vol. 34 no.4 (2016), pp. 289-317.
- Susan Marks, “International Judicial Activism and the Commodity-Form Theory of International Law,” *The European Journal of International Law*, Vol. 18 No. 1 (2007), pp.199–211.
- Carmen Marquez Carrasco & Karin Buhmann, “The Corporate Responsibility to Respect Human Rights, The Emerging European Union Regime”, *Human rights & international legal discourse*, Vol. 10 (2016), pp. 2-17.
- Robert McCorquodale & Penelope Simons, “Responsibility Beyond Borders: State Responsibility for Extraterritorial Violations by Corporations of International Human Rights Law”, 70(4) *Modern Law Review* 598 (2007), pp.598-625.
- Robert McCorquodale et al., “Human Rights Due Diligence in Law and Practice: Good Practices and Challenges for Business Enterprises”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.2 no.2 (2017), pp.195–224.
- Fiona McLeay, “Corporate Codes of Conduct and the Human Rights Accountability of Transnational Corporations: A Small Piece of a Larger Puzzle”, in De Schutter(ed.), *Transnational Corporations and Human Rights* (2006), pp. 219-240.
- Richard Meeran, “Multinational Human Rights Litigation in the UK: A Retrospective”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 (2021), pp.255-269.
- Marko Milanovic, “Grand Chamber Judgment in Catan and Others”, *EJIL Talk !*, 21 (2012)
- Peter Muchlinski, “The Impact of the UN Guiding Principles on Business Attitudes to Observing Human Right”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 (2021), pp.212–226.
- Sarah Miller, “Revisiting Extraterritorial Jurisdiction: A Territorial Justification for Extraterritorial Jurisdiction under the European Convention”, *The European Journal of International Law*, Vol. 20 (2009), pp. 1223-1246.
- Justine Nolan, “The corporate responsibility to respect human rights: soft law or not law?” in Bilchitz & Deva(eds.), *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013), pp.138-161.
- Claire Methven O’Brien, The Home State Duty to Regulate the Human Rights Impacts of TNCs Abroad: A Rebuttal, *Business and Human Rights Journal*, Vol.3 (2018), pp. 47-73.
- Claire Methven O’Brien, “Confronting the Constraints of the Medium: The Fifth Session of the UN Intergovernmental Working Group on a Business and Human Rights Treaty”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.5 (2020), pp. 150-155.
- Nilüfer Oral, “The International Law Commission and the Progressive Development and Codification of Principles of International Environmental Law”, *FIU Law Review*, Vol. 13 no. 6, (2019), pp. 1075-1100.
- Olga Martin-Ortega, “Human Rights Due Diligence for Corporations: From Voluntary Standards to Hard Law at Last”, *Netherlands Quarterly of Human Rights*, Vol.32 no. 1(2014), pp.44-74.
- Daria Palombo, “Rejecting Jurisdiction to Avoid Imperialism– That Simple?” *Opinio Juris* (2021).
- Christopher Patz, “Developing in the Field, The EU’s Draft Corporate Sustainability Due Diligence

- Directive: A First Assessment”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.7 no. 2 (2022), pp.291-297.
- Anne Peters, “Compensatory Constitutionalism: The Function and Potential of Fundamental International Norms and Structures”, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 19 no.3 (2006), pp. 579-610.
- Gabriela Quijano & Carlos Lopez, “Rise of Mandatory Human Rights Due Diligence- a Beacon of Hope or a Double-edged Sword?”, *Business and Human Rights Journal*, Vol. 6 (2021), pp.241–254.
- Anita Ramasastry, “Corporate Complicity: From Nuremberg to Rangoon –A Examination of Forced Labor Cases and Their Impact on the Liability of Multinational Corporations”, *Berkeley Journal of International Law*, Vol. 20 (2002), pp. 91-159.
- Anita Ramasastry, “Closing the governance gap in the business and human rights arena: lessons from the anti-corruption movement” in Bilchitz & Deva (eds.) *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013), pp. 162- 190.
- Anita Ramasastry, “Corporate Social Responsibility Versus Business and Human Rights: Bridging the Gap Between Responsibility and Accountability”, *Journal of Human Rights*, Vol. 14 no.2 (2015), pp. 237-259.
- Steven R. Ratner, “Corporations and Human Rights, A Theory of Legal Responsibility”, *The Yale Law Journal*, Vol. 111 (2001), pp. 443-545.
- Steven R. Ratner, *Introduction to the symposium on soft law and hard law on business and human rights*, 114 AJIL UNBOUND (2020), pp.163-167.
- August Reinisch, “The Changing International Legal Framework for Dealing with Non-State Actors”, in Philip Alston(ed.), *Non-State Actors and Human Rights*, (2005) pp. 37-89.
- Humberto Cantu Rivera, “National Action Plans on Business and Human Rights: Progress or Mirage?” *Business and Human Rights Journal* Vol.4 no.2(2019) pp. 213-237.
- Lucas Roorda and Daniel Leader, “Okpabi v Shell and Four Nigerian Farmers v Shell: Parent Company Liability Back in Court”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 no.2, (2021), pp. 368–376.
- John Ruggie, “Quo Vadis? Unsolicited Advice to Business and Human Rights Treaty Sponsors, Commentary”, *Institute for Human Rights and Business* (2014).
- John Gerard Ruggie, “Global Governance and “New Governance Theory”: Lessons from Business and Human Rights”, *Global Governance*, Vol.20 (2014), pp. 5-17.
- John Gerard Ruggie and John F. Sherman, “The Concept of ‘Due Diligence’ in the UN Guiding Principles on Business and Human Rights: A Reply to Jonathan Bonnitcha and Robert McCorquodale”, *European Journal of International Law*, Vol. 28 (2017), pp. 921-928.
- Channa Samkalden, “Foreign Direct Liability of Multinational Corporations in the Dutch Legal Order”, in Richard Meeran(ed.), *Human Rights Litigation against Multinationals in Practice*, (2021), pp. 201-229.
- Philippe Sands, “Treaty, Custom and the Cross-fertilization of International Law”, *Yale Human Rights & Development Law Journal*, Vol.1(1999), pp.85-106.
- Elsa Savourey and Stéphane Brabant, “The French Law on the Duty of Vigilance: Theoretical and Practical Challenges Since its Adoption”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.6 no.1 (2021), pp. 141- 152.
- Oliver De Schutter, “The Accountability of Multinationals for Human Rights Violations in European Law” in Philip Alston(ed.), *Non-State Actors and Human Rights*, (2005) pp. 227-314.
- Olivier de Schutter, “Globalization and jurisdiction Lessons from the European Convention on Human Rights”, *Baltic Yearbook of International Law*, Vol. 6(2006), pp. 185-247.
- Olivier de Schutter, “Extraterritorial Jurisdiction as a tool for improving the human rights”, Report prepared as a background paper for the legal experts meeting with John Ruggie in Brussels, (2006) pp.1-52.
- Olivier De Schutter, “The challenge of Imposing Human Rights Norms on Corporate Actors” in De Schutter (ed.), *Transnational Corporations and Human Rights* (2006), pp. 1-40.
- Olivier De Schutter et al., “Commentary to the Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights”, *Human Rights Quarterly*,

- Vol.34 no.4 (2012), pp.1084-1169.
- Olivier De Schutter et al., “Human Rights Due Diligence: The Role of States”, for *International Corporate Accountability Roundtable (ICAR), European Coalition for Corporate Justice (ECCJ), Canadian Network on Corporate Accountability (CNCA), Human Rights Due Diligence Project*, (2012), pp. 1-87.
- Olivier De Schutter, “Foreword: Beyond the guiding principles” in Bilchitz & Deva (eds.), *Human Rights Obligations of Business: Beyond the Corporate Responsibility to Respect?* (2013), Forward.
- Olivier De Schutter, “Towards a New Treaty on Business and Human Rights”, *Business and Human Rights Journal*, Vol.1 (2016), pp. 41-67.
- Olivier de Schutter, “The "Zero Draft" for a legally binding instrument to regulate, in international human rights law, the activities of transnational corporations and other business enterprises: A Comment”, (2018), pp. 1-10.
- Olivier De Schutter, “Towards Mandatory Due Diligence in Global Supply Chains”, at the request of the International Trade Union Confederation (ITUC) (2020), pp. 1-55.
- Sara L. Seck, “Home State Responsibility and Local Communities: The Case of Global Mining”, *Yale Human Rights and Development Law Journal*, Vol.11 (2008), pp.177-206.
- Sara L Seck, “Unilateral Home State Regulation: Imperialism or Tool for Subaltern Resistance?”, *Osgoode Hall Law Journal Comparative Constitutionalism and Transnational Law*, Vol. 46 no.3 (2008), pp.565-603
- Sara L. Seck, “Transnational Labour Law and the Environment: Beyond the Bounded Autonomous Worker”, *Canadian Journal of Law and Society*, Vol. 33 no.2 (2018), pp. 137-157.
- Sara L Seck, “Conceptualizing the Home State Duty to Protect Human Rights”, in Karin Buhman, Mette Morsing & Lynn Roseberry (eds.), *Corporate Social and Human Rights Responsibilities: Global Legal and Management Perspectives*, (Palgrave Macmillan, 2011), pp. 25-51.
- Yuval Shany, “*The Extraterritorial Application of International Human Rights Law*”, *Recueil des cours*, 409(Brill/ Nijhoff, 2020).
- Bruno Simma and Philip Alston,” The sources of human rights law: custom, jus cogens and general principles”, *Australian Year Book of International Law* (1992), pp. 82-108.
- Bruno Simma, “International Human Rights and General International Law: A comparative analysis”, in Academy of European Law (ed.), *The Protection of Human Rights in Europe*,(The Hague/Boston/London, Kluwer Law International/Martinus Nijhoff Publishers / Florence, Academy of European Law, European University Institute, 1995, Collected Courses of the Academy of European Law, 1993, IV/2) 153-236 pp.
- B. Simma, “From bilateralism to community interest in international law”, (Volume 250) in: *Collected Courses of the Hague Academy of International Law* (Brill, 1994).
- Bruno Simma and Andreas L. Paulus, “The 'International Community: Facing the Challenge of Globalization”, *European Journal of International Law*, Vol. 9 (1998). pp. 266-277.
- Lise Smit et al., “Human rights due diligence in global supply chains: evidence of corporate practices to inform a legal standard”, *The International Journal of Human Rights*, Vol.25 no.6 (2021), pp. 945-973.
- Vladislava Stoyanova, Common law tort of negligence as a tool for deconstructing positive obligations under the European convention on human rights, *The International Journal of Human Rights* Vol. 24 (2020), pp.632-655.
- Ralph G. Steinhardt, “Corporate Responsibility and the International Law of Human Rights: the New Lex Mercatoria”, in Alston(ed.), *Non-State Actors and Human Rights* (2005), pp. 177-226.
- Amy Sinclair and Justine Nolan, “Modern Slavery Laws in Australia: Steps in the Right Direction?” *Business and Human Rights Journal*, Vol. 5, no. 1 (2020), pp. 164-170.
- Louis B. Sohn, “The Stockholm Declaration on the Human Environment”, *The Harvard International Law Journal* Vol.14 (1973), pp. 423-515.
- Christian J. Tams and Antonios Tzanakopoulos,” Barcelona Traction at 40: The ICJ as an Agent of Legal Development”, *Leiden Journal of International Law*, Vol.23 no. 4 (2010), pp. 781-800.
- John Tasioulas, “Customary International Law and the Quest for Global Justice”, in Amanda Perreau-Saussine and James Bernard Murphy (eds.), *The Nature of Customary Law: Legal*,

- Historical and Philosophical perspective*, (2009), pp. 307-335.
- Ines Tofalo, “Overt and Hidden Accomplices: Transnational Corporations’ Range of Complicity for Human Rights Violations”, in De Schutter(ed.), *Transnational Corporations and Human Rights*, (2006), pp. 335-358.
- Christian Tomuschat, “Obligations Arising for States without or against Their Will” (Volume 241) in: *Collected Courses of the Hague Academy of International Law* (Brill, 1993).
- US Congressional Research Service, “The Alien Tort Statute: A Primer, (2022), pp. 1-25.
- Prosper Weil, “Towards Relative Normativity in International Law?”, *The American Journal of International Law*, Vol. 77 no.3 (1983), pp.413-442.
- David Weissbrodt and Muria Kruger, “The Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises With Regard to Human Rights”, in Philip Alston(ed.), *Non-State Actors and Human Rights* (2005), pp. 315-350.
- David Weissbrodt, “Business and Human Rights, University of Cincinnati Law”, Vol. 74 no.1 (2005), pp.55-74.
- David Weissbrodt, “Keynote Address: International Standard-Setting on the Human Rights Responsibilities of Business”, *Berkeley Journal of International Law*, Vol. 26(2008), pp.373-391.
- Joe Wills, “The World Turned Upside Down: Neo-Liberalism, Socioeconomic Rights, and Hegemony”, *Leiden Journal of International Law*, Vol. 27 no. 1 (2014). pp.11-35.
- Andrew J. Wilson, “Beyond Unocal: Conceptual Problems In Using International Norms To Hold Transnational Corporations Liable Under The Alien Tort Claims Act” in De Schutter (ed.), *Transnational Corporations and Human Rights*, (2006), pp.43-72.
- Jennifer A. Zerk, “Extraterritorial Jurisdiction: Business and Human Rights Sphere from Six Regulatory Areas”, *Working paper 59, Corporate Social Responsibility Initiative, The Corporate Social Responsibility Initiative at the Harvard Kennedy School of Government*, (2010), pp. 1-222.

■ **UN Human Rights Treaty Bodies**

Human Rights Committee, (hereinafter, HR Committee)

- Lopez Burgos v. Uruguay, HR Committee, communication number 052/1979
U.N.Doc. CCPR/C/OP/1 at 88, Views adopted on 29 Jul 1981
- Montero v. Uruguay, HR Committee, communication number 106/1981,
U.N.Doc. CCPR/C/18/D/106/1981, Views adopted on 31 March 1983
- Yassin v Canada, HR Committee, communication number 2285/2013,
U.N.Doc. CCPR/C/120/D/2285/2013, Inadmissibility decision, adopted on 26 Jul 2017
- General Comment No. 24, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.6 (1994)
- General Comment No. 31, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/74/CPR.4/Rev.6(2004)
- General Comment No. 33, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/GC/33, 5 November 2008
- General Comment No. 36, HR Committee, U.N. Doc. CCPR/C/GC/36(2018)
- Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Germany, HR Committee,
U.N. Doc. CCPR/C/DEU/CO/6, Germany (2012)
- Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Canada, HR Committee,
U.N. Doc. CCPR/C/CAN/CO/6.Canada (2015)
- Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of Canada, HR Committee,
U.N. Doc. CCPR/C/KOR/CO/4. Republic of Korea (2015)

Committee on Economic, Social and Cultural Rights(hereinafter, CESCR)

- Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Statement on the obligations of States parties regarding the corporate sector and economic, social and cultural rights, U.N. Doc. E/C.12/2011/1 (2011)
- General Comment No. 9, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/1998/24(1998)

General Comment No. 14, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/2000/4 (2000)
 General Comment No. 15, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/2002/11 (2002)
 General Comment No. 18, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/GC/18 (2006)
 General Comment No. 23, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/GC/23 (2016)
 General Comment No. 24, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/GC/24 (2017)
 Consideration of Reports submitted by States parties under Article 16 and 17 of the Covenant:
 Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Israel, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/1/Add.27 (1998)
 Consideration of Reports submitted by States parties under Article 16 and 17 of the Covenant:
 Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights, Israel,
 CESCR, U.N. Doc. E/C.12/1/Add.90 (2003)
 Concluding Observations on the Fifth Periodic Report of Germany, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/DEU/CO/5 (2011)
 Concluding Observations on the Fifth Periodic Report of Norway, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/NOR/CO/5 (2013)
 Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of United Kingdom of Great Britain and
 Northern Ireland, CESCR, U.N. Doc. E/C.12/GBR/CO/6 (2016)
 Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Netherland, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/NLD/CO/6 (2017)
 Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of France, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/FRA/CO/4 (2016)
 Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Denmark, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/DNK/CO/6 (2019)
 Concluding Observations on the Fourth Periodic Report of Switzerland, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/CHE/CO/4 (2019)
 Concluding Observations on the Fifth Periodic Report of Belgium, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/BEL/CO/5 (2020)
 Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Norway, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/NOR/CO/6 (2020)
 Concluding Observations on the Seventh Periodic Report of Finland, CESCR,
 U.N. Doc. E/C.12/FIN/CO/7 (2021)

Committee on the Elimination of Racial Discrimination (hereinafter, CERD)

Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Canada,
 U.N. Doc. CERD/C/CAN/CO/ CERD/C/CAN/CO/ 18 (2007)
 Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: Canada,
 U.N. Doc. CERD/C/CAN/CO/19-20(2012)
 Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Racial Discrimination: United
 States of America, U.N. Doc. CERD/C/USA/CO/6 (2008)
 Concluding observations on the combined seventh to ninth periodic reports of the United States of
 America, CERD, U.N. Doc. CERD/C/USA/7-9 (2014)

Committee on the Elimination of Racial Discrimination (hereinafter, CEDAW)

General Recommendation No.28, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/28 (2010)
 General Recommendation No.35, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/35 (2017)
 General Recommendation No.37, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/37 (2018)
 General Recommendation No.38, CEDAW, U.N. Doc. CEDAW/C/GC/38 (2020)
 Concluding observations on the combined eighth and ninth periodic reports of Sweden, CEDAW,
 U.N. Doc. CEDAW/C/SWE/CO/8-9 (2016)
 Concluding observations on the combined eighth and ninth periodic reports of Canada, CEDAW,
 U.N. Doc. CEDAW C/CAN/CO/8-9 (2016)

Committee on the Rights of the Child(hereinafter, CRC)

CRC, Report on the thirty-first session, U.N. Doc. CRC/C/121 (2002)

General Comment No.5, CRC, U.N. Doc. CRC/GC/2003/5 (2003)
General Comment No.16, CRC, U.N. Doc. CRC/C/GC/16 (2013)
Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention Concluding observations: Finland, CRC, U.N. Doc. CRC/C/FIN/CO/4 Finland (2011)
Consideration of reports submitted by States parties under article 12, paragraph 1, of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography Concluding observations: Sweden, CRC, U.N. Doc. CRC/C/OPSC/SWE/CO/1 (2011)
Concluding observations on the combined third and fourth periodic report of Canada, CRC, U.N. Doc. CRC/C/CAN/CO/3-4 (2012)
Concluding observations on the combined second to fourth periodic reports of Switzerland, CRC, U.N. Doc. CRC/C/CHE/CO/2-4 Switzerland (2015)
Concluding observations on the fifth periodic report of France, CRC, U.N. Doc. CRC/C/FRA/CO/5 (2016)

■ **Regional Human Rights Court**

European Court of Human Rights (hereinafter, ECtHR)

Tyrer v. The United Kingdom, ECtHR (Chamber), Application no. 5856/72, Judgement of 25 April 1978,
Loizidou v. Turkey (Preliminary Objections), ECtHR (Chamber), Application no. 15318/89, Judgment of 23 March 1995
Loizidou v. Turkey, ECtHR (Grand Chamber), App. no. 15318/89, Judgment of 18 December 1996
Bankovic v. Belgium and Others (Admissibility), Application no.52207/99, Decision of 12 December 2001
Ilascu & Others v. Moldova & Russia, ECtHR (Grand Chamber), Application no. 48787/99, Judgement of 8 July 2004
Opuz v Turkey, ECtHR (Third Section), App. no. 33401/02, Judgment of 9 June 2009
Al-Skeini and Others v. United Kingdom, ECtHR (Grand Chamber), Application no. 55721/07, Judgment of 7 July 2011
Al-Jedda v. the United Kingdom, ECtHR (Grand Chamber), Application no.27021/08, Judgement of 7 July 2011
Catan and Others v. Moldova & Russia, ECtHR (Grand Chamber), Application no.43370/04, 8252/05 and 18454/06, Judgement of 19 October 2012

Inter-American Court of Human Rights(hereinafter, I/A Court H.R)

I/A Court H.R., Case of Velásquez Rodríguez v. Honduras. Merits. Judgment of July 29, 1988. Series C No. 4.
I/A Court H.R., The Effect of Reservations on the Entry into Force of the American Convention on Human Rights (Arts. 74 and 75). Advisory Opinion OC-2/82 of September 24, 1982. Series A No. 2.
I/A Court H.R., The Environment and Human Rights (State obligations in relation to the environment in the context of the protection and guarantee of the rights to life and to personal integrity – interpretation and scope of Articles 4(1) and 5(1) of the American Convention on Human Rights). Advisory Opinion OC-23/17 of November 15, 2017. Series A No. 23.

■ **International Courts and Tribunals**

International Court of Justice(hereinafter, ICJ)

Corfu Channel case, Judgment of April 9th, 1949: I.C. J. Reports 1949, P. 4.
Reparations for injuries suffered in the service of the United Nations, Advisory Opinion of 11 April 1949, I.C.J. Reports 1949 p. 174
Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited (1970.2.5) Judgment, I.C.J. Reports 1970, p. 3

Legal Consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970), Advisory Opinion, I.C.J. Reports 1971, p. 16.

United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran, Judgment, I. C. J. Reports 1980, p. 3.

Interpretation of the Agreement of 25 March 1951 Between the WHO and Egypt, Advisory Opinion of 20 December 1980, I.C.J. Reports 1980.p.73

Continental Shelf (Tunisia/ Libyan Arab Jamahiriya), Application to Intervene, Judgment, I. C. J. Reports 1981, p. 3.

Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America). Merits, Judgment. I.C.J. Reports 1986, p. 14.

Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, I. C. J. Reports 1996, p. 226

Legality of the Use by a State of Nuclear Weapons in Armed Conflict (Request of The World Health Organization), Advisory Opinion, I. C. J. Reports 1996, p. 66

Gabcikovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgment, I. C. J. Reports 1997, p. 7

Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory, Advisory Opinion, I. C. J. Reports 2004, p. 136.

Vice President Weeramantry, Separate Opinion on Gabcikovo-Nagymaros Project (Hungary/Slovakia), Judgment.

Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Provisional Measures, Order of 8 April 1993, I.C.J. Reports 1993, p. 3

Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Preliminary Objections, Judgment, I. C. J. Reports 1996, p. 595

LaGrand (Germany v. United States of America), Judgment, I. C. J. Reports 2001, p. 466

Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Judgment, I.C.J. Reports 2007, p. 43

Pulp Mills on the River Uruguay (Argentina v. Uruguay), Judgment, I.C.J. Reports 2010, p. 14

Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 2010, p. 639.

Ahmadou Sadio Diallo (Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo), Compensation, Judgment, I.C.J. Reports 2012, p. 324.

Certain Activities Carried Out by Nicaragua in the Border Area (Costa Rica v. Nicaragua) and Construction of a Road in Costa Rica along the San Juan River (Nicaragua v. Costa Rica), Judgment, I.C.J. Reports 2015, p. 665

Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (The Gambia v. Myanmar), provisional measure, order of 23 January 2020, ICJ Report 2020, p3.

International Tribunal for the Law of the Sea(hereinafter, ITLOS)

Responsibilities and obligations of States with respect to activities in the Area, Advisory Opinion, 1 February 2011, ITLOS Reports 2011, p. 10

Request for Advisory Opinion submitted by the Sub-Regional Fisheries Commission, Advisory Opinion, 2 April 2015, ITLOS Reports 2015, p. 4

M/V “Norstar” (Panama v. Italy), Judgment, ITLOS Reports 2018–2019, p. 10

Permanent Court of International Justice(hereinafter, PCIJ)

Mavrommatis Palestine Concessions, Greece v United Kingdom, Objection to the Jurisdiction of the Court, Judgment of 30th August 1924, PCIJ Series A no 2.

The Case of the S.S. Lotus (France v. Turkey) Judgement of 7 September 1927, PCIJ Series A, No. 10

Inter states Arbitration

The Alabama Arbitration, Arbitral Award, in J.B. Moore. History and Digest of the international Arbitration to which the United States has been a Party, vol.1(1898), p.495

Island of Palmas Case, Award (1928), RIAA. Vol. II. p 829

Trail smelter Arbitration, Arbitral Tribunal Decision (1941),RIAA,vol.3.p1616 (1941.3.11)

Affaire du lac Lanoux (Espagne, France) Sentence Arbitral, 24 ILR101:RIAA, Vol.XII.p281 (1957.11.16)

International Military Tribunal at Nurnberg

The Nurnberg Trial of The Nurnberg Trial of Hermann Wilhelm Goering and others, 6 F. R. D. 69, 110, Judgement (1947)

Trial of Friedrich Flick and Five Others, US Military Tribunal, Nuremberg, Judgement (1947)

The I.G. Farben Trial, Trial of Carl Krauch and Twenty-two Others, US Military Tribunal, Nuremberg, Judgement (1948)

Trial of Alfried Felix Alwyn Krupp von, Bohlen und Halbach and Eleven Others, US Military Tribunal, Nuremberg, Judgement (1948)

【Special Court for Sierra Leone】

Special Court for Sierra Leone; Appeals Chamber, Prosecutor v Sam Hinga Norman (Case No SCSL-2004-14-AR72I) Decision on Preliminary Motion Based on Lack of Jurisdiction (Child Recruitment), Decision of 31 May 2004.

The Permanent Court of Arbitration

PCA case No. 2009-23 Second Partial Award on Track II, 30 August 2018

■ United Nations

General Assembly

Universal Declaration of Human Rights, proclaimed by the United Nations General Assembly Resolution 217AIII (10 December 1948)

UN Declaration on the Elimination of Violence against Women, adopted by the United Nations General Assembly resolution, U.N. Doc. A/RES/48/104(20 December 1993)

United Nations, Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, Adopted and proclaimed by General Assembly resolution, U.N. Doc. A/RES/ 60/147 (December 16 2005)

United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, adopted by the United Nations General Assembly resolution, U.N. Doc. A/RES/61/295 (13 September 2007)

Sustainable Development Goals and targets, adopted by the United Nations General Assembly resolution titled “Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development”, U.N. Doc. A/RES/70/1(21 October 2015)

UN General Assembly Resolution, The human right to a clean, healthy and sustainable environment, U.N. Doc. A/76/L.75(28 July 2022)

Human Rights Council

Human Rights Council Resolution 5/1 *Institution-building of the United Nations Human Rights Council*, U.N. Doc. A/HRC/RES/5/1(18 June 2007)

Human Rights Council Resolution, *Human rights and transnational corporations and other business enterprises*, U.N. Doc. A/HRC/RES/17/4 (6 July 2011)

Human Rights Council Resolution, *Elaboration of an international legally binding instrument on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights*, U.N. Doc. A/HRC/RES/26/9(14 July 2014)

Human Rights Council Resolution, *Human rights and transnational corporations and other business enterprises*, U.N. Doc. A/HRC/RES/26/22(15 July 2014)

Human Rights Council Resolution, *Business and human rights: mandate of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises*, U.N. Doc. A/HRC/RES/35/7(14 July 2017)

Human Rights Council Resolution, *Business and human rights: the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, and improving accountability and access to remedy*, U.N. Doc. A/HRC/RES/44/15(23 July 2020)

Human Rights Council Resolution, Human Rights Council Resolution, The human right to a clean, healthy and sustainable environment, U.N. Doc. A/HRC/RES/48/13(18 October 2021)

Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other enterprises business,(SRSG)

- Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations “Protect Respect and Remedy” Framework*, in the “Report of the Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, John Ruggie, U.N. Doc. A/HRC/17/31(21 March 2011)
- SRSG, *Interim report*, U.N. Doc. E/CN.4/2006/97(22 February 2006)
- SRSG Report, *Mapping International Standards of Responsibility and Accountability for Corporate Acts* Special Representative of the Secretary-General on the issue of human rights and transnational corporations and other enterprises business, report, U.N. Doc. A/HRC/4/035(19 February 2007)
- SRSG, *Corporate responsibility under international law and issues in extraterritorial regulation: summary of legal workshops*, U.N. Doc. A/HRC/4/35/Add.2(15 February 2007)
- SRSG, Report, Addendum, *State responsibilities to regulate and adjudicate corporate activities under the United Nations core human rights treaties: an overview of treaty body commentaries*, U.N. Doc. A/HRC/4/35/Add.1(13 February 2007)
- SRSG, Report, *Protect, Respect and Remedy: a Framework for Business and Human Rights*, U.N. Doc. A/HRC/8/5(7 April 2008)
- SRSG, Report, *Clarifying the Concepts of “Sphere of influence” and “Complicity”* U.N. Doc. A/HRC/8/16(15 May 2008)
- SRSG, Report, *Business and human rights: Towards operationalizing the “protect, respect and remedy” framework*, U.N. Doc. A/HRC/11/13(22 April 2009)
- SRSG, Report, *Business and human rights: further steps toward the operationalization of the “protect, respect and remedy” framework*, U.N. Doc. A/HRC/14/27(9 April 2010)
- SRSG, *Improving accountability and access to remedy for victims of business-related human rights abuse*, U.N. Doc. A/HRC/32/19(10 May 2016)

UN Working group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, hereinafter, Working Group

- Working group, “The report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises”, U.N. Doc. A/73/163(16 July 2018)
- Dante Pesce et.al, “UN Guiding Principles on Business and Human Rights 10th anniversary, UN human rights standards for business reach 10-year milestone: time to gear up for new decade of action”, 16 June 2021, available at <<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2021/06/un-guiding-principles-business-and-human-rights-10th-anniversary-16-june>>
- Working Group, “UNGPs 10+ A Roadmap for the Next Decade of Business and Human Rights”, November 2021, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2021-12/ungps10plusroadmap.pdf>>
- Working Group “Consultation response to the proposal for a new Directive on Corporate Sustainability Due Diligence” (23 May 2022)
- Working Group, “Informal Note: Responsible business conduct in the arms sector: Ensuring business practice in line with the UN Guiding Principles on Business and Human Rights”(30 August 2022) available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-08/BHR-Arms-sector-info-note.pdf>>
- Working Group, Letter to Nintendo Co., Ltd., Reference: AL OTH 139/2021 (12 March 2021), available at <<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=26221>>
- Hitachi, *Re: Hitachi Group’s reply to the Joint Communication from Special Procedures*, Reference: AL OTH 105/2021 (21 May 2021), available at <<https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadFile?gId=36282>>

Report and statement of UN High Commissioner for Human Rights and independent experts

- James Anaya, Report of the Special Rapporteur on the rights of indigenous peoples, Extractive industries and indigenous peoples, U.N. Doc. A/HRC/24/41, (1 July 2013)
- John H. Knox, Report of the Independent Expert on the issue of human rights obligations relating to the enjoyment of a safe, clean, healthy and sustainable environment; Mapping report, U.N. Doc. A/HRC/25/53, (30 December 2013)
- Urmila Bhoola, “Report of the Special Rapporteur on contemporary forms of slavery, including its causes and consequences”, U.N. Doc. A/HRC/30/35, (30 July 2015)
- Maina Kiai, “Report of the Special Rapporteur on the rights to freedom of peaceful assembly and of association”, U.N. Doc. A/HRC/29/25 (28 April 2015)
- Michel Forst, “Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights defenders”, U.N. Doc. A/72/170, (19 July 2017)
- The UN Working Group on the use of mercenaries as a means of violating human rights and impeding the exercise of the right of peoples to self-determination, “Mercenarism and private Military and Security Companies”, U.N. Doc. HRC/NONE/2018/40, (April 2018)
- John Knox, “Framework principles on human rights and the environment, Report of the Special Rapporteur on the issue of human rights obligations relating to the enjoyment of a safe, clean, healthy and sustainable environment”, U.N. Doc. A/HRC/37/59,(24 January 2018)
- “Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions on armed non-State actors”, U.N. Doc. A/HRC/38/44, (5 June 2018)
- David Kaye, Special Rapporteur on the promotion and protection of the right to freedom of opinion and expression, “Report on the adverse effect of the surveillance industry on freedom of expression” U.N. Doc. A/HRC/41/35, (28 May 2019)
- Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar, “Report, The economic interests of the Myanmar military”, U.N. Doc. A/HRC/42/CRP.3, (5 August 2019)
- United Nations High Commissioner for Human Rights, “Report of the United Nations High Commissioner for Human Rights”, U.N. Doc. A/HRC/43/71(28 February 2020)
- “Human rights beyond borders: UN experts call on world governments to be guided by the Maastricht Principles”(28 September 2013), available at <<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2013/09/human-rights-beyond-borders-un-experts-call-world-governments-be-guided>>
- Nils Melzer, et al., “Joint Statement by independent United Nations human rights experts on human rights responsibilities of armed non-State actors (25 February 2021), available at <<https://www.ohchr.org/en/press-releases/2021/02/joint-statement-independent-united-nations-human-rights-experts-human-rights>>
- United Nations High Commissioner for Human Rights, “Concept Note, 11th United Nations Forum on Business and Human Rights, 28 - 30 November 2022, Rights holders at the centre: Strengthening accountability to advance business respect for people and planet in the next decade”, available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-06/2022-Forum-ConceptNote-final-EN.pdf>> (June 2022).

The open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights (OEIGWG)

- OEIGWG, Chairmanship, “Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises”(16 July 2018), available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session3/DraftLBI.pdf>>
- OEIGWG Chairmanship, “Revised Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises” (16 July 2019) , available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/OEIGWG_RevisedDraft_LBI.p>

- df>
- OEIGWG Chairmanship, “Revised Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises” (6 August 2020) , available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session6/OEIGWG_Chair-Rapporteur_second_revised_draft_LBI_on_TNCs_and_OBEs_with_respect_to_Human_Rights.pdf>
- OEIGWG Chairmanship, “Third Revised Draft, Legally Binding Instrument to Regulate, in International Human Rights Law, The Activities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises”, (17 August 2021), available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/LBI3rdDRAFT.pdf>>
- OHCHR, Comparison of third and second revised drafts of a legally binding instrument to regulate, in international human rights law, the activities of transnational corporations and other business enterprise (2021) , available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session6/igwg-comparing-third-and-second-revised-drafts.pdf>>
- Suggested Chair Proposals for Select Articles of the LBI (November 2022), available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/igwg/session8/2022-11-24/igwg-8th-suggested-chair-proposals-commentary.pdf>>
- Emilio Rafael Izquierdo Miño, Annex to the Report on the seventh session of the open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights and its Annex, U.N. Doc. A/HRC/49/65, (29 December 2021) ,available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/business/2022-09-13/igwg-7th-annex-general-statements.pdf>>
- Emilio Rafael Izquierdo Miño, *Draft Report on the eighth session of the open-ended intergovernmental working group on transnational corporations and other business enterprises with respect to human rights* (October 2022), available at <<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/hrbodies/hrcouncil/igwg/session8/2022-10-28/igwg-8th-draft-report.pdf>>

International Law Commission(hereinafter, ILC)

- Yearbook of the International Law Commission 1982 vol II (Part Two)
U.N. Doc A/CN.4/SER.A/1982/Add. 1 (Part 2)
- Draft articles on Responsibility of States for Internationally Wrongful Acts with commentaries U.N. Doc. A/56/10 (2001)
- Draft articles on Prevention of Transboundary Harm from Hazardous Activities, with commentaries U.N. Doc. A/56/10 (2001)
- Martti Koskenniemi, *Fragmentation of International Law, Difficulties arising from the diversification and expansion of international law, Report of the Study Group of the International Law Commission*, U.N. Doc. A/CN.4/L.682 and Add 1 (2006)
- Draft principles on the allocation of loss in the case of transboundary harm arising out of hazardous activities, with commentaries* 2006, annexed to General Assembly resolution 61 /36, Yearbook of the International Law Commission, 2006, vol. II, Part Two, (2006)
- Subsequent agreements and subsequent practice in relation to the interpretation of treaties*, The Report of the International Law Commission, U.N. Doc. A/73/108 (2018)
- Identification of customary international law, Report of International Law Commission, U.N. Doc. A/73/10, pp.117- 156(2018)
- Mr. Charles Chernor Jalloh, *Universal Jurisdiction*, in the Report of the International Law Commission U.N. Doc. A/73/10, pp. 307-325 (2018)
- Peremptory norms of general international law (jus cogens)* in the Report of the International Law Commission, U.N. Doc. A/74/10, pp.141-208(2019)

Declarations adopted by the United Nation Conference UN Conferences

Declaration of the United Nations Conference in the Human Environment,

U.N. Doc. A/CONF.48/14/Rev.1(16 June 1972)
Rio Declaration on Environment and Development, U.N. Doc. A/CONF.151/26/Rev.1(Vol.1), Annex I(12 August 1992)
Vienna Declaration and Programme of Action, U.N. Doc. A/CONF.157/23(25 June 1993)

Other UN Bodies

UN Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights, *Draft Norms on the Responsibilities of Transnational Corporations and Other Business Enterprises with Regard to Human Rights*, U.N. Doc. E/CN.4/Sub.2/2003/12/Rev.2 (26 August 2003)
Commission on Human Rights, Decision 2004/116, *Responsibilities of transnational corporations and related business enterprises with regard to human rights*, U.N. Doc. E/CN.4/2004/116, pp.14-15(20 April 2004)
Commission on Human Rights, Resolution 2005/69: *Human Rights and Transnational Corporations and Other Business Enterprises*, U.N. Doc. E/CN.4/RES/2005/69(20 April 2005)
Economic and Social Council, Decision, Responsibilities of transnational corporations and related business enterprises with regard to human rights, U.N. Doc. 2004/279 (22 July 2004)

The Office of the High Commissioner for Human Rights(hereinafter, OHCHR)

OHCHR, International Bill of Human Rights A brief history, and the two International Covenants, available at <<https://www.ohchr.org/en/what-are-human-rights/international-bill-human-rights>>
OHCHR, What are communications?, available at <<https://www.ohchr.org/en/special-procedures-human-rights-council/what-are-communications>>
OHCHR, “Communication report and search”, available at <<https://spcommreports.ohchr.org/TmSearch/Results>>
OHCHR, An Interpretive Guide The Corporate Responsibility to Respect Human Rights(2012),available at <https://www.ohchr.org/Documents/publications/hr.puB.12.2_en.pdf>
OHCHR, Frequently Asked Questions about the Guiding Principle on Business and Human Rights (2014), available at <<https://www.ohchr.org/en/hr-bodies/hrc/complaint-procedure/faq>>
OHCHR “Issues Paper” on legislative proposals for mandatory human rights due diligence by companies (2020), available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Business/MandatoryHR_Due_Diligence_Issues_Paper.pdf>
OHCHR, Feedback on the Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Corporate Sustainability Due Diligence, 23 May 2022, available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/2022-05/eu-csddd-feedback-ohchr_0.pdf>

■ International Organisations

International Labour Organisation (ILO)

ILO, *Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy* (MNE Declaration), 329th Sess. (5th edn, March 2017).
ILO *Global Estimate of Forced Labour: Results and methodology* (Geneva: ILO, 2012).
ILO, ‘The Rana Plaza Accident and its aftermath’ available at <https://www.ilo.org/global/topics/geip/WCMS_614394/lang--en/index.htm> .

Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)

OECD, *Recommendation of the Council on Guiding Principles concerning International Economic Aspects of Environmental Policies*, OECD/LEGAL/0102 (26 May 1972).
OECD, ‘Codes of Corporate Conduct: Expanded Review of their Contents’, *OECD Working Papers on International Investment*, 2001/06 (OECD Publishing, 2001).

OECD, 'Multinational Enterprises in Situations of Violent Conflict and Widespread Human Rights Abuses', *OECD Working Papers on International Investment*, 2002/01 (OECD Publishing, 2002).

OECD Guidelines for Multinational Enterprises (OECD Publishing 2011).

OECD, 'Recommendation of the Council on Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas' in *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas* (Paris: OECD Publishing, 2011).

OECD Due Diligence Guidance for Responsible supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas (3rd edn, Paris: OECD Publishing, 2011).

OECD/FAO, *OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains* (Paris: OECD Publishing, 2016).

OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector, (Paris: OECD Publishing, 2017).

OECD, *Responsible business conduct for institutional investors: Key considerations for due diligence under the OECD Guidelines for Multinational Enterprises* (2017).

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct (2018).

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains in the Garment & Footwear Sector (Paris: OECD Publishing, 2018).

OECD, *Due Diligence for Responsible Corporate Lending and Securities Underwriting: Key considerations for banks implementing the OECD Guidelines for Multinational Enterprises* (2019).

OECD, DAC List of ODA Recipients, available at <https://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/development-financestandards/DAC_List_ODA_Recipients_2018to2020_flows_En.pdf>

United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD)

UNCTAD, *World Investment Report 2006* (Geneva: UN, 2006).

United Nations Environment Programme (UNEP)

UNEP, *Environmental Assessment of Ogoniland* (Nairobi: 2011).

■ Regional Organisations

European Union (EU) Law

1968 Brussels Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters, 27 September 1968 [1972] OJ L299/32.

Council Regulation (EC) 44/2001 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Brussels I) [2001] OJ L12/16.

Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market. Document 32010R0995, *OJ L 295, 12.11.2010, pp. 23–34*

Regulation (EU) 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast) (Recast Brussels Regulation) [2012] OJ L351/1.

Directive 2014/95/EU of the European Parliament and of the Council of 22 October 2014 amending Directive 2013/34/EU as regards disclosure of non-financial and diversity information by certain large undertakings and groups, Document 32014L0095, *OJ L 330, 15.11.2014, p. 1–9*.

Regulation (EU) 2017/821 of the European Parliament and of the Council of 17 May 2017 laying down supply chain due diligence obligations for Union importers of tin, tantalum and tungsten, their

ores, and gold originating from conflict-affected and high-risk areas, Document 32017R0821, *OJ L 130*, 19.5.2017, pp. 1–20)

European Union Documents

- European Council, *Presidency Conclusions*, Lisbon EC Meeting 23 and 24 March 2000 (2000).
European Council, *Presidency Conclusions*, Nice EC Meeting 7, 8 and 9 December 2000 (2000).
European Commission Green Paper Promoting a European framework for corporate social responsibility, COM/2001/366 (2001).
Commission of the European Communities, *Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development*, COM/2002/347(2002)
European Commission, *My business and Human Rights: A guide to human rights for small and medium-sized enterprises* (2013).
European Parliament Resolution of 13 March 2007 on corporate social responsibility: a new partnership (2006/2133(INI)) [2007] OJ C301E/45.
European Commission, *A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility*, COM/2011/0681 (2011).
European Parliament, *Indigenous peoples, extractive industries and human rights*, EXPO/B/DROI/2013/23 (2014).
European Parliament resolution of 29 April 2015 on the second anniversary of the Rana Plaza building collapse and progress of the Bangladesh Sustainability Compact (2015/2589(RSP)) [2016] OJ C346/39.
European Union Agency for Fundamental Rights (FRA), *Improving access to remedy in the area of business and human rights at the EU level: Opinion of the European Union Agency for Fundamental Rights* (Vienna: FRA, 2017).
Ionel Zamfir, *Towards a binding international treaty on business and human rights* (European Parliament Research Service, 2018).
Responsible Business Conduct Working Group of the European Parliament, *Shadow EU Action Plan on the Implementation of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights within the EU* (2019).
Lise Smit, et al., *Study on due diligence requirements through the supply chain: Final Report* (Brussels: European Commission, 2020).
European Parliament resolution of 10 March 2021 with recommendations to the Commission on corporate due diligence and corporate accountability (2020/2129(INL)) [2021] OJ C474/11.
Council of the EU, 'Europe. New rules on corporate sustainability reporting: provisional political agreement between the Council and the European Parliament', Press release, 21 June 2022, updated 30 June 2022 available at < <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/06/21/new-rules-on-sustainability-disclosure-provisional-agreement-between-council-and-european-parliament/>>
European Commission Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937, COM/2022/71 (2022).

European Court of Justice/ Court of Justice

- Case 26/62 van Gen den Loos v. Nederlandse Administratie de Belastingen [1963] ECR I
Case 6/64 Costa v. ENEL [1964] ECR 585
Owusu v. Jackson, Case-281/02 [2005] ECLI identifier: ECLI:EU:C:2005:120para 37.

■ National Law and Cases

France

Laws

- LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre [Corporate Duty of Vigilance Law (2017)], available at

<<http://www.respect.international/french-corporate-duty-of-vigilance-law-english-translation/>>
(English Translation) accessed 30 January 2023.

Germany

Laws

Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten vom 16. Juli 2021,
Bundesgesetzblatt Jahrgang 2021, Nr. 46 [Corporate Due Diligence Act (16 July 2021)],
available at

<https://www.csr-in-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/EN/act-corporate-due-diligence-obligations-supplychains.pdf;jsessionid=0D7303869305A4270E90084F0D1C2550.delivery2-master?__blob=publicationFile> (English Translation) accessed 30 January 2023.

The Netherlands

Laws

Recht Algemeen Burgerlijk procesrecht [Civil Procedure Law], available at

<<http://www.dutchcivillaw.com/civilprocedureleg.htm>> (English Translation)

Wet van 24 oktober 2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter voorkoming van de levering van goederen en diensten die met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen (Wet zorgplicht kinderarbeid), Staatsblad 2019, 401 [Child Labor Due Diligence Act (2019)].

Cases

The Hague District Court, Akpan v Royal Dutch Shell PLC, C/ 09/ 337050/ HAZA09-1580 (30 January 2013)

The Hague Court of Appeal, ECLI:NL: GHDHA: 2015:3586((Judgement of 30 January, 18 December,2015)

The Hague Court of Appeal,ECLI:NL:GHDHA:2021:132(Oruma),ECLI:NL,GHDHA:2021:133 (Goi) and ECLI:NL:GHDHA:2021:134 (Ikot Ada Udo), (Judgement of 29 January 2021)

The Hague District Court, Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc, C/09/571932 / HA ZA 19-379 (Judgement May 26,2021)

United Kingdom

Laws

Modern Slavery Act 2015 (2015 c. 30).

UK Parliament, *Modern Slavery (Amendment) Bill [HL] 2021*.

Cases

Donoghue v. Stevenson, [1932] AC 562(26 May 1932)

Caparo Industries plc v Dickman, [1990] 2 AC 605 (8 February 1990)

Connelly v. RTZ Corporation PLC [1997] UKHL 30(24 July 1997)

Lubbe v. Cape. Plc [2000] UKHL 41 (20 July 2000)

Chandler v Cape [2012] EWCA Civ 525, 1 WLR 3111(25 April 2012)

AAA v. Unilever plc [2018] EWCA Civ 1532((4 July 2018)

Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, [2017] EWHC 89 (TCC) (26 January 2017)

Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, [2018] EWCA Civ 191(14 February 2018)

Okpabi v. Royal Dutch Shell plc, [2021] UKSC 3(12 February,2021)

Vedanta Resources PLC and another v. Lungowe and others, [2019] UKSC 20(10 April 2019)

United States

Laws

Alien's action for tort, 28 U.S.C. § 1350 (1948).

Dodd-Frank Wall Street Reform & Consumer Protection Act, 12 U.S.C. 5301, §1502 Conflict Minerals (2010).

Cases

Filártiga v. Peña-Irala, 2d Cir. 630 F.2d 876 (1980)

In Re Union Carbide Corp. Gas Plant Disaster, S.D.N.Y, 634 F. Supp. 842 (1986)

Doe v. Unocal Corp, C. D. Cal. 963 F. Supp. 880 (1997)
 Doe v. Unocal Corp, 9th Cir. 395 F. 3d 932 (2002)
 Aguinda v. Texaco, Inc., 2d Cir. 303 F.3d 470, 473 (2002)
 Sosa. V. Alvarez—Machain, 124 S. Ct. 2739 (2004)
 Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 2d Cir. 621 F. 3d 111 (2010)
 Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co., 569 U.S. 108 (2013)
 Brief of the Governments of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Kingdom of the Netherlands as *Amici Curiae* in Support of the Respondents, *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108 (2013).
 Navi Pillay, Supplemental Amicus Brief on reargument in Support of Petitioners – Kiobel, et al. v. Royal Dutch Petroleum”, Reargument to the U.S Supreme Court, *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108 (2013).
 Juan E. Mendez, Supplemental Amicus Brief on reargument in Support of Petitioners – Kiobel, et al. v. Royal Dutch Petroleum, Reargument to the U.S Supreme Court, *Kiobel v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 569 U.S. 108 (2013).
 Jesner v Arab Bank, 138 S Ct 1386, 1399 (2018)
 Nestlé USA, Inc. v. Doe, 141 S. Ct. 1931, 1935 (2021)

■ **Academic and Organization Reports and Documents**

Chris Albin-Lackey, *Without Rules: A Failed Approach to Corporate Accountability* (Human Rights Watch, 2013), available at <https://www.hrw.org/sites/default/files/related_material/business.pdf>

The Alliance for Corporate Transparency, *2019 Research Report: An analysis of the sustainability reports of 1000 companies pursuant to the EU Non-Financial Reporting Directive* (2019).

Amnesty International, ‘The Bhopal tragedy: 30 years of injustice for victims and survivors’, Statement, 17 February 2014, available at < <https://www.amnesty.org/en/wp-content/uploads/2021/06/asa200032014en.pdf>>

Annyssa Bellal, *Academy In-Brief No. 7: Human Rights Obligations of Armed non-State Actors: an Exploration of the Practice of the UN Human Rights Council* (Geneva Academy, 2016).

Jessica S. Burniske, Naz K. Modirzadeh and Dustin A. Lewis, *Armed Non-State Actors and International Human Rights Law: An Analysis of the Practice of the U.N. Security Council and U.N. General Assembly* (Harvard Law Sch. Program on Int’l Law & Armed Conflict, June 2017).

Treaty Alliance Germany, *Toward global Regulation on Human Rights and Business: Position paper of the Treaty Alliance Germany on the UN treaty process on transnational corporations and other business enterprises* (Berlin: October 2017) available at <https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/HRBodies/HRCouncil/WGTransCorp/Session3/TreatyAllianceGermany-WrittenSubmission.pdf>

The Danish Institute for Human Rights, , *Legislating for Impact: Analysis on the proposed EU Corporate Sustainable Due Diligence Directive* (March 2022).

European Center for Constitutional and Human Rights et al, *Press release, KiK evades its legal responsibility for factory fire*(10 January 2019), available at < https://www.ecchr.eu/fileadmin/Pressemitteilungen_englisch/PR_KiK_Pakistan_Dortmund_judgment_20190110.pdf

European Centre for Constitutional and Human Rights, *ECCHR Commentary on the EU Corporate Sustainability Due Diligence Directive Proposal*, available at <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12548-Sustainable-corporate-governance_en>

European Coalition for Corporate Justice, *A Human Rights Review of the EU Non-Financial Reporting Directive* (Brussels: 2019) available at < http://corporatejustice.org/wp-content/uploads/2021/04/eccj_ccc_nfrd_report_2019_final.pdf>

European Coalition for Corporate Justice, ‘Civil Society Calls for Human Rights and Environmental Due Diligence Legislation’, News, 3 October 2019, available at <<https://corporatejustice.org/>

news/civil-society-calls-for-human-rights-and-environmental-due-diligence-legislation/>
European Network of National Human Rights Institutions (ENNHRI), *Recommendations of the new EU Commission: developing and adopting an EU-level Action plan on Business and Human Rights* (2019), available at <<http://ennhri.org/news-and-blog/ennhri-recommends-new-european-commission-to-develop-and-adopt-eu-level-action-plan-on-business-and-human-rights/>>
European Network of National Human Rights Institutions (ENNHRI), *Statement on the European Commission's Proposal on Corporate Sustainability Due Diligence* (March 2022), available at <<https://ennhri.org/wp-content/uploads/2022/03/Statement-on-the-European-Commissions-proposal-on-Corporate-Sustainability-Due-Diligence.pdf>>
European Coalition for Corporate Justice, *European Commission's proposal for a directive on Corporate Sustainability Due Diligence: A comprehensive analysis* (Brussels: 2022) available at <https://corporatejustice.org/publications/analysis-of-eu-draft-directive-on-due-diligence/>
European Network of National Human Rights Institutions (ENNHRI) 'Recommendations of the new EU Commission: developing and adopting an EU-level Action plan on Business and Human Rights', Statement, 8 November 2019, available at <<http://ennhri.org/news-and-blog/ennhri-recommends-new-european-commission-to-develop-and-adopt-eu-level-action-plan-on-business-and-human-rights/>>
Extractives Industries Transparency Initiative (EITI), *The EITI Standard 2019* (Oslo: EITI International Secretariat, 15 October 2019) available at <<https://www.securityhumanrightshub.org/node/408>>
Global Witness, *Defenders of the Earth: Global killings and environmental defenders in 2016* (London: 2016) available at <<https://www.globalwitness.org/en/campaigns/environmental-activists/defenders-earth/>>
International Law Association, Study Group on Due Diligence in International Law, *First Report* (ILA, 2014).
International Law Association, Study Group on Due Diligence in International Law, *Second Report* (ILA, 2016).
International Law Association Committee on Non-State Actors (NSAs), 'Final Report' in *Report of the 79th Conference of the International Law Association* (ILA, 2016).
International Organisation of Employers and Konrad Adenauer Stiftung, *Key developments in mandatory human rights due diligence and supply chain law: Considerations for employers* (Geneva and New York: September 2021) available at <<https://www.ioe-emp.org/index.php?eID=dumpFile&t=f&f=156042&token=ee1bad43bfa8dbf9756245780a572ff4877a86d5>>
International Organization for Standardization (2010), *Guidance on social responsibility* (ISO Standard Number 26000:2010) available at <<https://www.iso.org/iso-26000-social-responsibility.html>>
International Alliance of Women, 'Feminists 4 Binding Treaty', Statement, available at <<https://www.womenalliance.org/feminists-4-binding-treaty/>>
Menno T. Kamminga, 'Final Report on the Impact of International Human Rights Law on General International Law' in *Report of the 73d Conference of the International Law Association* (ILA, 2008).
Maastricht University and the International Commission of Jurists, *Maastricht Principles on Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights* (2011).
MSI Integrity and the Duke Human Rights Center at the Kenan Institute for Ethics, *The New Regulators? Assessing the Landscape of Multi-Stakeholder Initiatives* (June 2017), available at <<https://msi-database.org/report>>
MSI Integrity, *Not Fit-for-Purpose: The Grand Experiment of Multi-Stakeholder Initiatives in Corporate Accountability, Human Rights and Global Governance* (July 2020) available at <<https://www.msi-integrity.org/not-fit-for-purpose/>>
NYU Stern Center for Business and Human Rights, *Research Brief: Assessing Legislation on Human Rights in Supply Chains: Varied Designs but Limited Compliance* (2019).
Royal Dutch Shell, *Sustainability Report 2014* (2014), available at <https://reports.shell.com/sustainabilityreport/2014/servicepages/downloads/files/entire_shell_sr14.pdf?cat=b>

- Shift, *Implications of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights for the Fair Labor Association* (New York: July 2012) available at <https://shiftproject.org/wpcontent/uploads/2012/07/Shift_FLAreport2012.pdf>
- Shift, *The EU Commission's Proposal for a Corporate Sustainability Due Diligence Directive: Shift's Analysis* (March 2022), available at <https://shiftproject.org/resource/eu-csdd-proposal/shifts-analysis/>
- UN Global Compact, *A Business Reference Guide: UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples* (New York: UN Global Compact Office, December 2013) available at <<https://www.unglobalcompact.org/library/541>>
- UN Global Compact Network UK, *Black Lives Matter & Business*(2021)
- UNICEF, Save the Children and Global Compact, *Children's rights and business principles* (2012) available at <https://d306pr3pise04h.cloudfront.net/docs/issues_doc%2Fhuman_rights%2FCRBP%2FChildrens_Rights_and_Business_Principles.pdf>
- Vicky Xiuzhong Xu, Danielle Cave, James Leibold, Kelsey Munro and Nathan Ruser, 'Uyghurs for sale', Australian Strategic Policy Institute, 1 March 2020, available at <<https://www.aspi.org.au/report/uyghurs-sale>>

■ **Website Pages and Articles**

- Agence France-Presse (AFP), 'Norwegian pension fund sells off groups-linked to Israeli-settlements', 5 July 2021, available at <<https://www.france24.com/en/live-news/20210705-norwegian-pension-fund-sells-off-groups-linked-to-israeli-settlements>>
- Anti-Slavery International, Website, available at <<https://www.antislavery.org/about-us/history/>>
- Amazon Defense Coalition, 'Chevron Suffers Major 8-0 Defeat in Ecuador's Constitutional Court Over Landmark Pollution Judgment', Statement, 11 July 2018, available at <http://s3.amazonaws.com/fcmd/documents/documents/000/004/827/original/ChevronTexaco_-_Aguinda_July_2018_update_ADCPR.pdf?1532349655>
- Amnesty International, 'The Hague: Esther Kiobel vows to continue her campaign for justice', News, 23 March 2022, available at <<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2022/03/the-hague-esther-kiobel-vows-to-continue-her-campaign-for-justice/>>
- Business and Human Rights Resource Centre, Website, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/>>
- Business and Human Rights Resource Centre, 'Shell settles Saro-Wiwa lawsuit over 1995 execution of Nigerian activists for \$15.5 million', 8 June 2009, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/shell-settles-saro-wiwa-lawsuit-over-1995-execution-of-nigerian-activists-for-155-million>>
- Business and Human Rights Resource Centre, 'National & regional movements for mandatory human rights & environmental due diligence in Europe', 22 May 2019, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/national-regional-movements-for-mandatory-human-rights-environmental-due-diligence-in-europe/>>
- Business and Human Rights Resource Centre, 'Norwegian CSO network For UM welcomes due diligence law as significant step forward but sees room for improvement', 15 June 2021, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/norwegian-cso-network-forum-welcomes-due-diligence-law-as-significant-step-forward-but-sees-room-for-improvement/>>
- Business and Human Rights Resource Center, 'Netherlands: Six political parties submit bill on mandatory due diligence to parliament', 2 November 2022, available at <<https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/netherlands-momentum-builds-towards-mandatory-due-diligence-regulation/>>
- Center for Constitutional Rights, 'Wiwa et al v. Royal Dutch Petroleum et al.: Historic Case', Case File, Last Modified 4 January 2022, available at <<https://ccrjustice.org/home/what-we-do/our-cases/wiwa-et-al-v-royal-dutch-petroleum-et-al>>
- Chevron, 'International Tribunal Rules for Chevron in Ecuador Case', Press Release, 7 September 2018, available at <<https://www.chevron.com/ecuador/press-releases/archive/international>>

tribunal-rules-for-chevron-in-ecuador-case>

Chevron, ‘Ecuador Lawsuit: The Facts About Chevron and Texaco in Ecuador’, Webpage, available at <<https://www.chevron.com/ecuador>>

Clean Cloth Campaign, ‘Rana Plaza’, Campaign Page, available at <<https://cleanclothes.org/campaigns/past/rana-plaza>>

Earth Rights International, ‘Doe v. Unocal’, Case File, available at <<https://earthrights.org/case/doe-v-unocal/>>

The Equator Principles Association, *The Equator Principles* (EP4 ed., July 2020) available at <https://equator-principles.com/app/uploads/The-Equator-Principles_EP4_July2020.pdf>

The Equator Principle Association, Website, available at <<https://equator-principles.com/>>

ESCR-Net, ‘John Doe I, et al., v. UNOCAL Corp., et al., 395 F.3d 932 (9 Cir. 2002)’, Case file, 2009, available at <<https://www.escr-net.org/caselaw/2009/john-doe-i-et-al-v-unocal-corp-et-al-395-f3d-932-9-cir-2002>>

ESCR-Net, ‘Who we are’, Webpage, available at <<https://www.escr-net.org/about/who-we-are>>

Ethical Trading Initiative (ETI), Website, available at <<https://www.ethicaltrade.org/>>

European Coalition for Corporate Justice, ‘Event Summary: Towards a legally binding instrument on Business and Human Rights European Parliament, 2 September 2015’, available at <https://media.business-humanrights.org/media/documents/files/documents/Summary_of_EP_Event_on_UN_Treaty.pdf>

Extractives Industries Transparency Initiative (EITI), ‘Our mission’, Webpage, available at <<https://eiti.org/our-mission>>

Fair Labor Association (FLA), Website, available at <<https://www.fairlabor.org/>>

Fairtrade International, Website, available at <<https://www.fairtrade.net/>>

Global Reporting Initiative, ‘The global standards for sustainability impacts’, Webpage, available at <<https://www.globalreporting.org/standards/>>

International Finance Corporation (IFC), *Performance Standards on Environmental and Social Sustainability* (1 January 2012) available at <https://www.ifc.org/wps/wcm/connect/24e6bfc3-5de3-444d-be9b-226188c95454/PS_English_2012_Full-Document.pdf?MOD=AJPERES&CVID=jkV-X6h>

Investor Alliance for Human Rights, Website, available at <<https://investorsforhumanrights.org/>>

Meta, Corporate Human Rights Policy (March 2021), available at <<https://about.fb.com/wp-content/uploads/2021/03/Facebooks-Corporate-Human-Rights-Policy.pdf>>

Principles for Responsible Investment (PRI), Website, available at <<https://www.unpri.org/>>

PRI, ‘What are the Principles for Responsible Investment?’, Webpage, available at <<https://www.unpri.org/about-us/what-are-the-principles-for-responsible-investment>>

Shift, ‘European Commission Human Rights Sector Guides’, Webpage, available at <<https://shiftproject.org/resource/european-commission-human-rights-sector-guides/>>

Social Accountability International, *About SAI*, available at <<https://sa-intl.org/about/>>

SOMO, ‘Shell pressured Nigeria with ISDS process to obtain oil field OPL 245’, News, 2 February 2021, available at <<https://www.somo.nl/shell-put-nigeria-under-pressure-with-isds-process-to-obtain-oil-field-opl-245/>>

Spotlight on Corruption, ‘Cleaning up the audit sector: why the government should consider banning Ernst & Young from public contracts’, Statement, 16 November 2020, available at <<https://www.spotlightcorruption.org/cleaning-up-the-audit-sector-why-the-government-should-consider-banning-ernst-young-ey-from-public-contracts-for-three-years/>>

Stop Hate for Profit, ‘Demand Facebook Stop Hate for Profit’, Web Form, available at <<https://www.stophateforprofit.org/demand-change>>

UN Global Compact, Website, available at <<https://www.unglobalcompact.org/>>

UN Global Compact, ‘The Ten Principles of the UN Global Compact’, Webpage, available at <<https://www.unglobalcompact.org/what-is-gc/mission/principles>>

Women’s International League for Peace and Freedom, *Mobilising for a Gender-Sensitive Treaty on Business and Human Rights* (2 November 2017), available at <<https://www.wilpf.org/mobilising-for-a-gender-sensitive-treaty-on-business-and-human-rights/>>

World Benchmarking Alliance, ‘Corporate human rights benchmark’, Webpage, available at

<<https://www.worldbenchmarkingalliance.org/corporate-human-rights-benchmark/>>
(All internet sources are lastly accessed on 30 January 2023).